東亞同文會調査編纂部著

支那開港場誌

第一巻　中部支那

支那開港場誌第一卷目次

上海

電氣瓦斯水道

鐵　道

蘇州

杭州

寧波

溫州

開港後の重大事件……一〇八〇

上海取引所
仲買人組合事務所

牌號	姓名
一	西村五郎
二	項嘉澍
三	朱善魁
四	金錫之
五	己斐平二
六	項東才
七	胡筠菴
八	上海商事株式會社
九	越ケ谷伊太郎
十	徐錦生
一一	葉星福
一二	樂庭三
一三	周杏洤
一四	吳滙康
一五	坂義雄
一六	張芝齡
一七	松井喬一
一八	伊藤久太郎
一九	水祥麟
二〇	周裕蓀
二一	小澤房造
二二	何畏三
二三	BDTATA
二四	徐震
二五	S.S.SOMKP
二六	高駕臣
二七	邱蘭亭
二八	日華通商株式會社
二九	黃靜安
三〇	殷聯芳
三一	山本太久藏
三二	黃和卿
三三	張鏞
三四	沈禮鑫
三五	E.M.JOSEPH
三六	山根金次郎
三七	葉慎齋
三八	盧緯卿
三九	伍澤民
四〇	
四一	田永祥
四二	
四三	顧錫堃
四四	A.MICHAEL
四五	陳慶賚
四六	金錫田
四七	俞勤修
四八	尾島義唯
四九	畢安官
五〇	姚蔭鵬
五一	沈麟初
五二	俞君欽
五三	陳福生
五四	陳景怡
五五	陸斌
五六	張秉鈞
五七	方連生
五八	祝達人
五九	陳德鏞
六〇	金廷華
六一	徐正康
六二	張文勳
六三	錢錫祚
六四	周葆三
六五	吳惠卿
	賀其莨
	嚴蘭生

營業科目

一、鐵工業
一、造船業及車輛製造販賣
一、汽機汽罐製造販賣
一、海難救助業
一、工物用鐵具附屬品製造販賣
一、船具類及五金賣買
一、前諸項ニ附帶セル一切ノ業務

東華造船鐵工株式會社

（興發榮鐵廠）

EASTERN ENGINEERING & SHIPBUILDING Co., Ltd.

上海楊樹浦路六十六號

電話 東四五一一 支配人室 營業部用
東四五一二 夜間事務室用

株式會社

上海銀行

上海文路二二號

電話 北二七〇九
北一三八四番

營業科目 紡織機械類 煙草機械類 專門
其他一般鐵工業

株式會社

公興鐵廠

第一工場 上海韜朋路十八號電東四二八
第二工場 楊樹浦路三二七二號電東一五八

紡織建築用品、紡織機械其他
一般諸機械並ニ附屬品、金物
鐵材、銑鐵類

祥昌洋行

上海仁記路一號A
電話中三二三二番

行主 鶴岡健造

支那開港場誌 第一巻

東亞同文會調査編纂部著

上海

概說

楊子江は支那に於ける最も主要なる交通路にして、其沿岸は人口衆多に物資豐富なり、而して上海は此地方と外洋との連鎖地點に當り、支那の最も富裕なる地方は上海によつて世界に對する其物資の捌口を求め得たるもの、又外國の企業は此を基地として支那の中心に進入する事を得たるものなり。

上海が一度外國貿易の爲に開かるゝや、忽ち急速力の發展を遂げ、支那に於ける通商貿易上の中心市場となるを得たるもの、實に其形勝の位置を占めたりしによるものにして、向稱天下繁華有四大鎭、曰朱仙、曰佛山、曰漢口、曰景鎭、自香港興而四鎭遜焉、自上海興而香港又遜焉と云ふもの全く其地位の宜を制したるが爲なり。

上海は其現狀よりして支那の中心市場たるが故のみならず、支那と外國との交渉史を知るが爲に居留地制度發達の經路を知るが爲に、海關制度の沿革を明かにするが爲にも、研究せざるべからざる處、支那の通商貿易工業等の問題について上海の事情を先づ悉さざるべからざるは元より言を俟たざる處なり、蓋し北京が支那の政治上の首都なるに對し、上海は其經濟上の首都と稱すべく、上海事情研究の必要なる當然なり、吾人は茲に上海の各方面の事情につき記述して世の上海を知らんとするものに對し、大體の資料を提供せんとす。

沿革

上海縣管轄區域の變遷

上海縣は元禹域揚州の地にして、春秋時代には吳に屬し、後越に入れり、戰國の時は楚に屬し秦漢には會稽婁縣の地たり、唐の天寶十年昆山縣を拆きて華亭縣を置き、蘇州に屬せしむ、元の世祖至元十四年縣を華亭に置く、翌年改めて松江府華亭縣として嘉興に屬せしめ、同二十九年に至り松江府知府僕散翰文の請により華亭縣東北五鄉の地卽長人鄉、高昌鄉、北亭鄉、新江鄉、海隅鄉を割きて上海縣を新設し、縣城を上海に置き茲に初めて上海縣の分立を見たるが、爾來連續して明の時代に至り、

其嘉靖二十一年に又上海縣中西北三鄉を分劃して、靑浦縣を靑浦に立てたり、然し靑浦縣は未だ年を經ずして早くも同三十二年廢せられたり、後萬曆元年に至り復靑浦縣を唐行鎭に設け、淸の雍正二年又南滙縣を分設し、嘉慶十年川沙廳を設置せり、依つて現在の上海縣の管轄區域は次の如きものなり。

東は川沙縣界に至り其間三十支里

西は靑浦縣界に至り其間三十六支里

南は南滙縣界に至り其間七十二支里

北は寶山縣界に至り共間十二支里

上海城には元城壁無かりしが明代倭寇の屢來襲するものあり、其嘉靖三十二年には遂にそれが爲に、縣署を焚かるゝに至れるより、此年市民顧從禮等の請により松江府知府方麗始めて之れを築き、後淸朝に及び康熙十九年、雍正九年、乾隆四十年等の數度に城壁城樓等の修繕をなし現代に及びしが、民國二年遂にそれを崩し城濠を埋めて馬路を建設せり。

開港以前

上海は古くより水路の要衝とせられ、宋代には市舶司及榷貨場を此地に設け、出入貨物に稅を課し、元も亦宋の市舶司を繼ぎ、後大德二年之れを寧波に移せしも依然上海に於ては徵稅を續けたり、明代

に至りては始め市舶司を置きしも、後廢して稅司を上海附近に設け船稅を徵せしが、清朝に及び上海に稅關を置き、附近要地に稅所を設けて、以て貨稅及船稅を徵したり。

上海は從來船舶の出入多かりしが、其殊に繁盛の區たるに至りしは元代此地を以て漕米北運の基地となしたりしに依る、蓋し元以前は國都は河南陝西に設けられたるより、江南地方の漕米を是等地方に運送する爲には、水路の相當に開かれて支障無かりしが、元は初めて北京に都せしより漕米輸送の爲に新に水路を開くの要あり、最初山東を通じて運致せしも、河道故障多かりしより遂に元の至元十九年以來海運の計を立て、上海を基地とし江南の漕米を此地に集めて、此より船に積み外洋を經て北送せり、其額元時代に於て年額一百萬石乃至二百九十萬石に達し、盛時には之れが運送に從事する船隻九百隻に及べりと云ふ。

明は初め南京に國都を定めし間は漕米の爲に困難する事無かりしが、彼永樂帝に及び北京に遷都するや、再び此問題に逢着するに至り、當時は海運と河運を併用し、上海は依然海運の基地たりき、後清朝に及びても此を基地として海運を行ひ、同治に及びては汽船を以て之れに充て、同十年には招商局設立せられて、專ら此事に從ひしが、同局は其後一般海運業に從事するに至れり、現時の上海居留地のバンドは此漕米運送船の碇泊したる地にして、支那が上海に外國居留地を設置する事を許すに當りても、右河岸は漕米運送の爲に、必要なる地區なりとして、其使用につき或制限を加ふべき事を要

求したるものなり。

上海は斯くの如くして水路の要衝として次第に發達し來りしが、其發達の過程に於て日本の海賊所謂倭寇の爲には屢禍害を被れる事あり、卽ち明初より倭寇は、屢支那南部の海岸に出沒し、此地方の海港にして其害を被らざるもの無き有樣にして、上海附近にも時々來襲し、嘉靖二十二年には其北部河岸に上陸し、支那の防禦軍を破りて市内に攻め入り、全市を燒擊し被害甚大に一時上海は殆んど荒廢に歸せんとせしが、其後日と共に次第に舊態を恢復し、更に繁盛に趨くに至れるものなり。

清朝に於ける上海縣は元松江府の管轄に屬し、蘇松太道の管下にありしが、其後民國に入りては滬海道の管轄に歸し、近年府の廢せらるゝや滬海道に直隸する事となれり。

上海縣の人口については古來的確の調査なく、殊に又縣境も屢變更したるを以て精確の數字を知る能はざるが、其大體の數字を擧ぐれば次の如し。

元　代（管轄區域廣大）	七二、五〇二戶	
明　初	一〇〇、〇〇〇戶	
明萬曆十四年（一五八六年）	丁七〇、六二三人	外免丁一二、七八九人
清順治年間	丁八一、九六一人	
康熙五十一年	丁八六、七二五人	
雍正三年（一七二六年）	丁九三、二九四人	

年代	丁	婦
雍正四年(南滙縣分立後)	丁四八、二〇九人	
嘉慶十五年(一八一〇年)	丁二四八、〇二五人	婦二三六、一六二人
道光十年(一八三〇年)	丁二四二、七八二人	
咸豐二年(一八五二年)	丁二八五、九八八人	婦二五八、四二五人
同治五年(一八六六年)	丁二八五、三二六人	婦二五七、七八四人
民國(一九二〇年代)	人口 一、五三八、〇〇〇人	

上海と外國との關係

上海は古くより日本、比利賓、南洋、安南、暹羅航行船舶の碇泊地たりしが、其外國との交渉は廣東、寧波等に比し遙に遲れたり、即ち十二世紀に Marco Polo の東游時代にありては、上海は未だ其注目を惹くに足らず、一七九三年 Lord Macartney の英國使節として乾隆帝の許に至りし時も、寧波天津、舟山の如き孰れも其望を懸くる所となりしに拘らず上海は空しく看過せられたりき。

然れども上海は必ずしも外人の爲に閑却せられたるにあらず、東印度會社は廣東に本據を置きて支那貿易に從事しつゝも、常に北方の支那中原の土に出でゝ一層盛に支那貿易を營まんとの望を棄てず、之れが中心市場たるに足るべき地を物色し、其結果上海は支那中部に於ける水利の便ある地にして、且揚子江流域を扼し極めて有利なる事情の下にあるのみならず、早くより發達し、又外國人も多少茲に入り込みし者あるより之に着目し、之を以てその北方支那開發の根據地と爲さん事を希望せり、現

に一七五六年に於て東印度會社の廣東出張員たりし Pigon は上海を以て通商港たらしめん事を本社に建議し、その結果數年後に於て Flint 號は北部地方の港灣調査の爲に派遣せられたりしが、支那官憲の防止に會ひ十分にその目的を達する能はずして歸航せる事實あり。

然れども上海と海外との接觸は必ずしも外人の着目にのみ依りて開かれたるにあらず、支那人中にも亦之れが爲に多大の貢獻をなしたるものあることを忘るべからざるなり、則ち徐光啓の如き其最たるものにして、彼は一五六〇年頃上海市外に生れ翰林に入り清朝の爲に重用せられたりしが早く天主教に歸依し、當時耶蘇教禁止の聲盛なりし際に、之が信仰の自由を力說したる一人にして、彼は佛國宣教師と共同して上海に最初の教會を建設し、上海を以て佛國宣教師の傳道の策源地たらしめ、從て外國人をして此の地に注目するに至らしめたる功少からず、後上海が外國人の爲に望を懸けられ、遂に今日の繁盛を致すに至りたるもの、固よりその位置の良好なるによると雖も、徐の如き先覺者ありて早く外國人をして此の地に入る事を得せしめたるもの亦其の一因ならずとせず、彼は一六三四年逝世せるが、其墓は上海徐家滙にあり、彼の有名なる徐家滙天文臺、天主教會堂の如き共に徐氏を記念するものにして、徐は支那に於ける天主教徒の恩人たると共に、又上海開發の恩人たり。

上海開港の交渉

東印度會社は曩に上海の開港を計畫し、又北方支那に向つて通商貿易を開かんとし、或は Macartney 卿或は Amherst 卿等の使節を北京朝廷に派し、種々の屈辱をも忍びつゝ、支那政府より開港通商の允許を得ん事を求めたるが孰れも不成功に終れり、然かも東印度會社は尙北支那に對する商權擴張の希望を捨てず、先づ上海の開港を地方官との間に解決せんとし、遂に一八三二年に於て Hugh Hamilton Lindsay に通譯 Charles Gutzlaff を附して Lord Amherst 號に乘り込ましめ、上海に航して同地官憲に向つてその開港を迫らしむる事とせり、當時廣東の支那當局は頻に之に反對したるが爲め、Lindsay は支那人の假名を用ひ、更にその船舶は日本に向け航海するものなりと僞りて、澳門を出發し、支那沿岸に沿ふて北航せり、同船が厦門、福州、寧波等に寄航するや、到る處支那官吏の反抗を受け、殊にその上海に赴くものなること明かとなるや、彼等は百方之を阻止せんとしたり。

然れども Lindsay は斷然として船を進め、同年の六月廿一日には遂に吳淞に近づけり、支那官吏は早く同船の寄港したる各地より此の報告を得たりしより、多數の兵船を派して之を迎へ、砲火を以て之を脅かし、その上海入港を阻止せんとせり、茲に於て Lindsay は竊に小艇に移乘して上海に遡航し、同地の天后宮前に上陸せり、然るに此の地には早く已に西洋人との通商を禁ずる旨の告示の貼附せらるるあり、支那官憲亦直ちに來りて頻りにその入城を阻めるが、彼は意を決して道臺衙門に進み、道臺に會見を求めんとせり、然るに同署の門扉は堅く閉して開くこと能はざりしなり、Lindsay は推し

て入門し、官廳内に進みたり、然るに署中は闃として人なく出で丶應接する者無し、依て彼は暫く署内に休憩しつゝありしに程經て知縣と稱する者道臺の代理なりと號して出て來り、猛烈にその突然來訪したるの非禮を咎め、此地に於て會見する能はず吳淞に於て應接すべしとて同地に退かん事を要求せり、茲に於て Lindsay は言を盡して、支那が彼等を相當の禮儀を以て迎ふべき所以を說いて、曰く「予の國に於ては政府の當局者は外國人を俟つに常に相當の禮節を以てす、然るに諸君は全く之と異り、外國人か禮節を以て對するに粗暴を以て之に報ゆ、然れども予は尙我が一行が禮節の何物たるかを解する事を示さんが爲に、退却に際しても重ねて敬禮すべし」と、斯くて Lindsay の一行は衙門を退きて天后宮に入れり、その後程なくして道臺は彼を引見すべき旨を通じ來りたるより、Lindsay はその會見を諾すると共に、會見の際に於ては道臺等と同樣に、彼等にも同じく椅子を與へらるべき旨を約せしめたり、斯くて Lindsay が會見室に赴くや、道臺は椅子を用ひ、彼等一行に對しては依然として着席を許さざりし爲め、彼は大いにその約に違ふ事を責めたるに、道臺も遂に起立して彼等の所言を聽く事となれり、依て Lindsay は現代に於ける通商上の進步の事情を述べ、直接貿易が利益甚大にして、其の結果は産業の發達となり、關稅の增收となり、合せて國家間に友好關係を增進すべき所以を詳述し、これが爲に上海を外國貿易に開港せん事を求めたり、然るに道臺は之に對し辭色を激くして言下に拒絕して曰く、「若しも上海の船舶にして貴國を訪ふことあらば、貴國の官憲をして之を追放

せしめよ、彼等は我が當局より斯くの如き許可を得たるものにあらず、それと共に上海開港の要求亦之に應ずる能はざるなり」と、Lindsay は更に言葉を盡して、開港の要求を述べたるが、道臺は斷然之を拒絕し、更に彼が齎し來れる開港要求の文書は之を受領せずして返還せんとせり、Lindsay は之が返還を拒み兩者の間に種々の往復を重ねたるが、遂に要領を得ず。最後に拒絕の回答を齎して廣東に歸航するの已むなきに至れり、彼は當時上海に止まりし間屢々市内に出でゝ商民と接したるが、官憲を除く以外の人民は何れも溫和なる態度を持し、外國人と直接貿易する事を寧ろ喜びつゝあるものゝ如くなりしと云ふ。

Lindsay は當時の上海の狀況を其報告中に述べて曰く「其滯在中七日間調査せる處によれば日々四百隻以上の支那戎克の入港し來るを見、又埠頭及大倉庫の建設に恰好なる土地十分に存在す」と。

其後東印度會社は上海開港の困難なるを見るや、舟山列島を以てその通商の根據地たらしめんとし、既に一八三三年には同社長 James Urmston は廣東の貿易を舟山に移さん事を主張せり、而して其後程なく一八四〇年に、英支の間に阿片戰爭勃發するや、英國は先づ舟山列島を占領せるが、當時英國の方針は上海に換ゆるに舟山を以てし、之を以て北方支那に於ける英國通商の根據地と爲さんとするにありたり、從て同戰爭終結後も賠償金支拂未了を口實として、此地の占領を繼續し居りしが、賠償金の支拂も完了し又上海開港せられて此に英國商權の根據地を定むる事を得たるを以て、一八四六年

上海

呉淞の戰

七月二十五日を以て之れを支那に明渡せり。

開港の決定

斯くの如く英國が頻りに上海の開港を希望してその目的を達する能はざる際英支兩國の間に阿片戰爭の勃發を見たり、英國は兵を出して廣東を攻略せる後、更に北方支那に對して征討軍を進むるに決し、先づ廈門、寧波等を攻略し、次いで英國の艦隊は一八四二年六月十六日を以て呉淞港外に進み、上海の攻撃に着手せり、當時の英國艦隊は旗艦 Blonde 號の下に Cornwallis, Modeste, Columbine, Clio, North Star 等の諸艦より成り、Sir Henry Pottinger 之を指揮せり、支那に於ても豫め之に備ふる爲に、呉淞に砲臺を築き多數の軍隊を派遣しありしを以て、英國艦隊の入港するや、直ちに迎へ受けて砲撃を加へたるも、遂に敵する能はずして、程なく砲臺を

捨てゝ退却せり、茲に於て英軍は何なく呉淞に上陸し、更に道を分ちて寶山より上海に向つて進撃せり、翌十七日に於て軍艦は水路黄浦江を遡りて上海に進み、陸路よりする英兵亦之と行を共にし、十九日には遂に上海市中に入る事を得たり、海路よりせる英兵は曾て Lindsay が上陸したる天后宮より上陸したるが、往年 Lindsay の通譯たりし Gutzlaff が、今囘も亦通譯として同じく此の地に上陸したるは奇緣と謂ふべし、英軍は上海を攻略せる後六月廿五日更に茲を發して鎭江、南京に向つて進撃し、支那兵は到る處之に抗する能はざりし爲、遂に和を乞ひ兩國間の講和條約は一八四二年八月廿九日を以て南京に於て調印せられ、該條約を以て遂に上海開港の事は決定せられたり。

當時 Harry Parkes は英軍に從ひて上海に來り、一八四二年六月二十二日此に上陸したるが、彼は當時の上海の印象を記して曰く

上海は嘗て聞知せる如く最も美しき都會にして、能く耕されたる沃野の間に位し、水運の便最もよく、且亭々なる大樹の茂りつゝあるを見たり、市街は富裕にして百貨輻湊すと、更に其市街を見て未だ嘗て見ざる八幡知らずの如き街衢なりと稱せり。

英國は早くより舟山列島に望みを屬し之を以て北支那に對する英國貿易の根據地たらしめんとし、此度の戰爭に際しても最先此の地を占領し此の地の分割を求むるの口實を造りつゝありしが、佛國の反對等もあり、其目的を達する事不可能なる形勢なりしより、英國は遂に上海を以て、その北支那に

對する通商上の根據地と爲すの外なきを悟り、Pottinger は一八四三年六月二十八講和條約の批准交換を了ゆるや、同年十一月九日を以て南京よりの歸途直ちに上海を訪問し、此の地に居留地を設くる爲

最初の英國領事館

視察を遂げ、その一行中の Balfour は直ちに上海に於ける最初の英國領事に任命せられたり、當時條約は已に批准を了りたりと雖も支那官憲の英國人に對するや極めて傲慢不遜にして、且つ不親切を極めたり、十一月十日 Balfour 一行を隨へて上陸すると共に、支那官憲に向つて彼等の執務すべき家屋の提供を求めたるも、彼等は城内外共に適當の家屋の供給すべきものなしと號して其要求を拒絶せり、爲に Balfour は其住居に困難したるも、僅に一支那人の英國領事と結んで貿易上の特權を占めんと企てたる者ありて、進で家屋を提供する者ありしが爲、僅かに身を容るゝの地を得たり、斯くの如く支那官憲は動もすれば英國人の此の地に入り來るを阻害せんとしたるが、條約已に効力を發したる以上、支那當局は上海の開港を宣言せざる能はずして、遂に同年十一月十七日を以て上海を開港すべき旨の告示を出し、茲に上海の

開港は公式に決定を見、英國が多年希望したる問題は漸くにして解決するを得、これより英國は先づ居留地を選定し、更に有力なる商人の此の地に集り來るありて、茲に英國の北支那並に中部支那に對する通商貿易の基地確立する事を得たり、當時其開港に際し英國領事 Balfour が發したる告示次の如し。

一八四三年十一月十四日附上海英國領事館告示

本官は茲に英國臣民に告ぐ、本官は假領事館を上海城内の東門西門間の城壁に近き通りに設置したり、本官は總ての人々が余が十分に余の任務を果し得る樣援助を與へん事を望む、支那地方當局稅關監督官と交渉の結果、上海港は本月十七日を以て外國貿易の爲に開港せらるゝ旨を告示せられ、それと同時に總てのこれに關する規定は效力を發生する事となれり、上海港の範圍に就ては時に西方は寶山を以て限りとし、吳淞に至る河の左岸を以て、西南の境界とする事に決定したり、荷物の積込み又は積卸しの爲に船舶の港内に碇泊すべき位置は、河の左岸に出來得る限り密接せしむる事を要す、その地區は上海城より下流約四分の三哩の間にして、數隻の船舶が必要品の受渡しの爲に連續して碇泊する場合には、首尾を相接して投錨し、以て河流の交通を自由にし、且つ又吳淞河口を閉塞するが如きことなからしむべし、英國政府の支那通商條約協定委員たる Pottinger の協定したる稅則規則及び總ての協定は、本官に於ても十分に之を遵守すべく、更に又本港に出入するものも之を遵守することを要す、支那地方官及び稅關當局は噸稅輸出入稅徵收の

爲に、城の小東門より河岸に達するの地に、政府の銀行及び兩替屋を設置し、左の六名その從業者として事務を執る事となれり。

Yao Hang-yuew, Kwo Wan-fung, Chow Hoo-shing, Chun Yum-jeo, Muo Hang Ho, King Yum-keo

彼等は何れの者と雖も上記の目的の爲に支拂はるべき金圓を領收するの權利を有する者とす、標準度量衡器は領事館に備附せらる、總ての稅金等は此の標準に依て支拂はれ若くは領收せらるべし、本官は英國商人に對して右標準度量衡器は上海に於て容易に入手し得べきが故に、各その一揃を用意せん事を勸告す、尙此の標準度量衡をその他の一般の取引等に就て使用すべきや否やは更に考究すべきものとす、上海に於ては商業及び職業の異るに從ひ、此の度量衡器を異にす、然もその何れも支那政府が通商港に於ける標準として指定したるものに合するもの無きが故に、有らゆる商取引に就ては特別の注意を拂ふ事を必要とすべし、取引の單位たる斤量に就ては豫め之を明確にし、以て紛爭と損失との發生を防ぐべし、更に又支那人の性質並に行爲に就て、更に十分に了解を得るに至る迄は之に對して信用を置くことに關し十分に注意をなすを要す、住宅商店等の爲に適當の位置を撰擇する事、並に稅金支拂に際しての標準銀に對して支拂ふべき銀貨の步合に就ては尙目下考慮中なり。

税關の開設、輸出入貨物の檢査、船舶の出入に對する水先案內の選定に就ては、更に他に適當の告示をなすべく、曩に示したる上海港の地域に就ては、今日尙未決定のものとして取扱はるべし、領事館の事務取扱時刻は普通の時間に據ることを希望すると雖も、必要の場合には領事館は凡ての人に向つて凡ての時間開放せられ、領事は或は書面を以て或は面談に依て、喜んでその任務を果すべきことを明かに告示す。

開港當時の上海は城內を除く外は蘆荻茂れる沼地多く、外人の居住に適する地區も無く從て外人は城內に居を構へしが、其後程なく居留地設定の計畫成り、爾來城外の租界地區の殷賑を見るに至れるものにして、一八四六年八月英國上海領事館の通譯官として來任したる Parkes は當時の上海の情況を述べて「上海は僅に三年前に開港せられたるのみに過ぎざれども、其各方面に於ける變化は實に驚歎すべきものあり、將來の發達實に期して待つべきなり、其地理上の位置、深き河流、安全なる船付場孰れも其發展を促すべき素因たるに足る」と。

尙其後一八四八年に上海を訪れたる Henry Charles Sirr は、其著「支那及支那人」中に於て上海の狀況を次の如く記述せり。

吳淞に入ると共に周圍の光景は商業上の取引のかなり繁盛なるを思はしむるものありたり、卽ち支那各地より集り來れる戎克の帆柱は林立し、四圍悉く是れ帆檣ならざるは無き光景を呈せる

が、尙支那にある英國商人の多くは予に語るに、每年一月の候にありては、更に多數の戎克上海に蝟集し、上海河岸に碇泊する戎克の總數は凡そ三千隻以上に達する旨を以てせり。

上海の市街は廻らすに城壁を以てし、その周圍は凡そ三哩四分の一に達せり、併してその城壁には六ヶ所の門あり、其內の四個は河流に向つて開き、その附近には倉庫の多く位置するを見たり。市中の商店に於て販賣する商品を見るに、各種の絹織物、朱子、縮緬、白及び色付木綿、竹器、陶瓷器等多きが、各種の日用品は贅を盡したるもの、珍奇なるもの、心地よげなるもの多かりき。

上海の人口は百五十萬內外と推算せられたりしが、然かも吾人の推算を以てすれば、上海市內外の人口は二百萬を超ゆるものと信ぜられたり、上海に於ける土人の性質は平和的にして、行動は道德を重んずるものゝ如く見えたり、然しながら各地より集まり來れる水夫には粗暴者多く、市中には鬪爭を事とする者多かりしが、殊に福建より來れる水夫に此の傾向著く、上海に於ける福建人は恰も英國に於けるアイルランド人の如き觀あり。

支那人の富裕なる商人は上海に居住する者少く、その多くは蘇州府に居住せり、該地は當時に於ける最も繁華なる地にして、富裕なる上に最も開發せられたる都市なりき、之を例せば歐洲の巴里に髣髴たるものにして、卽ち蘇州は支那に於ける巴里の觀あり、該市は上海を去る事約八十哩の地位にして、大商店の主人は此の地に住みて、その手代店員を派して商業に從事せしめたり。

此の地方の支那の官廳としては最高官署として道臺あり、海關事務所あり、更にその下に知縣ありて民事を司れり、英國の領事館は城壁の內に在り、英國の國旗は他の支那の港に於けるが如き汚辱を蒙りたることなく、英國人も亦別に問題を惹き起すことなく、自由に城內に往來する事を許されたり。

髮賊亂時の上海

上海開港後未だ幾何ならざる一八五〇年（道光三十年）洪秀全兵を起し、所謂長髮賊の亂となりたるが、此髮賊の亂は淸朝の重大事件なりしと共に、上海の歷史上に於ても、非常なる關係を有し、上海の發展の爲に看過すべからざる甚大なる影響あり、上海開港以來居留地の設定を見外國人の此の地に根據地を占むる者漸く多からんとせしも、支那人は未だ好んで居留地內に住居を占むるに至らず、從つて居留地の區域內に在りても未開の荒野多く、未だ繁盛を稱するに至らざりき、然るに一度び長髮賊の亂起り、各地その攻略する處となるや、地方都市の商民にして、難を居留地に避くる者多く、之が爲に居留地は一時に繁昌し來れり。

賊亂を逃れ上海に避難せる支那人の數は甚だ多く、爲に居留地に在る支那人の數は一萬より一躍して百萬に增加せりと傳へらるゝも、實際の數は恐らく百萬に達せざりしと思はるゝが、必ずやこれに

近似せる數に上りしならんと稱せらる、現に多數支那人が避難し來れるが爲に、上海に於ては食糧品價格非常に暴騰し、一八六一年に於てはその數年前の相場に比し約四倍に達せりと云ふ。

斯くの如く長髮賊の亂は居留地の繁盛を來す一因たりしが、然も賊徒の侵入と共に上海の安全亦彼等の爲に脅威せらるゝに至り、一時重大なる狀態を惹起せり。

長髮賊の亂徒は一八五三年三月十九日に於て南京を陷れ、更にその三十一日に於て鎭江を陷れ、次第に上海に進み來れり、依て上海に於ける外國人はこれが爲に防禦の方法を講ずるの必要を見、英國並に米國の居留民は、四月八日に各別の會議を開き、上海居留地の防備の爲に英米の義勇隊を組織し、海軍と協力すべき事を決定したり、然れども居留地並に一般外國人の防備の爲には、更に廣く列國民共同に協議するの必要なるを認め、四月十二日に於て外國人居留民の大會を開き、英領事 Alcock 議長として議事を進行せり、本會に於ては曩きに英米國人の大會に於て決定せる處を認むると共に、更に共同の委員を設置する事を決定し、英國人中より一名を選出する事とせり、更に又 A. G. Dullas の指示に從ひ、現に Defence Creek と稱せらるゝ塹濠を堀る事に決し、且四萬五千兩を投じて堡壘を築き各國人より擧げられたる義勇隊は早速教練に着手する事とせり。

當時上海城內には種々の陰謀行はれ、現に淸朝に快からざる三合會、小刀會の如き祕密結社の首領玆に入り込みて、動もすれば長髮賊徒と提携して事を擧げんとするの形勢ありしが、一八五三年九月

七日遂に小刀會事を起して、上海城內を占領せり、上海知縣は賊徒の爲に殺され、道臺は身を以て逃れ、英米人の爲に助けられて外國居留地に身を寄せたり、翌八日には居留地の河岸通りに在りたる稅關も亦彼等の侵す處となり、掠奪と破壞とを被りたり、城內の支那人民は何れも城內に拘留せられて、一步も城外に出づる事を許されず非常なる恐怖狀態に陷れり。

小刀會徒は彼等一度び事を擧ぐるに於ては、南京に在る長髮賊徒の援助を借り得べしと信じたるも、然も太平賊徒は容易に之に應ぜず、十一月に至り長髮賊の首領忠王は使節を上海城內に派して調査せしめたる上、遂に之に對する援助を拒絕せり。

其の結果城內の匪徒は孤立無援に陷り、之に乘じて淸兵は上海城を賊徒の手より恢復せんとして、四方より攻擊せり、斯くて官賊兩軍の接戰を見んとするや、居留地に於ける外國人は、兩者に對して嚴格に中立の地位に立ち、攻防兩軍何れにも援助を與ふる事を禁じ、更に外國官憲はその何れに對しても軍器火藥等を供給する事を嚴禁せり、淸兵は城の北方を塞き、西と南の兩面より之を攻擊し、戰況の進むと共に動もすれば、累を居留地に及ぼさんとするの狀ありたり、卽ち一八五四年四月三日に於ては武裝せる淸兵英國領事館の附近に現はれ、二英人を傷け、更に數日後に於ては、武裝せる軍隊居留地內の各所に出沒し、外國人に危害を加ふる者あり、その數日を逐ひて增加するの狀ありしより、英國領事は淸軍の司令官に對し、嚴重に居留地內の撤退を要求し、期するに翌日の午後四時を以てし、

若しその期に及んで猶撤退せざるに於ては、威力を用ひて居留地の安全を許らざるべからさる旨を通告し、英國海軍水兵、義勇隊及び商船の水夫等の混成隊は、戰闘準備を整へ、競馬場に集合して清軍司令官の囘答を待てり、然るに清軍は約の如く囘答を爲したるも、然も撤兵を肯んぜずして、曰く「官軍の駐紮地は元來中國の土なり、從つて玆より撤退するの要なく、微細の事故に口實を藉りて兵を動すが如きは智者の爲さゞる處なり」と、玆に於て英領事は大いに憤りて軍隊に向つて戰闘行爲を採るべき事を命じ、遂に砲火の間に相見ゆるに至りたり、當時外國軍の兵數は英米兩者を合せて約四百人内外にして、英軍は南京路の北方に在り、米軍は南京路と洋涇濱の間に陣せり、外國軍と清軍と對戰するを見るや、城内の賊徒は米軍に援助して清軍に當れり、外國軍は此の戰闘に依り清軍を居留地の四境より相當距離に擊退するを得たるが、その爲に四名の死者と十一名の負傷者を生じたり、その後英米佛の三國領事共同して、居留地の防備に當りたるが、十一月十一日米軍に對し一突擊ありし外遂に清軍は再び居留地

進軍中の長髪賊徒

に攻め入る事なかりき。

當時上海に於ける佛國の利益なるものは甚だ僅少にして、佛國居留地内に在りたる外國人の家屋は、北門外に在る米國宣教師の二家屋を除きては、僅かに佛國領事館と一佛國寶石商の家屋ありたるのみなりしが、これ等の家屋は官賊兩軍の戰鬪に當り、屢々砲擊を蒙りしより、佛國領事は支那官憲に向つて安全の保障を求めたるも、遂に顧る處とならざりき、而してこれ等の佛國の利益の防護とその他の各國の利益保持とは一致せざるものありしより、佛國は終に單獨行動を採るに決し、賊徒の上海城を占領してより十五ヶ月を經たる一八五四年十二月六日に於て、佛國軍艦より陸戰隊を上陸せしめ、城内の賊徒に向つて砲擊を開始するに至れり、これに對し英米は局外中立を守りたりしが、淸國官憲は佛國軍に力を加へて賊徒の攻擊に當れり、佛國軍支那官憲との聯合攻擊は非常に猛烈を極めたりしかども、城内の賊徒亦良く戰ひ、これが爲め淸兵中戰死せる者千二百名、負傷せる者一千名に達し二百五十人の佛國水兵中六十四人の死傷者を出したりと稱せらる、然れども猛烈なる攻擊の結果、城内の賊徒は遂に支ふる能はずして、一八五五年二月十七日、支那の新年の日を以て遂に十七ヶ月の後上海城を放棄するの已むなきに至れり、賊徒の内三百名は淸兵の爲に捕へられて斬られ、五十名は外國居留地に逃れ更に舟に依て南方に逃走せり、その結果淸兵は城内に入り、完全に之を回復する事を得たるが、淸兵は更に賊徒にも勝る不法と强暴とを逞しうしたりと傳へらる、佛國は此の戰鬪に關係し

て、その居留地の面積を大いに擴張する事を得たり。

小刀會の賊徒と清軍と對抗しつゝある間、長髪賊徒は上海に迫らざりしが、上海城の清軍の爲に回復せらるゝや、一八六一年八月忠王自から兵を率ひて上海に進み、その十七日を以て徐家滙に至り、此の地に在る天主敎徒の會堂を占領し城内の淸兵を攻撃せり、居留地の外國軍隊は官軍を助けて長髪賊徒に當りたりしが、賊徒は遂に廿日に至り居留地に攻め入るに至りしより、水上の外國軍艦より之を砲擊すると共に、廿二日通譯を忠王の下に遣して、上海は外國人居住の地にして、外國人の居留地は支那軍の侵入を許さゞるの地なれば、何軍と雖も玆に攻め入る事を許さずとの旨を傳へしめたり、その結果忠王は大勢の否なるを悟り外國人に啗はすに利を以てして之を誘はんとし、一ケ年間の關稅を免除すべき事を條件として、其の長髪賊に加擔せん事を求めたるも、議成るに至らずして止めり、此の間英佛聯合軍と北京政府との間に戰鬪開かるゝあり、其天津條約成りて英佛聯合軍の上海に引き揚ぐるや、英佛聯合軍は使を南京に遣して長髪賊に對し、一ケ年間上海の周圍百里以内に入るべからざる事を宣告したり、忠王は英佛の阻止によりて上海を攻略する能はざるに對し不平に堪えず、大兵を率ひて之を攻略せずんば止まずとなし、一八六一年十二月には十萬の兵を率ひて上海　攻め寄せ、翌年一月十日賊徒は上海の各領事に書を致して、上海攻擊を豫告し、道を分ち兵を提げて大擧して上海城に攻め入りたるも、官軍並に上海の外國軍共同して之に當りたる爲、遂に上海城を拔く能はず、浦

東に退きて掠奪放火を恣にしたるも、賊徒は遂に上海に入る能はずして止めり、當時上海は極度の混亂狀態に陷り民情恟々たりき、次に揭ぐる一八六二年一月十四日發行上海出帆日報紙上の記事は其眞相を如實に語るものなり。

昨日は居留地の外人並に支那人の間に叛徒の接近に就て非常に亢奮せる狀態を惹起したり、前夜は北方に方る英國領事館より約半哩位の地に砲火あり、彼等は一夜を明けたる昨日に於ては多分居留地に迫るべしと信ぜられ、義勇兵は夜を徹して工部局外面の街路に立つて守りを固くしたり、夜の明くると共に　叛徒の蘇州河の石橋近く進み來るを目擊する事を得たり、午前中蘇州河の北方より逃れ來る老若男女の數は極めて多く其數幾千なるを知る能はざる有樣にして、支那人は居留地及び城內より集まり來りて、群をなして防禦設備を見守り居れり、玆に至りて英國官憲は示威運動を開始したるが爲に叛徒は恐れをなして遂に北方に退きたり。

亂後の事件

太平賊徒は當時楊子江南一帶の地を略し、天下を風靡するの概ありしに拘らず、遂に一上海を陷るゝ能はざりしの事實は、外國の勢力の偉大なるを明かに示したるものにして、上海は次第に支那人の間に重をなすに至り、亂中に避難し來れる支那人中退去せるものありし爲、一時衰徵ありしも、結局

上海の勢力次第に加はり、外國人も亦次第に集り來り、上海は漸次に繁盛に赴けり、其後に於ける上海居留地に關する主要なる歴史的事實を擧ぐれば、次の如きものあり。

一、一八七〇年のクリスマスの夜英國領事館火災に罹り、これが爲上海の開港その他に關する重要なる書類悉く燒失せり。

一、一八七四年五月佛國居留地工部局道路の擴張を計畫し、寧波會館に屬する墓地を取り壞さんとしたるが爲め、佛國居留地内に反亂起れり、その結果外人數人重傷を蒙り、支那人數名命を落し、更に外國人の家屋の損害を蒙りたるもの少からざりき。

一、一八九三年十一月十七十八兩日に於て上海居留地設置五十年祭を擧行したるが、當日までに上海を訪問したる外國人の數は約五十萬人に達すと推算せられたり。

一、一八九四年河岸に住める支那人市街に火災あり、その結果多數の支那人の小家屋燒棄せられたるが、支那官憲は之を機會として、更に支那人家屋の取拂ひを命じ、佛國居留地のバンドと聯絡する大道路を建設せり、その道路は佛國居留地バンドの南端より、江南機器局に達するものにして、その長さ三哩半に渡る、此の道路は一八九七年十月に於て道臺より正式に開通を告示せられ、該道路及びこれに關係せる市政事項取扱の爲一委員會設置せられ、その事務所を居留地内の交渉使署内に置く。

日清戰爭と上海

一八九四年に起れる日清戰爭も上海に多少の衝動を與へたり、當時日清貿易研究所（東亞同文書院の前身）學生の軍事探偵の嫌疑を以て支那當局の爲に拘禁斬殺されたるは、上海關係の一外交事件たりき、當時北京駐在の日本代理公使小村壽太郎、荒川天津、伊集院芝罘領事等は英船により一先づ此地に引揚げ、更に歸國したり。

日清の間戰端開かれんとするや一八九四年七月二十三日を以て、上海道臺は領事團に對し、若し必要止む無きに至れば呉淞口を閉鎖すべき旨を通告し來りたるより、領事團は若し斯くの如くんばそれ全く上海の貿易を禁絶するものにして、重大問題なりとて、支那當局に抗議を提出すると同時に、東京の外交團をして日本政府と交渉せしめたる結果日本政府より「上海を以て作戰區域外に置くべき」旨の保障を得、其結果上海は中立地帶たる旨を宣言せらるゝに至りしが、後支那が機器局より種々の兵器彈藥積出の爲本港を使用するや、日本に於ける輿論は、頻に上海を作戰區域外に置くの不當を攻撃し、政府亦曩の保障を撤回せんとするの狀ありしが、遂に戰爭の終局に至る迄上海に兵を進むる事なくして止めり。

戰爭中日本と上海との交通は、英國々旗の下に汽船アンゼロス號之に當り、當時在留邦人は千人內

外中三十餘人のものは此地に踏止まりしが、當年に於ける支那人の敵愾心は、今日の如くならず、一二迫害及衝突を起したることありたるも、他は平穩にして租界內に於ては相互尙ほ出入を繼續し居りたり。

團匪事件迄

一、一八九七年四月五日六日の兩日一輪車の稅金增徵に關して動亂勃發したるも、義勇隊及び陸戰隊の上陸に依て、鎭壓せられたるが、その結果納稅者大會の開催となり、その會議の席上に於て當局者は非常なる非難を受け、終に工部局委員の辭任を見るに至り、新委員の選定を見たるが、然かも稅金增徵の事はそのまゝ强行せらるゝに至れり、佛國工部局に於ても之と同等の比率に稅金を增加したるが爲再び動亂起れり。

一、一八九八年七月十六、十七兩日に涉り、佛國居留地當局がその地域內に在りたる寧波會館移轉を要求したるが爲め反亂起り、支那人の殺害せられたる者十五名にのぼれり。

北淸事變と上海

一九〇〇年北淸各地に團匪の亂起り、外國人頻々として禍害を蒙りしより各國聯合軍の北京に進軍

するや、上海亦兵戈の難を免れずと揣摩し、支那人間に動搖を起し、家財を疊み避難の準備をなすものあり、謠言亦頻に起り爲に蘇杭州及寧波への避難民は、一日萬を以て數へ、殊に寧波に歸去する者最も多く、一日の乘船者四千に及びたり、動搖の最も甚しかりしは六月十七八日頃より七月の初に至る間にして、秩序全く紊れて收拾すべからざる狀態となれり、預金の取付及び銀劵兌換は盛に行はれ、硬貨は市場より姿を隱し、金融界は逼迫して將に大恐慌を釀さんとせり、茲に於て盛宣懷は外國銀行に交渉して金融界の疏通を計る所あり、支那官憲全力を擧げて人心の鎭靜に努め、一面には團匪の侵入潜伏を恐れて、學堂、敎會堂、旅館、茶館等を警戒し、嚴重に通行の取締りを厲行し、且つ人心鎭撫謠言撲滅の告示を徧く貼付したるも、尙ほ騷擾鎭靜するに至らざりしを以て、時の道臺袁樹勳は領事團に援助を請求し、以て租界内の支那新聞及旅館を取締り、謠言を打消し秩序の囘復に努めたり、此時に當り浙江方面不穩の兆候漸く甚しきを加へ來り、居に安ずる能はざるに至りしより、前きに上海を避難せる者及其他の者亦相率いて上海に入り來るの奇觀を呈したり。

之れより先き居留民會は開かれ、若し兵亂此地に及ぶときは、地理の便宜上保護を日本に依賴するの緊切なるを認むとの動議成立し居りしが、英米佛獨及日本の五ヶ國は、軍隊を此に上陸せしめ、一九〇二年十二月に至る迄駐屯せしめ、各國義勇隊と共同して上海治安維持に任ぜしめ、遂に事なくして此大動搖時代を經過するを得たり。

日露戰爭時代

一九〇五年の日露戰爭に際しては、上海道臺は二月十二日付を以て局外中立を宣布したり、當時の在留日本人の數は其年六月末の調査によれば、二千五百二十五人、內男一千六百二十二人、女九百三人なりしが、同年末に於て居留邦人增加して三千三百九人(男一千九百五十九人女、一千八十人)となり、上海に於ては日本に對する同情甚だ顯著なるものありたり、之れ日本軍の連戰連勝せると、當時上海に潛入せる露艦アスコロト號の水兵が無辜の支那人を殺戮し反感を買へるに基するものにして、其害を蒙りたるは、上海に於て勢力ある寗波人なりしを以て、鄉を同じうする寗波人は激昂して群をなし露國領事館を襲擊せんとせり、後此の事件は盛宣懷と露國領事との交涉に移されたるが、日を重ねて尙解決を見るに至らざりしより、寗波人は交涉使の軟弱を憤慨し、四明公所に大會を開けるに會する者二千餘人あり、若し三日間にして事件の解決を見ざるに於ては、露國銀行紙幣の通用を停止し、又同盟罷工せんと議決し、一時物情恟々たるものありき。

會審衙門事件動亂

一九〇五年十二月會審衙門に於ける英國會審官の權限に關して、支那當局と英國官憲との間に爭論

を惹起し、遂に外國軍隊の出動を要する事態に迄達せり、支那人は非常に激昂して、到る處に貼り札をなし、一般的ストライキを行ひ、十二月十八日には激昂の結果、遂に街上に於て外國人に危害を加ふるに至り、虹口及び老閘警察署を襲ふに至り、更に外國軍隊及び警察官との間に砲火相見ゆるに至りたり、その結果江蘇巡撫交渉の爲に特に上海に來り、會審衙門は二週間閉鎖せられたるが、この問題はその後北京外交團と支那當局との交渉に移されたり。

第一革命事變

一九一〇年十月十一日革命の亂先づ武漢の地に起りし以來、僅に數閲月に過ぎずして南支一帶を席捲したるが、元來上海は漢口と貿易上密接なる關係を有するが爲め、それが影響を受くること頗る大にして、忽ち金融界の恐慌を來し銀貨缺乏し爲替相場暴騰せり、南京總督張人駿は此月十八日新造貨幣五十萬元を撥出して官銀號に融資し、又南京より新貨幣四百萬弗を得て之を放出し、以て焦眉の救濟に資したるも、民立銀行錢莊等は悉く支拂を停止し、一千萬元に近き不渡手形を生じ、錢莊は殆んど將棋倒れとなりたり。

又上海支那街の住民は各地方擾亂瀰蔓の急なる情報に接するや匆惶として難を避くべく租界内に移住し來るもの多く、支那市街に於ける商取引は休止の狀態となり、閉店者頻出す、上海漢口間の電信

は十月二十七日に至り不通となれり、同日に於て又招商局の長江航路は全く中止せり。

三十日日清汽船會社の大貞丸にて漢口を引揚げたる避難邦人は、上海領事館にて之を東西兩本願寺及日本人倶樂部に收容し、病者は篤志醫師に托し、歸國希望者は夫々送還したり、而して此際上流各地よりの避難者は左の如し。

避難地名	避難者			收容救護數			送還者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
漢口	二九二	二五一	四五三	一三九	一六七	三〇六	四五	三三	七八
宜昌	八	五	一三	八	五	一三	三	二	五
沙市	—	五	五	—	—	—	—	—	—

上海の支那人は革命に同情する者多くして、全く革命派の勢力範圍に屬せり、十一月三日夜革命軍幹部は會議を開きて陳其美を滬軍都督に擧ぐ、十一日紳商王一亭等は大清交通通商等の三銀行に於ける官金を清政府に引渡さゞるべく封印を施したり、上海稅關は革命軍が上海占領前後に於て、日本郵船會社の汽船が彈藥を密輸入し、革命軍に交付するやの嫌疑により、多數の稅關吏邦船に臨監し、旅客の手荷物及其他の貨物に對し嚴重なる檢査を行ひたりしが、程なく上海も革命軍の有に歸したるを以て其後は檢査も緩漫となれり、滬寧鐵道は十月六日局外中立を宣布し、兩軍の孰れの爲にも兵器彈藥を輸送せざることゝし、越へて八日上海電信局は革命軍の有に歸し、上海南京間の電信は不通とな

り、後蘇杭州都督滬軍都督其他八省の代表者上海に大會を開き假政府を南京に置き黄興を大元帥に黎元黄を副元帥に推擧する事を決せり、南京政府成りて南北議和となるや南北の代表者は上海に會し、共同租界の市政廳に於て講和會議を開けり。

南北政爭と上海

其後南北漸く乖離し、北方刺客の手に宋敎仁が上海に暗殺せらるゝや、益南北分離の氣勢を激成し、革命派は武力に訴へて袁政府を顚覆せんと企て、一九一一年都督李烈鈞は、江南に討袁の旗幟を飜へし、次で南京獨立し元滬軍都督たりし陳其美は上海に在りて同志を率いて機器局攻擊を開始し、城内南市等兵火の難を蒙れり。

上海の一般人民は南方革命派を亂黨と目し、上海の秩序を紊亂するものなりとなしゝが、領事團亦北京外交團と圖り之を上海より放逐することゝし、江灣交戰中閘北を本營とする陳其美の軍を立退かしめたり。

是れより先き南京獨立の報傳はるや、支那銀行及錢莊は忽ち警戒を始め、斷然貸出を停止し取付を覺悟し銀貨の買入に着手するに至りしが、次で機器局の攻擊となるや場面强味勝ちなりし銀貨は益々暴騰し、金融界は亂調を呈せしが革命軍の大勢非にして、日に蹋踖すると共に金融界又破綻を見る

なく漸次平靜に歸したり。

歐洲戰亂と上海

一九一四年七月歐洲に勃發したる世界大動亂は上海に種々の波動を及ぼせり、即ち經濟上の影響甚大なるものありしと共に、上海は各國人雜居の區にして、交戰國民軒を接して住居せる爲、相互に動搖と混亂を免れざりき、其後支那亦聯合國に加はり交戰國の一員たるに至りし爲、敵國人民の退去を命じ、其官有財產等を沒收し、一時上海に於ける獨墺人の勢力を全く掃蕩するに至れるが、其後平和克復と共に、獨逸人の再び此に來りて支那貿易に從事するものあり、次第に發展を見つゝあり。

面積人口

上海市街の面積は租界全部にて約十平方哩、支那市街三平方哩にして計十三平方哩あり、其人口は

租界	約	一、二五〇、〇〇〇
城内外及南市	同	四〇〇、〇〇〇
浦東	同	一五〇、〇〇〇
閘北	同	二〇〇、〇〇〇

にして合計約二百萬人と推算せられ、今日に於ては斯くの如く殷盛を稱せらるるに至りしが、其開港の始に當りては、城内を除けば甚だ寂寥たるものに過ぎず、開港後も長髪賊の亂起る迄は、尚居留地一帶は甚だ不振にして、僅に洋涇濱を中心とせる一小區域の稍繁華なるのみなりしと云ふ。

長髪賊の亂を避けて上海に移れる支那人は極めて多く、從來繁盛に向ひつゝありし、英國租界は勿論、佛國居留地にも亦同様に多數支那人入り來り、更に米國居留地と稱せられたる虹口地方にも多數避難民來りて、遽かに住民の數増加したり、當時概算されたる處に據れば、英國工部局の支配の下に集りたる支那人の數は約廿五萬外國人の數は三千に上り、佛國居留地には八萬の群集入り來れりと稱せられたるが、最後迄に上海に入り込める支那人は百萬人に達したりと云ふ、因に其以前に於ける居留地の支那人は四萬に過ぎざりしと。

此結果上海の土地家賃の相場及賃貸價格は俄に暴騰し、上海は一時に繁盛に趨ひ、殆んど止まる所

を知らざる有樣なりしが、此繁榮もやがて一時大打擊を蒙ることゝなれり、卽ち一八六三年十一月二十九日を以て、Gordon將軍の力に依て蘇州城は囘復せられ、更に附近の各都市も叛徒の手より囘收せらるゝや、外國人の多數が一般に豫期し且つ信じたる處に反して、居留地內に於ける支那人の避難者は退去を始め、爭ふて其故鄕に歸りその結果市街は寂れ、多數の建築中の家屋は工事半ばにして中止せらるゝ事となり、土地の思惑を爲したる者は、不意に沒落するの已むなきに至り、工部局も同じくその收入を奪はれて財政困難に陷りしが、之れに加ふるに、綿及び茶市場に於ける商業上の恐慌相次いで起り、其影響上海に及び一八六四年の後半期より翌六十五年に渡りては上海の最も打擊を蒙れる年として永く記憶せらるるゝに至れり。

斯くの如くして上海の人口的發展は不意に一時停止せらるるに至りじが、その支那に於ける商業上の中心地としての發展は楊子江に位せる位置の關係より、或は又茶、生糸の生產地の附近に在る關係よりして、更に又此の地に集まれる資本の莫大なる額に達したる事實よりして、毫も停止する處なく其後次第に發展し來れり。

當時の上海の人口に就いては據るべき材料無し、一八四八年に上海を訪へるHenry Charles Sirrは上海城內外の人口は百五十萬と推算せらるゝも、實は二百萬に達すべしと記述したるが、其推斷は著しく過大に失したるものと見るべし。

上海に於ける外人の數は其上海開港後一年に於ては、英米商社十一にして其事務に從事するもの二十三人ありき、其外には二人の英人新敎宣敎師、一人の英國領事ありたりしが、孰れも城內に居住せり、尙一八四七年には在留外人數百八人に達し、其內譯は英國人八十七、米國人十七、其他四人なりき、其後外人數次第に增加し一八五〇年には領事官として英佛兩國の駐在するあり、其館員六名に上り（米國は尙商人をして領事事務を代理せしめたり）、商社員の數は一一九人に增加し、其他に五人の醫師、十七人の宣敎師ありたり。

North China Herald の初號は一八五〇年八月三日を以て發刊せられたるが、該紙上には當時の上海に於ける有らゆる外國人の人名を揭載せり、之れによれば總數は百五十七人にして、居留地に於て通商に從事せし商社は二十五家ありき、一八五五年、江蘇巡撫が賊徒の手より上海を囘復せる頃に於ける居住外人は總計二百四十三人にして、內三十人（英人九、米人二十一）は宣敎師なりしが、一八六五年には在上海外國人の總數は二、七五七人に達し、其外英國兵一、八五一人、水夫船員九八一人ありたり。

右一八六五年三月現在に於ける上海居留地の內外人人口數內譯を示せば次の如し。

支那人

英國租界	
支那人	四八、四九〇
船中居住者	九、七〇〇

虹口浮浪人	二、〇〇〇
支那人	一七、四五五
浮浪人其他	一二、九四一
佛國租界	
支那人	五五、四六五
總計	一四六、〇五一

外國人

英國租界	一、一八八
虹口	八七一
浮浪	一七六
浦東	六二
佛國租界	四六〇
計	二、七五七
英國陸海軍人	一、八五一
船夫	九八一
總計	五、五八九

內外人總計　一五一、六四〇

尚其の當時の上海在留外國人國別表次の如し。

國籍	英米租界	佛國租界
英國（軍人船員を含む）	三、九九六	一九

國名		
米國	四〇七	六四
獨逸	二四〇	四二
丁抹	二〇	｜
西班牙	一三一	｜
伊太利	一六	七
葡萄牙	一一八	一四
和蘭	二七	一二
瑞典	五〇	｜
諾威	二二	｜
露國	二三	｜
瑞西	二二	｜
希臘	七	一六
墺太利	六	一〇
佛國	三八	二五九
墨吉哥	一	｜
祕魯	一	｜
白耳義	｜	三
亞剌比亞人	四	一四
計	五、一二九	四六〇

次に一八六六年一月一日現在（佛國租界を含む）の居留地内戸数は次の如くなりき。

洋風家屋	三二一
同上空屋	三六

計	三五七
支那式家屋	八、四四五
同上空屋	三、五三四
總計	一二、三三六

其後に於ける上海居留地内の人口數の趨勢を示す爲に、人口統計を摘記すれば次の如し。

共同居留地の人口

年次	外國人	支那人
一八七〇	一、六六六	
一八八〇	二、一九七	一〇七、八一二
一八八五	三、六七三	
一八九〇	三、八二一	一六八、一二九
一八九五	四、六八四	二四〇、九九五
一九〇〇	六、七七四	三四五、二七六
一九〇五	一一、四九七	四五二、七一六
一九一〇	一三、五三六	四八八、〇〇五
一九一五	一八、五一九	六二〇、四〇一
一九二〇	二三、三〇七	七五九、八三九

佛租界人口

年次	外國人	支那人
一八七八	三〇七	三三、三五三
一八九〇	四四四	四〇、七二二
一九二〇	三、五六〇	一六六、六六七

尚工部局の調査に係る一九二〇年末現在上海の人口は次の如し。

	外國人	支那人	計
共同租界	二三、三〇七	七五九、八三九	七八三、一四六
佛蘭西租界	三、五六二	一七〇、二二九	一七三、七九一
租界以外	—	七三一、〇三〇	七三一、〇三〇
計	二六、八六九	一、六六一、〇九八	一、六八七、九六七

共内主要外國在留人數を示せば次の如し（工部局調査）

國名＼年度	共同租界		佛國租界
	一九二〇	一九一五	一九二〇
日本國	一〇、二一五	七、一六九	三〇六
英國	五、三四一	四、八二二	一、〇四四
米國	二、二六二	一、三〇七	五四九
葡國	一、三〇一	一、三二三	—
露國	一、二六六	三六一	二一〇
佛國	三一六	二四四	五三〇

獨逸	二八〇	一、一五五	九
西班牙	一八六	一八一	—
丁抹	一七五	一四五	—
伊國	一七一	一一四	—
印度	九五四	一、〇〇九	—

尙上海海關調査による在上海外國人國籍別累年統計を擧ぐれば次の如し。

國籍	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
米國	一、七八五	一、八七三	一、九九九	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、六〇〇	三、〇二八
墺國	一三九	一三九	一七二	二〇四	二〇四	七	七
白耳義	四一	四五	五八	五四	六三	五八	五八
ブラジル	—	—	—	—	一六	—	一〇
英國	三、八〇二	三、〇七六	三、〇七六	三、〇七六	二、三五一	七、一八五	五、八〇〇
丁抹	二〇六	二二〇	二二六	二五〇	二八〇	三〇〇	三〇〇
和蘭	一五〇	八一	八九	九二	一三九	一三三	一二八
佛國	一、〇〇〇	六〇八	六〇八	六二三	五〇〇	六七〇	六七〇
獨逸	一、〇〇〇	一、四七五	一、四〇〇	一、二八九	一、二八九	五三四	五三四
匈牙利	—	—	—	—	—	一	一
伊太利	一二五	一六二	一七五	一七五	一七八	—	二五〇
日本	一一、一三八	一一、四五七	一一、四五五	一三、九四四	一五、四一三	一八、三一二	一五、一三二

諸威	一〇三	一〇七	一〇六	一〇六	一〇六	一五〇	一四二
葡萄牙	三、〇〇五	三、一二一	二、〇六三	二、〇六〇	二、〇六〇	二、〇二五	二、〇四〇
露國	五〇〇	四五八	六七六	五四五	一、六七三	二、五〇四	六、〇〇〇
西班牙	一五五	一五二	一八七	一七八	一八六	二〇一	一八七
瑞典	七四	八四	八六	一七四	九〇	五〇九	一一〇
土耳古	｜	｜	｜	｜	｜	三五	｜
無條約國	｜	｜	｜	｜	｜	二三九	八六
計	二三、二二三	二三、〇六八	二二、三七六	二四、七七三	二六、七四七	三五、四六三	三四、四八三

尚大正八年六月末日日本總領事館調査に係る在上海日本人數の統計を次に示す。

	男	女	
本國人	九、八六二	七、八三〇	一七、六九二
朝鮮人	二四八	五五	三〇三
臺灣籍民	二〇三	六〇	二六三
合計	一〇、三一三	七、九四五	一八、二五八

次に上海海關調査の在上海各國商社數統計を擧ぐべし。

國別	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
米國	七一	七五	八一	一〇〇	一〇八	一三五	二一六
墺國	一三	一四	一四	一一	一一	｜	｜

白耳義	三	四	六	七	八	八	八
ブラジル	｜	｜	｜	｜	一	｜	一
英國	二〇三	二二五	二二五	二二五	二三〇	二二一	二六五
丁抹	六	七	八	八	八	九	九
佛國	三三	三二	三二	三七	四三	四三	四三
和蘭	一〇	一〇	一二	七	九	一〇	一一
獨逸	一〇二	九一	九五	五〇	五〇	｜	｜
匈牙利	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
伊太利	二二	二三	二七	二〇	一四	｜	一五
日本	一一七	一七五	七三六	九四八	一、一九六	一、三六三	一、一二五
諸威	九	九	七	七	一〇	一一	一二
葡萄牙	二四	二四	三六	三六	二八	三二	三六
露國	四〇	二〇	二七	二一	三二	二七	四四
西班牙	八	一一	一四	八	八	八	八
瑞典	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
無條約國	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五
計	六六二	七一九	一、三二三	一、四九五	一、七五九	一、八七一	一、八〇三

今共同居留地內外國人國別累年人口數を示せば次の如し。

各國共同居留地內累年人口國別（工部局調査）

國別＼期別	一八八五年	一八九〇年	一八九五年	一九〇〇年	一九〇五年	一九一〇年
英國	一、四五三	一、五七四	一、九三六	二、六九一	三、七七三	四、四六一
日本	五九五	三六八	二五〇	七三六	二、一五七	三、三六三
葡萄牙	四五九	五六四	七三一	九七八	一、三二一	一、四五九
米國	二七三	三二三	三二八	五六三	九九一	九四〇
獨逸	二一六	二四四	三一四	五二五	七八五	八八一
佛國	六六	一一四	一三八	一七六	三九三	三三〇
露國	五	七	二八	四七	三五四	三一七
西班牙	三三二	二二九	一五四	一一一	一四六	一四〇
伊太利	三一	二二	八三	六〇	一四八	一二四
丁抹	五一	六九	八六	七六	一二一	一一三
墺國	四四	三八	三九	八三	一五八	一〇二
諾威	九	二三	三五	四五	九三	八六
土耳古	四	八一	三二	四一	二六	八三
瑞典	三七	二八	四六	六三	八〇	七二
和蘭	二一	二六	一五	四〇	五八	五二
波斯	一	一	四	二	六	四九
希臘	九	五	七	六	三二	三六
白耳義	七	六	二一	二二	四八	三一

ルーマニア	—	—	—	—	二	一五
亞刺比亞	—	—	—	一	—	一四
ブラジル	四	二	—	三	八	七
ヴェネズラ	—	—	—	—	七	—
印度	五八	八五	一一九	二九六	五六八	八〇四
馬來	八九	二八	三二	一五七	一七一	—
埃及	—	—	—	—	—	二一
其他	三	三	一〇	一七	一一	九
合計	二、六七三	三、八二一	四、六八四	六、七七四	一一、四九七	一三、五三六

共同居留地内に於ける累年定住者及戸數

一九〇八年より今一九一五年に至る八個年間に亙り六個月以上居住する者を定住者と見做し、工部局に於て各一個年間の定住者を概算したるの人員、及び一九〇八年より一九一三年に亙る六個年間に於る、一年毎に家屋の增築並に一戸内居住の人口平均を示せば次の如し。

種別＼年別		一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
人口	外國人	一二、七七八	一三、一二五	一三、五三六	一三、七〇〇	一四、〇〇〇	一四、二五〇	一四、五〇〇	一五、六〇〇
	支那人	五三〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	四八八、〇〇五	四九二、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	五二六、〇〇〇
	計	五四二、七七八	五六三、一二五	五〇一、五四一	五〇五、七〇〇	五一五、〇〇〇	五四四、二五〇	五三四、五〇〇	五四一、一〇〇

戸數	支那家	四六、一二三	四六、九〇九	四七、七五五	五三、二三二	五一、六七一	五二、九八三
	西洋家	二、五一五	二、六六三	二、六六三	三、三四五	三、四二三	三、四八六
	計	四八、六三八	五〇、四一八	五〇、四一八	五六、五七七	五五、〇九四	五六、四六九
一戸に居住する人口平均		二人二	二人四	九人七	八人九	九人三	九人三

又共同居留地内の戸數統計は工部局調査によれば大體次の如し。

共同居留地内洋式家屋

	戸數	査定價額
一九二〇年	三、四九八戸	七、〇二五、九四六兩
一九一〇年	三、一一九	四、八〇九、一五五
一九〇五年	二、四七二	三、二三五、三一一

共同居留地内支那式家屋

一九二〇年	六〇、九八九	一二、八九五、〇八〇元
一九一〇年	五二、〇〇八	八、三三二、四四九
一九〇五年	四五、三二八	六、八三〇、四六一

共同居留地外の家屋（一九二〇年末現在）（居留地の水道引用のもの）

洋式	七五二	五〇七、七一〇兩
支那式	一、二六五	一一五、一七八元

氣候

一、溫度　上海は緯度を以てすれば我薩摩大隅の南部と一致すれども、冬期の氣候は之より遙に低きを常とす、外人の說によれば其の氣候は羅馬と類似し、冬は倫敦と大差なしと云ふ、年內にありては六月は霖雨多く不快の天候なるも、十、十一月の交は空氣乾燥し晴天續き年中に於ける最良の季節たり、過去七十年間に於て寒氣の甚しかりし事數回ありしが、就中一八四三年の寒氣は最も嚴烈を極め、次で一八六二年一月長髮賊動亂當時に降雪四十八時間積むこと三四尺に達したる事あり、又一八七八年一月十七日及一八八六年一月三十日の兩度黃浦江面の氷結したることあり、而して最近一九一五年一月十二、三、四日に於ける寒氣は近年稀に見る處にして氣溫零下九度に下降せり。

夏季は七八月最も暑く去る一九一四年は暑氣甚しく最高溫度百六度に達したり、概して云へば上海の氣候は大陸的にして、其變化急激なるを免れず、又濕潤の度屢々濃厚なることあり、これ上海氣候の特徴とも云ふべし、其平均溫度を示せば次の如し。

平均溫度（自一八七九年至一九一八年）（華氏）

一月	三八度	三月	四六度	五月	六六度	七月	八一度
二月	三九度	四月	五六度	六月	七四度	八月	八一度

九月	七三度	十月	六四度	十一月	五二度	十二月	四二度

一九一九年の温度（攝氏）

	最高	最低	平均		最高	最低	平均
一月	一七・七	（一）八・七	三・〇〇	七月	三三・四	一九・六	二六・三二
二月	一四・七	（一）五・七	三・六六	八月	三四・二	二一・二	二六・六九
三月	二一・八	一・二	九・二八	九月	三四・三	一二・三	二一・八六
四月	二七・七	六・二	一四・九三	十月	二七・二	五・五	一六・七九
五月	三三・八	七・四	一九・八八	十一月	二三・三	（一）三・五	一〇・五七
六月	三六・五	一七・八	二四・〇九	十二月	一三・八	（一）七・六	四・四九

最高温度

一九〇〇年	一〇〇・四度	一九〇七年	九七・〇度
一九〇一年	九七・〇	一九〇八年	九七・〇
一九〇二年	九三・〇	一九〇九年	一〇一・一
一九〇三年	九七・九	一九一〇年	一〇〇・九
一九〇四年	九五・九	一九一一年	九五・六
一九〇五年	九九・七	一九一二年	九九・三
一九〇六年	九八・一	一九一三年	一〇一・四
一九二一年	一〇〇・四		

一、雨量　次に上海の雨量は次の如し。

雨（自一八七四年至一九〇九年平均）

一ケ年平均雨量　四四吋一

一ケ年の平均降雨日數　百二十四日

二十四時間（一晝夜）の最高降雨量　七吋七（一八七五年十月二十四日）

一九一九年中月別雨量（單位ミリメートル）

	夜間	晝間	計		夜間	晝間	計
一月	四二・六	二八・二	七〇・八	七月	一二五・二	一九三・四	三一八・六
二月	一九・五	一七・三	三六・八	八月	一一・二	二四・一	三五・三
三月	六七・八	三七・九	一〇五・七	九月	四八・〇	五二・六	一〇〇・六
四月	二四・六	四七・三	七一・九	十月	二一・二	五・一	二六・三
五月	五三・八	二六・〇	七九・八	十一月	二一・八	九・四	三一・二
六月	一三九・七	一二三・六	二六三・三	十二月	九・四	二一・四	三〇・八

尚一九一四年前三十ケ年間に於ける毎月の雨天平均は次の數字を示す。

一月	九・八	二月	九・六	三月	一二・〇	四月	一二・八
五月	一二・七	六月	一三・〇	七月	一〇・八	八月	一〇・六
九月	一一・八	十月	九・六	十一月	七・八	十二月	六・九

一、**濕度** 次で又濕度如何を見るに一九一九年に於ける毎月の濕度次の如し。

	Hum. Relative			Tension		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
一月	九九	四九	八〇	九・五	一・九	四・九
二月	九七	六〇	八一	八・四	二・三	四・一
三月	九九	六三	八四	一二・三	四・二	七・六
四月	九七	五二	七三	一五・一	六・〇	九・八
五月	九四	四五	七三	九・一	五・一	一三・六
六月	九六	六五	八三	二二・二	一五・八	一九・〇
七月	九七	七四	八四	二四・七	一七・四	二二・〇
八月	九五	七五	八三	二四・五	一九・〇	二二・三
九月	九七	五七	七九	二四・七	九・八	一六・四
十月	九六	五六	六九	一五・七	六・〇	一〇・四
十一月	九六	五〇	七六	一三・六	三・一	七・八
十二月	九六	四八	七五	九・二	一・八	五・〇

一、**氣壓** 一九一九年に於ける氣壓次の如し。

	八日	十四日	二十日	平均
一月	二六・一九	二四・三四	二五・七五	二五・五〇
二月	二五・一七	二三・六一	二四・三一	二四・四一

三月	一九・九四	一八・三一	一九・〇一	一九・〇九
四月	一四・六八	一三・一〇	一三・八二	一三・八二
五月	一一・〇八	九・六九	一〇・四八	一〇・三三
六月	三・八〇	二・六五	三・一三	三・一二
七月	六・二一	五・二二	五・六〇	五・五九
八月	六・一四	五・一一	五・八七	五・六〇
九月	一二・九一	一一・三六	一二・五八	一二・一七
十月	一九・四七	一七・二二	一八・六三	一八・三六
十一月	二五・三一	二一・三五	二二・八九	二二・五三
十二月	二八・一八	二六・三三	二七・八八	二七・四五

一、風　一九一九年中風速（一秒時間に於ける米突數）次の如し。

	最高	最低	平均		最高	最低	平均
一月	八・八	二・三	四・三	七月	六・九	〇・八	三・一
二月	六・三	一・二	三・二	八月	一〇・五	一・四	四・五
三月	七・四	一・六	三・七	九月	六・九	〇・五	二・九
四月	七・三	一・六	三・三	十月	四・三	一・五	二・四
五月	七・四	一・三	三・八	十一月	五・五	〇・〇	二・七
六月	六・六	一・四	三・二	十二月	一〇・三	〇・八	三・一

尚一ヶ年の風の變化は平均左の如し。

月	風向	度數
一月	北西	九度
二月	同	八度
三月	北東	五二度
四月	南東	七六度
五月	同	五五度
六月	南東	五三度
七月	南東	三九度
八月	同	六二度
九月	北東	四五度
十月	同	三一度
十一月	北西	八度
十二月	北西	二三度

上海居留地

居留地の起原

現に支那通商港にして外國人の居留地の存在するもの少なからず、支那領土內に支那主權の完全に行はれざる一種變態の地域を構成しつゝあるが、其始めて支那に現れたるは上海を以て嚆矢とす、其依て起れる事情を見るに、一八四二年の江寧條約第二條に

修交及永久平和條約は英國民をして其の家眷を隨へ廣東福州厦門寧波及上海に居住し障碍なく營業に從事せしむ

と規定し、更に翌一八四三年の追加條約第七條に

故に地區及家屋は支那官憲英領事に知照して限界を定め置き其地代及賃借料は市場の通り相場により過當の請求をなさず公平に計算すべし

との規定を設けたるにより、之れに基いて外國は居留地の設定を要求したるものなり。

而して最初に上海外國居留地の起れるは一八四三年十一月同地が正式に開港場として公布せられたる翌々年一八四五年にして、英國領事 Balfour と道臺との間に之れが協定成りて、初めて居留地の界石を置けるは、同年十一月二十九日なりき。

英國は南京條約により上海の開港を約せしめ、此に居留地を設置するの權を獲、更に追加協定もなるや、速に居留地を開設せんとし之れが爲の地域の物色に着手せり、卽ち一八四三年十一月九日 Henry Pottinger は一行を率いて事情調査並に居留地選定の爲に南京より上海に到着せり、當時 Pottinger は大體の地區の選定をなしたるも、其外には何等の手續をも採らず、卽ち土地の讓受、規則の制定等には未だ手を着くるに至らざりき、其選定したる居留地候補地は蘆荻繁くして僅に土人の小屋點在するに過ぎざる有樣なりしと云ふ。

其一行中に George Balfour あり、彼は上海駐在の英國最初の領事にして、W. H. Medhurst 其通譯に擧げられたるが、居留地の設定については專ら Balfour 之れに當りたるも Medhurst の効も亦沒すべからざるもの多しと、當時英淸の間條約の協定を見、其批准交換をも了したるに拘らず上海にある支那官憲は殊更に之れを知らざるの態を裝ひ、英國使節を俟つ事甚だ非禮なりしが、Balfour は兎に角道臺と會見の爲に此に到着せる翌日卽十一月十日を以て下僚と共に上陸し、道臺衙門に至り道臺に會見して市內に領事館を開館せん事の希望を述べ之れが周旋を依賴したるに之れに對しては道臺は何等便宜を與へず、依つて Balfour は若し適當のものを發見し得ざる時は、寺院大官の住宅內に天幕を張つて、以て一時の居を定むべしと述べ退出したる有樣なりき。

開港後の上海に於ては廣東に於ける場合と異り必ずしも外國の領事、商人、傳導師等の城內に

居住する事を禁止せざりしが爲に、彼等は相率いて城内に家屋を賃借し居住したり、然れども

洋涇濱河

その後日を經ると共に、外國人の數の漸く加はれると且は城内に支那人と雜居する事の不便なるにより、英國領事 Balfour は支那官憲に交渉したる結果、城外に土地を求めて、茲に住宅を建築するの權利を得たり、即ち彼は先づ領事館用地として、二十三エーカーの土地を借り入れたるが、その土地たるや、現在の英國領事館の地域内に包括せらるゝものなり、その後領事は道臺と交渉したる上、居留地設定の議を決し、一八四五年十一月二十九日を以て第一回居留地章程（Land Regulation）の成立を見たり。

居留地の境界については右の租界章程に於て之れを決定したるが、Balfour は非常の場合に防備を容易ならしむる爲、水路を以て境界と爲すを有利となし、大體此方針によりしが、該章程にては單に「洋涇濱の北 Ti-Kia-chang（英國領事館建設地）の南」と定めたるのみにして、四周の境界明確

に決定せられざりき、但し東方は當然黃浦江に至るものなれば、當時に於ては西方の境界のみ未定の儘に置かれたりしなり、但し右黃浦江岸については、支那官憲は其漕米運送船の綱曳路に當るを理由とし、此河岸は借地人の經費を以て築堤又は通路とせらるべく、建築物をなさゞるべき事の留保を附せり、此留保の結果當時目論まれたる此地に於ける倉庫建築の計畫は中止せられたるが、これが爲に後日上海居留地は其廣大なる間口を何の障害なく直に黃浦江に接せしむる事となり、非常なる上海の幸福となれり。

英國の設定したる租界地區には程なく英國人の來り住むものあり、一八四七年には約三十戸の英人家屋建設せられたるが、英人はバンド其他にある支那の陋屋を破毀せしめて、此に洋風の建築をなし、敎會堂も建設せられ、次第に發達の道程をたどれり、一八四八年三月十日附英國領事Ratherford Alcock の本國政府に對する報告中には、其狀況を次の如く述べたるを見る

外國人の居住者及通商貿易の狀態は十分滿足すべきものにして、過ぐる數年間に種々の便宜利益を享有するに至れり、英國の租界內に屬する河岸の市街は急速に發展しつゝあり、現に既に二十四戸の商社(內米人商社三)あり、各營業所、倉庫等を有す、又五戸の店商人の商店あり、個人の住居するもの二十五人あり、其外敎會あり、ホテルあり、倶樂部あり、河岸に沿ふて長さ約四分の一哩に涉る間に延びつゝあるが、其奥行は此約二倍あり、公園、競馬場

墓地等其間に介在す、今日迄に居留地域内の土地建築物の爲に投下せられたる資金は、六三二、八二〇弗に上る。

居留地の境界については一八四六年九月二十四日の英國領事と道臺との協定により、其西方境界は現在の河南路を以て限らるゝ事となり、其面積約百八十エーカーと決したるが、次いで一八四八年十一月二十七日次の英國領事 Alcock により、後の Defence Creek（從來洋涇濱と蘇州河とを通ずる小溝なりしが長髮賊の亂に際し、外人居留地防備の爲それを鑿開し依て此名あり、近年埋められて暗渠と爲され目下表面は通路となり居れり）迄擴張するの協定成り、總面積四百七十エーカーとなれり。

蓋し同年三月英國宣敎師三名青浦に至りしに、漕糧運送船夫の爲に拘禁せられて迫害を蒙れるより、英國領事 Alcock は嚴重なる抗議を提出し、該犯人の緝捕及賠償金支拂を道臺に要求せしも容易に之を應諾せざりしが、偶英國砲艦 Cnilder 號入港せしより、之れをして江口を扼せしめ、港內にある百十の漕船及數十の擁護砲船の出港を阻止して、强硬なる談判をなしたる爲、支那當局遂に其要求を容れたるが、之れと同時に寄留地擴張の事亦容れられたるものなり。

尙英國領事館の敷地については、其舊砲臺の廢趾にして、支那の國有財產たるの故を以て、支那當局は容易に之れが讓渡を諾せず、從來紛紜中なりしが、此事件を機として Alcock 其通譯

Sir Harry Parks の力により完全に之れを解決して十分なる其敷地を獲得するを得たり。

斯くの如くにして居留地は大體地域の選定をなし得たるも、此地域内の支那人土地所有主は容易に土地の買收を肯んぜず、或は無法なる價格を要求し、或は買收交渉を受くる事を避け、支那官吏亦之れが斡旋を爲す事を廻避し、非常に困難を極め、英國當事者が土地買收は呉淞占領よりも困難なりとの歎聲を發したる程なりと云ふ、支那當局は國土は國制上皇帝の專有に歸し之れを外國人に賣却する事は不可能事となす爲、止むなく永代借地權を得る事とし、其の代償として毎年一定の地税を納めしむる事とし、以て人民の反對を緩和すると共に英人の要求に應じたり、而して支那官憲は斯かる土地に對し永代借地の名稱の地券を發行したるが、實際は買收と何等異る所なかりき。

表面永代借地權と云ふも事實上は買收なるが、それにつき英國はなるべく個人をして分割して所有せしめず、先づ英國政府に於て一手に獲得せんとする方針を採り、支那人地主は此機會に暴利を貪らんとして非常なる高價を出張する爲多大の困難ありたるものなり、地價の如き當時支那人間にありては、河岸通りの最上等地にありて一畝一萬五千文乃至三萬五千文（約十二弗四十仙――二十九弗）に過ぎさりしに拘らす、普通一般の土地についても毎畝五萬文乃至八萬文（約四十二弗――六十七弗）を支拂はざるを得ざりしと云ふ、殊に英國か土地の買收につき立退料、

墓地發堀料等一々分別して評價したる結果は比較的高價となりしと云ふ。

英國は支那と戰ひたる結果居留地設置の如き特權を獲得したるも、然も英國は之等の權利を以て決して自己の獨占たらしめんとせす、從つて居留地の如きも單に英國の居留地として、自から特權を保持せんとせす、總てのものに向つて之を公開することとせり、然れとも Balfour か最初居留地の計畫を進むるに付いては、彼は居留地を全く英國の支配の下に置かんとせしものなるは疑を容れさる處にして、現に彼が道臺と交涉して、英國人以外の國民が居留地內にて土地、家屋倉庫等を借入れんとする場合には、紛擾を避くる爲に先つ英國領事に屆出てしむる事とせるは、即ち其の方針を示すものと見るべきなり、一八四八年十二月米國領事 John N. A. Griswold か華盛頓より到着して、英國居留地內に住居し、玆に米國旗を揭ぐるや、英國領事は英國居留地內に、米國の國旗を揭揚する事に就き、道臺に對して抗議を提出し、其の結果道臺と英國領事と共同して米國領事に抗議する處ありたるは、又此方針の表現と見るべきものとす、然るに米國領事は英國か斯く獨占的權利を占めんとするに對し、抗議を述へて、其の要求に應ぜず、その結果遂に上海に於ては居留地は列國共同的の性質を呈するに至りたり。

第一回租界章程

英國か初めて上海に租借地を設定せんとするや、一八四五年十一月二十九日道光二十六年八月五日を以て、領事 Balfour と宮道臺 Kung Mow-Ken との間に租界章程 Land Regulation を協定す、これ "British Land Regulations" と稱せらるゝものにして、其の規定の主要條項は次の如きものなりき。

一、支那人と外國人との間に借地契約成立したる時は當事者は各自の官憲に屆出で登記を經界石を建て、且證書を作製すべし（第一條）

一、曳船通路たる江に沿へる大道を永久に維持すべし（第二條）

一、新に建設すべき主要道路の方向及名稱を定め、支那政府の收納すべき地稅は一畝一千五百文（約一弗二十五仙）とす（第七、八條）

一、外國借地人は石造及木造の棧梁を建設維持し、街路を修理し清潔にし街燈を點じ消防の設備を爲し、道路保護の爲に植樹を行ひ排水の爲に溝渠を通じ警吏を雇傭するの義務を有す（第十二條）

斯くの如くして上海居留地の章程決定せられ、之れに基いて英人借地人中より三人の委員英國

領事によりて選任せられ、Committee of Roads and Jetties として執務する事となり、尙年々英國領事を議長として納稅者會議を開き、居留地に關する諸般の事項を討議決定する事となれり。

居留地の經費は主に地稅によりしが、宣敎師は棧橋を利用する機會無く、且道路亦彼等の住宅には通ぜざるの故を以て、之の諸經費の負擔に反對し、又自ら私設棧橋を有するものは、公共棧橋の必要無ければ之が維持費を負擔する能はずと主張す、依つて宣敎師の反對を緩和する爲め埠頭稅を徵收する事に決し、又一八五二年五月の納稅者總會に於ては借地人團の土木事業に關する行動は相互の契約によりて支配せられ決して法律によりて左右せらるべきにあらずと決議して、民團の絕對的自治權を有する事を宣明し、英國居留地內の借地人は代表者を以て投票をなす事を得、又一人にして數人を代表することを得と決議して、世界に類似なき代理投票(system of proxy voting)を認め、又合法に召集せられたる納稅者の過半數は各種の租稅、料金の支拂を强制するの權力を有すと決議せり。

各租界の共同統治

長髮賊の亂は上海居留地繁榮の上にも甚大の影響を齎したるが、其制度の上にも尠からざる變革を持ち來せり、蓋し亂徒の襲來は在留民を極度の混亂且壓迫されたる狀態に導きたるものゝ如

く其結果は上海將來の治安維持の爲、適當の方法を講ずるの要を痛感せしめたり。

一八五三年九月七日上海城が賊徒の爲に占領せらるゝや、居留地の外人當局者は清國軍隊と暴徒との間に嚴正なる中立を守るべき旨を宣言し、居留地の中立は更に居留地の外國　易及び外人の住居に密接の關係ある居留地周圍の地域迄擴張せらるるに至りたり、而して居留地內外國當局は中立を宣告すると共に、清國軍隊並びに賊徒の兩者に對して、上海居留地を以て交戰地域若くは作戰地帶たらしめざらんことを要求したり、抑土地に對して主權を有する國家に代りて、或地域の中立を宣言するが如きは、支那以外の他國に於て見るべからざる不思議なる現象と言ふべきか上海に於ける外國人は自己の生命財產と通商の安全を保護する爲に、絕對的の必要に迫られて、斯くの如き變態的の宣言を爲すに至りたるなり、斯くの如く上海は中立を宣言せられたる結果、多數の支那人及び清朝官吏の難を茲に避くる者多く、爾來十年間彼等は自國の保護の下に立たずして、此地に止まりて外國の保護の下に生命と財產との安全を期し得たり、此の中立は終始嚴重に遵守せられ只僅に城內か賊徒の爲に陷れられたる九月八日に於て、バンドに在りたる支那海關の賊徒の襲擊する處となりて、一回破壞せられたる事のみなりき。

斯の如く變態的宣言が能く維持せられ、居留地內の內外人が生命財產の安固を期し得たるは、一に列國が一致して之れに當りたる結果に外ならざるが、上海居留地が危險に瀕すると共に、先づ

考慮せられたるものは、列國勢力の協力にして、卽ち聯合軍の組織を見、聯合軍の組織は軈て共同統治の端を發するに至れり。

卽ち上海城が賊徒の爲に占領せらるゝや、居留地の外國人方面に於ても、新制度の確立の必要なるを痛感し、遂に英米佛三國居留地と合體統治することとなり、これが爲め新居留地章程は支那道臺及び英國領事 Alcock 米國領事 R. C. Murphy 佛國領事 B. Edan の承認の下に一八五四年七月五日を以て三國領事の告示に依つて公布せられたり、而してこれと同時に當時居留地內に於ける支那人の人口著しく增大したる事實に鑑み、將來之が安全と秩序維持及び淸潔の爲に最良の方法を考究するの要を認むとの理由の下に、新章程の承認及び新行政委員選擧の爲に、納稅者大會召集せられたり。

本新章程は大部分は一八四五年の居留地章程の條項を再定したるに過ぎざりしか、本章程に於ては土地の所得及び登記は先づその所得者の自國の領事若し自國の領事無き場合には、其他の友好國の領事に屆け出づべきものなる事を定められたり、猶ほ本章程の第十條は上海の共同居留地の統一政府確立の基礎をなしたるものにして、右第十條に於ては居留地の政府は、該地域に關する管轄權と外國人の生命財產に關する管轄權を有する事を規定せられたるものにして、之により外國人に關する稅金賦課、警察權等に關し最高の權限を右居留地當局に委ぬるものに係り、これ卽

ち居留民自身の事件に關するその管轄權を與ふるの基礎をなすものなり、又居留地內に在住する支那人に關しては已むを得ざる必要の限度を限りて、其管轄權を有する事とせり、一八四五年の章程に於ては支那人が他の支那人より土地若くは家屋を買ひ入れ、又は借り入るゝ事を禁じ、更に外國人が支那人の爲に家屋を建築し、若くは之を貸與する事を禁じたり、然れども新章程に於ては斯くの如き禁止を解きたるが、これ蓋し政府若くは個人の力を以てするも、最早や斯くの如き禁制を强行する事能はざるに至りし結果なり、蓋し當時支那人の亂を避けて上海に入り來る者甚だ多く、居留地當局はその取締りに苦しみしが、一八五五年二月二十四日道臺と各國領事との間に支那人の居留地內に於て土地を所得し、若くは家屋を賃借し、又は建築せんとする者は、先づ支那當局の許可を得、更に三國領事の認可を經ざるべからざる事に協定せられ、之等の支那人の居留地內に土地若くは家屋を賃借所有せんとする者は、次の條件に從ふべき事を決定せられたり、卽ち支那人の居留地內に於て土地若くは家屋を賃借又は買收せんとする者は、二人の確實なる保證人を定め、原所有主を通じて原所有主の屬する國の領事館に屆け出づる事を要し、更に居留地章程を確實に遵守すると共に、一般に賦課せらるべき租稅の納入を約束する事を必要とせられたり、居留地行政委員の選擧權は一八五四年十一月十日の大會に於て、總て納稅者に與へらるゝ事となりたるが爲に、殆んど總ての外國人はこれを有する事となりたるも、居留地內の支那人には

同様に税金を賦課するも、選擧權は之を附與せざる事とせり、今新章程の全文を示せば次の如し。

上海英佛米租界章程

第一條　本章程の指す處の界限は附圖の如くにして即ち道光二十六年八月五日(一八四六年)領事 Balfour と宮道臺と協定し、二十八年十一月二日(一八四八年)領事 Alcock と麟道臺と協定し、更に二十九年三月十七日(一八四九年)領事 Montigny と麟道臺と佛國租界を勘定出示せる地域内を指すものに係り南は城河に至り北は洋涇濱に至り西は朱家橋に至り東は潮州會館より河に沿ひて洋涇濱東角に至るの處にして嘗て佛國全權公使は廣東制臺と會議して界内軍工廠新開の邑厲壇三處は徐に之れを編入すべきを諾し、又英國領事館の地は官地なるを以て本章程内に含まず、以後米國佛國所用の官地亦一律に辨理すべく但し例に照し錢糧を納付するを要す

第二條　界内租地につき凡て支那人より家屋を買入れ土地を讓受けんとするものは必ず該地地圖に四方の境界畝數を記入して該國領事官に稟報すべし、該國領事官なきものは別國領事官に託して他人の先に交渉せるものなく又別に事故なきやを調査を請ひ又三國領事官に査問照會を請ふべし若し他に先に交渉せるものあり、期日を定め定租するも期を過ぎて尚借受け

ざるものは後に交渉せるものに借入を許す

第三條　定租査明して先議の障礙なければ價格を議定し契約二通を認め地圖と共に領事官に呈報し領事官より道臺に轉移して査検せしむ、若し支障なければ捺印の上送還し價を拂ひ收用せしむ、界內の墳墓移轉は支那の例契約書に入れずして別に協議するものとす

第四條　契約を定め代金を支拂ひたる後舊に照し道臺全街塡契三枚に捺印し且道臺より三國領事官に照會し以て存案塡圖備査に便す

第五條　道路埠頭の從前公用に供したるものは今後も尙公用となすべく又以後土地を定租するもの亦之れに倣ふべし、公共用地となすものについても其租稅は之を納付することを要し且之れを自由に回收し又其地主として特別の行動をなすを得ざるものとす、更に道路を築造すべきものは工部局に於て每年初め狀形を看て隨時酌定設造す

第六條　租定地には界石を立て其面上に號數を刻むべく、後に領事官委員に於て地保所有主借主を帶同の上親しく該地に至り檢査すべく界石は以て侵越することなからしめ將來の爭論を斷たんが爲なり

第七條　租稅は每畝年千五百文とし、每年十二月中に次年度を納入すへし、該地所有主に於て之れが納入をなすべく期日に先つこと十日に於て道臺より三國領事官に向て該租主をして

租税を銀號に交付し領收證三枚を受取るべき樣命ぜんことを請ふべく若し期を過ぎて納入せざるものある時は領事官に於て之れを追徵すべし
第八條　租地は總て登記して證となすべく轉租は三日以內に屆出で添記するを要す若し期を過ぎて未だ登記せざれば權利移轉せざるものとす
西洋建家屋の附近には支那人の草屋を建造するを禁ず、之れ火災を避けんが爲にして遵はざるものは道臺より究辦す
米國領事館の北吳淞江一帶に面する地は領事官二人の許可を得ざれば公店の開設を許さす違ふものは以下各條により處罰す
第九條　支那人の篷篺竹木其他の可燃性特質にて家屋を建造するを禁止し又火藥類を蓄藏し私に發火物を賣買し多量に火酒を存儲するを許さず、違反するものは初犯は二十五元の罰金を課し若し尙改めざるものは一日每に罰金二十五元を加課す、再犯は事情により加倍す
若し火藥類を運送して上海に來るものは必ず官より之れを保存すべき場所の指示を仰ぐべく其場所は他人の住家を距ること遠隔の地なるを要し以て害を他に及ぼすことを避くべし
家屋建築に際しては立札木架磚瓦木材其他の建築材料を以て道路の往來を妨ぐるを得ず又房簷等の道路上に突出し人の往來を妨ぐるを得ず

若し以上各條を犯し戒告して尙改めざるものは戒告後一日每に罰金金五元を課す

以下諸項を禁止す若し犯したるものは罰金十元に處す

一、穢物を推積し恣まゝに溝流に投入投棄すること

一、銃砲を發射し騎馬を放ち車を急馳し道路に馬を繫ぐこと

一、褻に喧噪し一切の人の嫌惡を招くこと

總ての罰金は犯人所屬國領事官に於て徵收すべく領事官なきものに對しては支那官憲に於て徵收す

第十條　道路埠頭溝渠橋梁を建造修理し又隨時掃除して淸潔に保ち街燈を點じ又人夫を雇ふの費用は每年初に三國領事官に於て各租地主を召集して會議を開き或は土地に課稅し或は埠頭使用料を徵收する等の件を決し三名又は其以上の委員を選び之れをして是等稅金を徵收して以上の諸經費に充てしむ

納稅を肯んぜざるものは領事官に報告して徵收を託し若し領事官なき國のものなる時は三國領事官より道臺に移牒して徵收せしむ

徵稅委員は金錢の出納を隨時記帳し每年一回各納稅者の閱覽に供すべし

納稅者會議については領事官より其十日前に事由を示して各租地主に告知し期日に會議する

を得せしむ、但し租地主五名の贊成署名を得て始めて之れが召集を行ふを得るものにして衆議如何を見、三國領事官の認可を得て後之を實行すべきものとす

第十一條　外國人及支那人の墓地は之れを區分す、外國人の墓地內に若し支那人の墳墓あり未だ他に遷移する能はざるものについては時に其入り來りて祭掃するを許す但し今後其界內に再び棺を置く能はず

第十二條　租界內にありては支外人の論なく領事官の證明を得ざれば酒を賣り又は酒舖を開くを得ず、許可證を得て之れを開設するものは店內事端を滋からしめざることを保證すべく支那人の場合には更に道臺の許可證を要す

第十三條　以上各條に違反せるものは領事官に於て召喚し訊問の上嚴重に處罰すべく若し其もの領事官なき國の臣民なる時は道臺に於て此を處罰す

第十四條　本章程今後改正の必要ある時は三國領事官道臺と合同商議の上三國公使及兩廣總督に詳細に報告し其認可を經て後に於てすべし

尙三國領事と道臺との間に成立せる支那人の居留地內住居に關する取極次の如し。

支那人租界內住居條例

支那人は地方官の許可を得且締盟國三ヶ國領事官の許可を得るにあらざれば租界內に於て家

屋を借受け又は土地を借入れ家屋を建築して居住するを得ず、其辦理方法は次による
支那人の租界内に於て土地家屋を借入れんとするもの其土地家屋外國人の所有なる時は該所有主より領事官に屆出で支那人の所有主なる時は地方官に屆出で借主姓名年籍職業家屋使用の目的同居人の數氏名等を明記せる圖表を提出し地方官及各領事官に於て其人に別に支障なきを見れば其居住を許可すべし
同居人の姓名年籍は木牌に記し門内に懸掛し隨時地方官に報告し查檢に供ふべし
諸規則に遵ひ納稅すべく若し報告を怠り納稅せざるものは初回は五十元の罰金に處し其後は追徵の上居住を許さざるものとす
借主若し確實正當の人なる時は自らの屆出のみを以て足るも然らざる場合は別に確實なる二人の保證人を立つることを要す
本章程を承認したる七月十一日の納稅者總會に於ては、其他の行政制度をも研究し、每年三月の總會に當り投票により居住者中より行政委員を選擧し、居留地行政を擔任せしむる事を定め、該委員の數は議長一人の外六人と定め、其名稱を行政委員會支那名工部局（Municipal Council）と呼ぶ、かくて其翌年より正式に總會及行政委員會の成立を見しが、各國居留地の統一行政は意の如く行はれず、米國租界も一八六三年完全に英國租界に合體　共同居留地（International settlemen

ごたるに到る迄尙獨立の體制を維持し、又佛國租界は一八六六年全く獨立して專管居留地として經營せらるゝに至れり。

共同統治の失敗

卽ち上海に於ける各國居留地を統一して一つの行政組織の下に結合せしむる事は、總ての外國人の利益にして、以て上海の繁榮を齎すを得べしと信ぜられたるが、然るも幾程ならずして直ちに分離の傾向を見るに至れり、蓋し英米商業の優勢なるが爲に、比較的有力ならざる佛國の利益が勢閑却せらるゝ事なきやとの憂慮は、終に佛國を驅つて自國居留地を分離せしむるに至りしものにして、佛國は其の自國の利益を保護するの必要より、共同居留地より分離して一八六二年五月十三日を以て佛國居留地に單獨なる工部局を設置せるが、一八六六年に至り全然分離し去り、英國領事は此の佛國の分離に對して抗議を提出したるも終に顧る處とならずして終れり、佛國工部局は獨立して佛國居留地內の市政を行ふことゝなりたるも、元來上海港に於ける商業は、全く英國居留地內に於て行はれ、從つて佛國居留地の收入は甚だ僅少にして、諸種の施設に不十分なりしより、阿片吸飮所、遊女屋及び賭博場設置の特許料に依て其の不足を補ひ、現に一八六五年の豫算中總收入額は一〇三、〇〇〇兩にして、其の中四八、〇〇〇兩は此の收入に依るの實狀

なりき。

分離後の佛國租界の土地章程は最初の間は一八五四年の共同規程に依りしが、其後一八六八年支那當局との間に佛國居留地單獨の章程（Réglement d'Organisation Municipale de la Concession Francaise）制定實施せらるゝ事となれり。

共同租界の成立

斯くの如くに佛國居留地は分離し去りたれども、英米兩居留地は爾來益共同統治の實を進めたるが、其能く兩者の合體をなすを得たるは、當時英國居留地獨り榮へて、全上海の富、人口通商の十分の九を占め、下水、防備、警察制度等極めて能く完備せるに、蘇州河を隔てたる此方の米國租界は依然未開の狀態に放置せられ、髮賊亂の影響を受けて多數の人民此に住居するに至りたるに拘らず、諸事全く整はざりし結果、孤立して斯かる不滿足なる狀態にあらんよりは、寧ろ英國居留地と合體して、住民共恩惠に與らんと欲したるによる。

元來米國居留地たる虹口は、從來僅かに少數の宣敎師船渠業者海員等の居住地たりしに過ぎず從つて諸種の設備及び警察制度の如き完備せざりしが、長髮賊亂の當時に於ては此の地域にも多數の支那人入り込み、之れが統計の徵すべきもの無きも、一時は相當の多數に上れるものゝ如か

りき、然るに斯かる多數の人民を管理する爲に、玆に配置せられたる警官は一八六一年に於ては僅かに六人に過ぎざりしと云ふ、長髮賊の亂徒が上海に迫るや此處に於ても、危險を感じたる結果、一八六二年二月二十六日に於て、英國居留地に對して警察官の援助を求め、其の結果英國居留地の警察署は蘇州河の兩岸に亘つて管理する事となり、それより引續いて兩居留地を統一したる行政組織の成立を見るに至れるものなるが、其の最も有力なる主唱者は Russell 商會の Edward Cunningam にして、米國領事 George F. Seward 亦全力を擧げて之を援助したり、此の兩居留地統一の計畫案は一八六三年三月三十一日の納税者大會に提出せられ異議なく通過したり、議長たりし英國領事は大會の意思を發表して曰く、「此の岸に於ける完備せる十分なる警察力を彼の岸に及ぼして、彼の岸をして安全なる秩序ある地域と爲す事は、此處に於ける多數の人口に對する一の捌口を彼の地に求むる事にして、之卽ち此の地に於ける人民の避難地を彼の地に求むる手段となるものなり」と、此の計畫は納税者大會の決議を經たる結果、領事團に進達せられ、英米佛の領事は何れも之を承認したりしが、只露國領事はその合併を承認するも、未だその承認を與へざる上海居留地章程を、向後虹口に適用する事に就て同意する能はずとなしたり、此の反對は外交團の共同一致の方針に依て葬られ、斯くてその最後の決定は一八六三年九月二十一日の納税者大會に依てなされたるが、これによりて上海に於ける英米居留地は全然抛棄せられ、新に共同居留

地（International Settlement）の實現を見るに至りたり。

自由都市計畫

其後共同租界成立するや英米兩國人中より選擧せられたる九名の委員は、行政委員會を組織し居留地内一切の行政に任ずる事となりたるが、彼等は居留地内に居住せる數十萬の支那人を管轄し、且つ之に稅金を賦課する爲に、如何にして必要なる權限を得べきかに就て考究する處ありたり、蓋し彼等支那人は過去十年の間、支那政府より何等の保護を受くる事なく、僅かに列國の勢力に依て保護せられたる中立地域にありて、自己の安全を保つ事を得たりしもののみ、而して一八六二年に至つては上海の周圍三十哩の地域内を上海の中立區域内に包含せしむる事となりたるが爲め、此の保護權の及ぶ地域も從つて擴大せられ居留地の施政の下に立つ支那人の數は益增加せり、依て行政委員會にては之れが統治につき適切なる制度を確立する事を益急務となし、研究の末嘗て組織せられたる上海防禦委員會の制度に倣ひ、之を永久的のものとなし、即ち上海を以て一の自由都市となし、列國勢力の保護の下に自治制度を布かん事を計畫するに至りたり。

之れより先上海の海關制度につき支那當局と領事團との間の交涉により、外國人の委員を入れて其事務の成績を擧げしむるの協定なり列國委員協力して之れに當れる結果の良好なるを見て、

英國領事 Medhurst は上海市政についても此方法によつて改善を加ふる事を案出し、一八六一年六月二十六日之れに關する意見書を其北京公使の許に提出したり、該意見書の大要は居留民中より委員を公選し、之に外國官憲を加へ支那人中よりも委員を出し、以て獨立したる市會を組織し之をして居留地の財政、土地、警察、港灣其他の事務を司らしめ、更に之れに對し點燈、給水、道路その他の費用に充つるが爲に、相當の經費を徵收するの權限を賦與せんと云ふにありたり。

此の計畫は上海の行政委員會に於て更に擴大せられ、一八六二年九月八日の納稅者總會に提出せられたるが、時の議長たりし Henry Turner は現在に於ける居留地制度の不十分なる事實を淡白に告白し、以て新制度の必要なる所以を力說し、更に居留地に依つて支那人の生命財產の安固と、支那政府の收入が保持せられつゝある事實に就て、支那政府は相當の義務の存する所以を主張したり、之れ蓋し居留地が多大の犧牲を投じて、亂徒の侵入を防禦し得たるが爲めに、多數支那人が生命財產の安全を保ち得たると、稅關の收入が確保されて收入の減少を來たさゞりしの事實を指摘せるものなり。

同時に上海防禦委員會の委員たりし Edward Cunningham, James Whittall, James Hogg, J. Priestley Tate, Edward Webb 等より市政の改善に就ての意見書の提出ありたり、即ち一八六二年六月二十日付を以て行政委員會に提出せられたる意見書によれば、之等の有力なる市民は、支那

に最も密接なる關係を有する四大强國の保護の下に、上海を以て一自由都市と爲さん事を主張したるものにして、土地家屋所有者の投票に依て委員を選擧し、之によつて自治制を布かんとする計畫にして、其投票權は外國人支那人共に之を有する事とし、市内及びその附近は十分なる收入と權力とを有する强力なる政府の統治の下に屬せしめ、以て上海の安全を期し、之を支那の主なる大都會と爲さんと云ふにありたり。

領事 Medhurst は本案の提出せらるゝや、これよりも寧ろ彼自身の計畫の比較的容易に實行し得べきものなる事を述べ更に主席領事として行政委員會に次の如く豫示する處ありたり。

計畫せられたる方法は納税者會議に於て正式に採用する事能はざるものなり、蓋し上海の地域は清國皇帝に屬するものにして、清國皇帝は自國と條約を締結したる外國に對し、單に此の地域内に在る自國人民に對する、治外法權を許容せるものにして、自國の土地及び人民に對する管轄權は猶依然之を自己の手中に保有するものなり、新計畫の制度は其行政委員會は、皇帝より與へられたる特許に依て組織せらるゝものゝ如く假裝すると雖も、斯の如き事は清國當局者の同意を得、且締盟國公使の贊同を得るにあらざれば爲す能はざる處なり。

英國公使も亦此の方法に對しては極力反對して、曰く「上海に於ける英國居留地は該地域を以て英國皇帝に移轉し若くは讓り渡したるにあらず、該地域は依然として清國の領土なり」と、而し

賃借料金を收めつゝある事實に言及して曰く

て彼は又外國人が支那人をして居留地內に住居し家屋を有する事を許し之が爲に非常に高率なる

支那政府か未だ曾て自國人民に對する其の管轄權を正式に放棄したる事なく、又英國政府も未だ曾て支那人に對し其の管轄權を及すべき希望を要求し、又は表示したる事なきを、汝等をして想起せしむるは余の義務なり、此の國に於ける英國官憲の指揮の爲に確實なる方針を示さんに、英國領事が干涉する權利を有する只一つの場合は、支那人が英國人の雇傭の下に在り、而して此の支那人を捕縛する事に依て、彼を通じて彼の雇主に迫害を加へんとする者なりと信じ得べき理由ありたる時に限らるゝものなり、余は其の主義に於て公正ならず、且つその結果に於て無限の困難と責任とを負擔すべき且つ又支那政府が決して喜んで許與する事なかるべきが如き制度を採用する事が、英國政府に如何なる利益あるやを了解する事能はず、英國は英國人に對して安全なる居住地を提供する事を除いては、何等の利害關係を有するものにあらず、而して居留地が支那人市街に變化する事に依て、如何なる不便を見ると雖も、余は英國政府が之が爲に多數の支那人に其の管轄權を及ぼすの必要ありとは、信ずる事能はざるなり、吾人が上海を亂徒の餌食たらんとするより保護するの必要ありとするも、そは決して支那人及び支那政府との自然的の關係に干涉するの必要に迫らるるものにあらざる

なり

此の英國公使の意見は其他の列國公使の全然賛同する處となり、米國公使も其の二年後に於て「上海に於ける列國人は動もすればその市政に就て、支那人の權利を壓迫せんとするの不斷の傾向あるを認む、故に彼等をして條約の規定に基く安全なる保障を得せしむるべく常に努力するの必要あり」と述べて此の英國公使の意見を裏書きしたり。

斯く英國公使領事の反對ありしより、本問題は一八六三年三月三十一日に開かれたる納稅者大會に於て重ねて協議せられたるが、その結果英國公使に對し一覺書を提示し、その覺書中に於ては、納稅者總會の名を以て外國居留地に對する支那人の流入を奬勵したる事に對し抗議し、合せて之等の支那人に對する支那政府の管轄權に關しては、條約文の嚴格なる解釋に從へば貴說の如くならんも、然しながら吾人は實際問題として、且つ又條約の精神に則りて然らずとなす者なり而して此の外國居留地内に於ける支那當局者の權限に就て、或程度の制限を置く事は此の重要なる港の將來の安全と幸福との爲に、非常に重要なる事なりと思考する旨を宣言したり。

然れども結局に於ては公使團の決定に從ふ外無かりしが、公使團の意見は上海に單一の市政機關を設け、若し能ふべくんば英米佛居留地を統一し、各國人民は民事刑事の事件に就ては各自國の管轄に屬し、只支那當局が居留地内の支那人を捕縛せんとする場合には居留地の警官に依ての

み爲さるべく、又之と同時に市政に關して支那人當局者を參與せしめ、支那人に關する事は總てその同意を得て爲さるべき事と爲すにありたり、而して此の計畫は之を總て三居留地に及ぼす事とし、土地的管轄權は皇帝又は其の代表者より附與せらるべき許可狀に基いて賦與せらるるものとし、若し此許可を得るに必要なるに於ては、一定の納稅若くは稅金の一定率を支那官憲に支拂ふべしとせられたり。

此の計畫の採用に就て外國公使團は居留地行政に參與すべき支那人は支那政府より外務大臣を通じて直接に任命せられ、其の權限は道路、警察、市政を目的とする課稅等の市政事項の範圍を越ゆる事なく、支那市街にある支那人は全く支那の管轄の下にあり、外國人は各自國領事の管轄の下に屬せしむる事とし、斯くしてその市政に就て支那の要素を注入せんとせり。

然れども其結果は其の希望その目論見中の最も重要なる事項とせられたる目的を貫徹する事能はざりき、蓋し英米人は彼等自國の歷史に基き納稅者は施政に關し代表者を選ぶの權利あり、併して又支配せらるゝ處の者はその政治に關し發言權を有する事を認めらるべきものなる事を確信し之れに基き上海市政に就いても支那人の委員を加ふるの制度を計畫したるなり、然れども、此の計畫はその何の理由に基くやは明かにせられざりしも、三居留地を單一の行政の下に包含せしむる事を條件として爲されたり、而して此の三居留地の合併は異議なく希望せられたる處にして、

外國公使團は悉く之に贊成し、佛國公使亦異議なかりしもの丶如くなるが、然かも佛國居留地は終に他の二居留地と合體するに至らず、その結果として上海市政につき終に支那人中より代表者を擧ぐるの條件は滿たさるゝに至らず、從て此の計畫亦不成功に終りたり、一九〇五年六月の侯に於て再び支那人代表者を擧ぐるの計畫行はれたりしが之亦失敗に歸し、その結果現在に於ても五十萬人の支那人は一人の代表者をも有せずして、工部局に依て管轄せられ、且つ納稅を爲さしめられつつあり。

居留地內支那人に對する支那の管轄權

一八六三年七月道臺は支那政府を代表して、同政府が上海を保護するが爲に投じたる巨額の經費を補はんが爲に、居留地內に於ける自國の成年男子に就ては、資力に應じて五弗一弗若くは半弗の人頭稅を課する權の許可を與へん事を求めたり、之に對して英國領事は、支那が斯くの如き稅金を課すべき法理上の權限ある事を認めたるも、然かも次の如く聲明して之が實行に反對したり。

過去久しき間の支那當局者と本領事官との間の了解によれば、居留地內に住する支那人に對する支那當局の管轄權は英國領事館を通じて、若くは之が同意を得てのみ爲さるべき事とな

り居れり、今此の協定に違背するが如き事を許す事は不都合なり。
然るに支那は之れに同意せず、問題は北京に移されたるが、英國公使は直ちに此の爭議に對し解決を與へ、條約に於ては斯くの如き問題に就て、英國公使が干渉すべき何等の權限を與へられず、道臺はその欲するまゝに課税するの權限を有するものなり、而して居留地に住する人民に對し、城內若くは租界外に住する人民の支拂ふと同一の税金を課する事に就ては、余は吾人の利益幷びに支那人の利益の爲に、之に抗議すべき何等の理由を發見する事能はず、從つて支那政府は其の課税權を奪はるゝ事なかるべし、而して多數の支那人を彼等自國の官憲の管轄の下より逃れしむるが如きは支那との條約の第十八條に違反するものにして、これが爲に當然支那政府より來るべき抗議に對しては、吾人は之を免がるゝ能はざるなりとなして、道臺の主張を支持したり。
上海に於ける此支那當局の課税に反對するものと雖も、條約文の正當なる解釋によれば、斯かる公使の主張の正當なることは豫めこれを知りたれども、種々の事情より課税に反對したるものなるが、公使が斯かる解釋を下したる結果終に妥協案の成立となり、外國側は支那當局が斯かる人頭税を課する事を承認すると共に、その徵税は外國當局者に依てなされ、然る後に支那官憲に支拂はるべき事に協定せられたり、即ち一八六三年六月十二日道臺との間の協約成立し、それに依て工部局當局は道臺の代表者の監督の下に、居留地內の支那人より從來の税金の二倍を徵收し、

その徴收額の半額を道臺に支拂ひ今後は居留地內に在る支那人に對して、支那當局者よりそれ以上の稅金を賦課する事無かるべき事となれり。

現行居留地章程

一八五四年の居留地章程は一八六五年、一八六九年の兩回に修正せられ、一八八一年之れが修訂の必要を認め、同年五月の公民會の協賛を經たるも、種々の支障ありて決定に至らず、爾來十七年を經たる一八九八年三月に至り始めて修正案決定して公民會の決議を經て確定せられたり、之れに對し北京外交團は同年十一月公式の承認を與へたるより、此時より効力を發生するに至れり、之れ實に現行章程にして、上海共同租界の根本法を爲すものなり、其全文は三十條にして次の如し。

共同租界章程

上海バンド

第一條　租界境界の確定　租界區域の境界は一千八百九十九年に於て劉兩江總督派遣の委員及上海縣官と工部局首席參事員との間に擴張せられたる租界の境界に付き議訂し圖面の示す所に基き境界の石標を立てゝ證と爲す其境界左の如し北は蘇州河(即ち吳淞江)にして小沙渡より泥城濱の西約七十碼の所に連接し之れより北に向つて寶山、上海兩縣の境界線に至る、同所より一直虹口港に至り夫れより東に向ひ顧家濱口に至る、東は黃浦江にして顧家濱口より洋涇濱口に至る、南は洋涇濱にして洋涇濱口より泥城濱に接續し、此處より西南大西路に向ひ長濱の北端岐路に沿ひ此岐路を通じ靜安寺鎭後面の五聖廟に直達す、西に五聖廟より一直に北に向ひ蘇州河小沙渡地方に至る

增補改訂　租界境界の確定　其一段は道光二十六年八月五日西曆一千八百四十六年九月二十

四日上海前兵備道宮と英國領事官　Balfour　と會同議定する租界章程內に指す處の地方にして、該地境界は次いで道光二十八年十一月二日西曆一千八百四十八年十一月二十七日上海前兵備道麟と英國領事　Alcock　と協議して擴張し詳細議定の上地圖を以て明かにしたる處のものたり

又他の一段は光緒十九年五月十三日西曆一千八百九十三年六月二十六日支那地方官と各國領事官派遣員と合同商訂せる上海吳淞江北方虹口地方の租界なり今特に之れを後に記す

其境界の起點は蘇州河卽ち吳淞江の北岸にして二十七保及二十五保の境界に第一號界石を立て之れより一直線に北方に向ひ西穿虹濱に至り第二號界石を立つ此より東に向ひ相連の第二號界石の第二副號界石より起り西穿虹濱の南岸に沿ひて第三號界石に至る、卽ち錫金公所の東南角にあり、此より一直線に東北に向ひ第四號界石に至り此より直線に北に向ひ第五號界石に至る卽ち相近界濱地方にあり又此より外に向へる曲線式に第五副號界石に至り此より東に向ひ直線に第六號界石に至る、卽ち界濱南岸北河南路の西邊にあり、此より東に向ひ北河南路を過りて寶山上海兩縣の界線上に第七號第八號第九號界石を立つ、其第九號界石は米國領事館登錄第五百九十九號地の東北角たり

第九號界石より起り東に向ひ直線に第十號界石に至る、卽ち米國領事館登錄第五百六十一號

地上にして操槍路東端の北邊吳淞路と相連る地にあり、此より相連の第十號界石の第十副號界石より起り直線に東北に向ひ第十一號界石に至る、卽ち英國領事館登錄第一千八百八十五號地上にあり、此より相連の第十一號界石の第十一副號界石に從ひ直線に東南に向ひ第十二號界石に至る、卽ち虹口港の東岸にあり、此より直線に東に向ひ第十三號界石に至り又十三號界石と第十四號界石と相連る處より直線に東南に向ひ第十五號界石に至る、則ち米國領事館登錄第六百十七號地上にあり、又第十五號界石の第十五副號界石と相連る處より起り一直線に東北に向ひ第十六號界石に至る、卽ち周家舍村莊に近き東端にあり、第十六號界石の第十七號界石に連る處より直線に東南に向ひ第十八號十九號界石に至る、其第十九號界石は圓通寺前小濱の東岸にあり、第十九號界石の第十九副號界石に連る處より起り直線に東南に向ひ第二十號界石に至る、卽ち馬風濱の北岸にあり、第二號界石の第二十一號界石に連る處より起り直線に東南に向ひ第二十二號界石に至る、卽ち西薛家村莊の東北端にあり、第二十二號界石の第二十三號界石に連る處より直線に南に向ひ第二十四號界石に至る、卽ち英國領事館登錄第一千九百五十三號地の東北角にあり、第二十四號界石の第二十五號界石に連る處より直線に東南に向ひ第二十六號二十七號二十八號二十九號界石に至る、其第二十九號界石は英國領事館登錄第一千九百十一號地東北角に接近して存す、第二十九號界石の第三十號界石

に達る處より起り直線に東南に向ひ第三十一號三十二號三十三號三十四號界石に至る、其第三十四號界石は徐家屯村莊の北端楊樹浦港の西岸にあり、此より楊樹浦港に沿ひて黄浦江に至り此より黄浦江に沿ひ蘇州河口に至り此より蘇州河の北岸に沿ひて起點に至る

第一段の地域内にて工部局の管轄に歸せざるものを特に次に記す

一、江海北關　一、春申君廟(後廢す)

一、英國領事館用地

凡て支那の締盟各國は借入又は買受により國家公用の地を有する事を得

英國領事館所在地及海關其他の地も一般に納付すべき税課は一樣に納入すべきものとす

第二條　租地の法　凡そ租界內に於て支那人の所有する地主より土地を讓受け該地上に在る家屋及地上物件を買はんとする者は必ず支那と各國間に訂立せる條約に遵ひ辨理すべし

第三條　租地の取扱　租地の取扱ひは租地契約の方法其永代租借の事に關し完全を要す若し調査を遂げ差支なきに於ては之を認可す永代租借地の買受人は支那人の原所有主と其價格を取極め原所有主の作成せる永代租借契約書二葉關係書類一式地形及四圍の境界を明記したる圖面一葉を當該領事に提出すべし領事は之を上海道衙門に轉送す上海道衙門は之を調査し書類の事實相違なく正當と認むれば道衙門は事實相違なきを證すべく署印を捺して返還す然る

ときは該地の代金は取極め通り受授を爲すべし若し該地內に墳墓厝棺等の事情あるときは之を遷葬し或移動せしむるには必ず臨時に相互相談を爲して行ふべし支那の例としては此等の事情は永代租借地契約の事項內に之を記入せざるが故なり

第四條　永代租借地は登記を爲すべし質入書入も亦臺帳に記入せんが爲め屆け出づべし凡て前項の例章に遵照し契約を立てゝ買受けたるの後一個年間以內に該永代租借主より當該領事館に屆出づべし若し登記後に於て質入書入等の事情あれば之れ亦一個月以內に當該領事館に屆出づべし

第五條　永代租借權の移轉　凡そ永代租借に係る土地の權利を他に轉じたる者は所有權者より當該領事館に屆出で登記を受くべし領事館は之を工部局に通知すべし

第六條　公用土地買收法　凡租界內に於て永代租借地を所有する各國人の公用地として買收せられたる土地は將來該計畫に從ひ公用に供するの外別用と爲すを得ず將來に於て永代租借の所有權を有する地內に公用地として之を要することあるときは又必ず此章程に準據し買收に應じて事業進捗の便に資すべし之に因て租界內に於て擴張開築する道路は豫定を要す工部局は每年一月地圖に基き道路を開築せんとする線を示し會議を開きて豫定道路を議定す此章程に遵ひ買收に應ずべき土地及既に買收濟の土地に關しては永代租借所有權者及議員等會議

を開き調査を遂げて議定す又該地は原永代租借所有權者に買戻さしめ返還せしむるの外原永代租借所有權者より任意に買戻を行ふ能はず此項既に公用地となりたるもの尙ほ地租を納入するを要す該地租は原永代租借所有權者より徵收すと雖も之れあるを口實とし所有權者たること能はず若し又道路及河幅の取擴等に占用し公用地と爲すべき事情あるときは必ず先づ該所有權者の承諾を經て施行す決して此章程を引用し猥りに强制執行する能はず各所有權者を招集し會議を開き投票によりて決定す土地が工部局の管理に歸したる後は工部局は該地を道路に公用すべき旨を發表す若し該地上に買受けたる物件を所有する所の各國民は該土地が公用となるべきに就き申立ての廉あらば十四日以內に當該領事官に申出づるか又は自身工部局に申立書を提出し買收の便に資すべし若し領事館の意見にて妥協する能はざれば工部局の意見に讓り該地方管轄の責任を免る租界內の永代租借所有權者及土地委員等會議の上購買を爲したる地域以外に隣接する土地及相隔たりたる地を問はず外人又は支那人より寄附したる土地に對しては之れを道路に編入し又は公園を建設し公共遊園地と爲す有ゆる購買に係る建造物に要する費用は常年工部局は第九條により徵收したる稅金の內より隨時支出す但し之等の道路及公園は租界內居住者同一の利益を享有するものなることを聲明す

增補改訂章程の一　此增補改訂章程により公用に買收せられたる永代租借所有權者は更に權

利を伸張するを得るに至れり
一、工部局にて公用となさんとするの土地は第六條に示す如く圖面に示し發表することゝなりをれり外人の永久租借所有權者は圖面にて發表せざる以前に於て所有權を有するもの又は已に所有權を引繼ぎて尙ほ未だ所有權の移らざるものと雖も買收に對し不服の廉ある者は三個月以內に陳情書を工部局に提出し或は面會陳述し或は人に託して代理陳述せしめて工部局の決定を俟つべし若し四個月を經過するか及圖面發表後一年を越へ該地主の陳情書に基き調査し決定したるものを仍ほ抗爭を爲すものは工部局は土地委員と協議の上土地及家屋に對し評價々格を支給す尙之れにも從はざれば不得已各永代租借所有權者及當該管轄官吏の同意を得土地委員の職權を行使す
一、土地委員は三名とす一名は每年一月十五日以前に於て工部局より推薦す一名は每年十兩以上を納むる各永代租借所有權者中より工部局參事會員選擧期日に於て永代租借所有權者より二名の候補者を推薦し選擧期日七日前に工部局に送付す工部局は選擧期日まで候補者の氏名を廣告す選擧期日に至るも候補者只一名なるときは此候補者を土地委員と定め選擧を行はず一名は租界納稅者より二名の候補者を推薦す(手續きは前同樣)此三名の土地委員は每年公民會總會の翌日より就任し職務を行ふ其任期は滿一ヶ年とす任期內取扱に係る未結事件は整

理し引繼を爲すべし工部局有給職員は土地委員たるを得ず一ヶ年内に土地委員の缺員を生じたるときは豫備候補者を擧げて就任せしむ若し候補者なきときは規定に從ひ一ヶ月内に選擧に附す選擧期日は衆議により延期することあるべし土地委員の要する公費は公欵内より支給す又該委員の報酬は工部局より事務の繁閑を酌量して支給す

增補改訂章程の二　鐵道　租界内に於て鐵道用敷地を買收せんとするときは圖面及び設計書を調製し（線路と通路の關係橋梁の築造線路通過の地方及其他一切の要項を明瞭に記載すること）工部局に提出し閲覽に供し認可を得べし敷地は公用土地買收法により買收するを得强制買收の場合は土地委員の評價額より二割五分の割增を以て買收するを得騰貴したる土地にて該永代租借所有權者の尙ほ損失を受くる場合は土地委員の酌定により補償額を支給す

第七條　境界石標　租地の四方境界は必ず支那官憲及當該領事立會の上界石を立つ界石には英漢の兩文字にて番號を刻して確實なること明白にす此の境界を定むべき日を期し當該領事官より承租主、亭者、地保、原租主の各人に通知し現場に立會はしめ界石を立て將來之れに依つて爭論の起るを防ぐ

第八條　地租　每年十二月十五日を限り翌年分の地租を前納せしむ若し滯納及不納者あるときは上海道は當該領事に追徵されたき旨を照會す

第九條　道路、碼頭、宅地及各項稅金の徵收

租界內には必ず政治機關を設備し以て租界事務の取扱ひを爲すべし

一、租界事務取扱機關を設置すること　一、租界內各項の工事を起し及常年修理をなす事

一、租界內は適當なる淸潔法の施設を爲すこと街燈の設置撒水を施すこと溝渠を開通すること　一、工部局所用の土地及家屋を租借し或は購入に關する事項を設備すること　一、工部局採用の各員等月給支拂資金を準備すること

以上各項に要する資金は借款支拂或は別法を以て辦理を行ひ執行せしむべく領事團は每年二月初旬に於て期日を選定し工部局參事會員の選擧を行ふ領事團は又二月內に公民會總會を開くことを告示し二十一日を限り公民會議員を招集し豫算案を議定し之を施行せしむ議決は多數決に依る(議員旅行不在のときは委任することを得)地稅及家屋稅は評價を行ひ稅率を定む但し地租に家屋稅と相準ずべし地租は當時の評價により賦課徵收し家屋稅は每年所得の家賃を評價し賦課徵收す之を要するに地租一兩を徵收するものなるときは則ち家屋稅の徵收は二十兩を過ぐるを得ず皆此類に倣ふて推す貨物稅徵收に就ては租界內の者海關を通過せしむるの貨物或は碼頭よりの荷揚或は船積轉運の貨物は共に稅金を賦課徵收すべし稅額の率は貨物の價値に照らして定む但し貨價百兩に付き稅金一錢を超ゆるを得ず又隨時情況を酌量し各項

の税金を徴收し以て前項掲ぐる所の各事項取扱に要する經費に充つ
第十條　工部局參事會員の選擧　工部局の事務を執行する參事會員は投票權を有する議員により第九條の會議に照らし別項の條文に按し參事會員を選擧す參事會員は九名を過ぐるを得ず又五名を下るを得ず參事會員は章程に遵ひ税金の徵收及徵收濟の税額を支出し幷に職權に屬する一切の事項を適當に執行すべき者なるを以て參事會員當選の後は税金の徵收及支出に關する全權を附與す若し章程に遵ひ納税せざる者ある時は參事會員は當該官署に告發して追徵を行ふ不納者の宅地を差押へ抵當と爲し或は貨物器具を差押へ競賣に附し不納税額に充つ
第十一條　參事會員の細則制定　工部局參事會員就任後は認可を得たる章程は以後細則內一切の權利幷に細則內職權に歸する事項は總て工部局現任參事及將來參事の職に當る後任者に全權を附與す參事員は隨時細則を制定し施行するの權を有し章程の各項の取扱に便し章程を完全ならしめ幷に細則を增補廢止せしむ但章程に違背する能はず新に制定したる細則は認可を得て告示したる以後に於て施行し得るなり參事會員が章程に照らし制定したる細則は專ら局內及工部局員人事の事項に關す參事會員は領事團及外交團の承認及公民會の同意を得規定の條項に基き執行すべし公民會開議の期日は開會前十日に發表し共に議案を聲明すべし
第十二條　會計檢查　工部局の決算に對し會計檢查を行ひ公民會の承認を經るべし會計檢査

を了したる後は之を公表す決算案は總會の時に提出す

第十三條　不納稅者の處分　納稅及罰金の納入を肯ぜざる者あるときは工部局或は工部局の委任したる執行員より該管官署に告發し差押を爲して追徵す差押は規定に遵ひて執行し不納稅の追徵に便す若し不納者が貨物の所有者にして所在不明なるとき或は該管官の所轄地域以外なるとき或は何れの領事にも無所屬なる者なるときは工部局は地方官の同意を得たる後該貨を抑留し抵當とす或は別法を行ひ不納稅を追徵す若し宅地なるときは其不動產の若干を酌取し不納稅額の數を滿たすに足るを以て止む

第十四條　追徵條例內罰金　章程違反條例內に示す所の各項罰金或は手數料を納入せざる者は該管官署に告發す該管官は之を調査し事實と認むるときは違反者に章程に遵ひ納入すべきを命じ幷に訴訟費用の支辨を命ず此事は當該官吏情狀を酌量して辨理す此條例內一切の罰金は總て帳簿に記入して經費に資し而して章程に照らして支出す

第十五條　臨時會　緊急會議を要するときは各國領事官(一名或は數名)或は各納稅者有權者二十五名の同意を以て請求すれば開會することを得、臨時期日を定め臨時會を開くを得べし會議事項は公共に關するものとす(開會期日及び議案は期日十日前に公表す)臨時會議は出席議員三分の一に滿たざれば會議を開くを得ず（旅行不在なる有權者の委任せる代理者又內に

在り）出席過半數の賛成を得て議決したる事項は出席せざる者と雖も亦此議決に遵ふべし議場に領事官の出席ある場合は先任領事官を以て議長とす領事官出席なき場合は議員中より一名を選擧し（當選者は過半數の得點を有するもの）此會議の議長とす章程に照らし議會に於て可決したる事項或は章程內に規定なき事項及公共に關する事項の議決は議長は此決議事項を領事團に申請し認可を經たる後之を施行すべし但し此の事項にして既に議定を經たれば十日後を限り領事官の認可を告示すべし若し此事項にして自已の利害に關係を有すると思惟する者は十日以內に領事官に其調査を申請すべし領事官の認可を告示し二ヶ月を經過したるときは居住民は必ず之に遵ふべし

第十六條　墓地　外人は租界內適當の地方を選定し墓地を建設するを得べし外人の永代租借地の土地內に原地主たる支那人の墓地あるときは該人の承諾を得るにあらざれば擅に移轉を行ふを得ず原地主は其地に殘留せし墓地を隨時見廻はり祭期に際し掃除を爲すことを承諾すべし租界內に於ては再び埋棺厝柩を行ふことを許さず

第十七條　租界章程違反　駐在外國領事は個人又は地方官憲より章程違反の通告に接したるときは必ず違反者を引致して事實を調査し其違反の明かなるものを章程違反罪に處す（領事自ら處分することあり又は取扱を代理せしむることあり）章程違反の處罰は三百元を超過せ

ざる罰金又は六ヶ月を超ゆることなき懲役其他の適當と認めらるゝ方法に依るものとす若し何れの領事にも屬せざる者にして章程に違反したるときは工部局は領事（一名或は數名）を經て支那地方官憲に交渉して處分し以て章程の權威を保全す

第十八條　參事會員の選擧法　選擧有權者は章程に遵ひ先づ適當なる參事會員を推薦するものにして其推薦の方法は推薦狀を作成し承諾を得たる旨を明かにし候補者の姓名を記入し推薦者は一名の贊成者を得て兩人共署名し選擧期日七日前に工部局の理事又は指定されたる選擧掛員に提出すべし推薦狀提出の期限を了りたるの翌日候補者名簿を作成し目に觸れ易き場所に掲示し並に外字新聞紙に廣告す選擧期日に至り斯くの如くにして得たる參事會員の候補者九名を超過したるときは參事會は投票によりて決定す投票の方法は參事會より二名の選擧掛を選擧會場に派遣し選擧者の姓名を選擧人名簿に引合せ投票紙を渡す（投票用紙には候補者の姓名記入あり）自分の望む所の九名に記號を附し署名を施し封じて投票函に投入すべし投票は二日間にして初日は午前十時より午後三時迄とし次日も又同時迄開函し締切時間に至れば直ちに兩名の選擧掛は開函して投票を檢査し高點者九名を當選者とす若し候補者定員數以内なるときは選擧法によらずして之を定て姓名を廣告す參事會員は少なくも五名以上たるべし若し候補者五名に滿たざるときは五名に達する迄選擧を行ふ或は別に定むる形式によりて

五名に達すべく增員す

第十九條　選擧人の資格及參事會員被選擧者資格　租界內居住の外人たる選擧有權者は外國商館を經理する主人名或は支配人の姓名を出し（名下に各稅額納入濟と記入すべし）參事會會員を選擧し又は公民會に於て投票權を有す之等有權者の資格は地價五百兩を有し每年宅地稅工部局の評價にて十兩以上を納入する者或は借家賃工部局の評價にて每年五百兩以上を支拂ふ者にして滯納又は不拂なき者とす開會のときに至り旅行不在若くば病氣のときは代理を委任することを得參事會員被選擧資格は各稅工部局の評價にして每年五十兩以上納入者或は工部局の評價にて年家賃千二百兩を支拂ふものにして滯納又は不拂なき者とす投票權は一商館にて一票とす名簿は工部局に於て每年十二月一日より作成し公衆に發表す

第二十條　參事會員補缺選擧　參事會員の缺員は三名を過ぐる能はず補缺選擧は必ず第十八條に照らして之を行ふものとす

第二十一條　參事會員の任期　參事會員の任期滿了のときは其間に行ひ來れる會計は第九條及十二條に照らし會計檢查を行ひ總會に於て承認を與へたる後に於て退任す新任參事會員は直ちに前任者の會計簿を監查したる上引繼きて就任す新參事會員は第一次の會議に於て正副議長を互選す其任期は一年とす參事會議の時に於て正副議長不在のときは參事員中より一名

を選擧し其任に代らしむ

第二十二條　參事會々議　參事會々議決議の可否同數なるときは議長の一票にて可否の何れかに決定す參事會の議事は三人以上の出席者にあらざれば決議の效を有せず

第二十三條　參事會員分任事務　工部局參事會員職權内の事務を澁滯なからしむべく事務を酌量し分局に分任事務を執行せしむ之が爲め隨時工部局より派員し又は分局を設置す分局は工部局調度の便に資するものなるを以て工部局が分任執行せしむるの外に出づるを得ず分局員は極めて少數とし工部局より酌定す

第二十四條　事務員　工部局の事務員數は工部局にて之を定む其月給手當は公款より支出す幷に細則を制定し統一の便に資すべし事務員の任用及進退は工部局之を主裁す臨時會の承認を經るにあらざれば工部局員の任期は三年を超ゆるべからず

第二十五條　結算報告　工部局の公款は章程に遵ひて酌定し支出を行ひたるの帳簿は公衆の利害に關係を有するを以て支出額は總會及臨時會にて定めたる支出の數を超ゆるを得ず每年現任の參事會員任期滿了のときは一個年内に取扱ひたる收入支出の各項金額を精算して公衆の閲覽に供す此の決算報告は總會十日前に發表すべし

第二十六條　工部局參事會員の控訴せられたる事項の責任は工部局に歸す工部局參事會員及

參事會員の命による理事技師總巡捕其他のもの丶取扱ふ事項に付ては契約を立つるも事實は章程に從ひて事務を執るものなるを以て之に因て訴訟を起して要求せるときは其責任は決して取扱ひの本人に歸せず工部局は決議を經たる事項に對し支出したる金額は何人の手に依り支出したるも均しく工部局の徴收したる税款內より支出す

第二十七條　行政裁判　工部局は訴訟の原告人となり又被告人となる共に工部局の首席參事會員の名を以てす或は工部局の名を以てすることあるも權利の享有は普通人と人との間に於けると同じく責任又工部局の財產に歸す工部局が被告の場合は領事團中にて互選したる數名の領事を以て組織せられたる領事裁判所にて審理判決せらる

第二十八條　章程の增補　本章程將來增補改訂の必要あるときは其字句に就て疑惑を生ずべき所あれば領事團と支那地方官憲と會同商議し外交團及支那政府の承認を經たる後にあらざれば效力を有せず

第二十九條　解釋　本章程內財產所有者、永代租借權所有者、納稅者と稱するは總て第二十九條に照らし公民會議員たるの資格を有する者を言ふ然れども意義に於て異るものあり本字の稱する所によるべし

第三十條　增補章程　(家屋)工部局は隨時建築條例を制定し新築家屋の牆垣、宅地屋上、煙

突等構造の適否、火災防禦、空地の有無、空氣の流通、溝渠、便所及塵捨場等を調べ又は不適合なる家屋に永遠に閉鎖し又は暫時閉鎖する等を檢査するに便す家屋を建築せんとする者は圖面、設計書を工部局に提出し閲覽に供すべく工部局員は工事中臨檢し條例に違背する家屋は取毀ち或は方式に倣ふて改善を命じ得べく最も此種章程は豫め拒否の權限なき土地委員の議決に附し公表後六個月を俟つて效力を生ずべきものとす

右基本法の細則（by-law）として市政の詳細を規定せるものあり、次の四十二ヶ條より成る

共同租界工部局規則

第一條　上海共同居留地內に於ける公共下水溝渠及び街路に敷設したる下水溝渠に關する工事幷に材料は總て工部局の管理に屬す

第二條　工部局は市街の排水設備を完全にする爲め下水の敷設、貯水池、閘、機關の設置及修理等の工事を爲し必要なる場合に於ては孰れの街路を問はず之れに工事を延長することを得因て生したる損害は規定の手續に依り賠償す相當の豫告を爲したる上前記の賠償金を土地所有者に支拂ふに於ては其の工事を私有地內に延長し又は通過せしむることを得へし

工部局は河川に排水し、下水より排出する汚物を衞生上適當の方法に據り農業其他の用途に充てんが爲め採集賣却に最も便宜なる場所に蒐むることを得

第三條　工部局は必要に應し衞生上適當の措置を爲したる上下水の擴張若くは改廢の工事を爲すことを得

第四條　工部局使用人以外の者にして工部局の管理に屬する下水溝渠等に排水設備を連絡したるときは百弗以下の罰金に處す、場合に依りては改造を加へ之れか費用を賠償せしむることあるべし

第五條　下水溝渠を新設し又は工部局所屬の下水溝渠に工事を爲さんとするときは豫め工部局の承認書を受くべし若し其の手續を爲さずして工事を爲したるときは撤去を命し必要の費用を辨償せしむることあるべし

第六條　工部局所屬幷に私有下水溝は各管理者に於て惡臭の發散を防くに足るの防備を爲すべし

第七條　下水の管理及掃除に要する費用は市制第十一條の賦課金より支出す

第八條　建物を新築又は改築せんとするときは近接道路と平均して敷地の地揚を爲し且つ排水設備を爲すを要し豫め工部局の承認を得たる後にあらされば工事に着手することを得す若し本則に違反して工事に着手したるときは各犯則行爲每に二百五十弗以下の罰金に處し規定に適合せしむるまで工事を中止せしむべし

私設下水線の幅、勾配、材料等に關し工部局に於て承認するに足る設備を爲すにあらざれば排水工事を爲すべからず、公共下水又は工部局の管理權を有する下水にして敷地より百尺以內の場所にあるときは私設下水線は工部局の指圖に從ひ之れに連續すべし若し右の距離以內に前示の下水存在せざるときは建設者の撰擇に任せ工部局指定の最近下水、溜池、又は其他の場所に排出の裝置を爲すべし、此の規定に違反して建物の新築改築又は排水工事を爲したるものは反則行爲每に二百五十弗以下の罰金に處す排水設備を有せす又は其不完全なる建物を發見したる場合に於て公共下水及工部局の管理權を有する下水が其建物より百呎以內に在る時は工部局は書面を以て家主又は居住者に敷設すべき下水枝線の數大さ其勾配材料、連續すべき下水等を指定し改造を命することあるべし、此の命令に從はさるときは時宜に因り工部局自ら工事を爲し家主又は居住者より其の費用を賠償せしむ

建物の新築及改造を爲さんとするときは十四日前に左記事項を明瞭に記載したる建築設計書を工部局に差出し認可を受くへし

一、最寄の公道の中央と比較したる敷地の高さ
二、該建物に附屬して新たに敷設すべき下水溝及已設下水溝渠の位置及幅員
三、防火壁の位置及幅員
四、道路の上又は道路に突出すべき建築物の幅員

願書受理後十四日以內に工部局は認可又は不認可（理由と共に）の通知を爲すべし認可の通知を受けさる間は工事に着手するを得す

但し期間內に認可又は不認可の通知を爲さゝることあるときは認可を受くるの必要なきものと見做し隨意に工事に着手することを得

第八條の二　本則に基き建築工事の設計又は仕様書を提出したるときは工部局は技師に交附し認可又は不認可を出願者に通知すべし

規則に違反し建築したる建物の撤去改造等に要する費用は建築者又は工事擔當者より罰金と同様の手續に因り徴收す

市制第三十條に依り左の場合は孰れも新築工事と看做す

第一階以下を取毀はし改築する場合

人の住家にあらざりし建物を住家に改造する場合

一戸の住家なりしものを二戸以上に改造する場合

墻壁の高さを增加する場合

市制第三十條に基き規定を設くるときは左の罰金を附することを得

一個の犯則行爲に對しては二十五弗以下繼續犯の場合は一日十弗以下

第九條　工部局に限り共同居留地內の總ての道路を測量するの權利を有す

第一〇條　公道の管理、敷設、改修、人道并に車道の敷石、建造物、器具其他の物件にして公道の爲めに設備したるものは總て工部局に屬す

第一一條　工部局は溝渠下水の新築又は修繕工事中相當期間內道路の交通に制限を加ふることを得但し其の工事區域內の住宅より出入するは此限りにあらず

第一二條　工部局の管理に屬する道路の敷石疊石又は其他の材料を工部局の承認を經すして故意に拔取り毀損したる者は廿五弗以下の罰金及其拔取り、又は毀損したる場所一平方尺每に一弗以下の罰金に處す

第一三條　道路に埋設せる瓦斯管又は水管の位置を變更するの必要ある時は工部局は其の所有者に對し該工事に過度の損害を蒙らしめさる程度に於て之れか變更を命することあるべし其の費用及損害は課税金より支出す若し工部局か命令する如く變更を行はさるときは工部局自ら行ひ其費用は命令を拒みたる水管瓦斯管所有者より罰金と同様の手續により徴收す

第一四條　道路に接近せる家屋の居住者は工部局の告知を受けたるときは其の翌日より起算し十四日以內に家根より地上に達する樋を新設し又は之に修繕を加へ家屋より水を道路通行者に落下し若しくは人道に流溢せしむべからず若し違犯者ありたるときは其の犯行繼續の間一日十弗以下の罰金に處す

第一五條　工部局の命令に據るものと否とに拘らす路上に建築材料又は其他の物件を推積し若しくは道路を堀鑿したるときは其の周圍に墻を設け夜間は點燈し危險豫防に必要なる措置を爲すべし若し違犯する者は廿五弗以下の罰金に處し尚ほ其の犯行繼續の間一日十弗以下の罰金を附加す

第一六條　必要の期間を過ぎ前條の建築材料又は其他の物件を放置し又は堀鑿の跡を存するものは廿五弗以下の罰金に處し犯行繼續の間一日十弗以下の罰金を附加す、

第一七條　道路に接近したる建物又は凹處にして修理又は危險の豫防の不完全なる爲め行人に危險を及ほす虞あるときは工部局は必要なる修理又は豫防の設備を爲し該土地建物所有者をして其費用を支辨せしむ

第一八條　工部局は街路及歩道の塵芥汚物を掃除し時々厠及汚水溜等の清潔法を行ふ

第一九條　工部局は本則に基き歩道掃除義務者に其方法を指定することを得

第二〇條　工部局技師に於て家屋墻壁にして倒壞せんとするの狀態に在りて行人又は隣家に危險を及ほさんとするの虞あることを發見したるときは直ちに其所有者所轄領事官に通知すべし該領事官は其所有者又居住者に對し一定の期間內に改築修繕其他危險豫防に必要なる措置を取るへきことを命するものとす若し其期間內に履行せざるか又は所有者若しくは居住者の判明たらざる場合に於ては工部局代りて執行し一切の費用は所有者をして支辨せしむ

第二一條　前條の所有者にして該費用の支辨を拒み又は怠りたるときは强制執行をなし徵收すべく當該領事官は工部局の請求あるときは執行命令を發するものとす

第二二條　前條の所有者所在不明なるか又は差押財產總價格要求額に達せざるときは工部局は二十八日間の豫告を與へたる後該建物の全部又は取毀したる部分を公賣處分に附し其賣得代金を以て不足額を塡充し若し剩餘あるときは請求により該建物所有者に還付す

第二三條　工部局は道路の交通に障害ありと認めたるときは門戶、玄關、家根、椽、窗、階段、穴藏、看板、墻壁、其他家屋より突出せる建造物の取除け又は改造を命することあるべし此の命令を受けなる日より十四日以內に指示せられたるか如く取除又は改造をなさゝるときは十弗以下の罰金に處し工部局自ら該建造物を取拂ふことあるべし此の場合に於ける費用は居住者より徵收す但し障害物にして家屋所有者の設置したるものなるときは借家人該費用を家賃より差引くことを得

第二四條　物品又は建築材料を公道又は歩道に放置し交通の障害をなす者は二十四時間毎に十弗以下　罰金に處す該物件の

所有者に通知をなしたる後ち二十四時間を經過するも取片附をなさず又は所有者若くは關係者を發見し能はさるときは工部局は自ら該物件を取片附け其費用を完納する迄之れを抑留し相當の期間を經過したる後ち該物件を公賣に附し其賣得金を以て罰金并に諸費に充當し殘額ありたるときは權利者の爲めに之を保管することを得

建築工事か交通に障害を及ほすの虞ありと認めたる場合其所有者か柵又は圍ひを施すことを怠り又は拒みたるときは工部局代りて執行し其費用を追徵す

第二五條　土地家屋の使用者は告知を受けたる後ち必要ある汚に表通りの步道、其前後左右にある溝渠を掃除し塵芥汚物を除去すべし該家屋か部屋貸なるときは貸主を使用者と見做す

第二六條　工部局は便器便所の掃除及汚物運搬の時間を制限し之れを告示す

一定の時間外に便所便器の掃除汚物の運搬を爲す者、汚穢物を漏泄、臭氣の發散を防くに足る覆蓋を裝置せさる容器又は運搬車を使用したる者、故意に汚穢物を漏泄したる者及ひ汚穢物の在りたる場所を丁寧に掃除せざる者は十弗以下の罰金に處す、犯行者判明ならざるときは運搬車輛の馭者又は番人を犯行者と見做す

第二七條　自己の所有又は居住する土地家屋内に衛生上有害なる汚水物を瀦溜せしむべからず、工部局の告知を受けたる後四十八時間を過たるも其儘に爲し置く者、厠圊又は汚水溜より汚穢物を溢出さしたる者、又は住宅内に於て豚を飼養して近隣に迷惑を及ほしたる者は十弗以上の罰金に處し其犯行繼續する間一日毎に一弗以下の罰金を附加す工部局は衛生上有害なる溜池等の排水又は掃除を行ふことを得工部局吏員及人夫此の目的の爲めに相當の時間内に人の住宅及私有地内に立入ることを得へし之れか爲めに要したる費用は反則者又は所有者より追徵す

第二八條　厩舍及畜舍の排泄物又は不潔物は牧場の外工部局に於て禁止したる場所に七日以上（一噸を超過する場合は二日以上）堆積すべからず若し工部局吏員か命令したる後二十四時間以内に取片附をなさざるときは之れを市の所得とし賣却又は適宜の處分を爲し若しくは其所有者に對し費用を辨償せしむることあるべし

第二九條　工部局衛生吏員又は同居留地内在住醫師二名以上前條の排泄物不潔物堆積し衛生上有害なる旨證明したるときは工部局書記は二十四時間以内に取片附を命すべし若し之れに從はさるものあるときは前條の處分を爲す

第三〇條　工部局衛生吏員又は醫師二名以上より家屋便所水溜溝渠等にして衛生上有害なりと認めたるときは工部局は使用者又は所有者に命して清潔法を行はしむ此の命令に從はさるものあるときは懈怠一日毎に十弗以下の罰金に處し若し工部局

自ら清潔法を行ひたる場合は其費用を追徵す

第三一條　蠟燭製造所、化製所、石鹸製造所、屠獸場、肥料製造場、養豚場、堆積肥料法、厠圊其他諸製造場の建物又は營業所にして衞生吏員又は醫師二名以上より衞生上有害なりと證明したるときは所有者所屬國領事官に其旨を通牒す當該領事官は調査の上有害なりと認めたるときは其使用を禁止又は相當期間内に改造を命するものとす

第三二條　土地家屋の居住者にして工部局の使用に係る汚物掃除人の出入を拒み又は其業務を妨けたるものあるときは二十五弗以下の罰金に處す

第三三條　居留地内には藁、竹其他燃燒し易き材料を以て家屋を建築し並に生命身體に危險を及ほすの虞ある禁制品及商品假令は火藥、硝石、硫黃、多量の酒精石油其他爆發性の瓦斯及液を普通住宅に貯藏することを禁す違反したる者は初犯三百五十弗再犯五百弗以下の罰金に處し該物品を沒收す

上記の貨物を共同居留地内に輸入したるときは輸入者、荷受人、又は所有者より工部局に屆出づへし工部局書記は之れか貯藏の場所を指定するものとす該吏員の指圖に從はさるときは各個の犯則行爲に付き二百五十弗以下の罰金及犯行繼續の間二十四時間毎に百弗以下の罰金に處す

本則に規定したる罰金は總て違反者所屬國領事官及裁判所に訴へ徵收の手續を爲すへし

第三四條　居留地内に於て左に列記の營業を爲さんとする者は工部局に願出て許可を受くへし出願者外國人なるときは所屬領事官の奥書を要す

市場、遊技場、芝居寄席、劇場、曲馬、玉突、投球、舞踏場、妓樓、質屋、牛乳搾取所、洗濯屋、酒類、藥種、富籤、鳥獸肉類、行商及販賣店、屠獸場、厩舍、自家並に營業用短艇車馬及畜犬

工部局は前記各免許狀に付き遵守すへき條項を定め保證金又は手數料を徵收することを得

本條に違反したる者は一行爲毎に百弗以下の罰金及犯行繼續の間二十四時間毎に百弗以下の罰金を附加す

第三五條　銃砲を放ち故なく喧擾を釀し車馬を疾驅し、馬を路上に牽き廻し運動せしめ又は他の嫌厭を招くへき行爲ありたる者は十弗以下の罰金に處す

第三六條　日沒一時間前燈火なくして車馬を驅る者は五弗以下の罰金に處す

第三七條　領事館員、當然職權を有する工部局吏員、海軍武官、義勇兵、制服着用の各國陸軍兵を除く外如何なる理由あるを

問はす銃器、刀劍、仕込杖、ナイフ其他の兇器を携ふることを許さす違反する者は十弗以下の罰金又は七日以下の重禁錮に處す但し狩獵の爲めに銃器を携帯するは此の限にあらず

第三八條　此の細則に牴觸する犯人にして住所姓名の不明なる者は工部局吏員幷に助力を求められたる者に於て勾引狀を要せす之れを逮捕監禁し速かに犯人所屬國領事官に引渡すべし

第三九條　公安又は衞生に害あるものと認め領事官か營業の禁止停止若しくは其改良を命したるとき之れに從はさるものは其犯行繼續の間一日毎に二十五弗以下の罰金に處す

第四〇條　地方慣習法に牴觸する行爲は本則規定の有無に拘けらす處罰を免るゝことを得す

第四一條　本則規定の罰金又は沒收にして執行の方法を定めさるものは當該領事官に求刑し之れか取立を爲す當該領事官は罰金沒收及相當と認むる裁判費用を言渡すものとす

第四二條　本則は印刷し工部局書記は納稅者の請求あるときは無償にて交付し一部を工部局の見易き場所に揭け置くべし

右の中租界章程の改正については北京公使團と支那政府との承認を經るを要し、細則は工部局に於て任意に制定し得るものなり。

佛國居留地

英淸間の阿片戰爭の結果南京條約の締結せられんとするを聞くや、佛國は直ちに軍艦 Erigine 號に艦長 Cecille を搭乘せしめて南京に派遣し英淸間の條約調印に參加せしめんとし、現に Cecille は Cornwallis 號上に於ける條約調印に參加せん事を要求せる程なり、その要求は遂に成らざりしも、佛國と支那との間の條約は程なく締結せらるるに至り、英國と同樣に支那の五港に於て通商

するの權利を得たり、上海に於ける通商の許さるゝや未だ佛國領事の任命せられざるに先ち、南京の Besi は英國及び丁抹領事の後援の下に、十七世紀に上海に於て建設せられたる最初の耶蘇敎會たる老堂の囘復を要求したり、上海道臺は極力此の要求に應ずる事を拒絶したるが、交涉の結果、北門外の土地を與ふる事とし更にその後一八四八年に於ては、徐光啓の住み且つ葬られたる徐家匯の地に舊敎敎會を建設する事を許されたり。

佛國總領事館

佛支條約の締結後 Montigny 最初の上海駐在佛國領事に任命せられたるが、同領事は一八四八年に於て佛國居留地の設定を要求せり、當時米國及び白耳義の領事も同じく居留地の設定を要求しつゝありし際にして、佛國領事はその居留地建設地として洋涇濱以南の地を要求したるが、當時の道臺は容易に之に承諾を與へざりき、その後麟道臺の就任するに及び、遂に此の要求を容れて、一八四九年四月

六日を以てその希望の如く、洋涇濱の南に佛國居留地域を劃定するに至れり、その境界は南は城壁に接する河濠に限られ、北は洋涇濱に接し、東は廣東會館の河岸より洋涇濱に至り、西は Chow 家橋の上流なる關帝廟後の小河に至る間とせり。

英國は居留地內の土地買收に當り土地家屋の立退料及び墓地の發掘と一々分別して評價したるが爲、比較的高價となり土地の買入に困難を感じたりしが、佛國は土地其他を含めて二畝地の價額を平均四百五十七元と協定して買收したるが爲、比較的有利且つ容易に買收する事を得たり、尙佛國領事は右居留地內の地域に就て土地的行政權を要求して之を獲得せり。

後佛國は長髮賊の亂に當り先づ一八六二年佛兵が建設物を破壞したる城と佛租界との間の地域迄租借地を擴張し、次いで一八六六年二月防禦を名として再び居留地の擴張を要求し、南方は小東門に西は Defence Creek に達するを得せしめり、斯くて其總面積は二百エーカーとなれり。

佛國は最初より此自國居留地を Concession と稱して、Settlement と區別し特別の權利を有するものなりとなし、恰も之れを見る事佛國の准植民地の如くにして、諸般の施設悉く此見地より計畫せられたり、卽ち先づ一八四九年四月の協定に依り、他の國民に於て此の居留地內に於て土地を獲得し、又は家屋を建築せんとするものは、先づ佛國領事に申出でその許可を得べき事を定めたり、それと同一の規定は英吉利の居留地に就ても存在したるも、然も此にありては實際上には毫も

て之を與ふるの權利を有し來れり、然るに佛國居留地に於て之を許可せざるを見るや、英米の領事は共に抗議を提出し彼等の管轄の下にある彼等自國の國民は彼の欲する土地に就て、自由に之が獲得を爲し得べき事を通告せり、その結果佛蘭西居留地內に於ける土地に就いても、其所有主の國籍に基く領事館に登錄し、必ずしも佛國領事館に登錄するを要せざる事となれり。

又佛國は司法權についても總括的の司配權を要求し、該居留地に逃れたる支那人犯罪人に對する支那官憲の管轄權は否認せられ、又該居留地にある外國人に對しても共國の領事官の發したる拘引狀は否認せらるる事となれり、此事については一八六三年米國領事より强硬なる抗議あり、又支那政府の佛國居留地にある支那人に對する支配權については、一八六五年從來佛國居留地に於ての收入の大部分をなし、且つ多數の犯罪人の避難處たりし淫賣窟及び賭博場の閉鎖に關する支那政府の要求に佛國が應じたるが爲、佛國に於ては共後事實上之を認むる事となれり、然し佛國租界は此の事件以來收入の上に非常なる困難を來し、その結果他のものに重稅を加へし爲、居留地內に於ける支那人は全部その店鋪を鎖ざし、結局稅額の半額を免除するの已むなきに至れり。

佛國は一時英米居留地と共に共同統治を承認したりしが、一八六二年に至り、それが爲の一八五四年の共同制度より脫退したり、蓋し一八五四年の章程に就ては、佛國領事は署名したるも同

國政府は之を批准せず、紛擾を重ねつゝありしものなりしが、此時に及んで終に名義上に於ても實質上に於ても、共同居留地より脱退して、單獨なる居留地を形成するに至りたり。

米國居留地

一八五四年上海に於ける第一回の米國領事の着任するや、蘇州河の北方にその居を定めたるが之れより先米國宣教師の此地方に住居を占むるもの多く、又 Boone 僧正は一八四八年米國教會の基礎を此虹口地方に置けり、是等の事實より此地方が普通に米國居留地と稱せらるゝに至れり、然れとも該地域は支那市街より隔絶し更に又主なる米國人は英國居留地內に住居したるが爲、該地域はその後久しく開拓せられず、僅かに河岸地方が居酒屋若くは海員の宿舍を以て滿さるるのみなりき、然れども此の地方も、長髮賊の叛亂の際に於ては同しく人口の增加を見、一八六二年に於ては遂に市政を行ふの必要に迫らるゝに至り、米國領事の主張の下に、本居留地を以て英國居留地工部局の管轄の下に置く事に決せり、一八六三年七月に於て米國領事と上海道臺との間に協定成り、所謂虹口租界章程成立し、之により租界の境界を確定せり、(後修訂を加ふ)卽ち次の如し。

新定虹口租界章程

第一條　境界には英支の兩文字を刻したる界石を立てゝ區劃を分明にし別に圖面を作製して

參考と爲すべし界石には番號を記入し吳淞江北岸に永遠立て置く第一號界石の土地に對し工部局は每年地租を納入すべし第六號界石即ち北河南路の西邊に在るもの又第一號界石の例に依る其他の界石にして支那人の所有地に立つるものは工部局より每年租銀五弗を永遠に土地所有主及子孫に付與すべし工部局は租借銀を一次に付與するか否かに就ては協定するを得若し外人の所有地なるときは工部局は其外人と協定を行ふべし

第二條　若し工部局が道路を開鑿するに當り支那人所有の土地を通ぜしめんとするときは工事着手前に於て購地及家屋の立退墓地の移轉等に就き豫め商議すべし

第三條　支那人の墓地は其家屬の承認を得るに非ざれば移轉するを得ず

第四條　孰れの道路の開鑿に拘らず義塚を穿通すること能はず

第五條　從來より有る所のものは港及河を論ぜず工部局は塡塞するを得ず若し塡塞せんと欲するときは地方官憲と商議を遂ぐべし

第六條　（家屋稅）凡そ從來總ての住宅は支那人居住者自身の土地にして現に納稅せざるものは徵收せず又從來支那人所有の地上に在る新舊總ての家屋の馬路及或は將來の築路に離るゝこと遠く利益の得べきなき者は工部局は配量して家稅を徵收せざることとす

家稅の徵收は年四期に分ち公共租界工部局或は佛租界工部局より徵收官吏を派し戶別に就て

徵收す徵稅のときは必ず正服を着用する外人同行して徵收すべし徵收手續は納期前に徵收票を交付すべし若し納期に至りて納入せざる者あれば督促令狀を發行し稅外に過怠金を徵收すべし稅率は租界內に在つては家賃の百分の十二租界連接の地は百分の六とす若し租界を離るゝ遠隔の所は支那の工巡捐總局或は其分局にて徵收す其納入證は大切に保存すべし紛擾を生じたるとき證憑書類として提出し警局或は捕房の取調べの便に供へ住所の證と爲すべし

同居家屋　甲乙同一の家屋に住し而して其家屋は甲者に於て租借して若し乙者に分貸する場合甲者は第二の家主にして乙は第二の借家人なり甲者にして若し乙者に貸し居る所を引上げしめんとするときは乙者を立退かしむるを得べし乙者若し延遷して立退きを履行せざるときは官憲に立退命令を申請せば警察權を以て之を立退かしむ

借家人が家賃の不拂三個月に亘るときは家主は差押へを請求すべし警察は借家人をして五時間內に支拂はざるときは差押品を增加す仍ほ拒んで支拂ひを爲さざるときは競賣を請求すべし此時借家人は直ちに立退き寸毫の物と雖も取り出すこと能はず

佛租界は支那及外人の兩官に於て已に民國三年に議定したる新章に基き家產を有する支那人若くば外人にして家賃を滯らす者あらば再び家主より公堂に訴へ出づるの手續を必せず家主は警察に告訴すべし警察は探偵に命じ拘引して保留し八日間に支拂を了らしむ經費納入書は

家主に交付す期限を經過して納入せざるときは借家人を引致して取調べを受けしめ納入せしむるを得其經費は借家人より納入すべし

第七條　（地稅）支那人の所有たる虹口租界內の總ての田地に對しては地租を徵收せず

第八條　吳淞江は米租界にあらざるを以て水利の事項は支那地方官憲の管理に屬す有ゆる北岸線は將來地方官憲より米領事及工部局員と立會劃定すべし以後駁岸の建設は線外を塡築するを得ず工部局は吳淞江に於て橋梁の增築を爲すときは現在の橋梁と高さを同ふし共れより低くすること能はず若し又北岸に於て碼頭を建築する時は河外を埋め出し河身を塾塞し水利に害を與ふるを得ず

天后宮及共れに接する家屋は出使大臣が上海を經過する時欵待所として用ふるものなるを以て工部局の節制に歸せず又北京政府登册の虹口各廟は工部局に於て徵稅するを得ず共廟名は左の如し

三官廟　下海廟　魯斑殿　天后宮　淨土庵

後一八六三年に至り本租界は英租界と合體し共同租界と爲れり。

日本租界

日本は一八九六年の條約により上海に居留地を設置するの權を得たるも、其後特別の要求をなしたる事なく、遂に日本居留地なるものは形成せらるゝ事なくして止めり。

居留地の擴張

居留地域の擴張は外國の一樣に熱望せる處にして、佛國は一八六六年其第一回の擴張に成功したるが更に一層之を擴大せんとし、英米其他は共同居留地に就て又これを計畫しつゝありしが、日清戰爭後の列國の利權獲得競爭時代に於て、各地について居留地設定の要求あり、支那政府亦之を許可するや、此の機會に於て上海居留地の擴張をも實行せんとし、一八九六年先づ佛國は自國居留地の擴張を要求したり、從來佛國居留地の西方の河岸一帶は良好なる波止場地帶なりしも、佛蘭西居留地に包括せられざるが爲、佛國は多大の不便を感じつゝありしより、此の地域までその居留地を擴張せん事を求めたるなり、然るに此の佛國が擴張を希望したる地域内には、英米兩國人の土地を所有する者多く、然かも彼等は佛國の管轄の下に屬する事を希望せざりしより斯くの如き擴張計畫に反對し、其結果英米兩國より佛國に對し抗議を提出したり、一九九八年十二月北京駐在米國公使 Conger は列國公使團に對し其抗議書を發表したるが、其要旨は米國人の所有する財產が或一外國の管理に屬するが如き如何なる擴張にも同意する能はずと云ふにありた

り。

佛國は右抗議の趣旨を容れて、新擴張區域内に於ける米國人の財産若しくは利益に就いては米國法廷の審理及米國領事の管轄に屬せしむる事とし、其他の外國人の財產、利益に關しても同樣の取扱を爲すべき旨を聲明せり。

佛國が居留地擴張の要求をなすや、英米亦共同居留地擴張の要求を提出したるが、是れに對し佛國は英米兩國當事者が一八九六年の共同計畫に於ては、佛國居留地に加へらるべきことに決定せられたる、黃浦江の左岸の佛國居留地の西方及び西南方に於ける地域を、共同居留地に加へんことを要求したるに對し抗議を提出したり、其の理由とする處は若し右の計畫にして成功せは、佛國居留地は三方は各國の居留地に依て包圍せられ、更に他の一方は黃浦江に依て限られ、將來に於て再び擴張する能はざるに至るべしといふにありたり、此の抗議に對し米國政府は上海に於けるその代表者に對し、一八九六年の外國居留地擴張計畫に反するが如き要求を爲すべからざるべきことを指示したるが、其後佛國と英米兩國間に妥協成り佛國先づ其抗議を撤回し、其結果支那亦英米其他の要求を容るゝに至り、一八九九年五月を以て擴張の議成り、共同居留地は從來の千五百エーカーより五千五百八十四エーカーに推廣せらるる事となれり。

佛國居留地の擴張についても曩の佛國の聲明により、英米亦抗議を撤回したるが、遂に一九〇

一年に至り三五八エーカーに擴張せらるるに至り、佛國の希望貫徹せり。

其後革命の亂に際し支那人の多數居留地に入り込めるゝ外國人の人口益々增加し來れるとを理由として、重ねて居留地擴張の必要叫ばるゝに至れり。

佛國は從來共租界外なる徐家滙一帶の地域に對し莫大の費用を投じて道路、水道、電燈、電車等の設備をなし、之れと共に自然に其警察權をも是等租界外の通路にも及ばすに至り、屢警察權につき支那官憲との間に紛爭を招きつゝありしが蓋し佛國は此地方に迄其居留地を擴張せんとする計畫の下に斯かる施設をなしつゝありしものなり、而して民國成立後佛國は頻に其居留地を此方面に迄擴張せん事を要求し、遂に一九一四年四月八日佛國共和祭の日に於て第三期擴張協定成立するに至れり、其の協定全文は次の如し。

上海佛國租界擴張協定

支那外交部及北京駐在佛國公使の指示に從ひ上海の佛國居留地の西に位する地方の警察行政の變更により兩國の友好關係を益促進せんとして上海交涉使楊晟、及佛國總領事 Caston Kahn との間に以下の協定を爲す

右地域の境界は次の如し

北は長濱路(Great Western Road)に至る

西は共同租界の徐家滙路に至る

南は徐家滙河に沿ひ徐家滙橋より斜橋(Bridge of St. Catherine)に至る

東は麋鹿路肇周路の中央より斜橋に至る

以上の地域内には各國に屬する外國人の多數住居せる事實に顧み、道路は全部佛國工部局之れを買上げ建設し、又其自身の財產として所有し其保持に任ずべく、又該地域內の點燈警察事務に當り且電車、水道、瓦斯、電燈其他の施設を爲すべきものとす

以上の地域内は以下の條項に從ひ今後佛國工部局の管轄下に置かるべし

第一條　麋鹿路肇周路に於ては the Avenue des Deux Républiques に於ける方法に從ひ中間の線により道路を二分し一方支那警察に委し他方を佛國警察に委し兩國警察權共同して行はるべきものとす

第二條　佛國工部局は前記肇周路の麋鹿路及斜橋に至る間の建設に要したる費用の半額を限度として之れを支那官憲に賠償すべし

麋鹿路より斜橋に至る間の徐家滙路は今後何等の賠償を徵する事無くして支那の管理に歸せらるべし、但し右については普通の方式により電車の通路たるべき事を保留す

第三條　佛國徐家滙路即ち一般に恰も佛國居留地外道路の如く稱せられつゝある道路は支那

軍隊、支那人の婚禮、葬儀其他の自由通行を許さるべく、尙右の通行の保障は交通取締の任にある佛國警察長に通達せらるべし

第四條　上海交涉使及佛國總領事の協議により二名の有名なる支那人を選び佛國居留地に在住する支那人に對する佛國工部局の施政についての協議の任に當らしむべし

第五條　佛國工部局は支那政府の爲に新擴張區域を含む佛國租界內の外國人及支那人より支那政府の地租を徵收し支那政府に交納する事を承諾す、將來居留地外に於ける支那人の土地に對する地租の增徵せらるゝ場合には佛國租界內にある支那人の土地に對しても同樣の增率を行ふべきものとす

第六條　農業を營み又は貧窮せる狀態にあるものゝ所有する田畑及住家に對しては佛國工部局の徵收する地稅、賃貸課稅等を徵收する事無かるべし、更に之れと同種の課稅及人頭稅を徵收する事亦無かるべし

第七條　其借地人が水道、瓦斯、電氣等の用の爲めに提供する支那人の土地は工部局用地又は借地に屬するものとす、又外國人の名義人として所有せらるる土地は支那人の土地となすべからず

第八條　如何なる場合にも佛國居留地內にある支那人墓地は該墓地を所有する支那人の特別

の委託を受くるにあらざれば之れを移轉する事無かるべく、又該家族は其墓地に禮拜又は保有の爲に至る事を得るものとす、然し衞生上の見地より本協約調印後は支那人の棺は埋むる事を許さず、又新に埋葬所を設くるを得ず、但し佛國工部局と從前に協議せるものは此限にあらず

第九條　大西路及徐家滙路として知らるゝ共同道路についての佛國租界と共同租界との境界の行政分界に關する問題は佛國工部局と共同租界工部局と直接に論議すべし

第十條　佛國租界會審衙門の裁判官に任命せられたる支那人裁判官は新擴張地域内に於ける純然たる支那人間の民刑事件につき之れを審理するの權を有するものにして之れが爲に其地内に特別の審判廷を設くべし

又共同租界にありても、之れが擴張の計畫を立て、既に納稅者會議の議決をも經、支那當局と交涉を開始し、支那側も大體異議は無きものの如きも、種種行惱の事情ありて未だ實行せらるるに至らず、蓋し共同租界擴張の問題は一九〇一年に於ける擴張後未だ幾何ならざる一九〇八年に於て再び起りしが其結果未だ滿足の決定を見ず、當時の租界擴張交涉に於ては、在上海各國領事會議は上海租界北線を擴張せん事を提議せるに兩江總督及上海紳商が頻にこれに反對したるより、遂に光緒三十四年十二月英國公使より、直接外務部に對して交涉を開始せり、當時の交涉文

書に曰く

本年六月の間在上海各領事兩江總督に交涉し租界北線を擴張して滬寧鐵道線迄達せしめん事を以てしたり、其擴張せんとする地域には支那の閘北巡警局あり、警察衛生の各事を管理せりと雖も、能く其目的を達するを得ず、曩に一九〇一年に租界の擴張をなせる際、元此區域內をも租界內に包括せしめんとせしも、前總督は停車場をも此內に入るゝを恐れたると、及寶山縣境內租地の事未だ決定せざりしを以て、遂にこれを貫徹する能はざりし也、今や租界の北方鐵道線路に至る迄の間殆ど悉く外商の占據地となり、又新界內には停車場を含まず、而して一九〇一年の租界擴張に際し、兩江總督は寶山縣は通商口岸にあらざるを以てこれを租界內に編入するは便ならざるも、警察衛生等の設備は必ず漸を逐ふて完全ならしめんと稱せり、依て本使は親しく最近此を實査したるに閘北巡警局は腐敗して、未だ前約を完了する能はず故に租界を此に擴張せられん事を望む云々と

外務部は此照會に接して直ちに兩江總督に電訓して曰く

現今の此方面の情形如何、又前回の擴張條約中再び擴張を行はざるべからざるの明文ありや否や、尙該地警察衛生事務は速に整頓すべし

云々と、兩江總督のこれに對する回答書の大要は次の如し。

前に上海首席領事より公共租界北方を擴張して鐵道線路に達せしめんとの交渉あり、元來上海租界は極めて廣大にして、曩に光緒二十五年劉大臣の指令により、支那自ら公共租界二萬一千五百畝を擴張せり、これを從來の英、米租界に比較すれば實に二倍にし「非常なる寛典なり、これ蓋し永く再び擴張問題を起らざらしめんが爲也、然るに其後未だ幾何を經ず且租界内空地尚甚だ多きに、又租界擴張問題を生ぜんとは實に期せざりし處也、現に新舊租界計三萬二千百餘畝あり、今後外商如何に增加するも斷じて足らざるの理なし、所謂擴張せんとするの地は租界と鐵道線路との中間に介在する地にして、劉大臣が堅く持して租界編入を許さざりし處也、尚該處は寶山縣境内にして通商口岸にあらず、洋商の此にありて租地するもの本通融の便法にして、依つて以て例となし租界擴張を要求する能はざる也、寶山には既に吳淞なる自開商埠ありて、依つて以て彼等の租用に任ず、査するに前次の擴張は劉大臣より上海道臺李光久に命じてなさしめし所、これ自ら擴張を行へるものにして、其權限我れにあり、各領事と境界を商定せるも別に新契約を締結せず、其往復文書中以後再び擴張を許さゞるの旨を明記せずと雖も、其時筆論兩年に涉り堅く寶山縣を租界に劃入するを許さゞりしを見れば、再び擴張を許さゞるの意思は頗る明瞭也、然るに工部局は頻に此地に垂涎し昨年擅まに上海寶山境界の川虹濱の界石を拔き取りしより、爾來交渉中にて未だ該事件完了せざるに、英使は早くも此要求をなした

るもの也、貴部に於てはつとめて强硬なる態度を持し、斷じてこれを容るゝ勿れ、尙警察衞生の事は着實に整頓を期すべし云々

これ兩江總督より外交部に回答せし第一の公文なるか、兩江總督は更に一面上海道臺に對して閘北の警察衞生各事の整頓を命ぜり、これに對し上海道臺は復申して曰く

英國公使の口を藉るゝものは閘北警察の腐敗に外ならず、然れども洋商租地兩端の租界と相接近せるもの甚だ多きも、南市及西門外の警察は未だ佛蘭西巡捕局と齟齬を生ぜし事なし、同一自辦の警察にして何ぞ閘北のみ獨り屢衝突あらんや、要するに彼は腐敗甚だしと云ふも實は然らず、只洋商辭を藉るのみ、然るに既定の租界を未だ用ひずして荒廢に委するの地多し、且新閘橋南に接續せる租界梵王渡等の處には工部局にて早く馬路を建築し華局は未だ巡警を設けず洋商の租用に供すべきの地甚だ廣大也、若し閘北局の衞生等の缺如を云爲せば何ぞ彼等外人は未だ支那巡警局を設けざるの地を擇び、故らに衞生設備の缺如せるの地に住するや、支那は元來外商保護の責任あり、閘北巡警局の巡警を置くは元地方應辦の事たり、租界たると何處たるとに論なく、支那は自ら巡警を設け事あれば工部局と交涉せざる能はず、此權限を口を只支那巡警局の腐敗に藉つて抹倒せんとするは到底不可能事也、寶山縣に至つては通商江岸にあらず、嘗て外人此に靶子場を設けたり、これ卽ち今の北河南路靶子路の起れる原因にして、右は嘗て

黄道臺と英國領事と契約を締結して特に許可したるものにして、其後の例となすを得ず、云々
外務部にては此答覆に接するや更に英國公使に回答して曰く
要求に係る租界擴張候補地租界と鐵道線路間の地は寶山縣境內にあり、通商江岸にあらず、外商の彼地に於て租地するは元不當にして、曩に本部より南洋大臣にこれを通知し更に上海道臺に轉飭し、各國上海領事と交渉の上外商をして上海租界內に移轉せしめん事を命じ、併せて又英公使にも此旨を申送れり、然るに今日復ロをこれに藉りて租界の擴張を請ふが如きは、實に期せざる處也、總べての條約による通商地は上海租界のみにして、條約外の寶山縣を以てする能はず、又若し擴張を行ひ租界北線以外鐵道線路に達する地を、工部局の管轄に編入せんか、條約に符せざる點を生ずべく、斷じて承諾する能はざる處なり、警察衛生の各事に至つては、支那の內政に係る、地方官は漸を逐うて整理し完全ならしめ依つて以て公安を保つべし、又昨年中、南洋大臣より報告せし處に依るに上海寶山縣界の川虹濱は工部局にて擅にこれを塡めて道路を築き、又寶山縣華興坊ロ及寶山縣南ロと租界との境界標石亦これを私拔せりと云ふ、是等は英公使より上海工部局に對して速に原形に復せしむる樣命令を請ふ云々
斯くの如くして支那側は英國公使の要求に對し斷々乎としてこれを拒絶せるのみならず、更に逆襲的態度に出でゝ租界外居住外人の退去さへ迫り、容易に租界擴張の要求に應ずべき模樣なか

りき、これ實に上海租界新擴張計畫に關する最初の交渉にして、斯くの如くして此交渉は一時中止せざるを得ざるに至れり。

然るに其翌宣統元年閏二月一日(一九〇九年)居留地納税者會議に於て次の如き租界擴張案を討議せり。

鐵道線路と蘇州河との間の地、廣肇山荘より虹口公園に至る間を租界内に編入せん事を望む、これに關する交渉等は全部これを工部局に依托す、努めて交渉し遺憾なきを期せらるべし

時に工部局委員宣言して曰く、

租界擴張は擴張を以て主義となすにあらず、實は種々困難の事情あるが爲に擴張の要求を止むなからしむる也、然れども元來此事たる工部局の事にあらず、駐京公使と支那政府との交渉問題也、一八九九年に於ける租界擴張の事例を按ずるに、當時は南洋大臣劉坤一租界擴張區域を定め擴張許可の後始めて宣布せるものにして、納税者會議に於て納税者よりこれを議案の中に加へて議決せるにあらず、諸君は此場合工部局のみにて租界擴張の事を決する能はざるものなる事を了知せられん事を望む、又工部局は實は此事を以て我駐京公使及上海領事團に逼り支那政府に轉迫せしむるを喜ばざる也、工部局は只駐京公使等に對しこれ上海公衆の最も急務なりと希望する處なる旨を通ずるに止むべし

租界擴張の原因は閘北の警察衞生問題等其一也、卽ち閘北は現に支那官吏これを管理し、其法支那と西洋とを折衷し警察を設け新式の軍械を巡捕に給すと雖も、奈何せん是等巡捕に訓練を缺き到底其職に耐ゆる能はず、工部局の巡捕と時に衝突を免るゝ能はざるは實は是等職に堪えざる巡捕あるが爲也、由來上海に於ける行政權は分れて三となる、卽ち公共租界、佛蘭西租界及支那の管轄區域これ也、而して支那官吏の閘北を經營するや行政權を分つて四處となす、其原意を察するに外人の租界を擴張せんとするを防がんとするに非ざるなし、故に租界の發達に障碍のあると否とは其關する所にあらざる也、然かも其地たる租界の外部に當れば若し衞生警察等の事に關し辦理其宜しきを得ざらんか、租界は極めて危險なりと云はざるべからず、故にこれを除くが爲に租界擴張は必要に屬するを以て諸君の同意あるに於ては駐京公使に對し支那政府とこれが交涉を開始せん事を請ふべし云々

斯くて本案は納稅者會議を通過し、直ちに駐京公使及上海領事團に轉致されたるが、上海の紳商及上海居住の各省紳商は、外人自ら租界の擴張を決議すと聞き、例の支那人的悲歌慷慨を以て、これが對抗運動を試みんとし、遂に其閏二月二十一日明倫堂に於て有志者の大會議を開くに至れり、當日發企者より述べたる租界擴張反對意見なるもの、大要次の如し。

査するに前回の租界擴張の際、時の兩江總督劉坤一は聲明して曰く、以後再び租界の擴張を行

ふ能はずと、然るに爾來幾何も經ざるに今又擴張の議あり、而して其據つて來る理由を見るに租界に相接する支那官憲管轄地の衞生警察其宜しきを得ざるが爲なりとす、然かも其言の信ずるに足らざるは嘗て上海道臺の辯駁せる所を見て明か也、元租界は何地迄これを擴張するも到底支那官憲の管轄區域と相接せざる能はず、上海東南の海に接するの外其南西北の三處は一として人煙稠密の地ならざるなし、將來若し口を同一の理由に藉らば擴張又擴張遂に底止する處なかるべし、且今回の擴張は漫然と滬寧鐵道の南首西首の地を租界內に編入すべしと稱し、殆ど制限なし、今其意の存する處を察するに、これ蓋し露國が東清鐵道沿線の行政權を獲たる如く、其覬覦する處此區々たる租界のみにあらずして、滬寧鐵道の全線にあるやも知るべからず、工部局はに租界擴張の決議によりこれを北京駐在公使に慫慂し、公使はこれを我政府に要求し、租界擴張の急務は公衆の要望なりとなす、若しこれをしも忍ぶべくんば孰れかを忍ぶべからざらん、然れども我外部は前にこれを拒絕したれば、今回も必ずや能くこれを阻止すべしと信ず、但し近來公使が外部に答覆を促す事甚だ急に、併せて租界內に於て支那人に議董たるの權利を與ふべしとの說あり、本年西曆三月二十九日附工部局の首席領事に對する公文を見るに、何種の意見に係らず能く本地の支那人と共同して益あるものは、本局自ら當に意を加へて愼重研究すべしとの語あり、從て此說必ずしも無根にあらざるべく、斯くして甘言以て我を誘はんとす

るものなり、これ蓋し外人の慣技にして併せて又從來我外交の失敗せる所以也、諸君謂ふ勿れ租界は上海寶山界内の問題にして、僅に上海及寶山縣のみの關係なりと、租界は停車場に接近すれば將來鐵道囘收の際爲に非常の困難を見る事あるべく、實にこれ我江蘇全省の問題にして、又支那全國に關係ある處也、租界の及ぶ所は我主權の失する處たり、故に我國民たるものは決して此問題を座視すべからず、正に法を設けて對待すべき也、方今立憲政治時代にして萬事輿論を貴ぶ、故に諸君も此際大に聲を大にしてこれに反對せられん事を望むと

尚此外種々の議論あり結局電報を外部に送りて斷々乎としてこれを拒絶せん事を要求するに決したるが、其言甚だ激越を極めたり、而して北京駐在公使より支那政府に對し再び擴張の要求をなしたるも、外務部はこれを許可せず第二囘の擴張要求亦失敗に了れり。

斯くの如く支那官民共に上海租界の擴張に反對したるも、一方列國は容易に擴張の計畫を捨てず、機會ある毎にこれが擴張の目的を達せんとせり、卽ち一九一一年革命の變あるや、之れが爲に動もすれば、租界附近滋擾を蒙りたるより、租界を擴張するを急務なりとなし、一九一三年五六月の交、工部局は領事團に對し租界擴張の交涉の要求をなしたり、而して列國の主張する所は今日租界擴張の要求をなすは一八九九年の租界擴張問題の談判に基けるものにして、卽ちこれによれば目下擴張せんとする地方は一八九九年に於て交涉の基礎となりし地方に外ならずして、

これに多少の增加あるのみと云ふにありたり。

蓋し列國租界内に劃入せんとするは、現在の共同租界の北部に當れる寶山縣の楔形地域にして所謂閘北と稱せらるゝ地方なり、閘北の名稱は從前蘇州河畔に一稅局を建置せし事あり、其北方に當るより起りたるものにして、其範圍は廣肇山莊より虹口公園に至る全部の地域なり。

從來租界當局者は此方面に道路を建設し、一八九九年の擴張前にありて既に工部局は租界外に共道路を延長し居りしが、一九〇三年の修訂の租界章程第六條に於て、工部局が租界外に於て土地を購入し道路を建設し又は公園を設くる事を許す事とせり、工部局は此規定に基き北四川路を延長して、閘北界内に至らしめ、更に靶子路を開き虹口公園を設けたるが、一九〇五年には寶山縣境内に二道路を開鑿せり、即ち一は租界の境界より蘇州河の北岸に沿ひて新閘橋に至るもの一は北四川路の延長なり、此外外人の修築する處にして工部局の管轄に屬せざるものあり、北河南路と停車場間の道路の如き、黑獅路、白保羅路の如き之れにして、之れ實に外國が租界外地方にも發展し得る事を許せるものなり。

其外租界外の家屋にして租界内の水道を引用するものについて、工部局が一定の課稅を認めたるが如き、亦租界外に向つても或程度の管轄權ある事を示すものなり。

而して寶山縣内の此地方が既に斯かる狀態にあり、外國人の居住區域として公然に認められつ

ゝあり、又外國人の人口增加は到底租界內に其全部を收容する能はずして、此方面に向つて居住民區域を擴張する外途なきも、此方面は支那行政治下にある爲、警察制度完備せず、又衞生狀態甚だ不良にして、之れを居留地當局の管轄に委するにあらざれば、到底善良なる外人住宅區と爲す能はず、故に居留地を擴張して此地方をも其內に包括せしめんとするは外國側の希望なり。

此新交涉に對しても支那は依然之れを拒絕し居りしが、其後一九一四年の頃は當時上海に於て懸案となりつゝあり、會審衙門の裁判制度の復舊及支那人のみの民刑事件は全然支那裁判官の管理に歸せしめ、外國警察官をして參與せしめざることとするの要求と交換的に之れが擴張を許可すべしとの說ありしが、遂に實行せらるゝに到らず、近年は又殆んど交涉中絕の型となり居れり。

共同租界行政

公民會

行政委員及臨時通常公民會投票有權者により、公民會を組織す、其有權者は共同租界の居住者にして、次の條件を具備するものとす。

一、五百兩以上の地價を有し、且地租及家賃稅合計十兩以上を支拂ふ事

一、五百兩以上の家賃を支拂ふ事（直接支出稅たる住家稅（家賃稅）を納入する事を要す、別名 General Municipal Rate）

公民會は毎年一二月中に各國領事の多數決により決定せられたる期日に、領事團の召集により定時總會を開くものにして、此に於て翌年度豫算案其他の議決を爲す、又領事一名又は納稅者(投票有權者)二十五名以上の請求ある場合は、臨時會を召集せざるべからざる規定にして、總會の決議に附すべき事項は少くとも會議十日前に豫告するを要す。

總豫算、租界章程及同細則の改正、稅率、特許料の設定、行政委員に委ねられたる吏員にのみ關する事項以外の問題は、公民會の議決を要するものにして、議事は三分の一以上の出席により開き多數決によりて決し、議長及書記長は開議の當初に選擧す、本會に於て決定したる事項は全居留地に對し其効力を有するものなるが、其中租界章程及補則の改正に關する立法については、前者は領事團公使團全會一致の贊成を要し、後者については領事團の多數決により裁可を與へらるる事を要し、租界章程は尚支那政府の承認をも必要とす。

以上の立法の立案原案の作製に任ずるものは、主として行政委員會なり、但し行政委員會は委員會自身にのみ關係する事項、吏員に關する事項等の行政法規は獨自に之を制定する事を得るものとす。

行政委員會

行政委員會(Council for the Foreign Community of Shanghai North of the Yang-King pang)は

市參事會とも通稱せられ、居留地の最高行政機關なり、行政委員會は定員九名にして、公民會に於て選擧せられ任期を一年とす、居留地に居住する支那人以外の人民は一定の税額を納付するに於ては國籍の如何を問はず選擧權、被選擧權を有するものとす、行政委員會は上海居留地全體の安寧秩序を保つの責任あり、又公共營造物を管理し、其各種費用に充つる爲に市會の決議を經て必要なる課税を爲すの權利あり、又上海居留地を代表して訴訟の相手方と爲る、委員會は互選を以て議長、副議長を選擧して、事務を統べしむるものとす。

其被選擧資格は特許料（Licences）を除きたる以外の税金五十兩又は査定家賃年額千二百兩以上なるを要するにあり、現在九名の委員中英人七名、米國人一名、日本人一名なるが、日本人が始めて行政委員會員たるを得たりしは一九一四年にして、當時日本郵船會社支店長石井徹氏之れに擧げられ、爾來藤村義朗男（三井支店長）、伊吹山德司氏（郵船支店長）、吳大五郎氏（上海取引所重役）を經て、現に櫻木俊一氏（滿鐵上海支所長）其一員たり、全投票權數二千五百票内外中日本人の投票權數は僅に三百票内外に過ぎず、然かも連記投票なるを以て、日本人の行政委員一人を出す爲には外國人側よりの好意的投票を受くる事を必要とするものなり。

租界章程第二十三條には行政委員が各自に事務の分擔をなし、特別委員會を組織し行ふべき事を認めたり、目下之れによりて財政、工部（道路、橋梁、建物、公園等）、警務（普通警察、義勇隊、

消防）、衛生、敎育、電氣、音樂、風敎の八委員會あり、多くは三名宛の委員を以て組織す、行政委員は缺員となりたる場合も殘留者五名以上なる時は補缺選擧を行はざる事を得。

工部局

工部局（Municipal Council）は市會とも譯稱せられ、共同租界の行政事務を司る處にして、行政委員中より選任せらるる特別委員の下に有給吏員を置いて事務を處理す。

工部局の事務分課大略次の如し。

一、書記課（Secretariate）

秘書役、計算係、稅務監督係、車輛監査係、收稅係等あり

一、工務課（The Public Works Department）

監督技師、書記、印刷係、建築係、公園係、公用地取締、市街淸潔係、巡察係等あり

一、警務課（Police）（Central Station）

警視、副警視、警視補、支那巡捕敎育係、警部、探偵長、究問係、訓練係、倉庫係、醫局、保安課等あり

各警察署は本課の管轄に屬す

一、衛生課（Health Department）

長、次長、市場取締、等あり、ヴイクトリア看護婦衞生所は其管轄に屬し、附屬病院もあり

一、電燈課 (Electricity Department)

技師、技手、器械師長、料金取立掛等あり

一、典獄課 (Goal)

一、音樂隊課 (Band)

一、消防隊 (Fire Brigade)

一、義勇隊 (Volunteers)

一、學校係 (Educational Department)、

公立學校(Public School)、支那人學校 Public School for Chinese)を管理す

土地委員會

公民會より二名の土地委員を選擧し、更に工部局より一名の委員を推擧し、以て獨立の土地委員會を組織し、道路其他公共用土地に關する公用徵收事務を取扱はしむ、公民會より選擧する委員の被選資格は年額十兩以上の納稅をなす永租權者とす。

佛租界行政

佛國租界公堂

選舉人

佛租界內に於ては佛國領事に於て同租界內に居住する支那人以外の外國人の二十一歲以上に達し、次の要件の一に該當するものを以て選擧人名簿を作製す。

一、正權原に基く土地所有者

一、Occupant sur la concession tout on partie dim immenble en qualite de locataire 賃借人として不動產を占有し每月三十兩を支拂ひ、又は四十兩以上の un logement garni 造作付家賃を支拂ふもの

一、租界內に三ヶ月以上居住し百二十五兩以上の月收あるもの

但し總領事以外の佛國領事館員、將校、租界より報酬を受くる警吏等は選擧權を有せざるものとす

是等選擧人は佛國領事に於て、必要と認めたる場合召集して總會を開く事あり、其當然の權利たるは行政委員の選擧を行ふの一事のみにして、其他當然選擧人會の議決を要するが如き事項あるなし。

租界章程第十七條によれば領事は此外に必要と認むる時は行政委員會の議を經たる後、一般公益に關する特別問題に就いて意見を徵する爲、全選擧人及租界内に居住する非選擧人たる佛國人及外國人の臨時總會を召集する事を得るものとす。

行政

佛國租界の行政は行政委員會（le corps municipal de la concession Francaise à Shanghai）に於て之れを行ふ、其數は九名とし佛國領事は當然其一人となり、且議長の職を執る、其他の八名は選擧人の選ぶ處にして、八名中四人は佛國人、四人は外國人なる事を要し、其任期は二ヶ年として、每年半數宛を改選す、死亡退職者ある時は退任委員を以て補充し、死亡退職者四人以上なる場合に始めて補缺選擧を行ふ。

被選擧人の資格は選擧人の資格と同一なるも、只年齡を二十五歲以上に制限す、而して領事館

工部局吏員、警察官、現任行政委員、工部局工事請負人等は選擧權を有せず、其選擧は無記名連記とし、各票に佛人四名、外國人四名を記載すべきものとす。

行政委員會は領事に於て必要と認めたる場合、又は半數以上の行政委員の請求ありたる場合之れを開き、議事は多數決による、又領事は三ケ月以內を限とし行政委員會の停會を命じ得るの權能あり、但し斯かる場合には決議の結果を即時本國外務大臣及北京駐在佛國公使に報告するの必要あり、又北京駐在佛國公使は行政委員會の解散を命じ得るものとす、然し夫れが爲には大統領の追認を要すべく、又停會の日より起算して六ケ月以內に新委員會を招集せざるべからざるものにして、領事は此六ケ月以內にありては臨時委員を任命して、行政委員會の事務を執らしむる事を得るの規定なるが、現に一八六五年佛國領事は委員會と衝突したる結果斷然之れを解散し、且暫時監禁をなし、夫れに代るべく一時的委員を自ら選任せり。

行政委員會は佛國租界の行政殆ど全部につき權限を有し、即ち道路、行政、下水、撒水、街燈市有財産の管理保護、公共事業の實施、土地臺帳の整理、納稅者名簿の審査、市收入の徵收、未納稅者に對する督促、書記長其他の吏員の任命等萬般の事務を處理す、尙次の諸項は行政委員會の議決を要するものとす。

一、市の收支豫算

二、税金徴收に關する税率
三、租税の賦課
四、免税、減税
五、租税の徴收法
六、市財産の獲得、讓與、交換及賃借
七、道路公共用地の開鑿、埠頭、波止場、橋梁、隧道の建設及家並の整頓、市場、屠殺場、墓地等　設備
八、保健事業
九、公用徴收
十、道路及衞生規則
十一、其他佛國領事の提出する總ての事項

右行政委員會の會議は公開せらるゝものにして、特に豫算案討議の場合を然りとす、而して委員會の決議は領事の決定によりてのみ實行せらるゝも、前記一—六の事項は八日間の實施延期を爲し得べく、七—十一の各項は之れが實行を停止し置き、公使の認可を得るに於ては拒絶し得るものとす。

支那人は行政委員の選擧權被選擧權共に之れを有せざるも一人又は數人の支那人につき佛國領事道臺と協議を遂げ、更に行政委員會之れを適當と認めたる時は委員會に出席して、意見を述ぶる事を得。

領事と行政權

佛國居留地は佛國が Concession と稱して、其全管轄權を自國の手中に有すと主張する關係上、行政上に於ける佛國領事の權限も偉大にして、行政委員會に對しても絶大の權力を有しつゝあるが、其他の行政についても左の如き特權を有す。

一、租界の安寧秩序を維持するを目的とし民團の豫算中より其經費を支拂ひつゝある警察官吏は絶對に佛國領事の指揮下にあり、自由に其長を任免する事を得

一、道路規則違反者は行政委員會の代表者之れを審理するも、警察規則の違反者は總領事又は總領事館員審理處罰す

一、租稅未納者に對する處分及訴訟は領事裁判所に於てす、但し是等の處分及訴訟を要する事件にして、佛國人以外のものに關係する場合には其ものが佛國租界行政委員會又は佛國領事裁判所の審理を拒む時は其屬する國の裁判官の裁判に委せらる

警察事務

共同租界

印度人巡査

共同租界の警察事務は最も能く成績を擧げつゝあり、其治安は甚だ良好に維持せらる、警察事務取扱の爲めには工部局に屬する中央警察署あり、警察總長は英人にして、其下に外國人、支那人等の警察官吏を採用す、本署には監督課、交通課、捜索課あり、次の十一ヶ所の警察署の設けあり、又倫敦及印度に出張所を設く。

署名	所在地
老閘巡捕房 Louza Station	南京路貴州路角

虹口巡捕房 Hongkew 〃　閔行路呉淞路角
西虹口巡捕房 West Hongkew 〃　海寧路北福建路角
滙山巡捕房 Way Side 〃　茂海路華德路角
哈爾賓路巡捕房 Harbin Road 〃　東嘉興路哈爾賓路角
楊樹浦巡捕房 Yangtsze Poo Road 〃　楊樹浦路蘭路角
靜安寺巡捕房 Bubbling Well Road 〃　愚園路極司非而路角
新閘巡捕房 Sinza 〃　愛文義路梅白格路角
才登路巡捕房 Gordon Road 〃　才登路康腦脱路角
北四川路巡捕房 North Szechuan Road 〃　北四川路狄思威路

是等警察署に配置せる警察官數定員一九一八年十二月末現在に於ては次の如し。

外國人	二八三
印度人	四六九
支那人	一、二八三
日本人	二三

印度人巡査は Sikhs と稱せられ、印度 Sikhs 地方より募集せる豫備兵にして、植民地警察官として甚だ好適なりと云ふ、日本人警察官の始めて採用せられたるは明治三十九年にして、在留邦

人次第に增加すると共に、邦人に關する警察事故亦增加し、然かも言語の不通より動もすれば邦人に不利益の事多かりしより、日本總領事は工部局警察に日本人警察官を採用せん事を豫てより提議しゝありしが、同年に至り初めて其希望容れられ、邦人巡査二名を通譯として虹口、中央兩署に配置したるが、後北四川路署にも配置し、爾來次第に其數を增加し、一九一六年八月には工部局は警察官及邦人通譯を東京に派して三十名の警官を募集採用せり。

上海に於ける警察事故は數の上に於ては多數なるも、然かも其大部分は人力車取締違反其他類似の微罪に過ぎずして、殺人、强盜の如きは極めて稀に、殊に外國人の殺害事件の如きは、居留地開始以來僅に數件に過ぎず、强盜も革命事變以來稍增加の傾向ありしも、然かも尙年三四十件內外に過ぎず住民は孰れも安んじて共生を樂むを得。

佛租界

佛租界警察は同行政委員會に屬し、總捕房卽ち警察本部は洋涇濱大明鐘橋にあり、其下に次の巡捕房あり。

小東門巡捕房　十六舖
霞飛路巡捕房　霞飛路葛羅路角
盧家灣巡捕房　盧家灣徐家滙　呂班路角

寶建路巡捕房　　　　霞飛路寶建路角
華龍路巡捕房　　　　華龍路

職員は總長、副總巡、稽査、探偵長、巡捕、探偵掛、指紋掛、車輛掛等あり、巡捕は外國人、安南人、支那人より採用せるが、外國人は全部佛國人にして、安南人は共同租界の印度人と同様に使用するものとす。

監獄

居留地に於ける監獄は會審衙門の創立と同時に British Gaol として設立せられたるが、其後茲に全部の囚徒を收容する能はざる爲、一部を城内の監獄に收容したる事あり、後工部局監獄（Municipal Gaol）成るに及び男囚を此に收容し、女囚は會審衙門内の拘留所に置く事とせり。

監獄の囚人取扱は極めて寛大且規則的にして、勞働作業は特別の技能あるものは、其專門の業に就かしめ、然らざるものは主として道路工事に使用す、勞働時間は日出より日沒に至るものとし、被服は夏は單衣、冬は綿入を支給し、食事の如きも相當のものを與ふるが爲に、下層人民の生活より却て優れる狀態なり、從て支那人中には故らに微罪を犯して下獄せらるゝものありと云ふ。

財政

共同租界

居留地の財政につき其歳入は當初主として地稅によりしが、宣敎師は棧橋を利用する事なく、又道路は自已の住所迄連絡せず、從て是が爲の費用に充つる納稅の義務を負ふ能はずと稱し、又私設棧橋を有するものは、公共棧橋維持費を負擔するの理由なしとして反對したりしより、其れを寬和する爲に特に埠頭使用者に埠頭稅を課するに至れり。

又之れと共に問題となりたるは、居留地內の英國人以外の外國人にして、英國當局者は之等の外國人に對し納稅を强ゆるの權利を有せざるも、道路埠頭其他の公共施設の爲に相當の費用を要し、然かもそれは居留地內にある住民より徵收する外無きを以て、一八五四年英國領事と道臺との間に協定せられたる最初の租界章程には之れに關する規定を置けり。

則ち右章程に於ては居留地內の行政費負擔の方法を定め、外國人の土地所有者は橋梁の建設、道路の開通修繕、衞生設備、街燈、消防、給水其他の費用に充つる爲に必要なる稅金を納入すべき事となりしが、其後程なく之を變更して課稅は土地の評價額、面積及住宅、埠頭等について徵收せらるゝ事となり、其後重ねて支那官憲の同意を得て居留地內に住む支那人より登錄稅其他の

税課を徴收する事となれり。

其後行政費の次第に膨脹すると共に税種も亦増加したるが現今に於て共同居留地の歳入は地税家屋税、埠頭料、官許收入等を主とするものなり、税金の種類及税率は市會の議決を要するものとす、現行税目税率左の如し。

一、地税　從前地税は査定地價の千分の一なりしが、一八九八年千分の五に増加し、更に一九〇八年千分の六に増し、現に千分の六を課し、年二回に分ち六ヶ月分宛前納せしむ

一、家屋税　居留地内の家屋に對しては査定賃貸價格の百分の十二を借家人に賦課す、地税と家屋税との比例は地税が地價の二千分の一なる時家屋税は賃貸價格の百分の一の如き比例たるべき規定あり、尚居留地外の家屋にして共同租界の特許會社より水道を引くものは水道料金を込めて査定賃貸價格の百分の六を納付するものとす

一、埠頭料　税關を通ずる貨物に對して徴收するものにして其徴税は之れを税關に委託す、税率は輸出入税額の百分の二とし絹茶金銀は從量税とし税關の無税品は申告價格の千分の一を課す、生絲、茶の從量税率次の如し

	両
白絲器械製	〇・三二
白糸座繰	〇・一六
黄糸座繰	〇・一三五

野蠶糸座繰	〇・一〇
野蠶糸器械製	〇・一二
再製糸座繰	〇・二五
再製糸器械	〇・三〇
繭	〇・六
茶　紅茶及綠茶	〇・〇一五
磚　茶	〇・〇一〇
粉　茶	〇・〇〇三
貴重品評價額千元に付	〇・三〇

一、營業稅　工部局が免許料、營業稅の性質を以て、居留地各營業者に課する稅率次の如し。

營業科目	稅率
×旅館料理店 Tavern	毎三ヶ月四十五兩——百二十五兩
外國人酒類卸小賣	同　七十五兩
球突場球投場	同　備付球臺一臺に付三兩
支那人倶樂部	同　二十五兩
×支那人客棧	同　二兩——八兩
×同酒館	同　三兩——四十兩
×同茶館	毎月五十仙——五十兩
×外國劇場、音曲場、臨時興業場、舞樂場其他見物場	一日又は一夜十仙——五兩
×支那劇場	毎月六兩——百兩

×質商	商賣高の二厘——一分（年四期に分納）
×貨物船	毎月二十五仙——四弗五十仙
渡船、客船	同　二弗
小蒸汽船（乗客運搬用）	同　五弗乗客用ならざるもの同二弗
×民船	同　十仙——六十仙
舢板	毎二ヶ月一弗
自用馬匹驢馬	毎頭につき三ヶ月一弗五十仙
自用馬車	毎三ヶ月四弗五十仙
貸馬車用馬匹	同　三弗
貸馬車	同　十二弗
營業用自働車	同　八弗
自働有蓋貨車	同　十五兩——三十五兩
×荷車	毎月五錢——六兩
自用人力車	毎三ヶ月三弗
營業用人力車（鑑札料を除き）	毎月二弗人力車所有人より納付
自用轎	毎三ヶ月三弗
營業用轎	同　六弗
一輪車、鑑札料を除き）	毎月五十仙
銃砲（卸商人）	毎三ヶ月百五十兩
同（小賣商人）	同　七十五兩
犬	毎年二弗

×印等級による

一、屠場料　畜類の屠殺につき次の諸税を課す。

屠獸場使用料

屠牛	每頭八十五仙
屠羊	同　十仙
屠犢	同　二十五仙
屠豚	同　二十仙

特別許可手數料

屠牛	每頭五十仙
屠羊	同　二十五仙
屠犢	同　二十五仙
屠豚	同　四十仙

輸出手數料

牛（畜舍より輸出されたる時）	每頭七十五仙
羊	同　五仙
犢	同　二十仙

給水料

牛皮一頭分洗滌	每頭二仙
牛皮臓一頭分洗滌	同　二仙

一、市場料　工部局にて設置せる市場（Market）に出店營業するものに次の率にて使用料を課す

各店	每月七弗——八弗
露店	同　三弗
辻賣	同　二弗
籠賣	同　一弗

一、許可手數料　次の諸項については工部局の許可を要する事とし、之れに對し許可料を徵す。

小建築工事	一兩
堤防工事及護岸工事	二兩五錢
家屋修理の爲の足場	五錢
看板燈建設	五錢
土盛り	五錢
儀式用アーチ	五錢
同道路を横ぎり幅二十五呎なる時	五十兩
道路に突出せるキアラコ日覆	毎店五錢最小限五錢
アンペラ日覆	同　二兩最小限二兩

一、官有財產貸下料　工部局は租界內に Waloo, Hongkow, Elgin, Sinza 當十一ヶ處の市場を設け、此に出店する商人より使用料を徵する外、公會堂、消防隊屯營、民會宿舍等の官有設備貸下料金の收入あり。

一、公共事業收入　工部局は上海水道會社、上海相互電話會社等の株劵を有し其配當を受け、又上海瓦斯會社、上海電車會社等より納付金を收む、其外市營電氣部其他の市營事業の收入あり。

次に最近に於ける共同居留地收支豫算を示して、其財政狀態を明かにせん。

歳入

科目／年度	一九一八	一九二〇
	兩	兩
地租	八八一、四六一•四七	一、〇五六、六四一•〇九
家屋稅　洋式家屋	六三〇、六八〇•八九	八七〇、二七七•〇三
租界外　同上	二一、九五四•九八	四一、九六二•二八
同　支那式家屋	九八七、六八八•九八	一、二六八、九一四•二四
租界外支那式家屋	四、六七三•七七	七、五三四•一五
特別廣告料	一、四一五•一五	一、四八四•七六
特許料	五二二、四五一•三五	六二七、五六六•六四
商品稅	一九六、三一〇•七六	三六五、二九七•〇二
官有財ノ貸下收入	一四九、五三五•一六	一二六、七八七•三二
官有事業收入	四九八、四〇四•三六	四五七、〇一八•二〇
計	三、八六四、五七六•八七	四、八二三、四八三•〇三

歳出

科目／年度	一九一八	一九二〇
	兩	兩
警察	一、〇四七、六七三•四九	一、五三三、五八八•〇七
義勇隊	四六、六四一•一〇	五三、〇九五•九六
消防	九五、九六六•九七	一四八、三五八•三六
衛生費（病院費）	二一三、二二五•三八	三六五　七七〇•六七
公共營設備費		
一般	二三四、三九四•八〇	三五九、五五二•三四

建築	七二、四六七・九九	八二、五六九・七三
河岸費	六八、二二一・四〇	四七、一一六・〇五
下水費	三一、二一三・九九	四一、五九一・三七
道路費	四三五、一九四・四七	五〇七、七四七・一九
點燈費	一三一、五九〇・八八	一四三、二三五・二九
公園及其他	六二、七五五・四三	七一、九八一・四三
計	一、〇三五、八三八・九六	一、二五三、七九三・四〇
公衆音樂隊	四八、九〇四・四七	七四、四九〇・一九
教育費(圖書館共)	二〇二、六九六・六七	三二八、七六七・五二
財務費	八三、五二〇・八二	一三七、四二三・七二
書記局	一八五、六二九・三一	二七五、四九五・六〇
一般費	二二七、四三五・三六	二六八、〇七四・八八
利子、公債償還	四〇九、二六三・三八	三九一、〇三七・〇四
計	三、五九六、七九五・九一	四、八二九、八九五・四一

課税率は大體前に示したるが、更に其詳細を明かにする爲に、課税章程を擧ぐれば次の如し。

共同租界各税章程

第一條　外國人旅館及料理店

一、營業免許狀は他人に賣買讓渡を許さず

二、規則に違反したる者は工部局は其免許を取消し保證金の全額或は其幾分を沒收し免許人を告發せべし

三、工部局警官及派遣員は隨時該店の檢査をなすべし販賣する所の酒が劣等或は不清潔或は有害或は飲料に堪へざるものなる時は無償にて該酒を沒收或は他用となす

四、開店時間は午前六時より午後十二時限とす但日曜日に限り午前十一時より午後一時迄の間店舖を閉鎖し置くべし

五、夜中開店中は門前に點燈し置くべし
六、工部局の許可を得るにあらざれば其營業を他人に轉貸すべからず
七、巡捕の質問に對し業態及び名を記したる旅客簿を閲覽に供すべし
八、店內に於て亂醉喧鬧賭博を許さず
九、店內には品行不正或は惡名を有する者及行動怪しき者は滯留せしむるを許さず
一〇、逃亡の水兵或は當該領事の證明なき者は留め置くを許さず
一一、巡視を命ぜられたる巡捕は隨時屋內に入り檢査すべし並に免許狀を取調ふる巡捕に對し酒食を饗應し或は販賣するを許さず

保證銀　六十元以上百元以內　稅額每季四十元以上六十五元以內　玉突臺小一臺每季三元　同大一臺每季三元

第二條　大小玉突場

一、營業免許狀は他人に賣買讓與を許さず
二、規則に違反したる者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發すべし
三、玉突場內に於て亂醉、喧鬧、賭博を許さず又は惡名ある者を留むるを許さず
四、開場時間午前六時より午後十二時限とす
但日曜日に限り午前十一時より午後一時まで場門を閉鎖し置くべし
五、夜中開場中は門前に點燈し置くべし
六、巡視を命ぜられたる巡捕は隨時屋內に入り檢査を爲し免許狀を取調ぶべし

保證銀無　稅額大小を論せす一臺に付每季三元

第三條　荷物

一、營業免許狀は他人に賣買讓與を許さず
二、規則に違反したる者、其免許を取消し並に免許人を告發すべし
三、荷物船碼頭に停泊するのときは碼頭に距たりて停泊すべし碼頭は乘客の昇降用として殘し置くべし
四、荷物船貨物の積み卸しのときは混雜又は附近に妨害を與ふるを許さず

五、荷物船作業をなさゝるときの停泊場所は水道管理官長の指圖　遵ふべし決して碼頭に留まるを許さず
六、船夫の疎忽により損害を與へたるときは免許人の責任なり
船稅（月稅）載積重二十噸以內一元五角　二十噸以上五十噸以下二元五角　五十噸以上百噸以下三元五角　二百噸以內四元五角　支那形荷物船前納半元

第四條　渡船

一、營業免許狀は他人に賣買讓與を許さず
二、規則に違反したる者に其免許を取消し並に免許人を拘引し懲治すべし
三、船夫は隨時碼頭上の巡捕及水道管理官長の命する行船等一切の章程に遵ふべし
四、船夫は乘客の遺物あるを發見せは最寄の捕房に屆出づべし
五、若し巡補の査問に遇はゞ船夫は船の番號及免許狀を示し並に行先を通告すべし
六、船夫の疎忽により損害を與へたるときは免許人の責任に歸す
船稅（月稅）二元何時にても徵收に應じて納稅すべし

第五條　貨物車

一、營業免許狀は他人に賣買讓與を許さず
二、規則に違反したる者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引して懲治す
三、貨物車は常に道路の左方を曳くべし前車を通り越さんと欲するときは前車の右方よりすべし
四、貨車は堅牢淸潔にして完全たるものを用ひ鐵心棒には充分に油料を施すべし
五、一車に少なくも二人引添ふべし
六、夜中は車の番號を記入したる燈を車上に點ずべし
七、車夫は身體强壯にして衣服は淸潔たるべし
八、貨車の載積重過多にして車夫の眼を蔽ひ四方を見渡し能はざるを許さず並に粗笨の貨物を積載し道路の妨害となり危險の發生を致すを許さず
九、貨物積載の車は午前八時より午後八時までは大馬路を直行するを許さず若し大馬路に於て貨物の積卸をなさんとする

ときは最寄りの[illegible]馬[illegible]より出入すべし

一〇、車夫の疎忽よりして損害を與へたるときは免許人の責任に歸す

保證銀無　稅銀（一月稅）馬匹を使用する者は前納二元五角　人力に依る者は前納二元　金屬製免許牌費は自辨とす　小車は前納六百文金屬製免許牌費は自辨とす

第六條　養犬章程

一、養犬免許狀は他人に賣買讓與するを許さず

二、規則に違反する者は工部局其免許を取消し巡捕により其犬を拘留し並に免許人を告發すべし

三、拘留の犬は六日内に飼主受取りに來らざれば該犬を無償にて販賣或は撲殺或は他用となすべし

四、免許されたる飼犬の番號牌は常に犬の首輪の上部に掛くべし

五、巡捕が免許狀或は記號牌を檢査するときは檢閲に供すべし

六、犬の路上及公共地方に在る時は口輪を施すべし但口輪は犬の呼吸及飲水に易からしむべし　金屬牌官札料は一元とす

六ケ月に滿たざる小犬は免許を受くるを要せず　拘留の犬は補償金十元を納入せば該犬を受け取ることを許す

保證銀無　稅銀一ケ年前納一元

第七條　洋酒販賣店

一、營業免許狀は他人に賣買讓與すべからず

二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し保證銀の全部或は幾分を罰銀として引き去り並に免許人を告發すべし

三、販賣の酒は一瓶より以下分賣するを許さず

四、販賣の酒は該店内にて開口飲酒せしむるを許さず

五、工部局醫官或は工部局派遣員は隨時該店に臨檢す酒類の劣等或は不淸潔或は有害或は飲むに堪へざるものは無償にて沒收或は他用となすべし

六、店内に於て喧嘩賭博を許さず

七、命ぜられたる巡捕の隨時店内に入り檢査するに服すべし

八、店内に於て爭論及不正の者を留むるを許さず

保證銀三十元　稅銀每季前納洋四十元　前項六七八及保證銀は支那人のみに適用す

第八條　馬車

一、免許狀は他人に賣買讓與するを許さず

二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し保證銀の全額或は幾分を罰銀として引き去り並に免許人を告發すべし

三、車務管理員或は工部局の派遣員は隨時馬車に臨檢す車臺及馬匹の不適合と認むるときは營業として使用するを許さず

四、馬車番號の金屬牌は車外見易き所に釘付すべし並に平常淸潔に爲し置くべし

五、使用許可を得たる馬匹及車臺其他の馬匹及車臺を猥りに馬厩内に放散するを許さず

六、厩舍は車務管理員の命令に遵ひ下水溝や光線空氣流通の設備を完全にし且つ常に淸潔ならしむべし

七、二輪車は馬丁共に四人乘四輪車は馬丁共に五人乘を限りとす六人及其以上は馬匹二頭を使用すべし

八、日沒より日出までは二燈を車外の左右に點火すべし前面の燈火は白色光とし後面は紅色光とすべし

九、馬丁は警察の各章程を遵守すべし

十、馬丁の疎忽により損害を與へたるときは免許人の責任に歸す

保證銀無　稅金各種馬匹一頭に付前納一元　馬車前納四元

第九條　自働車

一、免許狀は他人に賣買讓與するを許さず

二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發すべし

三、運轉手は警察の定むる章程を遵守すべし

四、日沒より日出迄は二燈を車の左右に點火すべし前面は白色光とし後面は紅色光となすべし並に隨時警笛を鳴らすべし

五、運轉手は熟練者たるべし若し巡捕が手を擧げ其停止を命せば直に停止すべし不良の馬匹に出合ひたるときは深く注意すべし

六、行車速力の增減は通行人の多寡及道路の廣狹によりて定むべし叉廻り角及道路の交叉或は狹隘の所は更に緩行を要す

七、能く注意して排管惡臭の氣を漏出せしむる勿れ

八、巡捕及管車吏員の査問に對し免許狀を檢閲に供すべし

九、運轉手の疎忽により損害を與へたるときは免許人の責任に歸す

第一〇條　自用馬車

一、免許狀は他人に賣買讓與するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發すべし
三、免許人は警察の定むる章程を遵守すべし
四、巡捕及管車外國吏員の查問に遇ふときは免許狀を檢閱に供すべし
五、日沒より日出迄は二燈を車の左右に點火すへし前面は白色光とし後面は紅色光とすべし
六、馬丁の疎忽により損害を與へたるときは免許人の責任に歸す
稅金　各種馬匹一頭に付き每季前納洋一元五角　馬車一輛每季前納洋四元五角

第一一條　自用東洋車

一、免許狀は他人に賣買讓與するを許さず免許人自巳の車と爲すべし
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發すへし
三、日沒より日出迄は車夫は點火の燈を携帶或は車に裝置すへし
四、免許人は警察の隨時定むる所の章程に遵ふべし
五、巡捕或は車務管理外國吏員の查問に遇はば免許狀を檢閱に供すべし
六、車夫の疎忽により損害を生するときは免許人の責任に歸す
稅銀　一輛に付每季前納洋三元

第一二條　大餐館

一、營業免許狀は他人に賣買讓與するを許さす
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發すへし
三、酒類を販賣し飮酒せしむるは必ず喫飯の時と定む然らざれは許さず
四、館內に於て亂醉喧騷賭博を許さす
五、夜中は門扉閉鎖まで門前に燈火を點し置くへし

六、工部局警官及其派遣員は館内に入り檢査を爲す販賣酒の劣品或は不清潔或は有害或は飲むに堪へさるものは無償にて沒收し或は他用ニ爲すへし
七、夜中營業時間ハ午後十時半限りとす
八、巡捕の査問に遇はゞ免許狀を出して檢閲に供すべし館内の者は其巡捕に對し酒食を饗應すること能はす
保證銀　無　税銀ハ季ニ納洋三十元

第一三條　小蒸汽船

一、免許は他人に賣買讓與を許さす
二、規則に違反する者ハ工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引して懲治す
三、各碼頭に於て混雜し附近に妨害を與ふるを許さす
四、船夫は隨時碼頭上巡捕及水道管理官長の命する所の行船等一切の章程に遵ふへし
五、巡捕の査問に遇はは免許狀を出して檢閲に供すへし
六、汽笛の亂發を許さす
七、船夫の疎忽により損害を與へたるときは免許人の責任に歸す
税銀月税ニ納洋三元

第一四條　各種興行

一、免許狀は他人に賣渡又は讓渡するを許さす
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發す
三、演唱する所のもの破廉恥及暴狀の事を許さす
四、總ての門扉は外面に向け開扉すへし
五、館内に於て喧嘩賭博等の事を許さず
六、火災時の用意として非常門を設け置くべし
七、夜　開場中は門前に燈火を點じ置くべし
八、派遣を命ぜられたる巡捕は隨時館内に臨檢すべし

保證銀　無　税銀一晝夜一角以上五元以下等級酌定

第一五條　劇場

一、免許狀は他人に賣渡又は讓渡するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し保證金の全額或は幾分を罰銀として引き去り並に免許人を拘引して懲治す
三、夜々は午後十二時を限りとす
四、夜中開演中は門前に燈火を點じ置くべし
五、破廉恥及暴狀の演唱を許さず
六、鳴物及喧騷等近隣に妨害を與ふるを許さず
七、場内各種の燈火は少なくも木料と二尺を距つべし
八、總ての門扉は外面に向け開扉すべし
九、場内に清潔なる便所を設置すべし
一〇、火災時の用意として非常門を設備し置くべし
一一、臨檢を命ぜられたる巡捕は隨時場内に臨檢すべし

保證金五十元

第一六條　支那形船舶

一、免許狀は他人に賣渡又は讓渡するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引し懲治す
三、該船は碼頭に於て混雜し附近に妨害を與ふるを許さず
四、船夫は碼頭上の巡捕及水道管理官長が命ずる所の行船等一切の章程に遵ふべし
五、船夫は乘客の遺物有るを發見したれば最寄の捕房に屆け出づべし
六、巡捕の查問するあらば免許狀を出だし檢閲に供すべし
七、船夫の疎忽により損害を與ふるあれば免許人の責任に歸す

保證銀無　稅銀月稅前納一百文以上六百文以內等級に依る

第一七條　東洋車貸店

一、免許狀は他人に賣渡又は讓渡するを許さず

二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し保證金の全額或は幾分を罰金として引き去り並に免許人を拘引して懲治す

三、警察署及工部局の派遣員は隨時臨檢し車臺の適否を調査す不合格の車臺は貸與を許さず

四、番號記入の免許金屬牌は車後見易き所に釘付すべし車臺は常に清潔になし置くべし

五、警察署に備付けある雛形に照らし堅牢に構造すべし並に清潔に爲し及び降雨に差支なき設備を爲すべし

六、日沒より日出迄は車夫は點火したる燈を攜帶若くは車に裝置すべし

七、車夫は身體強壯たるべし番號を記入したる清潔なる衣服を着すべし

八、年老者、年少者、不潔なる者阿片煙を喫する者は共に車夫たるを許さず

九、魚肉蔬菜の粗雜なる者を車上に載するを許さず

一〇、路上に車臺を留むるを得ず停車のときは工部局指定の場所に於て爲すべし

一一、車夫は規定外に賃錢を要求すること能はず

一二、車夫は乘客の遺物あるを發見せは最寄の捕房に屆出づべし

一三、車夫は警察署の隨時定むる所の章程に遵ふべし

一四、車夫の疎忽及當物あるときは免許人の責任に歸す

乘車賃錢規定　一哩或は一哩以內洋五分引續き半哩或は半哩以內洋五分　時間定一時間二角五分一時間に滿たざるも又同じ引續一時間每に二角或は一時間に滿たざるも又同じ保證銀工部局酌定　稅金月納一兩に付き一元五角外に免許金屬牌費を仕拂ふべし

第一八條　旅館

一、免許狀は他人に賣渡又は讓渡するを許さず

二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引懲治す

三、館内には清潔なる便所を設備すべし
四、屋内の牆壁は一ケ年一回は必ず塗り換へるべし
五、若し客人が傳染病に罹り或は客人の死亡したるときは直ちに警察署に報告すへし
六、客人の姓名及來往等の事項を帳簿に記入し巡捕の査問に際し檢閲に供すべし
七、銃器兇器其他危險物を携帶する客人あらば警察に其旨報告すへし
八、館内に於て賭博及喧騷の事あるを許さず
九、旅館主は其客人の盜賊或は不正の者たるを認知したるときは其宿所に往來集會及寄せ來たる物件を容留するを許さず
一〇、臨檢を命せられたる巡捕は隨時館内に臨檢すへし
保證銀無　稅銀等級に依りて酌定す

第一九條　阿片販賣店
一、免許狀は他人に賣渡し又は讓渡するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引し懲治すへし
三、夜間の營業は午後十二時限りとす
四、稅務員或は工部局の派遣員は隨時臨檢すべし
五、臨檢を命せられたる巡捕は隨時臨檢す臨檢員に對し煙膏を賣渡し又は贈與するを許さす
稅金　營業等級に依りて酌定す

第二〇條　煙館　此條項廢止

第二一條　質屋
一、免許狀は他人に賣渡し又は讓渡するを許さす
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を告發し規則に照して處罰す
三、質入及賣買物件並に質物の期日元利の金額等誤りなく臺帳に記載すへし
四、巡捕は隨時帳簿の檢査を爲す疑ふべき物件に對しては其旨を通告すべし或は該物件を暫留すへく警察署に差出すへし
五、質店は質入人に質札を發行すへし質札には質入期及滿期の日付け店名質物の色合件數質高銀利息等を明記すべし

六、外國衣服及洋人專用の物件は質受又は購買するを許さす
七、物件を質入或は賣付る者の疑はしき點あらば其者を留置き警察に手續きを爲すへし
八、營業時間は午前七時より午後十時までとす
九、每季の終に際し營業高銀取調の爲め稅務員及工部局派遣員は帳簿を臨檢す
稅金（每季稅）月利息二分以內は質高一千元に付き洋二元　月利息六分以內は質高一千元に付き洋五元　月利息九分以內は質高一千元に付き洋七元五角

第二二條　舢板

一、免許狀は他人に賣渡し又は讓渡するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引して懲治す
三、舢板は停泊の時各碼頭の近傍の沿邊に停泊すべし
四、船夫は碼頭上の巡捕及水道管理官長の命ずる所の行船等一切の章程に遵ふべし
五、舢板に意外の事の發生したるときは巡捕に通知すべし
六、免許狀は見易き所に貼付すべし
七、船夫は乘客の遺失物あらば最寄の捕房に屆出つべし
八、巡捕の査問に遇はゞ免許狀を示し行先きを言明すべし
九、日沒より日出迄は船番號を記載したる燈火を見易き所に貼すべし
一〇、舢板取扱者は左表以外の賃金を請求し又は正當の理由無くして當港內にて旅客の輸送を拒むを得ず
船賃規定　半哩以內洋五分半哩每に洋五分　時間定一時間一角　稅金每月前納洋一元

第二三條　茶館

一、免許狀は他人に賣渡し又は讓渡するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引して懲治す
三、夜間は午後十二時限とす
四、館內にて亂醉喧騷賭博等の事を許さず

五、喧譁して隣家に妨害を與ふるを許さず
六、館内の各種燈火は少なくとも木料と距ること二尺とす
七、總ての門扉は外に向けて開扉すべし
八、火災時の用意に非常門を設備すべし
九、稅務員及工部局派遣員の臨檢に對し之を拒む能はず
一〇、臨檢を命ぜられたる巡捕の臨檢を拒む能はず臨檢員に對し物を販賣し又は贈與するを許さず
稅金每茶案月稅前納一角より二角までとし等級によりて酌定す

第二四條　小車

一、免許狀は他人に賣渡し又は讓渡するを許さず
二、規則に違反する者は工部局は其免許を取消し並に免許人を拘引して懲治す
三、小車は常に道路の左方を行くべし若し前車を通り越さんとするときは前車の右方より之を爲すべし
四、小車は堅牢にして淸潔に爲し鐵軸には充分に油料を施すべし
五、小車夫は身體强壯にして衣服淸潔たるべし
六、道路に於て乘車を强ゆる等人の迷惑となることをなすを准さず
七、日沒より日出迄は點火したる燈を車前に檣上に付け置くべし
八、積載貨物多きに過ぎ車夫の四方展望に差支へ並に粗笨の貨物を積載して道路の妨害をなし危險を發生せしむるを許さず
九、小車の積載量は六百磅を超過するを許さず
一〇、貨物積載の小車は午前八時より午後八時に至るの間大馬路を直行するを許さず若し大馬路に於て貨物を積卸せんとせば最寄の橫馬路より出入すべし
一一、小車夫は警察が隨時定むる所の章程に遵ふべし
保證銀　無　稅前納六百文

第二十五條　酒　館

一、免許狀は他人に賣渡し又は讓渡するを得ず
二、規則に違反するものは工部局は其免許を取消し並に免許人を拘留して懲治す
三、夜中は午後十二時限とす
四、館内に於て骨牌賭博類似賭博をなすを許さず
五、喧嘩をなし隣家に妨害を與ふべからず
六、館内各種燈火は少くも木料を距ること二尺たるべし
七、門扉は總て外面に向て開扉すべし
八、酒類を外國水兵に販賣し又は贈與するを得ず
九、火災時の用意として非常門を設備すべし
一〇、稅務員及工部局派遣員の臨檢を拒むべからず
一一、臨檢を命ぜられたる巡捕は館内に臨檢すべく館内のものは臨檢員に酒食を饗應し又は販賣するを准さず
保證銀　等級により定む

佛租界

佛租界財政も稅種等大體共同租界の夫れと同一にして、主たる收入は地稅、住居稅、各種特許料等なり、地稅は査定地價の千分の六を、住居稅は洋式家屋については査定家賃の百分の十を、支那式家屋については百分の十二を徴するものとす、行政費總額は一八八〇年には二八、七四四兩、一八九〇年には三八、三四五兩なりしが、近年次第に增加せり、其最近の歲計豫算は次の如し。

歲入

科目／年度	一九一八	一九二〇
地稅	一五三、三一四・五九兩	二一〇、八五五・四五兩

科目	一九一八	一九二〇
家屋税洋式	六五、六八七・五八	一二五、二八三・一三
家屋税支那式	二一五、五三二・六六	二四七、九六六・六四
鑑札料	二四八、一四一・一六	三〇〇、二八三・七七
各種課税	六六、五一六・二四	八二、六二六・七〇
棧橋支出使用料埠頭料等	九九、七五三・三五	一八〇、四五六・七三
屠殺場	一四、五一二・五七	一八、五一二・三三
學校	一六、五八六・七〇	一六、五一五・八三
警務	三五、七一〇・七六	二八、五五三・四八
市營事業	一三、一八三・五三	一七、一二三・七二
雜收入	二一、〇三五・三七	一一六、〇〇八・六八
計	九五〇、六七四・五一	一、三四四、一九六・四六

出

年度／科目	一九一八 兩	一九二〇 兩
書記局經費	五六、四七五・二八	七四、二一七・五二
警察費	二四四、五六九・八五	三一一、二九二・二一
市營事業	二六九、一〇七・五〇	四〇五、八三七・二六
衛生費	五九、四七七・五九	二七、〇二三・九九
手當及賜金	六八、六〇九・七八	五三、九二三・九一
點燈費	六六、八八〇・七四	三五、二四八・八一
消防費	二三、六七一・三二	三五、二八五・六二
學校費	六〇、〇七二・〇五	六九、五四五・三三
電信電話	二六、九六四・九六	四、二八六・一〇
義勇隊	二一、一五六・三〇	一、一八〇・五六

印刷局	五、一七六・二九	七、七七七・七四
雜費	六〇、六八〇・三三	一四一、二二〇・六〇
臨時市營事業	三四六、七五九・二九	一七九、五二九・七八
利子及償却資金	九一、九四〇・九四	
計	一、三八二、五四二・二二	一、三四六、三六九・四三

工部局施設

公設市場

工部局は租界內要衝の地に公設市場(Market)を設けて、此に商人をして出市せしめ、市民の日用品の購買に便せしめつゝあり、現在の該市場數は合計十一個處にして、各市場の陳列臺數、無臺賣場數、店小屋數を示せば左の如し。

	陳列臺數	無臺賣場數	店小屋數
大馬路市場	三八一	三五〇	二三
虹口市場	一、一六六	一一二	—
愛而近路市場	一五一	二七三	—
新閘路市場	二一五	二三〇	—
滙山市場	五五	八四	—
馬霍市場	七〇	四三	—
東虹口市場	一一九	一六五	—

楊樹浦市場	三〇	五九	―
クエッタ市場	二一	三一	―
梧州路市場	四五	四一	―
バードン市場	一三九	一五	―
合計	二、三九六	一、四〇三	二二

而して市場使用人より工部局が徴收する料金收入を見るに左の如し。（單位弗）

市場別	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
大馬路市場	三〇、八三七	三三、八〇八	三四、二八七	三五、六三七
愛而近路市場、	一七、四七八	一四、七九八	一四、七〇三	一五、三六七
虹口市場	四三、一四七	四六、七六六	四八、二五五	五〇、〇二九
東虹口市場	一一、二三三	一二、四四三	一三、七六八	一四、六一三
滙山市場	四、七五七	五、五七五	六、〇一七	六、四八九
楊樹浦市場	三、〇五一	三、五九〇	三、二四五	三、五九八
クエッタ市場	二、四〇八	二、二五七	二、〇七一	二、一七三
馬霍市場	四、一二二	四、七八二	五、一九七	五、六六八
梧州路市場	一、五九七	一、七二三	一、九三二	二、二二九
新閘路市場	一四、二一三	一六、四五七	一七、〇六六	一七、七四六
バードン市場	三、七一一	八、九九九	八、四三六	九、二三三
計	一三六、五五三	一五一、一九八	一五四、九七七	一六二、六八二

以上は共同租界の分にして、此外佛租界には大なるもの三ヶ所小規模のもの五六あり。

共同租界の市場使用は工部局に許可願を提出し、許可を得たる時は、料金を毎月前納するもの

とす。

居留地工部局の經營又は其直轄に係る病院次の如し。

病　院

上海宏濟醫院(Shanghai General Hospital)

北蘇州路にあり、最初一八六四年在留英人が相互保健の目的の爲に共同して組合組織により病院を創設し、後一八七八年新に定欵を定めて財團法人とし、一般外人の診療救濟を目的とするに至れるものなり、其組織改善に當り從前の所有名義者役員、各國領事、共同租界佛國租界の代表者の協議により毎百兩の寄附金三百十三口を得て之れが擴張を圖り、之れが管理は毎年九名の委員を選任して之れに任ずる事とせり、而して右委員中三名は領事團より、四名は共同租界納税者より、二名は佛國租界納税者より選出し、又共同、佛國の兩租界工部局より毎年相當補助金を與へ、上海に於ける病院としては完備せるものなるが支那人の診療入院を許さず。

避病院(Isolation Hospital)

共同租界工部局の公設に係る傳染病隔離所にして靶子路にあり、共同租界内の傳染病患者を强制的に入院せしむるものにして、外國人と支那人とは病舍を別にせり。

ヴクトリヤ看護院(Victoria Nursing Home)

鞄子路にあり、工部局が一八九七年に設立せるものにして、共同租界内の患者を收容し、又は其需に應じて看護婦の派出を爲す。

保産院(Maternity Home)

一九一三年工部局の設立せる處にして、共同租界内一般産婦の取扱を爲す、鞄子路にあり。

精神病院(Mental Words)

共同租界工部局の公設に係り、創立は一九〇七年にして、鞄子路にあり、共同租界内の精神病患者を此に收容す。

公立衞生試驗所　(Public Health Laboratory)

共同租界工部局にては一八六四年以來工部局内に一分課を設け、衞生に關する各種の調査試驗を行ひ、以て租界内衞生狀態の改善を期したるが、一八九八年頃より組織漸く整へり。工部局事務所にあり、共衞生課の直轄經營に屬す。

會審衙門制度

沿革

會審制度即ち混合裁判の制度は一八五六年歐州諸國が條約により土耳共に設けたるを以て起源

とすと稱せられ、現に其構成に多少の差異あるも支那土耳其の外埃及、Crete, Samoa, Burmah, Borneo等にも行はれつゝあり、而して上海に於ける會審制度は一八五八年の英清間及米清間の天津條約の規定に基き設けられたるものにして、米清間條約第二十八條には

若し支那人と米國人との事に因て相爭ひ和平調處する能はざる時は兩國官員に於て公平審理決定すべし

とあり、又英清間の條約第十七條には

(英國人と支那人間の訴訟の)領事官の調停に應ぜざるものは中國地方官と領事官と會同審辨し公平に判決すべし

とあり、共に双方の官憲立會の上審斷すべき旨を規定せるが、英國は同條約の英文には

If disputes take place of such a nature that the Consul cannot arrange them amicably, then he shall request the assistance of the Chinese authorities, that they may together examine into the merits of the case and decide it equitably

とあり、必ずしも支那官憲と共同審理する事を要するものにあらずとて、主張しつゝありしが、其一八七六年の芝罘條約第二條に於て、之れが補充的規定を設け上海に會審衙門を設けて、外國人と支那人との間の訴訟事件を審理すべき事を明にせり。

事實上上海會審衙門の設けられたるは一八六四年(同治三年)にして、當時の上海駐在英國領事Sir Harry Parkes 最も之れが設置に盡力し、上海領事團の議を纏め、米國領事 Seward と共に領事團代表として、支那當局に對して支那裁判官を任命して、外國人關係事件及外國巡査の檢擧せる事件を處理せしむる事、訴訟を監視し原告が訴訟を提起するに助力せしむる事等の方法の下に會審制度を採用せん事を迫り、遂に其同意を得るに至りたるものにして、Parkes は當初之れに充つべき建物無かりしより一時は英國領事館内の一部を貸與し、自ら支那官憲を指導して裁判事務を執行せしめたり。

然れども當時は僅に前記條約の取極ありしのみにして、別に準據すべきもの無く、從つて實際に當つて不便少からざりしより一八六八年(同治七年)上海領事團と道臺と協議し、更に北京各國公使と總理衙門との交渉に移したる上、上海洋涇濱設官會審章程 (Rules for the Mixed Court at Shanghai) 十ヶ條の制定を見たり。

該章程は大體に於て埃及の混合裁判所の制度を模したるものにして、支那は同知格の委員を派し租界内に於ける支那人に關する民刑事件を裁判且執行し、外國人と支那人との間の民刑事件については其外國人所屬國の領事官又は其代理權限を有する官吏立合の上に、之れと同等の權利を以て裁判を行ふ事とするものにして、只外國人雇傭の支那人被告たる場合には先づ其雇主に屬す

る國の領事官に照會するの要あり、又刑事事件の重罪犯については豫審決定權を有するに過ぎざるものにして該章程の全文は次の如し。

洋涇濱設官會審章程

一、同知一員を選委して專ら洋涇濱各國管理租界地界內の錢債闘毆竊盜等の訴訟事件を取扱はしむ

一、公館を設立し枷杖以下の刑具を備付し並に飲徽を設け凡て支那人にして支那人を告訴し及外國人にして支那人を告訴するものは錢債と取引各事とに論なく均しく此に於て審理裁斷す
其審判の方法は支那の常例に照して之れを行ひ並に支那人に對し並押處刑等を執行す

一、事件の外國人に關係するものにして審理ずべきものは必ず領事官委員と會合審問し或は外國一官吏會審す、若し事件支那人のみに關係し外國人に關係なきものは支那委員の自由審斷に行ひ各國領事官干與せず

一、外國人使用又は延請の支那人にして訴訟事件に關係ある場合、委員より該支那人の犯案の情形を領事官に移知したる時は直に審理を要するものを引渡し庇匿するを得ず　但し其中間の場合には該領事官又は其派遣せる官吏の之れに立合ふことを許すべく、但し事案洋人に牽涉せざるものには干與するを得ず

一、支那人の重罪を犯し死罪又は流徙罪以上の刑に處するものは支那從來の例に於て地方正印官より按察使に詳請し督撫より酌定奏咨す、上海縣の審斷に於て若し死刑に當るものあれば上海縣より同樣の手續を採るべく會審委員に於て獨擅審斷するを得ず

一、支那人犯罪人にして外國租界に逃避するものは該委員より人を派して拘引すべく縣票を用ひず又必ずしも再租界巡捕を用ふるを要せざるものとす

一、外支互控の案件の審斷は必ず兩者公平に約を按じて辦理すべく各意見を懷くを得ず領事官管轄の外人なる時は約を按じて辦理すべく領事官轄下にあらざる外人なる時は委員に於て自ら審斷を行ふ、但此場合にも一外國官員をして陪審せしめ一面上海道臺に詳報し其査核に供す
若し兩造委員の所斷に服せざる時は上海道及領事官署に控告し復審を求むることを許す

一、領事ある國の外國人の犯罪は約を按じ領事官をして懲辦せしむ、領事なき國の外國人の犯罪は委員に於て罪名を酌擬し

て上海道臺に詳報し其核定を俟ちて一條約國の領事と商議の上酌辨す
支那人の犯罪は該委員に於て輕重を審明し例に照して辨理す
一、委員は通事、翻譯、書記等を使用すべく是等のものは該委員に於て自由に招募す、又外人一二名を雇聘し管轄する領事官なき外國人の一切の事務を看管せしむ、管轄すべき領事官なき外國人の犯罪は該委員雇聘の外國人を派して隨時傳提管押せしむ
必要の經費は毎月道臺衙門に至り受領す
若し書記等にして虚喝索擾等の情弊あるものは嚴に從ひ究辨す
一、委員の事件を審斷し又犯人を捕縛するについては一號簿を備へ捕縛審斷の模樣を逐日記入し以て上官の檢査に便すべし
若し辨理宜しからず又は惡名あるものは道臺に於て隨時罷免し別に員を派して接辨せしむ
一、委員の事件審斷に際し原告に於て訴辭を捏造して人を誣告せるものなること明となりたる時は華支人に論なく該委員に於て誣告者を嚴重に處罰すべし、其處罰章程は該委員に於て領事官と會同審定し道臺に詳報して決定し外支人一樣に律して不公平の事あるを得ず

元來當時上海には英米佛の三國居留地あり、各別に施政に任ぜしが、一八五四年之等各居留地を統一して施政を行ふ事となりし後の、一八六八年に前記章程の制定を見たるものなるが、其後佛國居留地獨立するや、佛國租界にも亦會審衙門を設置する事となり、即ち一八六九年（同治八年）を以て其成立を見たり。

斯く會審衙門分立し相互に施政も獨立したるを以て、被告の召喚證人の取調其他につき種々の不便を生ずるに至りたり、依て一九〇二年（光緒二十八年）兩者の間に共助法制定せられ、佛租界內居住の支那人を共同租界會審衙門に召喚し、又之れに對し裁判の執行をなすには、佛國領事

の承認を要すると共に、佛國警察の助力を受け得る事、共同租界居住の支那人について同様の場合には、佛國領事は共同租界首席領事の承認を要すると共に、共同租界警察の助力を受け得る事と爲れり。

洋涇濱章程は上海會審衙門の根本法として多年實施せられ來りしが、其後會審條件次第に増加し、殊に其後屢居留地區域も擴張せられ、會審衙門の審理すべき人民の數大に増加し、且又前章程の實施につき種々の不都合等をも發見したる爲、之れが修改の必要を認め先づ上海領事團と道臺に於て協議の上、之れが原案を作製し北京公使團の協議に移せり、時に一九〇五年（光緒三十一年）なり、依つて英、米、獨、露、日、墺、西、白、朝鮮の各國公使より外務部に交渉を提起せるが其全文次の如し。

修正會審章程

第一條　甲、上海會審公堂に於ける總ての訴訟事件は支那文の册揩を認め毎件を册中に分註し次を接して號を編すべし、凡て訴状受付期日、原被兩造の氏名籍貫、控告内容、開審後の日々の堂斷堂諭及復訊並に控訊辦各事亦一々記入し結案の堂諭を册中詳註にすべし

乙、總ての刑事案件は支那文の册揩を認め一切を詳註すること第一項と同様なるべし

丙、以上兩項の册揩は案に關係あるものゝ爲に隨時査閲に供すべし

第二條　會審公堂審理の各案は支外會審又は商定により風化上密審となせるものゝ外は總て自由に傍聽を許すべし

第三條　會審公堂支那官吏は實缺同知を以て正堂に任し洋涇濱北部租界内は如何なる支那人に論なく均しく一律に審斷すべ

く又一二の支那官吏をも任命して正堂の交審する案を承訊せしむ、其官等は候補同知に亞かず其任免の權は上海道臺にあり

第四條　甲、全然支那人のみに關する事件を除く外其他の各案は總て外國官員會審すべし、此外國官員は各國商民の條約によりて得べき權利に從ひ各國領事官に於て分別し派す

乙、支外堂官若し意見一致せず結審する能はざるものある時は上海道臺に請ひ又外國人の本國の總領事又は領事官を案內して再審すべし

第五條　會審公堂の牢獄は洋涇濱北租界工部局止疫章程に照して辦理すべく尙該工部局醫官之れを檢査すべし

第六條　洋涇濱以北租界內に居住する支那人は何事件に論なく凡て會審公堂に出訴すべく其出す處の訴狀は首席總領事に於て署名捺印の上始めて施行すべし、若し被告外國人の雇用するものなる時は其召喚狀は該傭主の本國領事官の署名捺印を得て後始めて之を行使すべし

第七條　各種訴訟事件にして若し外國會審官座にあれば兩造共に辯護士を聘用することを得べし但し辯護士は先づ在上海本國領事署に屆出で會審公堂に於ける辯護士たるの許可を受けたるものなるを要す

第八條　辯護士にして事件審理の支外堂官の命令に遵はざるものは暫く其本法廷に於て辯護士の任に當ることを禁ずるを得、但し禁止期限は一ケ月以內なるべく若し該辯護士の本國領事官にして許さば禁止の期限を六ケ月に延長することを得

第九條　審理案件にして若し支那法例に照し成案の査すべきものなき時は會審公堂は應に商民の習慣に從ひ公平に裁斷すべし

第十條　凡そ事件關係のすべてのものは會審同知に於て隨時決定し各國領事の認許を得たる判決に服すべし

第十一條　舊來の章程の各條にして本續改章程と牴觸せざるものは有效とす

然るに外務部に於ては此提議に應ぜず、更に上海道臺に向つて右修訂の理由を質問する等の事あり、徒らに交渉に日を重ねたるも、遂に支那政府の同意を得る能はずして止めり、依つて上海領事團は一九〇八年六月の團の決議を以て、會審衙門の改善に關し內規を制定して、時勢の必要に應ぜしむる事とせり。

其後一九一一年秋支那に革命の變あり、淸朝の威令行はれざるに至るや、會審衙門の上級官廳と見るべき道臺、知縣は何等の權限を有せざる形となり、殊に會審衙門の支那首席判事寶子觀は逃亡したるより、上海領事團は止むを得ずして權宜の措置として、會審衙門を一時領事團の監督の下に置き、從來支那政府より任命せる支那裁判官は領事團より之を任命して執務し來れるが、道臺及知縣の存在せざる爲上訴は之を行ふの途無く、又刑事重罪事件は裁斷する能はざるより、豫審の儘罪人は會審衙門に繫獄するの止むなかりき。

されど同時に領事團は支那人間の民事訴訟についても外國會審官の立會を要するものと改めんとしたるに、支那官憲及商務總會等の反對ありしが、領事團は斷然之れを敢行する事とし、又從來會審衙門にては禁錮五年以上に相當する支那人被告の刑事事件は、之れを審理判決するの權限なく、知縣衙門に引渡しをりしが、右五年以上の事件をも以後審理判決し得る事とし、其他該制度にも種々變革を加へたり。

元來會審衙門は'The Chinese court of the foreign settlement at Shanghai'と稱せられ、支那の裁判所なるべき筈なるも、斯かる變革の結果は全く領事團に附屬するものゝ如くなれり、當時領事團の布告には「衙門の屬僚三人を新に裁判官に任命し、領事の任命せる陪審官に從ひ協同して和衷共事務に當らしむべし」とあり、支那裁判官に陪審官指導の下に立ち、會審衙門の財政は工

務局に歸し、罰金は工務局の收入と爲り、監獄も工部局の監理に屬し、斯くては全く支那に屬せざるものなるやの觀あり。

斯くの如きは支那にとりて甚だ苦痛とする處なれば、革命亂後民國政府成立するや民國二年冬之れが制度復舊を交渉し來りしも、領事團の容易に之れに應ぜざるにより、法律顧問の外人を特に上海に派して折衝せしめ、江蘇省檢察長亦事情調査の爲來滬する處ありたり、これに對し列國領事團は協議の末

一、會審衙門の讞員は前清時代には上海道臺より委派せしが革命の際該道臺消滅し爲に會審衙門の上級管轄廳無きに至り、且又當時の支那會審官(寶子觀)公金を携帶逃亡せし爲、領事團は止むなく之れに代るべきものを延請して審　に任ぜしめたり、然るに今や民國政府成立し、上海に觀察使を設け會審衙門を其管轄の下に置くべしと云ふ、依つて會審委員亦該觀察使より華洋法律に通曉し相當の資格あるものを任命する事に同意するも、然し其任命については先づ領事團に其人の果して能く任に堪ゆるや否やを研究するの餘地を與ふべし

一、會審衙門を支那の管理に移したる後も總ての辨事規則は工部局管理の時に定むる所のものによるべく、此事を支那政府に於て保障を與ふべし

一、華洋民事及刑事案件　關する犯人に保釋を許可する場合には、探偵をして先づ其保證人

たるべきもの丶家に就いて調査せしめ其資格信用十分なるものなる場合に、始めて之れを許可すべく、今後犯人の保釋については會審衙門職員に於て十分の責任を負ふべし

一、從來各捕房の請ふ處の拘引狀等は會審衙門に於て作製し檢察員に交付し然る上當番領事の奥書を受け該管捕房に與へて中西探偵を派して之れを執行せしめしが、今後本項拘引狀等は工部局捕房の管理に歸せしむべし

との條件を定め、之れを北京公使團に送り、外交團よりは三年六月を以て支那が此條件を容る丶に於ては、會審衙門の復舊を承諾すべしと申入れたり、然るに支那は之れに對し同意を表せず、却つて其他の條件を提出して、之れに列國側に於て贊同せん事を求めて、遂に交涉成立するに至らず荏苒其間本問題に對する列國の讓步を上海共同租界擴張の交換條件たらしめんとの議もありしが、荏苒決定を見るに至らず、其後支那は聯合國側の勸告を容れて、對獨宣戰をなすや、此機會に本問題をも解決せんとせしも、又望を達するに至らずして止めり、斯くの如き事情にあるを以て、支那は現に其處置に窮し、去る一九一七年五月十六日大理院は江西省高等審判廳の請訓に對し

一九一一年革命亂以來會審衙門は領事團の監理下にあり、其適用する法規も條約たる會審章程の規定する處に準據せず、故にこれを支那裁判所と看做す事能はず、從て會審衙門は外國裁判所として取扱ひ其一度び處斷したる事項を再び審理處斷すべし

云々と指令したり。

組織

共同居留地會審衙門

一、名稱　會審衙門の名稱は一般に用ひられ、又支那の法律用語としても使用せらるゝが、正確には會審公廨と稱し、英語にては The Mixed Court of International Settlement と稱し、官衙は浙江路にあり。

二、會審官　會審官共他の組織は洋涇濱章程によりて定められ、同章程によれば支那は同知の職位を有する委員を派する事となり居れり、該委員は之れを會審官又は讞員と稱し目下一名の正會審官（正讞員 Senior Magistrate）と三名の副會審官（襄讞員 Magistrate）とあり

而して各國領事官の方面より派するものは會審官（Assessor）と稱し各國領事共館員中より任命す共數資格等國により一定せざるが、數は概ね一二名宛にして、又資格は副領事、通譯官、書記生、通譯生を派遣し區々たるも、副領事を派遣するもの最も多し。

英米の如きは會審官については特に適當の人を任ぜん事に苦心しつゝあり米國の會審官たりし Dr. Balket の如き在職十五年に及び、支那語に堪能にして、共勢力頗る大に會審衙門の支那裁判官の如き全く共頤使に任せたりと云ふ、尙英國會審官の資格待遇は次の如し。

一、英本國の University の卒業生にして外務省に對し紹介人を有するもの、Nomination は受驗資格を有す

一、受驗以前に於て其任地の指定をなすを要す、則ち支那に赴任せんと欲するものは先づ夫れを申出づべし

一、試驗は他の一般文官試驗と同一にして Examination for Home and Indian Civil Services と稱するものと同一科目及程度なりとす

一、試驗に合格したる時は更に體格檢査を行ひ果して其志望せる任地の氣候風土に耐ゆるや否やを確む

一、右體格檢査に合格したる時は例へば支那を希望するものは直に北京に來り Student Interpreter となり、或期間支那語の研究をなすものとす

最初滿一ケ年の後に第一回支那語試驗を行ひ成績優等のものに對し五拾磅の賞與を與へ滿二ケ年の後第二回試驗を行ひ同等優等者に百磅を賞與し、此滿二ケ年間は毎年二百磅の手當を給す

一、右二回目の試驗を終りたる時は政府の命により支那各地の領事館の Acting Assistant として實務に從事す、其年俸三百磅とす、更に Second Assistant に進む時は三百五十磅を支給する外 Interpreting Allowance なる名目の下に別に年額五十磅を支給す、更に進んで First Assistant となる時は俸給年額四百磅の外に Allowance 年額百磅を給す

一、以上の各種の Assistant は之を Local Vice-Consul と稱す

一、更に進んで Vice-Consul となる時は年俸七百磅を給せらるゝに至るものにして、陪審官には斯かる Assistant 又は Vice-Consul 之れに當る

三、補助機關　[illegible]によれば支那委員は書記飜譯官等の補助機關を置くべき事を定められたり、此外裁判の執行審理等の爲に必要なる事務については警察官の補助を借るものにして前清時代には共同居留地警察廳は會審衙門内に出張所を設けて、刑事事件について會審官を補助し、又民事にありても呼出、逮捕、差押及之れが解除について警察官の協助を得たり、然るに其後第一革命に際し、支那人の補助員逃走の事ありし爲、共同居留地警察廳より、檢察員（Registor）を

派遣して、會審衙門内に新に檢察處を設け外國人に關する事件にして各國會審官と支那會審官との應接、文書の往復、會審衙門と各國會審官並に原被辯護士との接觸、會審期日の決定、被告の保釋、會計等の事務は檢察官主として取扱ふ事となり、又檢察官の權限内に屬する事務については、警察署長を經由し或は又直接に報告通信し得るの例を開けり。

第一次革命は會審衙門の執務につき甚大なる變化を齎したり、蓋し從來支那側の會審衙門に於ける組織は極めて不完全にして、屢領事團より之れが改善を注意若しくは勸告するも容易に實行せざりしが、革命に際しては多く逃走せるものありしより、之れを機とし領事團は居留地に避難せる劉道臺の承諾を得て關炯を裁判長に、王、聶兩人を裁判官に舉げ、更に書記、差役を罷免更迭し、內部の主要部局に充つるに英人を以てし、かくて事務の敏捷と整理とを期したり。現在の補助機關の大略は次の如し

一、外國側補助機關

檢察處（Registors Office）檢察員の下に外支人の補助員

交保處（Security Office）民事被告保釋事務を取扱ふ

收支處（Account Office）會計事務を取扱ふ

總寫字間（General）警察署の出張所、専ら刑事事件を取扱ふ

洋務案處 (Office for Foreign Civil Cases) 外國人關係の民事事件を取扱ふ

華務案處 (Office for Chinese Civil Cases) 支那人關係の民事事件を取扱ふ

一、支那側補助機關

辦公處 (Magistrate Office) 支那會審官事務室

秘書處 (Secretary Office) 支那正會審官の秘書室にして秘書及飜譯事務を取扱ふ

文牘科 (Writers Office) 漢文判決の淨寫書信の起草等を取扱ふ

四、法廷及留置所　會審衙門內にに樓下公堂 (Lower Court)、樓上公堂 (Upper Court)、特別公堂 (Small Court) の三法廷あり。日曜以外毎日開廷す。午前中は一般刑事事件を審理し、午後は原告外國人にして被告支那人なる民事事件、支那人間の民事事件を取扱ふを例とするも、事件輻輳の際は必ずしも之れによらず。

尚會審衙門內には、留置所あり、男女及既決未決により區別を設く。

五、訴訟手續及會審方法

一、刑事事件　刑事事件の訴訟手續は被害者より居留地警察に告訴したる被告、又は居留地警察に於て逮捕したる被告は警察署に於て取調べの上、會審衙門に送付すべき證據あるものは、二十四時間以內に會審衙門に交付す。

會審衙門は右事件が輪番會審官の所屬外國人に關係あるか、又は外國人に關係なき支那人又は支那人間の事件なる時は、輪番會審官と支那會審官と會審決定す、若し輪番會審官以外の外國人と關係ある場合は、其外國人所屬國の會審官に移牒し、夫れと支那會審官との會審法廷の審理判決に委す。

又刑事事件につき外國人は居留地警察署を經ず、直に自國領事館に告訴するを得べく、更に又居留地警察署に告訴し其受理する處とならざる事件をも、重ねて自國領事館に提訴する事を得、其場合當該領事館に於て之れを認めたる時は、告訴狀に基き當該國會審官より會審衙門に送付し被告の拘引を要求するものとす、而して會審衙門は右の要求に接したる時は、拘引狀に當該國領事官又は會審官の與書を求め、更に首席領事の與書を請ひたる上、被告を拘引し其審理をなすものとす

居留地内に於ける支那人の刑事事件は現行犯なる場合は、警察官に於て直に之れを拘引する事を得るも、現行犯にあらざるものを拘引するには、會審衙門の拘引狀を要するものにして、該拘引狀には首席領事(若し事件外國人に關係する時は當該國領事又は會審官)の調印を必要とす、然れども事件重大且緊急にして確實なる起訴者ある場合には、一面拘引狀を有せずして逮捕に着手すると共に、一方會審衙門の拘引狀を作製し、逮捕の上は二十四時間内に會審衙門に送致する事をも許されたり。

從來刑事上の重大犯人は會審衙門にて審理せず、之れを知縣に引渡したりしが、斯くては外國人に不利益なるを以て領事團會議の結果、斯かる重罪事件も會審衙門にて審理を遂げ重罪犯と認むべきものを引渡す事とせり、尙其重罪の程度につき支那側は五年以上の刑に處すべきものなりと主張しつゝあり、會審衙門も之を認め斯かる犯人の引渡をなしたりしが、其後に至り知縣又は審判廳に於て審理し五年以下の刑を課し若しくは釋放する事あり、屢問題となりしが第一革命の際より五年以上の刑期の犯人をも會審衙門にて審判處刑する事とせり。

一、民事事件

外國人原告にして上海居留地内に居住し又は店舖を有する支那人被告たる場合には、其訴訟は會審衙門にて審理判決せらるるものにして、原告の外國人が右訴訟を提起せんとする時は、先づ本人又は代理人より所屬領事館に訴狀を提出すべく、然る時は領事官より公文を以て會審衙門に右訴狀を送付するものとす、會審衙門訴狀の送達を受くるや、直に被告支那人に召喚狀を發し其旨を該領事館に復牒すると共に、召喚狀に會審官の調印を求め、之れを以て被告を召喚す。

被告に逃走の虞あり、又は三度召喚狀を發するも應ぜざるものは拘引狀を發して拘禁する事を得べく、又確實なる保證人ある被告には保釋を許すべく、斯くて事件の順序に從ひ開廷審理するものとす。

上海居留地內又は上海居留地外に居住せる支那人原告となり、上海居留地內に居住する支那人を被告とする民事訴訟も會審衙門の審理に屬すべきものにして、原告支那人が右訴訟を提起せんとする場合には、訴狀に手數料を附して支那會審官に提出するものにして、其審理は從來支那裁判官一人にて之れに當りしが、弊害多き爲第一革命以來外國會審官をして立會はしむる事とせり

此支那人相互間の民事事件取扱規定は、各國會審官に於て規定し、領事團の審査承認を經て、一九一二年一月三日發布したるものにして次の如し。

公共租界會審衙門支那人民事事件辦法

一、支那人民事訴訟は支那人事務所又は發審處に提出すべし其様式は普通の例による、支那文訴狀の外に外國文訴狀を提出するものあるも違法となす能はず、訴狀を收發處に受付けたる上は帳簿に記入して官員の審議を受くるものとす、召喚拘引等については必要文書を認めて發すべし

二、召喚狀拘引狀は會審衙門より發す但し首席領事の裏書を得たる後捕房より探捕を派して召喚又は拘引するものとす

三、原告の訴訟を提起するに際しては一告訴事件毎に訴狀提出手數料百分の一。五を納入すべく提訴金額の多少を見て決定す、右費用は捕房收支處に納付すべし

審判の際又裁判費百分の一。五を納入すべく其額は提訴額の多少により決定す

一告訴事件につき提訴より審判に至る迄に原告は前後に百分の三を納入すべきものにして、但し記帳費は二元五角以上一百元以下とし裁判費亦同じ、故に如何なる大事件と雖も原告は二百元以上を納入する事なし

貧窮のものは衙門に於て實に貧窮にして金錢無き事を明かにすれば納入金を免除す、然れども召喚狀拘引狀を發して取調ぶるについての費用は一律に負擔すべし

四、原告納入の訴狀提出手數料裁判費は判決後敗訴者の負擔とすべし、但し會審衙門に於て事件の情により別に理由ありて

敗訴者の負擔に歸せしめざる場合は此限にあらず

五、原告提出の訴狀は順次記帳入冊し置き原被造兩證人等喚問後には本書類を聽審册内に編入すべし

六、聽審册中には某號某案と記入し會審官衙門に至り裁判するに際しても聽審册の號數により順次審問すべく、若し一回にて取調を終了する能はざる時は次回に又審問すべし但し其場合には原會審官出廷審問すべく審判結了に至りて止むものとす

七、若し支那人の事件中外國商に關係する場合は其外國商の何國人なるやを見、其國の會審官をして出廷觀審せしむ、所謂關係あるとは該外國商人或は公司洋行が訴訟の兩造に關係あり其勝敗に間接の利害關係あるの意なり、倘該外國商が訴訟に關係あるや否やは其外國商の屬する國の領事官之を決定するものとす

八、會審官は衙門に至り觀審するも審問案件に干與するを得ず若し不明の廉あれば裁判官に向つて質問し並に關係事件中の一切の契約證據書類等の提示を求むるを得べし

九、支那人の裁判事件の判決は上海公共租界審衙門の名義を以て觀審の會審官の署名捺印を得て宣佈し訴訟關係者をして曉然たらしむ判決は租界中の執政權を有するものの下す處とす

十、原被は均しく辯護士を雇聘して裁判所に至り案情を申辯せしむるを得、裁判官員は普通の辦法に照し辯護士の訴辯を許すべく若し裁判官に於て被告貧窮にして辯護士の雇聘して案中の曲折を伸陳せしむること能はず爲に被告に不利を來すと認めたる時は原被兩造をして各辯護士を雇聘せしめずして以て公平を旨とすることあるべし

次いで同年八月十六日重ねて追加訴訟手續規定を檢察員より告示せられたり、其內容次の如し

一、辯護士より提出する願書は英文二通及漢文一通を要する外事件に關係ある各被告每に英文及漢文にて認めたる願書一通宛を要す

一、訴訟提出手數料は訴狀提出と同時に納付すべきものにして右手數料未納の間は訴狀を受理せず

一、審理手數料は審理期日確定と同時に納付するものとす

一、被告が辯護士を以て代理人とする事件に關しては被告の答辯書を提出すべし、右答辯書提出期日は別に制限無きも事件の審理期日確定後二日を超ゆることを得ず

一、誤解を避くる爲本法に於ける事件に依賴せられたる辯護士は右依賴を受けたる後に書面を以て其旨檢察員に通知すべし

一、本法廷に對する事件の願書通信等は總て檢察員宛に提出すべく檢察員は支那會審官又は外國會審官の中間に於て通信應

接の任に當るものとす

六、裁判管轄　共同居留地及佛國專管居留地間の裁判管轄は原被兩造の支那人なると外國人なると、又當事者の居住する場所の如何により兩會審衙門の管轄を決定す、則ち次の如し（一九〇二年六月十日上海領事團協定道臺承認の取極書）

一、民事事件にして當事者双方共に支那人たる時は原告は被告居住地の會審衙門に提訴し同衙門にて審理すべきものとす

一、外國人に關係を有せざる刑事事件及共同居留地在住支那人の警察取締規則違反事件は犯罪行爲地の會審衙門に於て審理すべきものとす

一、支外人關係民事事件は次の如し

イ、原告佛國人以外の外國人にして被告支那人が共同租界の住民たる時は共同居留地會審衙門に提訴すべし

ロ、原告佛國人にして被告佛租界在住支那人なる時は佛國租界會審衙門に提訴すべし

ハ、原告佛國人以外の外國人にして被告佛國租界在住支那人なる時は共同居留地會審衙門に提訴すべし

被告に對する拘引狀召喚狀及送達狀は佛國總領事の奥書を經たる上佛租界警官の助力の下に

共同居留地會審衙門の官吏之れを執行す、但し本事件について佛租界會審衙門は審理を爲すべからざるものとす

ニ、原告佛國人にして被告共同居留地在住支那人たる時は佛國租界會審衙門に提訴すべし被告に對する拘引狀召喚狀及送達狀は首席總領事の奥書を得たる上共同租界警官の助力の下に佛租界會審衙門の吏員之を執行す、但し本事件につき共同居留地會審衙門は審理を爲すべからず

ホ、支外人關係の刑事々件については佛國人以外の外國人の被害者たる場合は共同居留地會審衙門に於て、又佛國人被害者たる場合は佛租界會審衙門にて裁判す

一、支那人に關する刑事事件にして(一)犯罪行爲地上海居留地內にして其後居留地外に遁走したる場合、(二)犯罪行爲地居留地外にして犯人居留地內に遁走し來りたる場合の裁判管轄問題は一定し居らざるも、普通(一)の場合には支那側に於て犯人を逮捕して會審衙門に引渡すも、只犯人の住所居留地外なる時は種々口實を設け、之れが引渡を肯んぜざる事あり、(二)の場合には會審衙門に於て一度審理の上犯罪たるべき相當の理由ありたる時之れを支那官憲に引渡すを常とす。

一、支那人に關する民事事件にして被告支那人が居留地外に居住し、又は事件が居留地外にて起れるものと雖も、其事件にして外國人に關する時は、前淸時代にありては會審衙門或は當該國領

事より支那官憲に要求し、其協力の下に被告支那人を會審衙門に召喚し或は審理し或は逮捕する事を例としたるが、第一次革命以來斯かる手續は大に困難となり、屢支那當局と外國官憲との間に問題を惹起せり。

一、上海に碇泊中の外國船舶内に起りたる刑事事件にして、支那人が犯罪人なる時は、普通該船舶所屬國の會審官立會の上、會審衙門に於て審理判決を爲すを例とするも、一定せる規定あるにあらず。

支那と或國と戰端を開き其國の領事の退去したる場合には、當該國人民の訴訟については、之れが保護を託されたる國の領事官の會審に歸せしむるを例とし、佛清戰爭當時は支那に於ける佛國人民の保護を託されたる露國領事之れに當れり。

七、用語及法律　會審衙門に於ては支那語の北京官話を以て主要語と爲すも、支那會審官の外各國會審官の參加あると、共同租界警察權が同工部局に、佛租界警察權が同工部局に歸し、且原告が言語を異にする各國人に關係する事あるを以て、法廷に於ては事件の性質により種々なる言語用文の使用せらるゝ事あるも、當該各國會審官と當該國人間に當該國語及文章を使用する外、共同租界會審衙門にては支那語漢文及英語英文を一般の用語文となし、佛國租界會審衙門にては支那語支那文及佛語佛文のみを用語用文とす。

會審衙門にて適用すべき法律慣例は條約により支那の法律慣例たるべき筈なるも、支那には完全に且統一せる法律なく、又慣例にも一定せるもの少なければ、現在同衙門に於ける民刑事件の審理判決については、當該外國會審官の主張する外國の法理慣例常に參酌せられつゝあり。

八、上告及欠席裁判　會審衙門の判決に對し原被孰れかが不服なる場合は、更に上告し得る旨の規定（會審章程第六條）あるも、其條文簡に過ぎて盡さゞるものあり、然し事實上從來刑事事件については未だ上告のありたる事なきを以て、會審衙門にては刑事の上告裁判所は無きものと見做し居れり。

民事事件については會審衙門の判決に不服ありたる場合は、二週間内に會審衙門に對し上告する旨を申出でて、原告外國人不服なる時は當該領事館に、又支那人不服なる時は上海道臺署に上告手續をなすべく、而して此上告裁判所は上海道臺の居留地内の執務所たる洋務局内に設置せられ、其組織は上海道臺と當該國領事官に於て會審判決すべきものとせり。

會審衙門の審理は原被兩者の出廷を求めて爲すべきものなるも、被告逃走其他の理由にて出廷せざる時は、原告は相當期間を經たる後は欠席裁判を申請する事を得るものとす。

九、辯護士　會審衙門辯護士たらんとするものは、外國人辯護士は當該國領事官の許可證明を得支那辯護士は支那官憲の許可證明を受けたる上首席領事の奥書を得て、會審衙門に出願登錄した

る上にて、始めて出廷するを得るものとす。

佛國租界會審衙門

佛國租界會審衙門は一八六九年設けられたる處にして、支那よりは道臺の任命せる同知格の裁判官をして、佛國副領事と會審せしむ、同衙門は特立せずして、佛國領事館内にあり、一週間に三回月水金曜日の午前に開廷審理するものとす、而して毎回先づ刑事の會審を終りたる後民事の會審を行ふを例とす。

會審制度の根本法たる洋涇濱章程について、佛國は之れを承認せずと稱しつゝあるも、支那會審官は之れに基いて其職權を行ひ居れるを以て、事實上は承認せられつゝあるものと謂ふべきなり。

本會審衙門の組織、訴訟手續等、大體共同租界の夫れと同一なれども多少異る點無きにあらず、即ち共同租界の會審衙門は、審理判決共に其權内に屬するも、佛國租界の夫れにありては、單に審理をなすのみにして、判決は捕房の權内にあり、又本衙門の開廷は共同租界會審衙門の如く連日にあらずして隔日なりとす。

共同租界及舊佛國租界内にありては、支那人間のみの訴訟事件も會審衙門に於て審理せるが、一九一四年四月八日佛支兩國間の協定により確定せる擴張租界内にありては、支那人のみ間

訴訟事件は、支那人會審官の單獨審理を許す事とせり、則ち同協定第十條には

支那政府より上海佛國租界內會審公堂裁判官として任命せられたる支那裁判官は今回の擴張租界地域に於ける純然たる支那人間の民刑訴訟事件につき單獨にて審判すべく、尚此目的の爲に該裁判官は其地域內に別に審判廷を開設すべし

と規定し、租界擴張を諾するにつき、支那人間のみの訴訟事件は支那裁判官の管理に歸せしむる事とし、夫れが爲に地方審判廳に倣ひて公判廷、拘留所、監獄等を有する一獨立機關を設置せり

上海會審衙門の審問振

一八八〇年頃の Shanghai Mercury 紙上に W. Macfarlane と云ふ人の上海見聞記が連載せられ、後合本せられて Sket-ches in Shanghai と云ふ單行本として發行せられた、これは其內の一章である、元より現時の會審衙門の狀況とは異るものがあるが、同衙門開設後未だ年所を經ざる當時の狀況を知り得て多少の興味もあるから之を譯出す。

會審衙門の概觀

會審衙門として知らるゝ法廷の構成を必要とする周圍の事情、其の法廷に就て日々取扱はるゝ事柄、法廷の內部その外部並に周圍の之に關聯する總ての事、支那の大官、外國人の會審官、大官の屬員、被告並に原告、收監者、告訴人等の總ての要素が相集つて、此に裁判に關する一の不思議なる制度を構成して居る、外國居留地の會審衙門は被害者が外國人にして被告の支那人たる總ての刑事々件、及び居留地內の支那人相互間の刑事々件、及び居留地の法令に違犯せる支那人に關する事件を取扱ふものである、此の法廷の支那の大官たる Chen は上海知縣に隸屬する支那の大官の一人である、外國人の會審官は Chen と共に着席し、裁判を爲す權限を有するものにして、その特別なる任務は、外國人の原告の利益を擁護するにあり、更に又居留地の法律を支那人に適用し、之に違犯する者に十分の處罰を與へて、十分に之れが執行を爲さんとするのも其の一の任務である、此の法廷

は支那の新年の休暇を除くの外、一週間中六日は毎日開廷せられ、卽一週間中三日は英國副領事會審官たり、二日は亞米利加領事館の會審官之に當り、更に一日は墺洪國の會審官その席に着く。

本法廷は南京路に在り、法廷には支那大官の衙門の一部分を成して居り、その入口には太き木の梁を廻したる牢屋あり、その内には多數の囚徒が、一部分は彼等の罪惡に對する處罰の爲に、一部分は他の人々をして見て恐れをなさしむる目的の爲に繋がれて居る、然しながら茲に在る囚徒は、その待遇に於ては甚だ寛大で、彼等は總て木の首枷を懸けられて、更に鐵の鎖を以て繋がれて居るが、その手は自由にして箸を使用する事を得、食物の供給は豐富にして、十分に愉快なる生活を營む事が出來る、彼等の友人は街路に立つて、之と顏を見合せて話をする事が出來るし、大道商人はその窓に近く店を開き、囚人もこれより食物の供給を受ける事が出來るし、又彼等の多くはパイプと煙草を持て居る。

會審衙門の構造

私共は正門を這入つたが、そこには惡魔の如き支那の巨人の像が赤、青、綠その他の各種の色彩を以て色どられてある、衙門の入口の兩側には下役人の住むべき多くの家屋がある、更に正門の突當りには、不思議なる繪がある、その繪は龍に似たものであるが、見た處如何にも恐ろしく畫かれて居る、それは貪慾の獸で支那の大官に貪慾の罪である事を示す爲に掲げてあるのだとの事である、その門内の所々には大官の用ふる轎や、大きな赤い傘や金字で書いてある立札などが飾つてあるがそれは大官の行列に用ひらるゝものであるとの事である、又大官の通行に當つて之を人民共に知らせるべき銅鑼も飾つてある。

その内側より右手に這入れば狹き通路があり、それより三方煉瓦に圍まれた法廷に行く事が出來る、内庭に近く極めて狹き地上は瓦の破片を以て覆はれ、その中央には高さ凡そ六尺程の二本の木の株が立つて居る、それは囚人の辮髮を括りつけ又は馬夫の殘虐なる行爲に對して處罰をなす時に、馬がその證人として呼び出さるゝ場合に、その手綱を繋ぐものであるといふ、支那人の特に興味を惹くやうな事件が審判せらるゝ時には、此の小さな庭は全く人を以て埋められるといふことで、現に南京路の殺人事件の裁判の際には、此の小さな庭のみならず、法廷に至る狹い通りも、更に又街路に達する迄、非常に多くの支那人を以て埋められたといふことである。

暢氣な法廷

此の法廷は毎朝十時に開かれ、その裁判はいつもかなり多くの支那人の注意を惹いて居る、法廷の中に這入る者は餘り多くは

ないが、その外側の小さな庭には、大抵の場合多數の群集が詰めかけて居る。法廷の前面は總て硝子窓で出來て居る。從つて庭に立つて居る者は、窓に寄つて列を作り内側を覗いて居るのである。私共は門を這入つてそうして法廷の中の砂利場に進み入つた。私共は最初に其處に行つた時は敬意を表して帽子を取つたが、然し暫くしてそれは會審衙門に於ては余計な禮儀であるといふ事が判つた。卽ち法廷の中に於て自由に煙草を吸つて居る者を見るに及んで、吾々の法廷に對して持て居つた豫想は全く覆へされて、吾々は極めて自由な態度になる事が出來て、煙草も吸へれば、帽子もこれを脫ぐに及ばないやうになつた。私が私の友人に煙草を吸ふてもよいかと聽いた時に、會審官は之を聽きつけて「煙草を吸ふてはいけません煙草は禁制です」と云つたが、その時に支那人の大官の Chen は、丁度自分の煙草入から煙草を出して、火をつけて居る時であつた。そして彼はその火をつけた煙草を更に會審官にも分ち與へた、それからあちらにもこちらにも煙草を吸ふ者が出來て、吾々は煙草を吸ふ爲に外に出る必要も認めなければ、又法廷に於て帽子を取る事もしないやうになつた。

法廷の構造

法廷は非常に狹くつてさうして古びた建物である、支那の大官と會審官とは、大きな木の机を擁して椅子に腰掛けて居るが、その椅子は足がぐら／＼として、極めてあぶなげな樣子である、その椅子は部室の凡そ中央の處に在り、その後ろには二本の柱の間位に渡る衝立があり、その蔭にはかなり廣い通路があつて、そして夏はそこに室内に風を起す道具の綱を引く苦力が陣取つて居るのである、その机から吾々の這入つた硝子戸の入口迄の間は砂利場で、其處は卽ち犯人が座つて、そして磕頭する場所である、その砂利場の左右は極めて廣い構造の木の欄を造つてあり、机から右側の方は工部局警察署長の爲の席で、彼は判決を執行する爲の役である、更にその傍らには外國人の被害者の座るべき爲の席も設けてある、左側の方は支那大官の下役人の居る處で、彼等は多數に肩を列べて立つて居る、机の側には大官の指圖する書記が記錄を取つて居る、その周圍には何の爲か分らない支那人が立つて居る、その仲間の内で特に目に立つたのは、背の高い瘦せた四十歲位の支那人である、それはイスカリオテのユダに似た樣な男であるが、これは Chen のボーイであるといふことで、彼の主人の後ろに高く立つて、Chen が手に持つて居る種々の書類を肩越しに見て居る、更に又法廷で時々目に附くのは Chen の眞實の子供である、それは可愛らしい小さな子供で椅子の上に上つたり下りたりして走り廻つて樂んで居る、時にその父の後ろに居たかと思へば、又には會審官の側に現はれ、會審官の銀の柄の附いたステツキを弄んだり、冬なれば椅子の右手に在るストーブの火をかき廻したりして遊ぶ、その子供の最も喜ぶのは贋金が押收されて、並べてある時で、彼は父の手から眞鍮の弗銀を取つて、そしてストーブに持つていつて、それを鎔かさうとして樂ん

で居るのを見る。

Chen は中央の机子に近く座り、會審官はその右手に着席して居る、その外に三四脚の椅子があるが、そこには時に外國領事が、その特に利害關係のある事件の場合に着席するのである、その前の机には硯と墨と筆の外に不思議の形をした如意といふものが載せてある、またその外に Chen の左手の卓上には小さな土瓶と小さな湯呑とお常に載せてある、煙草の箱と燐寸とはいつもその前に在る、その外に注意すべきまだ二三のものがある、それは甚だ簡單なる構造のもので、たまに用ひらるゝばかりであるが、それは長さ一尺二寸位、厚さも幅も共に一寸位の堅い木の二本の木片である、Chen が立腹した時には彼は出來得るだけ、高聲に叫び、辭書の中に有る限りの强い惡口を用ひ盡して、そうして不幸なる被告を恐嚇さうとする、そうしてその惡口の極點に達した時には、彼は此の木の片を取つて、丁度彼の聲が聞えない位にする迄に、喧しい音を立てゝ打ち鳴らす、私共の見た處では、彼は之れを以てその被告を威す最も有効な方法と考へて居るやうであるが、彼が此の木の片を叩き始める時には、彼は恰もその一つを被告の頭に投げつけやうとするやうであるが、併し被告もまた丁度これを豫期したるかの如くにそれを避けやうとする。

審理さるゝ事件

毎朝此の法廷に連れられて來る囚人は、多くは支那人の下層社會に屬する者で、種々の仲間の者がある、時には二十件位の事件が審理せらるゝ事があるが、これ等の各事件の多くは、二三人の被告で、時には一事件に就て十數人の被告のある事もある、從つて時には百人位の被告が、一朝に取調べられる事となる、此の法廷で審理せらるゝ被告や罪人は、普通に賤しい性質の者が多く、その大部分は極めて普通にありふれた事件で、特別な事件は甚だ稀である、本法廷に於ける被告の支那人には各省の者がある、勿論本省の者が最も多數ではあるが、然しながら廣東人や福建人及び北の方の諸省の者も少なからず居つて、如何にも上海が各省の人々の寄り合ひ所であるといふことを如實に示して居るが、更に此の上海が支那人及び外國人の大なる中心地である點から見、更に又上海が各種の宿無しや浮浪人の集合所であるといふ事實から觀て、會審衙門に於ける犯罪件數は其數が少いさいふ事實を示して居る、事件の多くは小さな竊盜事件で、その大部分は支那人から盜んだものである、時には外國人がその家の召使を、少しの金や物を盜んだ事件に就て訴へる事もあるが、多くは支那人の僅かな品物例へばパイプとか、僅かな金とか、上着さかいふやうな物を、煙草、宿屋、茶屋等より盜んだと云ふやうな事件である。

人力車夫や車曳きは多くは正直でない者で、彼等には目立つて犯罪事件が多い、荷船、舢板の水夫等も犯罪の多い方であるが

馬夫や小商人、商人の使用人等にも犯罪人が少くはない、それ等の多くは習慣によつて竊盜をやる者で、彼等が一度罪を犯し、入獄して刑期が滿ちて出獄するや、程なく又小さな竊盜をして、直ちに捕へられ、そうして又獄に投ぜられ、屢々斯くの如き事を繰り返して居る者が甚だ多い。

刑事事件の他の主なるものは賭博で、彼等のうちには路傍で賭博をして居る者が多い、即ち十數人又は二三人の者共が寄り集まり、一人の見張番を附して、町の角あたりで賭博をして居る、彼等は警官の爲に捕へられる事は極めて稀れであるが若 捕へられても、その罪は非常に輕いものである、又屋内に於ける賭博犯も屢々處刑せらるゝ事があるが、賭博宿の者の處刑せらるゝ事は甚だ少い、茶館は多數の支那人の寄り集る處で、恰も倶樂部とも云ふべき樣なもので、種々の目的を以て此處に寄り集る者が多く、その結果此處に於ては屢々支那人の爭ひがあつて、これが爲に茶館の蒙る損害の賠償と云ふやうな問題の起る事が多い、強盜は支那人に對する者も、外國人に對する者も、甚だ少く稀れに起るばかりである。

特別に變つた事件としては、誘拐、監禁、妻女の賣渡しに就ての爭論、妾の質入れといふやうな事件がある、妻が夫から捨てられて復歸を迫るやうな事件もある、これ等の事件は刑事々件と云ふよりも、寧ろ民事の事件で、西洋の法律思想を以てすれば、罪にならぬものがあるが、併し支那の法律の下に於ては、刑事々件として處罰せらるゝ事が多い。

審理の狀況

囚人は規則として工部局の警察署に監禁せられて、法廷に連れて來らるゝのであるが、保證人のある場合には保釋も許される、囚人が法廷へ連れて來られる時には、その監守人は辮髪を以て、二三人繋ぎ合せて群集を押し分け、極めて亂暴なる手段を以て、法廷の内に押しやるのを普通として居る、被告は砂利の上に座り、さうして裁判官に向つて磕頭しなくてはならない、さうして審理の間は長くさうして嚴しい尋問であつても、常に座つて居なくてはならない、若し彼等が多少でも樂な樣な居住ひをする時には、廷丁は來て殘忍なる仕打ちを以て、その辮髪を引張り、正しく座らせる樣に強いる、時には被告中に頻りに磕頭して哀訴嘆願の形を示す者がある、規定として彼等は九回の磕頭を命ぜられて居るのであるが、これ等の者はその數に關係なく、強く且つ早く、彼等の頭を床に打ちつけて、爲に埃を立たせる程であつて、或はそれが爲に頭の骨を割り、又は床に穴をあけはしないかと思はれる程である、さうして彼等は泣き叫び、悲鳴をあげて多少でも罪を輕くせんとする、惟ふに斯くの如き叫び、斯くの如き悲鳴、斯くの如き號泣、斯くの如き齒軋等の悲慘なる狀況は、支那の裁判所の外には見る事の出來ない現象であらう。

被告の態度

若し被告が何時迄も喧しくして騒ぎを止めない時にはその必要なる附屬物たる辮髮によつて、それを止めさせるようにする、即ち廷丁はその辮髮を持つて引いたり押したりして、その静まるまで之を續ける、さうすると被告は程なく静まつて冷静なる態度に歸へる、すると廷丁は多くの者が筆を揃へて、被告の姓名であるとか、その他の犯罪被告事件に就て訊問を始める、その訊問の仕方は廷丁が被告に聞いて、それを支那の大官に取次ぐ形式である、被告はその訊問に對して色々と辨解的に答へる、その時には原告も靜肅にしてそうして膝を折つて座つて居らなければならない、

訊問の手續きは如何にも騒がしいそうして喧しいものである、警察長官はその間に會審官に對してその事件の内容に就て報告する、さうして會審官は支那大官に對して事實に就て意見を述べる、若しも證人がその席に在れば、それを取り調べる事もある、それから後に支那人の大官が被告を反問する、若しもその事件が被告に不利益の樣子であれば、被告は彼の舌、彼の涙及び彼の額を悉く働かして、叫び泣き、そうして頭を床に打ちつけて自分の無罪を訴へ、若くは寛大なる處置を切願する、併しその結果は貳拾錢位の罰金であつて、若しそれを拂へない場合には二日か三日の收監を以て之に代へる事が出來るのである、此の宣告に對して被告は其の泣き喚きを止めるけれども、併し磕頭は益々烈しくなるが、廷丁は之にかまはずして、辮髮を押へて法廷の外に引き出す、そこでは勿論被告は直ぐに自分の運命に服從して、そして寧ろこんなに容易に放された事に就て喜んで居るやうである。

併し玆に現はれる被告の中には右の樣な態度に出る者と全く反對の者がある、その種類の者はもつと冷靜でもつと不管心な態度で、事件が自分に執りて重大であつても、たゞ磕頭を繰り返すばかりて、別に激亢した樣子もなく、宣告を受けるまでも滿足して居る樣子である、Chen の前に出るに就ては、若し親類を引張り出す事が出來れば幸ひである。若しも被告が二代か三代か前の親類でも、よいからそれを連れ出す時には、大抵は放免される、若し又親類が無い時には、自分の祖父の樣なる老人を連れ出す事が最も良い、祖父であるとか祖母であるとか云ふ樣な老人が出て來ると、減刑を求むる處の理由として最も有効である、斯かる老人を連れ出して憐みを乞ふ時には、その老人が或は父であるとか、祖父であるとか云ふ樣な證據は全く無くとも、以てその罪を輕くするに足りる、又泣いたり悲しんたりしても、罪人の刑期を短くしたり鞭たれる數を少くする事が出來る、若し被告が毆り合ひとか喧嘩とか云ふ事に依つて訴へられたならば、自分の兩親を法廷に連れ出すに次いでのよい方法は、自分の額を血で覆ふか、又は自分の腕に二つか三つ位の傷を付け、又は自分の胸に大きな絆創膏を貼る事である、さうして彼は非常に痛んで

痛みに堪えないといふ樣な樣子をし、彼の手を其の傷の上にあて苦しさうな呼吸の仕方をし、涙を流し更に若し出來るならば、鼻から血を手の上に垂して、そしてそれでもつて顏中を汚さなければならない、併しその惱みの樣子が僞りから來て居るといふ事が若し判かれば、其の事件は却つて不利益になる、併し巧みに之を欺いて若し自分の受けた傷の方が原告の受けた傷よりも大きいといふ樣に Chen をして思はしむる事が出來れば、忽ち無罪放免にして貰ふ事が出來る、それ故毆り合ひをした處の者は、自分が法廷に出る迄は、その面上の血を拭ふことは出來ないのである、自分の顏の上に血痕を殘して居るといふことは、現場を見たと云ふ六人の證人を並べるよりも寧ろ有利な事である。

此の法廷では宣誓といふ樣な事は絕對に無いのであるから、從つて僞證と云ふ樣な問題は起る事は無い、故に僞を云ふのは勝手次第で、大きな虛言を巧みに云ふ者は最も訴訟に勝つ事が出來るのである、犯罪人がその罪から逃れる爲には、彼自身に最も巧みに僞を云ふか、さもなくば彼の爲に彼よりも上手に虛言を云ひ得る人を雇ふことが必要である、若し其の虛言が餘りに明白であり、又は巧みに言はれないが爲に、暴露する事があつても、被告はうそつきとしての當りまへの事をしたのであつて、別に關係はない、支那人が民事又は刑事の事件に就て自分の方が不利益だと思はれる樣な場合に、若し數百文又は數弗の金を使つて之を支那の大官に提供するならば、以て白を黑とし黑を白とする事が出來る。

刑の執行

罪人に課せられる刑罰は、貳拾錢以上二百五十弗以下の罰金、二十四時間以上二年以下の懲役、二十以上五百迄の笞刑である、收監する期間の中には、その間の或部分は首枷をして町の人通りのある處に置かれる、併し入監期間の大部分は、居留地內の道路の修繕等に使はれる事が多い、笞刑は法廷の前の小さな庭に於て行はれる、罪人は土の上に額をつき出す、その手、頭、足は廷丁が堅く押へて、腰を裸體にして、さうして竹の棒を以て打たれるのである、その打ち方によつて痛いこともあるし、痛くないこともあるが、多少の賄賂を用ふれば極めて輕く打たれて濟まされる。

支那裁判官と會審官の關係

支那の大官の Chen と外國の會審官との關係を見るに、外國人の權利の保護、居留地の統治に對する法令の遵守、公安を害する支那人の罪過に對する處罰及び犯罪に相當する十分な處罰は、懸つて外國人の會審官の責任にある、併し多くの場合には外國人の被害者または原告に對して不公平の處置が行はれて、支那人の被告又は收監人が放免される事が多い、それは外國人の會審官

か Chen に對し述べた意見に反する樣な判決が下される結果である、外國人の會審官は、事件が純然たる支那人間のみの事であつても、支那人の一方のものに對して不公平なる事の無い樣に努めるが、併し會審官が動もすれば斷乎たる態度に出でないが爲に、或場合には罪重くして輕く罰せられ、或は又罰の輕きに拘らず、重く罰せられる樣な不公平なる宣告が屢々ある、檢事の職務を執る處の警察署長は、時に立ち上つて罪に相當する刑罰に處すべき事を主張する事がある。之れは會審官の前に事件の內容を述べて、そうしてそれに相當すべき罪を加へる事を求めるのである、それに依て會審官は Chen と五分十分若くは十五分間にも亘つて論議することがあるが、結果は兩者の間に妥協が成り立つて、それに依て宣告が下されるのであるが、時には Chen は讓歩することを肯んぜずして、さうして自分は此の法廷の長官であるから、自分の勝手に宣告を爲す事が出來ると主張する事がある。

數年前に起つた或事件に就て、吾々は特別な興味を感ずる、それは現に其の事を見た人から聞いた事であるが、或被告が極めて短期間の收監を宣告された、然るにその席には被告の祖母が居つて、巧みに哀訴歎願した爲に Chen は、此の被告は居留地の警察の監獄に繫かれる代りに、此の裁判所の留置所に收監する事を宣告した、之に對して立會の警察官は直ちに抗議を提出し、會審官も强硬に反對した、その結果極めて亢奮せる狀態を惹き起し、世界の他の都市の法廷に於て見る事の出來ない樣な光景を呈した、Chen は全く冷靜を失ひ椅子より立ち上り、會審官の前に立つて叫んで曰く「貴下は此の法廷の裁判官の樣である、さうして私は何物でもない樣である、若し貴下が裁判官であるならば、先づ私を罰せよ、そして私を監獄に送れ」と叫び出した、そこで會審官は Chen に對して、冷靜に歸つて自分の席に復する事を望むと共に、警官に向つて被告を連れ出すやうに命令した、玆に於て警察官は被告の辮髮を捕へ之を法廷の外に連れ出すや、Chen もその後を續いた、そして Chen は警官を捕へてその被告は連れ戻さなければならぬと叫び出したが、警官は法廷を出ると共に急いでその被告を車に乘せて、そうして直ちに之を居留地の警察署に送つた、さうして會審官も直ちに席を立つてその日の法廷はそれで閉ぢられたが、Chen は直ちに彼の下僚を呼び會審官の未だ法廷を去らぬ前に、直ちに行列を整へてそうして其の會審官の屬する領事館に向ひ、會審官が領事館に歸つた時は、已に Chen は領事館に到着して居つた、斯くて交々領事に訴へた結果、領事が此の事件を裁斷してその爭ひは濟んだが、斯くの如く支那の裁判官は、動もすれば法律に據らず、勝手な裁斷に依て自分の氣儘の處置を執らんとする事が多い。

領事裁判

列國は支那に於て治外法權を有するが爲、領事館は法廷を設け自國人民に對し屬人的に審問處罰を行ふを常とす、上海にありては英國は特別に裁判所（H. B. M.'s Supreme Court for China 大英刑錢使司衙門）を設け判事、檢事、陪審官を置き一切の司法事件を審理裁斷し、又米國も United States Court for China（美國按察使衙門）を特設せるが、其他の各國は孰れも領事館内に法廷を設け以て司法事務を執行す。

我日本の總領事館に於ける制度を見るに、右領事裁判所法廷は、判事一名（領事官補專行）書記一名（書記生取扱）、檢事一名（警部取扱）より成り、其取扱事件及上訴關係次の如し。

民　事　第一審全部（區裁判所及地方裁判所の管轄事務を兼掌す）

之れに對する控訴は長崎控訴院に於て審理す

刑　事
- 重罪（刑期一ヶ年以上の罪）の豫審のみを爲し公判は長崎地方裁判所に移す、右第一審に對する控訴は長崎控訴院
- 輕罪—第一審全部—控訴は長崎地方裁判所、同控訴院

非訟事件—登記其他の一切—內地の區裁判所に同じ、外公證、執達吏事務を取扱ふ

土地

地積計算法

上海道臺衙門所屬會丈局卽ち居留地土地丈量局に於て採用せる、地積の大量計算法次の如し、從來支那の定例は木尺六尺を以て一步弓となし、計二百四十步弓を以て一畝となすの制なれども、現在會丈局に於ては地面の丈量には總て英尺を採用し、一步弓卽ち木尺六尺を五英尺半に換算し、七千二百六十平方英尺を以て一畝と計算することに規定せり、上海地方に於て地積の計算は總て畝を以て單位とし、畝以下分厘毫等各位を以て遞降す。

地券の種類

土地の所有權を證する爲めに地券を發行す、上海に於て內外人に發給する地券に四種あり。

一、方單　內國人の所有に係る宅地に向て、縣衙門より發給する地券にして、江蘇省に於ては之を方單と稱す

二、田單　內國人の所有に係る田畑沼地等に向て縣衙門より發給する地券なり

三、升科單　荒蕪地、埋立地、沿岸地に於ける土砂自然の推起等、總て從來無稅の地面に對し、開墾埋立或は地先權等の關係により、私有に歸せんことを出願したる場合に、縣衙門より給す

る地劵なり

四、地劵（道臺より發給するを以て又道契と稱す）、外國人が居留地內の土地の永借權を得たる場合に、讓受人所屬國領事館よりの照會に據り、道臺より發給する地劵にして、支那人には發給せざることゝなり居れり、而して近來上海に於ては市面の發達に伴ひ、居留地區域外に亘り、外國人にして地面を永借するもの尠からざるが、此等に對しても自然の成行として、所管知縣衙門より地契を發給せり

外國人の永代借地手續

外國人が居留地內に於て支那人より、土地の永借權を讓受たる場合には、先づ舊地劵即ち方單田單、升科單等を憑據として、土地賣買契約書を作成し、所屬領事館に地劵發給を出願すべし、領事館に於ては土地臺帳に登錄したる上、印刷せる地契用紙に願出の各項を記入したる同一の地契三通を作りて、道臺衙門に送附す、道臺は會丈局に命じ日を期して領事館員と立會實地を丈量せしめ、其の調査の結果故障なきものと認めたる後、地契に衙門の官印を鈐し、一通は道臺衙門に存案し、他の二通を領事館に送付す、領事館に於ては其一通を保存し、他の一通を願人に交附す、此場合の日本總領事館に於ける事務取扱方を示せば左の如し。

イ、新地劵下付願の提出

新地劵下付願出人は、左記書式により規定の手數料（收入印紙）に賣買成立者及地面略圖を添へ總領事館に提出す

規定手數料

一畝以下……二圓　二畝以下……四圓　三畝以下……六圓
四畝以下……八圓　五畝以下……十圓　五畝以上……一畝を増す毎に一圓を遞加す

願書式

地劵下付願

一、地積畝分厘毫
登記番號　民國官衙　年月日　發行第　號地契（田單、方單、升科單の區別を說明すること）
讓渡人支那人某
所在地名（固有地名上海縣何號等）（現稱　租界　路　號等）
四圍　東　何某地又は　冊第　號　西　同
南　同　北　同
價格　若干
右地所此段前記の者より讓受候に付新地劵御下付相成度舊地劵及賣買成立者並に圖面相添へ此段奉願候也
年月日　住地　姓名
總領事宛

右願書の提出あるや、總領事館にては登錄簿に其要領を記入すると共に、地劵三通を作り、之を上中下に區別し、舊地劵賣買成立書地圖等と共に地劵發給事務を取扱へる會丈局に送付し、會

丈の期日を指定せられん旨を請求す。

ロ、會丈手續

會丈局に於ては右通知に接するや、譲渡人仲介人地保及土地の位置面積等に關し取調べの上、賣買手續其他に缺陷なしと認むるときは、會丈の期日を定めて總領事館に回答す、右回答に接するや總領事館にては譲受人卽ち永代租借者及工部局に對し右期日を通知す。

會丈期日（通常雨天には延期す）に至るや、譲受人は馬車を以て總領事館に出頭し、館員と共に會丈局に至り、所定の時間に其場所に集合す、會丈に立會ふべきものは譲受人、地保、會丈局員、工部局員、領事館員及關係者（例へば隣接地所有者）等とす、測量は工部局員會丈局員主となり、各自立會の上地保の案内にて測量をなす。

ハ、地圖の作成及承認

右會丈後工部局の Cadastral Department に於て、測量圖の地圖四枚（同一のもの）を作成し、其内一枚は工部局の控として、三枚を會丈局を經て總領事館に送付し來る、總領事館にては譲受人に右地圖を示し不服なきときは、地圖面に署名して之を承認せしめ、總領事館取扱主任亦之に署名の上之を會丈局に送付し、其旨通告す、其れと同時に工部局に對しても日冊第〇〇號地圖は譲受人之を承認したる旨を通知す、而して若し該地圖に不服ある場合は、事情を具し再測量を請

求す。

ニ、境界石の設立

讓受人地圖を承認するや、總領事館にて讓受人をして其地圖に從ひ、四圍に必要なる境界石を設定すべきことを命ず、右境界石は花崗石にて之を J. C. lot No. と記載せしむ、右境界石設定の上は讓受人は直接工部局に對し、一定の書式によりて境界石の位置檢査方を請求す、工部局員は境界石の位置が地圖と符合するや否やを檢査の上、正當と認むるときは證明書を讓受人に交付す。

ホ　測量費及升科費の支拂

會丈局に於ては賣買價格の百分の四を測量費として徵收す、右賣買價格は Nominal のものにして、實際の賣買價格にあらず、讓受人は測量費を節減せんが爲に、賣買價格の記載を減額すること一般に行はる、而して若し右地積が會丈の結果舊支那地券面記載の地積より大なるときは、右增步は之を官有地と推定し、時價により升科費を徵收す、右測量費及升科費は總領事館を經て、之を會丈局に納付するものとす。

ヘ　地券の交付

會丈局にては測量費（升科費ある場合は升科費をも含む）の納付を受くるや、地券地圖等に附

督官廳たる上海道尹交渉員に送付して、地圖地券面に夫々捺印の上、各一通を留め、地圖は二葉、地券は上下二通を總領事館に送付し來り、總領事館にては讓受人より工部局の境界石に對する前記の證明書を提出せしめて、地券の「下」及地圖一葉を本人に交付す。

以上(イ)より(ヘ)に至る手續は新地券下付に關する最も簡單なる一例にして、若し該地積中に工部局の豫定道路(Proposed Road)として既定せるものある場合は、右土地の部分は無條件にて工部局に徴發せられ、既定なき場合は時價にて買收せらるべし、其他實際問題として新地券の下付には屢會丈局と交渉を重ねることあり、尚埋立地に對しては升科と同一の手續によるものなり。

地券書換

既に地券が發給せられ居る土地を、外國人間に於て讓受する場合に、若し同一國籍人の間なれば、單に領事館に屆出で、登錄臺帳の名義を變更し、地券に裏書を受け、領事館より道臺に其旨通知して存案の地券面を訂正せしむるを最も簡便の方法とす、或は本人の希望により舊地券を廢紙とし、新地券の發給を求むるも亦可なり、若し又國籍を異にする兩國人間に於て賣買をなす場合なる時は、先づ讓渡人所屬國の領事館に屆出で、其土地臺帳を削除し地券に某國人某へ讓渡をなしたる旨記入せしめ、次に讓受人所屬國の領事館へ願出で、臺帳に登錄し新地券の發給を請求す

ること、本項初段に述べたる手續に同じ。

備考　在上海日英兩國總領事館の間には明治三十六年七月中次の協定をなせり

第一　相互國人間に於て土地永借權を移轉するに際し、其土地に對し何人より故障を提出せざる場合には、地契の書換を行ふを正當の辨法とすること

第二　右書換を行はんとするに際し、故障の爲め道臺より新地契の發給を拒否するときは、原地契に權利移轉の裏書をなし、本邦人が讓受人なる場合には帝國總領事館に於て、英國人名義の土地として登錄し、英國人が讓受人なる場合には英國總領事館に於て本邦人名義の土地として登錄し相互充分其權利の保護に任ずること

課稅

元來條約に據れば外國人は支那の國內に於て、土地の完全なる所有權を取得する事能はざるの規定なり、然れども居留地內にありては名義上の借地料を支拂ひ永代借地權を獲得するの形式を以て此の不便を救濟する事とせり、蓋し居留地內の土地と雖も、外國人は之を所有し能はざる理なれども、此の原則は種々の便宜の方法を以て、除外例を設けられ、上海の居留地內及びその六哩以內の地に就ては、實質上に於て外國人に土地所有權を許す事となれるものなり。

是等の土地の買主の負擔すべき唯一の義務は、年々支那政府に對して每畝一、五〇〇文卽ち一

エーカーに就き約一磅一八志の借地税を納入することなり。

土地價格

上海の初期に於ては外國人の土地購入價格は、一畝に[illegible]五萬文乃至八萬文、即ち毎エーカー四十六磅乃至七十四磅なりしが、その後長髪賊の亂につき一時に上海が繁昌したる爲、非常に騰貴して十五年後の一八六三年に於ては、目拔きの場所にありては一エーカー八千磅乃至一萬二千磅に騰貴したり。

其後の地價の狀況を見るに一八八〇年頃には一畝一、六四七兩、一八九〇年には三、三六〇兩の相場を示したり、而して最近にありては、一九〇七年の共同居留地中央區に於ける土地評價格は二、二二四畝二分の一の面積に對して七七、二〇五、一〇六兩にして、一九〇二年の三〇、〇八六五八六兩に對して一五六・五分の三%の增加を示せり、更にその北部地區は二、一二七畝の面積にして、評價額は二三、一四六、八四四兩にして、一九〇二年の一三、四三二、三一〇兩に比すれば一三八・四分の一%の增加なり、東部地區は五、七五三畝にして、其評價額は二四、三〇六、二三にして、一九〇二年に對する騰貴率は九三・五分の四%なり、西部地區は五、五三八畝にしてその評價額は二六、三八九、〇七四兩にして、一九〇二年の八、〇八一、五七二兩に對すれば二二六・二分の一%の增加なり、尙佛國居留地を含む全居留地の面積及びその土地評價格を示せば次の如し。

一九〇二年　　一三、一二六畝　　六〇、四二三、七七三兩
一九〇七年　　一五、六四四畝　　一五一、〇四七、二五七兩

英國及び米國居留地の一八八〇年に於ける土地評價額は前者は六、一一八、二六五四兩、後者は一、九四五、三二五兩合計八、〇六三、五九〇兩なりしが、一八九〇年には前者は一二、三九七、八一〇兩となり、後者は五、一一〇、一四五兩合計一七、五〇七、七五五兩となり、之を一九〇七年の評價額に比較すれば一八八〇年のそれに對しては約十二倍となり、一八九〇年のそれに對しては約八倍半となる。

尚一九二一年に於ける評價格を示せは次の如し。

中央區域　九一、六六〇、〇〇〇兩
北方區域　三二、九三〇、〇〇〇兩
東部區域　四二、〇四〇、〇〇〇兩
西部區域　三〇、二〇〇、〇〇〇兩
合計（教會墓地私有地を除く）一八八、五七一、五〇〇兩

土地の賣買價格を見るに、南京路に於ける某地は一八六七年には一畝四、〇〇〇兩にして、バンドの土地は一八九九年には、一、三〇〇兩、一九〇〇年には二七、五〇〇兩にて賣買せられ、更にその後八五、〇〇〇兩に騰貴せしが、最近に於ては南京路及びバンドの土地は、一畝百萬兩の時價を唱ふるに至れり、一九〇七年の評價に依る居留地全部の土地の平均價格は一畝九、六五六兩なる

が、その最も高價なるものは十一萬兩に達すと云ふ、土地價格の最も急激に騰貴したるは、一八九五年の後半なりしが、その騰貴の趨勢は、一九一一年に至る迄繼續したり、その主なる原因は多數の支那人が居留地に依て、安全なる住居地を求めんとして、玆に集り來りたると、支那人が居留地によりて、外國人の保護の下に安全なる投資を爲さんとして入り來れると、及び多數の紡績工場、製絲工場その他の工場の設置せられたるに依る。

家賃

上海租界の家賃は髮賊の亂時に暴騰し、其結果多數の小家屋續々建築せられたり、當時の家賃は三、四間位の支那人家屋にして家賃年額四十磅を稱へ、四間位の洋風家屋は年額五百磅の賃貸料を價せり、亂平いで避難民の退去と共に下落せしも、其後は漸進的に高騰し來れり。

近年に於ける租界內家屋數及其評價額を擧ぐれば次の如し。

年度	西洋家屋數	時價	支那家屋數	時價
一九〇七年	二、七二一棟	三、九二八、六五七兩	五〇、八二六棟	八、二三八、二六七兩
一九〇八年	二、九二八	四、四八四、六九六	五一、二八八	八、二九八、〇五一
一九〇九年	三、〇八二	四、七〇三、八三八	五二、〇〇八	八、二九八、〇五一
一九一〇年	三、一一九	四、八〇九、一五五	五二、〇〇八	八、三三二、四四九
一九一一年	三、二〇九	四、九三四、八九七	五二、一二五	八、一九三、一一〇

一九一二年	三、二一六	四、八七〇、二一八	五二、四六一	八、三五八、六〇五
一九一三年	三、二五四	四、八八七、五三九	五三、四〇九	八、六九五、四八六

是等家屋の家賃は其家屋の位置、建物の種類、新舊精粗の別に因り、高下有りて一律に論ずる能はざれども、單に參考の爲め二三の例を示せば左の如し。

租界內商業最も繁盛の區域に於て、店舖一戶分支那式家屋（表口一丈、奥行二丈五尺を一間門面と稱す）一ヶ月五十弗乃至百五十弗位に達するあり、且つ借受人は借受の際挖費と稱し別に數十弗乃至數百弗或は千弗以上の金額を屋主に交附せざるべからず、此挖費と稱するものは普通の敷銀と異り、一收不還のものなり、但此習慣は獨り上海居留地內商業最も繁盛の區域に限り、他に類例無し、要するに商業上重要なる一區域に對し、衆商爭奪の結果斯かる習慣を作成したるものと云ふべし。

洋式家屋も大小と場所の如何に據り一戶分一ヶ月百兩乃至二千兩に及ぶあり、其屋主若し支那人なれば挖費を徵し外國人なれば概ね挖費を徵せず。

居留地內の支那人の地位

元來居留地は外國人及び此の外國人の商店家屋等に使役せらるゝ支那人のみの居住地に當てらるべきものなりしが、一八五三年の上海城の陷落及び附近各地の亂徒の横行により避難民の侵入

は、斯くの如き一部少數者のみの居住地として上海居留地を維持する事能はざらしむるに至れり、斯くの如くして多數の支那人の居留地に入り込みたる結果は、警察に、衞生上の設備に非常に多額の費用を要するに至り、工部局は其の費用の負擔に苦しみたり、而して此の費用の出所に關し、右は當然支那政府當局の負擔に屬すべきものなりとなす者ありしも、行政委員會は居留地内に住居し外國領事に依て管轄せらるゝ支那人に對し、代表權を與ふる事なくして、之等の必要なる税金を賦課する事に決定したり、蓋し一八六〇年より六十三年に至る間、上海周圍の各地が長髮賊の亂徒に依て占領せられたりし間、上海居留地は英佛の軍隊に依て保護せられ、支那人の避難者は之に依て安全なるを得たるものにして、一八六二年末迄に、茲に逃れたる支那人の數は百五十萬人に達すと稱せられたり、而して英國居留地と定められたる四百七十エーカーの地域内には、少くとも五十萬人の支那人あり、之に對して居留地當局は警察權を行使し、之が安全を保護するの必要に迫られたりしなり、元來斯くの如き事は居留地を以て外國人及び其の使用人の居住區に充當すべきものなりとなす、外國人及び其の代表者の喜ぶ處にあらざりしも、然かも斯くの如き多數の來住は、軈て上海をして世界に於ける重要港たらしむるものなりとの期待を抱くに至り、終に喜んで之を迎ふる事となせり、殊に多數支那人の來住の結果は、土地家屋の賃貸料は非常なる騰貴を來し、之か爲め外國人の受けたる利益の少なからざりし事も、彼等をして支那人を喜んで迎

へしめたるの原因をなせり、斯くの如き理由よりして終に上海の外國人は之等支那人を迎へて、之が爲め十分の警察制度衞生的施設を施すと共に之に必要なる經費を分擔せしむる事となれり。

支那官憲は外國租界内にある自國の人民が居留地に於ける普通の課税を負擔する事に就て反對せり、然れども工部局側は之等の支那人と雖も、外國人の援護の下に保護を受けつゝある以上、之が爲に相當の負擔を爲すは當然なりとして彼等の施政に關する支那當局の干渉を止めん事を主張せり、然し北京にある英國代表者は支那官憲の主張を以て正當なりとし、その結果兩者の間に妥協成立し、支那人に對する課税は、總ての賃貸價額に對し十六％を徵し、その半額を工部局に納めて居留地の公共事業の經費に充て、今後更に增收する事なかるべき事に決定せり。

斯くの如く支那人に課税をなす以上支那人にも居留地行政に關する參政權を與ふべしとの議あり、かつての上海自由市計畫に於ては此主義を認めたりしも、此計畫は實施せらるゝに至らざりき、其後時代の推移と共に支那人中にも、納税の義務ある以上參政の權あるは當然なりとして、納税者をして、外國人の有すると同一の權利を獲得せしめんと主張して、屢種々なる方法と形式を以て此要求を表示せり。

其後居留地の擴張に際し、支那人顧問を舉げ市政に參與せしむる旨の條項を加へ、多少支那人の參政を認めんとするに至りしが、事實上に於ては此事の實行をも見ざりしが、最近一九一九年末

重ねて之れに對する支那人の要求運動猛烈となり、一時は納税拒絶、全市ストライキを以て之れを强請すと稱せられたり、依つて工部局に於ても多少支那人の希望を容るゝ事とし、先づ支那人顧問を採用するの方法に出で、一九二〇年一月七日此旨上海總商會に公式に通告せるより、支那人の激昂も鎭靜せり、其結果右支那人顧問設置の事は一九二〇年春の納税者會議にて決定せられ、同年五月を以て宋漢章、余日章、陸光甫、謝永生、穆湘珊等の五名右顧問に就任し、共同租界内の支那人關係事項について協議を受くる事となれり。

領事館

上海に於ける外國領事の最先に任命せられたるは、英國の Balfour（一八四三年）にして、佛國亦一八四七年一月二十日 L. C. N. M. de Montigny を專任領事として任命し、各領事館を開けり。

米國は一八四三年上海に來れる Russel 商會の Henry G. Wolcott に領事事務取扱を委囑したりしが、後專任領事 Robert C. Marphy を任命し、同人は一八五四年二月十五日上海に到着せり。

而して其他の諸國も領事を置きしも一八六〇年頃に至る迄は、孰れも名譽領事を商人に委託したるのみにして、一八五七年頃にありては葡萄牙、和蘭、漢堡、Lübeck and Bremen 普魯士、丁抹暹維は孰れも英國商人に託し、西班牙は葡萄牙人に、瑞典諾威は米國商人に委囑し、一八六七年に於ても尙其中の普魯士、西班牙の兩國が專任領事を置きたるに過ぎざりき、而して當時主要なる國の領事事務を取扱へるものを見るに、丁抹は Jardine Matheson & Co. により、葡萄牙は Dent & Co. により、露西亞は A. Heard & Co. によりて代理せられたり。

英國總領事館

其後程なく列國續々上海に專任領事を派遣するに至り一八七五年(光緒元年)の頃には

英國總領事	W. H. Medhurst
佛國總領事	F. Godeaux
米國總領事	George F. Seward
露國名譽領事	Albert F. Heard
獨逸領事	W. Annecke
澳洪國領事	Rudolf Schlick
瑞典諾威總領事	F. B. Forbes
伊太利總領事	Lorenzo Vignale
西班牙領事	Alberto de Garay
和蘭領事	F. E. Heyden
丁抹代理領事	F. B. Johnson
白耳義領事	E. Morel
日本領事	品川忠道

等駐在し、名譽領事を置けるは葡萄牙露國のみに過ぎざりき。

現在上海にある列國領事館及其所在地次の如し。

國名	所在地
澳洪國	
白耳義	Bubbling Well Road
丁抹	Avenue Dubail
佛國	Rue du Consulat
ブラジル	Connaught Road
獨逸	Whangpoo Road
英國	The Bund
伊太利	Bubbling Well Road
日本	North Yantze Road
和蘭	Bubbling Well Road
諾威	Kiukiang Road
葡萄牙	Bubbling Well Road
羅馬尼	The Bund

西班牙　Whangpoo Road

露西亞　Avenue Dubail

瑞典　Hankow Road

米國　Whangpoo Road

波蘭

瑞西

是等各國領事は領事團を組成し、共同租界に關する問題、其他共通の利害關係ある問題については合同協議す、其首席領事は先任者を以て充つる事一般の例による。

租界外上海

城内

上海縣城は別に滬城又は申城と稱し嘉靖三十二年の建設に係り、北は城河濱を隔てゝ佛租界に西は民國路を界して同じく佛租界に接し、東は黄浦江に臨み南は城外支那街に連れり、其城壁は周圍九支里、高二丈四尺あり

東　朝宗（大東門）　寶帶（小東門）　福右（新東門）
西　儀鳳（西　門）　拱震（小北門）
南　跨龍（大南門）　朝陽（小南門）
北　安海（老北門）　障川（新北門）　尙文（小西門）

の八門を開き以て外界と交通したりしが、右城壁は淸季革命亂後一九一四年に全く析毀せられて所謂民國路と稱する大道路を開築し、電車線を敷設したり。

城内は住民密居するも街衢狹隘且不整頓にして、電燈電話を除くの外、全く文明利器なく新式

工業近代式經營の商店なく舊態依然たる有様なり。

城内にありては小東門大街、老北門大街、新北門大街、彩衣街、舊敎場、城隍廟等最も繁華の地區にして、就中城隍廟其中心たり、廟の東西に二園あり、東園は築山を以て著はれ、西園には點春堂、香雪堂、湖心亭、九曲橋等の諸勝あり。

城内の光景

上海舊城内の城壁は革命の結果取毀されたが、市街其ものゝ光景は今も昔も大體に於て變化がない、一八八〇年頃英人 W Macfarlane 氏の目に映じた城内の有樣を紹介するのも多少の興味があると思つて、次に其見聞の記を抄譯する。

八幡知らず

外國人にとりては上海の城内に遊ぶ事は最も趣味ある事である、殊によく事情に通じた支那人を案内に連れて行けば最も便利であるが、一度や二度城内に行つた事のある者でも、見るに足るやうなものを總て見て居る人は甚だ少ない、多くはうつかりして町を通り過ぎた、又は店々で骨董品でも拾ひあげて見たり、むか〳〵するやうな臭氣に苦しめられて、歸つて來るのが落ちである、或る十月の中頃の好く晴れ渡つた日に、私共は支那人の友人と共に、此の八幡知らずのやうな城内に進み入つた、私共は新北門から這入つて、城隍廟の方へ進んで行つた、曲りくねつた汚ない町を幾つとなく通り越し、芥で淀んで居る小さな溝に沿ふて進んで行つたが、途中には乞食の群れが頻りに憐みを乞ふて居つた、乞食には男も女も老いたるも若きもあり、又盲人もあつたが、彼等は外國人を見れば取り逃がさないやうにと、群をなして集まつて來る、殊に盲人の乞食でも外國人の通る時は、その足音によつて支那人とは見分けをつけて、きつと一文を強請らなければ止まない、私共の見た處では之等の乞食は支那人からは、遂に一文の憐みをも得る事が出來ないやうであつた、外國人は大抵は幾程か遣るから、從つて彼等も外國人と見れば一生懸命に集まつて來る、小さな溝に沿ふて少し開けた處に出たが、そこの空地には多數の支那人の見世物師や、輕業師や、易者、賭博者が店を張つて居る、それから暫くにして廣い茶亭が大きな池の端に在る處に到着したが、そこに園と呼ればては居るが、事實上は大きな市場の態をなして居る、亭の周圍は色々の縁日商人の類で

埋められて居つたが、先づ私共の目を惹いたのは、五十歳位の支那人が、いろ〳〵の手眞似足眞似をもつて、多數の支那人の客を呼び止めて居るのであつた、その人の爲す處を暫らく見て居つたが、胸を張つた、手を廣げたりして、拳を振り廻す丈で、何を爲して居るのかよく判らないが、支那人は非常に之に滿足して、一日中でも立ち暮して飽かず眺め入つて居るやうに見えた、その近くには一人の支那人の易者が陣取つて、竹の棒や算木を並べて、十四五人の客を呼び止めて居つた、それから園の中に進み入れば、そこには四五軒の覗き屋があつて、多數の支那人が覗き穴から世界の各地の不思議な光景を眺めて居つた、その中には西洋風の構造の覗きもあつた、外國の宮殿や博覽會の光景などを見せて居る者も目に入つた、更らにその近所には果物や菓子などを賣つて居る露店も多いが、その中には竹の棒の先きに糸を附けて、それを廻せば賭けてある菓子や果物の取れるやうにしてある店が多かつた。

園の中にはその外いろ〳〵の食物とか玩具とか又は骨董品とか、王類とか種々の物を賣つて居る店が所狹き迄に立ち並んで居つて、多數の支那人がその間を右往左往に往來して居た、店の前の積み重ねてある錢の高さによつて、吾々が判斷した處では、輕業師の店などは甚だ實入りが良くない樣であつて、若しも帽子を以て錢を集めて歩くならば、立ち止まつて見て居る群集は忽ちに四散するであらうと思はれた。茶亭に在る池の東の方の間に小さな寺があつて、その近くに多數の人だかりがして居つた、その中を潜つて覗いて見れば、それは賽で賭博をして居るものであつた、その近所には尙ほそれ以上の澤山の人の集まつて居るものがあつたが、それは矢張り輕業師であつたが、その輕業師は今日は何か面白い藝當でもするかと思ふやうな樣子をして、澤山の客を釣つて居るのであつた、その小さな寺の中には僅かに殘りの蠟燭が點されて居るばかりであつて殆んど人影は見えなかつた。

湖心亭の光景

それから私共は此の廣い茶亭と人工的の池とに吾々の注意を轉じた、池といふても實に汚ない水と塵埃とであつて、これが人々の遊ぶ場所となり得るかどうかと怪まれるやうなものであつた、その大きさは三十尺四方位あるけれども、池と云ふよりも寧ろ沼と云ふべき樣なもので、その中央には湖心亭と名付ける公開の茶亭がある、それが城內の最もよいそして最も清々しい建物であると云ふに至つては眞に驚くべきである、

茶亭は池の中に一つ建つて居るから、小さな通りにある支那の家よりも良くは見へるが、然し見すぼらしいものである、池の岸から茶亭への道は、曲りくねつた棧橋で出來て居る、それは約一千五百年前に造られたものであるといふが、その橋桁は灰色の

御影石で出來て、水面から三尺位の高さに造られてある、その兩側に手摺があり、茶亭に這入る處には人造石が三四配されて風致を添へて居る、茶亭はそんなに廣くはないが、支那建築の一典型とも云ふべきもので、二階造りであつて、高く變つた形をした屋根が上に蓋ふて居る、その階下の部屋は只窓と柱があるだけで中には何もない窓は半透明な硝子代用品で造られてあるが、それが日光を反射する光景は誠に美しいものである、更に晩になつてその中に古風な蠟燭の光りが輝りわたる時は、此の廣い茶亭全體が大きな提燈のやうに見ゆるであらうと思はれた、私共は此の曲りくねつた棧橋を渡つて、池の西北の角に出たが、其處は狹い汚ない通りで、天氣の好い日にも、尙泥で捏ね返されてあつた、その狹い通りを少し行つた處に、芝居道具を賣る店があつたが、それは支那の芝居に用ひられる、古代の種々の武器や、面や鬘や、不思議な着物類等が飾り付けてあつて、假装會や素人芝居の樂屋を見る様で非常に私共の興味を惹いた、それから暫くにして又新らしい園に出たが。そこは茶亭の在る池から西の方にあたつて居つて、その間の距離は甚だ僅かであつた、其處でも商賣と歡樂とが入り交つて取り行はれて居つた、その或場所には數知れぬ鳥籠の山があり、その中には色々の鳥が囀り交して居つた、その側に小さな茶館があつたが、そこを覗いて見ると澤山の人が机の前に腰掛けて居つたが、その何れの机の上にも鳥籠が載せてあつて、その茶館は恰も小鳥の定期市場の様に見えた、又他の方面には木で造つた色々の玩具や、裝飾品等を地上にも列べて賣つて居る店もある、又食物や菓子を賣る露店もあり、書物を列べてある處もあれば、繪畫を陳列して賣つて居る處もある、又あちこちに輕業師が色々の藝當で客を呼んで居る者も少くなかつた。

其處を去つて又町の小さな通りに這入ると、程なく一軒の彫刻店の前に來たが、そこには木彫や象牙や寶石などの色々の彫刻物が列べてあつたが、殊に胡桃の實に色々の形を彫つてあるのが、吾々の興味を惹いたが、何れもその値段は甚だ安いもので、一つ十五錢から二十五錢位の間であつた、最も高いのでも半弗位に過ぎない様であつた、私共が此の店先きに立つて居る間に、私共の跡をつけて多數の支那人が集まつて來て、此の店から出やうとしても、先づその群集を追ひ拂はなければ、歩く事が出來ない様な有様であつた、群集を追ひ拂つて歩き出さうと思へば、そこへ食物を擔いで賣り歩く行商人がやつて來たが、通りは非常に狹いので、之と行き交はす事も出來ない程であつた、そう云ふ狹い通りで轎に乘つた人や、水桶を擔いだ人、酒甕を持つた苦力に行き逢ふと、非常に混雜をする、それから暫く行くと又或店の飾り窓に人間の齒が盆の上に澤山飾つてあるのを見た、それは齒醫者の店であると云ふから一寸覗いて見れば、その齒を拔く爲に用ふる鐵製の釘拔きの様な道具は、一揃ひの齒を一時にでも拔きさうな不恰好な物であつた、その店の奥には一寸した床が在るが、それは阿片を吸ふ處であつて、患者がそこで阿片を吸つて眠むりに就いて居る間に、齒醫者がその手術をするのであるといふ。

城　隍　廟

城隍廟

それから程なく吾々は城隍廟に行きついたが、それは上海城内鎭護の神とせられて、市民の等しく信仰するものである、その維持修繕の費用は市民が年々税金と共に納めるものであると云ふが、廟の大きさは間口が三十尺、奥行が百尺ばかりもあつて、屋根は色々の形をしたものが幾層にも重なつて居るやうに見へて、不思議な形をして居る、その中に這入つて見ると目につくものは、先づ四つの木像で、その前には赤い蠟燭が點されてあつた、此の四つの木像は城神の臣であると云ふ事であるが、頭が非常に大きく身體は黑色に塗られ、顏は赤く塗られ、不思議の形をしたものである、廟内に二つの軍用戎克が吊されてあるが、それは黑く塗られて、埃にまみれて居る、城神の用ふる軍用戎克であると云ふ。

廟の正面に城神の大きな像があつて、赤い札や金字を書い板、色々な色の幕などがその周圍に飾つて居る、その像の周圍には高さ五尺ばかりの横木があるが、その中に更に大きな三つの像がある、その前には澤山な赤い蠟燭が點されて、此處に參詣する者はその前に行つて、叩頭くのである、少し離れて大きな香爐があつて、その前に一枚の敷物があるが私共が這入つて行つた時に、一人の老支那人が來て、其の上に坐つて、頻りに床　頭を打つけて、お詣りをして居つた、お詣りをすると僅かの金を出して神籤を抽いて、漢字で認めた紙を受取つて、頻りに眺め入つて居つた。

廟を出て來るとその庭には青銅で造つた大きな香爐がある、そこへはお詣りに來た支那人が金銀の紙で造つた馬蹄銀を投げ込んで燃やす樣に出來て居る、そこから少し離れてブルドックと獅子との混血兒と思はれるやうな、不思議の形をした、石の彫刻がある、その庭も非常に繁昌する市場、若しくは屋臺店の集合所とも云ふべき有樣で、色々の商賣人や食物の店が所狹きまでに店を張つて居つた。

知縣衙門

廟より出て吾々は知縣衙門へ行つた、それは監獄を見せて貰ふ爲であつたが、大きな門を這入ると廣い中庭へ出て、それからもう一つの門を潜つて、漸く衙門に到着する事が出來た、その二つ目の門には門扉に色々の彩色を施した繪が書いてあつたが、その内側には支那人の着物などがぶらさげてあつて、爲めに少なからず體裁を損するやうに見えた、吾々は許可を以て監獄に案内せられたが、それは衙門の中庭の外に在つて、木で造つた堅固な柵で圍まれて居る、囚人は何れも手や足を重い鎖りで縛られて、牢屋の中に居る者も又庭に出て居る者もあつた、又その中には種々の作業に從事して居る者もあつたが、作業に從事して居る者は手だけは自由にしてあるが、足は重い鎖で縛られて居つた、更にその鎖を囚人同士繋ぎ合せて離れられない樣にしてあつた。

その内衙門を出て吾々は再び城隍廟に引き返して、その中の支那大官の爲に特に設けられてある茶亭へ入つて休息した、それは上海城内で最も樂しい場所とせられて居る處で、平常は一般の入塲を禁じてあるが、年に一回だけ自由に這入る事を許されて居る日があると云ふ、その庭には色々の草木があり、室内には澤山の椅子や机が備へつけられて、壁には澤山の繪や彫刻等が掛けられ、正面の壁には城神の肖像があり、天井からは澤山の提灯が美しく吊下げられてある、私共は此の中に休憩すること暫くにして、其處を辭して、一直に新北門に向ひ、そこから上海城内の古風な空氣に別れを告げて去つた。

南市

支那人は佛國租界の黃浦江に接する所の南端十六鋪を以て境とし、其北部の地域一帶を北市と總稱し、以南の支那街を南市と稱す。即ち南市は城内と黃浦江との中間より南に延びたる地域にして、市街の幹線は外馬路、裏馬路の二條にして、其延長各十餘支里あり、電話電燈水道の設備あり、大達輪船公司、寧紹商輪公司等の碼頭あり、支那戎克は多く此に淀泊し、常に帆檣林立の景を呈す、米問屋木材商の巨大なるものあり、上海海關の出張所あり、市政は特別制度により管理す。

閘北

老閘は淸の康熙十四年の建設なるが、其後雍正の始に老閘の西一支里の地に新閘を建てたり、其新閘以北の地を閘北と通稱するものにして、北は寳山縣境に、南は公共租界に接す、元住民稀なる荒凉たる一區なりしが、其後道路の修築行はれ、寳山路、寳興路、新閘橋路、新大橋路、華通路、烏鎭路、共和路、南公益路、北公益路其他多數の道路設けられ、之れに從つて外人の居住するもの多し、其中央道路たる北四川路は公共租界の管理に屬するものにして、以て江灣に達す、多くは外人の住宅區にして殊に日本人多く、又蘇州河に接する方面には工場亦少なからず、市政管理の爲に工巡捐分局あり、水道、電燈、電話の如きは租界より取る。其鐵道線路以内にある一帶の地は、公共租界擴張區域として、外國側の望を懸くる處なり。

浦東

浦東は黄浦江の東岸にあり、南は白蓮涇港より、北は楊樹浦路の周家嘴の對岸に至る地區にして、其延長十餘支里あり、其江岸には碼頭、造船廠等あり、汽船會社の上海江岸に碼頭を求め得ざるものは、此に碼頭を設け、又危險物貯藏の倉庫は此にのみ限りて建設する事を許され、其他

茂生紡績會社、米國紙煙公司、上海造紙公司等の工場、海關信號塔、水上警察廳署等あり。

浦東一帶は從來僅に支那人の茅屋の點々として存在したるのみにして、久しく未開の儘に放置せられしが、年と共に外國人の其の河岸に、倉庫、船渠、波止場等を建築するものを生じ、河岸は早くも西洋人の居住地と化するに至れり、Scot 商會は先見の明ありて、早く玆に船渠を建設し、此の地方の開拓に就ての先驅者となれり、其黄浦江の彎曲する處に當れる地域に就ては、かつて久しく支那當局者と英人との間に論爭を續けたりき、蓋し英國人は該地域を買收し、河岸を埋め立て堤防工事を施して、之を自己の所有地に加へんとしたりしが、此の工事の結果は河流の變更となり、舟運に危險をもち來す虞ありたるを以て、支那政府は非常に之に反對し、遂に一八六五年に於て已むを得ずして、上海の英國裁判所に訴訟を提起し、買收者と爭ひたるが其の結果は遂に被告の不利益に歸し、支那政府の主張を貫徹する事を得たり、其の後該河岸は有力なる技師の監督下に護岸工事を施され、次第に外國人の來つて倉庫船渠等を經營するものあるに至りしものにして、其奧地一帶は有名なる棉產地たるが、將來浦東は工業地として大に望を囑せらる。

吳淞

吳淞は上海の外港と稱すべく、上海より十二哩を北に隔てゝ揚子江と黃浦江の合流點にあり、

一九九八年支那が自ら外國貿易の爲に開港したる處なるが其以前に於ても外國船舶寄泊するもの多く、事實上の開港場なりき、上海との間に鐵道あり、戸數約五六百、人口三千內外にして、寶山縣の管轄に屬し、警察は淞滬警察署の管下にあり。

租界外行政

革命前に於ては蘇松太道（俗に上海道臺と稱せられたり）此地に駐在し、南京に兩江總督、蘇州に江蘇巡撫ありて、上海道臺は其管轄を受けたり。蘇松太道の下に各知縣及知縣附屬の諸官署あり、上海には上海及寶山の兩知縣ありて一般の行政を掌りたり。

然るに革命後官制の大變革あり、總督は廢されて都督となり、巡撫は民政長となり共に南京に駐在せり、上海に於ける道臺は撤せられて道臺管轄事務の一部たりし對外交涉事件は外交部より特派に係る交涉員此に駐在して之れに當り、警察官としては淞滬警察新設せられ、又海關の事務は江海關監督をして所管せしむることとなれり。

其後地方官制は屢變更せられ、都督は將軍となり、更に督軍となり、民政長は巡按使となり、更に省長となり今や共に南京に駐在す。

滬海道尹兼外交部特派交涉員公署は租界內靜安寺路に在り、一般に洋務局と稱せらる、交涉使

は外交部特派にして、地方的の外交事務を取扱ひ道尹としては督軍省長の指揮により、縣下租界外一般の行政及司法の監督を爲す。

上海知事公署は舊城內に在り、知事は道尹の監督の下に租稅賦課徵收其他縣下一般の行政を司る。

江海關監督公署は租界內靜安寺路に在り、江海關監督は財政部より派遣せらるるものにして、北京稅務處の指揮を受け上海海關を監督す、武器彈藥及其他禁制品に關する特別の輸出入に就ては、當該國領事を經て同官憲に交涉し承認を受くるものとす。

淞滬警察廳は上海一帶の警察事項を司り、官衙は上海城內舊道臺衙門にあり。

會丈局は滬海道尹に直屬し、上海租界內及租界に接近する租界外に於ける、外國人の永代借地權、即ち土地賣買に關する事項を司る官廳にして、各國領事館工部局等に密接の關係を有し、又上海寶山兩知事署に關係を有す、其他の支那の官署としては上海貨物捐稅所、上海地方審判廳、上海地方檢察廳等あり。

關稅

海關

沿革

現時の支那海關制度は上海海關に其範を開きたるものにして、上海海關の沿革を述ぶるは、併せて支那海關の沿革を說く事となるべし、抑も支那海關が今日の如く外國人の總稅務司の下にあり、樞部は悉く外國人によつて占められつゝあるは、長髮賊亂中の上海稅關の變態的制度に其端を發するものなり。

長髮賊の亂徒が楊子江一帶に亘りて暴威を逞しくしたる結果、上海の貿易も非常なる打擊を蒙らざるを得ざるに至り、輸入の如き殆んど杜絕するの狀態なりき、則ち綿製品の如き上海に輸入せられたるものも、之を內地に賣捌くの途なく、全く上海の倉庫中に貯藏せらるゝの外なき有様にして、その他の輸入品も全然販路を求むる能はざりき、只其際獨り阿片のみは相當の賣行あり、一八四七年より一八四九年に至る三年間に於ける阿片の取引高は一年平均一八、八一四箱、その

一八七〇年頃の上海關

市場平均價格一一、一八五、〇〇〇弗に達し、一八五三年には二四、二〇〇箱一四、四〇〇、〇〇〇兩に上り、その後一八五七年には三三、〇六九箱に、一八五九年には三三、七八六箱に增加せるが、一八六〇年には次第に消費市場の局限せらるゝに至りたるため、其の輸入額は二八、四三八箱に減少せり。

斯く戰亂中商業不振に陷り、外國商人は資金回收の途なく納稅に充つべき現金に窮したるより、遂に一八五三年七月七日に於て、上海の外國商人は英國當局に左の如き覺書を提出し、輸入品を賣り捌くことの困難、並に資金回收の不可能なる理由を述べて、輸入稅の徵收は商品の賣却後迄延期されん事を要求したり。

一、去る二月以來取引は全く停止の狀態にあり、從つて輸入品の販賣は全く不可能なり、されば支那政府に納入すべき輸入稅をも調達する事困難なり

二、吾人は今日迄輸入品に對し之に相當する稅額を完納したるが、これ輸入者にとりては甚大なる犧牲なり

三、內地各都市は引續き極度の不景氣なるが爲に、輸入品は極めて低廉なる價格を以て、然かも少額を賣り捌き得るに過ぎざる狀態なり

四、今日の狀態に於ては阿片及び兵器の輸入のみを爲し得るに過ぎざるも、然かも兵器の輸入は許容せられざるべく、又阿片の輸入はランカシャー及びヨークシャイー商人の能く輸入し得るものにあらざるなり

斯くの如く困難なる事情にあるを以て、輸入業者の輸入品に對しては、之に課せらるべき輸入稅は、該輸入品を賣却するに至る迄之れが納入を猶豫せられん事を望む

商人より斯くの如き切なる要求ありしも、然かも支那と外國間の條約に於ては、輸入稅の納附を延期するが如き事を强要し得べき何等の條項なく、事情は甚だ同情に堪へざるものなりしも、條約の取極上之れが救濟の途を講するの餘地なかりき。

當時上海と內地との通商は大打擊を蒙り、支那人の銀行業者は取引を停止し外國商人は支那人より賣上代金の徵收を爲す事不可能となり、輸入品の販賣の如き全く停止せらるゝに至り、事實上に於て硬貨極めて欠乏し、海關に對する輸出入稅の支拂の如きも不可能の狀態に陷りたりし

なりき。

依て英國商人は英國領事 Alcock に對して、英國船舶がこの納税に足るべき額の有價證券若くは家屋土地ノ證券又は輸入品の倉庫證券を提供するに於ては、貨幣を以て税金の支拂を爲さずと雖も、之が出港を許可せん事を要求したり、英國領事は此の要求を以て至當なりと認め、之を實行したりしに、その他の國民より反對の申出あり、依て僅に一ヶ月間試みたるのみにして、「斯くの如き方法の採用に依て予自身に負はさるべき非常なる負擔にはこれ以上耐ゆる能はず」との理由を以て此の臨時辦法の停止を聲明するの已むなきに至れり。

依て其後に處するの策として英國商人は英國商務官の同意を得て、非常の困難を忍びて輸入税を支拂ふ事を避くるが爲に、保税倉庫を建設せん事を要求したり、然るに斯くの如き制度は條約の取極めに於て許さるべき途なかりしが爲、之亦不成功に了れり、其後九月に至りて上海城內賊徒の手に歸したるが爲、海關監督の任に當りたる道臺は、外國居留地に逃れ從つて海關事務の管理も一時中止せらるゝの狀態となりしよりし、外國商人は從來の困難を救ふに最も好適せる時機なりとして、此の機會に熱心なる運動を開始したり。

元來上海の外國領事團は、居留地を完全に中立の狀態に保たんが爲め、居留地內は勿論苟くも外國船舶の碇泊區域內に於ては、清國官吏がその權限を施行する事を拒絕し來れり、從つて關税

に就ても、上海城内が猶ほ賊徒の手にあり、税關が從來の狀態に復舊せらるゝに至らざる間は道臺が稅金徵收の權利を行使する事を拒絕したり、外國官憲が斯くの如き態度を採るを見るや、外國人は之を以て稅金支拂ひに充つべき硬貨の不足せる困難の狀態を救濟し得べき好機會なりと認め、總ての稅金の支拂ひを拒絕せんとするに至れり、然れども商人の斯くの如き態度を見て、英米兩國領事は、暫定取極を爲し、兩國領事の管轄下に在る國民よりは、自から代つて稅金を徵收する事とせり、蓋し當時上海港の通商額の十分の九は、兩國人民の占むる處となりしが故、その結果は上海に於ける關稅は大部分舊來の如く徵收せらるゝ事となれるなり、當時斯くの如き取極を爲すに專ら盡力したる者は、英國領事 Alcock にして、彼は南京條約に依て、支那政府の收入に屬すべき稅金の徵收に就ては、適法の額を自國商人より徵收すべき事に就ては、或程度の責任を負ひたるが爲に、斯くの如き態度に出でたるなり、然れども當時稅金に充つべき硬貨極めて不足なりし實狀にありしを以て、兩國領事は各々告示を發して、自國の船舶に就て、將來に於て稅金の支拂に充つるに足るべき寄託物を提供するに於ては、稅金の支拂ひを爲す事なくして出港を許すべき事とし、その稅金は他日改めて支那政府に引渡さるべき事とせり。

兩國領事は斯くの如き方法を採用すると共に、各々自國の上官に向つて之を報告したるに、兩國領事共に斯くの如き方法を外國官憲が恣に採用する事は、支那を侮蔑するものにして、贊同す

る能はずとの各自國の回答に接したり、依て兩國領事は、斯くの如き制度を停止する事とし、米國との通商は一八五三年十月二十八日を以て、又英國との通商は翌一八五四年一月三十日を限とし、斯くの如き方法に依らざるべき旨を道臺に通告したり、而し其場合英米領事は今後再び支那稅關の爲に稅金の徵收を繼續せざるべき旨を通告すると共に、居留地內に在る稅關を、今後淸國政府の力に依て保護する事を許すは、居留地の中立の破壞となるを以て、今後も斯くの如き事は許す能はざるべく、故に居留地內に在る稅關を支那に於て回復し再び之を使用する事は不可能なるべき旨を明示したり、且つ又其の際兩國領事は、現に暫定取極に從つて徵收せられたる寄託物に就ては、若しその他の列國の當局者にして、自國の管理下にありし船舶に對して、同樣の方法を採る事を承諾し且つ之を實行したる場合にのみ、支那政府に引渡すべき事を附言し、英國領事は今後の措置につき自國商人に對して、自國商人は固より他國の商人も、同一の取扱を受くる場合にのみ、稅金を支拂ふ事を要するも、然らざる場合には今後稅金の支拂を必要とせざる旨を明白に告示したり、斯くの如く外國が居留地內に於て支那當局者が稅金を徵收する事を拒み、更に彼に於て代つて之を徵收する事をも拒否するに至つて、道臺は全く海關稅を徵收する事能はざる狀態に陷れり。

依て道臺は十月二十八日に於て便法を講ぜんが爲に、稅關員を任命して上海港內の外國船舶碇

泊地の最下端に位したる浦東冲の船舶上に於て、その職務を執行せしむることゝし、更に翌年二月六日に於ては稅關事務所を米國居留地に屬せざりし蘇州河の北側の地に移轉したり、道臺が此の移轉を通知し來れるに對し、英米佛の三國領事は、稅金の徵收は總ての船舶に對し、均等に行はれざるべからざる旨を繰返し警告する處ありたり。

然れども斯くの如き方法に依ては、事實上に於て稅金の徵收を爲す事困難にして、現に一月二十日米國領事は自國船舶の Oneida 及び Science 二隻 無稅出港を許可したり。

斯くの如き狀態の下に數ヶ月間は稅金の納附は、外國商人に於て强制せられず、進んで自動的に爲さるゝに過ぎざる有樣なりき、二月十日に至り英國商人は自國領事に對し、多くの外國船舶が何等の稅金を支拂ふ事なく出入しつゝあるの事實を訴へ、更に多數の貨物が輸出入稅の支拂なくして輸出入せられつゝあるの事實をも指摘して、外國の船舶及び商人にして斯くの如く稅金を免れつゝある以上、獨り英國商人のみ稅金を負擔するの必要なかるべき事を申出でたり。

支那當局は中立地帶内の上海市内に支那の稅關を設置し、且つ稅金徵收の權を得べく、外國商人及び荷主の承認を得んとして、不斷の努力を爲したるも、終に成功するに至らざりしかば、五月に至つて終に斯くの如き計畫を放棄し、上海より內地に向ふべき主要なる二通路に、各內地稅關を設置せんと計畫するに至れり、斯くて噸稅の徵收は暫く之を放棄し輸出入稅徵收は船舶に就

て之を爲さずして、上海と內地間を出入する貨物に就て、その通路に於て之を課せんと企てたり、此の計畫に對し三國領事は、條約文には商人が港と內地の間を交通するに對して、不法の税金を徵し、又はその他の妨害を爲すはその享有する權利特權の侵害なりとの條項あり、斯くの如く內地通路に於て税金を徵收するは、明かに此の條文に違反するものなりと稱して、直ちに之に抗議を提出したり、斯く三國領事の抗議ありたるに拘らず、支那は終に內地にその税關を設定するに至りたるが、その結果は上海は全くの自由港となり、實際上に於ては一八五三年九月より、又一般的には同十一月より、而して翌年五月よりは絕對的に、上海港の外國貿易に就ては、支那政府は何等の税金を徵收する事能はざるに至れり、斯くの如き狀態は個々の商人より見れば、誠に喜ぶべき現象なりしも、一般の商業團體、領事及び支那政府の官吏よりすれば、眞に慨嘆すべき現象とせられたり。

其の以前に於ける税額に相當する證券は、僅かに英米兩國商人より徵收せられたるに過ぎざりしが、當時は一度び支拂ひたる税金は、直ちに貯藏せられ、再び市場に出づる事なかりしを以て、硬貨を得る事は殆んど不可能なりしが爲に、若し支那當局に於て關税の徵收を爲したりと雖も、硬貨を以て税金を徵收する事は事實上に於ては結局不可能なりしなるべく、一八五四年の夏に至つても市場の狀態は依然窮迫せる有樣なりき、それ故七月に至り英國商人は自國の代表者に對し、證

劵の納入は領事の不當なる命令に依て行はれしも、その命令は未だ英國政府の裁可を得たる事なく、更に又彼等に强制せられたる臨時規則は、其他の國の商人に對して强制せられたる事なく、又支那政府は支那政府が當然爲すべき外國人の通商上の保護を爲す能はざりし爲め、その條約に依て與へられたる相互の責任は、當然消失すべきものなりとの理由の下に、右證劵の支拂に反對なる旨を申出たり、此の事件はその後倫敦に移されたるが、英國政府は九月に至り、上海城內の陷落より二月九日に至る間に於ける、稅金の未拂金に對して交附せられたる證劵は無効とし、之を差入れたるものに返還せらるべき旨の決定を與へたり。

米國商人亦同一期間に於ける證劵の取消を要求し、之に關する判決は支那當局と米國商人との合意の下に、米國委員たる Robert M. McLane の仲裁に任さるゝ事となり、其の結果三五四、一四九兩の約束手形中、十一月二十三日に於て其の三分の一即ち一一八、〇五〇兩を支那に支拂ひ、其の他を廢棄する事に決定したり、然るにそれと同時に米國々務省に於ては、一八五三年九月九日の假取極に依る約束手形は、原振出人に返還せられ、取消さるべき旨の決定を與へたり、然れども已に仲裁人に於てそれを有効と決したる際なりしを以て、結局一八五六年四月十三日に於て仲裁人の決定したる三分の一の額を支那當局に交附したり。

上海に於ける外國商人も個々としては別なれども、團體としては上海港の斯くの如き狀態にあ

る事を以て自から甘んずべきにあらずとなし、又支那當局もその當然有すべき稅金徵收權を剝奪せられて默すべきにあらずとなしつゝありしが、英米佛の三國領事も、法律に從ふべき自國商人を斯くの如き全く無政府の狀態の下に置くは、各自國の商人に對し容易ならざる不利益を及ぼすものなる事を知り、その結果善後策の考究を必要と認め、英國領事 Alcock の主催の下に之に就ての方法を考究するに至れり。蓋し Alcock は上海城が陷落して混亂の狀態に陷り、支那稅關當局者逃亡したる當時に於て、自から二重の責任を負はざるべからざる事を自覺したり。卽ちその一は英國商人及び英國通商の利益を保護する事にして、他の一は支那政府に對する正規の稅金が、英國人に依つて正しく納入せられつゝあるや否やを監視すべき事の責任なりしなり。

而して支那稅關が其職務を行ふ能はざるより領事が代つて稅關事務を取扱はんとしたるも、約束手形の制度は失敗に了り、更に領事が道德上の見地より援助を與へたりし、支那當局の暫行辦法も失敗に歸し、上海が全く自由港の狀態となり、一般的に密輸入が公然と行はれつゝあるを見て、彼は之に對して相當の方法を講ぜざるべからざる事を痛感したるなり、依て Alcock は從來聲明せられたる、上海の嚴重なる中立は、多少侵害せらるゝ事となると雖も、玆に稅關を再開せしむるの外途なしとなし、只此の稅關の執務に當る、支那人の間に正直と整理の要素を注入せしめんが爲めに、外國領事に最も信認せられたる外國人をして、支那人當局の監督の下に、稅關事

務に干與せしめん事を案出せり、此の方法は米佛の領事及び支那當局の容るゝ處となりたる結果、六月廿九日を以て上海道臺吳健璋と三國領事の間に、上海稅關に關する取極の成立を見たり、その取極の第一條は次の如し。

第一條　稅關管理者の經驗したる困難の主要なるものは條約及海關規則の嚴守勵行に必要なる忠實明敏及外國語の素養等の必要條件を具備する稅關吏を得るの難きにあり、而して之れに對する唯一の良策は支那稅關に外國人を採用するにあり、是等外國人は道臺に於て愼重なる詮考を遂げて任命し、此ものに對して其十分稅務に堪ゆる丈けの待遇を與ふべし

斯くの如くして上海稅關の事務に外國人を干與せしむる事となりたるが、右の外國人につき英國領事 Alcock 米國領事 Murphy 佛國領事 Edan の協議に於ては、佛國人 Smith を指名する筈なりしが、道臺の希望により三國より各一名宛を出して關稅監理委員會を組織する事となり、七月十二日より海關は再開せられたり、當時三國より選ばれたる委員は英人 T. Wade 佛人 A. Smith 米人 L. Carr にして、前二者は上海領事館員、後者は北京公使館員なりき、此制[illegible]は其後擴大せら[illegible]れて遂に今日の支那海關制[illegible]をなすに至れるものなり。

組　織

上海海關は支那海關中の主要なるものにして、各種の設備も整へり、今其組織の大綱を示せば

次の如し

一、海班房(Harbour Office) 主に出入船舶に對し港則を實施し其他一般港務を掌る

一、外班房(Out-door Staff Office) 輸出入貨物の檢査及稅關警察港灣水港の事務を掌る

一、內班房(In-door Staff Office) 普通に公事房と稱し左の如き各課を有す

一、大寫擡(Head Desk) 公事房全般の事務を總轄する所にして、首席幇辦ありて事務を處理す、各分課に於て事務上の事故發生せる時は、此課に於て處決し、若し此課にて解決せられざる時は副稅務司へ、副稅務司にて解決せられざる時は稅務司へ申告し、猶ほ解決を見能はざる時は、在北京の總稅務司に上申し以て其解決を仰ぐものとす

二、進口貨處(Import Desk) 輸入申告書、輸入品明細書及び轉送申告書等を受付くる所にして、外洋進口處は外國諸港よりの輸入貨物に關する事務、普通進口處は內國各開港場よりの輸入貨物に關する事務を處理す

三、結關處(Clearance Desk) 船舶の出入に關する事務を取扱ふ

四、領存票處(Drawback Desk) 戾稅支拂に關する事務を掌る

五、派司處(Pass Office)「パス」(今假に關稅納附濟證と譯す)に關する事務を取扱ふ

六、碼頭捐擡(Wharfage Dues Desk)碼頭稅に關する事務を取扱ふ

七、管驗單處(Duty Memo Desk)此課は最も重要なる一課にして、申告書に依り其の輸出入貨物の檢査を爲すべきや否やを定め、稅率を適用して稅額を定め、又船舶に對する噸稅證書を交付する事務を掌る

八、管內地單處(Transit Desk)開港地不開港地間の通過貨物に關する事務を掌る

九、出口貨處(Export Desk)輸出に關する事務を掌り、輸出申告書及び再輸出申告書を受理し、輸出免狀を交付す

十、管洋藥暨關棧處(Opium and Bonded Cargo Desk)亞片の輸入及び再輸出に關する事務並に保稅貨物に關する事務を取扱ふ

十一、發存票處(Drawback Office)戻稅證書の發行等に關する事務を司る

十二、錯單擡(Wrong Files Desk)各種申告書の不完全なるものは勿論關の內外に於ける誤謬失錯を指示訂正する處にして、大寫擡の專屬課とす、而して諸會社及商店の登記事項、稅金納付の督促、延滯課金又は各積殘貨物に關する事務をも此に於て取扱ふ

尚此外に海關[illegible]署造冊處(Statistical Department)なるものありて統計に關する事務を取扱ひ、又Coast Inspector Officeありて沿海の燈台、港灣、水路等に關する事務を取扱ふ

稅　課

海關に於て課する稅課は一般の支那海關と等しく、輸出入稅、噸稅、沿岸貿易稅、通過稅等ある事勿論なるが、此外上海港に於ける特別稅としては、次の兩者あり。

一、碼頭稅　上海開港の始碼頭の設備に要する費用を、居留民に賦課したるに、全く碼頭を使用する事なき宣敎師及自家專用の碼頭を有し公共用碼頭を使用せざるものは、之れに反對せるより、遂に輸出入貨物に對し本稅の外に碼頭稅を課する事とせり、其稅率は本稅の二分にして、共同租界工部局の收入に歸するものとす

一、黃浦江改修稅　吳淞上海間の黃浦江水路改修の費用に充つる爲に徵するものにして、本稅の三分を賦課す

常　關

常關（鈔關又は舊關）とは支那舊來の稅關にして、其制度は遠く清朝の初葉雍正乾隆の頃に制定せられしものにして、從來は支那官憲にて直接監督せしが、其後海關所在地の五十支那里以內にある常關は、海關の管轄に歸することゝなれり、上海に於ける海關監督の管理の下にある常關は江陰砲臺下流の楊子江沿岸及海岸各地を合して其數八十個所の多きに上る、常關の稅則に至りては區々として一定せず、表面規定稅以外に吃飯錢、馬車錢等の名目の下に惡錢を勒索征誅し、竊に

私腹を肥すの類少からざりしが、淸朝宣統年間度支部は稅務處と常關整頓の第一着手として稅則の制定を議したりしが、偶革命の動亂に遭ひて果さざりしも、其根本問題は稅則の修正にあるを以て、津海、山海關等の先例を參酌し、又海關の稅則に比較對照して、其稅額の折半を以て標準と爲すことゝせり、卽ち若し舊關稅率と現行海關稅則とを比較し、舊關稅率が海關稅の折半したるものに及ばざれば、海關稅折半の數に改むべく、又海關稅の折半せしものと同率なるか、或はより多く徵收せる所は其儘と爲し置くべしと定めたるが、斯の如くせば國稅を增收することを得るのみならず、商家も遵行し易きことゝなるなり、而して之が實行方法として、從來の常關年收入最高の三割增を以て豫定收入とし、賞罰の方法を設けて一九一四年四月以降其實行に着手したるを以て、江海關監督に屬する常關に於ても、夫れ〳〵稅則の改正を行ひ、同年六月迄は前年に比し一割の增收を見たるが、其後歐洲戰亂の勃發するありて荷物の輸送著しく減じたるを以て、例年の收入だに得る能はざるの狀態に陷れるが其後次第に收入は良好に赴けり、上海海關の管轄に屬する常關の年收入額は三十萬兩內外なりと。

通信機關

郵便

外國郵便局

居留地內に於ける外國郵便局次の如し

英國郵便局　北京路
佛國郵便局　新北門外天主堂街
露國郵便局　文路
米國郵便局　黃浦路
日本郵便局　天潼路

獨逸郵便局は元福州路にありしが對獨開戰と同時に閉鎖せられて支那郵便局となれり。

支那郵便局

上海に於ける支那郵政管理局は北京路にあり、一八九六年海關の附屬事業として開設せられた

るものなるが、一九一四年郵政事務が交通部の管理に屬すると共に之れ亦海關より分離せり、其下に支局郵寄代辦所あり、又要所に信櫃を設く、從來便宜外國郵便をも取扱ひつゝありしが、一九一四年三月より、支那も萬國郵便同盟に加入し同年九月より、國際郵便を取扱ふ事となれり。

電信

海底電信

上海に至る海底電信は吳淞の張華濱灣にて陸揚し、江邊に於て水陸線連絡をなす、此より上海迄の間は地下線による、上海に關係ある海底電信線次の如し。

大北電報公司（The Great Northern Telegraph Co. L'd.）丁抹の經營にして事務所を黃浦灘に設く、其海底線は上海長崎間、厦門香港間、厦門海防間、安南西貢間、長崎浦港間に布設せらる。

大東電報公司（The Eastern Extention Australia & China Telegraph Co. L'td.）英租界黃浦灘にあり、同じく丁抹の經營にして上海香港、香港ボルネオ、新嘉坡より歐洲間、西貢新嘉坡濠州間、香港海防間に線路を有す。

太平洋商務電報公司（Commercial Pacific Cable Co. U.S.A.）米國の經營にして上海馬尼剌間、

香港馬尼剌間、馬尼剌グワム間、馬尼剌新嘉坡間、馬尼剌小笠原間に線路を有す、本線は桑港馬尼剌間の線路に接續するものにして、上海より米國に直送する電信は之れによる。

大德和電報公司（Datch Neederle Dische Telegraphon Gesellscha't German Dutch）芝罘青島間、上海、ヤップ間、ヤップ、グアム、メナド間に線路を有せしが、獨逸の經營せる爲、歐州大戰の結果聯合國側の占領する處となり、講和會議に於て芝罘青島間の線路は日本の爲に其他の線路は聯合國の爲に、拋棄する事となれり。

日本政府　吳淞長崎間五百八十哩に海底線を沈設し、吳淞上海間十三哩は地下線により、一九一五年より開通せり、其結果上海と日本との間の和文電報を取扱はるゝに至り便利を加へたるが、其後青島との間にも和文電報の取扱をなす事となれり。

陸上電信

上海にある陸上電信局は支那政府の管轄に屬す、支那に於ては嘗て私設の電信局あり、上海と他とを連絡せる電信線も大北電信公司が支那政府より請負ひて架設せる處なりしが、一九〇四年私有電信を悉く郵傳部の直轄に移せり、而して最初其電政總局は上海に置かれしが、後北京に移轉されたり。

無線電信

上海にある無線電信設備次の如し。

管理者	呼稱	電力	通信距離	電波長度	收受時間
交通部南洋公學	YSH	2Kw	二百米突	六百米突	自午前八時至午後十時
英人濮廸孔	POB			三百米突 六百米突 一千米突	試驗鐵芬路用
巴里無電會社	PFZ		晝五百米突 夜一千米突	六百米突 九百米突 一千八百米突	公共通信 佛租界佛兵營內用
佛國聖舫濟學校	SFX		二百米突	三百米突	試驗濟南路用
佛人利威斯	LWS		二百米突	三百米突	
工部局	SFB		二百米突	三百米突	試驗四馬路外灘用
米人英雅			百米突		試驗新開路水道會社用

電話

上海電話相互會社（華洋德律風公司）

上海居留地に於ける電話は嘗て私設電話會社あり、十八年間の特許を受け、一八九九年迄營業し來れるが、其成績不良にして、加入者僅に三百五十四に過ぎざりき、依りて同社の特許期限滿

了と同時に工部局は新設の華洋德律風公司に其特權を賦與せり、同公司は資本金一百万兩を以て一九〇〇年創立せられし處にして、內拂込額四十萬兩、本社は漢口路にあり、一萬口の設備を有し目下の加入者は七千內外なり。

營業成績　最近の營業收益の狀況次の如し。

年度	利益金(兩)	配當金(兩)	割合
一九一五年	一六二、九五二	九二、一八〇	二割
一九一六年	一九五、九九六	七四、四四〇	八分
一九一七年	二〇六、四六九	一〇四、六七〇	一割一分

通話狀況　一九一九年四月一日より一九二〇年三月三十一日に至る一ヶ年間の狀況を見るに左の如し

苦情の申出數	四四七件
一日平均通話數	一一四、八一七回
一人一日の平均通話數	一三回半
同期間支那人雇用數	七七七人
現在帳簿面資産總計	二、一七八、七九七兩
同地下線哩數	一、八二七哩
同架空線哩數	二二五哩
同電柱數	三二〇本

電話機の方式はオートマテイツク式及マニユアル式なり。

料金　電話加入料は十兩の供託金を預入し、使用料は租界内は一ヶ年事務所營業用六十兩住宅用四十五兩にして、四期に分ち前拂とす、租界外は倍額なり。

中國電話局

南市新碼頭裏街に在り、主として城内及南市の通話に任じ、電話架設の供託金として、十元の前納をなし、使用料は毎月前納三元なり。

電氣瓦斯水道

電　氣

一、工部局電氣處

共同租界工部局の經營する處にして、市營事業なり、本社の資金は市債により、工部局電氣處に投下せられたる市債は五分利付七萬五千兩、六分利付二百六十四萬四千兩合計二百七十一萬九千兩とす、其經營狀況は次の如し。

發電能力		
	黃浦江發電處	五九、〇〇〇キロワット
	斐倫路發電處	五、六〇〇〃
	合計	六四、六〇〇〃

最近三年間の經費比較

項目	一九一七年	一九一八年	一九二〇年
石炭	一、〇八四、八七一兩	二、〇四一、四六三兩	二、二〇五、四三四兩
油(其他)	六八、四五七	八四、二七二	一九四、六四五

俸給	七九、七二〇	九一、五九〇	二〇一、〇一四
修繕及維持費	二三九、一一四	二六八、〇三七	三三、〇一三
家賃及租金	二八、八二三	三二、一〇三	一〇、〇七六
經常費	一七一、一六〇	一八六、一一二	一五、一九二
計	一、六七二、七四五	二、七〇三、五七七	二、六五九、三七六

賣上電量（單位ユーニット）

項目	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
	兩	兩	兩	兩	兩
私用電燈	一四、二八五、八八八	一五、二〇六、〇一九	一四、四四四、二六一	一六、三七八、七九三	二〇、二九八、六七二
公用電燈	一、〇五八、七七二	一、一二八、八九六	一、一四一、九七三	一、一九二、六五〇	一、四五四、八一二
放熱及料理用	八九九、五八五	一、一二九、七五四	八九九、八五二	九五二、八一四	一、二四〇、一三六
動力	四二、〇四二、八五三	五七、一八二、三四〇	六六、〇二四、八九五	七九、六二二、五四八	一一六、八三九、一四七
電車動力	三、八七三、六九八	三、八四三、四三三	三、七六四、六七八	四、一九一、三三二	四、七〇六、八六五
計	六二、一六〇、七九六	七八、四九〇、四四二	八六、二七五、六五九	一〇二、三三八、一三七	一四四、五三九、六三三

一九二一年收支豫算

收入之部	
電氣賣上料	六、五八六、〇二二兩
モーターメートル其他賃料	一一七、〇〇〇
計	六、七〇三、〇二二
支出之部	
生産費	三、四七五、四八五
配分費	四二一、五〇〇

管理費	二九三、四五〇
家賃及稅金	六〇、〇〇〇
保險	三二、〇〇〇
減價償却	七〇〇、〇〇〇
利息	六四〇、七七一
雜費	五〇、〇〇〇
計	五、六七三、二〇六
差引利益	一、〇二九、八一六

一、上海法商電車電燈公司

同社は電車事業の外電燈事業をも營むものにして、其電燈の供給範圍は佛租界のみなるを以て點燈數も少なく、漸く六萬內外に過ぎず、電流は三相交流五十サイクル、高壓線五千ボルト市街線三百ボルトにして發電所は呂班路に在り。

一、閘北水電廠

閘北恒平路に在り、一九〇八年の設立にして其資本金は銀三十二萬兩、外に外國借款四十萬兩あり、最初商辦なりしが、一九一四年官營となし江蘇省當局の管轄となれり、發電機は獨逸製二臺を有するも、現在は專ら工部局電氣の取次販賣をなし、主なる業務は水道事業なり。

一、南市電燈公司

大東門外紫霞路に在り、純然たる支那人の民營なり、資本金は銀十萬兩にして外に外國借款二

十萬兩あり。
發電機は獨逸製を用ひ、主として城內及南市に電燈を供給し、發電機二臺は高昌廟南市水道會社構內に裝置す、點燈數は一萬五千燈なり。

一、浦東電氣公司

一九二一年五月の創立にして、資本銀二十五萬元（拂込十萬元）なり、發電所は浦東張家濱にあり、浦東方面に於ける點燈を主とし、現在電燈數二十五燭光四千個なり、本社重役は總經理、童世亭、董事、童季通、張蟾芬、趙晉卿、單允公、黃允之、吳蘊齋、何靜之、江捷三、葉惠鈞、監察人、潘志文、汪作臣等なり。

水道

一、上海水道會社（上海自來水公司）

(Shanghai Water Works Co.)

本社は共同租界に上水を供給する爲に、一八八一年設立せられたるものにして、貯水地は楊樹浦黃浦江岸にあり、其の收水機 Intake は黃浦江中にありて黃　江の潮の加減にて廠內の水より江水の高くなりし時水門を開きて廠內に江水を流入せしむ、其吸水機 Pump は最初一時間一百萬ガロ

ンの吸水能力あるに過ぎざりしが、今や三百馬力の電氣吸水機を用ゐ、一時間二百萬ガロンの吸入能力ありと、斯くて吸入せる黄浦江の水は二十四時間蓄水池 Settling Tank に貯へ置きて之れを清澄ならしむ、二十四時間蓄水池にありし水は更に濾水池に入るべし、此濾水池は所謂 Slow Filter にして、其形長方、縦一百尺横一百五十尺卽ち一萬五千平方尺にして、數層の砂石あり、最下層は大石にて層の厚さ一尺、次は稍小なる石にて層厚六寸、次は粗沙一尺、次は細沙三尺三寸、一時間一平方尺の濾水量は約二ガロンにして、一濾水池は一時間約三萬ガロンを濾水し、廠內に此種の濾水池三十六あり、全體にて一時間に一百零八萬ガロン濾水す、但し水は此濾水池に入る前に預備濾水池 Pre Filter を通過するを要す、此預備濾水には極めて粗なる砂石を用ゐ、水中の比較的大なる物質を此處に停滯せしむるを目的とす。

濾過の水は始めて上水として使用し得べく廠中に輸水機三あり、貯水機に水を輸送するものにして、一は三百八十馬力、一分間に三十回轉し、毎回轉の運水量約二百ガロン、一は一分間に二十八回轉し、一回轉の運水量約二百三十ガロン、一は一分間の回轉數四十、一回轉の運水量約二百ガロン、毎日上海への運水量は多き時は二千六百萬ガロン、少きも一千八百萬ガロンにして平均一千九百萬ガロンなりと。

本社は英國籍の會社にして其資本金は英金一、〇〇〇、〇〇〇磅とす、尚其近年の營業成績迻水

量等次の如し。

年度	總收入	純益	株主配當
一九一四年	六四五、二七四兩	二八八、九九一兩	一二九、七一九兩
一九一五年	六八一、一八一	二六五、八四一	一四五、三三三
一九一六年	七一八、三三四	三二八、四三一	一二三、三六一
一九一七年	八〇九、九四一	五〇八、六九五	二六二、九六九
一九一八年	九七二、四七二	三七二、二六一	一五二、〇九三
一九一九年	——	三五八、四八五	一六四、二八五

上海水道會社供給水々質（一九二〇年工部局分析表）十萬分に付

	凝度計	硬度	鹽素	硝酸鹽	鹽性アンモニア	蛋白性アンモニア	攝氏三七度一時間の吸收酸素	バクテリヤ 攝氏二二度	バクテリヤ 同三七度	コーリグロープ 有機體
一月	三四・〇	一一・三	一一・四	〇・〇四五三	〇、〇〇七八	〇、〇〇八〇	〇、〇五六〇	六三四	三七	〇・五
二月	一三・九	九・六	二・三	〇、〇〇四八	〇、〇〇二一	〇、〇〇〇八	〇、〇五〇〇	一四四	一四	一・五
三月	一五・〇	九・四	二・一	〇・〇四九〇	〇、〇〇二〇	〇、〇〇八〇	〇・〇四六〇	二九〇	一六	四・〇
四月	一五・八	九・六	二・四	〇、〇四六〇	〇、〇〇二〇	〇、〇〇七〇	〇、〇四二〇	二五	八	二・〇
五月	一四・一	九・〇	二・二	〇、〇四二〇	〇、〇〇二〇	〇、〇〇六〇	〇・〇四〇〇	二六	八	五・〇
六月	一九・四	一〇・〇	三・三	〇、〇五〇〇	〇、〇〇二五	〇、〇〇八〇	〇、〇五六〇	—	五三二	一・〇
七月	一六・四	九・七	三・〇	〇、〇四九〇	〇、〇〇二一	〇、〇〇七八	〇、〇五三三	九六	七二	三・〇
八月	一五・〇	九・〇	二・二	〇、〇四四〇	〇、〇〇一八	〇、〇〇七六	〇、〇三三三	五二	二五	三・〇
九月	一五・五	九・一	二・三	〇、〇四三〇	〇、〇〇二九	〇、〇〇八一	〇、〇三六四	七三	二五	五・〇
十月	一二・二	八・〇	一・八	〇、〇四八〇	〇、〇〇一五	〇、〇〇九一	〇、〇四二〇	三〇	一〇	三・〇
十二月	一二・五	八・三	一・九	〇、〇四九〇	〇、〇〇二六	〇、〇〇九三	〇、〇四三二	五五	一五	五・〇

十二月	一一・八	八・〇	一・九	〇、〇六六〇	〇、〇〇一八	〇、〇〇一〇四	〇、〇〇五五〇	八〇	一二	三・〇

	揚水總量(加侖)	一日最大揚水量(加侖)	
一九一五年	四、二七四、〇〇〇、〇〇〇	一六、二三五、七六八	給水料金個人住宅は家賃の約百分の四又は一萬加倫に付一弗
一九一六年	四、七〇七、〇〇〇、〇〇〇	一七、二八一、二三〇	
一九一七年	五、二〇八、〇〇〇、〇〇〇	一九、五八九、一二一	
一九一八年	五、四六一、四九五、〇〇〇	一九、九一五、〇一八	
一九一九年	六、三六六、六九五、〇〇〇	二三、〇八七、六五八	

一、佛租界水道會社

(Compagnie Française de Tramways et d'Eclairage Electrique de Shanghai)

上海法商電車電燈公司（佛國）に於て電車電燈と共に水道事業をも經營す、其濾水池は白藻路に在り、貯水塔は小東門に在り、其容積は千立方米突にして一日の送水量は八千乃至一萬立方米突にして、水壓は約三十米突なり、其料金は共同租界水道會社と同一とす。

一、上海內地自來水公司

支那人の組織せる水道會社にして、高昌廟にあり事務所を南市大馬路に設く、其資本金は銀一百萬両にして一九一五年五月十日の設立に係る。

貯水池は望達橋附近に在り、沈澱池大五個小二個、汲水池二個、清水池一個を有し貯水塔は外馬路にあり、一日五百萬ガロンを送水す、本公司は兎角成績擧がらず、欠損を生じたり。

一、閘北水電廠

閘北水電廠に閘北に於ける水道事業を營む、本廠は之れが爲に沈澱池二個、淸水池一個を設け、寶山路に貯水塔一個を建設す、一晝夜の送水量は二百萬ガロンにして八十馬力の送水喞筒二個を使用す。

瓦斯

上海に於ける瓦斯供給會社としては上海瓦斯會社（The Shanghai Gas Co.）あり、支那人の間には煤燈公司と稱せられ、一八六三年個人企業として創められ、爾來久しく營業し來れるを一九〇一年資本金二百五十萬兩の株式會社組織に改められたるものなり、拂込は其半額百二十五萬兩にして、此外六分利付社債百二拾二萬兩を發行せり、營業成績は個人は經營の時代に不良なりしが、會社組織に改まりて以來良好にして、年々一割以上の配當をなしつゝあり、其最近成績次の如し。

年度	瓦斯賣上高	利益	瓦斯製造量
一九一七	六〇四、四二三兩	三一〇、七九八兩	一六、〇九二、二二三立方呎
一九一八	七五七、二〇〇	二一九、七三九	一四、四二一、八〇〇
一九一九	七二三、九七六	一五六、四九五	一四、七四六、五〇〇
瓦斯管延長哩數	一二一哩三〇		

本社の瓦斯用途は燈火、動力炊事ストーブ用等にして料金一、〇〇〇立方呎に付共同租界、佛租界一弗五十仙、租界外二弗二十仙にして、支那家屋の架設については最初十弗の供託金を提供するを要す

鐵道

滬寧鐵道

沿革

滬寧鐵道とは上海南京間、上海呉淞間鐵道の總稱にして、此兩鐵道は其建設の沿革を異にするものなり、先づ呉淞鐵道に就いて述べんに同鐵道は支那に於ける鐵道の起源として重要なる歴史を有す。同鐵道は僅に十哩强の短距離のものに過ぎざるも、支那に於ける鐵道企業の第一歩としては先づ此鐵道よりするを便宜なりとし、一八六五年英人技師ヘンリー、ロビンソン之れが計畫を立てゝ遂に成らず、次いで怡和洋行之を繼承　道路開鑿に名を藉りて工事を進めたるが、之れ亦中道にして廢し、一八七五年怡和洋行は重ねて技師ガブリエル、ジエームス、モリソンをして、小規模　る輕便鐵道として、之れを建設せしむる事とし、遂に一八七六年上海江灣間の開通を見るを得たり、然るに同年八月三日一名の支那人轢死者を出すや、鐵道に對する反抗運動熾烈となり、其結果同年九月清國政府との交渉となり、遂に其建設費を支那政府に於て支拂ひ之れを

買收する事とせり、而して其代金は三回に分つて支拂ふべく、其支拂完了に至る迄は會社の手にて營業を繼續する事となり、一八七六年十二月一日より全線の運轉を開始したるが、翌年十月二十日を以て代金全部支拂濟となりしより、之れを支那側に引渡したるに、支那當局は之れを撤去して車輛と共に臺灣に送り一部は基隆に於て使用し、大部分は遺棄したり。

然るに其後に至り支那人も鐵道の必要を覺り、遂に一八九七年支那人自ら之れを敷設するの計畫を爲し、盛宣懷等之れが建設許可を奏請したる結果、中國鐵路公司をして之れを敷設せしむる事となり、一八九七年四月獨逸技師をして建設に着手せしめ、一八九八年三月工事落成し、同年八月七日開通式を擧行せり、之れ現在の呉淞鐵道なりとす。

次に上海南京間の滬寧鐵道については一八九八年五月(光緒二十四年閏三月)英清組合が駐京英國公使マグナルドの後援に依り、當時の鐵路大臣盛宣懷との間に之れが布設費の借款假契約を訂結したるが、當時支那官民の鐵道に對する企業熱未だ熾ならず、又英國の對支鐵道政策も確立するに至らざりしにより、其の後數年放置の姿にありしが、一九〇三年三月に至り、英國は曩に協定せる假契約を基礎とし、同じく英清組合をして正約の訂結を要求せしめたり、於茲清國外務部は督辦鐵路大臣盛宣懷に命じて之れが折衝に當らしむ　盛は先づ兩江總督張之洞・江蘇巡撫恩壽等と商議し、其の結果上海南京間線路速成を必要とし、其の工費を英國の資本によるの已むなきを

認め、遂に同年七月英清組合の代表者たるバイロン、ブレナン、滙豐銀行代表ベヴィス及び怡和洋行支配人ランデール等と上海に會し、九日遂に上海南京鐵道借款契約の正式調印を完了せり、今當時の模樣を知らんが爲め外務部よりの上奏文の大要を掲げんに曰く

嘗て光緒二十四年閏三月四日總理衙門は電報にて、盛宣懷に命じ、英國政府の要求による上海南京間の鐵道を、英清組合に承辦せしむる旨に付き、同組合の代表者たる怡和洋行並に滙豐銀行と二十五箇條より成る假契約を定めしめ、地方と障礙ある際は隨時更正すべきを聲明し、更に正約は關係地方の總督巡撫と會同具奏したる上訂結すべきを約せしめたり、然るに適々英國はトランスバールの戰亂あり、清國には拳匪の亂あるありて、彼此共に遷延未だ正約を議するに至らざりしが、最近に至り該組合は前駐上海英國總領事バイロン、ブレナン、を以て其の代表者とし、詳細の契約を開議せしめ、以來磋磨するもの五六箇月、稿を易ゆること數回、然も兩々相持して未だ允さゞるものあり、遂に盛はブレナンと共に南京に赴き張之洞等と協議し增刪の上漸く妥協を得たり、其の草案は二十五箇條よりなり、粤漢鐵道に於ける米國との籌款便法を基礎とし、清國の權利を保ちたる點に於て、他の鐵道に關する契約よりも尤も多とすべし、ブレナンは該契約を英京に打電したるを以て、茲に草案を附し上覽に供し、批准を得て初めて調印する事とせり

云々と、而して該契約に依れば、英國よりの借款額は三百二十五萬磅以内とし、債券發行に關する事項鐵道建設竝に經營に關する事項及び呉淞上海鐵道買收事項等を含むものにして、其の大要次に示すが如し。

一、英清組合は鐵路公司に對し三百二十五萬磅以內の借款を引き受く可し、債券の賣出は二回若くは數回に分つも、其の額は督辦鐵路大臣と英清組合との商議の上技師長に命じ、工費の實額を見積らしめ清國をして利子の損失を免れしむ、額面百磅に付き實收九十磅とし、年利五分期限は調印の日より數へて五十箇年とす

一、本借款は鐵路建設及び列車運輸に要する各項の經費、竝に鐵路建設中に於ける借款利子支拂に充當す、英淸組合は最少の費用により、最善の設備をなし上海南京間鐵路建設列車運輸を掌り、鐵路總局は充分なる鐵道用地を提供し、同時に工事及び經營に對し便法を備ふべし、又淸國人民にして自ら鐵道を築造し、幹線に聯結せしめんとするものある時は、建築竝に列車の運輸方法は幹線と接續し得るものなるを要す

一、本借款の擔保として呉淞上海間十二哩の既成鐵道を初め、將來本資金に依りて造營せらる可き線路車輛家屋土地其の他一切の收入を以て之れに充つ可く、且つ擔保に關する各事項は英國の法律に從ひ解釋するものとす

一、本借款は工事の進行如何に從ひ數回に分ちて之を交附するものとす。而して英清組合の資金調達は、自ら債券を發行するも、或は之を擔保となし又は他の方法に依るも自由たるべく、清國に交附すべき金額は本債券額面記載の分に限るものとす、次期鐵道工事に要する費用は見積に依り、英京に於て之を募集し、若し清國人にして之を購入せんとするものある時は、豫め其の旨を英清組合に通達し、組合は英國に於けると同一の規則並に價額に依りて賣却すべし、本借款金額は英國に於て購求する機械其の他の物件代價及び契約に關し支拂を要する費用を除き技師長の見積りたる工費豫算額が、鐵道總管理處の査定を經たる後、上海に送金し滙豐銀行或は他の特定銀行に預入し、必要に應じ鐵道工費に振り換へ、督辦大臣に上申し。上海の時價に從ひ現金と引換へ、使用に供す、英國より送金の數額は等しく三箇月毎に決算し、鐵路總公司に提出し督辦大臣の免許を得たる後初めて確定す

本契約批准後十二箇月內に幹線の築造に着手せざる時は本契約は無效とす

一、本鐵道の築造に先ち督辦大臣は線路の建設、列車の運輸に關する一切の事務を管理せしめんが爲めに、南京上海鐵道管理處を設立す、而して總局を上海に置き役員五名を出し、清國人二名英國人三名とし內英國人一名を技師長とす、管理處の執務規則は督辦大臣と英清組合代表人と商議訂定す、英清兩役員に意見衝突ある時は督辦大臣と英清組合代理人は和衷商酌すべし。

鐵道經營の必要上淸國人に對し鐵路建設列車運轉其他一般鐵道事務を敎授すべき鐵道學校を設立する場合には、鐵道管理局は督辦大臣に上申し之を決定す

一、線路敷地車輛其の他の抵當物件は單に借款擔保たるに止まり、淸國の財產たるべきものとす

鐵道用地は上海南京間の複線、側線及び停車場、工場、車輛庫等に要する地域にして、技師長の詳細なる設計圖面に依り、督辦大臣の認可を經たる後、中國鐵路總公司より其の費用を支出して買收すべし、其の總額は英貨十五萬磅を超ゆる事を得ず、本資金を英淸組合より借入する時は年六分の利子を附し、鐵道の收入中より支拂ふものとす、若し地價が豫定價額より高き時は、更らに十萬磅以內の特別債劵を發行する事を得、利率は同じく年六分とす

一、銀公司は鐵道建築用の各種材料に付き、五分の手數料を受くべし、價額は最廉にして場所及び品質を明白ならしむるを要す、又淸國の工業を發達せしめんが爲めに價額の適度なる限りは、漢陽製鐵廠にて製造したる諸材料及び其の他の諸國內產品を購入するものとす

一、鐵道線路には電信電話並に他の通信機關を備へ、沿線の線路及び列車の異動、其他鐵道各種の用務を辨し得るも、淸國電報局の權利を侵害するを得ず、又鐵道に必要なる附屬物件卽ち工場、倉庫、波止場、棧橋、汽船等は調査の上該公司より督辦大臣に商議し設置すべし、又鐵道管理處は鐵道護衛の目的より巡防隊を訓練する事を得べく、隊長は淸國人を專用す、俸給は鐵

道經費より支出すべし
而して之等材料は外國より輸入し、又は清國他省より運來するものなるを問はず、北洋鐵道規則に照らし關稅及び釐金を免除すべし、又清國政府は債券利子票及び鐵道收入に至るまで均しく課稅を免ずべし
一、本鐵道の收入より各種の支出をなし、又債券利子を支拂ひたる殘金を以て純益となし、其五分の一を銀公司に分配す、銀公司は之れが爲め豫め借款期限內に於ける其の所得を算定し、鐵道資本總額の五分の一に相當する餘利憑票（利子券）を發行し之れに當つ、餘利憑票は一枚額面一百磅とし、債券の發行數額に照して其の數を定め、若し債券が銷却せられ又は鐵道用に使用せられざる時は、本票も其の相當額を廢紙となす、淸國政府は本債券を契約後十二年半の後は、額面より二分五厘增に、二十五年以後は額面價額を以て買收する事を得、餘利憑票は何時にても額面價額を以て買收する事を得、五十箇年の期限近づくも、債券の償還を終らざる時は督辦大臣は滿期二箇年前書面を以て銀公司と期限の延長を商議すべし、而して六箇月以內に成議せざる時は淸國政府は別に法を設けて資金を調達し之を銷却するを要す、然らざれば鐵道及び附屬物件一切は銀公司に引き渡し其管理に歸すべし
一、上海吳淞鐵道は其の價額を百萬兩と見積り、鐵道管理處が其の代價を中國鐵路總局に引き渡

したる日より、上海南京鐵道の管理に歸し、收入及び支出は上海南京鐵道と同一法に依る本線及び其の支線の通過する附近に於ては本鐵道の利益を阻碍すべき又は平行する鐵道を敷設する事を得ず

本協約の一度公表せらるゝや、地方民の反對甚だ强烈にして、郷紳集議し之を以て江蘇の死命を制するものとなし、遂に上奏して廢約を訴ふるに至れり、其言に曰はく「滬寧鐵路は江蘇省命脈の繫る所にして、最大利源の一たり、協約は實に江蘇の路權を失ふに止まらず、五十年三千萬兩の洋債を負ふ、抑も何に依りてか此巨債を返濟せんとする、袖手命の至るを待つの外なかるべく、今年より五府一州永久外人の所有に歸せん何ぞ緘默して傍觀するに忍びんや」と。

後運動は極めて熾烈を極めしが、終に契約調印後なりしを以て之れを覆すに由なく借款額を二百二十五萬磅に減じ、一哩の工費を六千六百餘磅以下とし該工期限を三十九ヶ月とせるに過ぎざりき。

斯くて本鐵道工事は專ら怡和洋行にてそれに當る事とし、一九〇四年十一月二十六日技師長コリンソン、本鐵路公司總辨沈敦和、朱寶奎等相共に起工式を擧げ、コリンソンの設計に基き全線を上海蘇州、蘇州無錫、無錫常州、常州丹陽、丹陽鎭江、鎭江南京の六段に分ちて工事に着手し、一九〇六年七月全線の開通を見たり。

借款

本鐵道資金借款は本契約締結に當りては三百二拾五萬磅以内とせしが、後江蘇省民の拒款運動の結果それを二百二十五萬磅に減額して、公債を發行せるが、一九〇六年七月上海無錫間の工事成ると共に、右發行額にては費用に不足を生じたる爲、同年十月六十五萬磅の第二次借款契約を締結するの止むなきに至れり、本借款は第一次借款と同一條件によれるものにして、此兩借款は民國十八年十一月十七日を償還開始期とし、四十二年十一月十七日迄に全部償還を了すべきものとす。

其後一九一三年十月三十日滬寧鐵道土地購入の爲と稱して、周自齊と英清組合との間に十五萬磅の借款契約成立せり、其用途は工事費勘定中の上海南京間土地購入費を支拂ふにあり、年利六分手取九十二の條件を以て、期限を十年とし第六年末即民國八年十二月一日より五回に分期償還する事とせり、其擔保は本鐵道財産及收入を以て之れに充てられたり。

工事

本鐵道は技師長コリンソンの設計監督の下に建設せられたるものにして、上海南京間幹線三一一・〇〇五基米及引込線六九・二八基米あり、一九〇四年秋工事に着手し一九〇六年蘇州を過ぎ無錫に達し、一九〇七年五月常州に至り、十月鎭江に達し翌年三月全線竣工せるものなり。

一、高低及屈曲　本線布設地方は殆んど全部平野にして、鎭江附近及其の西に稍丘陵あるも多から

ず、從て隧道を開鑿せしは僅に鎮江附近に於て三百二十呎のもの一個のみ、最高所は南京の下關より十三哩の地にして九十呎二八あり、他は沖積層の平地にして坂路と稱するもの無し、只屈折比較的多きが之れ土民が墳墓家屋の移轉を肯ぜざるものありし結果なり。

二、橋梁　本線は水路縱橫たる江南地方にあるが爲に橋梁は甚だ多く、上海南京間に三百三個、延長五千八百五十七呎あり、尚此外暗渠四百五個あり、橋梁中稍大なるもの二十五あれども孰れも二百呎を越えず、最長なるは新陽江の鐵橋にして、延長二百呎、工費十萬六千四百五十一元を要せり、之れに次ぐは陽城湖の鐵橋にして延長八十呎、工費六萬七千四百十九元なり。

三、工事費其他の經費　本線は路盤の幅員五米突三四四軌道は四呎八吋半の標準軌間の複線にして軌條は英國製八十五封度長四十呎のものを用ひ、枕木は鐵製にして長九呎幅十吋厚さ五吋半あり、一軌條に付十五本の割合に置く、其一九〇八年二月末の全線開通迄に要したる費用次の如し。

	兩		兩
創業費	一八、六四八・八九	停車場費	一、五五三、八九一・九八
土地購入費	一、八三六、九一七・七四	電信布設費	五一、六九二・一七
橋梁暗渠工費	一、九三四、三七五・七一	車輛	二、〇二六、一二〇・四五
土工費	一、五六七、二六二・三七	機械工場	三九二、八六四・六二
界石柵信號器	三八、九二二・九三	作給及雜費	一、五六八、八六二・九〇
鐵軌	四、八一一、五三六・三三	合計	一五、八〇一、〇九六・〇九

此內より上海蘇州間複線準備經費四七九、九八四・二九兩を控除し、一哩の平均工費を算る時は

七七、三八四兩となる、此外に

借款利子	三、〇五五、七八二・一六兩
銀公司材料購入手數料	二一九、一八一・一九
支那人同上	一一一、八〇八・四五
淞滬鐵道買收費	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	四、四六五、九九六・七七
兌換差損	五六、一五一・九九兩
釐金稅	三、八二五・六四
南洋公學寄附	一〇、〇〇〇・〇〇
其他	九、二四七・三四

を要せり、故に之れを工事費に合すれば全線總經費二〇、二六七、〇二九・八六兩となり、吳淞南京間全線の一哩當經費は九九、八三七兩となる。

驛名及距離

上海南京間

驛名	距離（哩）
上海	—
眞如	四、六八
南翔	一〇、七〇
黃渡	一四、五三
安亭旗站	一九、二五
安亭	二〇、〇三
陸家濱	二六、三一
恆利	三〇、〇〇
昆山	三一、九五
正儀	三八、七五
唯亭	四二、六六
外跨塘	四八、二九
官瀆里	五一、八八
蘇州	五三、四七
滸墅關	六一、一九
望亭	六六、六〇
周涇巷	七三、〇七
無錫旗站	七六、八五
無錫	七九、八〇

驛名	距離	驛名	距離
石塘灣	八六、二五	鎭江	一五〇、三四
洛社	八八、二〇	高資	一五八、二七
橫林	九三、三二	下蜀	一六五、五五
戚墅堰	九七、〇七	龍潭	一七二、三三
常州	一〇三、九四	孤樹村	一七八、二六
奔牛	一一五、〇一	堯化門	一八三、九四
呂城	一一九、六七	太平門	一八八、四一
陵口	一二五、九九	神策門	一九〇、三九
丹陽	一三一、七七	南京江邊	一九三、〇〇
新豐	一三六、七九	南京	一九三、〇二
鎭江旗站	一四七、八二		

上海砲臺灣間

驛名	距離（哩）
上海	―
江灣	三、四六
張華濱	七、三九
蘊藻濱	八、七五
吳淞鎭	九、四九
砲台灣	一〇、一九

資産及營業成績

資産　本鐵道全延長は幹線三一一・〇〇五基米、支線一六・〇九三基米、引込線待避線六九・二六六基米、合計三九六・三六四基米あり、一九一七年に於ける其資産狀況次の如し。

第一　建設勘定

項目	金額
總務費	二、四〇三、五一六・〇三元
籌備費	四七、〇六一・二五
土地	二、九八一、〇[illegible]五・二五
建設	二、〇七九、一〇九・七二
隧道	三七四、六四二・四〇
橋梁	二、七三四、一七八・二五
保線	六四、九二四・〇一
電信電話	一〇四、四七九・五五
軌道	七、一五三、〇九五・四九
シグナル及スウッチ	一一一、九一三・七六
停車場建築物	二、五二六、四九二・一六元
一般機械工事	五七五、一四七・一一
特殊機械工事	一二八、一一七・二八
營業設備	三四七、八四〇・三〇
車輛	四、九三〇、五六七・七七
船渠港灣及埠頭	六三八、七四九・二九
計	二七、二〇〇、八六九・六二

第二資金勘定

項目	金額
建設期間中利子	三、一三三、六一〇・〇二元
爲替損	一八九、八四三・九四
其他雜	六五四、〇四三・九九
計	三、九七七、四九七・九五
第一、第二計	三一、一七八、三六七・五七
資本金割引差引	六四一、六一〇・五五
線路設備費合計	三〇、五三六、七五七・〇二（總資産額）

營業成績

（營業收入　四、一七九、八〇八・六八元
（營業支出　二、二〇三、二四五・六〇

一九一七年度	
差引額	一、九七六、五六三・〇八
其他支出	一、二〇七、八八八・一二
其他收入	六八、六六四・〇一
差引支出	一、一三九、二二四・一一
一九一七年度利益	八三七、三三八・九七

營業收支明細表

收入

科目		金額
一、運輸收入	旅客	元 二、七七五、二〇四・四七
	旅客關係	一四八、〇二九・八二
	貨物	一、〇八二、二一三・九一
	貨物關係	九五、五五三・五九
	計	四、一〇一、一〇一・七九
二、其他	電信	五〇五・七四
	中央機械工場	七、六二〇・七一
	地代	二〇、三〇七・三七
	臨時收入	四八、二四七・八四
	計	七六、六八一・五六
三、補助營業		二、〇二五・三三
合計		四、一七九、八〇八・六八

支出

科目	金額
一、總務費	元 三一三、六一一・九四
管理	二三二、八七七・〇〇
其他	八〇、七三四・九四
二、運輸經費	五二一、〇一五・九六
三、運轉經費	五五〇、一三三・四〇
機關車	四七九、二一七・五九
客貨車	三一、六八四・八九
運輸	三九、三三〇・九二
四、設備維持費	四六八、二九四・〇七
機關車部	四六八、二九四・〇七
五、線路及機械維持費	三五〇、一九〇・二三
工事部	三二八、一八八・三八
其他	二二、〇〇一・八五
合計	二、二〇三、二四五・六〇

收支明細表

收入

科目	金額
營業純利益	一、九七六、五六三・〇八元
利子	一三、九九五・三二
賃貸料收入	一六、三九八・四五
爲替差益	三七、九三四・六四
雜收入	三三五・六〇
計	二、〇四五、二二七・〇九
差引	八三七、三三八・九七

支出

科目	金額
公債利子	一、一一七、七一九・四六元
公債割引	六三、八二五・八六
租税	一五六・二四
賃借料	四九二・三九
償却金	二四、五五七・七七
雜支出	一、一三六・四〇
計	一、二〇七、八八八・一二

損益計算表

利益

科目	金額
本年收支差引	八三七、三三八・九七元
未收收入	一、〇四六・四〇
計	八三八、三八五・三七
差引利益	七四二、五一四・七〇

損失

科目	金額
未拂金	八五、四四二・〇六元
雜	一〇、四二八・六一
計	九五、八七〇・六七

所有客貨車數（一九一七年）

客車

種類	車輌數	旅客收容能力
一等車	九	三一八人

貨車

種類	車輌數	輸送能力噸數
有蓋	三三二	二、四五六

二等車	一三	八四〇
三等車	七六	七、〇六八
計	九八	八、二二六
其他	三	一
合計	一〇一	八、二二六

無蓋	八六	七二八
特殊	一七	一二二
合計	四三五	三、三〇六

滬杭甬鐵道

沿革

一八九八年八月二十一日時の英國駐支公使サー、クロード、マグドナルドは、清國總理衙門に公文を送り、其内に於て蘇州杭州より寧波に至る鐵道を自國シンヂケートをして築造せしめん事を求め、總理衙門は同年九月六日の復文に於て此要求を認め、目下之れにつき英國人と商議中なる盛宣懷に、能く妥協の精神を以て條件を定め章程を作り指示を請ふべき旨を訓令すべき事を約したり、而して同年十月十五日（光緒二十四年九月一日）中國鐵路公司督辦大臣盛宣懷と英清組合代表者と　間に（一）組合は本契約調印後速に線路の測量をなすべし、（二）正約は後日再訂すべし、（三）此鐵道敷設につき該地方の利益と相反する事あれば再議改正すべし等四ヶ條の假契約を締結し、蘇州より杭州を經て寧波に至る鐵道は怡和洋行が滬寧鐵道の例によりて借款權を獲得する事となれり、然るに其後英國は容易に此權利を行使せず、鐵道は年を經るも布設せられんとする

の狀無きに、一方浙江人李厚裕等は利權回收の目的の爲に資を集めて江干より杭州城外拱宸橋に至る鐵道を布設せん事を計畫し、光緒二十九年（一九〇三年）之れが許可を出願せり、依て清廷は盛宣懷をして、同年四月英清組合代表者ブレナンに書を送りて六ヶ月以內に蘇杭鐵道工事に着手せん事を求め、若し其期間內に起工せざる場合は、假契約は無効ならしむべき旨を告げしめたるが、ブレナンは滬寧鐵道布設條約成立後本線に及ぶべき事を回答したるも、盛宣懷は未だ測量の行はれざる事を擧げて其權利を否認せり。

蓋し此頃より支那に利權回收運動なるもの起り、利權の外人の手に移るを阻止し、且既に其移れるものも之れを收回して自國の力によりて經營せんことを主張せり、而して江蘇省內の鐵道についても、之れが敷設權を外人に許與するを不可なりとし、自國人にて會社を起し之れを經營せんと呼號するものあり、其結果先つ一千萬元の會社を組織し、之れによりて上海蘇州間の鐵道を布設し更に各地に及ぼさんとして商部に上申して其認可を得たり、之れ所謂蘇省鐵路公司なり、而して一方浙江省民亦自ら資を募り浙江省內の鐵道は其力を以て之れを敷設せんと要求せるあり、光緖三十一年八月二十五日上諭を以て是等鐵道は外資によらず、地方人民の自辦によるべき旨を令せり。

然るに是れに對し英國は自國が明かに敷設權を有するものなるに、今俄に之れを奪ふの不當を

抗議し、一方民間の拒款運動益猛烈を極めしが、商辨蘇省鐵路公司の組織は既に成り、一九〇七年四月を以て先づ上海より工事に着手せり。

英國は之を以て明に英國既得の權利を侵害するものとなし、外務部に向つて强硬なる談判を開始し、該鐵道は英國資本を以て布設すべきことを要求せり、然るに江蘇省商民に於ては曩に鐵路大臣たりし盛宣懷氏と英清組合との間に締結せられたる假契約は、已に其効力期間を經過したるものなり、而して支那に於て之を布設するは、英國自ら其權利を放棄せるものと認めたるを以てなりとし、茲に喧しき借款問題の爭を惹起し、英國と外務部との間困難なる交渉案件となれり。

始め英清組合は同公使を經て蘇杭鐵道は、必ず英國資本を以て經營すべきを要求し來りしかば外務部に於ては先づ英國怡和洋行と鐵路大臣盛宣懷との間に締結せられたる假約を主張し、之が廢棄を求めしも英國公使は一歩も讓る所なかりしのみならず、假契約履行を求めて止まざりしより、清廷當局は遂に已むを得ず再び假契約を締結し、彼の津鎭鐵道借款契約と略同様の條件を以て、英國會社より資金として百五十萬磅を借入れ、工事は清國人をして經營せしむることとなさんとし、其外債元利は將來該鐵道より生ずる收入を以て之を償還し、之が擔保としては毎年百二十萬兩内外に達する財源を江蘇浙江兩省に於て其各自の省内の鐵道の長短に應して分擔せしめんとし、外務部よりは江蘇、浙江兩巡撫に對して、該借款の擔保に充つべき財源を調査せんことを命じたり、

然るに江蘇省内に於ては已に商部の許可を得て、蘇省鐵路公司設立せられ、同省商民の資本を集め、純然たる民資を以て鐵道布設を計畫し、堅く清國以外の資金を一切收めざることに決定し、加之上海より嘉興に至るべき鐵道線路已に其築造に着手し、上海より松江に至るの間は大略之が築造の設計成れる場合なりしかば、今に至り外債を借入るゝことは、一般人民に於て決して承認すべきものに非ざること、及江蘇省内の財政は、租税其他の收入の以て擔保に足るものなく、釐金は稅務司の收入に歸し、關稅亦之を流用すべきの途なければ、如何なる方法を以てするも、該借款に相當する擔保を提供することを得ざる旨回答をなし、併せて借款反對の稟議をなせり、又一方民間側に於ては、該鐵道は已に之が建設に着手し居るのみならず、往年の契約は契約期限を經過し居り、英國側は今日之れを主張するの權利あるなし、又本鐵道と津鎭鐵道とは其性質自ら異るものなれば　津鎭鐵道と同視する契約は堅く拒絕すべしとなし、外務部に向つて强硬なる反對をなせり、外務部にては已に假契結をなせることなれば、今更又之れが廢棄をなす能はず、外務部尙書袁世凱は省民の反對を見て大に之を憤り、江蘇省民にして借款問題に反對するに於ては、該鐵道の布設權は之を政府に收めて、之を官設にせんと號せり、當時江蘇省民が外務部に向つて發したる借款反對の意見の要領は大體次の如し。

一、蘇杭鐵道契約の草案中或る期限を經過する時は、本契約を廢止する旨の條項あり、然るに英

人は本契約の締結後十年を經過するの今日に於て、尚未だ之が工事に着手せざるは、自ら既得の權利を拋棄せることを示すものなり、此に於て放棄せる權利を回收して、本省の商辨となし自ら之を經營せんとするは當然の事にして、且國家の爲一部鐵道の權利を保持する所以なり

二、鐵路大臣盛宣懷は光緒二十九年四月に於て、英國商人代表者たるブレナーに書面を送りて、今後六ケ月を限りて該鐵道の工事に着手せざるに於ては、該假契約は之を廢止すべき旨を以てしたるに、英商代表者は之に對して何等の回答を與へざりしのみならず、依然として工事に着手せざるは、之れ明に英國人の權利を放棄したる事實と認め得べし

三、津鎭鐵道は未だ工事に着手せずして借款をなすものなれども、本省及び浙江鐵道は、已に資本の募集を終り、布設工事に着手し、現に江蘇省に於ては上海松江間六十支里は軌道の布設を終れり、而して杭州江墅間已に汽車を開通し、客車貨車を運轉し、一般運轉に從事すること已に數ケ月に及べり、以て津鎭鐵道と同日を以て談すべきにあらざるべく、何を以て此の際外債を借ることを要せんや

四、江浙鐵道は已に裁可を經て純然たる民業となし、官は其の資金の事に關與せざるのみならず浙江省に於ては賠償練兵費等につきて尚不足を感ずる今日、民設鐵道として該借款の擔保になすべき財源は之を求むること能はざるなり

五、貴外務部は資金と鐵道とは之を二件に別ち、其借款の擔保を別に提供して、鐵道權に干涉せしむることなからしめんとすと雖、將來現に借款元利を償還せんには、該鐵道の收入を以てせざるべからず、之れ明に鐵道を以て抵當となし、其不足として他收入を以て之れに當てんとするものなりとす

六、刻下正に鐵道に關する制度あり、現に落成せる鐵道に對しては、必ず英商にして之が借款契約廢棄を承認せしむべし、英人名付けて借款と云ふも、其眞意卽ち鐵道を奪はんとするにあるや明なり、公理公法より云ふも英人の主張する處一も正當の理由なし、且民業の保護は刻下中國の急務なり、殊に之が爲めに勅諭のあるあり、之を如何にせん、若し斯の如くにして借款を肯せざるべからずとせば、誰か又鐵道布設に從事するものあらんや

以上六ヶ條の理由を具陳して强硬なる反對をなし、政府が鐵道政策として執る手段の宜しきを得ざるを非難し、飽迄外債を拒絕せんと努めたり、此の結果郵傳部より外務部に交涉して「蘇杭鐵路は未だ津鎭鐵路と同一律に所辨すべき性質のものにあらず、されば此の旨英國公使に聲明して該鐵道草約を廢棄せしめ、江浙兩省人民をして之れが收回せしむべし」とて、該鐵道會社の總理の反對意見卽前記六ヶ條の要旨を示して、契約の廢止を勸告せり、然るに外務部は尙之が廢約に同意せずして、更に兩省鐵道代表紳士數名を北京に電招せり、仍て同省紳商は該鐵路公司總理陽壽潛、

副總理張謇を公擧して上京せしめたり、兩氏は其の告別に當りて鐵路公司株主に向つて、誓つて路事に殉ずべく使命を完うせんと述べたり、而して着京後大に奔走し、在京の同郷出身官吏を糾合し、且慶親王を始め袁世凱那桐等の諸大臣に謁見して江浙兩省の利益のある所を申明し、英國公使より如何なる手段を以て要求し來ると雖も、必ず之を拒絶して利權を保持せんことを嘆願し、又一方には北京大學堂に於ける兩省出身の學生も、事態容易ならずとなし連名を以て借款反對の意見を上奏し、其後間もなく他省出身の大學生も該事件の狀況は、獨り東南二省の利害に關係する所大なるのみならず、直ちに國家の大局に關係するの問題なりとなし、更に具奏する所ありて人心大に激昂し、物情恟々たりき。

玆に於てか政府も其公憤の枉くべからざるを知りたりと雖も、英國に對しても亦信を失ひ難きにより、種々協議を凝したるゝ結果、現在の線路は兩省商民の自辦となし、別に兩省内に適當の線路を見出して、之が築造に英資を以てせんことを建議したり、然れども英國公使に於て此の議に承諾を與ふべきや否やは未だ疑問にして判明せざりしが、斯かる間にありて一九〇七年十一月十二日に於て軍機處より、兩江總督及巡撫に對し、「浙江より江蘇に至る鐵道の資金を英國より借入るゝ件は、關係列國の親交を維持する上に於て已むを得ざる事情の下に決定したる已成の事實なり、然れども政府は該鐵道に對する清國人の利益と利權を維持する方針にて、江蘇浙江兩省

民の利益を支持するが爲に、能ふ限りの努力をなすべし、故に能く其意を體して本借款の成立に盡力せよ」との意味の勅旨を電達したり、茲に於て該地方官は各關係人民に對して之が諭達をなしたりしが、一方外務部尚書袁世凱は、江浙鐵道の代表者湯壽潜、張謇に勸告して、清國政府が英國に對して契約を履行せざるに於ては、外國人必ず口を之に藉りて國交を破るに至らん、さればこの事實を同郷の父老に告げ、借款に反對せざる樣枉げて外務部の意見に從はれたき旨を以てしたり、依つて該代表者も已むなく一先歸省せしが、衆紛未だ熄まず、益激甚を加ふるの勢あり、江蘇巡撫陸元鼎は十一月下旬を以て上京し、外務部と協議する處ありしも議遂に決せず、然るに英國公使は益强固なる談判を以てし、毫も讓歩する所なく、清國當局は中間に介在して、其處置に苦しみたり、然るに十二月初旬に至りては、江浙兩省の代表者再び入京すべきこととなりしより、北京政府が進退に窮して、遂に一八九八年英清組合と契約を締結したる盛宣懷を召して、英清組合との間に妥協をなさしめ、一時問題を延期して善後の策を講ぜんと計れり、然るに袁世凱は飽迄該契約を尊重して、借款に同意すべきを以てし、且鐵道布設の速成を望むは外債によるの外なしとし、之に關する意見十ヶ條を奏上し、又江浙兩省紳商の陳情書に對しても、「人民に對して大信を失はざるは之れ爲政の大要となす、況んや信を外國に失ふをや、約已に議定す斷じて改變し難し」と云へり、而して又兩江總督端方及浙江巡撫馮汝騤は、外務部に電報し曰く、「蘇浙兩省人民は

愛國の熱誠を以て資金を醵出し其額已に四千萬兩に及べり、之を以て鐵道を布かんとする兩省人民の一事已に平和的にして、好んで平地に波瀾を起すものにあらざれば、政府は兩省代表者の上京を俟ち、該鐵道布設費を負擔し得べきや否やを確められよ、若し兩省に於て確かに必要の金額を負擔し得べしとせば、外務部はその性質單に商取引に過ぎざる英國の借款を拒絶すべし、何を以てか強ひて外債を用ゆるを要せん。若し此の借款を拒絶するが爲め英清組合に損害を蒙らしむるものとせば、之に對し相當の額を支拂ひ該約を破棄すべし、英國公使に於て尚頑然として主張するの謂なからん、萬一英國公使に於て主張を固持して止まざれば、英國より借入れたる資金は之を他の資金に使用すべきのみ」と。

然るに袁世凱は該借款の事全く止むを得ざる所以を主張して曰く「鐵道布設鑛山開掘の二事は目下清國に於ける至要の事業にして、一日も遲緩すべからざる要務に屬す、而して之が實行を遂行せんとせば、頗る巨額の經費を要す、然るに今清國財政の現狀を察するに、各省とも民窮し財盡く、斷じて此等の經費を調達するの資力なし、若し資金を國內に募りて此の大事業をなさんと欲せば、勢必ず事業の遷延を來さん、之れ啻に外國人の干渉を免るゝ能はざるのみならず、又清國の利益にあらざる也、況んや西洋各國に於ても、自國の資本缺乏せるか爲に、外債を借り之によりて利を與へ、漸次富强を致すもの其例頗る多し、唯要は契約をなす際權利の限度を明にして、

主權を失はざるにあり、外債借入を以て必ずしも國家無窮の患害となすべからず、故に予は外資を輸入して各省の鐵道鑛山を經營せんに、蘇杭甬鐵路の如きは唯其一端に過ぎざるのみ、夫れ國家百年の大計を主持するには、確乎抜くべからざるの意志と一定不變の目的なかるべからず、例へ各省の官商等が如何に之に抗するとも、衆議の爲に本意を枉げず、冀くは此の難關を打破して、他日人をして再び抵抗する事なからしめん、從來破廉恥漢が外資輸入の際、經手謝儀五分の手數料を得るを以て常とし、之に藉りて私嚢を肥せしが、予は毫厘も之を私せず、當然得べき分配金なれば、悉く借入金の實收額となすべし、卽ち國民に求むる所のものは、國民も一部の債を負擔せんこと也、予が心事は公明正大なれば、日久しからずして自ら明白なるべし、豈一時一言の刺擊によりて素志を飜す事あらんや」と答へて、斷々乎として借款によるの必要を力說せり。

其後江浙兩省代表者張元濟、許鼎霖、王同愈等の入京して反對運動をなすあり、紛糾を極めて容易に決する處無かりしより、郵傳部は此の間に立ちて調停の策を講じ。同部の名義を以て英資を借入れ、鐵道會社と怡和洋行とに直接の關係を避くることゝなし、同部より鐵道會社に貸付くることゝなさんとせり、茲に於て江浙代表者も最早事態借款の已むなきものなることを承認し、郵傳部の提議に從ふべきを思惟し、英國公使との交渉の結果、其決定を告ぐるに至り、遂に一九〇八年三月六日滬杭甬鐵道借款契約が外務部郵傳部の代表者と英清組合の代表者との間に調印せら

れたり、右借款契約の要項次の如し。

一、清國政府は英清組合より五分利を以て金百五十萬磅を借入れ、上海又は上海附近より滬寧鐵道に接續し、杭州、寧波兩城に至る鐵道の敷設資金に充つ

一、本鐵道中の數區は清國政府の許可を得て該地方に於て建設せるが將來に於ける線路の測量は郵傳部之れを定む

一、本借款期限は三十ヶ年にして、十年の据置の後二十ヶ年間に四十期に分ち償還す

一、京奉鐵道餘利を以て擔保に充つ

一、本鐵道の敷設工事及一切の管理權は全く清國政府に歸す、但し其工事に就いて一名の英國人技師長を招聘す

一、鐵道建設期間中の外國よりの購入の材料については本組合其經理者たるべく、之れに對し手數料を受く

而して其結果政府は鐵道の經營は江蘇、浙江兩鐵路公司の手に委する事とし、蘇路公司には三十六哩の分擔につき五百萬兩、浙路公司には七十八哩の分擔につき八百五十萬兩の借款金を分配する事とし、兩公司は其分擔に從ひ建設工事に從へり、其後兩公司共に經營困難に陷り蘇路は一九一四年一月を以て、浙路は同年六月を以て各國有に歸する事となり、斯くて滬杭鐵道は全部國

有の鐵道となれり、嗣で北京政府は一九〇八年の支那當局と英清組合との借款契約復活せられ、本鐵道が英人の管理に歸したる事を聲明せり。

借款

一九〇八年三月調印　借款契約により借款は全額百五十萬磅、年利五分、手取九十三（則ち百三十九萬五千磅）にして、民國七年十一月十七日より償還を開始し、年二回宛に同二十七年五月十八日迄に完了すべき規定なり。

其後第一次革命の際南京政府は政費に缺乏せし爲、本鐵道の江蘇省間の部分を擔保として、一九一二年一月日本の大倉組より二十萬磅を借款せり。其條件は利子年八分、据置期限五ケ年、償還期限十ケ年なりしが、民國統一後英國は大倉組が英國の既得權を侵すを非なりとし、北京政府に對し之れが返濟を慫慂し、其結果一九一三年末英清組合より三十七萬五千磅を貸付し、大倉組に對しては其据置期間中たるに拘らず、借款を償還する事とし、一九一四年一月二十四日倫敦駐剳支那公使の手より十五萬圓の割増金を添へて全借款額を直接大倉組本店に送金し來り、大倉組との關係を斷てり、但し此英清組合との續借款は交通部其當事者たり　元利支拂は財政部よりなすべきものにして、本鐵道とは直接の關係なし。

此外本鐵道の浙江省の部分（嘉興杭州間）にては其敷設費に充當する爲、一九一二年五月米國

ダラー商會より年利六分、十五ヶ年期限を以て三十萬磅を借款せり。

工事

本鐵道工事は一九〇七年四月先づ上海より着手せられ、更に又杭州方面よりも起工し、上海杭州間百八十哩は一九一〇年開通し、杭州寧波間亦兩端より工事を起しつゝあり、寧波曹娥江間四十八哩は一九一五年工事成り、杭州紹興間亦落成し、遠からず全線開通を見んとす。

本鐵道の工事は比較的容易にして、隧道の如き一もなく、上海杭州間に橋梁四十八、延長千八百呎あり　暗渠六十四あり、軌道は漢陽鐵廠の七十五封度物を使用し、枕木は日本より輸入せり、其江蘇段建設費は次の如し。

費目	金額	費目	金額
測量費	一六、五九〇元	大鐵橋四ケ	四四八、七〇〇元
土木費	一九七、四〇〇	其他鐵橋四ケ	一七一、五〇〇
土地購入費	三六〇、五〇〇	車輛	五八九、四〇〇
枕木	九七、八〇〇	暗渠	五、二五〇
バラスト	二八七、〇〇〇	軌條	三七六、〇〇〇
俸給其他	八四六、〇〇〇	計	三、三九六、一四〇

滬杭甬滬寧兩線の接續

此兩線の接續は早くより必要とせられ、英國との借款契約中にも此事を規定しあり、宣統元年十二月蘇省鐵路公司總會には郵傳部より此事を勸告せしが、接續地點に關し兩鐵道の意見一致せ

ず、遂に久しく其實現を見ざりしが、實際上に不便多きより、一九一四年本線國有となるや、其計畫再燃し、滬杭甬鐵道管理局長鐘文耀其設計を立て交通部の許可を得、工事を開始せる結果一九一六年九月を以て始めて兩線連絡線の開通を見たり、則ち滬杭甬線龍華驛の南〇・七七哩の龍華新站より西北に向ひ、麥根路に於て滬寧鐵道と連續するものにして、其間二十六支里なり。

驛名及距離

本鐵道驛名及距離次の如し。

(一)上海杭州間

驛名	距離	驛名	距離
上海	—	嘉善	四九、九九
梵王渡	五、六七(哩)	嘉興	六一、四九
徐家匯	七、七四	王店	七一、七九
龍華	一〇、二三	硤石	七八、一四
梅家弄	一二、八五	斜橋	八六、一五
莘莊	一六、〇〇	周王廟	九〇、〇四
新橋	二〇、六九	長安	九三、八四
明星橋	二六、一九	許村	九九、〇九
松江	二七、九五	臨平	一〇三、一六
石湖蕩	三四、七四	筧橋	一一一、一四
楓涇	四四、一九	艮山門	一一五、三三

驛名	距離	驛名	距離
杭州	一一七、八二	閘口	一二一、五九
南星橋	一一九、八一		

（二）寧波曹娥江間

驛名	距離	驛名	距離
寧波	—	五夫	四〇、九六
莊橋	四、三一	驛亭	四四、四〇
洪塘	七、一九	百官	四七、一〇
慈谿	一一、三〇	丈亭	二〇、五七
葉家	一六、〇五	蜀山	二四、四六
餘姚	二九、五九	曹娥江	四八、三六
馬渚	三六、六三		

（三）拱宸橋閘口間

驛名	距離	驛名	距離
拱宸橋	—	南星橋	八、〇〇
艮山門	三、五二	閘口	九、七八
杭州	六、〇一		

資産及營業成績

本鐵道は一九一七年に於ける全長本線二八〇・七三三基米、支線五・六六五、待避線其他六二・二一六基米。合計三四八・六一四基米にして、本支線の合計は二八六・三九八基米、投資額合計は二一、八六九、三九〇・一〇元、卽ち一基米の平均投資額は七六、三六〇・一五元に當れり。

資産（一九一七年）

第一　建設勘定

項目	金額
總務費	一、七〇二、四五六・八五元
籌備費	三三二、三七四・二〇
土地	一、七二〇、六三〇・九二
建設	九四六、六四七・九一
橋梁	二、五四〇、二六二・一六
保線	七、七五九・〇四
電信電話	九九、九一六・一六
軌道	四、八九三、七七七・五〇
シグナル及スウッチ	二一九、二六四・五八
停車場建造物	一、四八七、八二〇・一八
特殊機械工事	五、七三四・一一
營業設備	一四六、七八六・四四
車輛	三、五二五、八三五・八九
維持費	七二七・三六
船渠港灣埠頭	二二、二五二・四九
合計	一七、七二〇、二四五・七九

第二　資金勘定

項目	金額
建設期間中利子	二、八〇〇、三八〇・五一
爲替差損	二三七、一〇〇・五五
其他雜	一、五八九、四七七・三五
計	四、一五二、七五七・三一
合計	二一、八七三、〇〇三・一〇
資本金割引	三、六一〇・〇〇
線路及設備費合計總資産額	二一、八六九、三九三・一〇

營業成績

一九一七年度

營業收入	二、一七〇、一一〇・五四元
營業支出	一、七六一、八三九・五二
差引額	四〇八、二七一・〇二
其他支出	五八四、二六三・五八
其他收入	一〇七、七一五・七五
差引支出	四七六、五四七・八三
一九一七年度損失	六八、二七六・八一

營業收支明細表

收入

科目	金額
一、運輸收入　旅客	一、五二三、二六六・九五元
旅客關係	七〇、九六[illegible]・二九
貨物	五五一、九三七・三七
貨物關係	二、一五一・〇三
計	二、一四七、三一六・六四
二、其他　電信	七二四・二二
地代	二、四〇[illegible]・一三
臨時收入	一九、六[illegible]九・五五
計	二二、七九三・九〇
合計	二、一七〇、一一〇・五四

支出

科目	金額
一、總務費	二三一、七一二・二八元
管理	一六二、一〇四・二四
其他	六九、六〇八・〇四
二、運輸經費	二二九、五〇九・八七
三、運轉經費	四七三、八九三・六二
機關車	四三六、六四一・一〇
客貨車	一九、五二八・三六
運輸	一七、七二四・一六
四、設備維持費	三三八、三七九・五五
機關車部	三三八、三七九・五五
五、線路及機械維持費	四八八、三七四・二〇
工事部	四七七、二三〇・二六

科目	金額
其他	一一、一四三・九四
合計	一、七六一、八三九・五二

収支明細表

収入

科目	金額（元）
営業純収益	四〇八、二七一・〇二
利子	三六、[illegible]八三・〇一
賃貸料収入	一五、九三五・二八
為替差益	五一、三〇八・七〇
雑収入	三、五[illegible]八・七六
合計	五一五、九八六・七七
差引損失	六八、二七六・八一

支出

科目	金額（元）
公債利子	五五五、九四一・三二
租税	五一・八四
償却金	三七、九八六・二〇
雑支出	二八四・二二
合計	五八四、二六三・五八

損益計算表

利益

科目	金額（元）
未収収入	九二、〇一〇・八八
雑	一四、四二四・七一
計	一〇六、四三五・五九
差引総損金	一〇六、〇一三・五九

損失

科目	金額（元）
本年度損失	六八、二七六・八一
未拂金	一四四、一七二・三七
計	二一二、四四九・一八

車輛数

客車

種類	車輛數	旅客收容能力（人）
一等車	七	二三四
二等車	二〇	一、一三八
三等車	七八	五、九六八
計	一〇五	七、三四〇
其他	二一	—
合計	一二六	七、三四〇

貨車

種類	車輛數	貨物收容噸數
有蓋	二八二	七、八七三
無蓋	二二三	六、五三五
特殊	二	六〇
計	五〇七	一四、四六八

海運業

上海は一方に海洋航路の要衝に當り、一方揚子江航業の咽喉を扼し、海運上極めて有利なる地位にあり、上海の發達して今日の盛を致せるもの一に此海運に於ける形勝の地を占めたるによる、上海は古來民船の集合地にして、開港前にありても東印度會社の船舶の如き、此地より茶、生糸を積出したるの記錄存せるを見るが、外國船の公然入港したるは元より開港後に係り、其上海開港の第一年卽一八四四年に於ける入港外國船舶は計四四隻、八、五八四噸にして、一八四九年には一三三隻、五二、五七四噸(内九四隻三八、八七五噸英國、二五隻一〇、二五二噸米國、一四隻三、四四七噸其他)に增加し、一八五二年(九月三十日迄)には一八二隻七八、一六五噸(内一〇三隻三八、四二〇噸英國、六六隻三六、五三二噸米國、一三隻三、二一三噸其他)となり、一八五五年には四三七隻、一五七、一九一噸(内二四九隻七五、一三一噸英國、九六隻五六、七九二噸米國、三六隻二二、九五七噸其他)に上り、一八五八年には英國船一七四隻七七、四九一噸、米國船五六隻三八、二七〇噸、其他一四六隻三九、〇二九噸の寄港ありたり。

一八五八年の天津條約の結果揚子江に外國船舶の航行を自由に許可する事となりたるが、之れと共に揚子江岸の開港場の開かるるもいあり、相俟つて上海海運を隆盛に向はしむるの一大原因

をなせり、今最近一九二〇年に於ける上海港海運業の狀況を示せば次の如し。

海關出入船舶狀況　一九二〇年中上海に出入したる船舶は、合計一萬八千九百二十四隻、二千二百四十九萬八千百十二噸にして、前年に比し千八十八隻、三百九十三萬六千百六十七噸を增加し從來の最高記錄を示したり、今其國別割合を示せば左の如し。

英吉利	三七・〇%	北米合衆國	一一・五%
日本	二七・四	佛蘭西	二・五
支那	一八・四	其他	三・二

上海出入各國船舶隻數、噸數を前年と比較表示すれば左の如し。

上海出入船舶國別二年比較表

國籍	一九二〇年		一九一九年		比較增(+)減(−)	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
英吉利	四、八八四	八、三三九、三五四	四、五七一	七、〇三六、三二六	(+)三一三	(+)一、三〇三、〇二八
日本	三、五一二	六、一五五、〇一一	三、七九三	五、四三三、二〇四	(+)二八一	(+)七二一、八〇七
支那	八、七六四	四、一三九、六〇六	八、三四三	三、九五一、三〇一	(+)四二一	(+)一八八、三〇五
北米合衆國	一、二四一	二、五八七、五〇六	七八六	一、三二四、五九一	(+)四五五	(+)一、二六二、九一五
佛蘭西	一三五	五六五、五一二	六九	二九六、四七三	(+)六六	(+)二六九、〇三九
和蘭	九二	一九七、三一〇	六二	一四六、六五六	(+)三〇	(+)五〇、六五四
伊太利	四六	一七一、二五八	一八	三〇、三七四	(+)二八	(+)一四〇、八八四
丁抹	六四	一二〇、五三四	七五	一一一、〇四一	(−)一一	(+)九、四九三
諸成	一一六	一二二、三一八	一〇四	一二八、七四九	(+)一二	(−)六、四三一

露西亞	六二	七二、五一三	一〇四	一〇九、六五四	(−) 四二	(−) 三七、一四一
瑞典	一四	四五、九〇六	八	二四、〇七二	(+) 六	(+) 二一、八三四
無條約國	五	四、三九四	二	三、八九六	(+) 三	(+) 四九八
葡萄牙	—	—	二	二、七〇八	(−) 二	(−) 二、七〇八
計	一八、九二四	三二、四九八、一一三	一二、八三六	一八、五六一、九四五	(+) 六、〇八八	(+) 一三、九三六、一六八

本表を更に海洋船、河用船、洋型帆船、小蒸汽船に分ちて比較對照すれば次の如し。

海洋船上海出入二年比較表

國籍	一九二〇年 隻數	一九二〇年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	比較増(+)減(−) 隻數	比較増(+)減(−) 噸數
英吉利	三、三四九	六、四三三、九八五	三、〇五四	五、二〇一、六二二	(+) 二九五	(+) 一、二三二、三六三
日本	二、八七二	五、〇九九、五五八	三、〇六九	四、三五四、五七四	(+) 一九七	(+) 七四四、九八四
支那	二、一九七	二、六四八、六七六	二、一〇五	二、四九四、〇六九	(+) 九二	(+) 一五四、六〇七
北米合衆國	八一九	二、五三三、二七六	六一四	一、二〇七、三九二	(+) 二〇五	(+) 一、三二五、八八四
佛蘭西	一二五	五六五、五一二	四七	二九四、五九五	(+) 七八	(+) 二七〇、九一七
和蘭	九二	一九七、三一〇	六二	一四六、六五六	(+) 三〇	(+) 五〇、六五四
伊太利	四六	一七一、二五八	四一	三〇、三一〇	(+) 五	(+) 一四〇、九四八
丁抹	六四	一二〇、五二四	七三	一一一、〇〇九	(−) 九	(+) 九、五一五
諾威	一一六	一一三、三一八	一〇四	一一八、七四九	(+) 一二	(−) 五、四三一
露西亞	六二	七二、五一三	一〇四	一〇九、六五四	(−) 四二	(−) 三七、一四一
瑞典	一四	四五、九〇六	八	二四、〇七二	(+) 六	(+) 二一、八三四
葡萄牙	—	—	二	二、七〇八	(−) 二	(−) 二、七〇八
無條約國	五	四、三九四	二	三、八九六	(+) 三	(+) 四九八
計	九、六六一	一七、九九四、二一〇	九、二五八	一四、二〇八、二九六	(+) 四〇三	(+) 三、七八五、九一四

河用船上海出入二年比較表

國籍	一九二〇年 隻數	一九二〇年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	比較增(+)減(−) 隻數	比較增(+)減(−) 噸數
英吉利	一、一六九	一、八二三、五八九	九六五	一、七二三、九〇三	(+)二〇四	(+)九九、六八六
日本	五七五	一、〇五一、五二一	五七一	一、〇四八、五七九	(+)四	(+)二、九四二
支那	六九五	一、〇三六、二三一	六七三	一、〇三八、一九七	(+)二二	(−)一、九六六
北米合衆國	一四七	五九、六一九	—	—	(+)一四七	(+)五九、六一九
計	二、五八六	三、九七〇、九六〇	二、二〇九	三、八一〇、六七九	(+)三七七	(+)一六〇、二八一

洋型帆船上海出入二年比較表

國籍	一九二〇年 隻數	一九二〇年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	比較增(+)減(−) 隻數	比較增(+)減(−) 噸數
英吉利	二四七	六五、〇一〇	三二〇	九一、九九九	(−)七三	(−)二六、九八九
支那	三五	六、四九九	一三	二、一九九	(+)二二	(+)四、三〇〇
日本	一二	二、五六〇	一〇	一、四二六	(+)二	(+)一、一三四
北米合衆國	二	三三二	八	三、七七四	(−)六	(−)三、四四二
計	二九六	七四、四〇一	三五一	九九、三九八	(−)五五	(−)二四、九九七

小蒸汽船（曳船を含む）上海出入二年比較表

國籍	一九二〇年 隻數	一九二〇年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	比較增(+)減(−) 隻數	比較增(+)減(−) 噸數
支那	二、一三五	二六八、七三九	一、九九六	二五三、五九九	(+)一三九	(+)一五、一四〇
北米合衆國	二二五	四、一六二	一五二	三、一七二	(−)七三	(+)一、〇一〇
英吉利	二一七	三、六四八	二三二	三、七一二	(+)一五	(−)六四

日本	一八	六六八	一四三	一七、六二五	(−)一二五	(−)一六、九五七
佛蘭西	—	—	三	一、八七八	(−)三	(−)一、八七八
伊太利	—	—	四	六四	(−)四	(−)六四
丁抹	—	六六八	二	三三	(−)二	(−)三三
計	二、五八三	二九八、五一八	二、五二二	二九九、〇八三	(+)六一	(−)一六一

民船(傭船戎克を含む)上海出入二年比較表

國籍	一九二〇年 隻數	一九二〇年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	比較増(+)減(−) 隻數	比較増(+)減(−) 噸數
支那	三、七〇四	一五八、三六一	三、四四五	一四四、三三七	(+)二五九	(+)一四、〇二四
北米合衆國	四八	一、〇六六	三	二五二	(+)四五	(+)七六四
日本	二四	七一四	—	—	(+)二四	(+)七一四
英吉利	二	四二	—	—	(+)二	(+)四二
計	三、七八八	一六〇、〇三三	三、四八七	一四四、四八九	(+)三〇一	(+)一五、五四四

內河航行規定に據る出入船舶國別二年比較表

國籍	一九二〇年 隻數	一九二〇年 噸數	一九一九年 隻數	一九一九年 噸數	比較増(+)減(−) 隻數	比較増(+)減(−) 噸數
支那	一〇、二七八	一二七、三三四	八、六〇六	九一、四八四	(+)一、六七二	(+)三五、八五〇
日本	三一六	八、五〇〇	八八	二、三八六	(+)二二八	(+)六、一一四
佛蘭西	二六四	三、四七四	二七六	三、一八〇	(−)一二	(+)二九四
伊太利	—	—	一三〇	二、四四〇	(−)一三〇	(−)二、四四〇
計	一〇、八五八	一三九、三〇八	九、一〇〇	九九、五一〇	(+)一、七五八	(+)三九、八一八

常關取扱船舶　一九二〇年中に於ける常關取扱船舶の狀況を述ぶれば左の如し。

（一）汽船　上海と隣接沿岸諸港及江北との間の內河汽船航行は漸次發達し、一九二〇年中定期船及不定期船の航行活躍したるが、同年中通州より棉花を運搬する爲特に建造せられたる鋼製ライター及曳船一隻を加へたり、同年中海門より十二圩に鹽を運搬するため海門に向ひたる汽船は六十五隻を算せり、一九二〇年常關を出入したる船舶は三千二百四十七隻、百九萬六千六百三十六噸にして前年の三千百十七隻、百七萬千四百四十五噸に比し百三十隻、二萬五千百九十一噸を增加し、船舶會社は成績良好にして巨額の收益を得、更に多數の船舶建造を計畫し以て營業の擴張を圖らんとするに至れり。

右出入の狀況を前年に比較すれば左表の如し。

內河航行規定に據りて出入せる船舶隻數二年比較表

	一九二〇年	一九一九年	比較增(+)減(−)
江北	二、六八二	二、五六五	(+) 一一七
浙江	三八八	三四二	(+) 四六
福建	一七七	二一〇	(−) 三三
計	三、二四七	三、一一七	(+) 一三〇

（二）民船　一九二〇年中出入したる民船の合計は五萬八千九十二隻にして前年の四萬三千十六隻に比し一萬五千七十六隻を增加せり、右增加の主要原因は客船又は無税品の增加にして、當港を通過する江北及浙江民船に對し、從來は屢記入を省きたる處、一九二〇年に至り詳細に之を記入す

るに至りたるに拘らず、而して又是等小船の航行を増加せるは、呉淞分關が是等民船に對し夜間に於ても出港し得る様便宜を與ふるに至りたることも亦其の一因たり。

右の狀況を前年と比較表示すれば左の如し。

常關出入民船船隻數二年比較表

	一九二〇年	一九一九年	比較増(+)（減−）
浙江	二七、六〇一	一七、三六六	(+) 一〇、二三五
江北	二七、五九三	二二、八二五	(+) 四、七六八
山東	二、一六六	二、〇六四	(+) 一〇二
福建	四八七	五六一	(−) 七四
關東州	一八三	一四二	(+) 四一
江西	六二	五八	(+) 四
計	五八、〇九二	四三、〇一六	(+) 一五、〇七六

造船業狀況　一九二〇年に於ける上海造船業の狀況は、突然の活況を呈し、進水船の隻數及船型の擴大は上海造船工業の發達を示すものなるが、同年中上海に於て進水したる重なる船舶を列擧すれば、耶松船廠（Shanghai Dock & Engineering Co.）に於て英國政府の註文による大形標準汽船二隻、招商局長江航路用大形汽船一隻、載貨重量三百噸の鋼鐵船六隻及伊太利政府註文の河用砲艦一隻を進水せり、又瑞鎔廠（New Engineering & Shipbuilding Works）に於ては、諸威商の註文による各千三百五十噸の中形航洋船四隻、江南造船所（Kiangnan Dock & Engineering Works

に於ては米國船舶院の註文による大型標準船二隻を進水したるが、此外各造船所に於て建造したる小形船の數多きに達し、是等を合計するときは進水せる船舶巨額に達し、上海に於ける造船の最高記錄を示せり。

運賃相場　一九二〇年に於ける運賃相場は、年中を通じて益下向の趨勢を呈し、沿岸航路及長江航路は年初は平靜にして相應の積荷あり、有利なる相場を示したれども、年末に至りては下落せざる可らざるの狀況と變ぜり、殊に南支那航路に於ける運賃は暴落を示し、年末に於ては戰前以下に低落せり、遠洋航路に於ては年初の狀況は良好にして、歐米諸港に運搬する支那産品多く爲に船腹の需要十分にして、定期航路船は高率なる協定運賃を徴し、尚且船腹を滿すに殆ど困難を感ぜざるの狀況なりしが、其後に至り積荷減少したるのみならず、米國船舶院所有汽船の入港增加したるため、遂に船腹の供給は之が需要に對し、大に超過するの結果を來し、之がため Homeward Freight Conference は九月に運賃を改正し、更に年末に至りて再び賃率を引下げたり然れども此種の振興策が講ぜられたるにも拘らず、外國行運賃界は依然不振を持續し年末に至りては事實上積荷休止の狀態となれり。

支那船の賣却　一九二〇年中に上海在籍支那船の外國籍に轉籍したるもの左の如し。

船種	船名	登簿噸數	新國籍
汽船	Kinglee 江利	九二、八六	日本

船種	船名		登簿噸數	國籍
同	Lienhua	聯華	三六六、三一	佛蘭西
同	Taechiang		二二三、九一	北米合衆國
同	Shutung	蜀通	三六、五五	英吉利
スチームランチ 小蒸汽船	Feihung	飛鴻	八、四六	同
同	Hsinchian	新昌	四五、八六	佛蘭西
同	Loan		一三、三七	北米合衆國
同	Taling	大領	九、三七	日本
同	Shunning	恩寧	一八、三一	同

購入船　一九二〇年中外國船の支那籍となりたるもの左の如し。

船種	船名		登簿噸數	前國籍
汽船	Nanyang	南陽	一一五、五五	英吉利
同	Chinshing	鎮興	四三三、一九	日本
同	Wallowa	華利	一、六七八、〇〇	北米合衆國
同	Chenhua	鎮華	六二八、四九	日本
スチームランチ 小蒸汽船	Tungshun		七、九二	英吉利
モーターランチ 發動機艇	Tungshun		一八、一九	同

新造支那船　一九二〇年中上海に登錄せられたる支那人註文新造船左の如し。

船種	船名	登簿噸數	註文主
小蒸汽船	Chunhsin	八九、六七	Chun Hsin Steam-launch Co.

同	Chu Chuheng	五三、四八	Ta Ta & Co.
同	Chianghua	四、五七	Hsieh Chi & Co.
同	Che Chenhui	四七、七八	Li Chi & Co.
同	Tengho	一三、八九	Teng Tai & Co.
同	Hengtahsing	四、〇一	Heng Ta Cotton Mill
同	Hsinlichiang	五、五七	Chen Chi & Co
同	Hsinsookun	五、五〇	Lan Chien Kung Chi
同	Hsinshengho	三七、七二	Hsu Ching yung
同	Tungsen	一五、〇二	Sheng Tai Hsing
同	Yuanhsing	一二、四四	Yuan Tung & Co.
同	Yunchi	一九、六八	
發動機艇	Hsinyuan	四、二〇	Yi Hsin Ironworks
同	Ningping	五、〇六	Ning-shao Island Steam Launch Co.
同	Ningan	五、〇六	〃
同	Wukong	五、七三	Shnghai-Tangchow-Ningpo Railway Co

内河航行船の登錄　上海税關に登錄したる内河航行船は一九一九年末に於て三百三十九隻なりしが、一九二〇年中新に登錄したるもの九十九隻、同年中登錄を抹消したるもの六十四隻、差引三十五隻を增加し、三百七十四隻となりたるが、其内支那船二百六十二隻、外國船百十二隻なり、更に外國船を分てば日本船四十四隻、英吉利船三十五隻、北米合衆國船二十三隻、佛蘭西船四隻、和蘭船二隻、葡萄牙船二隻、伊太利船一隻、チエック、スローバック一隻なり。

汽船航路

上海は支那に於ける航運業の中心點にして、此を起點として各種の航路ある外、歐米航路の船舶も必ず此に寄港するを常とす、今上海に關係ある各汽船航路及配船狀況を示せば次の如し。

上海漢口線

（イ）日清汽船會社

寄港地－鎭江、南京、蕪湖、九江（此外往復共通州、江陰、儀徴、大通、安慶、華陽、武穴、蘄州、黄石港、黄州に停船す）

船名	總噸數	登簿噸數
鳳陽丸	三、九七七	二、八〇三
岳陽丸	三、二九八	一、九五七
南陽丸	三、三一〇	一、九六八
襄陽丸	三、三〇二	一、九八四
瑞陽丸	三、〇七八	二、四一七
大貞丸	二、四二一	一、三六九
大福丸	二、五五五	一、五二六
大利丸	二、〇〇五	一、一二六

定期回數　一週六回

（ロ）太古輪船公司（英國）

寄港地　日清汽船と同じ　　定期一週六回

船名	總噸數	登簿噸
武昌	三、二〇〇	一、九七五
呉淞	三、三〇〇	二、一一八
安慶	二、七三二	二、一〇一
鄱陽	二、五五一	一、八九二
黄浦	―	一、九七五
聯益	二、八六七	一、七三五
大通	二、五四八	一、五〇〇
重慶	二、二一一	一、三一一
盛京	(海洋船)	一、〇三四

(ハ)印度支那汽船會社(怡和) 英國

寄港地 同上　定期回數一週三回或は四回

船名	總噸數	登簿噸
隆和	三、二二三	二、三八六
徳和	三、七七〇	二、三五五
和生	(海洋船)	一、一二七
怡生	―	一、一二七
聯和	二、八六七	一、七三五
吉和	二、六六五	一、九二四
瑞和	二、六七二	一、九三一

(ニ)招商局(支那)

寄港地 同上　定期回數一週四回

船名	總噸數	登簿噸
江華	四、二〇〇	二、三二一
江新	三、三七二	二、一〇〇
江裕	三、〇九八	一、[illegible]九〇
江孚	二、三三〇	一、四六八
江永	二、一一八	一、四〇一
江安	―	三、一四一
華太	一、六八二	一、一五一

(ホ)其他

會社名	船名	登簿噸	國籍	定期回數

三北輪船公司	長安	一、三〇六	支那	十日二回
同	德興	一、二七〇	同	
同	華利	一、一五一	同	
寧紹輪船公司	寧紹	一、九二〇	同	十日一回

上海海門線

會社名	船名	寄港地	定期回數
平安公司	寶華	通州	一週四回
同	永利	同	
大達公司	大寧	通州	一週六回
同	大順	同	

上海楊州線

會社名	船名	寄港地	定期回數
大達公司	大和	直航	一週六回
同	大慶	同	
同	大德	同	
同	大濟	同	

上海寧波線

會社名	國籍	船名	總噸數	寄港地	定期回數
寧紹輪船公司	支那	新寧紹	三、四〇七	直航	一週三回
太古	英國	新北京	二、八六八	同	一週三回
招商局	支那	江天	二、〇一二	同	一週三回

航路	所屬	國籍	船名	噸數	寄港地	航海度數
上海溫州線	招商局	支那	廣濟	五〇五	寧波	十日一回
	同	同	海晏	一、三四四		
上海福州線	招商局	支那	新濟	一、三八五	直航	約一週一回
			飛鯨	―		
	三北		寧興	一、七四六		
上海汕頭線	太古	英國	杭州	九九九	廈門	一週二回
			宜昌	一、二二八		
	招商局	支那	愛仁	一、三四三	同	一週一回
上海香港廣東線	太古	英國	山東	二、八〇七	直航時々廈門汕頭に寄港す	一週四回
	同	同	蘇州	一、五九四		
	同	同	綏陽	一、五九四		
	同	同	四川	一、五九四		
	同	同	穎州	一、九九二		
	同	同	新寧	―		
	同	同	新疆	―		

怡和	英國	威升	一、一七〇	同上	一週約三回
同	同	合生	一、三九九		
同	同	廣生	—		
同	同	恒生	一、三五六		
同	同	財生	一、五六二		
同	同	永生	一、五六〇		
同	同	同升	一、一七三		
招商局	支那	廣利	二、三五九	同上	同上
同	同	廣大	一、五三六		
同	同	泰順	一、九六二		
同	同	新昌	一、二五八		
同	同	新豐	一、三八五		

上海廣東線

日清	日本	廬山丸	厦門汕頭香港寄港	一週一回
同	同	嵩山丸		
同	同	巴陵丸		

上海福州打狗線

大阪商船	日本	湖北丸	二、六五〇		月三回
同	同	基隆丸	一、六六九	基隆安平	打狗天津
同	同	福建丸	一、五七〇		線の一部

此外臺灣南支那沿岸各港及北支那沿岸各港間を往復する中享洋行扱ひ會通丸あり。

上海天津線

會社	國籍	船名	噸數	寄港地	回數
太古	英國	順天	一、七五八	威海衛 芝罘	一週二回
同	同	浙江	—		
同	同	奉天	一、七五六		
同	同	通州	二、一〇三		
怡和	英國	裕生	一、一二二	同上	同上
同	同	景星	一、二二三		
同	同	官升	一、三三三		
招商局	支那	新銘	二、一三三	同上	一週三回
同	同	遇順	一、〇七九		
同	同	新康	一、二六二		
同	同	安平	一、八五七		
大阪商船	日本	湖北丸	二、六五〇	青島大連	月三回
同	同	基隆丸	一、六六九		
同	同	福建丸	一、五七〇		

上海青島線

會社	國籍	船名	寄港地	回數
太古	英國	鎮安	直航	二週一回外に臨時船あり
怡和	同		同	一週一回外に臨時船あり
協信公司	日本	富士丸	同	一週二回
大進丸	同			
南滿鐵道	同	益進丸	同	一週一回

上海大連線

南滿鐵道	日本	榊丸	三、八七六	青島	一ケ月約七回外に臨時船あり
同	同	長平丸			

上海秦皇島線

開灤公司	支那	開平	二、五六三	直航	此外臨時船を使用し一週約二回
		廣平			

上海牛莊線

太古	英國	溫州	八九八	直航	不定期
同	同	九江			
同	同	天津	一、九九二	同	同
同	同	保定		同	同
同	同	宜昌		同	同
怡和	英國	和生	一、七八三	同	同
招商局	支那	圖南	一、五三七	同	同
同	同	飛鯨	一、五三九	同	同
同	同	公平		同	同
同	同	同華		同	同

上海安東線

	英國	桂林	約一ケ月　回外に臨時船あり		

上海浦港線

大豐公司　使用船　而興　一ケ月三回其他三北公司臨時船あり

上海横濱線

日本郵船　使用船三隻（八幡丸、春日丸、竹島丸）　長崎門司神戸　一週一回

上海大阪線

日本郵船　使用船四隻（山城丸、熊野丸、近江丸、筑後丸）　門司神戸寄港　一週一回

天華汽船　使用船三隻（東晃丸、第二貫船丸、第三東洋丸）　門司神戸　一週一回

其他

外國航路船にして上海に寄港するもの頗る多く到底枚擧に遑あらず、今航路別に其會社名及船名を掲げて參考に資せん。

東洋歐洲線

▲日本郵船　使用船二十三隻　一週一回

横濱倫敦間　横濱、神戸、門司、上海、香港、新嘉坡、マラツカ、彼南、コロンボ、蘇士、ポートセツド、馬耳塞倫敦、安土府、ミズルスパーク寄港

靜岡丸　加賀丸　三島丸　佐渡丸　北野丸　因幡丸　加茂丸　伊豫丸

熱田丸　横濱丸　丹後丸　敦賀丸　鳥取丸　水戸丸　鎌倉丸　松江丸

松本丸　神奈川丸　クライスト丸　リスボン丸　箱根丸　外三隻

▲大阪商船　使用船八隻　一ケ月約一回

ひまらや丸　あるぷす丸　びるま丸　あるどん丸　あとらす丸　春光丸　あんです丸
あるたい丸

◀Butterfield & Swire (B. & S.)

船名	船名	船名	船名	船名
Hector	Anchises	Knight Templar	Lycaon	Than
Achiles	Telamon	Ningchow	Knight of the Garter	Idomeneous
Azax	Antilochus	Orestes	Tydeus	Hector
Euryades	Bellerophon	Yangtsze	Cyclops	Ascanius
Atreus	Calchas	Theseus	Rhesus	Oanfa
Mentor	Teiresias	Deucalion	Keemun	Elpenor
Helenus	Pyrrhus	Demodocus	Agapenor	Machaon
Laomedon	Glaucus	Bellerophon	Demodocus	Glenalo
Eurydamas	Agamemon			

◀Admiral Line

Eastern Admiral	Duquesne	Alloway	Easterling	West Moreland
Dryden	China Seas			

◀East Asiatic Co.

Chile	Australian	Indian	Panama	Peru
Afrika				

◀Botelho Bros

Quelimane

◀Peninsular & Oriental Steam Navigation Co.(P. & O.)

Dassy	Delta	Lahore	Alipore	Kashgar
Kashmir	Nankin	Khyber	Soudan	Nagoya

Syria	Kalgan	Manila	Karmala	West Moreland

◀Jarden Metheson & Co., Ltd.(J. M. & Co., Ltd.)

City of Florence	Foyle	Vigo	Kioto	Kasenga
Katuna	City of Brisbane	Griqua	Kasama	

◀Glen Line Eastern Agencies Ltd.(G. L. E. A. Ltd.)

Glenluce	Glentara	Glenariffe	Glenapp	Carnarvonshire
Gleniffer	Glenogle	Glengyle	Glenary	Glenamoy
Glenade				

◀Messageries Maritimes(M. M.)

Andre Lebon	Paul Lecat	Armand Behic	Porthos	D. P. Benoit
Cordillere	Chili	Amazon	Capitaine Fauro	Cap Arcona
Commandant Mages	Yangtzse	Yalou	Commisseiro Ramel	Meinam

◀Pacific Mail S. S. Co.(P. M. S. S. Co.)

Eastern Exporter	West Neris	Eastern Importer	West Caddon

◀Holland China Trading Co (H. C. Trading Co.)

Borneo	Alderamin	Tjimanock	Alcor	Alchiba
Briello	Radja	Tjisondari	Ameland	Boeroo

◀Dodwell & Co. Ltd.

Masaniello

上海トリエスト線

◀Lloyd Triest S. N. Co.

Nippon	Pilsna	Hungaria	Triest	Persia
Innsbruck	Maria Valeria	Cilicia		

Bearport	West Nomentum	West Feats	West Nivaria	West Kader
Vinita				

◀Struthers & Dixon, Inc.

Deuel	West Jessup	West Iron	West Ivis	West Canon
Stockton	West Cajoot	Imlay	West Jena	West Carmona
West Islip				

◀Butterfield & Swire(B. & S.)

Canadian Highland

◀East Asiatic Co.

Pannnia

◀L. A. P. N. Co.

West Hixon West Hika

東洋[illegible]港紐育線（北米太西洋岸各港、パナマ、バルチモアー經由）

◀日本郵船

鳥羽丸	富山丸	對馬丸	[illegible]門丸	[illegible]丸	[illegible]丸	ダーバン丸

◀大阪商船

あらすか丸	あまぞん丸	すまとら丸	ほのるる丸	へーぐ丸	はばな丸	はばー丸

◀Robert Dollar Co.

Esther Dollar	Bessie Dollar	Melville Dollar	Harold Dollar	Robert Dollar
M. S. Dollar				

◀Pacific Mail S. S. Co.(P.M.S.S. Co.)

West Noris	Eastern Importer	West Caddoa	Eastern Merchant	West Calera
Eastern Exporter				

◀Prince Line

Tuscan Prince　Gealic Prince　Mongolian Prince　Celtic Prince

◀Butterfield & Swire(B. & S.)

Agamemnon　Kentaky　Laeltes　Knight Companion　Telema hus

Henenus　Knight Templar　Atreus

◀J. M. & Co., Ltd.

City of Agra　Kandahar　City of Dunkirk　Katuna　City of Shanghai

City of Norwich　City of Canton

◀Admiral Line

Satsuma　Wm. Webb　Mulpua　Wm. Henry Webb　Suruga

Bellflower　Schodack

◀Dodwell & Co, Ltd.

Bolton Castle　Lowther Castle　Egremont Castle　Bowes Castle　Ocean Monarch

◀Struthers & Dixon, Inc.

Eurana　Lancaster　Apus　Rorottr　Lorain

Arcturus

◀L. A. P. N. Co.

West Montop

上海爪哇線

◀Holland China Trading Co.

Tjiliwong　Tjikini　Tjibodas　Tjisalak

内河航行小蒸汽船

上海より水路を以て接續せる蘇州、杭州、湖州、松江其他の地方の間には小蒸汽船の往來あり孰れも小型蒸汽船に數隻の曳船を接續せるものにして、一の主要なる運輸機關なり。

上海蘇州間　上海蘇州間八十哩は久しき以前より小蒸汽船の來往あり、乘客數甚だ多かりしが汽車開通後減少せり、此間の航行に從ふ汽船會社は次の數社なり。

交通公司　戴生昌公司　招商局
老公茂洋行　慶記輪船公司　愼記輪船局

其間の航行時間は十二時間乃至十五時間なり。

上海杭州間　其間百十三哩にして、小蒸汽船にて十八九時間乃至二十時間を要す、其間の航行に從事するものは招商局、戴生昌、慶記公司、日清汽船會社等なり。

上海松江間　立興公司の持航往復す。

上海湖州間　戴生昌にて小蒸汽船二隻を配し、立興公司亦四隻を配す、其の距離三百六十支里。

上海嘉興間　老公茂二隻の小蒸汽船を以て此間の航行に從事す。

上海無錫間　老公茂の二隻の蒸汽船往來す、其間三百四十支里。

上海常熟間　二百四十支里にして老公茂、泰東局の汽船來往す。

上海洙涇間　上海より黄浦江を遡り洙涇に達するものにして、寶記公司、協記公司二社の合同經營にして、途中杜家港、閔行、得勝、松江等に寄港す。

上海平湖間　二百四十支里あり、立興公司、王升記の二社其間の航行に從事す。

民船

上海に入り來る民船は甚だ多く、南市の河岸は常に帆檣林立の盛觀を呈しつゝあり、是等民船は沿江沿海の運輸に從事するものにして、其船籍は殆んど南支中支一帶に亘り、形狀樣式千差萬別なり、今其民船中の主なるものについて、大體の說明を加ふれば次の如し、上海に集る民船は決してそれを以て盡きたるにあらず、其外にも尙幾多の種類あり。

一、**無錫絲網船**　本船は旅客の輸送を目的とするものにして、此地方に甚だ多し、大中小の三種あり、何れも客船にして大形船には上中二室の設備あり、上海を中心として蘇州、杭州、嘉興其他に來往するものにして、上海に於ける本船の繫留場は北蘇州路鐵大橋一帶と、南市大碼頭、鹽碼頭附近なり、本船を要するときは船主と共に船局に到り、値段を取極め船票を受取り置かば何等の故障起らずして安全なり

一、**公司船**　小蒸汽船の被曳船にして旅客貨物の運送に用ひられ、大さは六七十噸より百噸積內

外にして、乘客ならば百二三十人を搭載し得べし、特に海關の管理に屬す

一、江西船　九江より陶器を積來るものにして、一に鈎子と稱し四五百擔積にして、九江より陶器を積込み長江各地を經て年に一二回上海に來るものとす

舶板

一、游艇(House boat)　洋式にして設備の整へるものと、支那式のものとあり、支那人は前者を峽舨、後者を玻璃快と稱す、兩者共に蘇州河に繫留す、峽舨を借入るゝには蘇州路の峽舨總會に至りて交渉するを可とす

一、米包子　本船は無錫常熟方面より來る小形の船にして、主として米穀の運搬を爲す、積載量は百五十擔位なり

一、無錫快船　上海無錫間を往來す、積載量は百擔內外の小形船にして、貨客兩樣向なり、此地方に本船最も多し

一、沙船　本船は江蘇獨特の民船にして現に蘇州常熟上海間を往來し、主として穀類を運搬す、積載量は千五六百擔より、四五百擔の間にして、乗組水夫は十人内外なり、元北京への漕糧運送に用ひられしものなりと云ふ

一、南灣子　本船は嘉善、嘉興、蘇州、無錫、鎮江、及上海附近を往來す、大中小の三種あり、大形船の積載量は七八百擔、中形は五六百擔、小形は三四百擔にして、共に旅客をも運搬す、官吏豪商の來往本船によるもの多し

一、江北船　上海を根據として揚州、淮安、通州等と往來す、貨客兩用向きの百五十擔内外の船にして、船員多く江北人なれば此名あり

一、鴨屁股船　船體朱色なり、船籍は多く寧波にあり、上海と漢口、漢陽方面を往來しては炭、木材を運搬し、上海と寧波、福州、温州方面を往來しては木材、雜貨を運送す、冬期上海、漢口間の運送に最も多く用ひらる

一、黄花子　鎮江、江寧、蕪湖等に往來する船にして吃水淺く船側低く、積載量は七八百擔位とす

一、烏山船　寧波に船籍を有し、魚類を積みて上海、寧波、廈門、泉州、興化、福州等の沿海各港を往來す、民船中の大なるものにして、其積載量は二千擔内外なり

一、駁卦船　本船との貨物の積込及積卸に用ひらる

一、舢舨　船體を多く赤塗りとし、船首に魚眼を繪きて魚に擬せり、中央に竹葦にて製したる蔽を爲し、其れに工部局免許狀の番號を附す、一船僅に二三人を乘するに足るに過ぎざるの大さなり

一、碼頭船　上海各碼頭間の貨物及旅客の運搬をなし、又艀船貨物の積卸に用ふるものにして、大は五百擔より小は二百擔積にして上海稅關に登錄するを要するものとす

一、脚划船　上海附近に使用せらるる郵便船なり

電車

一　上海電車會社（Shanhai Electric Construction Co., Ltd.）

英國籍にして本社は倫敦に在り、上海納税者會議の承認を經て、三十五ヶ年間電車經營の特許權を有す、一九〇四年資本金英貨三二〇、〇〇〇磅（一株十磅）を以て設立せられ、一九〇八年三月初めて電車の開通を見たり、現在の狀況次の如し。

無軌道の延長哩數（單線として）	二五哩八二
無軌道電車哩數	二哩
運轉車の車臺數	九〇臺
連結車の車臺數	八五臺
無軌道車の車臺數	一四臺
計	一八九臺

年次	運轉哩數	乘客數	事故數	負傷數
一九〇九年	一、九七九、〇〇一	一一、七七二、七一五	一百万ニ付 四六、七二	一百万ニ付 一九、五四
一九一〇年	——	一八、七五一、二一五	三二、九二	一八、八二
一九一一年	——	二七、二五七、二五〇	二三、一八	一四、六〇

一九一二年	——	四〇、七三四、二三三	一八、二四	一〇、八八五
一九一三年	——	四七、六八六、六四八	一六、一一〇	八、〇〇三
一九一四年	——	五五、六四七、二三八	一三、六二	六、〇二七
一九一五年	——	五九、七四九、七一〇	九、四四	五、一一六
一九一六年	——	六六、〇八九、四三二	[illegible]、四九	三、九七
一九一七年	——	七三、四六一、四九二	八、六九	三、九八
一九一八年	四、一一二、七七六	七八、六八三、六九〇	七、一八	三、一八
一九一九年	四、八五〇、〇〇〇	九五、〇〇〇、〇〇〇	不明	不明
一九二〇年	——	一一〇、八三三、三二〇	——	——

乗客一百萬人に付使用人十四人の割

年度	總收入(磅)	純益(磅)	配當
一九一六年度	一五三、七五三	四九、五〇九	年一割
一九一七年度	一六一、三六三	六七、五〇四	年一割
一九一八年度	一七二、〇八二	七一、五〇七	年一割五分
一九一九年度	二〇八、七六九	一五四、五六六	年二割

賃錢は區間制にして、一等は三區に付三仙、三等は二區一仙なり、電車の方式は架空單線式にして、電柱にはスパンワイヤー、システムを採用す。

尙電車線路幹線左の如し。

一、楊樹浦路終點より百老滙路、西華德路、白渡橋(ガーデン、ブリッヂ)黄浦灘を經て洋涇濱に到る線路、

二、北四川路終點より北蘇州路、黄浦灘、南京路、卡德路を經て靜安寺路に到る線路、

三、洋涇濱より廣東路、浙江路、滬寧停車場前、靶子路、吳淞路を經て西華德路に出で白渡橋を渡りて黄浦灘に到る線路

四、卡德路より新閘路に出で、浙江路にて前記の線に連結する線路

五、福建路より北京路の東部及河南路に沿ふて、北部より蘇州河岸に到る無軌道線

一、上海法商電車電燈公司（Compagnie Française de Tramways et d'Eclairage Electriques de Shanghai）

本社は佛國人の經營にして資本金四、二〇〇、〇〇〇法（內二、九五〇、〇〇〇法拂込）を以て設立せられ、電車の外電燈、水道をも兼營す、電車は自國居留地內のみにして、共同租界のものに比し區域遙に狹小なり。

電動機附電車の車臺數　五〇臺

牽引車（連結車）の車臺數　二〇臺

電車の方式は架空單線式にして架空線の方式にはブランケット、システム及スパン、システムを用ふ線路左の如し

一、十六鋪より洋涇濱に至り左折し公館馬路より寶昌路に出で徐家滙に通ずるもの

ロ　洋涇濱東新橋より徐家滙路、方斜路を經て斜橋に至るもの

ハ　呂班路、賓昌路間を往復するもの

二、上海華商電車股份有限公司

本公司は中央政府より三十ヶ年の特許權を得て、資本金四十萬元を以て、民國元年（一九一二年）七月設立したる處のものにして、本社は南市滬杭車站路に在り、重役は沈志賢、朱季琳、郁屏翰、朱志堯、孫靄人、胡稑薌、穆竹齋等にして、舊時の上海城壁跡を一周し、十六舖より高昌廟に至る間を幹線とするものなれども、未だ全部開通するに至らず。

上海港

上海港と唱へらるゝ港は黃浦江の一部約八哩を區劃して指稱するものにして、海洋を距つる事七十餘哩の內地に在り。故に入港船舶は先づ揚子江を溯ること六十哩にして吳淞港に達し、アウターバーを通過し、黃浦江に入り、直角的大轉廻をなして第二の難關インナーバーを通過し、更に幾多の屈曲を經て溯ること五哩、始めて上海港に到着するを得るものとす、斯く其入港には水路の困難あるに加へて黃浦江河岸の崩壞土砂の堆積は水深を減ぜしめ、常に浚渫を怠るを得ざらしむ、黃浦江は上海の下流に於て河身の著しく膨脹したる處あり、其中央に土砂堆積し三角洲を現出せり、卽ちガツフ、アイルランド Gough Isl にして、爲に、河流を割りて二となす、右岸に沿ふ者之をシツプス、チヤンネル(ship's channel)左岸に開くもの之をヂヤンクス、チヤンネル(junk channel)と稱す、而して後者は全くヂヤンクの外船舶の航行に耐へず、前者は其右岸に近く一道の水路あり、僅に船舶の航行に適せるも、吳淞に近く寄りたる所にインナーバーの存するありて滿潮の水深小潮時十七呎乃至十九呎、大潮時廿二乃至廿四呎に過ぎず、加ふるに浦西より吳淞クリークに向つて突出したるフエザント、ポイント(pheasant point)は恰も蘇州クリークに向つて突出したる浦東ポイントと同樣に、水流上下の障害となり、終に土砂を遠く港外に射流する能は

ざらしめ、內にありてはインナーバー、外にありてはアウターバーを現出せり。後者は實に上海港第一の難關にして之れあるが爲大船の入港を困難ならしむ。

錨地

上海港の碇泊區域は支那政府の任命する港長の管理に屬し、稅關は港內の碇泊其他警察事務を掌理す、錨地區域は其初め何等の規定なく、各國船舶は出入船舶の往來を障害せざる限り、各自欲する所に投錨し來りしが、出入船舶の激增と共に、錨地區域を明かにし、港內の安寧秩序を保たんが爲めに、一八九六年上海稅務司は、各國領事團の認可を經て、上海港錨地を下界は上海水道・局より上流は支那町南碼頭間に限定せり、爾來上海の發達と共に錨地の狹隘を感じ、一九〇〇年錨地を下流洋涇港（Yang King Ck）より上流陸家濱（Lukah pang Ck）に至る約六哩に延長し、更に一九一二年五月十日發布の港則第一條に據り、外國船舶の投錨區域は江南機器局船渠の南端より東溝港（Tung Kou Ck）に至る約八哩に限定せられたり。

船舶の碇泊其他港內警察事務に便ぜんが爲め、錨地を左記の如く十五區に區劃せり。

一、上區A（Upper Section A）

一九〇七年五月制定の港則第一條に據り、新たに延長せられたる錨地の上界線は、江南製造局

船塢に起り白蓮涇港に至る。

此區劃內は江南製造局にて修理中の船舶及び休航中の船舶の錨地とせり、又其位置餘りに上流に偏するが故に浦內側(上海側)の江南製造局にドック及び碼頭あるのみ、碇泊船舶は修繕中又は休航中の支那軍艦及び船舶に過ぎず。

二、上區 B (Upper Section B)

白蓮涇港に起り支那町南碼頭南端に至る。

此區域は木材又は石炭を搭載したる船舶の中流に於て荷役するもの、及び休航中の船舶の錨地に充つ、那威及び日本の石炭船木材船の多く此區劃迄溯行するを見る、浦西側は支那町碼頭雜然として相接し、對岸浦東側には上海造磚公司碼頭、麥邊洋油棧碼頭(一名南碼頭)あり、

三、上區 C (Upper Section C)

支那町 (China Bund) の南端に起り其の北端十六鋪に至る。

此區劃內浦西側の一面卽ち南市新碼頭沿岸一帶は、汽船及び外國船舶の繫船を許さず、船舶は僅かに中流に投錨して、積荷を浦東側碼頭に荷揚するを得るのみ、此區劃は支那町河岸を包有するが故に、四時支那ヂャンクの輻湊地にして、其帆檣林立の狀は一種の偉觀たり、浦西側に碼頭設置するを許さゞるが故に碼頭は凡て浦東側に在り、其位置支那町に近きを以て長江及び沿岸航

路船の繫船場として最適の位置を占む、所在碼頭を列記すれば左の如し。

董家渡碼頭、董家渡船廠、董家渡怡和碼頭、日淸汽船會社老擺渡碼頭、大倉益昌碼頭、東洋鐵路公司碼頭、招商局碼頭

四、第一區（Section I.）

支那碼頭の北端に起り、金利源碼頭の最北倉庫の南端に至る。

上區は前揭の如く浦西側に汽船の繫留を許さざるを以て、汽船の繫留場として支那町に最も近きは此區域內浦西側一帶に在る金利源碼頭にして、金利源碼頭は主として招商局船舶の繫船場にして、長江、沿海、北支航路に從事する同社船舶は多く此處より發するが故、上下の乘客貨物四時常に雜沓せり、中流には數個の金利源浮標あり、招商局に屬す、又各國軍艦の錨地あり（港則第四條參照）浦東側に華通碼頭、美最時爛泥渡碼頭あり。

五、第二區（Section II.）

金利源碼頭最北倉庫に起り洋涇濱に至る。

浦西側に太古碼頭、立興公司碼頭あり、浦東に太古浦東棧碼頭あり。

立興碼頭は從來太古公司にて使用し來りしも、立興公司に於て長江及び甯波航路を開くに至りたると同時に、碼頭は同公司の專用となるに至れり、而して同碼頭は乘客の上下常に頻繁たり

浦西側の倉庫は佛蘭西バンドを隔てゝ建つが故に、貨物の入庫出庫共通路を横らざるべからずして不便多し、中流に太古、北ロイド及び佛郵エムエス會社に屬する浮標あり。

六、第三區（Section III.）

洋涇濱に起り江北海關前の貨物檢査場南端に至る。

此區劃内浦西側は共同租界バンドにして、碼頭の設備を許さず、唯僅に小棧橋の設けありて、小蒸汽艀船の繋留に便するのみ。中流に彼阿會社第一號浮標あり、又英國軍艦浮標あり、浦東側は漸く淺く碇舶に便ならず、碼頭の設備なし、陸家嘴に海關信號所あり、船舶入港出火の信號午砲等を司どり、水上警察船亦其傍にありて港内の警察事務を執る。

七、第四區（Section IV.）

海關檢査場の南端に起り北京路ジエテーに至る。

最小區劃にして前區と同じく兩岸に船舶を繋ぐべき碼頭の設なし、僅に南京路ジエテー、彼阿ジエテーあり、彼阿ジエテーは彼阿及び大北汽船等に往復する小蒸汽船の發着所たり、中流は第五區に引續き江流の轉換點に當るが故に浮標の設置船舶の碇錨を許さず。

八、第五區（Section V.）

北京路ジエテーに起りオールドドックに至る、英租界公園より蘇州河を挾み本郵船會社棧橋

招商局中棧及びオールドドックあり、浦東側は浦東ポイント突出の爲め水深淺、全く繋船の便なし、蘇州河は此處にて黄浦江と合す。上區〇より北西に向つて走りし黄浦江は、蘇州河と合し急に東に轉換す、其狀恰も三江の此處に集中したるが如し、從つて潮の干滿毎に水流相激し第四、第五兩區に亘り一大旋流を現出す、其中心は水深九十六呎に及ぶと、蓋し黄浦江の最深所たり、斯くて水流は先づ西岸即ち日本郵船會社の河岸を嚙み、第六區・第七區は西岸に沿ふて流れ、第八區に至り中流に出で、第九區以下東岸を走れり、其水流の走る所即ち土沙を流射するが故に、水深常に二十二呎以上三十呎乃至四十呎を保つ、而して兩岸碼頭の設備は即ち此の水流に從つて或は西に或は東に轉移するを認むべし、斯くの如く此區劃內東側は水流の衝に當らざるが故に土沙の堆滯益著しく、河幅愈〻縮し、昔日の記錄に徵するに埋沒の跡歷然たるものあり、之れに反して浦西側即ち郵船會社前は未だ浚渫を知らず、水深優に三四十呎を上下し、一萬噸の巨船優然此處に橫はるを得べし。

第五區は斯の如く上下船舶の針路變換の衝たるが故に、中流に浮標の設備なし。

九、第六區 (Section VI.)

オールドドックに起り順泰碼頭の旗竿に至る。

浦西側にオールドドック、上海ドック、エンド、エンヂニアリング會社に屬するジエテー及び

順泰碼頭あり、中流にオールド、ドック浮標あり、又第七區に亘り怡和洋行に屬する第二號浮標あり、前者にはオールド、ドックの修繕船又は他會社の臨時繋留船を、後者には怡和船を見るを常とす、浦東側は著しく遠淺にして、耶松老船渠あり。

十、第七區（Section VII.）

順泰碼頭の旗竿に起り華順碼頭に至る。

浦西側には公和祥碼頭、招商局北棧碼頭及び華順碼頭あり、中流には公和祥碼頭に屬する第四號浮標、彼阿汽船會社に屬する第四號浮標、太洋汽船會社に屬する第五號浮標あり、浦東側は第六區の後を受け更に遠淺にして前區と同じく、僅かに各國河川用砲艦、メールテンダー其他小蒸汽船艀類の雜然投錨するのみ。

十一、第八區（Section VIII.）

華順碼頭に起り下平和碼頭に至る。

華順碼頭、日本郵船會社滙山碼頭及び下平和碼頭浦西に在り、對岸には日本海軍用地、三井物產會社浦東棧あり、中流には招商局に屬する第六號浮標、漢堡亞米利加　の第　號浮標、日本郵船大阪商船會社共有の第八號浮標等あり、其他各國警備艦、大北電信船等浦東側に投錨す。

十二、第九區（Section IX.）

下平和碼頭に起り上海水道局に至る。

第五區以下西岸を沿ふて流れし水流は第九區に至り、轉じて對岸浦東側に衝き、浦西側の水深漸く減じ、又繫船に便ならず、從つて此區以下浦西側は工場の連接となり、碼頭は轉じて浦東側に移れり、卽上海側には南滿鐵道黃浦碼頭の外上海水道局、怡和紗廠、老公茂紗廠、瑞記紗廠其他の紡績會社等あり、浦東側には怡和洋行に屬する浦東西碼頭、東碼頭、上海虹口倉庫浦東碼頭、海洋社碼頭あり。

十三、第十區（Section X.）

上海水道局に起り洋涇港に至る、浦西側は第九區に次ぎ工場地帶にして浦東側は稍淺さも尙ほ浚渫して碼頭を設置することを得、卽ち招商局東棧、楊子棧橋倉庫會社碼頭、開灤礦務局碼頭、亞細亞石油會社上棧、ホルツ、ワーフ相連れり。

十四、第十一區（Section XI.）

洋涇港に起りてコスモポリタン、ドックに至る。

一九〇七年新たに擴張せられたる一區にして、浦西側は水淺く碼頭の設置を許さゞるに反し、浦東側は水深第十區より深きが只上海の中心を去る餘りに遠隔なるを不利とす、三井物產會社碼頭、亞細亞石油會社下棧、インター、ナショナル、ドック及びコスモポリタン、ドック、美孚油棧碼

頭等あり。

十五、下區（Lower Section）

コスモポリタン、ドックに起り東溝港に終る。

是れ現今上海港錨地の最下流にして、黃浦江は此區劃に至り袋狀を爲し、其約四分之三は水深僅に三呎及至五呎に過ぎず、浦東側に沿ふて一道の水路あり、水深三十二呎を上下し、現今上下船舶の通路なり、然れども其幅員狹少なるが故に此區劃内に船舶の投錨を禁ぜり。

浦東側東溝港に海關所屬の爆發物倉庫あり、下界を下る事更に一哩にして、陳家嘴あり、爆發物又は傳染病患者を搭載せる船舶は其處より溯江すること能はず。

船舶の入港及出港

一、船舶書類の預入れ

上海稅關規則第四條に據れば、船舶が上海に入港したる時は、船舶は所屬領事に船舶書類 Ships papers 及び積荷目錄を預け入れざるべからずと、是れ英清天津條約第三十七條の規定より來りしものにして、其時間は船舶が上海の港區內に入りたる時より起算す、而して我國に船籍を有する船舶は、入港後二十四時間內に、上海總領事館に船舶書類を預け入るゝ外、船舶港捐を提出する

を要す、入港屆とは船舶の名稱、國籍、登簿噸數、仕出港、入港の時間及び乘組員の數を記載したるものにして、之れと共に領事館に提出すべき書類は、國籍證書を始めとし、積荷目錄、船客名簿、航海日誌及び仕出港の出港免狀等なり、支那に船籍を有する船舶及び無條約國の船舶は入港後二十四時間内に稅關に船舶書類を預け入るべきものとす。

二、領事報告 (Consular Report)

船長又は船舶代理人より船舶書類及び入港屆を受取りたる領事は、受理後二十四時間内に所謂Consular Report を製作するを要す、領事報告とは入港船舶の船名、國籍、登簿噸數、積荷の種類及び仕出港を記載したる入港屆にして、船舶代理人は此報告と共に、他の必要書類を稅關に提出し、始めて稅關に於ける入港手續を終了するものとす。

三、稅關に於ける入港手續 (Entry)

船長又は船舶代理人は左記の書類を一括して午前九時より午後四時に到る稅關執務時間内に、Import Desk に提出すべし。係員は一々書類を檢閱したる後、遺漏なきを認むれば之れを受理す此に於て入港船舶は國籍に從ひ番號を附せられ始めて積荷輸出輸入の手續及び荷役の開始を許可せらるゝものとす、但特許ある場合には此限りにあらず。

一、領事報告　Consular Report

二、輸入積荷目錄　Inward Manifest

三、噸　稅　券　Tonnage Due Certificate

四、檢　疫　免　狀　Free Pratique

五、港長の報告　Harbour Master's Report

六、輸出貨物證明書　Cargo Certificato

以上列記の書類中領事報告は船舶書類が適法に保管せられたるを示すものなれば、最も重要なるものなり、輸入積荷目錄は積荷の有無に關せずこれが提出を必要とす、噸稅券は已に噸稅を支拂ひ、尙ほ有效期間內にある時に於てのみ其の提出を要す、檢疫免狀は吳淞檢疫官の發行するものにして、惡疫流行地より來りたる船舶にのみ其必要あり、港長の報告とは長江沿岸航路に從事する船舶及び郵便船の如く、已に豫定の錨地を有する船舶は其提出を必要とせざれども、港長より錨地の指定を受け、又錨地の變換を命ぜられたる船舶は、港長より錨地の承認を得、其報告を稅關に提出するにあらざれば、荷役を開始することを得ざるが故に、錨地の指定を受けたる船舶のみ其必要あり、輸出貨物證明書は廣東以外の清國開港場より入港せし船舶に限り必要にして、外國貿易港より入船せし船舶には其必要なし。

船長の怠慢の爲め船舶到着後四十八時間を經るも、尙ほ稅關に於ける手續を行はざる時は、船

長は遅滯一日每に五拾兩の科料に處せらるべし、但し總額二百兩を超過することなし、此四十八時間の規定は、船舶が現實に港の區劃内に入りたる時より起算し、此時間以内は船長又は船舶代理人の都合にて、入港の手續を爲さず、其儘港外に出帆することを得るものとす、卽ち天津條約第三十條に據れば英國商船の船長は到着後四十八時間内に荷役をなさゞれば其儘出帆するを得云云と規定せり。

四、稅關に於ける出港手續 Clearance

船舶が出港せんとする時は、船舶代理人は先づ口頭又は文書を以て、午前十時より午後二時の間に於て、稅關の Clearance Desk に出港の申告をなし、同時に輸出積荷目錄を提出すべし。

輸出積荷目錄とは名稱、個數、輸出者の姓名又は商號及び仕向地等を詳記したる目錄にして、船長及び船舶代理人の署名を要す、輸出積荷目錄を受理したる Clearance Desk は、輸入及び輸出目錄を審査し、更に貨物の輸出入稅、船舶の噸稅其他料金等未納なきや否やを確め、申請の時間に於て、船舶代理人の出頭を待ち、之れに No objection paper 噸稅券及び Cargo certificate を交付す、但し船舶保證書を有する船舶代理人は、貨物輸入稅の納附濟を待たずして出港手續をなすの特點あり、No objection paper とは、領事館に保存中の船舶書類を交付するも差支なしとの意味を認めたる小紙片にして稅關長の捺印あり。

噸税券は其有効期間内に於て、支那開港場に入港したる時提出の必要あれば、船舶之れを保存す、Cargo Certificate は廣東以外の清國開港場に赴かんとする船舶にのみ其必要あり、No objection paper を得たる船舶代理人は、之れに出港届を添へて領事館に提出し、兼ねて預け置きたる船舶書類の返還を受け、更に出港免狀卽ち port clearance を得、始めて出港手續を終了するものなり。

尚上海港の港則等を次に附記す。

上海港則及上海港區劃

上海港内に於ける船舶の注意事項（一九一二年五月十日改正）

第一　本港則に於て「船舶」と謂ふは洋型の船舶を指すものにして支那型民船に關する規定としては其等民船が洋型船舶と關聯して作業を爲す場合當然管轄すべき必要ある範圍に於てのみ同一なる拘束を爲すものなり

是等は他の關係に於ては特別告示に據て取締を受くるものとす

呉淞碇泊

第二　洋型船舶にして呉淞碇泊の場合

(A)次項(B)に依り定められたる以外の總ての船舶は呉淞燈臺より呉淞江或は呉淞バアーの外側に於てすべし

(B)上海に進航すべき船舶にして無煙の火藥爆發物を搭載せる船舶檢疫規定により檢束中の船舶は呉淞バアーに於てすべし

第三　呉淞バアーの外側に投錨せる船舶は

黄浦江口に誤なき航路を採るべく其に關しては港務吏の命令を遵守せざるべからず

第四　第二條(A)の規定に據り錨地に投錨する船舶は呉淞崎浮標へ到着せる際適當なる錨所の指定を與ふる港務吏の乘船を要する時は萬國信號旗の(N)を前檣に掲揚すべし

第五　第二條(A)の規定に遵ひ投錨せる船舶は港務吏より與へられたる指定に從ひ碇泊すべし

上海港內碇泊

第六　洋型船舶の上海港内碇泊場所を左の如く定む

(A)　以下(B)(C)(D)(E)等に規定せられたる以外の船舶は江南機器製造局ドックの南側より美孚石油會社棧橋の間とす

(B)　爆發物運搬の船舶は第二十條の規定の如く呉淞の外側

(C)　礦油、揮發油、酒精、强力等を搭載せる船舶は第二十八條の規定の如く第八區の下流浦東側

(D)　ベンジン、ナフサ又は其他の引火し易き貨物を搭載せる船舶は第二十九條の規定によりコスモポリタン、ドックの下流

(E)　檢疫すべき船舶は第三十三條の規定の如く呉淞の外側

第七　當港に入港せる船舶は港務吏の來船を待ち其適當なる碇泊所の指定を受くべし

第八　河川、沿海航路船及郵便船の如く一定の錨地を有するものは隨意に所定の錨地に進行するを得、但港則二十、二十八、二十九、三十三條の規定に據る(危險物、爆發物或は傳染病患者を搭載せる等の船舶)時は例外とす

第九　上流に於ける四個の錨地は軍艦の投錨に充つ

第十　船舶は港務長の命令により碇泊すべく又特許を得ずして其錨地を移轉するを得ず

但出港の際檢閲にて出港許可書を得たる後は此の限りに非ず

第十一　錨地の申請及錨地移轉許可の申請は船長、一等運轉士及當該水先案内人より港務長事務所宛之を爲すべし、港務長は其際指定錨地に關し必要なる注意を與ふる事あるべし

港内航行規定

第十二　船舶は海上衝突豫防法萬國規定に遵據すべし

第十三　船舶は水深信號が船に圖記せられたるより少量を表示する場合呉淞「バー」を横切り又はアストリア水道を航過するが如き事を企圖すべからず

但左記の場合は此の限りにあらず

時々信號に依り表示する能はざる航路に據り信號せる以上の水深を得たる場合其の航路を採る船長及水先案内人にして其の船脚が信號されたる水深を越へ居る時水深信號の指示以上に詳細なる事項を知らんと欲せば呉淞及上海に於ける港務所に申出づべく而して其注意を受けたる指定の航路を採る事を許可せらるる事あるべし

第十四　呉淞溝と高橋溝の間に於ては汽船は他の汽船を追航し又は追ひ拔くべからず

但曳船、小蒸汽は此の限りに非ず

第十五　汽船又は其他の大型船舶は變災を避くる爲の外呉淞溝より美孚石油會社棧橋の間に投錨する事を得ず

第十六　船舶が水路保修の爲め浚渫船又は工事進行中の個所を航行する際は徐行すべし

第十七　船舶が美孚石油會社棧橋の下端西側を直航する時は該船の操縱に必要なる程度以上の速度を以て航行すべからず

第十八　船舶が棧橋より繫留浮標に移動する時又は棧橋に於て運轉する場合當該棧橋の旗竿に直徑四呎の黑球一個を揭揚せざるべからず、此際船舶にありては黑球揭揚後十分間を經過せざる以前に於て其移動運轉を開始すべからず、移動中の船舶は其前檣に二呎の黑球を揭ぐべし

第十九　曳船又は港區內に曳船をなす小蒸汽船は其被曳船を充分に操縱するの實力あるを要し二隻以上の船艀其他の小船を並行して曳航すべからず

軍　器

第二十　貨物として高度の爆發物原料及實包砲彈、百封度以上の火藥を裝包せし軍火を搭載したる船舶は呉淞港外に碇泊し前檣に赤旗を揭揚し貨物の陸揚に關しては海關より受けたる命令に從ふべし、又是種貨物を搭載せんとする船舶は凡て同樣の規定を遵守すべし

但小銃彈にして適當なる裝置をなしたる彈庫、上甲板より通ずる水管辨を以て適宜に浸水裝置を施し、內に積入れたる場合は本規定の制限を免る事を得

第二十一　軍艦其他の御用船は港務長に申告したる上港內に於て爆發物を積込み又船移をなす事を得るも其等爆發物取扱者は一名士官指揮の下に其所屬の水兵を以て當らしむべし

第二十二　爆發物武器彈藥を小船を以て運搬せんとする時は其旨港務長事務所に書類を以て屆出をなし其使用すべき艀船の登錄番號を示したる被蔽物を施し港務所の發行したる特別許可書を受くるを要す

第二十三　船舶が爆發物陸揚の爲め江南製造局に進行せんとする時は前條の規定に依り許可せられ得べきも豫め稅關の許可を得たる上に非ざれば二十條に規定せる制限區域內に進航する能はず江南製造局に於て爆發物の搭載をなしたる船舶は該製造局及呉淞間如何なる場所を問はず投錨繫留すべからず

第二十四　固定の甲板若くは被蔽物を裝置するにあらざれば艀船又は其他の小船は第二十條に記載せる如何なる貨物と雖も

之を搭載する事を得ず而して艀舟又は其他の小船に積卸されたる此等貨物は甲板下又は永久的に被蔽したる場所内に積入れざるべからず

第二十五　上海の錨地又は港の何れを問はず爆發物を運送する小舟は其の如何なる種類を問はず前檣又は最も見易き所に長さ六呎巾四呎より小ならざる赤旗を掲揚すべし

第二十六　爆發物を搭載せる船舶又は其他の小舟は江南製造局及ブラックポイント間の如何なる場所を問はず投錨又は繋留すべからず、又此等の艀又は小船は日中順潮に於て蒸汽力を以て又は蒸汽曳船に據り進行するに非ざれば前記の制限區域間を航行する事を得ず

第二十七　爆發物の貯藏は税關の許可あるに非ざれば上海の附近に於て黄浦江上其流域の沿岸及其近傍如何なる場所を問はず之を許さず

礦油類

第二十八　船舶が貨物として礦油、酒精、揮發油又は亞力を搭載せる時は港内八區の下流浦東側又は董家渡棧橋或は南碼頭棧橋に於て碇泊すべく而して其等貨物全部の荷揚を終る迄は移動するを得ず

其等貨物を積入れんとする船舶は其荷揚を許可せられたる場所に於て積込み其處より直ちに出港する事を要す

船舶は何れの棧橋に於ても五十箱以内の石油を積入るゝ事を得

油槽船は其慣習として定められたる如く其等の豫防法を講ずる事を遵守すべし

第二十九　揮發油、ベンジン又は其他の引火し易き貨物を積載したる船舶はコスモポリタンドックの下流に於て荷物全部を船卸したる後に非ざれば其より上流に入港するを得ず

其等の貨物を積込まんとする船舶は前項に準じ同所より海に直航するを要す

第三十　前條に掲ぐる貨物はコスモポリタンドックの下流浦東側に限り之を貯藏する事を得

稀に港務長に申告を爲し小量のベンジン等を陸揚又は貯藏する許可を受くるを得るも左の條件の制限を超ゆるを得ず

一、大鼓型容器を用ひたるベンジン等
二、如何なる場合と雖も貯藏分量五千瓦を超過すべからず
三、其貯藏に適し尚ほ港務官の認可を得たる倉庫なる事

第三十一　爆發物、揮發油、ベンジン等を積載する船舶の舷側に到る艀船、小船及既に之を積込める汽船並に小船は炊事其他の目的を以て燃火し又は喫煙する事を許さず

第三十二　硫黄、硫化ナトリウム、過酸化ナトリウム、鹽酸、重炭酸鹽、苛性加里、重炭酸鹽カルシウム、カルシウムカーバイド、硝酸及其他保險會社が甲板積と爲す事を要求せる其等の製造品を搭載せる時は浦東側に碇泊すべく其處に於ては特別倉庫に於てのみ貯藏をなすを得べし

其等の貨物を積込まんとする船舶は前項荷揚を許可せられたる場所に於て爲し其所より直ちに海に直行する事を要す

傳染性の病疫

第三十三　船舶が傳染性の疫病發生の港より入港し又は港内に於て傳染性の病疫の發生せるか其疑あるか或は本船が最終寄港地出帆後の航海中死亡者を出したる時は當港内檢疫規定に從ひ呉淞に近づきたる時に檢疫旗萬國信號旗Ｑ（黄色旗）を前檣に掲揚し呉淞に於て浮標に投錨し檢疫許可を得るまで信號旗を揚すべし

何人と雖も港務長又は港内衛生吏の許可なくして上陸し又は之と交通する事を許さず

濬浦（黄浦口維持）に關する規定

第三十四　黄浦口維持局の許可なくして艀船場、棧橋、浮棧橋又は護岸等の工事を爲し又は埋立或は沿水工事を起す事を得ず

該許可書は港務長を經て申請さるべきものとす

第三十五　浮標は港務長の許可なくして設置するを得ず又浮標の繋留方法は港務長の承認を經ざるべからず使用せざる浮標は日沒より日出迄點燈すべし

第三十六　總ての浮標は港務長の管理に屬し港内の航路を妨害するが如く設置せられたるか又は碇泊の場所を經濟的ならしむる様に設置せられざる浮標は港務長之が移動を命令する事あるべし此際所有者が港務長より指定せられたる場所に移動するを肯んぜざるか其を怠りたる場合は所有者の負擔に於て港務長之が移動を爲す事あるべし

第三十七　砂利、爐灰、灰塵、不用物、浚渫の爲め引上たる汚物其他是等のものを河中に投棄すべからず、船舶若し爐灰を拋棄せんとする時は萬國信號旗のＸを前檣の頂上末冠に掲揚し一定率の料金に依り之を引取る特許船の到るを待つべし

第三十八　港内又は港の附近航通の危險と認むべき個所に於て難船したる場合は若し港務長の指定せる相當期間内に其移動

手續を講ぜざる時は税關海務部に於て其所有者の費用を以て移動又は取毀を爲す事あるべし

雜　則

第三十九　棧橋、浮棧橋、河岸等及船舶上にある凡てのアーク燈又は其他强度の光力を有する點燈は航海者の妨害とならざる樣河に面せる部分を覆屏す可し

探照燈使用の際は航通の妨害たらざる樣なすべし

第四十　汽笛及霧笛は海上衝突豫防法の規定に據るか危險にある船舶を警戒する時の外濫りに使用するを許さず

第四十一　船舶は當港内にて大砲小銃等を發砲する事を許さず

第四十二　軍艦以外の船舶にありては浮標の使用を許さず。軍艦にありても日沒より日出迄之を附する事を得ず（艦内に引揚ぐるを要す）

第四十三　船舶は必要の場合に際して本船を操縱し得るに充分なる人員を甲板下に留め置くべし又常に必要に際し錨鎖を取扱ふに足る人員を備へ置かざるべからず本錨は常に使用に障りなき樣保存し置くべし

第四十四　船側河中に木材の荷卸をなす船舶が潮流滿干時に於て其方向線外に漂ふ時は筏或は丸太を船尾に引くべからず、船舶が潮流干滿の方向線にある場合は筏或は丸太は該船より百呎の間隔以内の船尾に寄引する事を得

筏及丸太は航路の妨害となるが如く集合するを許さず

第四十五　艀船其他の小船は港内の他の小船又は他船舶の航進を妨害するが如き虞ある方法に依り又は集合して船舶に近付くべからず

第四十六　港内に於ける船舶に火災起りし時は當船及其上下にある船舶は直ちに警鐘を打ち晝間にありてはＮＨの萬國信號旗を本船及上下に掲揚す、船舶に掲げ夜中は船燈を引續き上下す可し且即刻水上警察船及最寄の警察署に失火通告をなすべし

第四十七　此等の規則に違反したる船舶は税關に於ては其違反の處置をなすか該船舶所屬國の領事に於て處分する迄は其の入港荷役出港等を停止すべし

告　示

一、税關信號所に於て入港船舶の船名を信號する爲め入港船舶は港内に進行する時に自船の船名旗を掲揚すべし

二、船長は航海中岩礁、淺瀬等の新障害物を發見したる時は其報告を港務長事務所又は沿岸巡視事務所に提供する事を要す
三、船長にして若し本港規則に就き注意すべき不備ある時は書面を以て港務長に差出すべし
四、港務長事務所に於て當港內告示及海員に對する注意書等を見る事を得、又支那海に於て一般に關係ある凡ての告示は沿岸巡視事務所の公室に揭示せらる
五、船舶は潮流と同一方向に帆又は蒸汽力を以て進行するは頗る危險なれば斯る進行をなさゞるを望む殊に春潮時に於て一層危險なりとす
六、上海港に於て採用せる召呼旗(支那港內信號)は左の如し

N	港務吏の來船を望む
L	稅關吏の來船を望む
G	醫師の來船を望む
YN	警察官の來船を望む
Y	塵芥船を要す
NH	火災又は浸水急助を望む
B	貨物として爆發物を搭載す
F	支那郵便局の郵便物あり
U	上海曳船會社の曳船を要す
X	克件運送曳船會社の曳船を要す
R	上海水道會社の水船を要す
I	佛租界水道會社の水船を要す
Q	檢疫

上海港區劃

上流區劃を別ちて左の三區となす

A 江南機器局船渠の南より白蓮涇河迄

B白蓮涇河より支那町黃浦灘の南端迄
C支河町黃浦灘の南端より北端迄
第一區　支那黃浦灘南端より金利源碼頭の南端迄
第二區　金利源碼頭の南端より洋涇濱迄
第三區　洋涇濱河より稅關棧橋迄
第四區　稅關棧橋より北京路迄
第五區　北京路よりオールドドック迄
第六區　オールドドックより公和祥碼頭迄
第七區　上海虹ロウハフ、フラッグ、スタッフより華順碼頭迄
第八區　華順碼頭より平和碼頭迄
第九區　平和碼頭より上海水道局迄
第十區　上海水道局より洋涇河迄
第十一區　洋涇河より引翔港廠迄
下流區域　第十一區の終點より東溝即ち上海稅關ダイナマイト倉庫の在る所

上海港改修

上海港をなす黃浦江の改修、殊に吳淞バーの取除問題は實に多年の懸案に屬し、同バーあるを以て大船巨舶は上海に遡航するを得ず、吳淞外港に於て貨客の揚卸しをなすを必要とするを以て、船舶業者を始め一般商人並に消費者に至るまで多額の費用を負擔し、又不尠不便を感じ來りしより、從來此問題は上海に於て熱心考究せられしが一九〇〇年の義和團事變後、各國の淸國政府と

條約を締結するに際し、本問題を提起し、遂に之が改修に關する規約を結び、該規約は北京議定書中附屬書類第十七號として現はるゝに至りたり。

今同議定書による重なる條項を見るに

一、黄浦江水路局の組織

(イ)上海道臺、(ロ)上海稅關長、(ハ)上海領事團の選出に係る代表者二名、(ニ)上海商業會議所の選出に係る代表者二名、(ホ)一ヶ年に五萬噸以上の船舶を出入せしむるものゝ選出に係る代表者二名、(ヘ)上海各國居留地會議員一名、(ト)上海佛蘭西居留地會議員一名、(チ)一年間に廿萬噸以上の船舶を出入せしむる各國の代表者

二、黄浦江水路局の收入

(イ)居留地地所の課稅價格に對する千分の一の課金、(ロ)黄浦江沿岸の土地に對する前同樣の課金、(ハ)出入船舶一噸に對し四ヶ月有効として一噸に付銀五分、(ニ)稅關に屆出たる輸出入商品の價格に對する千分の一の課金、(ホ)各關係外國人其他の醵出金額に均しき清國政府の年醵金

此決定に基き黄浦江水路局設置せられ、右改修費については關係外國人よりの醵金と、清國政府の醵金とを以て支辨せんとしたるが、其後清國政府は此の方法によれば兎角外國人の干涉を免

れずとなし、遂に淸國政府は一ヶ年四拾六萬兩を自ら支出し、獨力を以て本改修工事に當る旨を各國に提議し、右議定書調印の年に後るゝこと四年、卽ち一九〇五年九月各國の同意を得て、更に同議定書に調印せる各國の代表者卽ち北京駐在各國公使との間に本改修に關する第二の規約を締結するに至れり。

本規約に據れば

一、黃浦江水路局の組織

指揮者、上海道臺及上海稅關長

技　師、淸國政府の任命に係り、議定書に記名せる列國の代表者過半數の承認を要す

二、黃浦江水路局の收入

淸國政府は河川工事費全額の擔保として、四川省及江蘇省徐州府の阿片稅を提供す

淸國は二十ヶ年間。年四拾六萬海關兩の金額を工事費に充つ

工事を開始したる後或る時期に於て工事の材料又は機械購入のために臨時費を要するときは、淸國政府は之を支辨するため前記阿片稅の收入金を抵當としたる證劵を發行して公債を募集す、淸國政府は右公債の元金償還、利子支拂、改良工事の實行若くは、旣に落成したる工事の維持に要する一切の經費を支辨するため年々少くも四拾六萬海關兩を支出す

右金額は之を一定の月賦額となし、當該地方官より上海道臺及上海稅關長の手に拂込むものとす

尙同水路局は、初め兩江總督の選任により、辜鴻銘、何維撲の兩氏其任に當りたるも、此間上海商業會議所の抗議あり、一時北京外交團と北京政府との間の問題となりたるが、結局右兩氏の選任、技師長到着迄の處置なりとの辯解にて事落着し、結局規約通り上海道臺及上海稅關長其局に當る事となり、遂に濬浦總局なるものを組織し、技師長には和蘭人デ、ライケ氏書記長には英國人カルーサー氏任命せらるゝに至れり。

技師長デ、ライケ氏は一九〇六年二月上海着、六月八日清國政府との間に雇聘契約書を交換し夫より愈々本改修工事着手せらるゝに至りたるが、今同氏設計中主要なる點を擧ぐれば、

一、ガフ島の北シップ、チヤンネルより、南チヤンク、チヤンネルに水流を變じ、從來同水流のインナー、バーに殆んど直角に流れ來りたるを防止する事（之は水流を眞直くとなし以てバーの生ずるを防ぐためと解せらる）

二、長さ凡そ一哩に亘る大なる防波堤（トレーンニング、ゼテー）を呉淞プリンセス棧橋よりスピツト浮標まで築造する事（之は楊子江より泥土の流れ來るを防ぎ併せて黃浦江口の流れを滑かならしむるためと解せらる）

三、上海城内より呉淞に至る迄の間の水流を滑かとなし、又河幅を整ふるため、必要の場所殊にガフ島附近に堤を築き又フキザント、ポイント其他河幅を大ならしむる必要ある所を切捨つること

右の如く城内附近より呉淞迄両岸に正整線（ノルマル、ライン）を定め沿岸所有者は或る條件の下に同線迄埋立をなし得る事となり、已に棧橋所有者の如き其擴張を完了せるものあるに至れり。

此の如くデ、ライケ氏は右の方法により着々其工事を進行しつゝある間に、獨逸船舶業者七名連署の上獨逸協會の賛成を得たる黄浦江改修設計非難の覺書を獨逸領事館に呈出し、併せて商業會議所其他英、米、日等の協會へも賛成を求め來りたるが其批評の要點は

一、工事の進行はデ、ライケ氏の設計に正反對なる結果を見、ヂャンク、チャンネルは深くならず、又シップ、チャンネルは淺くならず、却つて反對に其の深くなるの傾向を見る、要するに此儘にて進行せば船舶の航行に多大の障害と危険を與るに至るべきこと

二、一ケ年四拾六萬兩、二拾ケ年九百貳拾萬兩の醵金を以てしては到底同技師長の設計を實現する能はざること。

三、前述の理由により設計を全然變更し、寧ろシップ、チャンネルを深からしむるの方針を執ることを適當なりと認む

右の如くにして上海商業會議所に於ては、愼重討議の結果、右獨逸船舶業者の覺書に賛成を表する能はず、又右はデ、ライケ氏に對する不當なる批評となるべきに付、本件に關しては同技師長に對して何等の提言をなさゞると同時に、只だ水流の現狀に照して何等設計を替ゆる必要なきや否やを確め置くに止むることとせり、デ、ライケ氏は之に對して一報告書を作り、原設計を固守し其儘遂行すべく、敢て變更を認めずと回答し、斯くして工事は其儘同氏の提案通り、着々進行することとなれり。

此間一九〇八年十一月水路局の受負者東亞浚渫會社の浚渫に關する不正行爲問題起り、領事團の調査の結果、同會社は其の行爲に對して責任ありとなし、結局二十五萬立方ヤードを無代浚渫せしむることとし事落着を告げたり。

尙又此間一九〇九年二月以後に於て上海商業會議所、領事團、水路局との間に各種の問題起り、例せば商業會議所側より「上海港內に於ける沿岸地のノルマル、ライン迄擴張せらるゝ際には水路局に於て護岸の費用を負擔すること」等の問題提起せられ、領事團は之に賛成を表したれ共費用を要する問題なるを以て、遂に水路局の承諾を得るに至らず、之は沿岸地所有者に於て負擔することゝなれり。

又領事團に於てはノルマル、ライン迄埋立に關し

(一)沿岸地所有者は正整線即ちノルマル、ライン迄棧橋ポンツーン等を突出し、又之に護岸工事をなさんと欲せば、之を水路局に出願し、水路局は亦同區域内の沿岸所有者の同時に擴張工事を開始するやも圖り難きを以て、其旨同沿岸地所有者に通知すること

(二)水路局より右通知を受けたる後六ヶ月以内に、同區域内の沿岸所有者間に於て同時に工事を開始するの議纏まらざるに於ては、水路局は最初の出願者に工事開始の許可を與ふべし

(三)沿岸地所有者は其所有地前岸を舊來の升課即一畝につき四百五十兩(埋立地の權利獲得料)を支拂ひ權利を獲得することを得

右の如き決議を爲すに至りたるが、水路局に於ては畧同決議の主意に基きて取計ひ居るも、第三に關しては其後領事團と道臺との間に不尠往復あり、近年上海に於ける土地の價格頗る騰貴せるを以て舊來の升課率即ち四百五十兩は余りに廉なりとなし兩江總督に於て未だ承諾を與ふるに至らずして革命の擾亂起り、本問題は何等解決を見ずして中止せらるゝに至りたり、然れども右擾亂中に於ても棧橋工事のため前岸をノルマル、ライン迄埋立つる場合に於ては日本郵船會社滙山棧橋の例の如く、上海税關長及領事團に於ては、若し沿岸地所有者にして他日支那官憲の組織を見るに至る迄一時升課を一畝四百五十兩の舊率にて當該領事館に預入れ置くに於ては埋立工事に着手するも差支なしとの意見にて、前記問題未だ解決を告げず從て正式升課券の交付を受けざる

も尚ほ埋立を爲し得ることゝして之を實行せり。

而して上海商業會議所に於ては一九〇九年四月十九日總會を開き、議長の發議により「吳淞バー調査費」を使用し、現時進行中なる改修工事に就き充分の資格ある其道の大家より詳細なる意見を徵すること（必ずしもデ、ライケ氏の設計を批評する意味に非ずして）に決議し、其選定方を在英國なるサー・チャールス・ダゼオン、エチ・エチ・ジョセフ、ヘンリー・ケスウキック　及ゼー・エチ・スコットの諸氏に依托したる結果　サー・ジョン・ウォルフ・バーレー、サー・ウキリアム・マシユース及びリスターの諸氏其聘に應ずることとなり、其代表者としてウキルソン及ビマシユースの兩氏一九一〇年二月に於て上海に到着し、親しく調査する處あり、斯くて凡ての材料を齎らして歸英し、更に同年九月正式にバーレー、マシユース及リスター三氏の名義にて報告書を上海に送附する處ありたり、同報告書に據れば

一、デ、ライケ氏の着手せる工事の全部を是認し

二、黄浦江の維持のため將來必要なる工事に關し勸告する處あり

三、普通歐洲諸國に於て水路維持の爲め充つる財源に就て說明する處あり

四、水路監督局永久的設置の必要を說き

尚ほ進んで

五、呉淞より居留地に至る迄黄浦江の水深を深く保たんとする目的よりすれば、必ずしもデ、ライケ氏設計の全部を一時に實行する必要なし

と言明する處ありき。

デ、ライケ氏の改修設計を現實にせるは一九〇九年五月五日にしてアストリヤ水道（英國軍艦アストリヤ號初めて通過せるを以て其名あり）の開通し、呉淞インナーバー全く取去られたるなり。

由來同バーは數十年來航海者の最も難關とせる所にして、其歷史に遡れば一八四三年以前には同バーに就て何等記錄の存するを見ず、其の最も證憑すべき報告を見るに至りしは一八五六年米國海軍大尉ペーブ氏の記錄にして、同記錄に依れば當時呉淞アウターバー、バーの水深二十四呎インナーバー十二呎とあり、又巡江司キャプテン、ビスビー氏の一八七二年より同九三年に至る間調査せる處によれば水深は變化常なく、最少潮量の時即ち一八七九年九月に於ては僅かに六呎九吋、一八九二年十二月に於ては六呎三吋、又最大潮量の時即ち一八九〇年四月に於て十四呎ありしと云ふ、尙港務局長の報告に依れば改修工事の開始せられたる前年即ち一九〇六年八月に於けるシップ水道の低潮時の水深十呎六吋、一九〇七年九月は十一呎、一九〇八年九月は十呎六吋一九〇九年七月一日即ちアストリヤ水道の晝間航行を許すに至りし時は十一呎六吋より少からず、尙同局長の一九一〇年二月十四日附を以て報告したる處によれば、同水道の通幅六百呎、水深は

最低潮量時にて十三呎（港務局の標準は水路局の標準より二呎だけ尠なければ其積りにて計算するを要す）より少からず、二週間にして十五呎となすべしとあり、尚一九一一年二月廿一日附を以て上海税關長の報告したる處によれば一九一〇年中。

一、元のシップ水道を閉塞し全水流をアストリャ水道に逆るに至りたること（九月）

二、全力を盡してアストリャ水道を浚渫せること（九月迄）

三、呉淞に於てコンクリート堤防を突出したること（十月）

の工事を結了したる爲め、茲に呉淞外港より上海に至る迄、從前に比較し、より眞直に、より短く、より深く然かも幅廣き一流の水道出來することとなれり、インナー、バーは勿論アウターバーも又存在を失ふに至りたり、然して同水道たるや今や二十一呎の最低水深と七百呎の河幅を保つに至り、今日に於て各國郵船の多數、日本郵船會社の八千五百噸型の船舶も自由に出入し得ることとなれり。

一九〇五年の規約に基き水路局に於て使用し得べき、政府よりの資金は一ヶ年四拾六萬海關兩二十年間にて九百二拾萬海關兩にして此の資金は一時に支出するを要せしを以て、公債を募りて其使途に充つることとなりたり、之が爲め不尠利息を支拂ふこととなりしを以て、實際工事のために使用し得べき資金は左の如き計算となれり。

政府出資二十ヶ年分　九、二〇〇、〇〇〇海關兩

公債利息即ち此内より支拂ふべき分　二、九九八、二三五同

差　引　六、二〇一、七六四同

之を上海兩に引直せば　六、九〇八、七六五上海兩

一九〇九年に於ける清國政府特別出資　三〇〇、〇〇〇同

合計即ち純工事資金　七、二〇八、七六五同

然して其内呉淞に於ける堤防其他に使用したる額は二、〇二一、一二四兩、ジャンク水道の浚渫費二、〇一七、六一四兩其のアストリャ水道となりてよりの浚渫費二六四、〇〇〇兩之に一九〇九年十二月卅一日に至る契約工事以外水路局の費用は二、一三二、八三三兩にして、

合計　六、四二五、五七一兩

之を前記資金より差引けば一九〇九年末に於ける資金殘高は僅かに七八三、一九四兩のみなりき、尚ほ上海稅關長の報告によれば一九一〇年十二月卅一日迄支拂はれたる資金は六、一二五、三八四海關兩二一となりたりとのことなれば之を上海兩に引直せば

六、八二三、六七八兩

となるべきを以て一九一一年度に繰越したる資金は僅かに

三八五、〇八七兩

となりたるを知るを得べし、

茲に於て兩江總督張人駿は淸國政府は本改修事業の爲めには最早是以上の支出をなす義務なし、又之を欲せざる旨北京駐在各國公使に通告あらんことを外務部に上申する處ありたり、同時に上海領事團よりは各國公使に向け、本改修事業を永久的に繼續するの必要を建議する處ありしも一九一〇年五月に於て、水路局は技師長デ、ライケ氏に對し同年十一月限りを以て解雇するの通告を與へ、其間上海商業會議所より同氏の設計未だ完成せられざるのみならず、未だ着手せられざる處も不尠との理由にて其の解雇に對し抗議する處ありしも其功を奏せず、同氏は遂に期滿つると共に本國に歸國するに至れり、要之同技師長の設計たる其の方法全く宜敷きを得たるものにして、假令多少の非難はありしにも係らず、已に其の道の大家の承認あり、慥かに成功と云はざるべからず、上海商業會議所の如きは同氏に對し懇篤なる感謝狀を贈る處ありたり。

如此して兩江總督は同年十月に於て水路局を閉鎖し、局員は凡て解雇する旨の通達をなし同年末に至り、全く之を實行するに至り、同時に新に瑞典人ヒユーゴー、フオン、ハイデンスタムなる技師長を雇入れ、水路維持局なるものを組織し、其の業務の如き單に測量及堤防（トレーニング、ダイク）の完成に止めらるゝに至れり。

此の如く水路局閉鎖の爲め浚渫工事も中止せられ、其結果アストリヤ水道の如き、河幅次第に狹隘を告げ、船舶の航行上危險尠からざるに至りたるを以て、玆に商業會議所、英、米協會等に於ては重要なる緊急問題なりとし、尙一面英國より聘せし顧問技師の意見書に基づき、永久的の水路局設立案を作製し、英、米、獨三協會の賛成を得、一九一〇年十二月廿日附を以て之を上海領事團に致し、北京外交團に於て宜しく淸國政府をして、速かに同案を採用せしむることに盡力あらんことを陳情する處あり、該案の二三の要點を擧ぐれば次の如し。

一、水路局は上海道臺、上海稅關長及巡江司を以て成立す

二、水路局の費用は輸出入稅の三分と、無稅品の場合には從價の千分の一半の附課を以て之に充つ(右附課稅は上海稅關長の計算にて參拾萬兩に上る見込みなり)

三、呉淞より上海に至る水道を大潮時最低水にて最淺二十呎の水深となし、又河幅を最狹九百呎となすこと

四、別に諮問局を設け其局員は左の人員を以て成立す

(A)上海に出入する船舶の最大噸數を有する五個國の代表者卽ち五名

(B)支那商業會議所選出の者一名

右商業會議所提案は一九一一年十二月廿八日附を以て北京外交團より、上海領事團に實施差支

なしとの通牒あり超えて四月十五日上海稅關長は

本海關は五月十五日以後本海關を通過する總ての輸出入品に對し特別稅を課すべく、而して本稅は黃浦江水路局の下に同江の改修及維持の爲め資金を調達するの目的を以て支那政府の徵收するものに係り、各條約國公使の同意を得たるものなり、本稅は有稅品に對して條約面所定の關稅全額の三分、無稅品に對しては從價の千分の一半の割合を以て徵收すべし

右總稅務司の命に依り告示す

右の如き告示を爲し愈々五月十五日より附加稅を徵收する事となれり。

商業會議所案に據れば水路局員は上海道臺、上海稅關長及巡江司より組織せらるゝこととなり居りしも其後支那側より種々の意見出で當局者に於て交涉を重ねつゝありしが、唐紹儀氏の希望により北京外交團の承認を得、同局員は在上海支那政府代表者、稅關長及港務長を以て組織する事に變更せられたり。

諮問局員は商業會議所案第十條(一)(A)の條項に據り上海に出入する船舶の最大噸數を有する五外國各一人を出す事となり英、日、獨、佛、米より一名宛を任命せられ玆に上海濬浦總局の成立を見たり。

尙本改修工事に付一九〇六年より一三年迄に費せる費用の內譯は次の如し。

黄浦江工事支出費用

年度	自一九〇六年至同一三年四百五十萬兩借款利子	本部雇員、工場維持費等	契約浚渫	契約呉淞外洲工事	網水工事及水利局監督工事其他	一箇年支出總額
	上海兩					
一九〇六	—	一〇〇、六〇一、六三	—	—	九、三九一、三一	一〇九、九九二、九四
一九〇七	—	一七八、〇一九、三四	—	四五八、九四六、〇五	三〇〇、八三〇、一三	九三七、七九五、五二
一九〇八	—	二〇一、二六七、五一	六二五、〇〇〇、〇〇	七六六、八二一、四七	六八〇、七八八、二七	二、二七三、八七七、二五
一九〇九	六五、六二五、〇〇	二〇八、六九七、五九	五〇七、六一四、〇〇	六七五、九四〇、七〇	四六四、二一八、三〇	一、九三三、一九五、五九
一九一〇	一七〇、六二五、〇〇	一七三、八一九、四七	七七〇、二七四、六一	四八七、四六〇、五三	三八七、六三七、一二	一、九八九、八一六、七三
一九一一	二六九、〇六二、五〇	一八五、六九五、三六	三七五、〇〇〇、〇〇	三九、九五五、九六	四一、四九九、九四	九一一、二一三、七六
一九一二	—	八四、〇五三、三五	一六三、八八八、一九	—	三七、〇一六、二八	二八四、九五七、八二
一九一三	—	一四一、三九五、九九	五六〇、四八七、三三	—	五八、四三九、二九	七六〇、三二二、六一
計	五〇五、三一二、五〇	一、三七三、五四九、二三	三、〇〇三、二六四、〇三	二、〇一七、一二四、七〇	一、九八〇、九三一、六四	八、七七六、一七三、〇九

上海港の改修は上海の將來に重大なる利害關係あるを以て、同局にては種々の計畫を立て丶研究せるが其の他のものにありても折角此事に留意するものあり、種々の改修計畫の提案を見たるが、畢竟するに右の計畫は次の兩案中の孰れかによるべきものとせられたり。

第一は上海港の現狀に改良工事を加へ、將來の大船時代に順應せしめんとする爲には、先づ第一に浚渫工事を必要とす、然かも黄浦江の水深を四十尺に達せしむるは頗る困難なる事業にして、費用も莫大なる而已ならず、其の水深を保存する爲めには、將來永久に浚渫をなすの必要あり、されど斯くの如きは航海の支障となり、且つ莫大の費用を要する事なり、而して浚渫に加ふるに

護岸工事に依りて河幅を狹むるも、水深を助くる方法なりと雖も、河幅の狹隘は船舶の操縱に不便なる爲め之れについては或る一定の限度を保つ必要あり、故に松江の西、太湖の間に運河を設け、太湖より江陰までの運河を浚渫し、江陰に水閘を設けて、楊子江の水の滿潮時に其の水閘を開き、水を之に入れて西太湖に通じ更に松江より黃浦江に入れ、而して其の水を增さむとするの計畫なり。

第二案は黃浦江全體を船渠にせむとするものにして之を實行せむとずるには、吳淞に數多の水閘を設け、以て潮時の如何に拘らず大船の出入を自由ならしめ、黃浦江の全體に亘つて七尺の水深を增さんとするものなり、其の工費四千五百萬兩にして、之れを約四十年間に支出せんとするものにして、此の工事にして完成せは、吳淞上海間三十八哩の吃水深き沿岸線を有するに至るべく而して河幅壹千尺乃至貳千貳百五十尺程度なるを以て、如何なる大船と雖も操縱囘轉容易にして之を既設の商港に比して倫敦に七倍、漢堡に二倍半大にして、更に擴張の餘地あるを以て、世界に大港多しと雖も、此の右に出づるもの絕無ならん、但し本案に對しては吳淞に水閘を設け黃浦江の河水を瀦滯せしむる時は水道の源泉を他に求むる必要あり、又下水問題についても困難を生ずべしとて、反對するものあり、工部局の如き其急先鋒なり。

上海港の改修としては要するに此二案中の一による外無かるべしとの見解なるが、然しこれの

みを以て上海港に自由に大船巨舶を入れ　べ　となす事能はざるの事情あり、則ち楊子江口にはフエヤリーフラツトと稱する淺瀨あり、其の水深は干潮時十六尺、普通滿潮時に二十八尺に過ぎず、且つ淺瀨の長さ三十哩あるを以て、必ず之をも除去せざれば大船の上海入港は困難にして、之れを干潮時三十六尺の水深を得せしむるには、浚渫工事のみにては効果尠きより、護岸工事を施して水道を定むるを要すべく其の工費實に四千萬兩と算せられたり、然るに上海港内の改造は、黃浦改修局の權限に依つて行はるれども、黃浦江を越えて楊子江に出づれば、改修局の權限之れに及ばざる爲、上海港を完全に改修せんが爲には先づ改修局の組織並に權限を擴張するの必要をも生ずるものとす。

而して改修局に於ては是等の諸點を〻研究の上先づハイデンスタム技師長に於て改修意見書を起草し、顧問局の議を經て一九二一年十月十五日を以てこれを北京政府に提出せり、其內容次の如し。

上海港改修意見書

第一　序　言

一、中部支那に於ける通商上の門戶として、上海の重要なるは、本報告書に略說せるよりも遙かに大なる者、呶々を要せざる所なり、上海は楊子江の河口を去る若干哩、其の支流たる黃浦江岸に位し、暴風に對し能く防護せらるゝ位置を占むるのみならず、支那中西部を灌漑しつゝある長江の豐饒、且つ人口稠密なる流域に於ける通商上の呑吐港として、形勝の地位を占む、約九萬

平方哩の面積を有する揚子江の三角洲内には、直接上海の恩惠を蒙りつゝある四千萬の人口居住し、又七十五萬平方哩の揚子江流域には、一億八千萬、換言すれば世界に於ける全人口の十分の一以上の人口居住しつゝあり。

二、全世界中の何れの港に於ても、如斯く多數且稠密なる人口が、其の通商上の吸引を一河川、一吞吐港に負ひつゝあるを見出すこと能はず。揚子江は約一千哩の上流迄も河汽船にて溯航し得るのみならず、河口より六百哩の距離に在る漢口迄は、二千噸級の汽船常に航行し得可く、夏季の增水期に於ては八千噸乃至一萬噸級の汽船すらも溯航し得。沖積土より成る大平原には多數の水路網狀をなして存在し——北京の如き遠隔の地にまでも——延長し、上海は此等の重要なる水路を通して行はるゝ商取引に於て、物資集散の一大中心をなし居れり。

三、上海港の貿易總額は、[illegible]を除き、一九二〇年に於て八億四千萬海關兩に達し、一九〇〇年より一九一三年に至る期間に於ては、年に[illegible]海關兩の割合を以て增加せり、一九二〇年に於ける一箇年の貿易增加額を、世界に於ける他の大貿易港の貿易額に比較せんか。素より普通の增加なるも、戰爭前の增加率は今後も恐らく繼續するものと看做すことを得べく假りに十箇年間に於ける[illegible]增加率を極めて內輪に見るも、少くも三十三%の增加にして、此增加の割合は今後益々大ならんとする傾向にあり。過去に於て上海港は貿易上の要求に適應することを得たれども、低廉なる運賃に對する必要に依つて齎されたる海洋船の船型並に吃水に於ける最近の發達は、上海に對し巨船の收容上進步せる方策を講じ、貿易の發展上適當なる設備をなすの急務を痛感せしむるに至れり。若し適當なる港灣の設備を施すに於ては、莫大且稠密なる人口を有する上海の背後地は、世界に於ける最も發達せる水路系と、支那の需要品及び生產品の兩者に對する低廉なる運賃と相俟つて、貿易の進步を維持繼續し得ること明白なりとす。

四、現今に至る迄の上海港灣の設備は、商人等の個人的企業に依つてなされたるに過ぎざりしが、他の總ての大港灣に於ける如く其の水路を浚渫するが如き一時的性質の計畫を目的とする改良は、結局多數人士の協力に俟たざるべからざるものなり。濬浦局は其の權限と財源の許す範圍内に於て、黃浦江の一大改修を開始實行し來りたれども、今や船舶出入の水路を將に第一流の水路として發達せしむ可き時期に到達したり、而して啻に新式船舶の要求に應じて航行し得可き水路を鑿設するに止らず、其他多くの改善を爲す事、等しく緊要なりとす、且又埠頭の增築及び其の浚渫、貨物を貯藏すべき倉庫の增設、貨物積卸及積換に對する一層有効なる施設、及び適當なる監督を爲し得べき埠頭區域の擴張等は、總て將來の貿易上及貿易に關する普通の管理上必要缺くべからざるものなり、現存の濬浦局に對し此等の諸要求を實行する權能を附與するか、或は此等の義

務を遂行する目的を以て如何なる機關を設置するかは別とし、今や全般の上より觀察して、本港灣の發展を計り、其を管理する爲め直ちに何等かの機關を設置するの必要なる事明白なり。

五、濬浦局は、一九一六年以來上海港改良問題に就き絶えず熱意と協議とを凝し、揚子江より黃浦江に到る水路の浚渫改善問題の外、杭州灣に通ずる杭甬運河問題、黃浦江橋梁問題、其他の如き種々の計畫に就き組織的なる研究を遂ぐると共に、他方此等の問題に關し外人の顧問技師の意見をも徵し、又關係者に依り既に發表せられたる二三の計畫案もありしを以て其等計畫案の或るものに會期中委員會に依り當時討議せられたり、而して委員會は上記諸問題を以て、案外容易に解決し得べき可能性あるものと信ず、今此等從來の諸計畫の內容に立ち入り、逐一其の理由を示すの必要なきは勿論なるも、下に述ぶべき主要なる諸提案は、他の提案に比し經濟的に採用さる可き可能性ある事明白にして、且つ其等の提案が一般に適當のものなる事は、委員會の確信して疑はざる處なり。

調査したる所に依れば、現在に於ける上海港の不備なる點は、改修後に受くべき便益に依り償ひ得る程の經費を以て之を補足し得べし、尚ほも必要なる丈け水深と港內を適度の深さに浚渫し、増加改善されたる埠頭設備を整へ、將來の要求に應じ得る爲め、有效なる繫留設備を各埠頭に與へ、現在の便益を害する事なくして、同時に貨物を容易に荷付し得る樣總てが完備せられたらんには、結局に於て之れが利便を受くる者は支那人なるが故に、支那政府は支那人の利益の爲め、適當なる補償に對し、其目的遂行上必要なる權限を委員會に附與するに吝かならざるべし。

六、本港の設備を擴張するに際し、委員會は、當面に於て或種の船舶（大型船舶）に對する諸設備をなす事の必要を感得すると同時に、當地方に於ける埠頭を、上海に於ける貿易の中心地に、最も接近せる箇所に設くる事緊要にして、且つ出來得る限り便利なる場所に設けらるる事は、經濟的活動上より見るも、將た又管理上より觀るも、極めて望ましき事と確信す

七、委員會は此等の目的に關し、本報告書に於て左の如き提案をなす、即ち

(甲)上海港將來の需要に對する一般的計畫の大綱

(乙)直ちに必要に應ずる爲め、港內の狀態を害さずして有效に遂行し得可き改良設備

之を要するに、委員會は現存せる貿易の改良に努むるに盡すべき努力を、本港の貿易能力の範圍內に限定する事の必要なる事に甚大の注意を拂ひしものにして、實行せらるべき本港改良事業が如何なるものたりとも、其經費は貿易に依つて生じたる利益を以て之に充當せざる可からざる事明白なり、而して其の何たるを問はず上海貿易の存在を傷け其の發達を阻害する等、

上海の通商に對し負擔を課するが如き事は之を爲し得ざる所にして、委員會の提案は通商上堅實なるものなる事を確信するものなり、但此の改善の費用に充つる爲めに賦課する課稅額が、幾分增加するに至るべきも、輸送貨物の積取、及運輸上受くる所の便益、並に經濟的價値の增加に比較せんか、優に補償して餘りあるべく、若し夫れ茲に提案せる設計に基き何等かの改善をも企圖せずして止まんか、吃水深き巨船の貿易は必然外國商港に奪はれ、上海は其の結果第二流以下の貿易港たる地位に墮すべく其の結果は單に一地方の利益を失ふに止らず、實に支那全體の大なる損失をも招來するに至るべし。

第二　船舶吃水

八、本委員會の見解に依れば太平洋貿易は將來必ず現在に於て使用せらるゝ船型よりも一層吃水深き巨船に依り行はるゝに至るべく、且つ茲數年間內には大型の船舶の吃水は三十三呎に達す可きを以て、上海港も之を標準として其の設備をなさざるべからず、而して現在に於ては此の吃水三十三呎の船舶を收容し得る程度以上の設備をなす事を委員會は必要と認めず、從つて委員會は第一着手の改良事業として、茲數年間以內に、吃水三十三呎の船舶が最低干潮時に入港し得る程度に、水路及港內を浚渫する事を希望するものなり、其の方法は水底の深度を增加する事にして、若し將來一層の深度を必要とする場合には、浚渫作業を擴張して其の要求に應ずる事を得べし。

第三　水路

A　一般計畫

九、(イ)水路の選擇　委員會は、潮汐滿干の現象、淡水流下量、沈泥の深度の狀況、及既成の報告等、楊子江河口の全般に就き熟慮審議せる結果、其の最も改修の急を要するものは南水道にして、大浚渫工事は此の水道に沿ふて行ふ可きものなる事を悟れり。

(ロ)改修方法　委員會の意見に依れば、南水道浚渫工事は、最初は少くとも單に浚泥の方法に依るべく、此方法に依り永久の合理的改善を期し得べしと信ず。

(ハ)觀察　委員會は河川工事の目的に對し一層適合する報告を齎さんが爲めに、支那海關に依り時々發表せらるゝ海圖をも參

照し、河口に於て引續き且つ廣く觀察せん事を欲す。

B　緊　急　設　備

一〇、本委員は、港務當事者に對し、（イ）一般計畫とし前記九の（ハ）に於て指示せる所の河川工事の觀察を絶えず續行し（ロ）適當なる神女灘を浚渫して水路を造り、之を維持すると共に、漸次改良を加へ、出來得る丈け且必要なる程度に其の幅を擴め其の底を深くし、斯くて可及的速かに河床の幅六百呎の水道を鑿設し、最低干潮時に於て、吃水三十三呎の船舶が通航し得る様なさん事を提議す。

（註）最低干潮時に於ける水深は平均二十八呎にして波浪關係に對し三呎の餘裕を置き船舶の進航中に於ける潮の落込に對し一呎の餘裕を與ふる必要あるが故に、吃水三十三呎の船舶が通航し得る爲には、最低潮時に於て三十七呎を要し、即ち現在の河床を更に九呎丈け浚渫せざるべからず。

（ハ）本工事遂行の目的上最も經濟的なるは、神女灘を十八呎位まで浚渫し得る最有力の浚渫機少くとも二臺を賃借又は購買する事にして（ニ）必要に應じて補助的作業をも行ひ、且つ（ホ）標式及沙洲に於ける最深信號裝置の規定に關しては、支那海關と協議する事をも提議す。

第四　港　内

A　一　般　計　畫

一一、委員會は、一般計畫として（イ）公共埠頭及碇繋所を設くる事、及（ロ）先づ第一に開閉式船渠を黃浦江の左岸に出來得る丈け上海に接近して設くると共に、河口附近の左岸に定期船碇泊所をも設備し、此の兩設備は將來の要求をも慮り、出來得る限り擴張の餘地を存する事、（ハ）現在の河岸の空地及濬浦局所有地は、出來得る限り港灣の目的に利用し、且つ將來發展の餘地を存せしむる爲め、十分に隣接地を買收し置く事、（ニ）黃浦江改修は如何程の水深が必要にして、如何程の水深が得らるゝにしても、之を續行せしめ且つ（ホ）其の兩岸間の交通は渡船交通に據るべき事を建議す。

B　緊　急　設　備

刻下の要求に應ずる爲、委員會は（イ）黃浦江の改修及其の維持を一層良好ならしむる爲、一九二一年四月に作製せる技師長の一般作業計畫（General Work Programme）をば、若干の保留付にて實行せん事を建議す、換言すれば、（イ）第一に港口に

鐵道、上屋設備、道路、溝渠、機械設備、點燈其他の設備

建設期間三箇年間の經費及利子合計	四、五〇〇、〇〇〇

「上に陸揚せる埠頭の能力は、一箇年五十萬噸なれ共一埠頭の收入豫算は三十五萬噸なり」

[illegible]號目埠頭

埠頭長さ六百呎

上屋、幅五十呎長二百五十呎

鐵道、道路、繫船點燈設備其他

工事期間中の經費及利子	六二〇、〇〇〇

「本埠頭の能力は、一箇年最少二百の碇泊餘力あれども一箇年の收入概算は百碇泊にして八萬噸なり」

繫留具十九個購入費	三八〇、〇〇〇
小計	六、二二五、〇〇〇
合計	一〇、七五〇、〇〇〇

歳入及歳出

一三、課税に依る歳入の説明は、一九二一年の貿易統計表に基き第六財政の條下に於て詳説せるを以て、此處には上海港の利用に依つて發生する見積り收入と、見積り支出とを。收支決算の形に於て表示せん。

支出の部

	上海兩
一般經費	
水路の改修費	
測量費	一〇〇、〇〇〇
浚渫費	一、〇〇〇、〇〇〇
小計	一、一〇〇、〇〇〇
港灣經費	
黃浦江改修費	五三一、〇〇〇

項目	金額
商業用埠頭及船渠（長一千五百呎）	
浚渫費	二五、〇〇〇
一般維持費	一二、〇〇〇
作業費	七二〇、〇〇〇
郵船用埠頭（長六百呎）	
浚渫費	四、〇〇〇
一般維持費	二、〇〇〇
作業	一六、〇〇〇
繋船碇泊所	
維持費	九、五〇〇
作業費	二、〇〇〇
小計	七二一、五〇〇
利子負擔額	
港濬公債八分利附一千百二萬兩	八八一、六〇〇
減債基金一分五厘	一六五、三〇〇
計	一、〇四六、九〇〇
清算剩餘額	四、一〇〇
支出總計	二、八七二、五〇〇

（註）現在の歳出は、將來課税の取立及事業の擴張に伴ひ漸次增加するに至るべきも、緊急設備の完成期迄には、貿易の增加に依り收支相償ふに至るべしと信ず。

収入の部

項目	金額
一般收入	
改修税（關税の六分　從價約三分の割合）	一、六一〇、〇〇〇 上海兩

再輸出稅(從價一分五厘)	一五〇、〇〇〇
噸稅	三七〇、〇〇〇
作業免許稅	三、五〇〇
升科(土地課稅)收入	二六、五〇〇
小計	二、一六〇、〇〇〇
港灣收入	
商業用埠頭及船渠(長二千五百呎)	
貨物收入	三五〇、〇〇〇
碇泊料	七五、〇〇〇
倉庫料	一八〇、〇〇〇
郵船用埠頭(長六百呎)	
貨物收入	六〇、〇〇〇
船客收入	一〇、〇〇〇
碇泊料	九、〇〇〇
繫留具料	二八、五〇〇
小計	七一二、五〇〇
收入總計	二、八七二、五〇〇

(註)此收入表は、一九二一年の貿易額に基き作製せるものにして、貿易額の不斷の增加に伴ひ年々其の課稅收入も增加すべく、現在に於て改修稅は六分に過ぎざれ共、海關稅の一割を課稅し得る權限を附與せむ事を提議すべきを以て、其の剩餘金は、此處に示す所よりも大なるに至る而已ならず、一箇年約一千萬兩の徵稅收入額をも準備する事を得ん、同樣に再輸出稅も亦實際の收入額の約六割を以て其の見積りとしたり。

次表は港灣改築作業計畫に基き所要資金に對して發行し得べき港灣公債の一覽表なり。

(甲)募集すべき基金

港灣公債募集額	上海兩
第一年度	二、〇五〇、〇〇〇
第二年度	四、一〇〇、〇〇〇
第三年度	四、八七〇、〇〇〇
計	一一、〇二〇、〇〇〇

(乙)事業所要資金	
水路設備	
測量設備	二〇〇、〇〇〇
浚渫設備	四、二〇〇、〇〇〇
諸雜費	一二五、〇〇〇
小計	四、五二五、〇〇〇
港灣設備	
黃浦江改修設備	二〇〇、〇〇〇
商業用埠頭及船渠	四、二〇〇、〇〇〇
郵船用埠頭	一二五、〇〇〇
繫船碇泊所	四、五二五、〇〇〇
小計	六五〇、〇〇〇
計	一〇、七五〇、〇〇〇
公債募集費	二七〇、〇〇〇
合計	一一、〇二〇、〇〇〇

右表に示す處の所要資金に就ては、單に事業資金として準備せるに過ぎず、乍然本報告書建議の新港務局は、現在の濬浦局所有の動產、不動產一切を引繼ぐ計畫にして、其の額一百萬兩と評價す、加之、既成の黃浦江浚渫及改良事業は、其の維持費をも含み一千萬兩と評價し得るが故に、合計一千一百萬兩は、濬浦局の資金準備金として貸方に存するなり。

一四、上海に於て必要とせらるゝ一般的港灣の發達は、現在濬浦局に委任せられある權能の範圍に於ては、到底之を達すること能はず、故に委員會の提議にかゝる現下の緊急施設を實現せんと欲せば、其の實現に必要なる權限と、資金募集の權能とを有する一の執行團體を設け、其の管理經營を有效ならしめざるべからず。

一五、委員會に對し此の問題を正式に委託せんと欲すれば、決定的の回答必要なるのみならず、種々の人士が協力同心して畫策に努めたる、世界に於ける他の諸港灣の地方的條件と比較研究せる結果、本委員會は一九一二年の現行濬浦局暫行章程(Whangpoo Conservancy Agreement)を修正し、現在の濬浦局を擴張して、上海港務局(Shanghai Harbour Board)と云ふが如き一團體を設け、一層廣き權能を附與し、船積並に貿易上に於ける利益を代表せしむべき事を提案す。港灣の發達と能率の增進とは、船積及貿易上に於て利害關係を有する當業代表者、及び政府の官吏を網羅する統轄團體の存する所に於てのみ成就し得る事は、蓋し毫も疑ひを容れざる所なり。

一六、委員會の提案にかゝる技術上の計畫は次の二項なり。

非收入事業　例せば水路の改修及黃浦水道の改善

收入事業　例せば公共埠頭、繫留場等の如き港灣の有用設備

一七、委員會は收入の總ての財源に對し周到なる考慮を拂ひたる結果、第二項の諸工事費は其の工事完了後に生ずる收入により自給自足的に補償し得るを以て、第一項の非收入工事を遂行する爲めに必要なる他の財源を求むれば足るものと信ず。

改修稅は、現在に於て海關稅の百分の三に該當するを以て、實際貿易額より之を見れば一パーセントの八分の一に過ぎず、此の改修稅を更に從價一パーセントの二分の一丈け引上ぐる事は、原價、運賃、爲替相場と云ふが如き、營業條件に於ける日々の變動と比較せんか、全く些細の增加に過ぎず。

上海に於て他港仕向の爲め積換られたる貨物は、本港の收入として現在何等賦課せらるゝ所なく、其の貨物には、單に一般沿岸の點燈、及航海補助物の費用として、噸稅を課するに過ぎず、此等の積換貨物に對し、海關通過貨物に對して課せらるゝ稅金の半分以下の積換稅を賦課する事は、困難ならざるべく、勿論課稅方法に於ては、幾分の困難無きに非るべきも、大體の價格を標準として課するに於ては困難なかるべしと信ず。

噸稅に關しても、支那に於ては港灣或は浚渫の目的を以て附加稅を課せる先例少からず。委員會は、現在各地の工部局が課

税しつゝある貨物に對する埠頭税問題のみならず、正規の市税の外更に、河岸面の不動産に對する課税問題に對しても、周到なる研究を爲したるが、其の結果商人及航運業者は、既に此點に於ては更に增徵を許されざる程度に迄、課税せられつゝありと云ふ結論に達せり。

一八、委員會は次に大略を示す如く港灣管理の新計畫に添ふ爲め組織さるべき新機關（港務局）の管理及組織を(A)組織、(B)管轄區域、(C)權限、(D)任務、(E)財政、(F)其他一般の六項に分つを可なりと思惟す。

A 組織

一九、(一)本港務局は次の人々に依り組織せらるべし。

(イ)支那人官吏（支那政府に依り組織せられたる税關及鐵道の地方代表者を含む）、其の中の一人は議長たるべきものとす

(ロ)當業者に依り選舉せられたる、航運業者、及貿易業者の代表者、及び一定の權限を有する市參事會の代表者、

(ハ)港務局に依り任命せられたる總理には副議長の職權を有せしむるものとす

(二)(イ)項に規定せる支那官吏は、本局に在りて其地位を占むる間は其の權能を有す。
本局創立の當初に於ては、選舉せられたる局員の二分の一は其の任期を一箇年とし、選舉の形式は互選に依る、而して其の後に於ては局員の任期を二箇年とす。

(三)局員中の數名（幹部）は相等しき權能を有し、意見一致を缺きたる時は多數決に依り決定す、本局の總ての會合に於て若し可否の投票同數なる時は、議長は其の採否を決す、全局員の過半數出席するに非れば議決權なし。

B 管轄區域

(一)港務局の一般管轄區域を左の如く擴張せんと欲す。

(イ)黄浦江に於ては、揚子江との接合點より、潮の滿干の影響する基點迄、及普通春季滿潮の達する間を管轄區域とす、通常春季最高滿潮は呉淞を基點として計量せんか十二呎半其の水準を增加するものなり、從つて春期滿潮時に際し、水に浸るべき區域内に於て、河川の管轄又は航行上、惡影響を及ぼすものと認めらるゝが如き作業を、港務局の認許なくして企て得ざるのみならず、又斯かる認許なくして埠頭、棧橋、堤防等を建造する事を得ざるものとす

(ロ)水路に於ては、水路測量工事、及び水路水道の改善維持の關係上、サツドル島（Saddle Islands）よりプロヴアー、ポイント（Plover Point）（グリニッチ東經百一度に至る）迄の區域を管轄する事。

（ハ）以上の區域は之を港灣設備の目的に供する事

（二）港灣區域は、龍華（Lunghua）上流の羊市橋（Yang Shih Chao Creek）河岸入口上側より河に面し、直角に引きたる線より、公共埠頭及公共使用の目的を以て港務局が割當てたる土地、竝に揚子江に於ける呉淞碇繫所等を包含せる河口に至る線内なりとす。

C　權　限

（一）本港務局の有する權限は、支那政府に依り委附せらるゝものにして、本局は決して地方官憲に從屬するものにあらず。

（二）本港の港務局は左の權限を有す。

（イ）本港の航行及港内設備竝に水路の處理及改善

（ロ）港灣設備の目的を以て必要なる土地を買收し、且契約又は收用法に依り私有の港灣利用地を買收する事、而して若し收用法に依る場合には、其の收用價格は仲裁に依り決す可き事

（ハ）必要に應じ公共港内工事を起し、公共便益の爲め其他の港内施設をも行ふ事。

（ニ）公共港灣事業を實行管理し、且つ規定の方針に從ひ之を利用する事、港務局は其の占有し使用する總ての地區内に於て見張番を置くべき事

（ホ）海關と協定の上、海關の權限に牴觸せざる樣港内規則を制定し、此等の規程を從前の如く海關に依つて施行せしむる事又水上警察事務、衛生事務竝に航行及水先案内等の事務は從前の如く海關の手に於て處理する事

（ヘ）以上の目的に要する資金の收入支出竝に同上の目的に使用する爲めの金錢貸借の權能等を有し得る事

（三）皇室所有地賣却に關する一九一二年四月四日協定の濬浦局經營計畫の條款は、一九一六年一月十九日附追加條款と共に之を其の儘存續し既に認許せられたる其の特權及權限は之を新港務局に引繼ぐべき事、尙ほ前記條款の附屬條項第九條を敷衍すれば次の如し。

一九〇六年に制定せる滿潮の最高水度外の地域を含む事を意味する支那契稅規則に於ては升科土地は、一九〇六年前に地券狀を發行せる所有地域を包含するものにあらず然し此の推論は一九〇六年以前の河岸の地域にして政府又は地方官憲の一部管轄に屬し居るものには適用せられず

D　任　務

(一)港務局の任務次の如し。

(イ)港外水路及黄浦江内に航行し得べき水道を整備し、其の幅及深度を本港の必要に應じ得る樣充分ならしむる事

(ロ)必要に應し港灣設備、有用施設及改良せる準備計劃を施行すべき事

(ハ)既定の方針に從ひ總ての有用且便利なる諸施設を利用管理すべき事

(ニ)企てらるべき作業に對し、時々工事及經費の計上をなすべき事

(ホ)現在及將來の作業及改善に就き有効に維持すべき事

(ヘ)私有の埠頭設備の改善をなす場合には相當の費用に就き一其の改善を援助する爲め、任意に協力する事

(ト)諸工事の許可申請は、之を受領して其の可否を考慮し、其の請求工事を實行せんとする場合には、委囑せらるゝ權限に基き、之を監督する事

(チ)次年度の收入支出を明かにする爲め、豫算を纏め作成する事

(リ)其の收入及支出全體の一覽表をなし、港務局の業務報告書を毎年一回發行する事等

E　財　政

(一)本港務局は港灣事業に關する財政上の全責任を有す、從つて此の點に就き

(イ)本港務局は總ての港務局の資産負債等總ての財産の引繼をなす

(ロ)本港務局は總ての歳入、使用料、許可料等、並に第二項に示したる財源より得べき收入を引繼ぐ

(ハ)本港務局は隨時其の經營及事業遂行に必要なる資金の仕拂を爲し、且つ其の資金保管に對する總ての習慣的方法を考慮し、職務上支拂の保證をなす

(ニ)本局の諸勘定を適宜に整理し、一定期毎に會計檢査をなす

(ホ)港灣公債募集の場合には、工事に對しては三十箇年以内、土地に對しては六十箇年以内の期間に於て、該公債を償還し得る樣減債基金を設定する事

(二)本港務局は毎年一定の率に依り、次の如き税金を課するの權能を賦與せらる可く、且つ其の實施期より六箇月以前に於て其の公告をなすを要するものとす

(A)改修税は海關税總額の一割を超過せざる程度に於て賦課し、免税品の場合に於ては從價五厘以下を課税す

(B)再輸出税は直接外港向積換貨物にして、上海に於て海關税を支拂はざるものに對し、從價二厘五毛の率を以て課せらる
(C)噸税は、本港入港船舶の登錄噸數に依り、一噸に付十分の一兩以下を課せらるべく、且つ本税は一般沿岸の點燈及航行補助物設置の目的を以てする噸税徴收方法に準據して賦課せらる。
(三)此等の諸税は、上海税關長の名義を以て徴收し、定期的に或る一定期日に於て、港務局勘定に繰込まるゝものとす。
(四)港務局は此等便益なる施設物の利用一覽表を作製し、以て業務の參考に資する事。

F 其他一般

(一)本港務局は隨時職員を任命、監督、罷免する事を得。
(二)工事に關する諸契約及び材料及機械の購入、公衆利用設備の貸借、古き要具類及貯藏品に對しては、本局の定めたる規程に基き、入札者を招き、最も有利の條件を以て申込みたる入札者に落札せしむるものとす。

第七 結論

結論に於て委員會は有效なる港灣經營の最高幹部を造くる爲めに、上海に既に存在し、良く組織せられ且つ此の方面に深き經驗を有する團體を指名せん事を希望す。出來得る丈け速かなる時期に於て、最有力なる公共港灣改善政策を樹立する事は、實に本港の繁榮に對する必須條件にして、主要なる中繼、分配の中心市場としての上海の地位を鞏固ならしむると共に、支那の航運及商業に對し莫大なる恩惠を與ふるものなり。

政府の地位は委員會の提案にかゝる港灣の發達經營計畫に依り反つて援護せらる可く、國家財政の上に何等の負擔をも課せざるものとす。

現在の濬浦局を引繼ぐ可き新港務局は、此等の事業及莫大なる資産の所有權を繼承するに至るべく、從來實行し來れる港灣改善、浚渫、及其の維持し來れる事業、浚渫機械、其他の諸施設、工場等一切の濬浦局所有の資産の爲めに一九〇六年より一九二一年に至る間に於て、一千四百萬兩の費用を投じ、而して其の内一千萬兩は資金支出に屬す、而して此等の資財は何等の負擔をも蒙る事なく直ちに上海港務局に引渡すことゝなるべきものとす。

委員會は資金の集計畫並に以上の完全なる港灣改修の一豐時政に好結果を齎さんと欲せば、其の活動の方針並に當事に關しては十分の保證をなし得るが如き新港務局を創設するにありと斷言して憚らざるなり、乍然委員會は港務局を組織すべき幹部を如何に

配合すべきかに就いては未だ充分に知る所なし、唯商業上の利益を各々適當に代表せしむる事を必要と考ふるが故に、幹部の問題に關する委員會の報告は、單に一般的の推薦を爲すに止めんとす。

委員會は委員全體の意見を一括せる此の提案が本港發達の實行方法として眞に最上のものと信ずるが故に、本提案の受諾を力說す。

一千九百二十一年十一月三十日於上海顧問技師委員會委員

ダブリユー、エム、ブラック(W.M. Black)

廣井　勇(I. Hiroi)

ビー、ジー、ホルネル(P. G. Hornell)

エフ、パルマー(F. Palmer)

エル、ペリエ(L. Perrier)

ピージー、オツト、デ、ウリーズ(P. J. Ott De Vries)

技師長エチ、フオン、ハイデンスタム(H. von Heidenstam)

貿易

沿革

上海の生命は海外貿易にあり、今や支那における最も多くの分前を占むる第一の貿易港たるに至れり、其初め上海開港當時に於て最も重要なる輸出商品は生絲なりき、蓋し上海は生絲の主要なる產地に近く位せしが爲にその開港に依てこれ等生糸絹類は海外に對する直接の出口を求め得る事となり、之を目的として集り來る內外の商人多數に達し、上海の開港後幾許ならずしてその一年間の輸出額一千萬圓に達するに至れり。

生絲に次ては茶の輸出あり。然れども支那茶の需要は英國人 Robert Fortune の爲に大なる打撃を受くる事となりたり、蓋し彼は東印度會社の爲に支那に於ける茶の產地に就て硏究したる結果二萬本の茶苗を印度に送りたるに、印度は熱帶にして茶の發育最もよく、一年間に二回の收穫ある程なりしを以て、印度茶は多く西洋に行はれ、遂に支那茶の販路を奪ふに至り、これが爲め支那茶は大なる打撃を蒙りたり。

開港當時の輸入品の中主要なる物は阿片にして、之に依て貿易の均衡を保つことを得たり、英國人は印度の財政困難を名として、阿片收入を擧ぐることを目的とし、盛んに支那に阿片の輸入

を試みたるが、上海亦早くよりその輸入港たるに至れり、阿片輸入商の最も有名なるは Jardine Matheson 商會にして、同社は元來廣東の阿片商人の設立したるものにして、阿片の爲に二十年間に百萬磅以上の利益を占めたりと云ふ、更に之に次では Dent 商會なるものあり、又米國人の會社としては Russel 商會あり、廣東に於て阿片取引中止を約束したるに拘らず、毫も之を廢止せざるのみならず、却つて米國人の Wetmore & Co. なる新會社をも生ずるに至れり、上海に輸入せらるゝ阿片は多く一度び呉淞に留まり、此處に在る阿片倉庫船に積み込まれたる後必要に應じて上海に入るを常とせり。

海外より阿片の輸送を爲すが爲に堅牢にして快速力を有する帆船の必要あり、航海業者は專ら斯かる船舶 (Cripper) の建造に努め、頻りに其速力の競爭をなし、殊に英米兩國間の海運上の競爭激甚なるものありたり。

初期貿易船 (Cripper)

而して上海の貿易に最先に着手したるものは、從來最も上海の開港を熱望して種々の企畫を爲

したる東印度會社にして、それに次いでは廣東の公行商人競ふて此に入れり、國別に見る時は英國人最も多く、米國人それに次げり。

今上海開港當時の貿易額を見るに次の如し。

年次	輸入	輸出	計
一八四六年	五、一一七、六二五弗	七、三三九、四一〇	一二、四四七、〇三五
一八四九年	五、八〇四、七九三	八、四〇三、一四九	一四、[illegible]七、九四二

其輸入品の大部分が阿片なりしは既述の如くなるが、今其數量を査するに

一八四七年	一六、五〇〇箱	八、三四九、四四〇弗
一八四八年	一六、九六〇	一一、八〇一、二九五
一八四九年	二二、九八一	一三、四〇四、二三〇

の如き、巨額に達せり、一方生糸の輸出も次第に增加したるが、一八五〇年より起りたる髮賊の亂は上海の通商に一大變化を與へたり。蓋し賊徒は次第に楊子江流域に進み來り、南京鎮江を陷れ、蘇州を略し遂に上海附近にも及び、上海の背後地の市場其手中に歸したる爲、上海は多數避難民の來住地となり、而して其の通商は全く混亂の狀態に陷れり、一八五一年には英國船により上海に輸入せられたる貨物は四、二九九、一九二弗にして、內三、四四六、九五二弗は綿製品なりしが是等の大部分は販路を得る能はずして、空しく上海の倉庫內に蓄藏せられたり、然れども阿片のみは依然其需要絕ゆる事なく尙次の如き輸入額を示したり。

一八五三年	二四、二〇〇箱	一四、四〇〇、〇〇〇元
一八五七年	三一、九〇七箱	一三、〇八二、〇〇〇
一八五八年	三三、〇六九箱	
一八五九年	三三、七八六箱	
一八六〇年	二八、四三八箱	

阿片以外の商品は全く販路を奪はれ、手持品を賣捌く能はざる爲、上海の外國商人は極めて困難なる狀態に陷りしが、一方輸出の方面を見るに、戰亂に拘らず輸出品の出廻は却て、增加したり、之れ蓋し輸出品は揚子江の航路によらず、陸路上海に出廻る事を得たるが爲にして、茶の如き安徽、江西、福建各地より陸路直に集り來り、現に一八五二年には約六〇、〇〇〇、〇〇〇斤の輸出あり、翌一八五三年には六九、〇〇〇、〇〇〇斤に增加せり、其後匪徒の勢力擴大すると共に、一八五四年には輸出額五〇、〇〇〇、〇〇〇斤に減少せしが、其翌年は直に恢復せり、當時の茶の輸出額次の如し。

一八五五年	八〇、二〇〇、〇〇〇斤	一八五六年	五九、三〇〇、〇〇〇斤
一八五七年	四一、〇〇〇、〇〇〇	一八五八年	五一、〇〇〇、〇〇〇
一八五九年	三九、〇〇〇、〇〇〇	一八六〇年	五三、五〇〇、〇〇〇

生糸も亦南京、蘇州に於ける機業地の匪徒に侵されて、國內に於ける需要減少したるが爲に、輸出額大に增加し次の如き數字を示せり。

五日には二、二五〇、〇〇〇元、一八五七年八月十五日には二、〇七八、〇〇〇元を輸入せり、更に其全年の輸入額を見るに一八五六年には二〇、四〇〇、〇〇〇元、一八五七年には一七、五〇〇、〇〇〇元　此外銅錢一、七五〇、〇〇〇元を（支那より）に上れり、而して支那人は西班牙のCharles 四世（一七八八―一八〇八）時代の Carolus dollar を最も信用し、之れが流通を喜びしが爲に主として此貨を以て輸入せられ、歐洲市場に於ける本貨幣は殆ど獵り盡さるゝ有様なりと、然し長髮賊の亂時にありては是等の貨幣は受領者は直にこれを貯藏して、再び市場に出さゞる爲上海初め其他にありても、現銀著しく缺乏し、一時は全く物々交換の外取引をなすの途無き有様なりき。

斯くの如き事態は對外貿易の暴騰を招きこれと現銀の缺乏とが貿易上に大打撃を及ぼすべき事は當然にして、長髮賊亂中上海の貿易は十分の發展を遂ぐるを得ざりしが、其終熄と共に急速に増加し一八六五年には次の如き額に達せり。

總輸出

生絲	三二、四九〇擔	一三、六三六、四七七兩
茶	四七一、三九一擔	一四、四五三、九四〇
棉花	二六九、二一六擔	三、九〇三、六三二
其他		五、二六八、一二七
計		三七、二六二、一七六

總輸入

綿布	六、六一三、六三八
毛織物	六、六〇一、二三八
阿片	一六、三九六、〇八九
其他（沿岸各港よりの輸入をも含む）	三五、〇〇五、八五〇
計	六四、六一六、八一五

其後上海の貿易は順調に發達し來りたるが、殊に一八六〇年の天津條約の結果揚子江に於ける外國船舶航行の自由を認むるに至りてよりは、其繁榮を齎す上に甚大の效果ありたり。

次に一八六五年以降の上海港純貿易額を示せば次の如し。

年度	外國品純輸入額	内國品純移入額	内國品輸出額	合計
	千兩	千兩	千兩	千兩
一八六五	一〇、[illegible]	三、六四[illegible]	二一、八六八	三八、〇八六
一八六六	一一、九〇三	五、八四三	一七、五一七	三五、二六三
一八六七	一二、八六二	五、六三六	一九、五八三	三八、〇八三
一八六八	一二、四四六	六、六五七	二七、七二〇	四六、八二三
一八六九	一六、三三〇	六、七九五	二〇、〇八三	四三、〇九九
一八七〇	一一、九二八	四、五二一	二三、〇〇〇	三九、四四〇
一八七一	一四、七五五	七、三〇〇	二九、三六〇	五一、四一六
一八七二	一〇、〇九六	七、三六七	三一、六〇〇	四九、〇六四
一八七三	七、五三三	六、五八八	二八、一八八	四二、三一一
一八七四	八、一九二	六、〇九三	二四、七三三	三九、〇一八
一八七五	一〇、五三九	七、四九九	二六、八二八	四四、八六六

一八七六	一三、〇〇四	九、三七五	三六、八〇一	五九、一八二
一八七七	一五、〇〇四	六、七三〇	二七、七七一	四九、五六五
一八七八	一三、一八七	六、〇二三	二八、一七三	四七、三八三
一八七九	一一、四九四	八、八〇二	三二、一三六	五一、四三三
一八八〇	一四、五五五、九二四 兩	七、五八九、七三一 兩	三五、二〇四、三三六 兩	五七、三六九、八九一 兩
一八八一	一九、七八二、三三四	八、五七六、九八一	二九、八七八、六八七	五八、三三八、〇〇二
一八八二	一五、〇四五、三四六	九、四四三、〇五五	二五、六八〇、七八三	五〇、一六九、一八四
一八八三	一一、四六一、三〇九	五、五一六、三〇九	二三、三四一、八二四	四〇、三一九、八四二
一八八四	七、四六七、八九六	六、八七八、二二一	二六、六〇三、一九四	四〇、九四九、三〇一
一八八五	一五、七七二、〇四二	七、六二一、五〇一	二六、八八〇、三九五	五〇、二六二、九三八
一八八六	一四、三五八、〇六九	七、〇五八、三七四	三〇、三三三、九八〇	五一、六四八、四三三
一八八七	一五、八一三、四四六	六、三三一、七六六	三〇、一九六、六〇三	五三、二三一、八一五
一八八八	三三、二八二、五九九	六、一八九、一三五	三三、八〇三、四六〇	六二、二七五、一九四
一八八九	一四、四二三、四八六	七、七四八、九〇五	三八、一三六、〇九三	六〇、二九七、四八三
一八九〇	一四、二七九、一〇一	七、八八一、四一五	三〇、二〇〇、二六六	五三、四八三、四七二
一八九一	一七、九二八、三四六	七、二二三、九五七	四〇、八三三、七三〇	六五、九七五、〇二三
一八九二	一五、〇一七、四八五	八、五一七、三五三	三八、八五九、九九七	六二、三九四、七三五
一八九三	一九、六一三、九六七	一〇、六一〇、一八二	三七、七四九、八七八	六七、九七四、〇二七
一八九四	三〇、四八五、七一四	六、二六九、一八四	四五、三四〇、〇九三	八二、〇九四、九九一
一八九五	二二、八六四、六八五	九、四九三、五七五	六一、六三三、四八二	九四、九九〇、三四二
一八九六	四二、四六六、二一〇	一〇、七三七、八七三	四二、八三二、二一三	九五、〇三五、二九六
一八九七	三一、七三五、三九三	一〇、九四一、一九三	五九、一六六、三七三	一〇一、八三二、九六二
一八九八	二九、四二六、五一〇	一一、二五九、七六〇	四七、九五八、〇二五	八八、六四四、二九五

一九二〇年貿易狀況

次に最近に於ける上海港貿易狀況を述べて、其實狀を知るの料に供すべし。

總說

一九二〇年上海港の貿易を通觀するに貿易總額は八億四千萬兩に上り、海關收入額は千八百八十萬兩に達し、出入船舶は一萬八千九百餘隻、二千二百四十九萬八千噸を算し、何れも前古未曾有のレコードを示し其他種々の點に於て著しき發達を遂げたり、之を對手國方面より見るに、英國は對支輸入の大增加に依り、對手國中第三位より一躍して首位に上り。米國は第二位となり、日本は第三位となれり、而して對手國中貿易杜絕の狀態にありし、和蘭、獨逸、白耳義諸國の貿易大に恢復せられたり、斯の如き滿足なるレコードを見るときは、一九二〇年は恰も異常の好況を示すものゝ如くなるも、之を詳細に觀察するときは、上半期以後戰時戰後好況の反動來により、各方面に於て著しき打撃を被れるを看取せずんばあらざるなり。

一九二〇年上海港外國品直輸入貿易或は特殊のものを除き、輸入額並に輸入數量に關しては槪して滿足の成績を示せりと雖、之を貿易業者の收益の上より見るときは頗る不況の年なりと言はざるを得ず、抑々休戰後一般輸入貿易の好調に引續き、物價の暴落は苟も輸入貿易に携はる人々

の警戒を怠らざる所にして、從て註文見合せの狀態なりしも、歐米市場に於ける物價は却つて引續き奔騰して當業者の豫期を裏切りたれば、一九一九年末爲替相場の高調に刺戟せられたる當業者は、一九二〇年の舊正月の交迭に莫大の思惑註文をなすに至れり、其當時にありては前途頗る好況の觀ありしを以て、小資本にして無經驗なる小商人に至るまで、新に店舖を開き莫大の利益獲得を豫想したりしも、春季早くも其反動來りて一般の樂觀を裏切り、彼の二月最高爲替相場たる九志三片を絕頂とし、爾後漸次五月に至り、市場弱氣一方にして、當業者の焦慮如何ともすべからざるものありたり、蓋し當業者は爲替の最有利の時に於て決濟することを敢てせざりしに基因するものとす、而して此等註文の多くは何等市場の實需に伴へるものに非ずして、全く思惑買なるに價格は容赦なく暴落し、加ふるに本國筋製造者が是等註文の殺到に際し、自己の欲する諸種の引渡條件を當地の註文者に嫁したること、是れ當市場をして混亂に陷れたる一大原因なりとす、斯くの如く海外市場に於ける物價の暴落は上海當業者の一大損失にして、到底囘復すべからざる底の缺損なり、斯くて莫大なる在荷の荷捌を內地消費筋に求めんと焦慮したりしも、內地は政局の紛糾、匪徒の暴動、北支那地方の饑饉等幾多の事情ありしより是亦失敗に終れり。

貿易の不振は前陳に止まらず世界的一般の不況に加ふるに、支那と密接の關係を有する日本財界の大動搖、印度季節風の影響、英國の罷工問題並に歐米市場に於ける支那原料品の在荷堆積等

は、遂に支那物產の需要激減を致せる主要なる原因なり、右の結果支那輸出品出廻地方の金融逼迫となり、爲に外國輸入品に對する需要停頓するに至れり、而して當地同業者間に於ては既約品の解除、受渡延期の問題あり本國製造家の間には操業短縮、勞働者問題等引續き勃發せり、斯くて年末市場不況の裏に莫大の在荷品を擁して當業者は何れも警戒の裡に越年せり。

以下項を分ちて逐次敍說する所あるべし。

對內外貿易概況

一九二〇年に於ける上海港の對內外貿易額は外國品の輸入三億九千十五萬四千百十五兩（海關兩以下倣之）內國品の移入二億千八百十五萬千百二十二兩、土產品の輸移出二億三千二百六十六萬四千二百一兩、總額八億四千九十六萬九千四百三十八兩、之を前年の計數に比するに外國品の輸入は一億二千四百六十三萬四千八百四十四兩の增加、內國品の移入は四千六百六十一萬四千四十三兩の減少、土產品の輸移出は五百五萬七千五百十八兩の減少なれども、總額に於て尚七千二百九十六萬三千二百八十三兩、卽ち約九分五厘の增加を示し、貿易額に於ては空前の成績を示せり、其內譯及前二年との比較を示せば左の如し。

對內外貿易額三年比較表　（單位海關兩）

	一九一八	一九一九	一九二〇

外國品			
外國及香港より輸入	二一四、九六七、九〇七	二六一、七〇一、〇七四	三八三、九一七、五二六
支那諸港より移入	五、九三二、一四五	三、八一八、一九七	六、二三六、五八九
計	二二〇、九〇〇、〇五二	一六五、五一九、二七一	三九〇、一五四、一一五
外國及香港へ再輸出	一二、五五〇、七五六	一一、二九六、二三二	一五、二五四、三七六
支那諸港へ再輸出	一一九、九六五、一〇八	一三四、六一七、九四六	一五〇、二六七、〇五一
計	一三二、五一五、八六四	一四五、九一四、一七八	一六五、五二一、四二七
純輸移入額	八八、三八四、一八八	一一九、六〇五、〇九三	二二四、六三二、六八八
內國品			
支那諸港より移入	二三一、一〇四、八五五	二六四、七六五、一六五	二一八、一五一、一一二
外國及香港へ再輸出	一二八、〇五四、九六八	一五九、七〇九、六二〇	一〇四、七七八、五四一
支那諸港へ再輸出	四二、五二五、〇四九	五一、六三三、五九〇	五八、七五四、四三七
內國品再輸移出計	一七〇、五八〇、〇一七	一二二、三四三、二一〇	一六二、五三二、九七八
純輸移入額	六〇、五二四、八三八	五三、四二一、九五五	五四、六一八、一四四
土產品			
外國及香港へ輸出	七三、二三五、八七五	一〇〇、〇一九、一三九	八九、〇一六、八七一
支那諸港へ移出	一〇一、八五三、六〇〇	一三七、七〇二、五八〇	一四三、六四七、三三〇
計	一七五、〇八九、四七五	二三七、七二一、七一九	二三二、六六四、二〇一
總計	六二七、〇九四、三八二	七六八、〇〇六、一五五	八四〇、九六九、四三八
純貿易額	三二三、九九八、五〇一	四一〇、七四八、七六七	五一一、九一五、〇三三

對內貿易　一九二〇年に於ける上海の對內貿易額は移入二億二千四百三十八萬七千七百十一兩移出三億五千二百六十六萬八千八百十八兩、合計五億七千七百五萬六千五百二十九兩なり、之を

前年に比するに移入に於て四千四百十九萬五千六百五十一兩を減じたる結果、移出に於て二千八百七十一萬四千七百二兩を增加せるも、總額に於て尙千五百四十八萬九百四十九兩の減少を示せり、其內譯及前二年との比較を示せば左の如し。

對內貿易額三年比較表　（單位海關兩）

	一九一八	一九一九	一九二〇
移入			
外國品の移入	五、九三二、一四五	三、八一八、一九七	六、二三六、五八九
內國品の移入	二三一、一〇四、八五五	二六四、七六五、一六五	二一八、一五一、一二二
移入計	二三七、〇三七、〇〇〇	二六八、五八三、三六二	二二四、三八七、七一一
移出			
外國品の再移出	一一九、九六五、一〇八	一二四、六一七、九四六	一五〇、二六七、〇五一
內國品の再移出	四二、五二五、〇四九	五一、六三三、五九〇	五八、七五四、四三七
地方產品移出	一〇一、八五三、六〇〇	一三七、七〇二、五八〇	一四三、六四七、三三〇
移出計	二六四、三四三、七五七	三二三、九五四、一一六	三五二、六六八、八一八
移出入合計	五〇一、三八〇、七五七	五九二、五三七、四七八	五七七、〇五六、五二八

對外貿易　次に對外貿易額を見るに輸入三億八千三百九十一萬七千五百二十六兩、輸出一億九千三百七十九萬五千四百十二兩、合計五億七千七百七十一萬二千九百三十八兩にして支那對外貿易總額十三億三百八十八萬千五百三十兩に比し、實に四割三分を占む、右計數を前年に比するに輸入に於ては實に一億二千二百二十一萬六千四百五十二兩の大增加を示し、輸出に於て六千五百九

十三萬三千三百四十七兩を減少せるも、尙總額に於て五千五百七十八萬三千百五兩即ち一割七厘の增加を示せり、其內譯及前二年との比較を示せば左の如し。

對外貿易額三年比較表　（單位海關兩）

	一九一八	一九一九	一九二〇
輸入			
外國より直輸入	二一四、九六七、九〇七	二六一、七〇一、〇七四	二八三、九一七、五二六
外國へ再輸出	一二、五五〇、七五六	一一、二九六、二三二	一五、二五四、三七六
純輸入額	二〇二、四一七、一五一	三六八、六六三、一五〇	二六八、六六三、一五〇
輸出			
地方產品	七三、二三五、八七五	一〇〇、〇一九、一三九	八九、〇一六、八七一
支那產品	一二八、〇五四、九六八	一九九、七〇九、七二〇	一〇四、七七八、五四一
支那品輸出計	二〇一、二九一、八四三	二五九、七二八、七五九	一九三、七九五、四一二
純貿易額	四〇三、七〇七、九九四	五一〇、一三三、六〇一	五六二、四五八、五六二
總額	四一六、二五八、七五〇	五二一、四二九、八三三	五七七、七一二、九三八

爲替相場　上海市場の商工業は適切に爲替の騰落によりて消長すべきや論を俟たず、然り而して英貨爲替の變動は多く倫敦銀塊相場に隨伴し、前年に比し一層變動の範圍廣く、其上海の商工業に及ぼせる影響甚大なるものあり、今倫敦向電信爲替を通觀するに、二月九志三片を唱へたりしも六月には四志六片に低落し、八月に入り六志三片に小戻りしたるも、此立直りは眞に束の間にして爾後漸落して十二月には、最低三志十一片に落込み、年末四志一片を以て年を終れり、而して年

初に於ける市場相場は多くの場合個人間の取引相場よりも高く、其實質のプレミヤムは主として現物に甚しかりしなり、是を以て二月中市價最高値たる九志三片を唱へし當時のプレミヤムは、或場合少くとも九片は差額として利得ありしものなり、斯の如く激烈なる變動の原因を考察するに是れ固より複雜にして一言以て悉く盡すべきにあらずと雖、上海市場に於ける放縱なる金取引の思惑筋の結果によること之を知るに難からざるなり、今一九二〇年各月の銀塊相場及爲替相場の變動を見るに左の如し。

銀塊及爲替相場の變動表

	銀塊相場		倫敦向爲替		日本向爲替	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一月	八五	七五⅝	八、八	七、九	三三⅝	三一¼
二月	八九½	八二	九、三	八、一	三五¼	三一¼
三月	八四	六五¾	八、六	七、〇	三五½	三一
四月	七二⅝	六四½	七、四	六、二	四〇¾	三二¼
五月	六五½	五七⅝	六、四	五、八	四七	四一¼
六月	五七⅝	四四	五、八	四、六	五八¼	四四½
七月	五六⅝	五一⅛	五、〇	五、六	五二½	四九¾
八月	六三¾	五七	六、三	五、七	四九½	四五
九月	六〇¾	五七⅝	六、〇	五、九	四九½	四八
十月	五九	五〇½	五、一	五、一	五七	四九½

十一月	五四½	四三½	五、四	四、五	六四⅜	五四⅜
十二月	四四½	三八½	四、四½	三、一〇½	七四	六四

海關

上海對各國別貿易狀況

一九二〇年上海對外貿易額は輸入三億八千三百九十一萬七千五百二十六兩、輸出一億九千三百七十九萬五千四百十二兩總額五億七千七百七十一萬二千九百三十八兩なり、而して對手國中第一位を占むるは英國にして、米國第二位、日本は第三位に居り、其他香港、英領印度、佛國、加奈陀海峽殖民地、蘭領東印度、和蘭、獨逸、白耳義等順次之に次ぐ、是より先き一九一四年に於ける對手國の順位は英日米の順序なりしが、其後米日兩國の貿易逐年發達して互に首位を爭ひたりしが、一九二〇年に至り英國再び首位を占むるに至れり、蓋し斯の如き順位を示すに至れるは、一九二〇年にありては世界的財界の動搖により、對日貿易は輸出入共に大なる打擊を被れるに反し、對英米貿易にありては支那よりの輸出は前記影響によりて

著しく減少せるも、英米よりの輸入貿易旺盛なりし時代の契約品續々到着し、前年に比し著く增進せるに職由するものとす、

上海對主要國貿易額に付き一九二〇年の計數を前年に比較し其增減率を見るに、增加率の最も大なるは獨逸の約四百割、和蘭の四十五割、蘭領東印度の七割九分、英吉利の七割三分等にして、減少率に於ては佛國の二割七分、日本の一割三分、加奈陀の約六分、米國の二分等を著しきものとす。

其詳細次表の如し。

主要對手國貿易額前年比較表　（單位海關兩）

國名	一九二〇年貿易額	上海總貿易額に對する百分率	前年に比し增(+)減(−)	增減百分率	一九一三年に比し增(+)減(−)
英吉利	一四五、三八七、九五〇	二五・一	(+) 五〇、三五七、一四八	(+) 五三・四	(+) 五三、四〇〇、一四〇
米國	一四〇、三五九、三三三	二四・二	(−) 三、〇五九、三六七	(−) 二・一	(+) 三、六九七、一三五
日本	九九、二九三、三一〇	一七・一	(−) 一六、一〇九、三四六	(−) 一三・九	(+) 四一、三五三、二九七
香港	四一、五五三、六八四	七・二	(+) 三、四三一、四一四	(+) 九・〇	(+) 九、三〇五、九三四
英領印度	三三、八二一、四九四	五・八	(+) 五、四五〇、七三〇	(+) 一九・二	(−) 一三、〇一四、四一〇
佛國	二四、七五六、六六二	四・二	(−) 九、五一八、七二四	(−) 二七・八	(−) 一四、三五七、四八八
加奈陀	一八、二五五、二七四	三・二	(−) 一、一五九、六五九	(+) 五・九	(+) 一五、九九八、〇〇〇
海峽殖民地	一四、三三一、一一四	二・四	(+) 九七六、八九四	(+) 七・三	(+) 六、八八八、五七三
蘭領東印度	九、七二六、四六九	一・六	(+) 四、三〇九、五〇四	(+) 七九・三	(+) 三、六七八、〇四九

和蘭	七、〇三一、四四二	一・三	（＋）	五、七七〇、六五四	（＋）	四五七・九	（＋）	一〇五、〇四三
獨逸	六、五六七、七六三	一・二	（＋）	六、四〇三、八九七	（＋）	三、九二八・三	（－）	一八、六七〇、九七九
白耳義	五、六九三、三七六	〇・九	（＋）	一、九九三、六三三	（＋）	五三・八	（－）	九、二三三、四三四
總額	五七七、七一三、九三八	一〇〇・〇	（＋）	五六、二八三、一〇五	（＋）	一〇・七	（＋）	一五六、四〇三、一〇二

上海對外貿易額國別二年比較表

（單位海關兩）

	一九一九年 輸入	一九一九年 輸出	一九一九年 計	一九二〇年 輸入	一九二〇年 輸出	一九二〇年 計
英吉利	五六、一三二、一五四	三八、八九八、六四七	九五、〇三〇、八〇一	一一四、二二四、七一七	三一、一六三、二三六	一四五、三八七、九五三
米國	五七、八六三、三三五	八五、五五五、三三五	一四三、四一八、六七〇	八七、四三七、〇七九	五二、九二二、二五四	一四〇、三五九、三三三
日本	七〇、一〇九、三七〇	四五、二九三、二八六	一一五、四〇二、六五六	七四、六一八、〇五一	二四、六七五、二五九	九九、二九三、三一〇
香港	二三、七七四、一八五	一五、三四八、〇八五	三九、一二二、二七〇	二一、六二一、八三五	一九、九三一、八四九	四一、五五三、六八四
英領印度	二〇、九五八、八六九	七、四〇一、八九五	二八、三六〇、七六四	二六、八二九、五八一	六、九八一、九一三	三三、八一一、四九四
佛國	二、五三二、〇一一	三一、七六三、三七六	三四、二九五、三八七	三、九七八、〇〇二	二〇、七七八、六六一	二四、七五六、六六三
加奈陀	一五、三三一、九一六	四、〇八三、〇一七	一九、四一四、九三三	一七、三一二、六一〇	九四二、六六四	一八、二五五、二七四
海峽殖民地	七、一一五、八二一	六、二二八、三九九	一三、三四四、二二〇	四、七九八、八六七	九、五三三、二四七	一四、三三二、一一四
蘭領東印度	三、七二四、〇一五	一、六八二、九一〇	五、四〇六、九二五	七、九七四、〇一五	一、七五一、四五四	九、七二五、四六九
和蘭	一〇六、一六二	一、一五四、六二六	一、二六〇、七八八	三、四〇七、二三二	三、六二四、二一〇	七、〇三一、四四二
獨逸	—	一六三、八六六	一六三、八六六	五、〇九三、六八八	一、四七四、〇七五	六、五六七、七六三
白耳義	二一九、〇〇〇	三、四八〇、七四三	三、六九九、七四三	三、四〇四、三〇八	二、二八九、〇六八	五、六九三、三七六
土耳其波斯	六二、七七〇	三、六八八、九五八	三、七五一、七二八	七一、六一七	四、五四八、一七六	四、六一九、七九三
伊太利	一、四八二、四三八	五、一三六、九七一	五、二八五、二三四	二三〇、六五二	四、〇一九、〇〇六	四、二四九、六五八
瑞西	一五、八二八	九、一三九	二四、九六七	三、四八一、四五〇	四九九、二一七	三、五三一、三七八
朝鮮	九三、五七一	一、五一〇、八四〇	一、六〇四、四一一	四九三、五二八	二、一三七、五〇一	二、六三一、〇二九

瑞典	五三七、一〇五	一九、〇八九	五五六、一九四	二、五三三、二七七	八六、二四〇	二、六一九、五一七
墺地利	—	一、〇三一、七三六	一、〇三一、七三六	二八〇、〇六二	二、〇八一、六〇五	二、三六一、六六七
比律賓	一、八六三、一二九	九五七、九五四	二、八二一、〇八三	一、〇六六、九二五	一、二五八、六七〇	二、三二五、五九五
諾威	三一四、〇八四	一八一、四七二	四九五、五五六	一、六四二、五三〇	三九八、五〇二	二、〇四一、〇三二
露國	五三二、二四二	四、六一九、九〇三	五、一五二、一四五	九一三、八五四	五九四、七一五	一、五〇八、五六九
(歐露)	七、八九七	三四、二二〇	四二、一一七	一三	四、六一〇	四、六二三
(太平洋港)	五〇四、三四五	四、五四〇、七〇五	五、〇四五、〇五〇	九一三、七三七	五九〇、一〇五	一、五〇三、八四二
(西比利亞)	—	三五、四九三	三五、四九三	—	—	—
(黒龍江)	—	九、四二五	九、四二五	一〇五	—	一〇五
丁抹	七〇、六七九	三八四、八五二	四五五、五三一	一九五、〇五四	一、二二八、八二二	一、四二三、八七六
佛領印度支那	四三五、八〇四	四〇一、七七六	八三七、五八〇	一、〇五五、三五五	一三八、〇四七	一、一九三、四〇二
濠洲	五四二、〇一三	二五二、五四〇	七九四、〇一三	五八七、五七九	三七一、一二九	九五八、七〇八
亞弗利加	—	二一、七一五	二一、七一五	二七四	四三〇、二九九	四三〇、五七三
南亞米利加	一〇、四七四	一八一、二一七	一九一、六九一	—	二三〇、五五六	二三〇、五五六
暹羅	七、五四二	二七一、五九一	二七九、一三三	二、六九一	一三九、七〇三	一四二、三九四
西班牙	三、〇三六	三〇三	三、三三九	一八、五二八	三九、二一九	五七、七四七
墨西哥及中米	八二四	四、〇四六	四、八七〇	—	四、六五〇	四、六五〇
葡萄牙	四七九	—	四七九	一、〇二〇	—	一、〇二〇
澳門	—	八二	八二	—	七八五	七八五
其他諸國	二一六、八〇三	—	二一六、八〇三	六四三、〇四八	—	六四三、〇四八
總計	二六一、七〇一、〇六四	二五九、七二八、七五九	五二一、四二九、八二三	三八三、九一七、五二六	一九三、七九五、四一二	五七七、七一二、九三八

上海對外貿易上に於ける各國の大勢は前記の如くなるが、尚上海對外貿易總額に對する主要國

の割合を見るに左の如し。

國別	一九二〇年	一九一九年	一九一八年
英國	二五・一%	一八・二%	一六・四%
米國	二四・一	二七・九	一九・五
日本	一七・一	二二・五	二二・八
香港	七・一	七・三	九・〇
英領印度	五・八	五・五	二・一
佛國	四・二	六・六	九・〇
加奈陀	三・二	三・七	二・八
海峽殖民地	二・四	二・六	二・一
蘭領東印度	一・六	一・〇	一・三
和蘭	一・三	〇・二	―
獨逸	一・二	〇・〇	―
白耳義	〇・九	〇・七	―

右表に見る如く英國は其本國のみにて已に二割五分を占むるに、之に其屬地殖民地等の貿易額を合算するときは、合計二億五千四百四十餘萬兩となりて、米國及屬領地の額一億四千二百六十餘萬兩より一億一千二百萬兩多く、又我本土臺灣及朝鮮の合計額一億百九十萬兩に比すれば、一億五千二百萬兩多く、即ち對本邦貿易額の約二倍半に當り、實に上海對外貿易總額の四割四分を占むる割合なり、盛なりと謂ふべし。

次に輸出入の順逆關係を見るに、英米日香印等主要諸國に對しては、何れも輸入超過にして、

其他加奈陀、蘭領東印度、暹羅、白耳義、瑞西等に對しても何れも輸入超過なり、而して輸出超過を示せる諸國は香港、海峡殖民地、和蘭、土耳其、波斯、埃及、伊太利、朝鮮、墺地利等の諸國とす。

以下主要對手國に就き其概況を述ぶべし。

英吉利　上海對英本國貿易總額は一億四千五百三十餘萬兩にして、前年に比し五千三十萬兩卽ち約五割三分の增加にして、上海對外貿易總額の二割五分餘を占め、前年にありては對手國中第三位にありしが、一九二〇年には遂に米國及本邦を凌ぎて第一位を占むるに至れり、戰後貿易增進の著しき洵に驚とするに足る、前記總貿易額の中輸入は一億一千四百萬兩、輸出は三千百萬兩にして、上海の總額に對し輸入は二割九分七厘、輸出は一割六分を占む。

英國よりの主要輸入品は綿布類（金巾類、ジーンス、イタリアン、ヴエネシアン等）綿毛交織物、紙卷煙草、鐵板、錻力板、機械類等とし英國向輸出品は麥粉、蛋白蛋黄、豚毛、絹紬、豚脂、生絲、麥稈眞田、茶等とす。

米國（布哇を含み比律賓を除く）上海對米貿易額は一億四千三拾餘萬兩にして、前年に比し三百餘萬兩卽ち約二分一厘の減少を示し、首位を英國に譲れるも、尙上海對外貿易額の二割四分を占めて、對手國中第二位にあり、此中輸入は八千七百四十餘萬兩にして、上海輸入總額の二割二

分七厘を占め、輸出は約五千三百萬兩にして約二割七分に上り、輸出に於ては對手國中第一位にあり、米國よりの主要輸入品は鐵類及鐵製品、煙草及紙卷煙草、石油、アニリン染料及人造藍、紙類、木材、電氣材料、機械類、棉花、自動車等にして、米國向輸出品は生絲を第一として山羊皮、牛皮及水牛皮、桐油、蛋黃蛋白、棉花、豚毛、レース、綠茶、羊毛等を主なるものとす。

日本（臺灣を含み朝鮮を除く）上海對本邦貿易額は九千九百三十萬兩にして、前年に比し一千六百餘萬兩卽ち一割三分の大減少にして、上海對外貿易額の一割七分一厘に當れり、之を英米の貿易額に比するに英國に對しては四千五百萬兩、米國に對しては四千餘萬兩の少額にして、上海對手國中第三位となれり、蓋し輸入は前年に比し四百五拾萬兩の增加を示せるも輸出は二千六拾餘萬兩の大激減をなせるによる。

日本品の輸入品は綿布類（金巾類、シーチング、ジーンス、ラスチング、フランネル等）綿絲石炭、棉花、水產物、紙類、製糖等にして日本向輸出品は苧麻、鐵類、豆粕、麩、棉花、牛皮、水牛皮、鷄卵、葉煙草等を主なるものとす。

香港　上海の對香港貿易は四千一百五十餘萬兩にして、前年に比し參百四十餘萬兩卽ち約九分の增加を示し、上海對外貿易額の約七分を占め、對手國中第四位にあり、香港よりの輸入品は砂糖を首とし袋類、莫大小類、皮類を主なるものとし香港向輸出は絹織物、藥材、小麥粉、綿絲、

土布、落花生油、紙巻煙草等とす

英領印度　英領印度に對する貿易額は三千三百八十餘萬兩にして、前年に比し五百四十五萬兩即ち一割九分の增加を示せり、此中輸入額は二千六百八十餘萬兩にして前年に比し五百八十餘萬兩を增加し、輸出は約七百萬兩にして前年に比し四十二萬兩の減少を示せり、主要輸入品は綿絲及棉花にして各種袋類之に次ぎ輸出品は生絲、絹紬、絹織物、綿絲等を主なるものとす。

佛蘭西　上海對佛蘭西貿易額は二千四百七十五萬兩にして、前年に比し九百五十餘萬兩即ち約二割七分の大減少なり、而して佛國よりの輸入額は約四百萬兩にして、同國への輸出額は二千七十七萬兩に上れるも前年に比すれば千九百十餘萬兩の減少なり、輸入品は人造藍等を主とし輸出品は生絲を大宗とし茶、絹紬、蛋白蛋黃、胡麻等を主なるものとす。

加奈陀　上海の加奈陀に對する貿易額は千八百二十五萬兩にして、前年に比し百十五萬兩の減少を示せり、而して輸入額は千七百三十餘萬兩に上るも、輸出額は僅に九十四萬餘兩に過ぎず、主要輸入品は生シーチング、フランネル、煙草、織物、機械、木材等とす。

海峽殖民地　上海對海峽殖民地の貿易額は千四百三十餘萬兩にして、前年に比し九十七萬六千餘兩の增加なり、而して輸入は四百八十萬兩、輸出は九百五十萬兩とす主要輸入品は石油にして木材、胡椒、燕巣等之に次ぎ、輸出品は紙卷煙草を主として土布、絹織物、麥粉等とす。

蘭領東印度　蘭領東印度に對する貿易額は九百七十餘萬兩にして、前年に比し四百三十萬兩卽ち約八割の增加なり、主要輸入品は石油にして、各種蠟燭之に次ぎ、輸出品は紙卷煙草、豆類とす。

和蘭　上海對和蘭の貿易額は七百餘萬兩にして輸出輸入殆ど相半し、前年に比し五百七十餘萬兩の大增加なり、輸入品は染料を大宗とし輸出品は胡麻、蛋白蛋黃、麥粉等を主なるものとす。

獨逸　上海對獨逸の貿易額は六百五十餘萬兩に上り、前年に比し六百四十萬兩の大增加なり、戰時中全く杜絕せる貿易が著しく恢復せられたるによるものなり、獨逸よりの輸入品は染料を主とし輸出品は蛋白蛋黃等を主なるものとす。

白耳義　白耳義に對する上海の貿易額は五百七十萬兩にして、前年に比し約二百萬兩の增加なり輸入品は染料及窓硝子を主とし輸出品は胡麻等なり。

其他の諸國に關しては說述を略せり。

對外輸入貿易

一九二〇年上海對外輸入貿易額は三億八千三百九十一萬七千五百二十六兩にして、前年に比し、一億二千二百二十一萬六千四百五十二兩卽ち四割二分の增加なり。

主要國別輸入額を揭げ之が上海對外輸入總額に對する割合及前年比較增減等を見るに左の如

し。

主要國輸入額比較表

國名	輸入額	上海輸入總額に對する割合	前年比較増(+)減(-)	増減率
英吉利	一一四、二二四、七九四両	二九・七%	(+)五八、〇九二、六三九両	(+)一〇・三割
米國	八七、四三七、〇六九	二二・七	(+)二九、五七三、七四四	(+)五・一
日本	七四、六一八、〇五一	一八・一	(+)四、五〇八、六八一	(+)〇・六
英領印度	二六、八二九、五八一	六・九	(+)五、八七〇、七一二	(+)二・八
香港	二一、六二一、八三五	五・六	(-)一、一五二、三五〇	(-)〇・五
加奈陀	一七、三一二、六一〇	四・五	(+)一、九八〇、六九四	(+)一・二
蘭領東印度	七、九七四、〇一五	二・〇	(+)四、二五〇、〇〇〇	(+)一一・四
獨逸	五、〇九三、六八八	一・三	(+)五、〇九三、六八八	(+)全額
海峡殖民地	四、七九八、八六七	一・二	(-)二、三一六、九五四	(-)三・二
佛國	三、九七八、〇〇二	一・〇	(+)一、四四五、九九一	(+)〇・七
瑞西	三、四八一、四五〇	〇・九	(+)三、四六五、六一四	(+)二三一・〇
和蘭	三、四〇七、二三二	〇・八	(+)三、三〇一、〇七〇	(+)三一〇・四
白耳義	三、四〇四、二〇八	〇・八	(+)三、一八五、三〇八	(+)一四五・四
輸入總額	三八三、九一七、五二六	一〇〇・〇	(+)一二二、二一六、四五二	(+)四・二

前表に明かなるが如く香港及海峡殖民地等は、前年に比し減少せるも、其他主要對手國は概ね増加せり、殊に英國の増加は著しく前年の二倍以上となり、上海輸入總額の二割九分七厘を占めたり、米國の増加も亦著しく前年に比し五割の増加なり、其他戰時中及戰後に亘り殆ど杜絶の狀態

にありたる獨逸。瑞西、和蘭及白耳義よりの輸入は、一九二〇年に至りて回復せられ、殊に獨逸よりの輸入は前年皆無なりしもの一躍五百餘萬兩となり、瑞西、和蘭及白耳義よりの輸入も各三百四十餘萬兩となれり。

次に主要輸入品に付前年と比較して其消長の狀況を略述すべし。

綿製品　綿製品の輸入は前年に比し概して增加を示せり、就中綿布類の輸入は生地及白地物に於て殊に增加し、精巧綿布も相當好況にして無地物に於て正に滿足なる成績を示せり、然れども此等綿布は支那工場に於て多數製出せらるゝに至れるを以て、今後の輸入增加は固より期待すべくもあらざるべし。無地綿布の增加は主として英國の增加に因るものにして同國よりの輸入額は前年に比し二倍以上となれり、他方米國品は一般に減退し本邦品も亦綾木綿及細綾等に於て增加せるも、其他は概ね減退せり、精巧綿布は其模造布と否とを問はずイタリアン、ヴエネシアンと共に增加せり、其他天鵞絨ハーバード、オクスフォード、金巾、絲染綿布等何れも增加せり。

綿絲は前年と殆ど同一狀態なりしも、英國絲及日本絲は增加し印度絲は却て減少せり。

今主要製品の輸入數量及前年比較增減並に其仕出國順位を示せば左の如し。

品名	輸入數量	前年比較增(+)減(−)	仕出國順位
生金巾(無地)	一、七七六、四六七反	(−)　一二六、六二八反	英、日、米
生シーチング(無地)	一、一七三、二三四	(+)　一七七、一四六	日、加奈陀、米

品名	輸入數量	前年比較增(+)減(-)	主要仕出國
晒金巾(同)	二、九〇〇、七一一	(+) 一二九、一一二	英、白、蘭
雲齋布	一二五、八一〇	(-) 一六九、三七一	日、加奈陀、米
ジーンス	一、三二七、八八八	(+) 五九三、〇八五	日、英、加奈陀
更紗	九一〇、一五四	(+) 二九、九三九	英、日、米
綿イターアン(無地、黑色)	八八五、三七六	(+) 三三六、五〇一	英、米、香
綿ヴェネシアン(同)	二九四、八七九	(+) 一九、五九七	英、香
染色綿イタリアン	三一四、二二一	(+) 一六三、〇一六	英、日
染色ポプリン	四三一、〇四八	(+) 二二二、五八四	英、日
染色ラスチング	七九九、八九七	(+) 四四一、七三一	日、英、墺
綿フランネル	三七五、三九九	(+) 一二、五四二	日、加、英、米
糸染綿布	八、三七六、九五九碼	(+) 四、三三一、三五〇	英、日、佛
綿織糸	四九八、八七九擔	(-) 一二、八三三	印、日、英

金屬及鑛產　鐵及各種金屬類の輸入大に增加し、年末の市場は在庫品堆積の狀態を現出せり、金屬中アングル鐵、銑鐵、鉛塊、錫等は減少せるも其他は異常の增加にして、殊に鐵棒及鐵條、螺旋鐵、馬締鐵等は最も著しく、而して對手國側より見るに白耳義及獨逸は新に戰後の市場に突入し來り、特に白耳義よりの輸入は著しく增加せり。

主要金屬の輸入數量及前年比較等を示せば左の如し。

品名	輸入數量	前年比較增(+)減(-)	主要仕出國
鐵(アングルス及丁)	八五、九二七擔	(-) 四九、九七七擔	英、米、加
同(棒)	九六二、三六四	(+) 五六二、三五二	英、米、日、加、佛

鐵(線狀及斷線)	三〇九、八九四	(+)　一五三、五九四	英、米、加
同(鐵及リベット)	二一五、四六二	(+)　六〇、一一八	米、加、英、日
同(筒及管)	一四一、六八〇	(+)　七〇、九九三	米、英、日、加
同(斷片板)	三五三、五一三	(+)　一九五、一三三	米、英
同(板)	四八三、三〇五	(−)　一一、九〇三	米、英、日、加
亞鉛引鐵板	一九四、三四一	(+)　一二七、八七七	英、米
錻力板	四〇二、七三二	(+)　九〇、〇八四	英、米、加

機械類　一九二〇年機械類の輸入額は千二百五十萬兩に上り、前年に比し實に九割の增加を示せり、主として當地に於ける紡績工場、造船工場及煙草工場等の需要增加によるものとす　支那に於ける機械の輸入は工業の發達に伴ひ、愈々益々增加するに至るべし、現在に於ても諸種の工業は益々發達し機械の据付旺盛となり、勞働者の熟練及技術の進步するに從ひ機械及工具類の需要益々有望にして、過去三年前に比し高價の機械を賣込むに甚だ容易となれりと云ふ。

機械類輸入額及前年比較を見るに左の如し。

	輸入額 兩	前年比較增(+)減(−) 兩	主要仕出國
農業用機械	七八〇、六〇二	(+)　三四五、八九九	米、加
推進機械	一、八四七、一七九	(+)　八四五、六三一	英、米、香、加
織物機械	六、〇九六、三五九	(+)　三、四一五、五九〇	加、英、米、日
釀造、蒸溜、製糖機械等	一一、四二七	(+)　九、三九二	米、英
其他機械及部分品	四、九一三、一六九	(+)　二、一四五、六四八	米、英、日

石油及機械油等　石油の輸入は前年の五千萬ガロンより五千五百七十萬ガロンに增加せり、米國よりの輸入は前年と大差なきも新嘉坡よりの輸入は半減し、之に反し蘭領東印度よりの輸入は前年の三百萬ガロンより千四百八十萬ガロンに激增せり、機械油の輸入は前年の五百五十萬ガロン百九十萬兩より三百四十萬ガロン百三十萬兩となれり、ガソリン、ベンジン油、石臘油の輸入は前年の百三十四萬ガロンより百三十萬ガロンとなれり。

煙草及製造材料　紙卷煙草の輸入額は前年と大差なく、且米國及加奈陀よりの輸入は前年と大同小異なるも、英國よりの輸入は大に增加し、本邦よりの輸入は激減せり、紙卷煙草製造材料は前年の七十一萬兩より百三十四萬兩となり、葉卷煙草は三千七百萬本より二千九百萬本に減少せり、葉煙草は前年の十一萬五千擔、四百五十萬兩より十四萬七千擔、一千萬兩以上となれり、前年と比較增減及主要仕出國を示せば左の如し。

	輸入數量	前年比較增(+)減(-)	主要仕出國
紙卷煙草	千本 五、三四〇、六七九	(-) 一八四、八〇〇	米、加、英
同製造材料	兩 一、三四七、三二二	(+) 六三〇、二〇八	米、土耳其、日
葉卷煙草	千本 二九、三四五	(-) 七、七一一	比律賓、香港、米
葉煙草	擔 一四七、六二六	(+) 三二、一四四	米、加、朝鮮

石炭　石炭の輸入は前年に比し約五萬噸一百萬兩を增加して、七十二萬噸七百九十萬兩に上れ

り、此内六十五萬噸は本邦炭にして之に次ぐ鴻基炭は九萬九千噸、八十一萬兩なり。

白動車　自動車は需要筋の要求以外に入荷せられ、前年に比し四百六十五臺の増加なりと云ふ價額を以て云へば前年の百四十萬兩に對し、二百二十萬兩となれり、大半は米國より輸入せられ加奈陀英國之に次ぐ。

洋紙　洋紙の輸入は印刷紙及有光紙に於て最も旺盛にして、有光紙は前年に比し七萬五千擔即約十割の増加なり、後半年には獨逸品多數市場に出現せり、但し馬克爲替甚だ有利なりしに拘はらず、多くの取引を見るに至らざりき、洋紙總輸入額は十九萬擔二百八十二萬兩にして前年に比し數量は減少せるも、價額は約六十萬兩の増加なり、仕出國は米國、瑞典、日本、諾威、英國を主なるものとす。

アニリン染料及人造藍　アニリン染料は前年の二百七十六萬兩より六百五十二萬兩に激增し、結局在庫品夥多となれり、仕出國は米國を主とし獨逸第二位を占め日、蘭、白等之に次ぐ、人造藍は前年の一萬四千擔九十九萬二千兩より十四萬三千擔千四百四十五萬兩となれり、米國より四百十八萬兩瑞典より四百十八萬兩、獨逸より二百六十萬兩、佛蘭西より百六十四萬兩、其他蘭、白兩國より各百十餘萬兩の輸入ありたり。

砂糖　白砂糖は前年に比し三十萬擔の增加なれども、精糖は七十八萬擔の減少を示せり、蓋し

歐米諸國に於ける需要激增し價格著しく昂騰せるより當地に輸入すること易からざりしによるものとす。

	輸入數量（擔）	前年比較增(+)減(-)	主要仕出國
黑砂糖	四一一、七五七	(-) 八七、八五一	香、蘭、印
白砂糖	五〇九、四三四	(+) 三一四、五〇四	香、蘭、印
精製糖	五五九、九〇七	(-) 七八六、六九七	日、香
氷砂糖	四〇、一一五	(-) 二三、七一一	香、日

木材　木材の輸入は頗る好況にして、硬軟兩材共に前年に比し大に增加せり、卽ち硬木材は前年の一千萬方呎四十八萬兩に對し三千六百萬方呎二百餘萬兩となり、軟木材は五千方呎二百二十八萬兩より、一億三百萬方呎四百八十萬兩となれり、而して仕出國に就て見るに硬木材にありては本邦、新嘉坡及香港を主とし、何れも大に增加し軟木材にありては米國加奈陀及日本を主とし、前年に比し何れも增加し。殊に米國を以て最も著しとす。

今一九二〇年に於ける主要輸入品數量價額を前年と對照すれば左の如し。

主要輸入品數量價額二年比較表（價格單位 海關兩）

品目	數量單位	一九一九年 數量	一九一九年 價額	一九二〇年 數量	一九二〇年 價額
綿製品					
生金巾（無地）	反	一、九〇三、〇九五	八、八八六、〇二九	一、七七六、四六七	一〇、六六〇、四九九

生シーチング(同)	同	九九六、〇八八	五、一六二、八二七	一、一[illegible]、三三四	八、五〇〇、一七五
晒金巾(同)	同	二、七七一、五九九	一五、七三三、五八二	二、[illegible]〇〇、七一一	二〇、九一三、六九〇
同(紋、畦、縞及斑綫)	同	四一、三三一	二七七、〇一〇	一〇三、八七〇	五七九、五一三
晒アイリッシ布	同	—	—	一五、〇三〇	一三六、五八〇
雲齋布	同	二九五、一八一	一、七三一、八九四	一五六、八一〇	九一二、[illegible]四一
ジーンス	同	七三四、八〇二	三、八二九、四八二	一、三三七、八八八	八、三〇六、四五八
天竺布(三十二吋物)	同	三三〇、九九〇	一、一五〇、七八九	—	—
同(三十四吋物)	同	—	—	二一九、〇八一	八八三、八五三
同(三十六吋物)	同	二四、七三三	一三〇、二四六	—	—
同(三十七吋物)	同	—	—	二〇、三八二	一一三、三四一
晒天竺布(三十二吋四十碼物)	同	一八三、七一五	八七五、五二三	二七三、七六八	一八四、二六三
細地金巾、寒冷紗及モスリン(白染及捺染、十二碼物)	同	八〇、八七九	八三、七三一	八八、九六三	一三七、三〇七
同(三十碼物)	同	三六、七四二	二一一、一四七	一三一、三八一	五九三、五六一
同　同(四十碼物)	同	二四、一九六	五九、三五一	三五、三〇〇	一一八、七七六
モスリン及クレトン	碼	一三四、一六九	三一、五四〇	一、五三八、六三九	四七二、六六〇
更紗	反	八八〇、二一五	三、五五五、一六五	九一〇、一五四	四、一三〇、五一〇
捺染クレープ	同	九、五四四	三三、一一〇	二四、〇五九	一二六、五五八
捺染繻子及レップ等	同	三〇、一三六	一七三、六九六	一一一、二九一	七七四、四〇[illegible]
緋木綿及染天竺布	同	四四六、一七五	一、六三一、三〇九	三七五、二五八	一、七一七、八五五
綿イタリアン(無地黒色)	同	五四八、八七五	三、八二一、一一〇	八八五、三七六	七、二三三、九四四
綿ヴェネシアン(同)	同	二七五、二八二	二、六四三、〇四七	二九四、八七九	三、二八九、四二四
綿ラスチング(同)	同	一一四、四二九	七七二、八九〇	一九〇、八七三	一、〇一九、〇五一
綿イタリアン(無地著色)	同	一五一、二〇五	九〇六、四八九	三一四、三三一	二、三三四、三七六

品名	單位				
綿ウェネシアン(同)	同	二二三、八二三	一、四九八、五七九	二一九、七六〇	一、二三八、五三九
綿ポプリン(同)	同	二〇八、四六四	九八二、三八九	四三一、〇四八	二、三四九、〇三七
綿ラスチング(同)	同	三五八、一六六	二、二九四、七〇八	七九九、八九七	五、七五〇、六八二
綿イタリアン(紋織)	同	九一、六三〇	五〇六、四六五	二三四、六三三	一、七三一、四〇〇
綿ヴェネシアン(同)	同	八、五三四	一〇一、五三八	三九、七八四	四五八、七二五
綿ポプリン(同)	同	一七三、一四〇	一、九八四、八〇五	一五四、一一一	一、八三一、三八二
綿ラスチング(同)	同	五八、四〇一	三七一、三三〇	七六、五六二	四二九、〇三六
綿フランネル(無地染及捺染)	同	三六三、八五七	一、九一〇、二一一	三七五、三九九	一、九六二、九九〇
同(糸染)	同	四〇、三五一	三〇二、〇八八	四三、〇七四	二六八、八七三
糸染綿布	碼	四、〇四五、六〇九	八三一、三一〇	八、二七六、九五九	一、九六一、[illegible]
クリンプス及クレトン	―	三七七、三九六	五五九、二一五	五六、五五二	三三九、四六五
綿天鵞絨	碼	八〇三、一五九	三六四、六〇五	一、四七四、〇七五反	八二四、九九九
綿毛布	擔	五一一	三三、三三四	一、四六四	一一五、七六五
綿製手巾	打	一、〇八八、三〇二	六四七、四二八	一、一〇二、五三八	七三六、三一八
綿織絲	擔	五二一、七一二	三三、八五三、三八〇	四九八、八七九	二六、八八八、七三九
同(瓦斯マーセライズト染色)	同	四、一五三	四四九、四六二	八、五六九	八六八、七三八
綿縫糸(木卷)	哥	二〇三、三五四	七〇四、九〇三	一〇一、一九七	七〇六、〇九八
綿毛交織物					
アルパアラスター及オルレアン	碼	一八六、八三三	一三四、二三九	五六四、二九四	五七〇、四四〇
毛布及膝掛	封度	四七、九九八	四七、六五三	八五八、四三一	二一四、〇〇七
コート地及服地	碼	九七〇、九八六	一、三五五、四三七	二、三三九、一七〇	三、八三五、八八七
ユニオン及ポンチヨークロース	同	一〇九、五三四	一〇九、二五四	一五六、六五三	[illegible]
毛織物					

毛布及膝掛	封度	五三、五三七	五八、二八九	一二五、一二四	一四六、七九二
コート及服地	碼	三八五、四一四	八九六、九〇二	六〇二、三五七	一、一六八、一〇三
毛糸	擔	二、一七八	五七五、四九六	五、二四八	九五二、三八五
其他雜織物					
麻帆布綿帆布	碼	六〇五、九八一	二一三、〇七四	一、二八八、四一三	四九七、七八〇
ガンニー布及ヘシアン布	同	四、五五七、六〇六	五三八、二八五	一七、一九二	三三六、二一四
絹布	斤	三三、九九三	四一一、一六四	四一、二五九	四五三、二四一
絹交織物	同	二八九、五六八	八五三、四三六	二八六、二六九	八五三、四八九
人造絹織物	碼	二一〇、三四九	一六六、六〇六	四〇五、七八六	一八八、一〇五
模造毛皮布	同	四五三、一三九	一、一三二、七四八	四三六、一九一	一、〇一九、五五七
同	斤	—	—	四二、三七九	一七一、六三三
金屬及鑛産					
眞鍮及黄銅(棒薄板及線等)	擔	九、四三二	三一四、七八二	二三、二二四	五一五、〇八一
銅(棒、條、薄板、板、線等)	同	六、〇三五	一八九、一八一	一七、九三九	五四二、三八六
同(塊、錠)	同	二八、四八三	六三〇、六三〇	八三、〇二五	一、七二〇、八二四
鐵及軟鋼(錨、鐵砧、鎖及鍛製品)	同	二一、二一九	二七八、八七三	二三、五三一	四〇三、一〇五
同(アングルス及丁)	同	一三五、九〇一	七五六、二九〇	八五、九二七	五三〇、六八五
同(條)	同	一〇〇、〇一二	二、二〇四、九八一	九六二、三六四	五、四三三、九七〇
同(礫狀及斷線)	同	一五六、三〇〇	五九五、七〇〇	三〇九、八九四	一、一九四、六九九
同(箍)	同	四一、七八六	二七六、八九五	七一、七九四	四三七、四六四
同(釘及リベット)	同	一五六、七四四	一、一四三、〇五九	一三五、四六二	一、七九二、四三八
同(銑及鎗)	同	七七、六〇二	二七三、六八七	六二、七三一	一五六、九八一
同(管筒)	同	一〇、六八七	六六九、三五三	一四一、六八〇	一、三九二、〇八九
同(板、鐵斷片)	同	一五八、三八〇	三九八、五八一	一五三、五一三	一、一三三、二二四

品名	單位	數量	價額	數量	價額
同（軌條）	同	三六、六三五	八六五、六四五	三七、二七三	二一、〇三七
同（螺旋釘）	同	六、〇五七	一三六、九七〇	二、三一四	一〇七、九四三
同（薄板及板）	同	四九五、二〇八	三、〇七四、三九七	四八三、三〇五	三、〇六九、七八六
同（線）	同	一四、二七三	一〇三、三八八	五三、三八一	三三三、〇二三
同（古）	同	一九七、一三七	四七一、八七三	四九一、八三五	一、四一〇、八一五
電鍍鐵（薄板）	同	六六、四六四	六一〇、七七九	一九四、三四三	一、八八八、七二三
同（線）	同	二七、三三七	二九四、一四八	三八、〇五八	三三七、八四三
鉛（銑及條）	同	八三、八一四	五七四、二六四	三一、五二四	一八八、四一八
ニッケ（製品及未製品）	同	四、一八八	三三、八一五	六、一五一	二六二、九五三
鋼（竿條箍及板）	同	八三、六二九	六〇八、一三〇	五六、四八五	三八三、五六六
黄銅（線及線索）	同	一三、一六五	三二一、五三五	一〇、六四一	一七六、七一三
錫（錠）	同	二三、八二八	一、七七七、二〇一	一一、五〇五	五五四、五四六
鍍力板	同	三二三、六四三	二、八一六、三一五	四〇二、七三七	三、七八五、九九八
亞鉛板	同	三、九一〇	七一、三五三	九、九八八	一八〇、六〇九
雜貨					
袋（各種）	箇	二〇、四九六、二四七	二、一〇四、九四七	七、四七七、五七一	五八三、二一八
同（同）	擔	二五二、八八一	二五五、四〇五	二五二、六四五	二、九六四、二三三
寢臺（鐵製）	箇	九、四〇〇	一一四、〇八〇	一八、三三一	二三八、六六五
同（眞鍮製）	同	一、六六九	八三、六〇九	二、九四九	一三〇、六二六
機械用調帶	—	—	四七、九八三	—	一、一八六、五九一
海參	擔	二一、一三五	七三一、八一三	二〇、〇七一	七四一、四三三
燕巣	斤	七三、五二三	六六〇、一五六	六四、五一六	六二一、〇〇一
ビスケット	—	—	一三七、九四二	—	三三三、四七九

品目	單位	數量	價額	數量	價額
書籍及樂譜本	—	—	一八八、五五六	—	二七五、三三八
空瓶	—	—	一三九、〇八五	—	二〇六、六三六
建築材料（他項に掲げざるもの）	—	—	四九四、九一〇	—	一、一三三、七四九
バター（ギーを含む）	擔	五、六二一	二六〇、四四二	八、五一四	四二八、三二七
紐釦（眞鍮製及裝飾せるもの）	哥	八八三、七六八	一八二、一三六	三八三、八一〇	八〇、七六〇
蠟燭（各種）	擔	七二、八五四	一、三九二、三七一	五六、六九三	一、一六五、五三四
ステアリン	同	八、四八七	一六三、七六七	一一、八七五	二四三、六二六
地氈	—	—	一六六、一五五	—	二九四、七九九
空樽類	—	—	五〇六、七二〇	—	九二八、八二〇
セメント	擔	一八〇、四九九	一七四、二八〇	五九九、二七〇	六四三、三三四
化學製品（他項に掲げざるもの）	—	—	六四九、〇七八	—	一、〇六六、一八九
陶磁器土器	—	—	三三七、〇九二	—	一八三、四五七
紙卷煙草	千本	五、五二五、四七九	一四、八九二、六七三	五、三四〇、六七九	一四、九〇五、一八九
紙卷煙草製造材料	—	—	七一七、一一四	—	一、三四七、三三三
葉卷煙草	千本	二七、〇三六	六三六、一〇三	二九、三四五	六二一、八二八
時計及懷中時計	箇	三三四、四七一	三八〇、〇五三	一八八、二三三	四三七、〇〇三
同	—	—	四六八、〇〇四	—	五六一、三六一
衣服及帽子等	—	—	一、五三八、二八五	—	一、四七六、〇九〇
石炭	噸	六七六、五七六	六、九六七、七五六	七一九、六五三	七、九〇八、九一八
ココア及チヨコレート	封度	三五一、三二七	一一九、〇二四	三六八、七三二	〇六、一六一
糖菓（ココア及チヨコレートを除く）	—	—	一六九、八九四	—	三三七、一七八
繩索	擔	七、八一九	二一五、五三七	九、八二四	二五六、一七一
綿繰機械	—	—	一〇七、九八九	—	一一九、七八六

品名	單位				
棉花	擔	三〇八、九三九	五、七三三、四六九	五九三、八八八	一四、七六四、三六〇
褌布及抗掛等	｜	｜	一四六、七九六	｜	一三三、三七三
坩堝	｜	｜	六五、七八二	｜	一四七、二九三
刄物及電鍍金物	｜	｜	一七三、一六二	｜	二八三、七八九
染料、塗料、彩料（アニリン）	｜	｜	二、七六一、一八三	｜	六、五三一、三三五
同（栲皮）	擔	七七、八〇五	一五六、五五七	三四、三五〇	六八、一三七
同（人造藍）	同	一四、八一〇	九九二、〇六六	一四三、七五〇	一四、四五〇、二〇七
同（天然藍）	同	五二、五九四	三六五、五八〇	三一、一一五	二五九、九八一
同（朱）	同	一、三〇一	一三五、八三五	一、五一九	一四三、五三一
同（ペイント及ペイント油）	同	六三、三六〇	八三三、三五三	一〇九、六〇一	一、二〇一、八八九
同（同）	｜	｜	一三八、〇八三	｜	一〇五、五一三
電氣用品	｜	｜	二、一九三、一二九	｜	三、三七九、〇三四
琺瑯引器具	｜	｜	四八七、九九九	｜	三三〇、〇〇〇
海産物	擔	二五八、七六五	二、二二四、五一五	三八四、八七七	二、九六五、四三五
麥粉	同	三一、七四三	一九六、〇六八	四一、六六五	二三八、〇七七
果實（乾）	同	四、八五六	七五、八四一	二六、七七五	三九三、四六二
同（鮮）	同	三三、〇一五	一三九、一三八	三三、七八四	一七四、五四一
家具及製造材料	｜	｜	六八三、一九七	｜	七四〇、三〇三
ガソリン、ベンジン油、ナフタ、石腦油	ガロン	一、三四七、七八六	七八一、八二六	一、二九五、〇四九	七九〇、三六〇
人參	斤	八三、一八三	四五六、八二〇	一三四、三五三	三九一、八二〇
窓硝子	箱	六一、九八〇	五六九、九七四	一四五、七七三	一、一四六、八七一
硝子及硝子器	｜	｜	三〇一、四一三	｜	七四三、二一八
膠	擔	一一、〇一四	二四八、九一五	九、三六三	二〇五、九七七

薄荷及蠟（パラフイン蠟を除く）	擔	二四、二六五	二五八、七五九	二八、二一七	二九一、六九二
小間物類	—	—	五五二、八四四	—	六八〇、九五六
皮及毛皮	擔	一八、〇三二	七一五、八四七	五、六三〇	二五三、五八三
莫大小類	打	九七三、七九九	八六三、四九三	七四、六一七	三〇四、一七三
同	擔	二、〇〇八	一八三、九九二	六、三三四	六二三、二七九
護謨及ガタパーチヤ製品	—	—	九九四、〇九一	—	一、三三三、八七九
樂器	—	—	二三四、八一九	—	二九〇、七〇一
理化學用機械	—	—	一六四、五〇四	—	三三、二三七
寒天	擔	一、九六三	一六一、九三一	二、〇六七	一四六、七九四
寶石類	—	—	二七九、五四八	—	三〇〇、七七〇
レース及打紐	—	—	三九八、二二三	—	八八、一五三
ランプ及附屬品	—	—	四一四、九八八	—	五三八、九三五
革	擔	三一、七五八	一、九五一、七一三	一四、九〇六	一、一一〇、三七六
模造革及オールクロス	—	—	五〇、〇一一	—	一七四、三〇八
液體燃料	噸	五五、二六一	七六三、七四五	一〇一、五九一	一、三一四、〇七八
龍眼肉	擔	三、二四〇	四三、九三三	一三、六五一	一七七、八二二
機械用器具	—	—	一六三、四七三	—	四四四、一八五
機械（農業用）	—	—	四三四、七〇三	—	七八〇、六〇二
同（推進機）	—	—	一、〇〇一、五四八	—	一、八四七、一七九
同（織物機械）	—	—	二、六八〇、七六九	—	六、〇九六、三五九
同（刺繍編物及裁縫用）	—	—	二六七、九三一	—	五四六、二九六
燐寸	哥	二、六二六、六四三	九四五、〇五一	一、七七三、六七九	六五一、三〇九
同製造材料	—	—	三九〇、三六七	—	五六一、二七三

品目	單位	數量	價額	數量	價額
蓆(各種)	枚	二、四九九、五〇三	二〇七、三二八	一、〇七三、一〇三	七〇、一九一
藥品	—	—	二、〇五七、一七八	—	三、二八四、一七〇
煉乳(罐入)	打	二七、七一九	四七六、〇二六	一〇、二〇六	六六、六五六
同(同)	擔	二〇、一九六	三二三、九二七	三三、〇七一	六五四、六二八
椎茸	同	三、四三一	一八二、〇二六	二、五七七	一五〇、五八一
縫針	千本	八〇八、六四一	六三九、一六八	一、〇五九、九九六	五七三、三〇七
同	—	—	三〇、〇四一	—	一一、六八八
石油	ガロン	五〇、二〇五、七〇八	一一、二八二、九九九	五五、七三八、二〇〇	一五、八三六、一七九
機械油	同	五、五五〇、三三四	一、九〇三、三八一	三、四三四、七四六	一、二九六、〇三四
植物油	同	二三七、四〇〇	二一四、五八四	一三〇、〇六九	一六〇、七八二
紙(板紙を含む)	擔	一〇四、七六四	五、一四三、〇九七	七六〇、三二一	九、八六〇、五一四
同(同)	—	—	二八七、〇二六	—	二八一、〇二九
胡椒(白及黑)	擔	三三、八六八	六七六、七七二	四三、九八四	八九七、六〇九
香水及化粧品	—	—	七四六、五八一	—	六七九、四四二
寫眞材料	—	—	二九〇、一〇五	—	四八五、八八二
活版及石版材料	—	—	四九七、七三三	—	七一四、七三三
鐵道用枕木	本	五九、五八一	六三、三一〇	七三、七九四	一三二、三三五
簾	擔	四九、四六六	三三五、八九一	一七、四八二	一三二、九二一
金庫及扉	—	—	五四、三七一	—	一七三、〇四三
白檀	擔	一九五、八五六	九五六、九七四	一二四、九八四	一、一八一、八九一
昆布及若布	同	一八〇、〇五一	五二九、三七五	三〇八、七七三	九五〇、一〇一
靴	足	三五、八九三	一四〇、八三〇	三一、六一四	一〇〇、八七七
標板	—	—	二四六、五八四	—	五五〇、〇五〇

リボン(絹製及綿製)	—	—	一五六、三八四	—	九七、七九九
絹及絹製品	—	—	一三六、〇七〇	—	二八二、八七四
石鹸及製造材料	—	—	一、五九六、三六五	—	一、四六九、八八四
曹達	擔	四五〇、六八九	一、七三〇、三六四	二九八、四三一	九〇九、八一〇
酒精	ガロン	二四三、三三五	一三八、四八六	三三一、二〇〇	一二六、九九三
文房具	—	—	六九八、一三一	—	一、〇三九、〇六一
石材	—	—	一、〇三五、六九六	—	一〇七、九五五
家庭用器具	—	—	—	—	一、三一八、〇六九
ストーブ	—	—	一四三、一六七	—	三六五、三七三
砂糖(赤)	擔	四九九、六〇八	二、三八〇、六七一	四二一、七五七	二、七九一、一〇二
同(白)	同	一九四、九七〇	一、一〇八、八六八	五〇九、四三四	四、九三九、七八七
同(精)	同	一、三四六、〇四一	九、八七九、四〇二	五五九、九〇七	五、三七九、七九一
同(氷)	同	六三、八三六	三六八、三一九	四〇、一一五	四四五、六四〇
甘蔗	同	一五三、五〇八	一五三、五〇八	一九三、三二一	一九三、三二一
電信電話材料	—	—	四二〇、〇三〇	—	五七五、三二四
木材(硬)	立方呎	一、〇四六、八〇〇	五四三、六四〇	—	—
同(同)	平方呎	一〇、〇五七、二七一	四八三、七六六	三六、八一九、三五四	二、〇三七、一七九
同(軟)	同	五〇、七〇七、四〇五	二、二八一、四三三	一〇三、六三九、五六四	四、八〇一、六九二
錫箔及其他箔	擔	二九、三六九	八一〇、〇六六	二九、六五三	一、二五六、三一三
煙草	同	一一五、四八〇	四、五三五、二九五	一四七、六四三	—
吸煙具	—	—	三三九、一八三	—	二六八、一五八
化粧用品	—	—	四一九、七一八	—	五九四、三二六
工作用器具	—	—	一〇三、八〇七	—	二九五、〇八九

洋傘	本	一、八〇八、九五八	七九三、五八一	八四三、〇二〇	四三九、四五五
鐵道用客車及貨車	—	—	二〇五、九三五	—	五八六、四〇七
自動車	—	—	一、四一〇、九八六	—	二、二八三、八二三
パラフィン、蠟	擔	六八、七八五	七七四、三三九	一二七、八〇六	一、五八九、一〇〇
麥酒及黑麥酒	—	—	三三四、五〇六	—	五三四、五二四
火酒	—	—	四三九、八六四	—	九六〇、一七八
葡萄酒	—	—	六四六、八八五	—	七五八、一一三
パルプ	擔	七一、九四四	三四九、四三四	八五、四六一	三一九、一四三
木材各種（前掲以外のもの）	—	—	四一〇、六八四	—	六三一、八九五

對外輸出貿易

一九二〇年に於ける上海對外輸出貿易額は一億九千三百七十九萬五千四百十二兩にして、前年に比し六千五百九十三萬三千三百四十七兩即ち二割五分の減少なり、主要對手國に就き前年と對比するに香港向に於て約四百六十萬兩、海峽殖民地に對し約三百三十萬兩の增加、其他和蘭、土耳其、波斯、埃及、朝鮮等に對する輸出額稍增加せるも其他の主要諸國向は何れも著しき減少にして、日本、米國、佛國、英國、白耳義等に對し最も著し。

主要國別輸出額を掲げ之が上海對外輸出總額に對する割合及前年比較增減を示せば左の如し

國別	輸出額	上海輸出總額に對する割合	前年に比し增（＋）減（－）	增減率
米國	五二、九二二、二五四	二七・二%	（－）三二、六三六、一一一	（－）三・八割

英吉利	三一、一六三、一五六	一六・〇	(−)	七、七三五、四九一	(−)	一・九
日本	二四、六七五、二五九	一二・七	(−)	二〇、六一八、〇二八	(−)	四・五
佛國	二〇、七〇八、六六一	一〇・七	(−)	一〇、九八四、七一五	(−)	三四
香港	一九、九三一、八四九	一〇・二	(+)	四、五八三、七六四	(+)	二・九
海峡殖民地	九、五二二、二四七	四・九	(+)	三、二九三、八四八	(+)	五・二
英領印度	六、九八一、九一三	三・六	(−)	四一九、九八二	(−)	〇・五
土耳其、波斯埃及等	四、五四八、一七六	二・三	(+)	八五九、二一八	(+)	二・三
伊太利	四、〇一九、〇〇六	二・〇	(−)	一、一一七、九八五	(−)	二・一
和蘭	三、六二四、二一〇	一・八	(+)	二、四六九、五八四	(+)	二一・三
白耳義	二、二八九、〇八八	一・二	(−)	一、一九一、六七五	(−)	三・四
朝鮮	二、一三七、五〇一	一・一	(+)	六二六、六六一	(+)	四・一
輸出總額	一九三、七九五、四一二	一〇〇・〇	(−)	六五、九三三、三四七	(−)	二・五

日本に對する輸出貿易は前表に明なるが如く、前年に比し二千餘萬兩の大減少にして、前年にありては上海總輸出額の一割七分四厘を占めたりしが、一九二〇年にありては一割二分七厘を示すに過ぎず、米國向の減少は三千二百萬兩に上り、佛國向一千萬兩、英國向は七百七十餘萬兩の減少なり、斯く對外輸出貿易が著大の減少を示せるは、一方には銀價低落して輸出に便なるべき事象ありしにも拘はらず、財界の世界的不況に依り支那品に對する需要頓に減少したる結果に外ならざるなり。

以下主要輸出品に付き前年と對比して其消長の狀況を略述すべし。

綿製品　一九二〇年初頭に於ける綿糸界は頗る好況にして、市價高唱なりしが、而も實需筋の要求少きに思惑取引盛んに行はれ從て一般恐慌の渦中に投ぜらるゝに至り、糸價奔落し、十月に至りては同年中の最高値に比し約五割方の暴落を示せり、然るに上海紡績工場は何れも好況を持續し相當の利益を擧げ、特に綿糸は原棉相場の安値により有利に操業することを得たり、但し綿布は一般綿布類の價格低落により後半年は頗る困難を感じたるも綿布類の輸出數量は大に增加し、特にシーチング、綾木綿、天竺布等最も著しかりしも、金巾、細綾、精巧綿布等は却て減少せり、綿糸の輸出は前年に比し約一割四分を增加して十六萬擔に上れるも、單に外國向のみに就て云へば數量價格共に少しく減少せり。

今主要綿製品の輸出數量を前年と比較するに左の如し。

	輸出數量	前年比較增(+)減(-)	主要仕向地
生金巾	一四、九九〇反	(-)　、九一九反	蘭印、香港
シーチング	四〇、八七〇	(+)　二七、五六五	印、比律賓、香港
綾木綿	四、四〇五	(-)　、二八八	香港
土布	三八、二七〇擔	(+)　九、六六三	香港、新嘉坡
精巧綿布	二二、一一三	(-)一〇八、〇九一	蘭印、比律賓、香港
綿糸	六一、六七九	(-)　三、一九四	香港、印、日、英

安質母尼及鐵　安質母尼は前年の十三萬五千噸より約二十三萬噸に、銑鐵は三十三萬五千噸よ

り六十七萬七千噸に何れも增加せり、前者は米國向、後者は本邦向輸出增加によるものとす。

豆類　前年の三百七十餘萬兩に對し約三百萬兩にして著しき減少なり殊に綠豆に於て最も著し

豚毛　豚毛の輸出額は約四萬四千擔五百萬兩にして、前年に比し數量に大差なきも價額は六十餘萬圓の增加なり、而して日本向。英國向は大差なきも米國向及佛蘭西向に於て增加を示せり。

樟腦　輸出額一萬四千擔百十七萬兩にして前年に比し約四十擔四十萬兩の增加なり、日、米、英、佛等主要仕向先に於て何れも增加せり。

煙草　紙卷煙草の輸出額は五萬五千八百擔七百六十七萬兩に上り、前年に比し一萬二千擔百七十萬兩の增加なり、新嘉坡を以て主要仕向地とし、香港及蘭領印度之に次ぐ、葉煙草は十六萬千擔、二百五十萬兩にして前年に比し七萬擔四十五萬兩の減少なり、主要仕向國は日本、土耳其、波斯等、香港及米國等とし、本邦及香港向は增加を示せるも米國向は著しき減少なり。

棉花　棉花の輸出は二十一萬六千擔四百六十八萬兩にして、前年に比し四十三萬四千擔千二百六十餘萬兩の大減少なり、主として本邦向輸出の減少に由るものとす。

一九二〇年中支那產棉狀況を通覽するに、耕地擴張の結果產額增加を豫想せられたりしも、旱魃其他氣候不良等の原因により產額は却て著しく減少せり、之れ原棉相場の暴落に際し特に米棉相場が約六割の低落を見たるに拘ちず、よく市價を維持し得たる所以なり、而して前述支那棉花

の海外輸出が前年に比し大減少を示せるは支那工場筋に於ける需要多かりしに由るものとす、從つて同年中上海棉花水氣檢査所の檢棉量は平年の三割を減じたりと云ふ。

鷄卵及蛋白蛋黃　鷄卵の輸出は一億四千五百萬箇一百萬兩より二億二千四百萬箇百五十八萬兩に增加せるも、蛋白及蛋黃の輸出は五十五萬擔千八百萬兩より三十六萬八千擔一千五百萬兩に減少せり鷄卵の增加は本邦向の增加に基き蛋白蛋黃の減少は米國向及英國向の減少によるものとす

纖維類　纖維類の輸出額は前年の三百四十萬兩より三百八十萬兩に增進せり、苧麻を大宗とし二百八十二萬兩を占め其仕向地は日本を主とし英國之に次ぐ、大麻は日、米、白を主とす。

小麥粉　小麥粉の輸出額は三百三十一萬五千擔千五百十五萬兩にして、前年に比し百四十七萬擔約六百九十萬兩の激增なり、之を對手國に就て見るに本邦への輸出は前年の八十八萬擔約四百萬兩より三萬擔十三萬七千兩に激減し、米國向は殆ど增減を見ずと雖、英國向に於ては三十二萬擔百四十五萬兩より百九十五萬擔九百餘萬兩に激增し、香港向も亦三十九萬擔百七十六萬兩より六十三萬擔二百八十三萬兩となり、其他土耳其、波斯、埃及向、新嘉坡向、蘭領東印度向、和蘭向等に於て何れも著しき增加を示せり、斯の如く輸出旺盛なりし結果市價も昂騰せるより、國民の主要日常食たる關係に見て其輸出を制限せんとするの說を唱ふるものを出すに至れり。

レース　レース工場は近年の發達に屬すと雖其輸出額は年と共に增進し一九二〇年には百九十

五萬兩となり、前年に比し三十餘萬兩、前年に比すれば約六十倍の增加なり、仕向先は依然米國を首とし其他濠洲及英國、加奈陀等とす。

豚脂　豚脂の輸出額は十三萬四千擔二百十四萬兩にして前年に比し一萬五千擔十六萬兩の減少なり、仕向先は依然英國を首とし香港、新嘉坡、露西亞等之に次ぐ。

油類　植物油類の輸出額は合計九百八十萬兩にして、前年に比し約三十五萬兩の減少なり即ち落花生油に於て少しく增加せるも其他孰れも著しく減少せるによる、前年と比較して輸出數量の消長を見るに左の如し。

品名	輸出數量　擔	前年比較增(＋)減(－)	主要仕向地
豆油	四五、一四八	(－)一二二、九八〇	佛、米、白、香港、和
棉實油	八七、七五七	(－)七二、九五〇	米、英、土
落花生油	三一四、五九五	(＋)八九、一六〇	香、米、英、新嘉坡、伊
胡麻油	二、九〇一	(－)二二、五一八	蘭、香港
桐油	三五〇、一六三	(－)一〇九、〇〇一	米、英、獨、加奈陀、白

胡麻　胡麻の輸出額は百五十二萬七千擔七百八十八萬六千兩にして、前年に比し五十五萬擔三百四十餘萬兩の大減少なり、輸出先に就て見るに和蘭、墺諾國、丁抹等に對しては輸出增加を示せるも佛、白、伊等に對し著しく減少せること此減少の主要原因とす。

生絲　生絲の輸出額は合計五萬五千三百餘擔、三千三百三十五萬兩にして前年に比し三萬八千

擔、二千三百六十餘萬兩の大減少なり、蓋し一般經濟界不況の結果支那生絲　者は甚大の打撃を受け、當地製絲工場は概ね操業を中止し、需要殆ど皆無の悲境に際會せり、殊に日本に於ける糸價の暴落延て米國市場の不況は、前記の如き大減少を來せる主要原因とす今生絲の輸出數量を前年と比較して其消長を見るべし。

	輸出數量 擔	前年比較增(+)減(−)	主要仕向國
白絲(繰返絲及機械絲にあらざるもの)	一、七八一	(−) 五六九	印、土、佛
同(繰返絲)	八 三四二	(−) 八、三八七	米、佛、英
同(機械絲)	二一、五三一	(−) 一六、八五一	佛、米
黃絲(繰返絲及機械絲にあらざるもの)	一〇、七一〇	(−) 三六三	印、土、佛
同(繰返絲)	一、二五三	(−) 三、七四九	印、佛
同(機械絲)	二、〇五一	(−) 四、二〇八	佛、米
柞蠶絲(機械糸にあらざるもの)	九六八	(+) 一五五	佛、伊
機械絲	七、七三〇	(−) 四、六五九	米、佛、日

絹織物及絹紬　絹織物の輸出額は六千三百八十八擔六百四萬兩にして、前年に比し百九十三擔六十七萬六千兩の增加なり、其仕向先は香港を第一とし朝鮮之れに次ぐ、又絹紬の輸出額は一萬三千二百餘擔、五百三十餘萬兩にして前年に比し約四千擔、四萬兩の減少なり主要仕向地は英國、印度、土耳其、米國、佛國とす。

皮類　皮類の輸出額は千三百十四萬兩にして前年に比し約二百四十萬兩の減少なり、山羊皮を

大宗とし牛皮及水牛皮之に次ぐ、而して前年に比し山羊皮は少しく增加せるも其他は概ね減少せり、牛皮及水牛皮は日、米、山羊皮は米國を最大仕向地とす。

茶　茶の輸出額は十七萬三千六百餘擔五百八十七萬餘兩にして、前年に比し三十餘萬擔八百二十餘萬兩の大減少を來し數年來其比を見ざる大不況なり、輸出先に就て見るに紅茶にありては米國向に於て增加せるも、英、丁、露に於て大減少し、綠茶にありてはアルゼリア、南阿弗利加向に於て多少增加を示せるも、英佛米等向に於て大に減少し磚茶は露國向に於て大に減少せり。

主要輸出品數量價額二年比較表　（價額單位海關兩）

品名	數量單位	一九一九年		一九二〇年	
		數量	價額	數量	價額
綿製品					
シーチング	反	一三、三〇五	九七、七九二	四〇、八七〇	三〇六、三三七
土布	擔	二八、六〇七	一、九二一、八四八	三八、二七〇	二、四八八、二八〇
精巧土布	反	一三〇、二〇四	三一六、六一四	二三、一一三	一〇〇、七八六
綿糸	同	六四、八四一	二、五六六、〇一六	六一、六四七	二、五一五、七三三
金屬及鑛産					
安質母尼（精）	擔	一〇〇、三〇一	五二四、一七三	一五〇、五五六	七三九、九六九
同（粗）	同	三五、三〇六	七三、九三三	六九、七二〇	二四九、六〇二
鐵（鐵及未製品）	同	三三五、八四八	一、六八三、四〇一	六七七、八二四	二、六六九、〇八九
鉛鑛	同	一、六六七	五、五八一	三六、九六〇	一二三、七五〇

水[illegible]	擔	一、一〇五	一七八、九五五	七三五	一三七、九八五
雜貨					
羊	頭	二一、六二六	一三一、六四六	二二、九四三	一二七、八〇[illegible]
豆粕	擔	九三、一八·	二〇七、·〇一	七一四、六九八	一、五九四、八七一
黒豆	同	四五、三〇〇	一一〇、〇〇一	四四、九〇四	一二八、七·四
綠豆	同	五一四、八一四	一、四五〇、〇九五	一八八、三五七	五八一、七三九
白豆	同	三八、七五四	一〇三、八九六	二八、·九五	八〇、〇六五
黄豆	同	一九七、三五·	四九二、〇三七	一九三、〇三一	五三一、七三七
其他豆類	同	七三一、〇三三	一、五四四、六六三	五三四、〇五八	一、〇七二、七一五
骨類	同	三〇〇、〇八五	二三·、二九八	一八五、四三三	二一八、四九五
書籍	同	三、三三三	一四九、〇三六	二、九五八	一九九、三三五
麩	同	一、一三三、七五四	一、五八三、三五五	一、三四九、八五四	二、〇二一、四二九
豚毛	同	四六、八七一	四、三五九、六三三	四六、九一四	四、九九六、一九三
樟腦	同	一〇、四六五	七四五、二七九	一四、二二二	一、一七一、九九一
地氈	枚	一五、七二〇	三三〇、九二一	二七、三九〇	九六六、〇二九
米	擔	一〇四、四三一	三〇四、三〇二	二一八、九五六	六七七、三〇〇
茯苓	同	七、〇六三	一一〇、七七八	七、〇六一	一二八、八〇九
磁器	同	一三、四二四	二四一、〇九一	一三、九三一	二五七、九七六
紙巻煙草	同	四三、六八〇	五、九七〇、五〇六	五五、七九三	七、六七五、九四九
支那服及靴	—	—	九二六、四六四	—	三二九、五九三
棉花	同	六五〇、六〇三	一七、三三一、三五〇	二二六、二一九	四、六八九、九九〇
屑棉	同	八八、七二五	五一五、一一〇	六七、八一九	三五一、三〇三
骨董品	—	—	四五七、二七一	—	六五〇、八四三

蛋白及蛋黄	擔	五五〇、五一六	一八、二四三、三〇四	三六八、五三一	一〇、五七三、〇八六
卵(鮮及味付)	千箇	一四四、一二五	一、〇二六、六九五	二三四、五九〇	一、五八一、六一五
同(冷藏)	擔	三四、九三〇	四八八、六九二	三〇、九〇一	五六五、八一三
羽毛(家鷄・鴨等)	同	四三、四九二	六二九、九七八	四四、八二三	六一八、六八〇
纖維(棕梠)	同	一三、〇四〇	一三一、〇一五	五、一一〇	六七、五八七
同(大麻)	同	七六、八九二	七〇九、九二九	八四、六六五	九七三、七六三
同(黄麻)	同	四五、〇三三	二四四、〇七三	五、三九三	二六、四三六
同(苧麻)	同	一九九、九一三	二、五八一、九八二	一八二、五六〇	二、八二〇、三九九
爆竹及煙火	同	七、三七四	一四一、一八一	一七、九九六	三三六、〇八七
小麥粉	同	一、八三七、六九七	八、二六六、五二六	三、三一五、五七五	一五、一五七、九一四
革	同	六、〇八七	二四七、八二〇	四、〇四三	一七三、一六五
麻布	同	八六〇	一〇九、七一七	六、七七〇	一、四〇三、一四二
落花生粕	同	一九七、四五七	二五四、四九一	一九八、二一八	二六〇、二九五
落花生(殼付)	同	二九、一五四	一一三、〇九〇	二四、六〇七	一〇四、八三七
同(實)	同	三四三、七九九	一、一四八、九三一	三三五、九九〇	一、四九二、二八六
馬毛	同	八、五九七	二六五、八五三	九、〇九三	三七九、三六七
人髮	同	一五、八一〇	三四一、六一三	一三、三〇一	二八二、九三八
ハム	同	一〇、三八五	三一六、四六一	一〇、〇一一	三〇三、一一四
腸	―	―	七六三、八一七	―	八九六、九三三
レース	―	―	一、六三四、七九〇	―	一、九五九、九六一
豚脂	擔	一四九、二四八	二、三一八、三七七	一三四、〇五七	二、一四四、二四五
乾金針菜	同	二四、四三〇	二八四、六一〇	三一、二三八	三六八、八二五
藥劑	―	―	一、八九四、三六〇	―	二、一五三、〇八五

麝香	兩	一七、一二〇	四一七、七二八	一八、八七五	四八四、九一九
五倍子	擔	二八、九〇七	六三〇、八七四	三九、五一一	七七三、〇二二
豆油	同	一七八、一二八	一、七六三、四六七	五四、一四八	五四四、二九八
棉實油	同	一六一、七〇七	一、六八七、九四九	八七、七五七	八六六、四四八
落花生油	同	二三五、四三五	三、一六八、七〇五	三二四、五九五	三、七四八、六二六
胡麻油	同	三五、四一九	四〇九、〇九〇	二、九〇一	三五、二四六
茶油	同	八、六〇八	九一、八二七	一一、一三五	一三八、六六四
桐油	同	四五九、一六四	六、〇三三、四一五	三五〇、六三三	四、四五四、〇六五
豌豆	同	五〇一、六二八	一、三三三、五八五	二九二、一七三	七三八、八八九
大黄	同	七、二五四	一四五、七八六	七、二七九	一〇七、七五三
蓮實	同	五、四三三	九九、九一三	六、三六三	一一三、六三三
菜種	同	五八七、二三五	二、一九二、七七五	二六、六二八	八九一、八七八
胡麻	同	二、〇八一、七八九	一一、三三九、一七九	一、五三七、三三六	七、八八六、三三九
菜種粕	同	五二一、三九一	七〇六、三〇四	三一一、二一五	四七〇、〇一七
白生絲（繰返及機械絲にあらざるもの）	同	三、三五〇	九四四、七九九	一、七八一	七七〇、三四四
同（繰返絲）	同	一六、七二九	一〇、四〇八、九九二	八、三四二	五、六八六、九七三
同（機械絲）	同	三八、三八二	三三、七四四、九二七	二一、五三一	一八、五五一、〇〇五
黄生絲（繰返絲及機械絲にあらざるもの）	同	一四、四四六	三、九六六、九八七	一〇、七一〇	三、四八五、七〇二
同（繰返絲）	同	一、六〇二	六九、三三一	一、二五三	七〇三、三五八
同（機械絲）	同	六、二五九	三、二三八、七八七	二、〇五一	一、三九一、八九二
柞蠶絲（機械製にあらざるもの）	同	八一三	一五九、七五三	九六八	三二一、一八〇
同（機械絲）	同	一三、三八九	四、七七五、七七九	七、三七〇	二、五五二、八一九
繭	同	三〇、〇四〇	二、三〇七、七二三	一三、五三四	一、〇〇三、七五八

屑生絲	同	七九、二四六	五、四五三、七一八	五二、二七三	四、〇三〇、一九四
屑繭	同	三〇、三三一	七六三、七〇五	二四、五四四	六三四、八四七
絹織物	同	六、一九五	五、三七一、六七四	六、三八八	六、〇四七、七一四
絹紬	同	一七、一一三	五、七四二、四二三	一三、二四九	五、三四六、六一九
絹縫絲	同	二一五	一五五、八七五	二七三	一七六、八〇〇
牛皮及水牛皮	同	三二一、八九五	五、三三八、四三六	一三七、三四八	四、二三九、一三一
山羊皮（鞣さゞるもの）	枚	一〇、一四〇、七三三	七、一四二、三三七	八、九二八、七三二	七、三九四、五五六
羊皮（同）	同	五〇〇、八三三	三一三、九七七	一六七、〇一八	一一〇、七三一
山羊皮（鞣したるもの）	同	八〇八、三一三	八〇八、三一八	五八九、八四九	五九〇、三六六
仕上皮（犬皮）	同	七五〇、六一六	六五七、九五六	一六二、四五四	一四三、二四五
同（羊皮）	同	二三八、四八七	二七三、五四二	一八九、九九一	二三八、六一三
同（キッド）	同	一三六、三〇七	一六四、三三三	一一〇、八三五	一七〇、五一六
同（小羊皮）	同	五二、三四五	一九三、九二四	六、六三三	八四、〇九九
毛皮（狐）	同	四八、〇八一	三九六、六六八	四三、三〇五	三一九、一五八
同（モルモット）	同	一、六三三、三〇一	三八九、九八四	二、〇〇四、一三六	六五八、五五四
同（鼬鼠）	同	八一四、〇六四	一五六、四七六	六八五、八三三	三三六、九九八
麥稈眞田	擔	七七、三五〇	五、六三〇、九二九	二四、〇六九	二、〇二七、〇八六
獸脂	同	五八、三四九	七四五、六五三	八、五〇三	九七、一五三
植物脂	同	一六二、一六九	一、九四七、六五〇	六八、二六三	七七八、二三三
茶（紅茶）	同	一一四、四〇七	一、四九〇、六三四	四三、一一七	一、〇八六、三七八
同（綠茶）	同	三三八、六〇五	一〇、六四一、三九六	一三七、六三一	四、七三七、六七〇
同（紅磚茶）	同	一一五、五二七	一、九一四、二九二	二、八八七	四八、四五四
煙草（葉及莖）	同	二三一、三三八	二、九六九、四二三	一六一、六三四	二、五〇七、五三六

同（刻）	同	五、九七七	一八三、五七五	七六四	二六、〇〇四
支那漆	同	一七、七四七	九八六、三七八	一一、一三一	五三六、六五三
麵類	同	二八、一九六	一九五、一一六	二五、六三三	二三〇、五九八
胡桃（殼附）	同	四四、九四八	二五一、二三八	六、九〇七	四六、七二三
同（仁）	同	二一、二四三	二六一、三五三	一五、一〇七	一九六、六三六
駱駝毛	同	二九、九六八	一、二七二、七七四	三三、四九一	一、四八四、五七五
山羊毛	同	一六、九九〇	五八六、六三五	六、九三六	一八二、〇三三
羊毛	同	三三七、九一四	七、一三五、八六〇	五三、六一一	一、四九四、九七三

關税收入

一九二〇年中上海海關收入額は合計千八百八十三萬三千兩にして、前年に比し四百五十餘萬兩即ち三割三分の增加、一九一三年に比し四百三十餘兩即ち約三割の增加なり、而して輸入稅のみに就て見るに前年に比し實に約五割五分の增加にして海關收入增加の主要原因なり、又此增加は外國品の輸入增加特に從價率による輸入品即ち機械等の輸入增加大なりしに基くものとす、斯く輸入の旺盛に反し輸出貿易は頗る不振なりしより、輸出稅及沿岸貿易稅の收入額は前年に比し約一割五分の減少なり、通過稅も亦減少せり、然れども關稅は大に增加して百二十五萬兩以上となれり、而して上海海關々稅收入額を支那全體の海關收入額に比するに約其五分の二に相當す、又以て上海港の重要なるを知るべし、稅種別に前年と比較するに左の如し。

關税收入額種別比較表　（單位海關兩）

	一九一九年	一九二〇年	比較增（十）（減一）
輸入税	八、一九六、四〇六	一二、七三三、六九八	（十）四、五三七、二九二
輸出税	三、四〇〇、六五五	三、二二九、一八一	（一）一七一、四七四
沿岸貿易税	一、一六九、二七一	九九三、四八三	（一）一七五、七八八
噸税	九七二、四六四	一、二八三、二九七	（十）三一〇、八三三
子口税	五五〇、九二八	五九三、三八四	（十）四二、四四六
計	一四、二八九、七三六	一八、八三三、〇四六	（十）四、五四三、三一〇

前記收入額を「船籍」に見るに英吉利首位を占め、本邦第二位に居り、支那船、米國船順次之に次ぐ、卽ち左の如し。

關税收入額船籍別比較表　（單位海關兩）

船籍國	一九一九年	一九二〇年	比較增（十）減（一）
米國	一、一六八、七三四	一、九八六、一八九	（十）八一七、四五五
英國	五、七八七、六三五	八、六六一、五六一	（十）二、八七四、三二六
丁抹	六七二、六一一	一二四、四一四	（十）五七、一五三
和蘭	六三、六一九	二三八、〇一二	（十）一七四、三九三
佛蘭西	二〇四、七七二	三五二、九一五	（十）一四八、一四三
伊太利	七、一七三	六一、四八六	（十）五四、三六三
日本	四、六七五、五〇二	五、一〇七、二〇五	（十）四三一、七〇三
諸威	八八、四二七	五三、九二七	（一）三四、四九〇
葡萄牙	四、三八九	七	（一）四、二八二

露西亞	四八、九八七	二一、八五五	(一)	一七一、三二
瑞典	三四、七七二	七〇、七三六	(十)	三五、九六三
無條約國	七七九	一、〇三一	(十)	二五二
支那	二、一三七、六八〇	二、一四三、二九三	(十)	五、六一三
計	一四、二八九、七二六	一八、八三三、〇四六	(十)	四、五四三、三一〇

一九二一年貿易狀況

貿易額

一九二一年上海港對內外貿易額を見るに、外國品の輸入四億三千百三十萬八百三兩（海關兩、以下同じ）、內國品の移入二億二千二十二萬千三百七十五兩、地方產品の輸移出二億七千五百九十五萬四千四百八十二兩、總額九億二千七百四十七萬七千六百六十兩に上れり、之を前年の計數に比するに外國品の輸入は約四千百六十萬兩の增加、內國品の移入は二百七萬兩の增加、又地方產品の輸移出は約四千三百三十萬兩の增加にして、就中外國品の輸入地方產出の增加最著し、斯ゝて結局總額に於て八千六百五十萬兩即ち約一割二厘の增加にして、貿易額に於て空前の成績を示せり、前年と對比して其內譯を示せば左の如し。

上海貿易額二年比較表（單位海關兩）

	一九二〇年	一九二一年	比較増(十)減(一)
外國品			
外國及香港より輸入	三八三、九一七、五二六	四二五、五一三、九三〇	(十)四一、五九六、四〇四
支那諸港より移入	六、二三六、五八九	五、七八七、八七三	(一)四四八、七一六
計	三九〇、一五四、一一五	四三一、三〇一、八〇三	(十)四一、一四七、六八八
外國及香港へ再輸出	一五、二五四、三七六	一三、七五七、四三二	(一)一、四九六、九四四
支那諸港へ再輸出	一五〇、二六七、〇五一	二〇〇、二五八、七二四	(十)四九、九九一、六七三
計	一六五、五二一、四二七	二一四、〇一六、一五六	(十)四八、四九四、七二九
純輸移入額	二二四、六三二、六八八	二一七、二八五、六四七	(一)七、三四七、〇四一
内國品			
支那諸港より移入	二一八、一五一、一二二	二二〇、二二一、三七五	(十)二、〇七〇、二五三
外國及香港へ再輸出	一〇四、七七八、五四一	一〇七、七四三、六八五	(十)二、九六五、一四四
支那諸港へ再輸出	五八、七五四、四三七	五三、九四三、三五六	(一)四、八一一、〇八一
内國品再輸移出計	一六三、五三二、九七八	一六一、六八七、〇四一	(一)一、八四五、九三七
純輸移入額	五四、六一八、一四四	五八、五三四、三三四	(十)三、九一六、一九〇
地方産品			
外國及香港へ輸出	八九、〇一六、八七一	一〇二、七八四、二〇八	(十)一三、七六七、三三七
支那諸港へ移出	一四三、六四七、三三〇	一七三、一七〇、二七四	(十)二九、五二二、九四四
計	二三二、六六四、二〇一	二七五、九五四、四八二	(十)四三、二九〇、二八一
總計	八四〇、九六九、四三八	九二七、四七七、六六〇	(十)八六、五〇八、二二二
純貿易額	五一一、九一五、〇三三	五五一、七七四、四六三	(十)三九、八五九、四三〇

次に對外貿易額を見るに輸入四億二千五百五十一萬三千九百三十兩、輸出二億千五十二萬七千

八百九十三兩合計六億三千六百四萬千八百二十三兩にして、支那對外貿易總額十五億三千四百十萬五千八百七十七兩に比すれば、實に其四割一分四厘に當り、依然として支那貿易港中優越の地位を占む。

右計數を前年と比較するに輸入は四千百五十九萬兩の增加輸出は千六百七十三萬兩の增加にして總額に於て五千八百三十二萬兩卽ち一割强の增加なり、前年と對比して内譯を示せば左の如し

對外貿易額二年比較表　（單位海關兩）

	一九二〇年	一九二一年	比較增（十）減（一）
輸入			
外國より直輸入	三八三、九一七、五二六	四二五、五一三、九三〇	（十）四一、五九六、四〇四
外國へ再輸出	一五、二五四、三七六	一三、七五七、四三二	（一）一、四九六、九四四
純輸入額	三六八、六六三、一五〇	四一一、七五六、四九八	（十）四三、〇九三、三四八
輸出			
地方產品	八九、〇一六、八七一	一〇二、七八四、二〇八	（十）一三、七六七、三三七
支那產品	一〇四、七七八、五四一	一〇七、七四三、六八五	（十）二、九六五、一四四
支那品輸出計	一九三、七九五、四一二	二一〇、五二七、八九三	（十）一六、七三二、四八一
純貿易額	五六二、四五八、五六二	六二二、二八四、三九一	（十）五九、八二五、八二九
貿易總計	五七七、七一二、九三八	六三六、〇四一、八二三	（十）五八、三二八、八八五

更に關稅收入額を見るに總額二千百五十一萬千九百六十九兩にして、前年に比し二百六十七萬八千九百二十三兩の增加、支那關稅總收入額五千九百萬七千百二十八兩の約三割六分强に當れり、

此收入額の內には救災附加稅百五十九萬七千餘兩を含む、稅種別に前年と對比すれば左の如し。

	一九二〇年	一九二一年	比較 增(+)減(−)	
輸入稅	一二、七三三、六九八	一三、七一〇、七七九	(+)	九七七、〇八一
輸出稅	三、二二九、一八一	三、七七七、六八三	(+)	五四八、五〇二
沿岸貿易稅	九九三、四八三	六五九、一三五	(−)	三三四、三四八
噸稅	一、二八三、二九七	一、二六八、五七二	(−)	一四、七二五
計	一八、二三九、六六二	一九、四一六、一六七	(+)	一、一七六、五〇五
內地子口稅	五九三、三八四	四九八、一八九	(−)	九五、一九五
救災附加稅	—	一、五九七、六一三	(+)	一、五九七、六一三
合計	一八、八三三、〇四六	二一、五一一、九六九	(+)	二、六七八、九二三

上半期貿易狀況

一九二一年上半期(自一月至六月)に於ける上海港の貿易を大觀するに、前年同期に比し頗る不振の狀態を示せり、然れども此不振は戰後に於ける一般經濟界恢復の時期を示すものにして、將來良好の發達をなすべき階段と見ざるべからず、蓋し前年上半期と一九二一年上半期とを對比するに、自ら其性質を異にせるものあり、前年は好景氣より恐慌來に移る過渡期に際し、未だ上海港貿易全體に左迄惡影響を及ぼすに至らざりし結果、外國品の輸入は甚だ旺盛なりしも、本年は前年末來持越せる在荷品持餘しの狀態にありて、當業者は其荷捌に大に苦心したるも、何分前年來の反動は容易に恢復するに至らず、從て荷動き益〻困難なりき、而して本年四月以後爲替稍落付

狀態を呈せるより、是等在荷品も漸次處分せられ、兎も角も不況時を切拔け來れる爲爾來取引漸次活氣を呈し來れり、上半期末に至りては將來に對し稍樂觀的觀察をなすものあるに至れり、本年半期中國內の狀態を見るに廣東廣西兩軍交戰あり、今尙睨合の姿にして同地方の貿易は一般に不安なるを免れず、加ふるに宜昌及武昌に於ける軍隊の暴動は漢口を中心として上海の商人に甚大の惡影響を及ぼし、爲に奧地との取引は一時全く停頓するに至れり、但し北支那及長江下流地方との取引は稍良好にして特に當上海より牛莊向再輸出は甚だ旺盛なりき、又同期間に於ける金融狀況を見るに前年末多數倒産者を出したる當地の金融界は年初來外國銀行及錢莊筋の在銀高頗る豐富にして、一時在銀高四千萬兩以上の高記錄を示し放資の途なく金利引下げの狀態なりしが、銀行は手許豐富なるに拘らず、一般に警戒して敢て貸出をなさず、商人は金融逼迫し他に融通の途なく止むを得ず手許商品を安値に賣捌く狀態なりしも、期末には當地企業の旺盛交易所熱の勃興等により貸出增加し、又銀も大に輸出せられたるより銀在高は稍減少するに至れり。

本期間の貿易額が何程に達せしやは海關統計に計上せられざるを以て、未だ之を知るに由なきも、主要輸出入品の消長に付て觀察するに、輸入外國品二百二十餘種の中前年同期に比し增加せるもの九十餘種にして、減少せるもの百二十餘種なり、又其再輸出外國品百二十餘種の中前年同期に比し增加せるもの百餘種にして減少せるもの二十餘種なり、次に輸出支那品に付て見るに百

餘種の中前年に比し增加せるもの約六十餘種減少せるもの約五十種なり、更に再輸出支那品に付て見るに百七十餘種の中前年同期に比し、增加せるもの六十餘種減少せるもの百餘種なり、要するに外國品にありては輸入は尙未だ甚だ不振なりしも其再輸出は稍多く支那品の輸出及再輸出は外國品の輸出に比し幾分良好なりしもの丶如し、而して大體より通覽するに(一)鐵及金屬の輸入旺盛なりしこと、(二)機械及染料の輸入異常に增加せしこと、(三)獨逸及加奈陀の對支貿易の大に恢復せられたること、(四)日支貿易特に日本の對支輸出貿易の大に減少したること等は本期間に於ける顯著なる事項なりしが如し。

以下純輸入、輸出、再輸出の三項に分ち順を追ひて記述すべし。

純輸入貿易

綿布類　上海輸入品の大宗たる綿布類は前年度より持越し來れる在庫品堆積し、當業者は其荷捌に苦心したりし事情に鑑み、前年同期に比し輸入の減少を見たるは當然の歸結と言はざるを得ず、卽ち純輸入額に見るに前年同期に比し殆ど各品に亘りて著しき減少を示し、殊に英國製生金巾英國製及米國製シーチング英國製晒金巾等の減少最も著しく、何れも再輸出額に及ばざること遠し、本邦品も亦概ね減少せるも英米品に比すれば其程度輕微なりとす、支那品の輸入は生金巾及生シーチングに於て稍增加を示せり。

綿絲　綿絲の純輸入額は英國品、印度品、本邦品共に何れも前年同期に比し著しき減少にして英印兩國綿絲は再輸出額に及ばざること甚だ遠し、支那綿絲の輸入も亦大に減少を見たり。

金屬類　金屬類の純輸入額は前年に比し著しき減少にして、僅に鐵管及筒、鐵線、鉛塊等に於て多少の増加を見たるのみ、之に反し支那品の輸入にありては其増加大に注目するに足り、殊に精製安質母尼、銑鐵、錫製品等に於て著し。

セメント　セメントの輸入額は前年の十四萬擔に比し四十五萬四千餘擔にして増加甚だ著し、但し支那品の輸入は五十六萬七千擔より三十九萬六千擔に減少せり。

紙卷煙草　前年の六億本より二十七億四千六百萬本となり其増加甚だ著し。

石炭　石炭の輸入は鴻基炭にありては前年に比し少しく減少せるも、本邦炭は二十三萬六千噸に對し三十一萬五千噸となれり、尙支那炭の輸入は四十萬二千噸より五十八萬九千噸となり、十七萬餘噸の大増加を示せり。

染料　各種染料の輸入は大に増加しアニリンは前年の百九萬兩より百七十萬兩となり、人造藍は一萬千擔より二萬八千擔となれり、但し天然藍は少しく減少を見たり、又支那產藍の輸入は四千七百擔より七千八百擔となれり、蓋し獨、白等の對支貿易恢復の結果其輸入の増加を見たるによるものとす。

電氣材料　電氣材料も亦大に増加し、隔電々線は四十三萬六千兩より百七十七萬七千兩となり電燈及電燈器は十一萬九千兩より二十九萬七千兩となれり。

機械及其部分品　機械及其部分品の輸入は、前年の約四百萬兩より千四百七十八萬兩となれり、蓋し支那に於ける各種企業の旺盛は各種機械類の輸入増加となり、英米並に獨逸、加奈陀等より機械工具の輸入せらるゝもの多きによるものとす。

石油　石油の輸入に就て見るに米國油は前年に比し約半減し、蘭領東印度油は倍加を示せり、卽ち米國油は千四百二萬餘ガロンより七百二十九萬餘ガロンに減少し、ボルネオ油は九十七萬三千ガロンより百五十三萬八千ガロンに、スマトラ油は百十五萬ガロンより三百五十五萬ガロンに何れも増加せり、但し機械油は八十四萬ガロンより五十二萬ガロンに減少せり。

其他主要品に就て見るに前年に比し黄麻袋は減少し調帶は大に増加し、海産物は大差なく、硝子は減少し、燐寸は約半減し、紙類も殆ど各品目に亘りて減少し、化粧石鹼は大に増加し、砂糖は赤糖精糖及氷糖に於て増加せるも他は減少し、木材の中硬木材は大に増加せるも軟木材は大に減少せり。

主要輸入外國品純輸入額を前年と對比するに左の如し。

主要輸入外國品純輸入額前年比較表

品目	單位	一九二〇年前半期	一九二一年前半期
外國綿製品			
生金巾(無地 英)	反	一一九、九六九	(二〇一、五六三)
同(同)(日)	同	一五一、八三三	一一一、八七七
生シーチング(同)(米)	同	一四四、八七〇	(一五二、〇二九)
同(同)(英)	同	四七四	(三二、二八七)
同(同)(日)	同	一五二、四〇〇	五〇、九二〇
雲齋布(米)	同	六、五三五	(八、一二五)
同(英)	同	(二、五三九)	一、三九〇
同(日)	同	(一三、八二九)	三五、八三〇
ジーンス(英)	同	一六五、〇二五	(一四、四五四)
同(日)	同	一七、五七四	一五七、八九七
晒金巾(英)	同	二八二、一八〇	(四九九、一六三)
同(日)	同	四二、一二一	三三、九三一
天竺布(英)	同	一五、六四八	一八、八四九
織花斜紋布、燈芯布、被面皮	同	二八、六〇九	四五、一九九
染色綿(雲齋布及ジーンス)	同	一二三、三二六	九一、二九七
同(天竺布)	同	(二一、二〇一)	一六、五二一
同(薄手[illegible]金巾及[illegible]金巾)	同	四一、八二三	一四五、七五七
同(ラスチング、イタリアンサテイーン等)(平織堅黒染)	同	二二一、八六四	一七二、八八四
同(同)(平織着色布)	同	一六四、八八二	一〇五、七〇七
同(同)(紋織)	同	六四、二三三	八〇、九四三
同(ポプリン及ベネシアン)(平織堅黒染)	同	一一四、一二四	(四八、一八五)

同（同）（平織着色布）	反	四六、五〇〇	二〇、八八七
同（同）（紋織）	同	一八、六五二	一七、八八二
綿フランネル	同	三一、七五五	三九、四六九
綿天鵞絨	碼	三七、八四五	（二九一、一一九）
捺染綿布（寒冷紗、金巾、モスリン天竺布等）	反	二三八、一九四	一、八九八
同（オートミル、クレープ）	同	五、四四一	（九六八）
同（緋木綿）	同	（一、九二二）	二、八八四
同（サテイーン、畦織及イタリアンス）	同	二三、九四三	一三、二九四
ハーバード、オクスフオード及レツプ金巾	碼	四〇五、二一二	九八、〇七〇
ハンカチーフ	打	四二〇、七六五	四二四、五五三
綿織糸（英）	擔	三、八七六	（一、六四七）
同（印）	同	四四、五〇五	（三七、四二〇）
同（日）	同	二四、二三五	八、六八四
綿縫糸（五十碼卷）	グロス	二三二、二〇五	一二六、八九五
外國金屬類			
鐵（アングル及棒鐵）	擔	二二〇、八〇三	九三、二九四
同（條）	同	九〇、六二七	二一、八九〇
同（碟狀及斷線）	同	九五、二七八	（二二、二八六）
同（箍鐵）	同	二二、八八二	八、九二九
同（釘）	同	一六、三五七	（一五、二三六）
同（銑鐵）	同	四八、七五六	三、六九五
同（管及筒）	同	二四、四三一	六四、六〇七
同（板切片）	同	五八、五七六	（六一、三二一）

鐵(板及薄板)	同	一四四、九七一	九九、〇四三
同(線)	同	一〇、九三八	三、六〇九
亞鉛引鐵及鋼(板)	同	五二、九九二	(五、〇三一)
同(線)	同	一、一八八	五、二八四
同(斷線)	同	九、一六三	三、五九〇
鉛塊	同	(四、〇二八)	一一、一九九
鋼柱	同	一五、六九九	(五、九一三)
鍼力	同	一〇五、一二〇	一〇三、六三〇
外國雜貨			
機械調帶	同	二九〇、四五九	三七二、五三一
鈕釦	グロス	一一一、三〇五	三三二、一一八
セメント	擔	一四〇、二〇六	四五四、一三三
紙卷煙草	本	六〇四、九五五	二、七四六、九六二
時計		二六、〇九〇	六八、八〇二
石炭(鴻基炭)	噸	二九、九一二	二八、一三五
同(日本炭)	同	二三六、〇九九	三一五、〇四四
棉花	擔	三三二、一三七	五九五、一七九
アニリン染料	兩	一、〇九三、七五八	一、七七七、六二六
人造藍	擔	一一、三九七	二八、六二七
天然藍	同	一六、六六〇	一〇、三五三
隔電線	兩	四三六、九三二	一、三八九、九〇四
乾魚及鹽魚	擔	七三、六七八	八三、九九〇
硝子板	平方呎	一三八、八四九	一〇五、〇八二

窓硝子	箱	五二、二四二	五、三〇三
機械及附屬品	兩	三、九九〇、一九〇	一四、七八二、七八七
燐寸	グロス	三七八、八八五	一六二、八二九
縫針	千本	三〇三、〇七三	一三三、五五二
石油箱（米）	ガロン	五、七一八、三五六	二、七一三、九〇五
同（バルク）（同）	同	八、三〇九、〇一七	四、五七九、一七一
同（同）（ボルネオ）	同	九七三、五六二	一、五三八、九八八
同（箱）（スマトラ）	同	七〇、〇八〇	八〇七、〇四〇
同（バルク）（同）	同	一、〇八一、四五〇	二、七四九、七〇二
機械油	同	八四〇、三〇四	五二六、九六九
油光紙	擔	六三、[illegible]七八	二三、四一五
化粧石鹼	兩	四八、七二九	一八〇、八〇〇
砂糖（赤）	擔	八一、一六三	一九四、三五七
同（白）	同	一七三、八七五	二九、七九五
同（精）	同	一六四、三九八	三七五、九〇六
同（氷）	同	（一、四二六）	一二、九六八
木材（硬）	平方呎	一六、〇三八、二四八	一九、八六八、八二〇
同（軟）	同	三八、一七六、二二一	二七、一一九、三〇三
葉煙草	擔	六〇、七九二	七〇、七三五
人力車タイヤ	兩	四九、四九九	一四九、六三八

備考　括弧の數字は輸入に比し再輸出の超過せる額を示せるものなり

輸出貿易

綿製品　綿布類の輸出は雲齋布、天竺布、タオル等を除き其他は一般に增加を示し殊に金巾、シーチング、ジーンス等の增加甚だ著し、綿絲の輸出も亦五十二萬擔より六十萬擔に增加せり、上海に於ける綿絲布工業の發達を語るものに外ならず。

金屬　金屬にありては錫製品の增加を著しとす。

雜貨　豆類中蠶豆赤豆は增加せるも其他は何れも減少せり、麩は前年の四十四萬擔より七十四萬擔に增加し上海製麥粉の二百五萬擔より二百十八萬擔に增加せると相對應す、紙卷煙草は十萬三千擔より十一萬七千擔に增加し、棉花及屑棉の輸出も亦增加著し　蛋白蛋黃は殆ど半減せるも鮮卵及保藏品は大に增加し、前者は九千五百萬箇より一億四千八百萬箇となり、保藏品は二百二十六萬箇より三百二十五萬箇となれり、落花生實は約倍加にして六十一萬七千擔となり、燐寸は三十萬グロスより八十二萬グロスとなり、輸入の減少せると對比して注目するに足る、棉子油及落花生油の輸出は減少せるも、棉子、菜子、棉子粕は孰れも增加せり、石鹼の輸出も亦增加甚だ著し。

主要輸出品額を前年と對比するに左の如し

主要輸出品輸出額前年比較表

品目	單位	一九二〇年前半期	一九二一年前半期

棉製品			
金巾	反	一六、〇一八	七五、一四〇
シーチング	同	八三七、六一六	一、〇九二、八六六
雲齋布	同	一四五、九九二	一三一、二三八
ジーンス	同	六、五三九	一七、六〇五
天竺布	同	二七、八六〇	五、六二〇
綿毛布	枚	二二一、九五四	一五五、二六五
精巧土布	反	二八、五一四	七三、〇四八
綿絲	擔	五一九、四〇一	六〇七、二六七
雜貨			
豆粕	擔	三四八、九二三	二一、九五一
豆（黑）	同	三、七三四	一、七二二
同（蠶豆）	同	二五、四〇一	二八、四七八
同（綠）	同	二四、二九九	五、四[illegible]四
同（赤）	同	二八、一六八	三一、五八六
同（白）	同	一〇五、〇一四	三七、三三六
同（黃）	同	二四、六九五	八、七〇九
麥酒	打	一七、六六	三一、九一二
麩	擔	四四〇、一六四	七四一、八六二
紙卷煙草	同	一〇三、一七五	一一七、三〇一
棉花	同	三二、〇四四	一三一、二一四
蛋白	同	二四、七二三	一六、一七九
蛋黃	同	九七、一二九	四六、三二四

品目	單位	數量	價額
鷄卵(鮮)	箇	九五、四三八、九五五	一四八、七四四、八〇六
同(貯藏)	同	二、二六八、三三五	三、二五五、九二八
電燈	兩	一二八、八三九	一三八、一二七
小麥粒	擔	二、〇五三、三七七	二、一八九、八二六
落花生實	同	三二七、四九九	六一七、九六五
燐寸	グロス	三〇九、六六七	八二七、九四八
藥材	兩	二三六、一八七	三三七、五二三
種子粕	擔	三六九、四二二	五一二、六〇七
石鹼	同	二三、九〇九	二八、二三四
同	打	五五〇、二九三	六一八、七一八
生絲(機械製)	擔	九、七一三	一四、六一二

再輸出貿易

綿布類　外國綿布類の再輸出は前年同期に比し增加せるもの甚だ多く、特に本邦品は生金巾、生シーチング、ジーンス、晒金巾等孰れも著しく增加せり、但し英國品はシーチングに於て增加せるも、生金巾、ドリル、生ジーンス、晒金布、天竺布等何れも著しく減少せり、米國品はシーチングに於て增加せるもドリルは減少せり、其他糸、染ドリル及ジーンス、天鵞絨等は增加甚だ著し。

綿絲　綿絲の再輸出を見るに英國品、日本品は大に增加し英國品は千二百擔より二千三百擔と

なり、本邦品は六千八百餘擔より八萬二千餘擔となれり、之に反し印度綿は十七萬七千擔より十萬六千擔に激減せり。

金屬及鑛產　外國產金屬にありてはアングル鐵及棒鐵、鐵釘、板類、亞鉛引板及線等大に增加し、古鐵類は概して減少せり、支那產品にありては安質母尼(精及鈹)及亞鉛鑛は大に增加せるも銑鐵、鉛鑛、滿俺鑛等は著しき減少を示せり。

外國雜貨　通覽するに黃麻袋(古)は二百二十萬箇より九十六萬箇に減少し、日本炭は八萬三千噸より七萬七千噸となり、棕梠製團扇は四百六萬本より三百十三萬本に、鹽乾魚は五萬一千擔より四萬三千擔に、燐寸は四十三萬グロスより三十一萬七千グロスに、洋傘は四十五萬本より三十萬本に減少せるも、紙卷煙草は十六億本より三十三億本となり。アニリン染料は六十六萬四千兩より百四十二萬七千兩に、人造藍は二萬三千擔より四萬三千擔に激增し、電氣材料、窓硝子も大に增加し、機械及部分品等は五十九萬兩より百四十六萬兩に激增せり、米國石油は減少著しからざるも、スマトラ油は殆んど半減し、硬木材は百十四萬平方呎より二百四十五萬平方呎に增加したるも、硬木材は九百五十四萬平方呎に減少せり。

豆粕及豆類　支那產豆粕の再輸出は前年同期の六十萬擔より三十八萬九千擔に減少せり、豆類の中黑豆、蠶豆及黃豆は多少增加せるも、青豆綠豆赤豆及白豆は共に減少を示せり。

卵及卵製品　鷄卵の再輸出は其增加甚だ著しく、前年同期の五百六十七萬箇より實に三千九百七十四萬箇となり、約七倍となれり、蛋白も六千擔より一萬五千擔に增加せるも蛋黄は四萬三千擔より三萬四千擔に減少せり。

纖維　各種纖維類は概ね減少し大麻に於て最も著し。

落花生　落花生の再輸出は殼付のものにありては、五十一萬四千擔より二十七萬二千擔に減少したるも、落花生實は八萬五千擔より十一萬三千擔に增加せり。

植物油　植物油の再輸出は蓖麻子油に於て少しく增加せるも、其他豆油落花生油及桐油は何れも減少し殊に落花生油及桐油は半減するに至れり。

各種種子類　各種種子類にありては杏、麻種、胡麻は稍減少せるも蓮實、瓜子、菜種及胡麻は大に增加し殊に瓜子、菜種の增加著し、又棉子粕は十三萬七千擔より七萬千擔に減少し菜種類粕は十三萬擔より約十六萬擔となれり。

生絲及繭　白生絲は減少し黄絲は大差なく、野蠶絲及繭は稍增加せるも屑絲及屑繭は大に減少せり。

毛皮類　毛皮類の再輸出は著しき減少にして、僅に兎皮衣、山羊皮、小羊皮等に於て多少增加せるものあるも其他は著しき減少を示し、殊に山羊皮(鞣さゞるもの)八百萬枚より三百八十萬枚

に激減し、旱獺皮は百五十一萬枚より四十六萬八千枚となり、野兎皮、山羊皮(鞣したるもの)、狐皮猫皮等も亦其減少著し。

　茶　綠茶は前年同期に比し約一萬擔の增加を見たるも、其他は何れも減少し殊に紅茶にありては約六千擔の減少を示せり。

主要再輸出品輸出額を前年と對比するに左の如し。

主要再輸出品輸出額前年比較表

品目	單位	一九二〇年前半期	一九二一年前半期
外國綿製品			
生金巾(無地)(英)	反	六二九、〇一六	五四九、九一九
同(同)(日)	同	九六、六六〇	一三八、一四九
生シーチング(同)(米)	同	一六九、三三〇	一八二、九〇九
同(同)(英)	同	三八、〇四〇	四九、六二七
同(同)(日)	同	二六二、四八〇	四二六、六三〇
雲齋布(米)	同	二一、二一五	八、一二五
同(英)	同	六一〇	一、〇九〇
同(日)	同	四四、九九〇	三六、〇六〇
シレンス(英)	同	一四〇、四三二	一一七、三七三
同(日)	同	一一九、六〇八	二三六、四四二
晒金巾(英)	同	一、二〇七、一六一	一、一七五、六一一

同（印）	同	一〇八、八三九	一四六、三八一
天竺布（英）	同	一〇四、九二五	七八、二三五
同（日）	同	—	六、七八〇
染色綿布（雲齋布及ジーンス）	同	五三、五七〇	一〇七、〇四七
同（天竺布）	同	五九、[illegible]二五	八四、四四八
同（薄地綾金巾及綾金巾）	同	一二〇、二二〇	八〇、九二六
同（ラスチング、イタリアン、サティーン等）（平織堅黒染）	同	二二六、九二三	二四七、八九六
綿天鵞絨	碼	六八五、一〇一	一、〇〇五、四四七
捺染綿布（寒冷紗、金巾、モスリン、天竺布等）	反	三二四、八二七	三一二、三〇〇
同（綾木綿）	同	一七、九〇五	二二、八四一
ハンカチーフ	打	一四九、八二九	一五八、〇一六
綿織糸（英）	擔	一、二七六	二、三二五
同（印）	同	一七七、八四二	一〇六、六三九
同（日）	同	六、八七三	八二、六六四
綿縫絲（五十碼巻）	グロス	二二、七四四	一一三、五二〇
外國金屬及鑛產			
鐵（アングルス及棒鐵）	擔	九六、六三七	一一四、四四二
同（[illegible]狀及[illegible]鐵）	同	五六、四五七	四二、〇七七
同（箍鐵）	同	一九、〇四七	一三、〇三七
同（釘）	同	二四、七三三	七五、三六一
同（管及筒）	同	九、七六八	一〇、八五九
同（板、切片）	同	一〇六、六七〇	九一、八八〇
同（板及薄板）	同	三三、四四九	四五、三七二

鐵(線)	擔	三、六一九	七、〇七五
亞鉛引鐵及銅(板)	同	三二、九三四	四二、三三六
同　(線)	同	九、九六七	一〇、六五五
同　(斷線)	同	二〇、五二三	二二、九四四
鉛塊	同	二五、七二七	一二、五三九
銅柱	同	二〇、四七五	一〇、六六一
錻力	同	一〇二、一四九	一〇三、八〇八
支那金屬及鑛産			
安質母尼(粗)	擔	四七、二九二	二一、六一四
同　(精及純)	同	八九、六二五	一〇七、五五三
銑鐵	同	五九四、七〇五	一五四、八八七
滿俺鑛	同	七七、五四三	四二
水銀	同	一〇五	一、五九五
錫製品	同	四一	一、一四二
亞鉛鑛	同	一	五八、二九六
外國雜貨			
新黃麻袋	擔	六三、七三四	八五、八〇二
同	箇	二七六、四〇〇	四七、四〇〇
古黃麻袋	同	二、二二三、五二八	九六九、三八〇
鈕釦	グロス	七五、七三五	一〇一、〇六三
セメント	擔	一〇、五三三	五二、八五八
紙卷煙草	千本	一、六〇九、四一六	二、三一六、四〇〇
棉花	擔	一一、九一六	四三、一八八

品名	單位	數量	價額
アニリン染料	兩	六七四、九七八	一、四二七、一五二
人造藍	擔	二三、三五五	四三、二六一
隔電線	兩	六一、〇七五	一一七、九二一
電燈及電燈器	同	二六、一〇九	七七、四〇六
鹽魚及乾魚	擔	五一、四七〇	四二、九一八
窓硝子	箱	二七、〇一三	四二、九一二
機械及部分品	兩	五九〇、五一四	一、四六五、八六〇
燐寸	グロス	四三〇、三七六	三一七、四九六
縫針	千本	一六八、二二五	一七六、一〇二
石油（箱）（米）	ガロン	一、六七五、五一〇	四六二、七四〇
同（バルク）（米）	同	七、五六六、二九四	八、四二五、五三三
同（同）（ボルネオ）	同	八一七、七三〇	九六九、七三五
同（箱）（スマトラ）	同	四三六、七四〇	一八八、四四五
同（バルク）（同）	同	五、六四九、六八〇	三、二七八、二六六
機械油	同	九六一、七〇六	九三六、八〇〇
油光紙	擔	三五、一〇八	二八、一九四
洗濯石鹼	同	二二、〇六八	一三、〇一四
化粧石鹼	兩	一〇〇、一八六	一〇二、九三三
砂糖（赤）	擔	七九、七四五	一〇一、五二七
同（白）	同	一三三、六五五	九四、六〇一
同（精）	同	二五七、八〇九	二一一、〇六一
同（氷）	同	一七、九一五	一七、三二一
木材（硬）	立方呎	一〇四、一三九	一四、六一六

品名	單位	數量	價額
同（硬）	平方呎	一、一四二、六六九	二、四五四、四八四
同（軟）	同	九、五四六、八一四	五、七[illegible]九、〇六九
洋傘（綿製）	本	四五四、九三二	三七三、六八五
支那雜貨			
黃麻袋	箇	九九四、九六六	五二二、二一九
豆粕	擔	六〇一、二九四	三八九、〇五四
豆（黑）	同	二六、六一五	三〇、五〇五
同（蠶豆）	同	一一四、三六四	一二八、四九三
同（青、綠）	同	一八二、七〇七	一二七、九六六
同（白）	同	一五六、〇一四	三五、五七九
同（黃）	同	三六五、六九一	三八五、[illegible]三七
麩	同	一六二、〇五一	一三六、〇一一
米	同	二、〇〇三、四七二	一、〇五九、三八三
紙卷煙草	同	二四、三三三	二二、七二三
石炭	噸	四四、五三二	三〇、八三一
棉花	擔	一六三、九〇五	九八、一七六
蛋白	同	六、〇三七	一五、三三二
蛋黃	同	四三、一九六	三四、六三三
鷄卵	箇	五、六七二、〇九五	三九、七四三、七九六
大麻	擔	四二、〇三三	二六、九六五
苧麻	[illegible]	七一、一〇二	六三、二〇六
小麥粒	擔	九七、四五四	九三、四四八
落花生實	同	九一四、九一三	二七二、七五一

品名	單位	數量	價額
石膏	同	八五、七〇九	一一三、〇四六
麥稈帽子	箇	二、二三三、二四七	一、〇五八、一八六
生牛皮	擔	八九、三〇三	七七、八五一
熟牛皮	同	一二、六〇七	一六、七七五
藥材	兩	一、四一十、九一四	一、四三六、三七九
豆油	擔	二九、六九四	二二、七六七
桐油	同	二四八、三二一	一一〇、八二三
胡麻	同	三九五、五一五	四一四、四六三
棉實粕	同	一二七、八一〇	七一、一七三
菜種粕	同	一三〇、四二〇	一五九、一六八
白生絲（繰返したるもの）	同	五、四一六	五、〇三〇
同（機械製）	同	六七〇	一、〇一八
黄生絲（繰返さざるもの、機械製にあらざるもの）	同	四、二三七	三、七二二
同（機械製）	同	一、六〇五	二、〇四八
野蠶絲	同	五、一五九	七、〇一〇
繭	同	一、五三六	四、〇七六
屑絲	同	二六、八五七	七、二三七
屑繭	同	一六、一四三	五、一九三
繭紬	同	八、一三五	一〇、七二四
山羊皮（鞣したるもの）	枚	一七七、九二一	四四、〇六三
同（鞣さざるもの）	同	八、〇六八、二九三	三、七九一、九八一
砂糖（赤）	擔	七五、九四七	七一、六六九
同（白）	同	四、九七〇	五、三六一

砂糖(氷)	擔	一、九三八	一、八九五
動物脂	同	六、四五四	三、五八一
植物脂	同	四三、七八七	四三、一一九
紅茶	同	二四、八一一	一八、一四六
綠茶	同	六三、五〇八	七三、二四八
葉煙草	同	一二九、八八五	九二、六一五
駱駝毛	同	三一、五〇六	一六、〇〇六
綿羊毛	同	二九、一四一	三二、八三九

通貨

現今上海市場に於て通用しつゝある貨幣は銀兩、銀元、小銀貨、銅元、制錢、兌換券及手形類なりとす、今其各種に就いて簡單なる說明を加へんとす。

銀兩

上海に於ける大取引は主として銀兩によりて行はれ、其他の標準價格の如きも之れを用ひ算出するもの多し、此上海市場に於て用ひらるゝ銀兩は之を上海規元又は九八規銀と稱す、而し其單位は或標準銀の或衡器を以て測定したる若干量を以て一兩と定むるものにして、上海規元の一兩は九八紋銀なる標準銀を上海曹平なる衡器を以て秤量し一兩の重ある量を指稱するものとす。

從て上海規銀なるものゝ性質を審にする爲には、先づ成色についての標準たる九八紋銀の如何なるものなるかと、秤量に用ふる衡器曹平の實質を明かにせざるべからず、先づ紋銀なるものを見るに、之れ支那全國一般に於ける銀純分測定の標準たるものにして、上海に於ける公估局開始前即ち上海開港以前のものなりと云ふと雖も、實際果して斯かる銀が存在したりしか、或は各

地の標準貨を比較するに當り、便宜上一の共同標準たる紋銀なるものを假想し、之に對して各其の比を算出せしものなるや、其の由來に就ては未だ詳ならず、而して紋銀の純分如何に就ては議論の存する所なるも、嘗て印度造幣局に於て數年に亘る試驗の結果は、千分中九三五、三七四の純分を有することを算定せり、今其の試驗の結果を算式に表示すれば左の如し、但し上海曹平兩一兩は五六五、六九七 Grains troy に該當し、上海通用銀 (Currency Tael) 一兩の中には平均五一八、五五五 Grains Troy の純分を含めることを發見せり、而して上海通用銀は紋銀の九八皃なれば其の品位は九一六、六六位となるなり。

$$\begin{array}{rcl} x & = & 1\text{上海兩} \\ 1\ \text{上海兩} & = & 518.555\text{G.T.} \\ 565.697\text{.G.T} & = & 1\text{上海曹平兩} \\ 98 & = & 100 \\ \hline \therefore x & = & 935.374 \end{array}$$

此の數は倫敦、上海等の市場に於ける銀行業仲立人等の計算の基礎として日常使用する所なるが、支那人は紋銀百兩に對して六兩の申水（打歩）を附すべき品質の銀を純銀（足銀）と看做せり、從て其結果は紋銀の品位は$\left(1000\times\frac{100}{106}=943.4\right)$九四三、四位なるが、一方紋銀は足銀より其六分を減じたるものとなす爲、之に從へば紋銀の純分は九四〇位となる、これ蓋し内割外割を混淆せる結果なるが、實際上は其差僅少なるより從來支那人は紋銀を以て九四〇位の純分を有する銀として

計算せり、而して支那人は足銀より紋銀に至る純分の差を五百分の一乃至三十に分ち、足銀より千分の二少きものを二九寶とし、以下順次二四寶に至り、千分の六十少きものを以て紋銀となす、即支那人は內割外割を混同せる結果共間に誤解あるものにして、是等の關係を表示すれば次の如し

	寶	印度造幣局の調査に基ける純分量	紋銀に六分の申水を加へしものを純銀と看做し其れに對する成色	同上支那人の思惟する純銀との差額	支那人の思惟する所の上記純銀に對する比
紋銀		935.37	943.40	六兩	94.00
4 %		972.80	980.39	二兩	98.00
4 1/4 %		975.10	982.80	一兩七錢五分	98.25
4 1/2 %		977.50	985.22	一兩五錢	98.50
4 3/4 %		979.80	987.65	一兩二錢五分	98.75
4 4/5 %	二四、	980.27	988.14	一兩二錢	98.80
4.9%	二四、五	981.20	989.12	一兩一錢	98.90
5%	二五、	982.10	990.10	一兩	99.00
5.1%	二五、五	983.08	991.08	九錢	99.10
5 1/5 %	二六、	984.01	992.06	八錢	99.20
5.3%	二六、五	984.95	993.05	七錢	99.30
5 2/5 %	二七、	985.88	994.04	六錢	99.40
5 1/2 %	二七、五	986.81	995.02	五錢	99.50
5 3/5 %	二八、	987.75	996.02	四錢	99.60
5.7%	二八、五	988.69	997.01	三錢	99.70
5 4/5 %	二九、	989.60	998.00	二錢	99.80
5.9%	二九、五	990.56	999.00	一錢	99.90
6%	足銀	991.50	1.000.00	○	100.00
6.91%		1.000.00			

即ち之れによれば紋銀に比し五十兩の銀錁に付二、四兩良質なるもの二四寶たり、二、五兩良

質なるもの二五賓たり。反對に五十兩の銀錁に付足銀より二錢の品位劣れるものは二八賓たり、三錢なれば二七賓たり、而し劣る事三兩なれば卽ち紋銀たり。

次に其衡器たる曹平なるものは、民間使用衡器の標準と稱せらるゝものなるも、其實際の量目は地方により大に異り、又同一地方に於ても必ずしも同一なるものにあらず、則ち上海曹平について各所に於て試驗せる結果は次の如き差異を示せり。

印度造幣局試驗	上海曹平一兩＝五六五・六九七 Grains Troy	＝三六・六六五
支那海關試驗	五六五・六三七五	＝三六・六五二七
大阪造幣局試驗	五六五・七三	

而して實際に當りては印度造幣局の試驗の結果一般に使用せらるゝが、卽ち上海規銀と稱せらるゝものは平に於て右の上海曹平を用ひ、成色に於て紋銀の九八兌を用ひたるものにして、其際現實の銀塊の品位の紋銀より優れる丈けは申水（打步）として、其重量に加算するを要するものなり、銀錁には二四賓以下のもの卽ち五十兩につき紋銀より二、四兩良質なるより以下の質のものは、事實上に於て存在せず、若し斯かるもののある時は改鑄して流通せしむるが故に、常に此申水の加算は、必要とせらるゝ道理なり。

而して右上海兩の純分如何に關しては、數十年前上海の在留外人が爲替相場の關係上、屢次上海馬蹄銀を印度に輸送して、ルーピー（Rupee）貨幣に改鑄せし當時の報告に依るに、上海通貨一

千兩に當る馬蹄銀中平均純銀五十一萬八千五百五十五 Grains Troy 即ち一兩に付五一八、五五五 Grains Troy を含有せることを發見せり、然るに明治二十九年中大阪造幣局に於て上海馬蹄銀を一圓銀貨に改鑄せし時の實例に徴するに、上海曹平一兩の中平均五一七、四四五 Grains Troy の純銀あるを認めしと云ふ、即ち若し印度造幣局及我大阪造幣局の調査にして、眞に其の當時の通貨の平色共に正鵠を得たるものとせば、上海通貨は此の數十年間に成色に於て多少の劣惡を示し、而して平に於ては稍々優良を示せるものと云ふべく、現今外人が日常計算の基礎として用うる所は、印度造幣局の調査報告せる所にして、即ち外人は上海通貨を以て曹平量に依る九一六、六六位($916\frac{2}{3}$)の銀と看做せり。其の方式を示せば左の如し。

甲

$x=1,000$ 上海兩

1上海兩$=518.555$G.T.

565.697G.T. $=1$上海兩

$x=916\frac{2}{3}$

乙

$518.555\text{G.T.}\div565.697\text{G.T.}$

$=916\frac{2}{3}$

上海公估局に於て用うる平は等しく上海曹平なりと雖も、成色は紋銀を標準とせる爲、馬蹄銀

面に上記したる數量は、上海通貨たる九八規銀若くは上海規元にあらざるを以て、同局の鑑定せる銀塊を通貨卽ち上海兩にて表はさんとするには、量目と打步の和を九八にて除せざるべからず、實例を示せば左の如し。

(曹平50兩と申水2.7兩)÷98＝上海兩53.7755

卽ち曹平にて五十兩と二兩七錢の申水を有する馬蹄銀ならば、上海兩として五十三兩七錢七分の價格を有すべし、通常他地方の馬蹄銀の品位は上海標準に比すれば佳良なるを以て、之を上海通貨に換算する場合には、申水卽ち打步を附し、毛水卽ち割引を爲すこと殆んどなし、而して打步の程度は普通曹平約五十兩の銀塊一個に付二兩六錢乃至二兩八錢にして、純銀に就ては三兩を附すと云ふ。

九八を以て除する理由に就ては種々の說あり、試に其の二三を示せば左の如し。

(一)往昔紋銀に相當する通用銀存在せしが、後其品位漸く劣惡となり、遂に紋銀の九八位に低下せり、是れ九八規銀の由て起りし所以にして、其後開港せらるゝに及び、是等劣惡なる銀は其跡を絕ちて、現今の九八位に近き馬蹄銀を用うるに至り、今尙ほ此慣習を襲踏せるなり

(二)嘗て紋銀に相當する通用銀ありしと云ふは前說に同じ、而して當時正貨甚だ乏く多くの取

引は手形を以てし、是等の手形を引換ふるには二分の打歩を附するの慣例なりしが、開港後に於ても尚ほ從來の手形本位を改めず、從て今尚ほ當時の通貨たりし紋銀の九八兌を以て通用兩と爲すなりと

(三)第三說は第二說に類似せるものにして、由來上海の重要輸入貨物は其の開港前に在りては北淸より來る豆、豆糟及豆油の類なりき、然るに或年金融非常に逼迫し、上海商人は正貨缺乏の爲、取引の決濟を爲すこと能はず、又北淸商人は結氷期前に必ず收金して歸國せんとし、此に大紛擾を惹起せしが、當時錢業者等の熱心なる斡旋に依り、二分の割引即ち百兩に對し九十八兩の割合にて支拂決濟することに折合ひ落着せり、爾來此の習ひ風を爲し遂に今日の九八規銀を胚胎せりと

斯の如く種々の說ありと雖も一として確乎たる根據を有するものなし要するに一種の舊慣に起因するものにして、上海規銀なるものは重量と銀の品質及商協定との三要素より成立するものと解釋すべきなり。

事情斯の如くにして錁銀の申水及重量は各個に付異なるを以て巨額の取引を爲すに方り、一々箱を開きて之を檢査するは不便極りなし、故に錁銀の受渡は必ず重量申水を記載せる目錄を交換して、其の手數を省略す、今其の一例を擧ぐれば左の如し。

馬蹄銀番號	曹平量（兩）	串水（兩）	串水計（兩）
一	五一・三七	二・八〇	
二	五〇・九七	二・八〇	八・四〇
三	五〇・八二	二・八〇	
四	五〇・〇三	二・七五	
五	五〇・〇二	二・七五	一一・〇〇
六	五〇・九二	二・七五	
七	五〇・七二	二・七五	
八	五〇・一〇	二・七〇	二・七〇
九	五〇・一四	二・六五	五・三〇
十	五〇・三〇	二・六五	
計	五〇五・三九		二七・四〇

右の如く目錄には重量及品位を明記しあるを以て、之を加へて九八にて除したるものを上海規銀と爲すの計算手續は極めて簡單となるなり。

曹平一兩の重量は已に述べたるが如く五六五、六九七 Grains Troy（印度造幣局調査）にして又海關兩は五八一、四七 Grains Troy にして廣東兩は五七九、八四 Grains Troy なり、今之れによりて是等の兩と上海兩との相互間の比較價を示せば左の如し。

庫平兩百兩は　上海兩百〇九兩六錢
海關兩百兩は　上海兩百十一兩四錢
廣東兩百兩二錢八分は　海關兩百兩

海關兩百兩は　曹平兩百〇二兩八錢四分

曹平兩九十一兩六錢六分は　上海兩百兩

右の内海關兩百兩は上海兩百十一兩四錢に相當すとは如何なる算法に據るやと云ふに、支那人の採る所左の如し。

海關兩	100.000	
海關兩と曹平との平の差	2.80	(海關兩100＝曹平102.8)
純分の差102.8に對し六分	6.168	
鑄造料	0.204	(五十兩の鑄造費一錢乃至一錢五分)
	109.172	曹平銀

109.172÷98＝111.40上海九八銀

又上海通用銀を各地鋳銀に比較すれば左の如し、但し是れ支那舊式銀號の計算に從ふものなれば、數理上より見れば正確なりと云ふべからざるも、現行比價なるを以て玆に列記することゝせり。

地名	上海規銀百兩に付
北海	九九、二五九
福州	九八、七四三
宜昌	九八、四二九
汕頭	九八、一七八
漢口	九七、六二一
營口	九七、三九七
上海	

地名	上海規銀百兩に付
北京	九四、七〇〇
天津	九四、二五五
九江	九三、六八九
鎮江	九三、五二〇
湖南	九三、五一〇
溫州	九二、四六〇

芝罘	九五、五一二	廣東	九一、六八四
寧波	九五、〇〇〇	厦門	九一、三三八

銀兩は兩を單位として以下錢分厘の十進法による、銀兩は普通一ヶ五十兩内外の重量を有するを常とし、支那人は銀寶又は元寶と稱し、日本人は馬蹄銀と稱し、外國人は Sycee と呼ぶ。

銀兩には中錠、小錁銀と稱せらるゝ銀寶より小さきものあり、其重十兩乃至五兩を常とす、上海市場に於ても時に其流通を見るも、元來上海は大市場にして取引の規模も亦從て大に且一方銀元の流通盛なれば、斯かる小銀兩の流通は殆んど行はれず、他地方より輸入せられたるものは大抵元寶銀に改鑄せらるゝを常とす。

銀元

銀元は一圓銀貨大の銀幣にして、上海市場に行はるゝものに其種類三四あり。

墨銀　墨吉哥製の弗にして、支那人は鷹洋又は英洋と稱す、墨吉哥は大に銀を産するが故にこれを以て銀貨を鑄造し盛に海外に輸出したるが、上海へも其開港前後より輸入せられ、久しき間廣く行はれし爲、其信用甚だ厚く、一般物價評價の基礎貨幣となり、支那商たると外國商たるを問はず、普通小賣商店の物價は之れを標準として表はさる。

墨銀は單位を元（Dollar）とし、其十分の一を一角とし、百分の一を一仙（Cent）となすと云ふ

も、其計算は十進法によるにあらずして、日々相場によつて變動あるものとす。

墨銀の本名は墨吉哥貨幣銀一ペソにして、東洋に於て古くより行はれたり、同國の造幣局の創立は一五三五年にあり、爾來銀貨を鑄造し來れるものなるが、現在墨銀は十九世紀の中葉以後に鑄造せられたるものなり、墨吉哥造幣廠に於ける該銀貨の純分、重量、形狀に屢變更あり、從て上海市場に於て行はるゝ墨銀にも、數多の種類ある事勿論なり、今同廠に於ける鑄造規定の變遷を見るに次の如し。

年別	品位	重量	直徑	備考
一八六七	九〇二・七七	四一七・八五 グレーン	三七 ミリメートル	自由鑄造にして重要輸出品とせり
一八九二	九〇三・〇〇	四一七・八五	三九	
一八九八	九〇二・七七	四一七・八八	三九	自由鑄造を禁じ輸出の爲には特約者の求に應じて鑄造する事とせり
一九〇五	九〇二・七	四一七・八	三九	

斯くの如く鑄造規定一定せざるに加へて、僞造、贋造、變造等亦少なからず、極めて不整一の狀態にあり、其純分の如きも均一ならず、或は墨銀百弗の純分は上海兩七十一兩九四なりとし、或は七十二兩六なりとし歸一する處なし、而して一八九一年中、英國倫敦造幣局に於て一萬千八百四十六個の墨銀に就き調査せし處に據れは、其平均品位等左の如し。

平均量目	平均品位	含有金量

上海

四一七、三九圓　九〇一、六四七　〇、三〇九

更に又我大阪造幣局に於ける實驗の結果も略ぼ之と同じく、墨銀の法定品位は九〇二・七なるも、實際は平均九〇一・五内外なるを知れりと云ふ、然れば商業取引上墨銀品位は寧ろ右倫敦造幣局試驗の結果に準據するを以て妥當とすべく、從て其の平均純銀量は

$$417.394 \times 901.647 = 376.342 - .309 = 376.033$$

卽ち金分を差引き三七六・〇三三グレーンにして、我圓銀に比すれば一・六三三グレーン多し、故に我圓銀千圓は平均墨銀九九五弗六五七二に相當し、墨銀千弗は圓銀一、〇〇四圓三六一餘に相當せり、支那人は其純銀量平均七錢二分餘、品位平均八百九十八位と爲す。

墨銀は每年春夏の交繭買入資金として蘇州杭州方面に、又秋冬の交は米及棉花買入の爲、上海附近都市に向て、多額の輸送あり、農事閑散季に至りて再び上海市場に回收を見るの常態にして、其の都度市場在高及其の交換價格に增減高低あり、其の上海市場在高は一九一三年以降一千萬弗を下りし事なく、相場は每日錢行に於て午前午後の二回に決定發表す、近年湖北、江南、浙江、廣東の龍洋の流通大に行はれ、殆んど墨銀と平價に授受せらるゝに至れる爲墨銀の需要は稍減少し、從て相場も稍低落す。

圓銀　圓銀とは大日本政府造幣廠の製造せる一圓の銀貨にして、福建地方に在りては龍洋と稱

せられ、主要なる通貨をなせり、上海に流通せられしは、臺灣銀行上海支店が之れが通用に盡力したる、一九一一年以來の事に屬し、爾來年を逐ふて其流通額を增加し、現今は上海全市に通用し漸次墨銀の勢力を侵蝕しつゝあり、重量四一六グレーンス品位九〇〇位なり。

龍洋　龍洋とは上海に於ては支那銀元を意味す、銀貨面に龍を刻するを以て此名あり、各地鑄造銀元局名を附するを以て局名によりて之を區別す、其量目品位等一定せず、墨銀に比し相場低廉なり、今大阪造幣局の檢定に據れば次の如し。

湖北鑄光緒通寶	重量	四一四・九三七二グレーンス	品位	八九九・八
江南鑄光緒通寶	同	四一三・二〇一〇八	同	八九五・〇
江南鑄宣統通寶	同	四一五・五一七〇八	同	九〇〇・〇

此外上海には北洋（天津銀元局鑄造）圓洋（民國三年鑄造袁世凱の肖像を刻す）等の流通あり、殊に圓洋の流通は近來著しく其範圍を擴張せり。

今一九二一年中に於ける上海市場の外國銀行現銀所有高を示せば次の如し。

一九二一年中上海外國銀行現銀所有高（每週木曜日調）

月日	鏰銀	墨銀	銀塊
一月六日	三五、七六〇、〇〇〇兩	二八、一六〇、〇〇〇弗	八八四、〇〇〇兩
十三日	三六、〇五〇、〇〇〇	二七、八六〇、〇〇〇	五七七、〇〇〇
二十日	三八、〇三〇、〇〇〇	二八、〇九〇、〇〇〇	一、〇四二、〇〇〇

月	日			
	廿七日	三九、四九〇、〇〇〇兩	二九、二一〇、〇〇〇弗	一五三、〇〇〇兩
二月	三日	三九、九〇〇、〇〇〇	二九、九五〇、〇〇〇	三、〇八八、〇〇〇
	十七日	四〇、三七〇、〇〇〇	三一、四四〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇
	廿四日	四〇、九〇〇、〇〇〇	三二、一〇〇、〇〇〇	八〇三、〇〇〇
三月	三日	四〇、九〇〇、〇〇〇	三二、八五〇、〇〇〇	八〇三、〇〇〇
	十日	四〇、九三〇、〇〇〇	三三、〇五〇、〇〇〇	—
	十七日	四〇、九五〇、〇〇〇	三一、九〇〇、〇〇〇	五四七、〇〇〇
	廿三日	四一、〇〇〇、〇〇〇	三三、三五〇、〇〇〇	五四七、〇〇〇
	卅一日	四一、〇七〇、〇〇〇	三六、六〇〇、〇〇〇	—
四月	七日	四一、〇八〇、〇〇〇	三二、八一五、〇〇〇	—
	十四日	四一、〇四〇、〇〇〇	三三、一七五、〇〇〇	—
	廿一日	四一、〇六〇、〇〇〇	三二、七〇〇、〇〇〇	—
	廿八日	四〇、七〇〇、〇〇〇	三二、三五〇、〇〇〇	—
五月	五日	四〇、〇六〇、〇〇〇	三二、八五〇、〇〇〇	—
	十二日	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三二、八〇〇、〇〇〇	—
	十九日	三九、六五〇、〇〇〇	三三、四五〇、〇〇〇	—
	廿五日	三九、二九〇、〇〇〇	三〇、九〇〇、〇〇〇	—
六月	一日	三八、〇五〇、〇〇〇	二五、三〇〇、〇〇〇	—
	八日	三七、七五〇、〇〇〇	二五、〇七〇、〇〇〇	—
	十五日	三六、三四〇、〇〇〇	二五、八〇〇、〇〇〇	—
	廿二日	三五、六八〇、〇〇〇	二五、八三〇、〇〇〇	—
	廿九日	三五、一九〇、〇〇〇	二五、九七〇、〇〇〇	—
	六日	三六、五〇〇、〇〇〇	二六、九一〇、〇〇〇	四二五、〇〇〇オンス

月	日			
七月	十三日	三四、八五〇、〇〇〇兩	二六、四五〇、〇〇〇弗	三一一、〇〇〇オンス
	二十日	三四、〇五〇、〇〇〇	二七、八二〇、〇〇〇	—
	二十七日	三二、六二〇、〇〇〇	二七、三〇〇、〇〇〇	—
八月	三日	三一、七三〇、〇〇〇	二六、七四〇、〇〇〇	—
	十日	三〇、八三〇、〇〇〇	二六、三五〇、〇〇〇	—
	十七日	三〇、六七〇、〇〇〇	二六、一八〇、〇〇〇	—
	廿四日	三六、〇〇〇、〇〇〇	二六、一四〇、〇〇〇	—
	卅一日	三九、二〇〇、〇〇〇	二六、三四〇、〇〇〇	—
九月	七日	二八、七〇〇、〇〇〇	二七、〇五〇、〇〇〇	—
	十四日	二七、六〇〇、〇〇〇	二七、一四〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇兩
	廿一日	二五、四二〇、〇〇〇	二八、六〇〇、〇〇〇	—
	廿八日	二四、五五〇、〇〇〇	二三、六五〇、〇〇〇	—
十月	五日	二五、八四〇、〇〇〇	二五、二〇〇、〇〇〇	一、六九〇、〇〇〇
	十二日	二五、二〇〇、〇〇〇	二四、三〇〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇
	十九日	二三、九一〇、〇〇〇	二四、七二〇、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇
	廿六日	二三、六七〇、〇〇〇	二五、三三〇、〇〇〇	一、二九八、〇〇〇
十一月	二日	二三、六七〇、〇〇〇	二四、一九〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇
	九日	二五、〇七〇、〇〇〇	二五、〇八〇、〇〇〇	七五三、〇〇〇
	十六日	二六、〇六〇、〇〇〇	二四、六五〇、〇〇〇	八二三、〇〇〇
	廿三日	二七、六三〇、〇〇〇	二三、七八〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇
	三十日	二七、五二〇、〇〇〇	二四、〇一〇、〇〇〇	三、一七〇、〇〇〇
十二月	七日	二七、六九〇、〇〇〇	二四、九〇〇、〇〇〇	三、一九七、〇〇〇
	十四日	二八、一四〇、〇〇〇	二五、一〇〇、〇〇〇	二、五四五、〇〇〇

月廿一日	二八、六六〇、〇〇〇	二五、三八〇、〇〇〇	四、〇三五、〇〇〇
廿八日	三〇、六六〇、〇〇〇	二四、七六〇、〇〇〇	二、二九五、〇〇〇

小銀貨

小銀貨は銀元を大洋と稱すに對し小洋と稱せられ又角子と呼ばる、其上海に於て通用せらるゝものは、主として各省銀元局鑄造の一角及二角銀貨にして、就中江南、湖北、廣東のもの最多數を占む、此外香港小銀貨も亦通用すれども其額大ならず、元來小銀貨は銀元に對する補助貨として鑄造せられしものなるも、支那人の貨幣に對する觀念は一の商品として取扱ふを常とするを以て小銀貨の實質劣れるため銀元との換算に十進法行はれず、されば銀質重量の相違及び小銀貨の市場在高の多少等により、其銀元に對する相場日々に變動す、而して銀元と小銀貨の相場との根本の標準は元より其純分、重量に基くものにして左の如し。

小銀貨十個の重量〇•〇七二兩にして、其純分は八百位なれば

$$0.72 \times \frac{900}{800}$$ 銀元の品位 $= 0.81$

即ち實際〇•八一兩の重量あるにあらざれば、一元に相當せざる計算なり、故に

小銀貨10個 $= \frac{0.81}{0.72} = 11.25$

にして、小銀貨十一個四分の一が一元に相當する理にして、日々の相場も此標準により多少上下

しつゝあるものなり。

銅元

十文銅貨即銅元は一九〇二年以後各省銅元局の鑄造に係る新貨にして、形狀我一錢銅貨に似たり、概して百分の五の合金を有し、其の價格は十文即ち一文錢十個に相當するの規定にして、日常品市場に於ては略ぼ此の標準を以て通用すと雖も、實質は銅錢に劣るを以て錢市場の取引相場は之より廉ならざるを得ず、本貨幣は價格に於て一文錢と銀貨との中間に位し、取扱上極めて便利なりしを以て、大に民間の嗜好に投じ、上海市場へは先づ蘇州より同地銅元局鑄貨の輸入ありたるを嚆矢とし、續ひて杭州、漢口、廣東等よりも每月多額の輸入を見たるが、其の結果として在來一文錢の流通は著しく減縮するに至れり、然れども銅の地金を買入れ銅元に鑄造する時は、利益大なるを以て、各地銅元局頻に之れを鼓鑄して利益を圖りしより、價格大に低下し前清の末造既に之れが制限の議喧しく一時停鑄せられしが、民國に入りてより財政窮迫と綱紀弛廢は再び其濫鑄となり、其銘價たる制錢當十の價格を維持する能はずして、常に之より低率にあり、其重量は一一二乃至一一五グレーンを原則とするも、實際は一〇七乃至一一〇以下のものも少なからず

銅錢（制錢）

上海に於ける銅錢は生活程度の向上せると、銅元の盛行とに依り、著しく流通額を減じ、現今に於ては賽錢茶水錢等に用ひらるるに過ぎざれども、在來の主要通貨たりし關係上、貨幣相場及小取引の計算單位とせらるゝこと多し、其種類極めて多く、康熙、乾隆、嘉慶、道光、咸豐、同治、光緒の各通寶あり、就中光緒通寶最も多く、日本の寛永通寶も亦混用せらるるを見る、品質重量等極めて不同にして、私鑄に係るものは私錢と稱せられ惡貨多し、制錢九百八十文を一串（一千文）となす。

金銀貨幣輸出入高

上海港に於ける金銀貨幣輸出入の狀況を知る爲に一九二〇年の統計を示せば次の如し。

一九二〇年海關出入の金銀及貨幣　（單位海關兩）

輸入

輸入先	金 條砂等	金 貨幣	金 計	銀 條元寶等	銀 貨幣	銀 計	銅貨	計
外國								
歐洲	—	—	—	二一、三二〇、六四一	九、〇二一	二一、三二九、六六二	—	二一、三二九、六六二
米國	六、六三五、七〇一	一〇、一三五、九五二	一六、七七一、六五三	三九、九三〇、九一三	一〇、四一三、三三八	五〇、三四三、二五〇	—	六七、一一四、九〇三
カナダ	一六、九二八	三三 一八五	二、四八三、一一三	六、六五六、三四三	六、〇四一、一四五	一二、六九七、四八八	—	一五、一八〇、六〇一

亜洲								
印度ビルマ	—	—	—	四七〇、〇九九	一、〇一五、五四一	一、四八五、六四〇	—	一、四八五、六四〇
新嘉坡	—	六、〇四〇	六、〇四〇	五五、八八八	—	五五、八八八	—	六一、九二八
安南	—	—	—	—	—	—	—	—
香港澳門	二、二六三、九八〇	六、六三五、八五〇	八、八九九、八三〇	一、七八三、七四九	一、一八五、九六〇	二、九六九、七〇九	—	一一、八六九、五三九
瓜哇等	—	—	—	—	—	—	—	—
日本臺灣	三六五、八〇六	二、九七六、一二五	三、三四一、九三一	二、三九四、七六二	一、〇八八、三八六	三、四八三、一四八	—	六、八二五、〇七九
浦港	—	—	—	—	六五七	六五七	—	六五七
ニウジーランド	—	—	—	二六、三〇七	—	二六、三〇七	—	二六、三〇七
計	二〇、〇二六、四一五	一〇、四七六、一四二	三〇、五〇二、五五七	六三、五三八、七〇一	一九、七五三、〇四八	八三、二九一、七四九	—	一一三、七九四、三〇六
國内								
安東	—	—	—	二、八〇〇	—	二、八〇〇	—	二、八〇〇
大連	二、〇三六、九八八	四二、〇七五	二、〇七九、〇六三	二〇〇、四三〇	五九三、六四六	七九四、〇七六	—	二、八七三、一三九
牛莊	二三、〇〇〇	—	二三、〇〇〇	—	—	—	—	二三、〇〇〇
秦王島	—	—	—	—	—	—	—	—
天津	三四、〇〇〇	三四、〇七〇	六八、〇七〇	—	八三、〇七四	八三、〇七四	—	一五一、一四四
威海衛	—	—	—	—	—	—	—	—
芝罘	一〇一、五七〇	四、七六〇	一〇六、三三〇	一八三、一〇〇	二七〇、五三〇	四五三、六三〇	—	五五九、九六〇
膠州	一、八〇〇	—	一、八〇〇	五七七、〇〇〇	六四七、八〇〇	一、二二四、八〇〇	—	一、二二六、六〇〇
重慶	一三、四一一	—	一三、四一一	—	三、六〇〇	三、六〇〇	—	一七、〇一一
宜昌	一、六八〇	—	一、六八〇	—	一五九、四五〇	一五九、四五〇	一四五、〇〇〇	三〇六、一三〇
長沙	—	—	—	—	五四四、二九二	五四四、二九二	—	五四四、二九二
岳州	—	—	—	—	二四、九〇〇	二四、九〇〇	—	二四、九〇〇

	金			銀			銅元	合計
	條砂等	貨幣	合計	條及元寳	貨幣	計		
漢口	—	—	—	—	六、七二三、七五九	六、七二三、七五九	一〇四、〇〇〇	六、八二七、七五九
九江	—	—	—	—	三三九、三三三	三三九、三三三	—	三三九、三三三
蕪湖	—	—	—	—	一一三、〇三三	一一三、〇三三	—	一一三、〇三三
南京	—	—	—	—	—	—	—	—
鎮江	—	—	—	—	—	—	—	—
通州	—	—	—	—	一九、九〇九	一九、九〇九	—	一九、九〇九
寧波	—	—	—	—	八二、六七一	八二、六七一	—	八二、六七一
温州	—	—	—	—	一六三、五九一	一六三、五九一	—	一六三、五九一
福州	一九、四九四	—	一九、四九四	—	一八、三四六	一八、三四六	—	三七、八四〇
厦門	—	—	—	二九、〇九六	六二、五八六	九一、六八二	—	九一、六八二
汕頭	八、六六〇	—	八、六六〇	一六四、八四六	五五、三〇〇	二二〇、一四六	—	二二八、八〇六
廣東	—	—	—	—	二八八、九〇三	二八八、九〇三	—	二八八、九〇三
計	二、二三九、六二三	八〇、九〇五	二、三二〇、五二八	一、一七七、二六三	一〇、〇七三、七二二	一一、二五〇、九八五	二六〇、〇〇〇	一三、八三一、五一三
總計	一三、二六六、〇三八	一〇、五六七、〇四七	二三、八三三、〇八五	六三、七一五、九七三	二九、八二六、七六一	九三、五四二、七三四	二一〇、〇〇〇	一一七、六二五、八一九

輸出

輸出先	金			銀			銅元	合計
	條砂等	貨幣	合計	條及元寳	貨幣	計		
外國								
歐洲	—	—	—	—	—	—	—	—
米洲	一、四三三、六〇〇	—	一、四三三、六〇〇	—	一、〇三九、四九〇	一、〇三九、四九〇	—	二、四七三、〇九〇
カナダ	—	—	—	—	—	—	—	—
亞洲								
印度ビルマ	三、八八五、九四一	三九六、六〇〇	四、二八二、五四一	四〇八、九九四	五九一、三九七	一、〇〇〇、三九一	—	五、二八二、九三二

新嘉坡等	—	九、三五五	九、三五五	二四、八九九	—	二四、八九九	—	三四、二五四
安南	二四、六八〇	—	二四、六八〇	五九、〇〇〇	一二、〇〇〇	七一、〇〇〇	—	九五、六八〇
香港澳門	一、一七三、五四〇	一四、〇〇九、八四一	一五、一八三、三八一	七、六九五、四六三	八、三三八、〇〇六	一六、〇三三、四六九	—	三一、二一六、八五〇
爪哇等		三五八	三五八	一一、七一五	—	一一、七一五	—	一二、〇七三
日本臺灣	二〇、四八八、四五三	一三、五四九、八四八	三三、〇三八、三〇一	一、五一五、七八七	七、一三一	一、五二二、九一八	三三	三四、五六一、二五二
浦港	—	—	—	—	一一九、二五九	一一九、二五九	一三三	一一九、三九一
ニウジーランド	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二七、〇八六、二二四	二六、九六六、〇〇二	五四、〇五二、二二六	九、七一五、八五八	一〇、一〇七、二八三	一九、八二三、一四一	一六五	七三、八七五、五三二
國内								
安東	一、一〇〇	—	一、一〇〇	一、一一八、四〇〇	—	一、一一八、四〇〇	—	一、一一九、五〇〇
大連	二四、〇〇〇	—	二四、〇〇〇	三〇三、二〇〇	四、六八一、一一五	四、九八四、三一五	—	五、〇〇八、三一五
牛莊	一三、六八〇		一三、六八〇	—	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	—	八三、六八〇
秦王島	—	—	—	—	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇
天津	四六、八〇〇	—	四六、八〇〇	三六七、七八八	六六六、六六六	一、〇三四、四五三	—	一、〇八一、二五三
威海衛	—	—	—	一〇、〇〇〇	一七一、一三三	一八一、一三三	—	一八一、一三三
芝罘	二六、二〇〇	—	二六、二〇〇	九九一、五八三	一、八六一、四四一	二、八五三、〇二四	—	二、八八〇、二九四
膠州	—	—	—	二四六、〇〇〇	五六二、六六六	八〇八、六六六	—	八〇八、六六六
重慶	—	—	—	—	—	—	—	—
宜昌	三二、三三七	—	三二、三三七	—	—	—	—	三二、三三七
長沙	—	—	—	—		—	—	—
岳州		—	—	—	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇
漢口	一三、〇〇〇	一、七四〇	一四、七四〇	六、〇七三、〇二三	六一五、二八六	六、六八八、三〇九	—	六、七〇三、〇四九
九江	—	—	—	三七、〇〇〇	一四二、七三三	一七九、七三三	—	一七九、七三三

蕪湖	二九八	—	二九八	七四三、四三一	三八、三〇〇	七八一、七三一	—	七八二、〇二九
南京	—	—	—	五四、〇〇〇	—	五四、〇〇〇	—	五四、〇〇〇
鎮江	—	—	—	—	三三、五〇〇	三三、五〇〇	—	三三、五〇〇
通州	—	—	—	—	—	—	—	—
寧波	—	—	—	—	四二三、六五六	四二三、六五六	—	四二三、六五九
温州	—	—	—	—	一九、四九九	一九、四九九	—	一九、四九九
福州	四五、七五〇	—	四五、七五〇	六八六、三〇〇	六五七、八一六	一、三四、〇一六	—	一、三八九、七六六
廈門	二九六、五三〇	八三、一八七	三七八、七〇七	五、〇〇〇	六、七八八、四五七	六、七九三、四五七	—	七、一七二、一六四
汕頭	一九三、七五〇	一、一八〇	一九四、九三〇	八、五〇〇	三、一一九、八六七	三、一二八、三六七	—	三、三二三、二九七
廣東	七、九四〇	二〇三、四〇〇	二一一、三四〇	二、六九〇、九八九	五一六、二八六	三、二〇七、二七五	—	三、四一八、六一五
計	六九一、三六五	二八八、五〇七	九七九、八七二	一三、三四五、一〇三	三〇、三九二、七一〇	三三、七三七、八一三	—	三四、七一七、六八五
總計	二七、七七七、五七九	二七、二五四、五〇九	五五、〇三二、〇八八	二三、〇六〇、九六一	三〇、四九九、九九三	五三、五六〇、九五四	一六五	一〇八、五九三、二〇七

紙幣

紙幣には外國銀行、支那新式銀行及在來の錢莊の發行に係るものあり、而して是等紙幣にも銀元を代表する銀元票と銀鋪を代表する銀票との別あり、銀行により一種又は二種を發行す、但し錢莊の發行する莊票は銀鋪のみに限らるゝものとす、是等紙幣の通用地域は發行地たる上海地方のみに限らるゝものにして、紙幣上に發行地の記入あり、其他の地方にては通用する事極めて稀なるが、近來上海と各地との商業上の關係愈深く、交通亦便利なると共に、上海發行の外國銀行

紙幣等は次第に流通範圍を廣むるに至れり。

貨幣相場

上海市場貨幣相場は錢行に於て決定さるゝものにして、其發表は次の如き形式によりてなさる。

錢市　衣牌及北市之銀銀栎銅圓錢價

鷹洋	七錢三分七釐一二五
本洋	一兩
小洋	六錢五分八釐二五
銀拆	一錢
洋找	七錢三分
錢找	一千文
銅元	一百四十一千文
市錢	一百三十四千文
衣牌大洋	一千零五十文
衣牌規錢	一百三十九千文
衣牌對開	足七百七十文 虛四百六十五

右の中鷹洋とは墨吉哥弗の事にして、其の壹弗の銀兩に對する相場を表はすものなり、本洋とは西班牙一弗の銀兩に對する相場なり、但本貨幣は蕪湖地方にて流通するものにて上海にては流通せず、小洋とは小銀貨の事にして、其の一弗の銀兩に對する相場を表はすものなり、銀栎とは

支那錢莊の利息にして、千兩に付日歩幾錢と定む、洋找とは支那錢莊間にのみ用ふる相場にして銀兩勘定に對し弗を以て釣錢を出すとき、一弗を銀兩に換算するに適用す、錢找は同上の場合に於ける銅錢の洋一弗に對する相場を云ふ、銅元とは十文銅貨のことにして、百四十一千文と云へば銀百兩に對する相場を示すなり、市錢とは一文錢のことにして銀百兩に對する相場なり、百三十四千文といふは百三十四吊文と云ふに等しく、即ち千文刺百三十四個の謂なり、衣牌大洋とは銀一弗に對する銅錢の相場にして。專ら衣裳店に於て用ふるものなれども、殆と普通一般の取引にも採用せらる、衣牌規錢も之れと同じく、百兩に對する銅錢相場を表すものなり、最後に衣牌對開足七百七十文とあるは、米國半弗銀貨の直段にして、虛四百六十五文と云ふは湖北五十仙銀貨の直段を示すものなり、但兩者とも市場に流通することなし。

關稅納付用通貨

上海に於ける關稅の支拂は海關兩に據るべきは勿論なれども、元來海關兩は抽象的貨幣にして成貨なきが故に、實際稅金を拂込む場合には、上海の通貨を以てせざるべからず、卽ち銀錁銀元等を以て代用するものにして、中國銀行に是等通貨を拂込み、其領收書を海關に提出し、以て關稅の支拂を完了せるものとす、今中國銀行への支拂方法を見るに次の五種に分たる。

一、中國銀行に有する上海兩勘定口座より拂出するもの

二、外國銀行買辦及支那錢莊の發行する劃條（横線小切手の一種）（Native order）に依るもの

（普通　切手は受理せず）

三、上海兩（馬蹄銀又は紙幣）によるもの

四、墨銀弗（銀貨及紙幣）によるもの

五、支那鑄造銀元によるもの

而して海關兩と上海兩との換算割合は、海關兩百兩上海兩百十一兩四と公定す、次に墨銀又は其他銀元を以て税金を拂ふ時は、當日の市場相場（支那錢行組合建相場）に依り、弗又は元を上海兩に換算し、其上海兩額を前記の割合を以て、海關兩に換算するものにして、其割合に就ては領事又は商人團體と協議することなし。

金融機關

上海に於ける金融機關には外國銀行、外支合辦銀行、支那新式銀行、錢莊等あり、近來錢莊の勢力次第に衰へて新式銀行に移りつゝあるが、支那の銀行は概して基礎鞏固ならず、外國銀行最も信用及勢力あり。

外國銀行

喳啢銀行（麥加利銀行）
(Chartered Bank of Australia and China,)

上海に於て初めて外國銀行を許立せし國は英國にして、喳啢銀行之なり、本銀行は印度、濠洲及支那方面と英本國との間の貿易增進の爲めの金融機關として、一八五三年英國國王の特許狀により設立せられたるものにして、本店を倫敦に設け、之れより五年後れて上海に支店を設立せり、卽ち一八五七年十一月なりとす、之れ英國は世界各國に先ちて支那との通商に從ひ、多大の發達を見たるより、之れが金融の必要を痛感して設置したるものなるが、其設立の當初は左程大なる

金融を司る能はずして、上海支店の營業は利益なく、數年間は每期欠損を續け上海支店の營業振はざるの結果、香港上海の株式市場に於ける同行株式價格は拂込以下に下落せるの時ありたりしも、其後營業振の宜を得たる爲、次第に繁榮に向ひ一八八〇年頃には、上海支店の營業大に盛となり、英國より支那に輸入せらるゝ貨物の金融機關となり、後香港上海銀行支店の此に設立せられたる時に於てすら、其の打擊を蒙ることなく其信用實に多大なるものありき。

同行資本は最初八〇〇、〇〇〇磅なりしが、一九〇七年增資して一、二〇〇、〇〇〇磅とせり、一株二十磅の株式に分ち全額拂込濟なり、現今支那に於ては香港、廣東、福州、漢口、天津、上海、青島等に支店を有す、其業務は普通銀行業務なるが、自然爲替業務其主要なるものとなれり、支那に於ける投資事業には關係せず、只一九一〇年の上海市場救濟借款に付三百五十萬兩中の五十萬兩を分擔したるのみ。

香港上海銀行（滙豐銀行）
（Hongkong Shanghai Banking Corporation）

上海に於て喳咑銀行に次いで設立せられたる銀行は香港上海銀行なり、同行は一八六五年四月香港在留の英國商人によりて設立せられ、一八六六年香港立法議會の議決により同政廳命令第二號により法人の資格を享有せるものにして、本行の目的は香港其他の東亞市場に於ける英國貿易

の機關たらしめ、金融の利便を與へんとするにあり。

香港上海銀行

其資本金は一八六六年銀行令により五百萬弗（香港弗）と定め、之れを一株百二十五弗の株式四萬株に分ち成立の際半額卽二百五十萬弗の拂込をなし、其の餘は爾後數同に分ち拂込を終れり、一八八四年七月に至り二百五十萬弗の增資を行ひ直に之が全額拂込を終り總資本額七百五十萬弗となせるが、次で一八九七年二月更に二百五十萬弗を增資して之れが拂込を終れり、其後も業務の發展と共に增資の必要に迫られしより一九〇七年香港政廳命令第六號を以て香港上海銀行令第二十二條を改正し同行資本は二千萬弗の範圍に於て株主會の決議を以て隨時之を增加し得ることゝし、同年六月五百萬弗を增し翌月中其の全額拂込を終了したれば目下同行資本總額は千五百萬弗なりとす。

本行は其基礎を鞏固ならしむる爲積立金の如きは可成多からしむるの方針を採り、又積立金を

金貨積立金、銀貨積立金に分ち、金銀比價の變動より來る損失につき補償的作用をなさしむることゝしつゝあり、今や其兩積立金共資本金以上に達せり。

本行は最初の香港政廳令により其存續期限を同令發布の日より二十一ヶ年に定められたるが、一八八七年政廳令五號にて二十一ヶ年延長せられ、一九〇七年重ねて二十一ヶ年延長せられたり。

現今同行は香港本店、倫敦支店の外五個の支店(Branch)二十六個の出張所(Agency)及一個の派出所(Sub-Agency)を設く、其所在地次の如し

支店　橫濱、上海、新嘉坡、マニラ、漢堡

出張所　リオン、紐育、桑港、孟買、カルカツタ、コロンボ、蘭貢、柴棍、彼南、馬刺加、ジョホール、バタビヤ、イロイロ、イボーキユダラムプル、スラバヤ、神戶、長崎、北京、天津、靑島、福州、厦門、廣東

派出所　上海虹口

業務は爲替、預金、貸付等の外銀行劵の發行をなす、元來英國の海外銀行は其拂込資本額を限度として銀行劵の發行を許さるゝを常とするも、本行に於ては特別に確實なる財產及未拂込株金の額に對しても之れを發行し得ることゝせり、上海支店に於ても銀行劵を發行し、上海及其附近に於て大なる信用を以て流通しつゝあり。

其外本行は支那の借款に應募することを其主要業務の一とし、支那政府又は民間企業の借款に應じたるもの甚だ多し、今其主要なるものを擧ぐれば一八七七年伊犂地方征討費五百萬兩、一八七九年支那政府七分利付公債千六百十五萬元、一八八五年七分利付公債百五十萬磅、一八九四年日清戰爭借款一千萬兩、一八九五年日清戰爭借款三百萬磅、一八九六年第一次英獨借款一億兩（獨華銀行と共同）、一八九八年第二次英獨借款千六百萬磅（獨華銀行と共同）、一八九八年京奉鐵道借款二百三十萬磅、一九〇三年滬寧鐵道借款二百九十萬磅、一九〇五年團匪事變賠償金元利償却補充借款一百萬磅、一九〇六年九廣鐵道借款百五十萬磅、一九〇八年及一九一〇年津浦鐵道借款九百五十萬磅（獨華銀行と共同）、一九〇八年滬杭甬鐵道借款百五十萬磅、一九〇八年京漢鐵道買收借款五百萬磅、一九一一年粤川漢鐵道借款六百萬磅（獨佛米銀行共同）、一九一三年善後借款二千五百萬磅（五國借款團）等にして其他南京政府公債、上海市場救濟借款、上海商務總會借款等にも應じ支那各方面に及ぼしたる金融上の勢力は頗る甚大なるものあり。

本行は東亞に於ける最大有力なる金融機關なるが、殊に上海は香港と相並びて其二脚中の一脚を置くの地なれば、從て此に於ける其の勢力は甚だ大なりとす。

獨亞銀行（德華銀行）
(Deutsch Asiatische Bank)

本行は獨逸の極東經營殊に對支發展の爲に、獨逸政府の斡旋の下に、獨逸の有力なる銀行の合同により、一八八九年二月十二日伯林に設立せられ、同年五月十五日上海の獨逸總領事館に登記せられ本店は上海に置けり。其後各地に支店を設けられたるが先づ一八九六年伯林、カルカッタに設け、次いで一八九七年天津、漢口、青島に、一八九九年香港に、一九〇四年濟南に、一九〇五年北京、横濱に、一九〇六年神戸、新嘉坡に、一九一一年廣東に設置せり。

其資本金は創立の際は五百萬上海兩四分の一拂込なりしが、カルカッタ支店設置と同時に資金の需要增加せる爲、一八九七年更に四分の二の拂込をなし、一九〇〇年香港支店開設と共に全額の拂込を了せり。其後一九〇四年總資本額を七百五十萬兩に增加し、其際四分の三の拂込をなし、更に一九〇六年全額拂込濟とせり。

業務は普通銀行業務を司るも、自己の計算に於て商品取引を爲す事、本國に於て預金及振替業務をなす事を禁ぜらる、一九〇六年六月八日獨帝國宰相の特許狀に基き一九〇四年十月三十日より十五ヶ年間獨領膠州灣及支那各地に於て銀行券を發行するの特權を得。其結果上海に於ても一九〇七年十一月より銀行券を發行せり。

又本行は獨逸の銀行團を代表し支那の借款に關與し、一八九六年には香港上海銀行と共同して日清戰爭公債千六百萬磅、一八九八年には其續借款千六百萬磅を同じく香港上海銀行と共同して

引受け、其後も一九〇八年英國英淸組合と共に津浦鐵道借款五百萬磅を、一九一〇年同續借款四百八十萬磅を引受け、又粤川漢鐵道四國借款、善後借款、上海市場救濟借款に參加し、山東鐵道會社、山東鑛山會社の創立について努力せり。

歐洲大戰の爲先づ青島濟南兩支店、日本軍に占領閉鎖せられ、香港支店は英國の爲に閉店清算を命ぜられ、其後支那の參戰の爲在支本支店全部閉鎖せられ、紙幣は流通力を失ひ全く倒閉の狀態に陷れり、戰後平和克復後其恢復について考究中なりしが、一九二二年一月中獨逸政府より註獨支那公使魏宸組に對し、同行在支各本支店再開の希望を申出で、同公使より本國政府に稟申の上、此申出を受諾する旨を回答したり。

有利銀行
(Merchantile Bank of India, L'td.)

本行は Chartered Merchantile Bank of India, London and China, と稱せられ、一八七五年九月十五日特許狀により、英國の海外銀行として設立せられたるものなるが、一八九二年組織を變更し、同年十二月二日會社法の下に登記をなし、名稱をも改むるに至れるものにして、本店を倫敦に置き孟買、カルカツタ、ハウラト、デーリマドラス、カラチ、蘭貢、古倫母、カンディーゲール、新嘉坡、彼南、コタバール、クアラウムブア、バタビア、香港、北京、上海、ポートルイス

マウリチウス等に支店を設く、上海支店は一八九三年に設けられたるものなり。
資本金は總額百五十萬磅にして、内A株三萬株B株三萬株あり、其發行資本額はA株一萬五千株、一八七、五〇〇磅、B株三萬株、三七五、〇〇〇磅なり。

印度支那銀行（東方滙利銀行）
(Banque de L'Indo-Chine)

本行は佛國の印度支那經營の一機關として一八八七年に創立せられたるものにして、其資本金最初は八百萬法なりしが其後次第に增加して四千八百萬法となり、株式額面は五百法にして四分の一拂込なり、同行が上海に出張所を設けたるは一八九七年にして、此外柴棍、アイフオン、ボンデイシエリー、ヌメア、バビート、ジブーチに支店を、プノムバン、アノイ、ツラーヌ、盤谷、バツタンバン、香港、廣東、漢口、天津、北京、新嘉坡に出張所を有す、上海に於ては銀行券を發行し居れるが、其上海出張所設置に際しては、露清銀行と協定を遂げ、上海北京及漢口を以て露清銀行の營業區域、上海以南を本行の營業區域とし、本行は上海以北には發展せざるの約束をなせり。
普通銀行業務及銀行劵發行の外、支那借款にも關與し、嘗て京漢鐵道贖回公債、川粤漢鐵道四國借款、支那政府改造借款、上海市場救濟借款等に參加せり。

花旗銀行
(International Banking Corporation)

本行は米國の東亜經營の一機關として、各銀行家聯合の下に、一九〇一年六月十四日コンネクチカット州法の下に創立せられたる、米國最初の國際金融機關なり、本店を紐育に置き、上海支店は一九〇二年に開業せられたり、其目的の一は東亜に於ける外國爲替を獨占せる、英國銀行と競爭せんとするにありたるが、未だ十分に其目的を達するに至らず、然し米國の銀行として支那に支店を設けたる最初のものなるを以て、相當の發展をなすを得たり、今日に於ては上海の外、天津、北京、青島、香港、哈爾賓に支店を有し、支那以外に於てはマニラ、キユバ、バタビア、カルカッタ、孟買、神戸、横濱、倫敦、リオン等に支店を有す。

同行資本金は設立の當初には五十萬米弗に過ぎざりしが其後次第に増加して今や五百萬弗に達す、本行は米國國際企 會社と密接の關係あり、支那に於ては同社の爲に金融業務を掌り、又米國の對支投 團の一員たり、湖北省外債、上海市場救濟借款に參與せり、上海に於ては銀行券を發行せるが其流通額は多額ならずと云ふ。

和蘭銀行
(Nederlandsche Handel Maatschappij)

和蘭銀行は一八二四年の創立にして、本店をアムステルダムに置き、一九〇二年支店を上海に設置せり、本行の資本金五千萬ギルダーにして、和蘭の南洋に於ける殖民地の金融機關なるが、近年南洋と支那との關係密接となれる爲、上海支店の業務も繁盛を加へつゝあり、一九一〇年の上海市場救濟借款團に參加し、二五〇、〇〇〇兩を分擔せり。

華比銀行
（Banque Sino-Belge）

本行は白支間の金融機關として、且又當時決定したる北清事變賠償金受取の爲一九〇二年三月設立せられたるものにして、本店をブラッセルに置き、上海支店は同年より開業せり、現に上海の外北京、天津にも支店を有す、資本金は最初百廿萬法なりしが、後五千萬法に增加せり。

義品澄款銀行
（Credit Fonciér d'Extrême Orient）

義品澄款銀行は佛國の不動產銀行にして、其支店を上海に置けるは一九一〇年の事にして、佛國巴里に本店あり、不動產銀行として建築、土木等の事務所を有す。

美豐銀行
（American Oriental Banking Corporation）

本行は一九一七年創立の米國銀行にして、上海の米國總領事館に登記せられ、此に本店を設く未だ其他に支店を設くるに至らず。資本金は二百萬弗にして全部拂込濟なり、一般銀行業を營むと雖も、主として貯蓄銀行業務を取扱ふ。

滙興銀行
(Park-Union Foreign Banking Corporation)

本行上海支店は一九一九年設置せられたる處にして、本店は紐育にあり、上海の外北京、天津、香港等に支店設置の企畫あるも、未だ開設を見ず、其他東京、横濱、紐育、香港、シヤトル及巴里、倫敦等に支店を有す、其資本金は四百萬米弗、全額拂込濟なり、本行は、National Park Bank of New York 及 Union Bank of Canada の共同出資に據るものにして、一般銀行業務の外特に米國外國貿易業者の依託に依り、貨物の買付販賣に應じ、低利を以て金融の便を計れり。

比律賓國立銀行
(Philippine National Bank)

一九一五年に創立せられ本店を比律賓マニラに設く、上海支店は一九一九年三月六日の開設に係る、上海の外支那には支店出張所等無し。資本金は二億六千ペソにして全額拂込なり、本行は比律賓に於ける官民合辦の中央銀行として同島産業開發の爲めに設立せられたるものに係り、殊

に砂糖耕作の奬勵保護に任じ、其他麻、煙草、コプラ等の農作物には長期貸付或は農作物を擔保に低利融資の便を與へて、是等農產業の生產促進奬勵に努め、年々多大の利益を擧げつつありと雖も、商業的方面に於ては數年來の爲替變調銀の下落の爲めに、上海支店の如きは甚大の損失を蒙り、一時は閉店同樣の窮狀に陷り米國政府の助けにより其命脈を維持し得たりと云ふ。

友華銀行（亞細亞銀行）
（Asia Banking Corporation）

米國の對支發展の爲に Guaranty Trust Company of New York; Merchantile Bank of the America 等の有力なる米國銀行九家の共同出資により、一九一八年設立せられたる所にして、本店を紐育に置き、上海には一九一九年二月より支店を設け之れを其支那に於ける活動の中心となし、此外漢口、天津、北京、長沙、廣東、マニラに支店を置く、總資本額は四百萬米弗にして、其活潑なる活動は米國近年の對支發展の先驅をなすものなり、支那人方面に氣受けよし。

美國大通銀行
（Equitable Eastern Banking Corporation）

本行は米國紐育 Equitable Trust Company の經營する處なるが本銀行の出資者は同社の外尙數會社あり、極東に於ける自家貿易發展の爲の機關たらしむるを主要目的とするものにして、主と

して爲替業を營む、本店を紐育に置き、上海支店は一九二一年一月より開かれたり。

美國運通銀行
(American Express Co.)

資本三千萬弗内一千八百萬弗、拂込の米國會社にして、本店を紐育に置き、銀行業及運送業を營む、上海には一九一八年より支店を設け　銀行業務としては爲替信託を主とし、其外運送、船舶代理業を營む。

日本諸銀行

上海に支店を有する日本の銀行少なからず、是等に就いては此に記述を須ゐる迄もなく、世上熟知する處なるを以て、敢て贅せず、唯其支那に於ける支店出張所の所在地及投資事業の主要なるもののみを列擧するに止むべし。

（一）　横濱正金銀行

一、營業所　本店　東京

支店　上海、漢口、天津、香港、大連、北京、青島、牛莊、奉天、長春、哈爾賓、開原、濟南

一、資本金　四千二百萬圓

一、上海及其他に於て銀行券を發行す

一、對支投資

イ、贖回京漢鐵道借款（一九一〇年）　二百二十萬圓

（擔保京漢鐵道收入）

ロ、郵傳部鐵道公債（一九一一年）　一千萬圓

（擔保京漢鐵道收入及江蘇省貢米納金）

ハ、四鄭鐵道第一回借款（大正四年十二月）　五百萬圓

ニ、四鄭鐵道第二回借款（大正七年二月）　二百六十萬圓

ホ、第一回善後借款　四千萬圓

（英佛露獨各國銀行團と共同にて二億萬圓の借款を引受け内四千萬圓を本行に於て分擔せり但し實際に於ては本行は名義のみにして他國よりの出資に係る）

ヘ、第二次善後借款第一回前渡金（大正六年八月）　一千萬圓

（名義は英佛露日四國財團なるも、事實上全部日本側にて引受け實際我國の東西銀行團之れを引受けたり）

ト、第二次善後借款第二回前渡金（大正七年一月）　一千萬圓

（同上）

チ、第二次善後借款第三回前渡金（大正七年七月）　一千萬圓

リ、漢冶萍公司貸付　六千五百三十餘萬圓
（數回の貸付を合計したるものたるが其正確なる現在高は不明なり）

（二）臺灣銀行

一、營業所　本店　臺北
支店　上海、福州、汕頭、厦門、廣東、九江、香港

一、資本金　三千萬圓

一、上海其他に於て銀行券を發行す

一、對支投資

イ、上海閘北水電公司　二十萬兩
（大倉組經由擔保同社資產）

ロ、上海旭公司　二十萬三千五百兩
（上海南市電燈公司に對する旭公司の債權を擔保とし、三井物產會社保證）

ハ、漢冶萍製鐵廠（四口）　三十六萬兩
（三井物產經由）

ニ、浙江銀行（三口）　七萬五千兩

ホ、福建承宣布政使	十二萬五千圓 十二萬五千弗 五萬兩
ヘ、福州電氣公司	七萬弗 二十萬圓
ト、汕頭商務總會	十五萬弗
チ、汕頭電氣公司	二十萬弗
リ、廣東承宣布政使（二口）	百六十萬圓
ヌ、廣東巡按使	九萬圓 四萬弗
ル、福建銀行（三口）	二十萬弗
ヲ、交通銀行第一次借款（朝鮮、興業銀行と共同）	五百萬圓
ワ、同第二次借款（同上）	二千萬圓

カ、吉會鐵道借款（同上） 一千萬圓

ヨ、京畿水災借款（他銀行會社と共同） 五百萬圓

タ、滿蒙四鐵道借款前渡（朝鮮、興業銀行と共同） 二千萬圓

レ、濟順高徐鐵道借款前渡（同上） 二千萬圓

ソ、廣東セメント廠借款 三百萬圓

ツ、廣東[illegible]稅擔保借款 百五十萬圓

ネ、參戰借款（朝鮮、興銀と共同） 二千萬圓

（三） 朝鮮銀行

一、營業所 本店 京城

支店出張所 奉天、大連、遼陽、鐵嶺、營口、四平街、旅順、鄭家屯、上海、龍井村、開原、長春、傅家甸、哈爾賓、吉林、青島、天津、濟南、滿洲里

一、資本金　四千萬圓

一、對支事業

イ、滿洲に於ける金券の發行

ロ、滿洲に於ける國庫金の取扱

ハ、奉天財政廳第一次借款　百萬圓
（擔保奉天電燈、電話事業、商埠地土地）

ニ、同第二次借款　百萬圓
（擔保酒税契税）

ホ、第三次奉天財政廳借款（大正七年四月）　三百萬圓

ヘ、交通銀行第一次借款（大正六年一月）　五百萬圓
（但臺灣、興業銀行と共同）

ト、同第二次借款（大正六年九月）　二千萬圓
（同上）

チ、吉會鐵道借款（大正七年六月）　一千萬圓
（同上）

リ、京畿水災借款（大正六年十一月）　五百萬圓
（興銀、三井、三菱其他七銀行と共同）

ヌ、滿蒙四鐵道借款前渡（大正七年九月）　二千萬圓
（臺銀、興銀と共同）

ル、濟順高徐二鐵道借款前渡（大正七年九月）　二千萬圓
（同上）

ヲ、參戰借款　二千萬圓
（同上）

ワ、直隸省借款（大正七年五月）　百萬圓

カ、陝西省借款（大正七年六月）　三百萬圓

ヨ、中國銀行借款（大正七年八月）　二百萬圓

（四）住友銀行

一、營業所　本店　大阪
　　　　　　支店　上海、漢口

一、資本金　三千萬圓

（五）三菱銀行

一、營業所　本店　東京

　　　　　　支店　上海

一、資本金　　　　　五千萬圓

從來三菱合資會社銀行部なりしが、近年獨立の銀行となれり。

（六）三井銀行

一、營業所　本店　東京

　　　　　　支店　上海

一、資本金　　　　　一億萬圓

合辦銀行

露亞銀行（華俄道勝銀行）

(Banque Russo-Asiatique)

露亞銀行は一九一〇年七月露國政府特許狀の下に、舊露清銀行と露國北方銀行と合併して組織したるものなるが其前身たる露清銀行は露國の對支經營の機關として一八九六年八月の露清協約

に基き、露淸兩國の合辦を以て組織せられたるものにして、淸國政府は本行の資本金として、庫平銀五百萬兩を支出すべき事を定めたり、其後露國に本銀行を利用して滿洲に於て活躍し、東淸鐵道南滿鐵道等の布設權を獲得せるが、一方各地に支店を設け上海へも一八九六年之を開設せり、然るに日露戰爭に敗北するや支那滿洲に於ける同行支店は一時全く營業停止の狀に陷り、爾來業務不振なるに加へて、紐育支店に行員の費消事件生ぜし爲、一九一〇年遂に北方銀行に合併せられ、其名稱をも變改せらるゝ事となれり。

露亞銀行定款によれば其資本金は二千五百萬留と規定せらるゝが、其資產負債表による資本金は創立の當初より其以上にして、一九一四年一月一日現在に於ては露國側出資四五、〇〇〇、〇〇〇留にして、之を一株一八七留半の株式二三九、九九九株に分ち此外支那政府の出資三、五〇〇、〇〇〇兩則四、七三七、四六〇留なりとせらる、露淸銀行時代に於ける露國側の出資額は大部分佛國のコントワル、ナショナル、デスコント銀行の供給したる處にして、上海に於ける其支店は同行の支店を其儘繼承せるものなりと、其後露淸銀行の合併せられたる北方銀行亦佛國のソシエテゼネルラ銀行の娘銀行にして從て露亞銀行亦事實上は佛國銀行の勢力圈内にあるものと謂ふべし。

本行には支那政府よりも出資せるが設立の初露國側の株主に對し露貨建の株式を發行すると共に、支那政府の出資については爲替相場の變動による損失無からしめん爲に上海兩建株式を發行

したりしが、右の制度は其後も依然繼續せられ、露亞銀行は、露清銀行兩建株式十六株に對し兩建同行株式九株を割當てたり、斯くして露亞銀行は金銀二樣の株式あり、而して其計算の本位を露貨としたるより、支那政府持株に對しては爲替相場變動の危險を全然銀行に於て負擔せざるべからずして、其不利益少なからず。

露亞銀行は露清銀行と北方銀行との合併に係るより、從て其營業範圍も從來の兩行の活動區域を併せたる者にして、西比利亞、支那、日本、印度、波斯、亞細亞諸國の外、歐米各地に亘り支店出張所百九を算せしが、露國の崩壊の爲全く不振の狀態に陷れり、本行は露清銀行より引續き支那の借款にも關係しつゝあり、嘗て露清銀行は日清戰役借款四億法を貸付け、又正太鐵道借款四千萬法を引受けたるが、此外上海市場救濟借款、支那改造借款の引受にも他國銀行團と一致して之に當れり

中佛實業銀行

第一次革命後支那が善後の處置をなさんが爲め六國銀行團に對して借款を提議するや、これが條件につき兩者の間容易に一致を見ず、屢交涉中絕を生ぜしことありしが、民國元年臨時政府設立の初にありては熊希齡財政總長として專ら此交涉に任じ、甚だ其折衝に苦しみつゝありき、然るに此時佛國の東方滙理銀行は熊氏に對し「六國團は互に相牽制し、借款の事恐くは成就し難からん、中佛の國交は從來敦睦なれば、兩國聯合して一銀行を設け、實業を以て前提となし、信用昭

著なるを俟ち、則ち之を藉りて外資を輸入し、以て中國財政の急を濟ふに如かず」との意を傳へたるに、熊氏は此計畫を以て可なりとして該銀行に對し之れに關する詳細の辦法を內示せんことを求め、此に本行設立計畫の端を發せり、其結果東方滙理銀行よりは代表者二人を北京に派し、財政部當局と本行創立の交涉を開始せしめ、其間種々の曲折ありしが、一九一一年一月十五日に至り兩者の間に中佛實業銀行組織に關する契約の調印を見たり。

而して右協定により本行は巴里に本店を置き、支那政府に登記し、資本金は四千五百萬法とし、三分の二は佛國資本團、三分の一は支那政府に於て引受くる事となし、其結果一九一三年創立せられ、支那に於ては上海の外北京に支店を設けたり。

開業當時成績良好に一九一四年には中華民國政府五分利實業金貨公債一億五千萬法を引受け、又欽渝鐵道借款六億法引受の契約をなせり。

然るに其後巴里の重役間に不正事件等あり、一九二一年其事暴露し爲に營業休止となり今や事實上倒閉の狀態にあるが、佛國政府は再開方法につき考究中なりと云ふ。

中華滙業銀行

本行は一九一八年一月十九日北京に於て創立總會を開き、同年二月一日より開業したる日支合辦の銀行にして、本店を北京に置き、上海には支店を置く、此外東京、漢口等にも支店を設置し、

支那法律に準據して、支那農商部に登記す、其資本金は一千萬圓とし、之れを一株百圓の株式十萬株に分ちて、日支兩國人に於て之れを均分して引受け、其總裁は支那人を擧げ、專務理事に日本人を任ずるの制なり。

中華懋業銀行

(Chinese American Bank of Commerce,)

多年の懸案なりし米支銀行設立の議が、歐洲大戰後の米支接近の時代に實現するに至れるものにして、米國の對支親善政策の一表現と稱せらるゝものなり、米國側よりは Chinese National Bank, Pacific Development Co. の代表者、支那側よりは徐世昌、黎元洪、段祺瑞、錢能訓、朱葆三等株主として之れに加はり、一九二〇年に創立せられ本店を北京に置き、同年直に上海に支店を設け、其他漢口、天津、濟南、石家莊、哈爾賓、廣東等に支店を開けり、資本は一千萬米弗にして半額の拂込なり、現に支那人錢能訓を總理とし、米國人其下に實權を掌握し、銀行券發行の特權をも獲得し、米支人共同の下に花々しき活動をなしつゝあり。

支那銀行

中國銀行

支那の中央銀行にして、戸部銀行、度支部銀行、大清銀行の種々なる變遷を經て今日に至れるものなり、上海支店は戸部銀行創立後程なき光緒三十一年八月に設けられ、爾來引續き其重要なる支店の一たり、嘗て民國五年政府が中國交通兩銀行の兌換停止を命じたる際も、上海支店のみは、單獨兌換の要求に應じ以て市面の維持を圖れり、其發行せる兌換券も近年漸く信用を得るに至り、大なる支障なく流通し居れるを見るが、大體に於て支那政局の動搖常なきと相俟て信用乏し、本行資本金總額は六千萬元にして、支那到處に支店出張所を設け、一般銀行業務の外兌換券の發行、官金の取扱等をなす。

交通銀行

光緒三十三年前清郵傳部の設立したる、交通事業開發の爲の機關なり、支那政府の官設銀行なる爲、政府の財政缺乏の際は、多大の借上金を命ぜられ、爲に屢經營困難に陷れる事あり、現在漸く營業を續けつゝあるが起色ある無し、上海支店は前清時代より設立せられ、今日に及べり、上海に於ても兌換券を發行す、資本金は一千萬兩、支那各地に支店あり。

鹽業銀行

鹽業銀行は元故袁世凱時代、卽ち民國三年の頃、時の總統府財政顧問張鎭芳が鹽稅取扱を目的として、計畫したるものなるが、當時財界に於ける廣東派の勢力盛にして、容易に張氏の計畫は

成功せず、一時殆んど絶望に歸したりしが、其後周學熙の財政總長となるや、周氏は元と財界の廣東派を壓伏せんとの宿望を有せしより、張鎭芳の鹽業銀行の計畫を遂行せしめ、之によりて廣東派に當らんと欲し、民國四年三月遂に之を成立せしむるに至れり。

本行の資本金は、總計五百萬元にして、内二百萬元は政府より出資し、三百萬元を民間より募集せるものにして、政府の出資額は全部拂込を了したるも、民間の拂込は開業當時四分の一を得、次いで六年末迄に計百五十萬元を得たるが、更に七年より毎年二十分の一即二十五萬元宛續收して、擴張の資に充つることゝせり、其業務は爲替、預金、貸出、手形割引等の一般銀行業務の外、特別會計の國庫金の取扱、政府の委託による金庫事務、政府の委託による在外資金の管理等にして、特に右以外の事業の經營を禁ず、上海には創立後直に支店を設置せり。

新華儲蓄銀行

新華儲蓄銀行は民國三年十月十一日公布新華儲蓄銀行章程に準據し、財政部に於て中國銀行及交通銀行に命じて組織せしめたるものにて、貯金取扱を主要目的とし割增金付儲蓄票を發行す、資本金は一百萬元にして、其組織は株式會社なるも、右資金は中國交通兩銀行の合資に係り全部拂込濟たり、本店を北京に置き、天津、上海に分行を設く。

浙江地方實業銀行

浙江地方銀行は上海に支店を設け居れるが、同行は支那銀行として基礎鞏固なるより、其上海支店も相當重をなし營業繁昌せり、上海支店は中國銀行等と共に上海公棧の經營をなす。

上海商業儲蓄銀行

民國四年八月開設せられたる支那人の商業銀行にして、貯蓄銀行業務を兼營す、資本金は最初十萬元なりしが、今や三十萬元に增加せられたり、株主中には外國人もあり、信用厚く營業狀態從て良好なり。

浙江興業銀行

浙江興業銀行は光緒三十二年全浙鐵路の機關たらしめんとして設立したるものなるが、現在に於ては純然たる商業銀行となれり、資本金百萬元、最初本店を杭州に置き、上海には光緒三十四年より支店を開設せしが、民國四年本店を上海に移し、杭州を支店とせり、成績良好にして信用あり、杭州上海に於て銀行券をも發行し、相當の流通ありたり。

中孚銀行

民國五年十一月資本金二百萬元を以て孫蔭亭の發企の下に、天津に設立されたる銀行にして、翌六年四月より上海支店を開設せり。

金城銀行

民國六年五月設立、資本金二百萬元にして、本店天津にあり、設立後間もなく上海に分行を開き普通銀行業務を營めり。

江蘇銀行

舊來の江蘇官銀號を民國元年二月改稱したるものにして、資本金六十萬元とし、内三十萬元は江蘇財政司より支出す、本店を上海に置き南京、鎭江、蘇州、楊州、常州、無錫に支店を設け、省内の金庫事務を取扱ふ傍ら預金、爲替業務をも取扱ふ、貸付は之れを行はず、古くより紙幣を發行せり。

信成銀行

上海昌昇鐵號主人周舜臣の發企せる處にして、光緒三十二年設立當時は五十萬元の資本なりしが、後二百萬元に增加せり、上海を本店とし無錫、蘇州、南京に支店を設け、銀行券を發行す、基礎鞏固にして信用あり、其の銀行劵は外國銀行の發行せるものと同樣の信用を以つて流通しつゝありと云ふ。

其他の銀行

此外上海に本店又は支店を有する支那銀行次の如し。

行名	本店	拂込資本金	備考

中華商業儲蓄銀行	上海	二五〇、〇〇〇元	兌換券を發行す
永亨銀行	上海	二五〇、〇〇〇	同
正利銀行	上海	一〇〇、〇〇〇	兌換券發行せず
中國通商銀行	上海	二、五〇〇、〇〇〇	兌換券を發行す
四明商業儲蓄銀行	上海	六四九、〇〇〇	兌換券發行せず
東陸銀行		六三〇、〇〇〇	同
聚興誠銀行		七〇〇、〇〇〇	兌換券發行す
廣東銀行	廣東	二、八六〇、〇〇〇	兌換券發行せず
華孚商業銀行	杭州	四二八、五〇〇	同
東萊銀行		二〇〇、〇〇〇	同
大陸銀行	天津	一、〇〇〇、〇〇〇	同
山東銀行	濟南		
東亞銀行		二、〇〇〇、〇〇〇	兌換券發行せず
中國實業銀行		二、二二三、〇〇〇	同
華商實業銀行	上海		
華豐銀行	上海		
慶豐合資銀行	上海		
大豐銀行	上海		
華大銀行	上海		
民新銀行	上海		
中華勸業銀行	上海		

錢莊

上海錢莊は其資本の大小及び營業の廣狹により滙劃、挑打、零兌の三種に區別せらる、一概に錢莊と總稱せらるゝも、眞の意味に於ける錢莊は比較的資本も信用も大にして、錢業者間に於て相當の格式を備へ、錢業公會に加入する資格あるものにして、銀號、滙劃莊卽ちこれにして、其他の資本小に單に銀錢の兩替を營業となすものゝ如きは錢舖にして前記滙劃、挑打、零兌の三種中滙劃、挑打の二種は錢莊にして、零兌は錢舖なり。

上海の錢莊は素と富豪が其資金の利殖と、出納の利便の爲に設けたるものにして、市場金融の調節を目的として成立せるものにあらず、從て其業務、目的については必ずしも銀行と同一ならず、今や上海には新式銀行の設立せられたるもの極めて多きが、錢莊も亦支那人間の金融機關として尚相當勢力を占めつゝあり。

設　立

錢莊の設立については別に官廳の許可を要せざるを普通とす、而してこれを開始せんとするものは先づ議單を作製す、議單は定款に等しきものにして、業務の範圍、資本主の氏名住所、出資額、支配人の權限、利益配當、缺損分擔其他の必要なる事項を記載決定して、他日の紛議に備ふるものにして、資本主、支配人、保證人、代書人等連署調印し、資本主及支配人に於て一通宛を所持するものとす、議單の作製成れば同業者數人の連環保結を以て同業組合に屆出で其認可を經て

始めて業務を開始するものなるが、錢業公所に加入せざるものは此手續を要せず。

資本金

錢莊の資本は普通四五萬兩以下にして、往々三四十萬兩のものありと雖も甚だ稀に、小なるものには僅に五六千兩に過ぎざるものあり、一見甚だ少額に過ぐるものゝ如くなれども、元來錢莊營業信用の大小は資本の大小に關せず、財東經手の信用如何に存するものなるを以て、資本は必ずしも雄厚なるを要せざるなり、蓋し財東（資本主）は其出資額の如何に拘らず、各連帶無限の責任を負ふものなるを以て出資額の如き深く意とするに足らざるものにして、錢莊の資本なるものは、寧ろ之れ迄營業の爲に注入せられたる資金の概數と幾分の準備金の額を云ふものにして、株式會社の資本の如きとは大に異れり。

錢莊は往々一人にて經營するものなきにあらずと雖も、多くは二三人或は五六人の共同出資に係るを常とし、是等資本主の出資に成本、護本の二種あり、成本は一に本銀とも稱し普通の資本にして營業資金たるべきものなり、而して護本は又附本とも稱し成本の不足を補ふ爲に資本主が其成本以外に出資するものにして、其性質資本主の定期預金の如し、而して成本に對しては一定の利益則ち官利を配當し、更に夫れ以上の收益ある場合には紅利（餘利とも稱す）を配當すれども、護本に對しては其出資の際協定せる一定の利子を附するのみ、其利率は甚だ低率なるを常とす、

此利子を花紅と稱し、更にこれを提存す、錢莊の資本は之れを股に分ち資本　は股を分擔するものにして、毎股の金額は一萬兩乃至一千兩とす。

錢莊の資本は是等成本護本のみにては到底足るべきものにあらずして、取引先の預金を以て運轉資金に充つること銀行等と同一なれども、此外從來錢莊は支那の爲替銀行たる票莊より之れを仰ぎ、又外國銀行より之れが供給を受くるを常とせり、然れども往年の第一次革命は支那財界に多大の變動を與へ、錢莊をして遂に資金の不足を是等の方面に求むる能はざらしむるに至れり、右の外國銀行の錢莊に對する貸出は之れを拆票(Chop Loan)と稱し、滙劃莊よりは一種の要求拂約束手形たる莊票(Chop)を差入るゝ外別に擔保を提供せず、但し錢莊破產の場合には優先して其辨濟を受くること多年の慣習にして、又同業者聯帶保證の制を採る。其期限は極めて短きを常とし、即日拂(一天一期)又は二日目拂(二天二期)と定め、且又債權者に於て必要ある時は何時にても返還を求め得べきものとせり、其の利率は銀拆(Native Interest)と稱し、每早朝錢業公所に於て一千兩に對する日歩を定むるものなるが最低五六分より最高五六錢の間を往來するを常とするも、北清事變の際の如き遂に三兩に上りたることあり、而して外國銀行の錢莊に對する貸出は買辦の手を經るが爲に、買辦は自由に利率を定めて之れを徵し、銀行に對しては普通市場利子を納入するに過ぎざるものとす。

斯くて錢莊は外國銀行より資金の融通を仰ぐを例とせしが、一九一一年革命事變の起るや、各地爲替取引中絶し、手形不通となり、當座貸附金の回收不能となり、預金並に莊票の取付亦頻々として行はれしより、外國銀行も同じく Chop Loan の回收をなせしより、融通によりて資金の運轉を圖りつゝありし錢莊は孰れも支拂能力なく遂に支拂停止をなすの止むなきに至り、外國銀行は貸付金の回收をなす能はざりしより爾後此制度を以て危險なりとし、又之れに應ぜざるに至り、一方又支那在來の金融機關として重要なる地位を占めし票莊も、革命に基く支那經濟組織の一變と共に其勢力を失ひ、舊の如く錢莊に對し資金の融通をなすの力なきに至り、旁以て錢莊は從來の如く少額の資本を以て巨額の資金を融通する能はざるに至り、從て錢莊の業務は不振に陷り、金融界に於ける錢莊の勢力は大に凋落を見たり。

外國銀行は錢莊に對し從來の如き信用に基く貸付は之れをなさざるに至りたれども、確實なる擔保の存するに於ては元より之れをなさゞるにあらず、現に洋元を擔保として貸出す洋元押款(Dollar Loan)なるもの專ら行はれ、錢莊は此方法によりて外國銀行に資金の融通を仰ぐ、其期限は二日乃至一週間を常とすれども Chop Loan の如く銀行の必要に應じては隨時償還をなすの義務あり、普通銀元一萬四千元に對し銀錀一萬兩内外の貸出に應ずと云ふ。

又錢莊同業者間に於て資金の貸借融通をなすこと行はれ之れを折票往來又は折票と云ふ、其利

率は銀拆（Native Interest）によるものと、轉賬によるものとあり、轉賬は銀拆より稍高率なるを常とせしが近來 Chop Loan の制度廢滅に歸せしより、轉賬部銀拆となれり、轉賬とは他の錢莊より一時帳簿上の借入をなし置き以て手形交換上の債務を振替ふるものにして利率は錢業公所の公議により毎日之れを定む、同業者間の現銀の收支は之れを滙兌銀と稱し一日を隔てゝ收受するを例とし、若し當日現銀を得んとすれば申水（加水）即打歩を支拂ふを要し、當日現銀を收むるを劃頭銀と稱し、其申水は近年千兩に付一兩內外なるを普通とす。

組織

錢莊の組織は通例業務擔當者は之れを領東、東家と稱し、資本主を財東又は財主と呼び、各出資は勞務の如きものも凡て之れを股份に分ち、財東の股份は之を錢股、又は東股と稱し、領東の股份は之れを身股又は西股と稱す、錢莊には此外支配人以下各種の店員あり、支配人は董事、掌櫃、經手、經理等と稱し、一切の店務を總轄し、業務の執行、店員の任免黜陟等悉く其權內にあり、只普通營業に屬せざる行爲殊に借財の如きは必ず股東の同意を要するを常とす、其他の一般店員は之れを大別して副經理、夥計及學徒とす、副經理は經理の命を受け諸般の店務を擔任するものにして、錢莊の大小により或は一人或は數人を置く、普通組織の稍大なる錢莊にありては店務を內外に區別し各一名の副經理を以て其主任とし、之れを當內事及當外事と稱す、內事部は之

を內賬と稱し信房、庫房、賬房之に屬し、信房は信書の往復を庫房は倉庫事務を賬房は金錢の出納記帳を司る、其倉庫事務を司る夥計を管棧と稱し、賬房事務を掌るものを管銀、管賬と稱す、內事部には此外來客の應接係たる會客的あり、外事部は副經理以下店外の事務に當るものこれに屬し、跑街、跑市ありて市中に出で市場の狀況を細大漏らさず見聞して之れを經理に報告し又華客の許に至りて其命を聽く、尙夥計の下に小夥、學徒（學生意的）等あり、瑣務を辨ず。

決算並利益配當

錢莊の決算期は各自の任意にして或は每年一回とし、或は三年一回とする等別あり、然れども取引先との決算は每月末に之れを行ひ、而して年末に於て大決算をなすを常とす、決算に基く利益配當の方法は錢莊創立の初に於て出資者間に於て協定するを例とするも、其多くの例を見るに一本銀に對し一定の利益卽官利を支拂ひ、其殘餘を十五股に分ち、其十股を資本家の所得とし、一股半を正經理に一股を副經理に其餘は之れを各店員に分配するを常とす、尙純益金中より財東經手の任意を以て積立金をなす、之れを公積金と云ふ。

錢莊は取引契約をなしたる商人に對しては摺子を交付し、取引ありたる每に之れに記入し置き、每月末に一結し更に年末に決算を行ふものにして、一年末の結算期に際し若し貸越ある時は年末迄に之れを拂込み淸算することを要し、信用最も優なるものは每年十二月二十四日迄に淸算を

了し、之れに次ぐものは二十八日迄に了し、三十日に及ぶものを最下とす、大決算は毎年末にして先づ十二月五日頃より摺子の決算をなし、決算尻が貸越なるか、又は預金の殘餘ある場合に、一旦正貨を用ひて其貸借關係を結了する時は、此に商人錢莊間の關係は一時斷絶するものにして、更に取引を繼續せんとする時は翌年改めて交渉するを要す、而して貸借關係を結了することなく翌年に繰越さんとする時は貸越の場合には十二月初に於て內入其他の方法により翌年の新帳簿にこれを繰越す方法によるも、斯かることは甚だ稀にして大概十二月末日迄に皆濟をなすものとす、預金繰越の場合は常に見る處にして此場合には摺子を其儘商人に渡し置き翌年正月預入額を記入したる新摺子を商人の宅に持參し以て取引を繼續するものとす。

營　業

錢莊は普通一般の銀行と同じく、預金、貸付、爲替、手形發行、割引等を以て其主要營業となし、就中預金貸付を以て其主要なるものとす。

預金　預金は之れを存款と稱し錢莊の根本業務なり、之れに當座預金（浮存、活期存款、往來存款と稱す）と定期預金（長存、定期存款と稱す）との二あり、兩者中多きは當座預金にして預金者は商人最も多し、而して當座取引を開始せんとするものは先づ錢莊の信用するものを紹介人として、取引を申込むべく、錢莊之れを承諾したるときは之れに對し往來帳（存帳）及支票（小切手

帳）を交付す、預金の引出預入共に頗る簡單にして、預入の場合は預主は單に一片普通の書信に預入の旨を記載し、之れに現金を添へて錢莊に持參すれば、錢莊は通帳の上方に收入の日附及金額を記入してこれを返戻す、手形を用ひて預入をなす時は滿期日の手形なる時は其儘にて可なるが、若し期日前の手形なる時は其滿期日の日に預入ありたるもの丶如く其日附にて記帳するを常とす、通帳は白紙の折本にして、記入の方法は預入を收として帳簿の上方に記入し拂出を付として通帳の下方に記入す、更に又錢莊には臺帳ありて、預入拂出共にこれに記入す。

支票即ち小切手は錢莊と當座勘定を開けるもの丶發行するものにして、一定の形式用紙なく商人の自由とす、而して支票を發行したる場合は、直に其期日及金額を錢莊に通知するを要し、錢莊は其通知なき時は之れが呈示あるも支拂をなさず、支票は其性質として當然一覽拂たるべき筈なるも期日拂のものを普通とし、其期間は上海に於ては多く十日間とす、而して其票面には受取人を指定すれども實は持參人拂にして、其期間は暫時流通すれども、其記載事項不完全に信用亦確實ならざれば、外國銀行にては買辦の責任を以て受取る外、原則として一切之れを受取らず、又支票は呈示と共に直に支拂はる丶ことなく、其日の夕刻に於て支拂はる。

當座預金に對する利子の計算は每月末に於てなし、翌月の初之れを通帳に記入す、錢莊は預金主を信用程度によりて區分し、利率亦是等の階級によりて相異り、利率は每月二日錢業公所に於

て前月中の毎日の市場利率(Native Interest)を平均し、其九十五掛を標準として高下す。

長存即ち定期預金に對しては存票と稱する預り證を交付するものにして、其期限は最初より之れを定め置き、滿期に至りて利子を附す、其期限は契約により一定せざるも、一二三箇月のものあり、又六箇月、一箇年のものもあるも一ケ年より長きはなし、金額は普通十兩以上を常とし、利率は當座預金の利率を基とし、最低と雖も當座預金の利率を下ることなく、又最高と云ふも貸越利率より上ることなく、大抵六分乃至八分とす、定期預金を滿期前に引出さんとする時は平常の取引關係極めて親密なるものにありては、特に其要求の日を以て滿期日となすも、從來の取引餘りに親密ならざるものによりては之れに應ぜず、若し強ひて引出さんとする時は利子を附せず。

貸付 貸付は之れを放款、放賬又は借銀と稱し、當座貸越(浮缺)、定期貸付(長缺)、預約貸金等の別あり、錢莊は豫め其取引先の信用を調査し置き之れを福祿壽喜等の等級に分ち、其貸出額並に利率等此標準により相違あるを常とす。

浮缺即ち當座貸越は又往來缺款、單に缺款とも稱し、當座勘定を有する商人に對してなすものとす、貸越金額に就いては豫め協定あり、これに對して商人は自ら支票を振出すものにして、錢莊は稀に現銀を交付することあれども普通は手形の發行により之れに應ず、貸付利率は通例之れを約束せず、錢莊同業者間の貸借勘定の利率即ち轉賬を標準とし、これに加重と稱する割増をな

すを常とす、決算は年一回これを行ひ、貸越高は舊曆年末に必ずこれを淸算すべきものとせらる。

長缺は一箇月三箇月六箇月等の期限のものを普通とし、尙又一年等の期限のものもあり、利子通例月利七八厘にして、元より對手の信用、市場の金融狀況により差あれども、一分に達するものは大市場にては殆んどなし。

抵當貸は抵押放款又は押款と稱す、錢莊の貸出は信用貸なるを普通とし、抵當貸は比較的少く又擔保品の選擇は極めて寛に貸出額も亦多く實は信用貸も異らざるものとす、此貸付は契約書を作製して之れを行ふものにして錢莊自ら倉庫を設け現品を引取り之れに存貯するものあり、又棧單(倉庫證劵)を以て擔保に供するものあり。

蓋し錢莊の貸出が殆んど全部對人信用なるは、新式銀行の對物主義と好對照をなすものにして、これが爲に錢莊は其基礎甚だ危險なるを免れざるが、又支那人はこれが爲に利率の高きを厭はずして此に走るなり。

是等貸金の利子計算法は一種特有のものにして、各錢莊は月の初三日公所に會し每日の朝市の前節を平均したる利子を以て其日の金利と定め、更に一箇月卽ち三十日間積算し、之れを平均し每月の利子とす、而して之れが計算については四捨五入の法を用ひ、卽ち若し平均利子五厘二毛なる時は之れを五厘とし、七厘八毛なる時は八厘とするが如し、而して當座貸越等の利子は此利

率に對手の信用に應じて加頭を加へたるものとす、今是等利率の算出方法を示せば次の如し。

當座預金 $\frac{標數\times預金利率－銀根－平均額}{1,000}$ ＝利子

貸　越 $\frac{標數\times(銀根平均額＋加頭)}{1,000}$ ＝利子

而して當座預金は其金額の多少に拘らず、其日の午後二時を過ぐる時は翌日より利子を附し、又引出しの日は之れを算入せず。

手形の發行　錢莊は莊票(Native order)と稱する手形を發行し、これ亦錢莊の主要業務の一たり、右莊票なるものは一種の無記名式約束手形にして資金の貸出は勿論、錢莊の支拂は殆んど總て此莊票を用ふるものなるが、其形式は極めて粗雜にして、一葉の紙片上に金額と振出錢莊名を記し捺印するに過ぎず、其轉々流通することは恰も兌換紙幣の如き觀あり、之れが發行に際しては準備金を置くべきこと當然にして、錢莊は取引先の預金を以て之れに充當するも、然かも莊票發行額は必ずしも準備金の多寡によらず、無制限に之れを發行するを以て、一朝信用に蹉跌を生じ取付に遭はんか忽ち倒産に至らざるもの稀にして、僅に二三萬兩の資本の錢莊にして二三十萬兩の莊票を發行するものあり、其危險想ふべきなり、莊票中其票面に滙劃の二字を記載せるものは其

發行者が錢莊組合に加盟せるものなることを示すものにして、信用厚く流通圓滑なり、莊票は元來無記名式證券なれば其轉々流通の後不渡となりたる場合、其損失は自ら最後の所持人に歸し、其讓渡人に遡り償還を請求する能はざるを當然とすれども、在來の慣習より裏書なき償還の義務認められ、互に其上に遡りて償還を受くるものとす、故に通例莊票を受授するものは一々之れを記帳し置き他日不渡となりたる場合之れにより處置するものにして、不渡莊票は之れを擱淺票と稱す。

莊票には卽票並に期票の二種あり、卽票とは一覽拂のものにして、期票とは期日拂のものなり、而して普通は期票多くして卽票は稀に、卽票は多くは割引の際若くは當座預金に對する支票と引換に振出さるゝものにして、支票と引換ふるは支拂確否明かならざる支票を確實なる莊票に代へて其効果を大ならしめんとするものなり、期票の期限は通例五日目拂十日目拂の二種とす、錢莊は資金乏しき爲盛に莊票を發行すること行はれ、此弊害甚しきものあり。革命其他の經濟上の恐慌に遭ふや忽ち支拂停止の慘狀を來し、爲に大に莊票の信用を失墜するに至り、外國銀行の如きは大に警戒して容易に之れを受領せず、殊に長期のものに於て然りしが、遂に各外國銀行は一九一一年八月以後期日五日以內のものにあらざれば受入を拒むことゝし此旨錢業公所並に商務總會に通告せしが、更に一九一二年二月には三日以內のものに限り收受することに改めたり、然

るに之れに對しては支那商の反對甚だしかりしより、遂に再議の上綿布類に對しては五日目拂其他の雜品に對しては十日目拂の莊票を用ふることに決したり。

期票は照票と稱し其期日前に之れを發行錢莊に呈示し、支拂の引受を請求することを得るは一般手形と同じ、又其期限內は轉々流通するも一度外國銀行の手に歸する時は割引せらるゝものにして、其利率は凡て二三分內外とす、又莊票を呈示して振出錢莊より支拂を受くるに際し、上海に於ける習慣としては錢莊は票貼と稱し所持人より一種の手數料を徵するを例とす、但し其額たる該錢莊との取引關係の如何により一定せざるも通例千兩毎に二錢乃至五錢とす、斯くの如き例を生じたるは全く支那に現銀の缺乏せる結果にして、彼の商取引に於て現金支拂に對しては特に割引をなすの慣習あると同趣旨に出づるものにして、此外現銀運搬費の意味にて票力と稱する力錢(Coolie hire)を受取人より徵するの例あり、右力錢は錢莊の老司務の所得に歸するものにして單力及双力の二種あり、單力は同業者間に對する場合に徵收するものにして通例千兩につき七分とし、双力は一般取引先に對し徵收するものにして通例千兩につき一錢四分なるが平素取引なきものに對しては往々二錢を徵す、莊票の一種に劃條なるものあり、記名式にして莊票の如く期限を附せず、卽日拂にして票力も之れを要せざるも多く行はれず。

期票發行の額については別に制限なきも普通一枚一萬兩を超えず、又一軒の錢莊の總發行額は

從來三十萬兩位に上りしが、近來漸く減じて二十萬兩位となりしものゝ如く、上海全部の錢莊の發行する期票總額は一千萬兩を超ゆる事無かるべしと云ふ。

期票にも時に僞造あり、故に若し疑しきものは、發行の錢莊をしてこれが證明をなさしむる事を要す、此證明あるものを照票と稱す、又錢莊の發行したるにあらず、預金者が支拂先を錢莊として發行する支票は、三聯式にして存根、憑票、支票の三部より成り、支票は支拂先に渡し、存根は手許に止め、憑票は錢莊に送付するものにして、錢莊は支票の控あるも、憑票入手後にあらざれば支拂に應ぜず。

割引　割引は貼現と稱し、主として期前の莊票又は滙票を割引するものにして、又錢莊の一業務なり、是等手形の割引は多くは其代金を當座勘定に繰入れ、又は之れに對し新に莊票を振出すものなるも、又更票と稱し現銀を交付することもあり、其割引料は日歩を以て計算し、其日の銀拆に五六歩を加へたるを普通とし、割引をなすには午前中に票を持して錢莊に至り利子の協定を遂げ、之を渡し置くものにして、然る時は錢莊は午後の錢行取引に於て之に充つる金額を借り來り黄昏に至り現銀を手形所持人に交付するものとす。

爲替　爲替は從來にありては山西票莊、近來にありては外國銀行若くは新式支那銀行の主として取扱ふ處にして、錢莊の主要業務にあらざるも、取引先の便宜の爲多少之れを取扱ふ、爲替は之

れを滙、電滙、倒滙、代報信滙、憑信交銀の五種に分つことを得べく、滙とは普通の送金爲替、電滙とは電信爲替にして共に普通に行はるゝものなり、代報信滙とは荷爲替、憑信交銀とは信用狀、倒滙とは逆爲替にして、近時稍行はるゝに至りしと雖も、前二者に比して遙に少し、爲替手形の期限には種々あり、一覽拂、七日拂、十日拂、十五日拂或は一覽後幾日拂等あり、其形式は各國の爲替手形と異なるなく左の事項を記載するを例とす。

一、爲替手形たるを示すべき文字
一、一定の金額
一、一定の滿期日
一、振出の年月日
一、受取人の商號氏名
一、支拂人の商號
一、支拂地
一、振出人の署名捺印

是等手形は裏書により流通し得れども、支那に於ては未だ盛行せず、裏書の方法は單に記名捺印するのみにして指圖式はなし、而して爲替手形は一覽後幾日拂のものは勿論其他一定の支拂期

日を指定せるものと雖も、必ず一旦振宛錢莊に呈示し、其支拂の承認を受くることを要す、尚又爲替相場の建方は先づ兩地の銀兩平銀成色秤量の差を計算し、之れに手數料を込め、期日拂のものには其地の市場の利息を加へ控除して其相場を定む。

此外錢莊は外國爲替の賣買をなすことあり、取引先の爲に外國爲替の賣買を代辦するものにして、其仕向地日本、新嘉坡、香港等の數地に限らるゝものとす。

手形交換 手形交換は滙劃と稱す、蓋し一所に滙して而して劃するの意なり、抑も支那に於ては、現銀缺乏するを以て、取引は多く支票、莊票等を以て行はれ、而して是等は更に轉じて其取引先たる錢莊の手に歸するものにして、各錢莊は交互に受取勘定と支拂勘定とを有し、貸借受授の關係錯雜することを以て相會して之れを決濟するを便利とす、是等の手形交換は錢行に於て行はれ、毎日夕刻各錢莊の店員相會して之れを行ふ、其交換の手續は各錢莊は日々の取引に於て或は取引先の要求に應じ莊票を振出し、或は他店の莊票支票を割引し、又は之等を預金として受入れたる時は之れを悉く滙劃帳と稱する帳簿に記入し置くものにして、之れによりて各錢莊が當日支拂を受くべき莊票小切手の額、宛名人等を知るを得るを以て、夫れ夫れ其支拂を受くべき支票莊票を以て各店に差向け、之れを該店に渡して之れと引替に自店宛手形金額を支拂ふべき旨を記載する公單を受取るものとす、斯くて是等の公單を得たる錢莊は之れを一括して其日の午後七時迄に錢

行に持參するものにして、此公單を以て手形に代用するものとす、尚其公單作製の際五百兩以上のものは大公單に記入し、それ以下のものは小公單に記載す、斯くて各錢莊より差出したる公單は錢行の公會先生之れを整理し各錢莊の貸借を相殺し其交換尻を明にし、右交換尻を現銀を以て支拂ふことなく互に帳簿上の貸借とし利子は月末に清算し每年舊六月十二月末の二回を決算期とし、此時現銀を用ひて相互貸借の決濟をなす、尚交換尻算出に際し端數は計算に不便なれば之れを除き別に找頭帳に記入し置き他日清算す。

洋銀賣買　洋銀とは外國より輸入せられたる銀元の謂なるも支那に於て鑄造せられたる銀元を同じく併稱す、而して各錢莊は每日錢行に會し銀元、小銀貨、制錢及銀兩相互の相場を定むるものにして、各貨幣の相場は日々變動するを以て之れに依つて利せんとして賣買取引をなすに至り、恰も有價證劵の投機取引と同一なり、而して錢莊が洋銀の賣買をなすには自らの計算によるものと得意先の依賴によるものとあり、後者の場合には一定の保證金を徵するものにして、通例取引方法は預金としこれを繰越すものとす、預金日歩は其日の市場日歩に二分の加頭を加へたるものなるを普通とす。

元來上海には各種各樣の金銀貨幣極めて多く、例へば銀錁、銀洋、銅幣等ある外に、外國關係

の密接なるものあれば、各外國の金銀貨等あり、其數幾百なるを知らず、而して是等各貨幣は日々の爲替相場により、常に其價値を異にす、而して錢莊は其營業上よりして金銀價の變動を知る事も早く、且又之れが相場の變動も大なるものあれば、其間遂ひに思惑賣買をなすに至ると共に、空相場取引を誘致するの結果、非常の利益を得る事もあれど、時に莫大の缺陷をも生ずる事あり、爲に金融上の大恐慌を惹起するに至る事を免れず。

彼等錢莊としても斯かる惡風潮盛なるに加へて、其使用人も亦個々に此惡風ありて、遂に累を錢莊に及ぼすに至る事あり、彼先年護謨株恐慌の際の如き、彼等の間に非常の影響を及ぼし、遂ひに上海に於て一二を競ふ大錢莊の倒產を生ずるに至りしが如き其實例にして、外國銀行の彼等に對し最も警戒する所も亦實に此の點にあり。

錢莊の將來

上海の錢莊は近來年と共に衰微し來り、其の將來についても多く希望を懸くる能はざるものゝ如し、現在上海に於ける、第一流の大錢莊と稱せらるゝものを見るも、尙將來の發展を望み得べきものなきは、要するに其組織の不定全なると、其營業が當を得ざるに歸すべきは勿論なるも、其根本主義たる對人信用を主とし、剩へ之を濫用し實力却つて之に副はざる如きは、其根本的過誤にして、失敗　原因も亦此に在り、又其の從來第一の資本となし柱石と賴める各官金は、皆夫

れ〳〵の規定に依りて銀行に吸收せられて又之を得るの途なきに、一方現在の時勢に適應したる銀行業は續々起りて、其の集會團體たる銀行公會なるものは、國法の命ずる法定團體として、十分の政府の保護を受けつゝあり、錢莊の集團たる錢業公所は到底之れに對抗し難く、從て錢莊の將來は悲觀せざるを得ざる狀態にありと謂ふべきなり。

錢莊組合

錢莊は同業者組合を組織せり、而して錢莊に種々の區別あるも其因て來る所は資本信用の大小に基くも、直接には組合に對するの關係によつて區別せらるゝものとす、則ち資本信用共に大にして大滙劃總會に席を有するものは所謂滙劃莊たり、而して挑打莊は資本信用滙劃と大差なきも、滙劃總會に加入せざるものにして、零兌は錢舖として錢莊組合の顧る處とならざるものなり、其外錢莊業者に入園、未入園、大同行、小同行等の區別あるも、これ亦組合に對する關係より來る區別なり。

錢莊業者の組合機關としては次の四者あり。

一、錢業總公所　南北兩市錢業者の公共結合機關にして、上海城內南園にあり、每年陰曆正月十三日に大會を開き、總董の選擧をなし、全市錢業公共の事項を協議す、對外交涉、事件等あれば、又此に議決せられ、本公所の名義を以て之をなす、これに入會せるものを入園者と稱し、

入會せざるものを未入園者と稱す。

二、錢業會館　南北兩市各別に一個所宛設立せられ、兩市同業の事項は、各此處に於て會議決定せらる、毎年董事を改選して一切の事務を司理せしめ、各組合錢莊は月番を定めて交代事務の處理をなす。

錢　行

三、錢行　是れ亦南北兩市共同の機關なれ共、總公所の公式機關なるに反し、內的共同の機關たり。即ち總公所は對外交涉又は重大問題のなき限り輕々しく總會の總召集決議等を行はず、普通輕微の小問題は、錢行の集會に於て協議せらるゝなり。各組合錢莊は每日此處に集合し、午前午後兩度の錢市相場の協議をなし、或は特別の用務なきものも、相集りて雜談に耽ける等、一種の實業俱樂部たるの觀あり。

四、滙劃總會　銀行の手形交換所と殆ど異なる所なく、組合錢莊が每日午後二時迄に、各組合員發行の手形を收受して、各其發行錢莊に宛て公單を送り、午後四時前後に至り各錢莊は總會に

集合し、互に各發行手形の交換をなし、差金は現銀を以て決濟するか、又は其他の方法に由りて決濟するものにして、組合員の手形には皆滙劃の文字を書して、他錢莊手形と區別を定め共組合錢莊は滙劃莊と稱せらる。

此外大同行、小同行、新同行等の組合あるも、こは同業者中の小數者が共聯合機關として組織せる組合にして、營業上の内的結合團體たるのみ。

次に參考の爲民國二年制定上海南北市錢莊組合規則を揭ぐべし。

中華民國二年（一九一三年）上海南北錢莊組合規則

一、光緒二十九年以來上海錢莊業者は每新年營業始めの當日に於て組合經費として各戶墨銀五十元を據出し來りしが未だ以て收支相償ふに至らず、遂に集會增額に決し宣統三年より各戶墨銀一百元を出すことゝ改めたり、若し新に錢莊を開始せんとするものは須く上海規元二百兩を、又已に開業せるものにして屋號の變更をなさんとするものはその一半を減じ銀一百兩を夫々新年の營業初めの當日に於て之を同業組合經理者に納付して以て組合基金の增大に努め、一方に於ては組合にて新に倉庫を建造し已に其の竣成を見るに至れり、茲に於て更に改めて光緒三十三年四月及び宣統元年の三年間に開業したるものは各戶銀一百兩を納付せしめ、市の三年以後の分に對しては從來の如くは問はず一律に之を徵收せざることゝ定めたり

二、外國銀行の發行に係る期頭「コムプラドル、オーダー」は現金と同一に看做して之を取扱ふを以て、之に依りて支拂を受けたる場合は市場利率によりて打歩を支拂はざる可らず（日積の翌日支拂はるゝを以てなり）而して右期頭が轉々流通の後最後の受取人が銀行に呈示し、若し支拂を拒絕せられたる場合には之に對する責任は第一次裏書人に歸するものとす、又墨銀の賣買に於ても其現物なると又錢莊間に用ふる振替なるとを問はず、受渡の際に生ずる危險損失等は凡て賣出人に歸す

三、福建商人の組合より書信に依りて小切手の仕拂又は取立を依賴し來りたる場合に於て別に支拂期日の記入なきときは書信送達の日を以て直ちに支拂又は取立を行ひ、一週後に支拂又は取立をなす可きものは書信到着の翌日を以て是が決濟を行ひ

若し不幸にして同日が日曜なるか又は銀行の休日に相當するときは外國商人の慣例により之を辨理すべし

各年末に當り組合錢莊間に小額の勘定尻ある場合に當り、年末最後の日等にして帳簿突合せの暇なきを利用し、往々故意に支拂ふ可き額よりも小額に送り來ることあり、甲之を行ひ乙又之に傚ひ任意に減額遲送を事とし甚しきに至りては殆んど元旦天亮に至りて送り來ることもあり、斯る如きは實際上不信義極ることなれば各自之を戒めざる可らず、若し再び舊轍を踏みて是を行ふものありたるときは須く翌年開業當日に於て之を支拂はしむ可し

四、組合錢莊間に於て引渡馬蹄銀中量目不足のものありたる時は是が返還取換を請求することを得、但し此の取扱は午後四時限りとす

五、量目不足の馬蹄銀乃至公估局認定の量目に非ざる者を僞記したる馬蹄銀を最初の振出人に返還し、之が受取書を請求し正に補ふ可き分は補はしむる等の場合には決して苦力を使用す可らず、彼等は區々として徒に非常の失態を來すの恐あればなり

六、送狀と共に外國銀行宛現金を送付する場合に量目過多の馬蹄銀等ある場合には其旨送狀面に明記し一見以て點檢に便ならしむ可し

七、外國商人との間に於て當手形の支拂をなす場合必らず受取人をして手形票面に捺印せしめざる可からず、若し之を忘れたるが爲めに後日に於て起る總ての危險は其忘れたるものの責任に歸す

八、外國銀行發行の支拂銀行宛手形取扱人にして往々多數の支拂手形を何等點檢をなさずそのまゝ支那銀行の店頭に投入して立去るものあり是れ不注意の最も甚しきものにして後日帳簿上手形の數を點檢し誤なきときは別に問題を生ずる事なからんも萬一手形金額又はその數に誤あることを發見したるときは支那銀行帳簿係りは何等の關係なきものとす

九、商人の依賴に依り商人の發行したる他地宛手形を外國銀行に賣渡し之が保證をなしたるとき、若し期日に至り右手形が不渡となり銀行より償還請求を受け又其の間に爲替相場に變動を來したる場合には麥加利銀行理事の書信に照し、手形不渡の通知に接し償還請求をなし、當日の相場により代銀を支拂はしむるか又は他に該手形をそのまゝ買戻さしむるか何れの方法に依るも錢莊業者の任意とす

十、外國銀行より馬蹄銀の受入れをなさず、そのまゝ預け置く場合には預り證を發行せしめ、且つ之に捺印せしめざる可からず、又馬蹄銀墨銀等を送達したるときも同じく領收書を發行せしめて受取證とす可し

十一、得意先の依賴により外國銀行に向て金錢の支拂をなす場合には支拂の前日を以て得意先勘定借方に記入し以て打步に依

る損失を免る可し
十二、得意先より現銀、銀行券の預入ありたるときは其翌日を以て得意先勘定貸方に記入し、若し同日が日曜日に相當するときは更に一日を延期するものとす、右は上海の商人たると他鄉のものたるに論なく一律是に從ふものとす
十三、近來世風大に改まり取引益々複雜を極め吾が錢業者の關係最も深し、故に將來擔保品を取り、各種商人に貸付をなす場合には須く擔保品に對する處分權の移轉を行ひ然る後貸付を實行すべし
十四、他人の紹介によりて商人より當座取引開始の申込ありたるときは依頼人をして連帶保證狀を差入しめ、或は保證人に通帳を送付し是が保證の捺印を求め、通帳引出高の限度を明記し、然る後初めて取引を開始す、故に後日に至り事端を生じ損失を蒙りたるときは右の保證をしたる者より損害を賠償せしむべし
十五、預金帳には必ず「此預金帳簿と共にするに非れば引出すことを得ず但し他人の拾得に係るときは無効とす」と記し捺印す
十六、宣統二年の末、外商租界商會、時々我が錢業組合理事と協議し度々書信を以て組合錢業者の發行に係る手形の期日を短縮せんことを要求せり、蓋し同業者の發行に係るものは日付後十日を以て期日とす、されば往々十日以上の期日を有する手形を發行したる場合之を處理すると否とは全く受取人の任意とす
十七、手形割引手數料に他鄉の同業者の爲にすると又上海に於ける得意先の爲にするとを問はず、銀一千兩に付き二錢乃至五錢迄とし之を超過するを得ず、若し此決議に從はずして濫りに增減するものは二百兩の罰金に處す
十八、目下上海に於ける利子步合は極めて低落せり、故に一月十二月の二箇月は凡て無利息とし二月より十一月に至る十箇月若し利子步合立たざるときは錢莊業の當座預金利子は每月千兩に付き一兩五分を支拂ひ、若し利子步合昂騰するときは其都度決議して增加す、當座貸越利子は一箇月一千兩に付き四兩五分を以て限度とす
十九、昨年南北兩市に於ける錢莊業者中公估局にて鑑定したる馬蹄銀を[illegible]して利を[illegible]めたるものあり、是れ實に公估局の名譽を毀損するのみならず、吾同業者の信用をも失墜すること甚大なり、故に將來斯の如き行爲ありたるもの之を指示し來りたるときは罰金二百兩を課し、一半は之を發見人に賞與し、一半は之を公益事業に[illegible]ず
二十、他地同業者及當地に於ける得意先に對する兩と弗との換算率は豫想相場によりて定むること昨年に異る[illegible]なし
二十一、外國銀行と現銀の受渡をなす場合には送り狀と馬蹄銀の數量と符合せざることあり、かゝる場合には最初送り狀を發行

したるものに迫求し重きによりて處罰す

二十二、錢莊同業者に於ける手形代理拂渡時間は午後二時を以て限とす、只商人が自己の取引錢莊に向け發行したる小切手其他の支拂命令にして前以て小切手若干を振出したる旨取引錢莊に通知せざりし爲め支拂を拒絶せられたる場合に是を振出人に返還するは午後六時迄とし任意遲延すべからず

更に主要錢莊名及其資本額を示せば左の如し

北市之部（民國六年二月調査）

錢莊名	資本金	資本主	經理人
彙康	四萬兩	放叔霄、方式如、謝衡超	魏顧昌
承裕	同	屠雲峯、黃公援、方善長、陳笠郊	謝韜甫
永豐	同	陳春蘭、王月亭	陳子齋
鼎康	同	王鶴六、葉毓甫	李麗川
元甡	同	戚延年、周錦夫	沈改渭
恒興	六萬兩	傅魯豐、顧成季、忝鈞安	沈約笠
存德	四萬兩	江水義、謝聯汪	謝晴汪
兆豐	同	謝慎爲、陳春蘭、戚吉山	戚嘉積
恒祥	同	錢莉蕃、馮伯陳、孫玉森 謝衡超、王子展	邵彝甫
端祖	同	蔣家、德昶	馮十珊
同餘	同	王子展、陳蓬舫 姚仲甫	邵燕山
福康	同	程觀鶴	鐘飛濱
豫源	同		秦潤鄉
慶裕	六萬兩	方氏兄弟、黃公續	盛筱山
信成	同	郭秉樹、阜成、信和、鄭洽記	陳渭康

源餘	四萬兩	盛眉仙、沈大鈞、盛星楠	盛眉仙
怡大	同	孫直齋、何舟書、謝超庭、謝倫超	周庚南
元德	八萬兩	和裕、裕康	邵廷平
順康	四萬兩	程覲鶴	李壽山
志慶	六萬兩	沈次麟、萬梅峯、王駕六	劉悔如
鴻勝	四萬兩	鴻泰、敦和	陳炳搭
永餘	同	韓曉孫、田永祥、施甫春、何長唐	何長唐
元盛	同	陳元晉、劉俊卿、周濟堂、田永祥	蔣福昌
信元	同	施甫春、鄭仁記、信和	邵燕臣
信裕	六萬兩	鴻褒、鄭仁記、信和	王方鼎
衡通	三萬兩	莊甫春、徐康義、衡隆、姚仲南	陳煥傳
鴻祥	七萬二千兩	秦潤卿、敦和、鴻泰、馮受元	馮受元
滋康	十二萬兩	瑞康、熊康永	傅洪永
泰康	二萬四千兩	奚萼年、張榮江、蔡鏡[illegible]、楊州[illegible]	張　雲
潤祖	六萬兩	郭渭卿	虞[illegible]山
聚康	同	聚成、信和、聚和	王鳳生
益大	四萬兩	聚成、益和、源大、鄭仁記	何亮甫
通和	同	阮和卿、施甫春、福和、張樹存	阮春林
義生	六萬兩	張燕山	田子書
寶豐	五萬兩	陳堅齋、薛葆福、陳春園、鄭[illegible]卿	趙[illegible]

南市之部

元春	二萬兩	裘信甫、同益大、楊子馨、汪[illegible]也	錢[illegible]棠
乾元	四萬兩	阜成、郭源義、兆佐士	王舒卿

衡九	二萬兩	楊子蓉、周譜琴、梅子和	翁晴嵐
源昇	同	葉聘俊、葉理春、邵棣堂	周子交
元昌	同	孔經廷、江竈也、鄭冠卿、杜三定	馮馨泉
致祥	同	嚴同春	王伯勤
益愼	同	王佩之、邵裕昌、王永林	沈荻莊
元善	三萬三千兩	益仲生、徐鶴呂、方蓉洲、洪昆玉	陳松甫
茂豐	四萬兩	裕記、林成記、源和	劉然青
源恒	二萬兩	彭祥記、恒來、施甫春、萬源昌	陶蘭祥
徵祥	一萬兩	郭熀益、長豐、敦源義	徐鳳鳴

右北市三十五軒、南市十一軒なれども資本金一萬圓以上のものは外に調査洩なきを保せず、而して右は皆錢莊組合に席を有するものなり、錢莊組合に未だ席を列せざるも相當信用を有し取引又大なりと稱せらるゝものは

潤餘、長盛、同益、長大、元順、同德、敦餘、源和、元久、久和、瑞康、裕興、愼益、同豐、鼎甡、致和、合豐、咸源
祥裕、順泰、大德、久恒、源成、長和、老久大、久大昌

等なり。

爲替

國內爲替　支那は地方により通貨の種類、標準等を異にするを以て、國內各地間の爲替も頗る複雜なる關係を有す、從て從來は山西票莊と稱する爲替專業者あり、支那全國各地に涉りて之を取扱ひ、上海にも二十二家の山西票莊ありたり、然るに辛亥革命に際し、政治上經濟上の大變革を見るや、山西票莊は續々倒產し、上海に於ても六家の倒閉するあり、其他のものにありても亦業務を繼續する能はざるに至り、今や山西票莊なる支那舊來の爲替業者は全く停業の狀態にあり、而して國內の爲替は錢莊に於ても多少は之れを取扱ふも、近年は新式銀行によるもの多く、殊に中國、交通兩銀行は、各地に多數の支店出張所を有するを以て、之れに依つて國內の爲替取引を辨ずるもの多し。

外國爲替　對外爲替は主として金銀の比價より來るものにして、支那に於ける通商に從事するものに最も重大なる關係を有するものとす、上海は支那に於ける中央市場なるを以て、上海の爲替相場は支那全國各地に於ける對外爲替相場の標準とせらるゝ處なり、此上海の爲替相場は倫敦に於ける銀塊相場を主的動因となし、此外上海に於ける爲替投機業者の氣配、上海金塊相場の氣配を參酌して決せらるゝものにして、これにより先づ倫敦宛電信爲替相場を立て、之れを根本として倫

敦對各國宛爲替相場により、上海對各國の相場を算出するものとす。

上海に於ける爲替相場は香港上海銀行の決定せるものを以て、一般銀行の準據すべき公定相場とするの慣習なるが、香港上海銀行は幾多の經驗に基き次の公式により上海銀一兩の倫敦本位銀に對する比を算出して之を算定す。

第一公式

x	=	1上海兩
上海兩	111.2 =	100廣東兩
廣東兩	82.7814 =	100 troy ounce
troy ounce	100 =	100.9 倫敦上海間銀塊輸送費加算
上海輸入銀塊	100 =	107.8829 倫敦本位銀
倫敦本位銀	1 =	倫敦銀塊相場

$$\therefore x=\frac{1\times100\times100\times100.9\times107.8829}{111.2\times82.7814\times100\times100\times100\times1}=1.182$$

第二公式

x	=	1上海兩
上海兩	100 =	100.9倫敦上海間銀塊輸送費加算
上海兩	111.2 =	100廣東兩
廣東兩	1 =	579.84 grains
倫敦本位銀品位222 =		222＋17.5輸入品銀位
grains	480 =	倫敦銀塊相場

$$\therefore x=\frac{1\times100.9\times100\times579.84\times239.5}{100\times111.2\times1\times222\times480}=1.182$$

以上二公式の結果は何れも上海規銀一兩は倫敦本位銀一・一八二オンスに相當する事を示す、而して此結果により相場を決定するには、當日の倫敦銀塊相場に上海一兩に該當すべき一・一八二を乘ずれば倫敦宛電信爲替相場を得る譯なるが、これに上海に於ける地方的原因加はりて、眞の相場の決定を見るものとす。

上海に於ける爲替取組高の年總額幾何なるやに關しては元より明確なる數字を舉ぐる事能はざるは勿論、多年此間の事情を研究せる人の推斷亦著しき相違あり、容易に其眞數を知る能はざるも上海の貿易總額の四五倍乃至十倍に上るべしとなす觀測多し、今假に五倍に當るものとせんか、上海港の貿易總額約五億兩なれば、爲替取組總額は二十五億兩に達する計算にして、五億兩を差引ける二十億兩は空爲替なりと稱し得べく、投機者が爲替に關し投機をなすもの其大部分を占むるものとす。

上海には金業公所なるものあり金塊の定期取引を行ひ、盛に投機をなし居れるが、彼等は金塊の買は爲替の賣を以て繫ぎ、爲替の買は金塊の賣を以て繫ぎ其利鞘を利せんとしつゝあるが、斯かる投機取引が爲替取組高を增大せしむる事勿論にして、又一般商人も商品の賣買と共に爲替の思惑をなすもの多く、爲に斯くの如く爲替取組高の增大を來すものとす。

今倫敦宛電信爲替相場の歷年對照表を示せば次の如し。

爲替相場表（上海兩）

年度		倫敦相場	一年内の高低の開	前年高値と本年の高値の開	前年低値と本年の低値の開	平均相場
一八九〇	最低	志片 四二 五/八	志片 一〇 一/二			
	最高	五三 一/八				
一八九一	最低	四二 一/二	六	低 志片 六 三/八	低 志片 一〇	
	最高	四八 一/二				
一八九二	最低	三八 一/二	六 一/四	同 五 三/四	同 一〇	
	最高	四二 三/四				
一八九三	最低	三一 三/八	九	同 四 三/八	同 一一 三/八	
	最高	三一〇 三/八				
一八九四	最低	二七 七/八	五 七/八	同 八 五/八	同 一二 一/二	
	最高	三一 三/四				
一八九五	最低	二八 三/八	四 一/二	同 七/八	同 五 三/八	
	最高	三〇 七/八				
一八九六	最低	二一〇 五/八	三	高 三/四	同 二 一/四	
	最高	三一 五/八				
一八九七	最低	二三 一/四	七 七/八	低 二 一/二	同 一〇 三/八	
	最高	二一一 一/八				
一八九八	最低	三五 [illegible]/八	三 一/二	同 二 一/四	同 五 三/四	
	最高	二八 七/八				
一八九九	最低	二七	二 一/八	高 一/四	同 一 七/八	
	最高	二九 一/八				

一九一一	最低	二四 五/一六	一 九/一六	低 三/四	同 二 五/一六
	最高	二五 七/八			二四 一五/一六
一九一二	最低	二五 一三/一六	四 五/八	高 四 九/一六	同 一/一六
	最高	二一〇 七/一六			二八 五/八
一九一三	最低	二六 三/四	三 一五/一六	同 四/一六	同 三 一一/一六
	最高	二一〇 一一/一六			二八 一/二
一九一四	最低	二一 七/八	五 三/四	低 三 一/一六	同 八 一三/一六
	最高	二七 五/八			二五 三/五
一九一五	最低	二二 三/四	五	高 一/八	同 四 七/八
	最高	二七 三/四			二三 七/八
一九一六	最低	二〇六 五/八	一一 七/八	高 一〇 三/四	同 一 一/八
	最高	三六 一/二			二一一 一一/一六
一九一七	最低	三三 一/二	一七	同 一四	同 三
	最高	四一〇 一/二			三一〇 三/八
一九一八	最低	四二 一/二	一四 一/二	同 八 一/二	同 八
	最高	五七			四八 一一/一六
一九一九	最低	四六	三四	同 二三	同 一一
	最高	七一〇			五七 七/八
一九二〇	最低	三一〇	五四	同 一五	同 三一
	最高	九三			六一 七/一六

爲替相場は英、佛、獨、宛は上海銀一兩に對し受取勘定を用ひ、米、和、印度等は上海兩百兩に對し同じく受取勘定を用ひ、日本及香港は支拂勘定を以て各本國の貨幣に對し上海兩若干と定む。

上海造幣廠

支那に於ける幣制統一、幣制改革は重要緊急の問題として、支那國内に於て論議せらるゝと共に支那と通商關係を有する列國亦共利害に痛切なる關係あるを以て、之れが實行を以て急務となし、現に先年英國在支商業會議所の聯合會に於ても、最も強硬に之れが必要を提唱し、英國當局に建議して更に支那政府に勸告する處あらしめたり。

支那政府も此事の忽せにすべからざるを以て、種々調査計畫する處ありたるが、先づ之れが爲に必要なる造幣廠設置について考究したる上、之れを上海に設くるに決し、其爲の資金は支那國內銀行團より借入るゝ事とし、一九二〇年三月四日北京政府財政總長、幣制局總裁と該銀行團代表者との間に二百五十萬元の借款契約の調印を見たり、但し共後の事實上の施設は遲々として進展を見ず、近來機械の注文を了したるのみなり、該契約書並に關係往復文書を次に揭く。

（一）上海造幣廠借款銀行團より財政總長及幣制局總裁に致したる公文書

敬啓、此次大部幣局は上海造幣廠を建設するが爲に、敝團と特種國庫債券二百五十萬元の發賣擔任を協商されたり、敝團は既に照辨を承認し、且つ十年三月某日該契約に調印せり、査するに

上海一埠は本國に於ける金融中樞、且つ銀洋の出入薈萃の區と爲す、中外商人は金融經濟を輔助する見地よりして、皆悉く上海造幣廠の一日も早く成立せんことを切望しつゝあり、然るに年來政局安定なるなく、往々交通阻隔し、洋厘暴騰するあり、而も各省の造幣廠に對する觀念は殆と地方營業的機關と同一視する如く、即ち利有れば鑄造し、利無ければ停造して、已に金融調節の作用を失へり、故に造幣廠の設立は尤も切要なりと認めたり、今幸に借款告成するあり、上海造幣廠は早晩成立するに難からざるべし、唯是に敝團の希望する所の者は、此次上海造幣廠の設立は、僅に國家に一鑄幣機關を添へしに止まるのみならず、將に此に由て銀兩を廢除し、國幣を統一し、國家幣制の中心を立て、將來改革の始基と爲すべきなり、故に造幣制度及び幣廠獨立維持の方法に關して豫め籌及せざる能はず、敢て芻蕘を貢す、幸に採擇を賜へよ。

一、國幣成色　査するに民國三年頒布の國幣條例には、庫平純銀六錢四分八厘を以て價格の單位と定め、其成色は銀九銅一とせり、而るに此國幣未だ開鑄せられず、現時通用の袁總統像新幣は均く銀八九銅一一に係る、此新幣の流通已に四億餘萬枚あり、此後上海造幣廠の鑄造する新國幣は、仍ほ宜く銀八九銅一一の成色を用ふべし、庫平純銀六錢四分八厘と爲せば能く紛更を免れ劃一を期するを得ん、一面民國三年頒布の國幣條例を改修し、大總統の命令を以て之を公布して、法律と事實とを相符合せしめられんことを希望す。

二、國幣型式　現在所用の新幣は均く民國三年袁前總統肖像の祖模に係る、此後上海造幣廠に於て鑄出する新國幣は別に型式を立て、且つ暗符を用て區別を示すべし、此型式は教令を以て之を頒定し、且つ舊幣と一律に通用するを聲明せられんことを希望す。

三、公差　國幣の重量及成色の公差は、仍ほ民國三年國幣條例の規定に照し、毎枚の重量と法定重量相比の公差は千分の三を逾ゆるを得ず、千枚毎に之を合計し其重量と法定重量相比の公差が萬分の三を逾ゆるを得ず、一枚毎の成色と法定成色相比の公差は千分の三を逾ゆるを得ざらしむべし。

四、鑄造制度　銀兩廢除、本位確定の見地よりして、上海造幣廠は宜く自由鑄造を以て原則と爲すべし、査するに民國三年國幣條例には毎枚鑄造費六厘を收むとあり、而して此條例に照し一元に付含純銀六錢四分八厘に鑄造費六厘を加へて六錢五分四厘と爲し、約天津行化銀六錢九分、上海規元七錢一分强に當る、當時の用意は其市價と相近接するに取りて別に一定の理由なきなり、英國商業會議所の主張は鑄幣稅百分の二と徵收すべしと云ふにあり、卽ち一元銀幣の含銀六錢四分〇八毫に對して、鑄幣稅一分二厘八毫を徵取するなり、之を原定鑄造費に較ぶれば一倍餘の增加を見る、未だ過大なるを免かれざるなり、若し六厘鑄費制に照せば尚ほ公允たるを失はざるべし唯近來各物騰貴するより、上海造幣廠は若し補助幣を閉鑄せずして、僅に六厘鑄費を取らんか、

恐らくは維持に敷らざるのみならず、且つ將來舊幣を改鑄するに當り種々虧耗あり、略ぼ鑄造費を増して打歩に資せざる能はず、民國四年五月頃造幣廠の報告に曰く、毎元の含純銀六錢五分一厘は少ふすべからざるの資金と爲す、鑄造費即ち一分の鑄費も必ず少ふすべからざるなりと、今若し鑄造費一分即ち約百分の一五左右に改むれば、是れ最も妥當と爲す、即ち庫平純銀六錢五分八毫を以て一元に改作す、將來必要を認むる時隨意に敎令を以て之を輕減するを得べし、自由鑄造を實行する時に至ては、八九成色を有する生銀に非らざれば、造幣廠は一律に收取せざるに限定すべし、而して手續簡便の見地よりして、仍ほ英國辨法に傚ひ、即ち上海中國各銀行より代表を公推し、幣廠に代て銀洋を收付すべし、鑄造すべき各幣の數目に至ては、上海銀行公會に由り情況を斟酌し、造幣廠と共に之れを商定すべし、顧ふに自由鑄造の實行を欲するに當り、玆に一先決問題あり、即ち銀兩を廢止する事是れなり、若し銀兩の依然として存在せんか、則ち銀元日に市價ありて、必ず價高きに至れば、人々相爭て鑄造を爲し、價低きに至れば各廠悉く停工するなるべし、是に於て自由鑄造には必ず窒礙の生じて實行し難きに至らん、故に自由鑄造を實行せんと欲せば、必ず先づ銀兩を廢止すると同時に之を並行すべきなり、此事宜く政府より中國銀行公會、中國商會、錢業公會に委託して、外國銀行公會及海關人員等の邀同を得、特別委員會を組織して之を討論すべし、此事幣廠開工以前に於て解決さるゝは、固より又敝團の希望する所の者

なり、銀兩の尚未だ廢止せられず自由鑄造の實行し能はざる時に於ては、暫く目下の天津總廠、南京分廠の例に照して辨理すべく、在滬各銀行の所鑄辦法は中交銀行とともに之を協定すべきなり。

五、上海造幣廠組織　上海造幣廠は財政部及び幣制局に直隷し、廠長及び各員を設け、部局より派任し、必ず才能勝任者を遴選すべし、既派の後時に更動すべからず、是れ廠務の進行を妨礙するを免るゝ所以なり、上海造幣廠は外國化學專門技師一人を聘用して、專ら成色公差の檢査に從事せしめ、而して廠より之を列表刊布して信用を昭にすべし。

六、上海造幣廠規劃　目下上海（毎日）の需要鑄造數を豫計するに約五六十萬あれば足るなり、毎日六十萬鑄造するとせば、毎月一千二百萬兩を要すべし、故に目下の布置は、先づ日に五六十萬の數を鑄造するの準備をなすべきなり、但し幣廠敷地及び一切設備は仍ほ隨時に擴充し得るの餘裕有らしめ、而して日に百萬以上鑄造するに至るの準備あるべし、將來擴充するの時若し資金を要する場合は、敝銀團に於て仍ほ借款繼續に盡力協助するを願ふ。

七、特別委員會　銀兩廢除を籌備する見地よりして、上海造幣廠內に一時特別委員會を設置すべし、中外を分たず、凡そ銀兩問題と密接の關係ある者は均く聘して特別委員會々員と爲す、中國銀行公會人員、錢業公會人員、中國商務總會人員の如き、中國各地に於て將來廢兩用元に對し關

係極めて繁き者、亦海關人員の如き海關收税に於て、將來海關兩を廢除して洋元を改征し、及び外債償還に對して直接洋元本位に改用し、且つ條約改正の時最も關係を有する者、又外國銀行公會會員の如き、中國外債を處理する關係上、毎年巨額の金圓を受授する者は、均く邀同して討論せしめ以て進行に便すべし、凡そ此五種機關は均く廢兩用元と密接の關係あり、宜く會員の列に加入して、專ら銀兩廢除辦法、鑄幣成色公差の檢査、鑄務進行上監督等を討論し、且つ鑄造費に對する意見を發表すべし、此委員會は應に全國幣制が完全に整理されし後を待て撤廢すべきなり云々。

（二）財政部幣制局の對上海造幣廠借款銀行團の公答書

啓覆、大函を接誦す、國幣の成色、型式、公差、鑄造制度、上海造幣廠組織規劃及び特別委員會設立に關する各項は本部局均く同意を表す、將來若し變動あれば、先づ貴團に諮詢し以て接洽に資すべし云々。

（三）上海造幣借款契約

財政部幣制局（以下甲方と稱す）と、上海造幣廠借款銀行團（以下乙と稱す）と訂約す、今甲方は上海造幣廠を設立する爲に特種庫券を發行し、乙方は發賣を擔任するに因り、雙方議定す、訂立各條件左の如し。

第一條　甲方は民國十年三月四日發布の上海造幣廠設立特種國庫券條例に按照して、特種國庫券總額通行銀元二百五十萬元を發行し、全數は乙方に由り發賣を擔任す、有らゆる各條件にして該庫券に明載を經たる者は、均く遵守すべし

第二條　此項庫券は專ら上海造幣廠の購地建廠及び機械購求等の用に充て他用に移作するを得ず

本契約調印後一個月內に於て、甲方は上海造幣廠籌備處主任に命じて、專門技師を會同し、建設計畫書及び豫算書を作製し、之を乙方に送交せしむべし、乙方の同意を經たる後購地建築及び機械購入方を開始すべし

第三條　此次の庫券は財政部に在ては條例に按照して、百元毎に手取九十三元と爲し、乙方は財政部の手取價格を按照して代て發賣を爲す

第四條　此項庫券は條例に按照し一年利九分と爲す

第五條　本契約調印の日より、乙方は庫券手取總額に準し、上海造幣廠收入として帳簿に記入し置き、上海造幣廠の預金と作す

預金利息年四分に計算して各期支拂ふべき利息（附表に詳記す）を前項預金項下に於て之を控付すべし

第六條　此項庫券は甲方に由り印刷して乙方に交與すべし、乙方の此項庫券を發賣するに要する一切費用卽ち電報、廣告、郵便切手及び其他各費の如きは概ね乙方の負擔に歸すべし
但し甲方は庫券總額に按照して報酬金百分の一を給與す
第七條　此項庫券借款は民國十年四月より十三年五月迄に逐月元金七萬元を償還す、甲方は鹽務署稽核總所總會辦に訓令して、民國十年四月より十三年五月迄に、每月鹽稅剩餘金より貸出さしめ、之を上海の中國交通兩行に洋七萬元を交付すべし、中國交通兩行は卽日乙方に交付し以て元金償還の用に備ふべし
第八條　此項庫券借款は第七條に聲明する鹽稅剩餘金擔保以外に、上海造幣廠の敷地、家屋及び機械を以て擔保と爲す、上海造幣廠の成立後其地券及び機械全部を詳細に明記し且つ家屋機械保證を乙方に附提すべし
第九條　上海造幣廠の鑄幣開始後若し利益あれば造幣廠必要の費用を除き、每月之を乙方に交付して、上海造幣廠預金口座に記入し、以て償元不足の需に備ふべし、甲方或は造幣廠は庫券全數の皆濟さるゝ迄、其提用したる預金に對して年利四分の支拂を受くべし
第十條　乙方は監督員一人を公推し常に廠內に駐派して借款用途を監督せしむ、敷地購入家屋建築及び機械代支拂等の如きに對しては、均く廠長及び監督員の署名を經て交付すべし、但し庫券

借款全部償還の日に至て止む、監督員の俸給は上海造幣廠に由り之を擔任す

第十一條　凡そ本契約內に未だ規定せざる各事項は、國庫券條例遵照して辦理すべし、其他乙方の公函を以て聲明し甲方の同意を經たる者は甲方均く切實に履行すべし

第十二條　此項庫券には財政總長に由り署名し、且銀團代表の庫券內に署名して其庫券を發賣するの經理人たるを證明すべし

第十三條　本契約は二十八通を繕寫し、甲方は一通を執り、乙方は二十七通を執る、並に甲方より上海造幣籌備處に抄行して遵照辦理せしむべし

財政總長兼幣制局督辦　周　自　齊

幣　制　局　總　裁　張　　弧

上海造幣廠借款銀行團

（四）各期利息支拂表

民國十年			
三月末	一八、七五〇元	四月	一八、二二五元
五月	一七、七〇〇	六月	一七、一七五
七月	一六、六五〇	八月	一六、一二五
九月	一五、六〇〇	十月	一五、〇七五
十一月	一四、五五〇	十二月	一四、〇二五

年	月	金額	月	金額
十一年	一月	一三、五〇〇	二月	一二、九七五
	三月	一二、四五〇	四月	一一、九二五
	五月	一一、四〇〇	六月	一〇、八七五
	七月	一〇、三五〇	八月	九、八二五
	九月	九、三〇〇	十月	八、七七五
	十一月	八、二五〇	十二月	七、七二五
十二年	一月	七、二〇〇	二月	六、六七五
	三月	六、一五〇	四月	五、六二五
	五月	五、一〇〇	六月	四、五七五
	七月	四、〇五〇	八月	三、五二五
	九月	三、〇〇〇	十月	二、四七五
	十一月	一、九五〇	十二月	一、四二五
十三年	一月	九〇〇	二月	三七五

以上三十六ケ月合計三十四萬四千二百五十元

取引所

交易所

歐洲戰爭の末期及直後に於て世界到所に投機熱勃興するや、上海に於ても投機事業濫興したるが、就中取引所の設立せらるゝもの續出せり、其内には相當基礎鞏固のもの無きにあらざるも。大概は堅實なる營業を企圖するものにあらず、卽ち支那一流の企業の例に漏れず、僅に計畫せられたるのみにして實際の事業を開始するに至らざるものあり、事業を開始するも僅に名のみに過ぎざるものあり、又營業時間の如き或は夜間營業、日夜營業、日曜日營業、夜間及日曜日營業のもの等あり、決して眞面目なる企業にあらざるを思はしむ。

斯の如き事業の濫興は金融市場に大影響を與へて、先づ現銀の證劵化となりて銀行預金、銀行在銀の減少となり、金融の逼迫となり、其破綻倒閉の結果は銀行に對し影響を及ぼす事多く、それが弊害甚大なりとす。

交易所は其初共同租界に多く起りたるが、後盛に佛租界に設けられたり、それに對し佛國租界當局者間に取締の議起るや、最後には又共同租界に集まるに至れるが、共同租界當局亦其弊害の

大なるを認めつゝあり、一九二一年上海に開會の英國商業會議所聯合會に於ても、租界內に斯かる事業の濫興するにつき取締の必要を決議せる程なり。

今一九二一年十一月末現在の上海交易所一覽表を掲ぐれば次の如し。

上海交易所一覽表

名稱及營業種類	資本金額	成立及創立	經理者或は創立者の氏名
上海證券交易所	一千萬圓	五百萬圓拂込濟	理事長　虞和德
華商證券交易所	三百萬圓	內二百萬圓は七月に增資決議	同　范季美
華商棉業交易所	一百萬圓	內七十萬圓は七月に增資決議	同　穆抒齋
上海雜糧油餅交易所	五百萬圓	內三百萬圓は七月に增資決議	同　顧馨一
上海麵粉麩皮交易所	一百五十萬圓	拂込額不明	同　王一亭
上海棉紗交易所	一百萬圓	九月一日開業半數拂込濟	同　項惠卿
上海華商紗布交易所	三百萬圓	七月一日開業	同　穆藕初
滬商棉紗交易所	六十萬圓	內三十萬圓拂込濟八月二十一日創立會を開き十月二十四日開業	同　李瑞九
上海金業交易所	四十萬圓	九月二十二日創立會を開く	同　施善畦
上海華商證券棉花交易所	一百萬圓	九月六日開業	同　莊凌晨
中國證券交易所	七十五萬圓	八月七日開業	同　陸叔同
上海紙業交易所	五十萬圓	株金一回拂込濟	同　葉光鴻
上海糧業交易所	一百萬圓	十月二十日開業	同　姚紫若
滬海證券交易所	五十萬圓	八月二十二日開業	理事　胡甸蓀
上海夜市物券交易所	一百萬圓	八月二十二日開業	理事長　黃礎玖
上海絲經交易所	五百萬圓	九月九日創立會を開く	同　王正廷

名稱	資本金	現況	役員	氏名
上海廠絲乾繭交易所	六百萬圓	十月二十日創立會を開く	同	沈聯芳
上海煤業交易所	八十萬圓	株金一回拂込濟	同	謝衡聰
上海華商煤業交易所	二百五十萬圓	株金半數拂込濟		劉長蔭等
上海金洋物券交易所	一百五十萬圓	株金半數拂込濟十月九日開業	理事長	潘成章
萬國物券金幣交易所	一百六十萬圓	株金半數拂込濟	同	匡仲謀
申市貨幣交易所	一百萬圓	株金半數拂込濟	同	楊小川
合衆晚市交易所	一百萬圓	營業開始	總理 理事長	向瑞琨
滬江油餅雜糧交易所	二百萬圓	十月十五日開業	董事長	劉長蔭
上海中外股票交易所	一百萬圓	十月十日開業	理事長	王一亭
華商中外貨幣交易所	五十萬圓	十月五日開業		鄔挺生等
上海五金交易所	一百萬圓	九月四日創立會を開く	理事長	傅品圭
上海烟酒交易所	一百萬圓	十月二日開業	同	陳頁玉
中美證券物產交易所		十月七日開業	同	沈燮臣
中美棉花紗布交易所	二百五十萬圓	四分の一拂込濟	創立主任	董蘭防
中華證券交易所	二百五十萬圓	四分の一拂込濟	同	董蘭防
華洋證券物品交易所	五十萬圓	十月二十二日開業	理事長	吳洗戈
華商紙業交易所	六十萬圓	十月十日創立會を開く	同	金友生
上海星期證券物品交易所	五十萬圓	九月二十七日開業	同	祝伊才
滬商[illegible]金交易所	一百萬圓	株金募集中	創立主任	謝復初
南洋物券交易所	五十萬圓	株金募集中	同	李瑞九
大陸物券貨幣交易所				
上海內地證券交易所	一百萬圓	九月十一日開業	理事長	李[illegible]書
上海棉布疋頭證券交易所	一百五十萬圓	十月十九日開業	同	黃振榮

上海[illegible]村[illegible]交易所	二十萬圓	十月二十六日[illegible]立[illegible]を開く	同	陳伯剛
中華國產證券交易所	一百萬圓	十月六日創立會を開く	同	王星齋
華商乾繭絲吐交易所	五十萬圓	株金募集中	創立主任	李徵五
夏布苧[illegible]證券交易所			同	蔡儒楷
上海紗業總場		十月日二創立會を開く	董事長	邊交錦
上海[illegible]業證券市場	六十萬圓	十月八日創立會を開く	董事長	田資民
上海百貨交易市場	八十萬圓	八月四日創立會を開く	同	鄔挺生
上海華商[illegible]交易所	五十萬圓	株金一回[illegible]込濟	創立主任	蔡叔和
太平洋物品證券交易所	一百二十萬圓	十月十五日創立會を開く	理事長	陳蘭勳
中央公債股票交易所				
中國粉麩交易所	一百萬圓	株金半數拂込濟	理事長	顧棣三
廠布交易所			發起人	沈煥庭等
寰球物券日夜市場	一百萬圓	十一月一日創立會を開く	理事長	林絳秋
中國雜糧油餅證券交易所	一百萬圓	株金募集中	創立主任	林蘭文
上海華商洋灰交易所	一百萬圓	株金募集中	同	謝瑞綱
中國土產出口證券交易所		創立中	發起人	劉萬青等
民國證券物品競賣場	五十萬圓	株金募集中	理事長	朱子昭
中華內國公債交換所	一千萬圓	半數拂込濟	財政部 / 創立主任	招商承辨 / 沈漁三
東方物券交易所	一百五十萬圓	十月一日開業		
上海浦東花業交易所	六十萬圓	十月二十一日開業	理事長	秦介侯等
茶業交易所			發起人	洪敬齋等
中[illegible]海[illegible]食[illegible]品聯合交易所				
華美遠東物品證券交易所	二百萬圓	四分の一拂込	創立主任	盛應麒

名稱	資本	狀況	役職	氏名
中外證券物品交易所		十月二十四日開業	中外信託公司經理總理	洪幼安
中國糖業交易所	五十萬圓	十一月十五日創立會を開く	理事長	楊小[illegible]
中國棉花交易所	一百萬圓	十月十日開業	同	許松春
全球金幣證券交易所	二千萬	十月三十日創立會を開く	同	祝蘭舫
國際交易所	米金一千萬弗	創立中	五國銀行公司の組織にして中國總裁	楊度
中國出口物產證券交易所				
江南物券交易所	五十萬圓	一株五圓一回拂込濟	創立主任	王廷楨
亞洲物品交易所	一百萬圓	一株十圓一回拂込濟	同	袁恩永
大同日夜物券交易所	五十萬圓	一株一圓一回拂込濟	同	薩總理
上海華商物券交易所	一百二十萬圓	株金全部發起人負擔	同	徐佛蘇
上海日市物券交易所	一百五十萬圓	一株十圓一回全部拂込大世界改組	改備主任	黃礎玖
東亞證券日夜交易所				
中西貨券日夜交易所	一百五十萬圓	一株十圓三分の一拂込計五十萬圓	創立主任	陳德培
上海日夜物券交易所				
上海第一物券交易所			同	趙光祖
股歐信託布疋棉紗交易所				
東南證券日夜交易所				
上海五業交易所	一百萬圓	五十萬圓拂込	創立主任	穆子經
大東證券日夜交易所	一百萬圓	株金募集中	創立主任	裘子怡
五洲物品證券日夜交易所				
共和物券日夜交易所				
中江證市物券交易所	一百萬圓	一株十圓二分の一拂込	同	王搏九
大中華物券金幣交易所		大中華信託公司經營	董事長	盧小嘉

交易所名	資本金	摘要	主任
上海芝蔴夏布物券交易所			
大陸晩市星期物券交易所			
上海公平物品證券交易所			
大中國物券交易所	五十萬圓	全部拂込濟	
合群晝夜貨券交易所			
萬國木植材料物券交易所			創立主任　馮孔懐
太公平物券交易所	一百二十萬圓	株金募集中	同　褚輦僧
楊子證券物品交易所			
中丹三市物券交易所			
上海物券日夜交易所			創立主任　盧小嘉
平市日夜物券交易所			
世界物券交易所			
交通物券交易所			
上海日夜物券新市場			
上海煤油物券交易所			
上海日夜證券柴炭聯合交易所			同　陳洪道
全國五市物券交易所			

備考

一　本表中年を示さゞるものは一九二一年とす

二、本表に記載せる各交易所は已に成立したるもの、又は創立中のものに限る、解散せるもの又は自然消滅せるもの及不正行爲露顯せる爲め途中解散したるものは略せり

三、各交易所の名稱は往々改稱せるものあるも一切現在の名稱に依る

信託公司

交易所の濫興と共に之れに關聯せる業務を營む信託公司亦續々起り來れるは蓋し自然の數と謂ふべく共主要なるもの次の如し。

名稱	資本額	成立又は準備	經理者及創立者
中易信託公司	八,〇〇〇,〇〇〇元	四分の一拂込濟九月一日開業	董事長 朱葆三
中國商業信託公司	五,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟	同 邱謂卿
過易信託公司	二,五〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟	同 范季美
大中華信託公司	一五,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟	準備主任 盧小嘉
中央信託公司	一二,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟十月一日開業	董事長 田時霖
上海通商信託公司	二,五〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟八月二十一日創立會を開く	同 顧克民
神州信託公司	六,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟運輸部九月一日營業開始	同 周文六
中外信託公司	四,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込	同 林萬壽
華盛信託公司	五,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟九月二十九日創立會を開く	發起人 虞和德
上海運駁信託公司	一,〇〇〇,〇〇〇	四分の一拂込濟	同 楊小川

備考　年度記入なきは一九二一年とす

上海株式取引所

(Shanghai Stock Exchange Co L'td.)

上海株式　引所は支那人之を衆業公所又は衆商と呼ぶ共同租界黄浦灘路にあり。

組織　上海株式取引所は英國法令に準據し、香港政廳の特許を得て設立したるものにして、大體倫敦株式取引所を模倣せるものなり、其制度は會員組織にして、取引の當事者、取引の目的物又は取引の方法等一切の制度に就ては悉く當業者團體の自治に由つて定めらる、此に於て賣買取引を許さるゝものは組合員たる仲買人に限る。

設立　本取引所は一八七七年香港政廳令第一號第二十一條により特許を得て、香港に設立せられたる取引所の支所として、一九一〇年一月一日設立せられたるものにして、仲買人の主唱にて組合を組織し、政廳の特許を得たるものなれば、普通一般に關する法令の外何等特別法の拘束を受くることなし。

會員　本取引所の會員は定款を以て五十名に制限す、會員たる資格は丁年(二十一歳)以上にして、上海に於ける他の株式仲買人組合、又は取引所會員に非るものを以てし、法人の名義に於て入會するを許さず、而して會員席は之を讓渡することを得るものとす。

本取引所の會員は之を分ちて二となす、一は取引所設立の當時入會金及推選を要せずして許可せられたるものにして、他は前記會員外に推薦及選擧の方法によりて會員となりしもの是なり。

仲買人の種別　上海株式取引所は倫敦株式取引所に準據して設立せるものなるも、倫敦株式取

引所の如く仲買人に Broker 及 Jobber の區別なきも、實際に於ては此兩者の營業を兼ね行ひ、單に Broker として他人の依賴に應じ、仲買口錢を得て賣買するの外、自己の計算に於て取引を行ふものとす。

收入及び經費　本取引所に於ては會社組織の取引所に於けるが如く、賣買手數料を徵することなきを以て、收入は單に取引所の基礎財產より生ずる利子、並に會員の月納醵金のみとす、基本財產は元來の取引所會員たりしもの以外の新入會員の入會料一千兩（身元保證金五千兩）及其他の收入の積立金にして、會員月納醵金は每年定期總會に於て、其額を決定し、年四期に分ちて之を前納せしむ、然れども會計狀態は全然外部に發表することなきを以て之を察知するを得ず。

取引の種類　本取引所は一に英國の取引方法に則るが故に、其賣買も直取引を主とし、時に延取引に依る先物取引行はる、定期取引に至りては殆んど之を見ることなく、從て轉賣買戾の方法による差金取引の如きは行はるゝこと稀なり。

一、直取引　本取引所に於て行はるゝ直取引は、英國に於ける所謂 Contract for Cash にして、定款に從へば他に特別の明示なき限り、取引は凡て現金支拂の方法に據るべきものとし、翌營業日に於ける同時刻を以て決濟期と定む。

二、繰越取引　先物取引の內最も主要なる地位を占むるものは繰越取引にして、即ち强氣 Long

of Stock の見地よりして實際の受渡を次の決算期まで繰越する方法にして、之に直接及間接の二種あり。

前者は受渡期日間近になりて雙方合議の上、無報償又は一方より他方へ報償を支拂ひ、賣方は買方より其時の繰越値段 Making up price（張入値段の一種にして受渡期日前數日前の張入直段を平均したる値段なり）を以て引渡すべき物件を買約し、更に次の決算日受渡の約定を以て、同價にて同一物を賣繼ぎ、原取引値段との差を受拂するものなり、後者は右と同一條件を以て賣手又は買手が、第三者を相手として取結ぶものにして、更に二種とすべし、一は其受取期日に至り引渡の義務を有する賣手が、第三者より其時の繰越相場を以て物件を買入れ、之を以て受渡を決行し、同時に次期受渡の約束を以て、其第三者に同價にて同一物件を賣渡すものにして、二は引渡を受くる義務ある買手が、其時の繰越相場にて、引取るべき物件を第三者に賣り、以て金圓を調達し、支拂を決行し、同時に第三者より次期引取の約束を以て同價にて同一物件を買ふものなり。

而して以上何れの場合に於ても、實際取引値段と繰越値段との差は、直ちに受拂ふべきを通例とすれ共、本取引所に於ては凡て株式取引所特別勘定に拂込むべきものとせり、而して右の繰越取引に於ける差金の計算は、現金繰越値段を基礎として裁定せられ、該値段は繰越日（Continuation

day or Making up day）即ち決算日以前二日に於て、取引所委員により決定せらる、然れども本取引所に於て行はるゝ繰越取引は其範圍極めて小にして、取引の大部分は直取引に限らるゝの狀態なり。

賣買の方法　前述の如く本取引所に於ける定期取引は單に直取引の方法に限られ、而も競賣買の方法に依らず、即ち各仲買人は顧客より買又は賣の註文を集めて、取引所に到り、玆に各ブローカーの間に之が對手を求むるものとす、但し上海株式取引所に上場せらるゝ銘柄は、極めて少數にして、而かも需要極めて少なく、自己の有する註文に對する相手方は常に求め得らるゝことなし、玆に指値にて註文を受けたるとき、例へば或銘柄を五十兩買にて註文を受けたるブローカーありとせんに、此ブローカーは取引所に其旨屆出で、取引所は某株五十兩 Buyers なる掲示を出す、而して若し之に應ずる賣手ありしときは、取引は玆に成立すべきも、賣りの提供なきに於ては、取引は何時迄も成立せざるべし、又成行買の場合に於ては、仲買人は何處迄も顧客を本位とし、前回の出來値を參酌して相手方を求め、而して得ざりし場合には取引不成立の旨顧客に通知するに過ぎざるべきを以て、强ひて相場を騰貴せしむるが如きことなしとす、指値を以て賣又は買の申込をなしたるものは、之に就き責任を負ふべきものとし、其株數が立會の時限定せられざるときは委員之を決定し、其範圍は委員の決定し得べき最小限度を以てす、而して賣買玆に成

立すれば、出來値段を取引所内の揭示板に記載し、兩當事者之に署名すれば該相場は公定相場と看做さるゝものとす

證據金　證據金に就ては特に定款に規定する所なし、蓋し本取引所は會員組織にして、其取引は相對賣買なるが故に、取引所が手數料を徵して賣買取引の擔保責任を負擔せず、從て證據金の差入を必要とせざるなり、又歐米に於ては證據金掛合せ規定あり、此規定なきも當事者間に於て之を契約すること素より自由なりとするも、本取引所會員の間に於ては、其實行を見ることなし且つ取引所以外に一の株式會社を設立し、依賴に應じて證據金を預り、手數料を徵して、賣買取引の擔保を爲す專門擔保業者等も存在せず、是れ一に取引所仲買人相互信用の厚きに基くものなりと云ふも、而かも市場に於る取引の極めて少數にして、不活潑なるが故に、十分相手方を選擇し得るの餘裕存するを以てなり。

仲買口錢　仲買口錢の割合に就ては定款を以て一定せり、卽ち其賣買高の一分とし、賣主及買主に於て均擔するものとなせり、而して一取引に於ける仲買口錢を限定し、二兩を以て之が制限とす、尙仲買人間に於ける賣買には口錢を徵せず。

受渡　本取引所に於ける取引の大部分は、單に市價の變動による値鞘の贏得を目的とする投機取引にあらず、初より現物の受渡を目的とするが故に、現物の受渡高は總取引高の殆ど全部を占

むるものと云はざるべからず、直取引の受渡に就ては、既に取引の種類の項に述べたるが如く、翌營業日の同時刻迄に取引を結了すべき規定なり、卽ち同時刻迄に現物は現金と引換へらるべきものにして、支拂には多く小切手を使用す、債券の取引に就ては總て滿期日の午後二時半迄に結了することを要すと規定す。

而して繰越取引の場合に於ては、受渡の過程稍複雜なり、卽ち委員は受渡日より二日以前に於て、受渡標準値段たる繰越値段を定め、此日に於て該取引を次期へ繰越すべきや否やを定むるものとす、而して Name day（指名日）、又は Setting day（決算日）等の區別を設くることなく、決算日に於て其二日以前 Contango day に決定せる受渡値段と、約定値段との差額を決定し、之が差額は取引所特別勘定部に拂込ましむるものとす。

而して證券の受渡に當りては、讓渡人の署名及證明せる讓渡證書を添付す、名義書換に就き支拂ふべき手數料は株券の讓渡人又は賣手に於て負擔すべく、株券發行又は株式手數料にして、會社の徵收するものは、讓受人又は買手に於て負擔す、又株券登錄のための證明書送達に要する猶豫期間として、賣主に對し買手の許す日數を定む、仍ち歐洲及亞米利加は六十日、香港及其他の外國港は二十一日、上海は八日とす。

違約處分　特定日を期限として賣買せられたる株券にして、當日に受渡せられざりし場合には

翌日午前十一時に於て再び賣買に附す、之に由て生じたる損害に對しては、取引所は賠償の責に任ず、繰越取引に於ける差額が決濟日に於て不拂となりし時に於ては、書記は直ちに附加差額支拂を受くべき會員に對し此旨を通知し、同じく午前十一時に於て該現物を再賣買に付し、該差額の請求を爲すことを得。

清算者　現今取引所に於ける受渡は、清算者を經由して決行せらるゝもの甚だ多し、然るに本取引所に於ては取引件數極めて多からず、從て清算者を設くる必要なきを以て、特に此設備なく、Stock Exchange Special Account 卽ち取引所特別勘定なるものを設け、之が機關となす、本清算者は單に賣買價格の差額のみに對する受拂機關たるに止まり、一切代金の支拂、現物の受渡に關與せず、而して特別勘定に拂込むべきものは、單に會員間に於ける取引の約定値段と繰越値段との差額みならず、本日相互間の取引に於ける差額と雖も、會員によりて徵收せられたるときは、均しく拂込まるべきものとす、此勘定による支拂は獨り會員のみに限られ、會員外のものは之を利用すること能はず。

取引株券及債券　本取引所の登錄銘柄の數は極めて多數に上ると雖も、而かも實際に於て普通取引の行はるゝものは、約八十種に過ぎず、該銘柄の全部を茲に列擧することは頗る煩に堪へざるを以て之を略し、普通上場せらるゝものの種類並に其數を擧ぐれば次の如し。

第一　株　券

内外銀行	十二種	造船鐵工所	五種	デパートメントストーア	十種
ホテル會社	四種	製造工業會社	三三種	保險會社	七種
土地建物會社	十一種	信託會社	三種	鑛山會社	七種
護謨栽培會社	四四種	汽船會社	九種	紡績織布會社	九種
埠頭倉庫會社	五種	電車會社	六種	鐵道會社	十二種

第二　内外債券並に社債

普通上海に於て取引せらるゝ株式を見るに、大其部分は護謨株なり、一九一〇年上海に大恐慌を惹起したるは、實に此護謨株とす、然れども此等諸會社の資本金は其大なるものにありても、百萬圓を上下するに止り、而かも一株の價格に至りては一磅又は十兩を普通のものとす。

而して取引所定款に據れば、未だ登錄を經ざる株券に就ては相場を建つること能はずとなす、今新株を市場に上場せんとするときは、該會社より左記の要領に則り、各項の書類並に七十五兩の手數料を添へて申込まざるべからず。

一、申込まんとする會社は取引所委員をして、充分其會社の地位信用を確信せしむるに足るものたらざるべからず

二、次の各種書類を取引所に提出するを要す

イ、會社設立目論見書（The prospectus）ロ、定款並各種規約（The Articles of Association）

ハ、證券又は公債證書の謄本一通

三、次の諸項を取引所に對し通告するを要す

イ、募集株の總數　適當なる擔保物及び信用證券の數量、無約定にて割當てられたる擔保物、拂込株金高、特種拂込株金數

ロ、株數並に現金以外に一定の報酬に對し、其全體又は一部を割當てたる擔保品ある時は、其擔保並に信用證券の數

ハ、會社資本總額の三分の二に相當する金額に對して株式を發行し得べき會社たること、及び其株式の拂込ある全部又は一部が一般公衆に割當てられ、或は拂込まるべき事確實なること但し斯かる割當、全部に對し其の實現を想像するに難き株に付きては酙酌する所あるべし

相場の公示　本取引所に於ては相場を公定並に相對の二に分ち、毎日之を取引所內の黑板に記載す、而して公定相場たるには賣買兩當事者に於て、之に署名するによりて、始めて認められ、相對相場は單に各種仲買人と其本人間の取引相場を會員に通知するに止り、公定相場として認めらるゝことなし、而して取引所內の揭示板に記載せられたる相場は、委員中の二名が之に同意するに非れば、抹消すること能はざるものとす。

賣買註文者に對しては、取引所に於て每日相場表を作製配付し、銘柄取引、出來値、買値、賣値等を明記す、又仲買人は每日上海の各英字新聞に取引所發表のものと同形式に於て廣告を登載し一般顧客に告示す。

取引狀況　上海株式取引所に於て賣買せらるゝ株式は、既述の如く大部分は護謨株其他の小會社株にして、一株の額面價格一磅又は十兩内外のもの多きを占め、稍大なるものとしては二三の外國銀行、又は保險會社等あるのみ、而かも需要供給の範圍極めて狹少にして、上海在留の外人を主とし、支那人の時に取引するものあるに止る、仲買人の營業振は一に顧客を本位とし、相當對手方なければ、取引は何時迄も成立することなきの有樣なれば、强て相場の騰落を促す如きことなく、從て價格變動極て少く且値幅狹少なり、されば投機的取引に就ては殆ど云ふに足らざるの狀態に在り。

株式會社上海取引所

上海取引所は一九一八年六月四日創立總會を開き、同年七月中より事務所及び市場の建築に着手し、十一月三十日に至り開場せられたるものにして、資本金一千萬圓株數二十萬株内二百五十萬圓拂込なり、本社を大阪に置き支店營業所として上海共同租界福州路に市場を設置せり。

取扱品は有價證劵及び綿糸とし、漸次棉花其他に及ぶべき計畫にして、仲買人は五十名以內と定め、日本人支那人外人等なり、日本の取引所法に倣ひ營業するものにして、上場株は全部日本の株式にして取引の方法共の他內地取引所と同一なり。

銀元及地金銀取引

銀元取引　銀元の取引は銀元と銀錭又は銀塊との相場如何によりて盛に行はるゝものにして、外國銀行は市面に銀元の流通多くして其相場下落すれば、輸入の銀塊を以て馬蹄銀を鑄造して之れを賣出し、又銀錭の下落を見れば之れを輸出して銀元を輸入する等、銀元と銀錭との相場の變動によつて利益を收めんとす、輸入銀條は英米品最も多く、其品位は倫敦本位銀より二百四十分の一七・五内外高く、其相場は廣東司碼平にて計りたる兩を建とし、廣東司碼平の一兩は五七九・八グレーンと規定し、輸入銀塊の相場は一一一・二上海兩（廣東司碼平の百兩のものに對し）と爲す、是れ銀爐が此率を以て元寶となすが爲なり。

地金取引　地金の取引は往昔にありては單に裝飾用の金塊及び裝飾品に限られ、所謂北京客帮の北京より運來する金塊卽ち㷊赤と、滿洲其他北部地方の砂金及其塊を以て取引し、之れに當りしものは所謂金舖のみなりき、然るに一八四二年開港以來上海は外國商人の對支活動の中心地となり、延いて支那貿易の中心たる地位を形成したりしが、此頃歐洲各國は競つて其の貨幣制度を金本位に改革し、遽に金の著大なる需要を喚起し、同時に銀の價額著るしく減じたる爲め、支那

各地の富豪は勿論の事苟しくも金を手持する者は爭つて金を賣抛し、銀兩の増加に依りて得る目前の利益に眩惑され、盛んに其の藏金を上海に放出し、此れが爲上海は金の一大集散市場となるに至れり、而して一九〇〇年頃まで上海に輸入する金の大部分は支那內地よりする地金にして、天津を始めとし芝罘、牛莊等を合計して年額四百萬乃至七百萬海關兩の多きに上り居たりしが、其後は遽かに激減して爾來年額三百萬海關兩を超過したる事なきが、一方海外よりの輸入は激増して多きは一千萬海關兩に及びし事あり、而して其の大部分は我が國より來る日本金貨なり、而して又輸出先の主なる者は歐洲にして日本、香港、印度之れに亞ぎ支那內地向は至つて僅少なり、其大部分は金塊にして年額一千貳百萬海關兩に上りたる事あり、金貨輸出の最も多かりしは一九〇五年日本に仕向けられたるものなるも、而かも其の額は僅かに百五十萬海關兩に過ぎず、而して此の金貨塊輸出入は漸次支那人の投機心を刺戟して投機的色彩を帶び來り、殊に最近十年間に於て其の著るしき傾向を認めらるゝに至れり。

上海に於て地金の賣買を爲す商人には金舖、金店、金號の別あり、又其の取扱はるゝ地金には発赤、標金、足赤、荒金、砂金、外國貨幣の種類あり、而して其取引の投機的に行はるゝは金業公所なるが、同所は一の組合にして、組合員は金商に限らる、一九〇五年頃始めて今日の如き組織を見たるものにして、最初は組合員三十餘名なりしも、今日にては六十名內外を算しつゝあ

り、同所は一定の資本金なるものなく唯組合員入會の時五百兩を納め、別に月額二十兩の會費を納むるのみなり。

事務所を無錫路に置き此處に於て各種金塊の現物相場を決定し、別に營業所（取引所）を九江路に置き、會員の標金定期取引所に宛つ、此に出入して地金の取引をなす所謂金商の主なるものは二三十家あり、其内資本信用等第一流に屬するものは、同豐永、大豐永、裕豐永、天昌祥、王昌恒、恒孚、華泰、第二流に屬するものは、宏興永、元盛永、福康、秦慶、久成、衡祥、乾昌祥、蔚豐永、和昌祥、祥泰豐、震昌祥、晉祥、義豐永、萬豐永、協盛永、裕慶、乾亨にして、更に第三流に數へらるゝものは、福順、昇平、協康永なりとす、是等會員は公所に於て或は自身に或は代理人を以て賣買取引を締結するものとす。

其相場は毎日日本向電信爲替相場を基礎とし、市場の氣配を參酌して立てられ、當日の日本向電信爲替相場に四・八〇を乘じたるものを以て標金一條（上海曹平十兩）の標準相場とし、是より現物需給の關係其他市場の狀形を斟酌して標金、發赤、足赤其他の金塊の相場を決定するものなり。

度量衡

支那に於ては全國劃一の度量衡制度なく、或は地方によりて別あり、或は營業の種類によりて別あり、極めて複雜人をして適從する處に迷はしむる事甚だし、支那に於ても之れが統一の必要認められ、かつて前淸時代一九〇七年農商部は度量衡法制定の議を上奏して嘉納せられ、製尺、漕斛、庫平を以て法定度量衡器とする事に決定し、其後一九一四年袁總統時代に又度量衡法の公布を見たるが、未だ一般的に採用せらるゝに至らず、上海に於ても種々の度量衡あり主要なるもの次の如し。

度　尺度の標準とも見るべきは官尺(或は部尺)にして使用の範圍最も廣し、現に上海に於て多く使用せらるる尺度の種類と其英尺日本尺に對する比較を示せば次の如し。

	官尺一尺に對し	英尺	日本尺
官尺(營造尺)一尺	一尺	一二、六〇吋	一、〇五六尺
海尺一尺	一尺	一二、六〇	一、〇五六
抗尺一尺	寸八分	一二、八五	一、〇七七
蘇尺一尺	寸五分	一三、二六	一、一一一

寧尺	一尺	九寸七分	一二、九九	一、〇八八
京貨尺	一尺	九寸三分	一三、五四	一、一三五
木尺	一尺	八寸	一五、七五	一、三二〇
板尺	一尺	七寸六分	一六、五八	一、三八九
造船尺	一尺	——	一五、六九より 一五、七六九	一、三一五一 一、三二一七
稅關用尺	一尺	——	一四、〇九八	一、一八一六
收稅用地尺	一尺	——	一三、一八一	一、一〇四八
大工尺	一尺	——	一一、一四〇	〇、九三三七
裁縫居用尺	一尺	——	一三、八五〇より 一四、〇五〇	一、一六〇九 一、一七七六

量 上海に於て使用せらるる量器は大小、形狀、種類等複雜なるを以て外人關係の大取引には總て磅秤を用ひ、斤量に據るを例とす、支那人間の大取引に用ゐらるゝものは海斛廟斛及漕斛等あり、海斛と廟斛との比較は海斛の一石に對し廟斛一石一斗となす、各斛は五斗を單位とするを以て海斛五斗は、廟斛五斗五升五合に當るとせらる、海斛の五斗は我約六斗强なり、此外小賣に使用せらるるものに四種あり、今是等量器の容量を我國のものに比較すれば次の如し。

升羅	三合三勺桝	＝	我が約　二合二勺
小斗	三升三合桝	＝	我が約　二升四合
中斗	六升六合桝	＝	我が約　四升四合
大斗	一　斗	＝	我が約　六升六合

而して是等の量法は斗掻を用ゆるも表面の半部のみを均らすを以て計量者の手加減により増減あるを免れず、且各斛の關係は叙上の如く中斗の二分の一を小斗とし、其十分の一を升羅とするも、各容量の比較は之と一致せず、是れ量器の製法精巧ならざると、其製造を市人に委ねて之を監督せざるとに因る。

衡　權衡も亦外人取引及外人對支那人間に於ては英法を用ゆるもの多きに至りしも、生産地と支那商人間との取引は依然舊慣を脱せず、日常支那人間の賣買も多く之に據る、今市面に使用せらるゝ秤名及其比較を擧ぐれば次の如し。

名稱	各一斤の天秤を標準とせる量目（兩）	天秤百斤に對し（斤）	各百斤の封度數（封度）	各一斤の我匁數	用途
天秤	一六・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一二六・九八四一	一五三・五九〇	一般
曹秤	一六・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	一二六・九八四一	一五三・五九〇	主として銀舗に用ふ
新會館秤	一四・四〇〇	九〇・〇〇〇	一一四・二八五六	一三八・二三一	一般
老會館秤	一五・六〇〇	九七・五〇〇	一二三・八〇九五	一四九・七五〇	稀に用ふ
司馬秤	一六・八〇〇	一〇五・〇〇〇	一三三・三三三三	一六一・二六九	棉花菜其他
公秤	一七・〇〇〇	一〇六・二五〇	一三四・九二〇六	一六三・一八九	棉花
萊陽秤	一六・三〇〇	一〇一・八七五	一二九・三六五〇	一五六・四六九	油、豆粕
拆秤	一五・二〇〇	九五・〇〇〇	一二〇・六三四九	一四五・九一〇	
部秤	一五・五五二	九七・二〇〇	一二三・四二八五	一四九・二八九	油、豆粕
封皮秤	一二・六〇〇	七八・七五〇	一〇〇・〇〇〇〇	一二〇・九五二	輸出品
砝碼	九・六〇〇	六〇・〇〇〇	七六・一九〇五	九二・一五四	廣東客商用

浙秤	一三・八〇〇	八〇・〇〇〇	一〇一・五八七三	一三三・八七三	
燭秤	一四・八〇〇	九二・五〇〇	一一七・四六〇三	一四七・〇七〇	蠟燭店用
茶食秤	一三・六〇〇	八五・〇〇〇	一〇七・九三六五	一三〇・五五一	茶食店用
油餅秤	一五・六九六	九八・七三三	一二四・七七一四	一四〇・六七一	主として油
拔秤	二七・三〇〇	一六〇・〇〇〇	二一五・八七三〇	二六一・〇三	石炭

米穀に用ふる斤量は一般に英の百封度を以て一擔とし、二擔を一石と計算す、海斛の一斛は恰も一擔に相當す、而して大秤の百六十斤を二百封度の割にて計算す。

學　校

外人經營學校

聖約翰大學堂（St. John's University）

所在地　上海市街を距る五哩なる蘇州河の上流 Jesfield 路にあり。

沿革　上海に於ける米國第一代の僧正 W. J. Boone (American Church Mission に屬す)は一八四五年支那人教育の爲上海に一學校を開設せり、これ本大學の起源をなすものなるが、其愈々 College の規畫を立てゝ進むに至りしは一八七九年 Bishop Schereschewsky が米支兩國人を說いて資金の募集に着手したるに始まり、當時生徒は僅に十名にして、全然支那的の教育を支那語によつて授けつゝありしが、一八八二年に至り英語を加へ、一八九二年に及び現在の地に移轉し、稍其規模を大にするを得たり。

一八九五年初めて College の卒業者を出すに至り、爾來或は學校を增築し、或は內容を改善し一九〇六年に至りては大體完備するに至れるを以て、同年一月米國 Columbia 州の法律の定むる處に從ひて聖約翰大學堂の認可を受け、■米國の大學に於けると同一の學位を受くるの特權を得、

これより基礎益固く校運愈盛大に赴けり。

一九〇九年寄宿舍開かれ之れを Mann Hall と稱せり、蓋しこれ故 Mann 女史の本大學に對する功績を記念せんが爲にして、次いで一九一八年又故 Cooper 教授記念館たる體育場完成せり。

本校は其設立の初に當りては僅に一棟の校舍を有するに過ぎざりしが、其後年と共に漸次規模を擴張し、現今に於ては三十六エーカーの敷地と二十二棟の建築物を有し、校舍のみにても十數萬兩の價値ありと稱せらる。

教育要旨　Protestant Episcopal Church に屬する學校なるを以て耶蘇教を以て教育の要旨とする事勿論なるが、當事者は本大學の目的は健全なる洋式教育を施すと共に支那固有の思想文學を保存し、同時に基督教主義に依り人格の完成を期せんとするものなりと稱し居れり。

學科　本校は大學部と大學豫備科としての中學部とに分たれ、大學部を更に次の六分科に分つ。

一、文科 (The School of Arts) は修業年限四ヶ年にして Freshman, Sophomore, Junior, Senior の四級に分たれ、中學卒業者を入學せしむ、學科目は歷史、物理、英語、數學、宗教、化學、哲學、政治、生物、語學、天文、地質、教育、倫理等にして、卒業者には B.A の學位を授く

二、理科(The School of Science) 一九一一年九月の新設にして、修業年限は四ヶ年にして、入學資格は中學卒業生たるを要し、學科目は物理、化學、英語、數學、圖畫、語學、宗教、政治、

測量等とし、卒業者には B. Sc. の學位を授く

三、神學科(The School of Theology) 傳道事業に從事する宣教師養成を目的とするものにして、修業年限は三年以上とし、文科の二年以上を修了したるものを入學せしめ、一年修業者は特に學力ある場合に入學を許す、卒業者に對しては一定の條件の下に B. D. の學位を授く、其學科目は基督傳、教會史、比較宗教、哲學、理科、教育、語學其他聖書研究等とす。

四、醫科 (School of Medicine) は後に上海の St. Lake 病院を經營したる醫師 H. W. Booneの一八八一年に創始したる處にして、當時の目的は主として、其病院の助手たるべき支那人の教育をなすにありたり、而して一八九六年聖約翰學堂の改造に際し之れを基礎として、病院の助手の外一般醫師たるの教育を施すべき擴大せられたる使命を以て醫學部を設け、Dr. Boone を最初の醫學部長となし、其從來の學生は全部本校に入學せしめたり、而して四年の課程を終り最後の試驗に及第したるものには卒業證書を授與せり。

一九〇六年大學に改めらるるや課程を五年に延長して程度を引上げ、又卒業者には實際に醫師の職に當るに先ち、少くも一年間は病院にありて實習すべき事を固く勸告する事とせり、一九一一年武昌の Boone University と協定し、同校醫科の學生は其最後の三年間の課程は本校に於て學習する事となり、更に一九一四年 The Pennsylvania Medical School と本大學との間に兩大學を合

併するの契約成立せり。

現在修業年限は五ヶ年にして、入學資格は本大學の文科若しくは理科の卒業者及びこれと同等の學力あるものにして、本科の最初の二ヶ年の課程は、他科の最後の二ヶ年の課程と併修する事を得るの制度とす、本校學生は American Church Mission の經營に係る St. Lake's Hospital 及 St. Elizabeth's Hospital for Women & Children に於て實習をなす事を得るものにして、一九〇六年より卒業生に合衆國法律によりドクトルの學位を授けらるゝ事となれり。

學科目は解剖、骨學、生物學、生理學、化學、物理學、藥物學、拉典語、其他醫師に必要なる學科とす。

五、支那文學及歷史科(The School of Chinese Literature & History)支那固有の文學歷史を授くるものにして修業年限を四年とし、科目は支那古典、近代文學、支那法制、論文、飜譯等を主とす。

六、研究科(Graduate School)　大學部卒業生の研究をなす處にして、Batchelor の學位を有するもの、二ヶ年間研究後論文を提出し及第すれば Master の稱號を受くる事を得。

中學部　中學部は支那教育部の制定せる所に基き中等教育を授くるを目的とし、修業年限を四ヶ年とし、此を卒業せるものは大學部に入學する事を得、英文部と支那部との二部あり、英文部

は英語を用ひ、支那部は支那語を用ふ。

教員及學生　本校の校長は F. L. Hawks Pott D. D. にして其下に米國人及支那人の敎師五十餘名あり、各學科主任は總て米國人これに當る、米國人の俸給は全部所屬敎會より支給を受け、支那人のみ學校の經費中より俸給を支給せらる。

生徒は通常大學部三百名内外、中學部二百數十名あり、其卒業生中には相當名を爲したるもの少なからず。

本校は圖書館、博物館、運動場の設備孰れも間然すべきものなく、又其別廓に聖約翰女學堂あり、本校長の管理の下に置かる。

震旦大學院（Université L'Aurore）

所在地　佛租界呂班路にあり。

沿革　佛國サイソン敎會の經營にして、一九〇三年の創設に係る。

敎育要旨　中學卒業の靑年に高等敎育を授け、其知識の完美を期し、他日政治又は文藝に從事して有用の材たらしめんとするにあり、學生は信者たると否とを問はず。

學科　豫科正科の二者あり、豫科は正科入學の豫備敎育を施す處にして、修業年限を三ヶ年とし、中學卒業程度の支那文論文一篇を提出せしめ之れにより選拔入學せしむ、學科目は佛文、英

文、支那文、哲學、論理、歴史、地理、數學、物理、圖畫等にして、主として語學を學習せしむ。
正科は修業年限三ケ年にして豫科卒業者中學卒業者につき試験の上入學を許す、正科を次の三科に分つ。

法科　學科目、哲學、民法、商法、國際私法、國際公法、羅馬法、歴史、地理、經濟、財政、佛語、英語、飜譯

理工科　學科目、數學、物理、化學、電氣、機械、鑛學、冶金學、動水學、汽車工學、建築學工學

醫科　細菌學、解剖學、病理學、物理學、化學、醫化學、藥物學

職員學生　校長は Rev. Y. Henry, S. J. にして、其下に佛人、支那人等の教職員あり、生徒は二百四五十名にして其年齢は十六歳乃至二十二歳なり。

滬江大學（上海浸會大學校、道學書院）
(Shanghai Baptist College & Theological Seminary)

所在地　楊樹浦の New Point より黄浦江の下流約一哩の河岸にあり。

沿革　一九〇六年米國 Baptist 教會の設立せる處にして校舍敷地二十七エーカーを有し、Yates Hall は間口百十呎、奥行六十四呎の三層樓にして教室、教會堂、事務室等此内にあり、其外附屬

女學校、敎員住宅等の建築物あり。

學科　大學部は正科四年豫科二年にして文科大學の外理科の選科あり、道學書院は修業年限四ヶ年にして基督敎傳道師養成を目的とす、大學部卒業後宗敎に志すもの丶爲に特科を設け二年間倫理學、聖書硏究を授け又一年間道學を專修せしむ。

職員學生　校長は Rev. F. J. White にして、其下に二十餘名の外支人敎師あり、學生數は四百名に達す。

哈佛醫學校 (Harward Medical School of China)

徐家滙にあり、米國ハーバード大學の有力者の發起によりて、支那に於ける醫學上の進步改良を計るの目的を以て、一九一二年に於て設立せられたり、本校の設立に就きては初めハーバード大學總長たる A. Lawrence Lowell 氏より、支那政府の敎育部に照會し、設立の趣旨を聲明せり、同校は何等宗敎的關係を有せず、支那赤十字病院を併設せり、本校大學生は數十名に過ぎざるも傭聘敎員は相當の閱歷を有し、入學試驗は中學校卒業以上にして、特に英語及理學の素養あるものを選むが如きは、他の宗敎學校と其趣を異にせり、本科は五ヶ年卒業とし、當分の內入學者の便を計り、豫科二ヶ年を設置せり、醫學敎授に要する機械類、外科室、診察室等の完備せること、租界經營の病院に比して何等遜色なく、上海に於ける專門學校中設備の完全なること本校を第一

とすべし。

同濟德文醫工學堂
(Deutsche Medizin und Ingenieur Schule)

所在地　佛租界金神父路あり。

沿革　本校は獨逸が支那に於ける文化事業の爲に開設したるものにして一九〇二年の創立に係る、當時は醫學專門學校なりしが一九一三年工科を新設し校舍其他の設備大に整ふに至れり、本校創設の理由については一九一二年一月十二日該堂長 Prof. Dr. Von Schwarf の工科新設理由書によりて知るを得べし、卽ち曰く

泰西の學術中最も支那人の興味を有するものは醫學及工學の二者に過ぐるものなし、苟も支那の開發に志あるものは支那人が此二科を先づ根本的に學修する事を必要とするに一致せり、醫學の普及は、年々支那に傳播流行して其多數の生命財産を奪ふ肺結核、ペスト、虎疫、癩病其他の惡疫を驅逐撲滅するが爲に最も緊要なり、又技術者ハ養成は目下支那の各方面に勃興しつゝある鐵道の建設、鑛山の開堀に缺くべからざるものにして、二者の普及についての我獨逸人の任務重大なりとす、此任務を實行せんが爲に我獨逸人は四年前上海の醫学校を設立したるが支那人入學者は年々其數を加へ成績良好なるを以て予は更に支那に最も缺乏せる技術者の養成

を企圖し、之れを醫學堂に併置する事とし、支那の青年をして自國內にありて歐洲專門學校に留學せると同樣に工業に關する學科を根本的に學習せしめんとす

新設の工科は支那の青年に必要なる技術を授くるにありて、科目は機械、電氣及鐵道建設なりとす、入學生は先づ獨逸語及普通學の學習を要するを以て之れを三年に配し、習熟後一年間は學生の爲に特設せる最近進步の諸機械を備へたる工場に入れて、各種機械の構造及其組立につき受持敎師より學理的及實際的說明と運用とを授けらるべく、學生自身も敎師指導の下に小機械を製造し組立て運用せしめらるべし、其後猶二年間（一週一回實習所にて實習せしむ）是等學科に就き更に高尙なる學理を授けんとす、本校に於て重を實習に置くは東洋學生の通弊として學理に長じて實地に短に、學校を卒業するも何等運用の技能無きが故なり

云々と、以て獨逸が本校を開設せる趣旨を知り得べきなり、斯くて獨逸は頻に之れが經營に當りつゝありしが歐洲大戰爭の爲之れを閉鎖するの止む無きに至り、後講和に際し佛蘭西は之れが自國租界內にあるを以て、自ら之れを繼承して經營せんとし、獨逸をして之れを承諾せしめたり。

學科　豫科本科の二あり、豫科は修業年限四ヶ年にして、學科目は獨逸語、地理、歷史、動物植物、物理、化學、數學、羅甸語とす。

本科は豫科修了者を入學せしめ醫科と工科に分つ。

醫科は修業年限五ヶ年にして內三ヶ年は醫學、藥學に關する講義を授け、他の二ヶ年は附屬病院內に於て臨時實習をなさしむ、學習に際しては單なる醫師養成にあらず、獨逸醫學の本能たる學問的醫學の注入を爲すにありと稱し、學科、敎授法等此大本に基いて按配せられたり。

工科は修業年限四ヶ年とし機械科、電氣科、鐵道科に分ち、獨逸本國製の優良なる機械を備付して學習に便せしめたり。

職員學生　閉鎖當時の校長は Prof. Dr. Von Schab にして、其下に醫科に十人、工科に八人、豫科に一人の專任敎授を置き、又上海在住の獨逸人中より講師を委囑せり、生徒は三百七十人あり、本校の事務の一部は獨逸領事館に於て取扱はれ、獨逸政府直接の經營の如かりき。

徐家滙公學

(Zi-Ka-Wei College)

佛蘭西敎會の設立にして、徐家滙天文臺附近に在り、中小兩學を合併せる學校にして、生徒約三百二十名を有す、校舍の外觀は宏大なりと雖も、內容は他の外人經營の學校に比して稍遜色あり、中學科は四ヶ年にして、一般普通學の外外國語として英佛の一を撰ばしむ、高等小學三年、高等小學豫科（尋常小學程度）二年、本校中學部卒業生は無試驗にて震旦大學に入學し得るの特典あり、校長は Rev. Father Beauc なり。

聖芳濟學校

(St. Francis Xavier's Roman Catholic College)

所在地　南潯路にあり。

沿革　本校は聖約翰大學と共に、上海に於ける外人經營の各學校中最も古きものにして、一八六四年 Roman Catholic 教會により設立せられたるものなり、校舍の建築は稍古きも、宏大なる四層樓にして、生徒八百七十名の多數にして上海に於ける各學校中生徒の多きこと第一位に在り生徒は外人、孤兒、支那人に區別せられ各其教室及寄宿舍等を異にし、尙ほ之等を寄宿生（Boarders）半寄宿生（Half Boarders）及び通學生（Bay Boys）の三つに分てり。

學科　本校は工部局の公認學校にして、年額三千弗位の補助を與ふ、其科程は小學より大學豫科に至る迄十級に分たれ、最初の六年間は小學教育を施し、殘餘の二個年間を中學教育とす、之を本邦中學に比するに、其程度遙に高し、本校各種の設備は頗る整頓し、特に寄宿舍設備の完成せる他校に共比を見ず、叉理科學機械は中學程度學校としては頗る豐富にして、同校屋上には無線電信機の備付あり、理學機械中同校にて製作せられしもの亦少なからず、校長は Rev. Bro. Antonia なり。

麥倫書院

Medhurst College）

本院は共同租界兆豐路に在り、倫敦 Mission Society に屬し一九〇四年の設立に係る、學級の編成は普通部五個年と高等科三年にして、英文、支那文の兩科に區別せり、程度極めて低く前者は小學校程度にして、後者は中學程度なり、校長は Rev. H. Bunce にして、生徒數は百六十名あり寄宿舍を設く。

中西學校
（Anglo-Chinese Methodist School）

本校は舊名を中西書院と稱し、虹口崑山路に在り、Methodist 敎會の經營に屬す、生徒七十餘名有り、中學程度の學校にして、豫科二年、中學科は四年なり、豫科は高等小學程度にして、中學科は本邦中學校と同一の科目なるも、第三四年に於て地理歷史數學等に英文教科書を使用せり。

英華書館
（Anglo-Chinese School）

英國 Church Missionary Society の一八五〇年に設立せる處にして、目下校舍は靶子路にあり、英語普及を以て目的とせるも、近來支那文を併せて敎授す、生徒約百八十餘名あり、中學程度に準ずと稱するも、純然たる英語專門學校にして、毎日午前及午後三時半迄英語を敎授し、同五時

半迄を支那文の教授時間とす。

盲童學堂

(Institution for the Chinese Blind)

本校は米國カリフォルニヤ大學東洋文學教授 George B. Fryer 氏の設立せるものにして、支那盲兒敎授の目的を以て、一九一一年に開校せり、假校舍を北四川路に設け、六名の支那敎師あり、Fryer 氏夫妻主として其敎育に任じ、生徒は三十八名あり、教育の目的は自活の道を與ふる爲め手工を主とす、其外體操音樂等をも敎授す。

晏摩氏女學堂

(Eliza Yates Memorial School)

北四川路に在り、一八九七年の設立にして目下生徒百九十名あり、本校の目的は支那の女子に小學教育を施すにあり、校內清潔にして、生徒は比較的富有者の女子多し、敎授は音樂體操英語等に重きを置く。

中西女塾

(McTyeire High School)

一八九〇年の設立にして、校舍は漢口路と西藏路との交會の角に在り、本校は上海に於ける外

人經營の女學校中最も完備せるものにして、目下八十名の生徒あり、本校は小學部四個年、豫備科四個年、高等科四個年の規定にして、其程度は本邦高等女學校に比して二三年高きが如し、其高等科に於ては、國文、數學、物理、化學、倫理、天文、聖道、羅典、英文等を設け、國語、數學、聖道の三科の外は悉く英語の教科書を使用す。

音樂科は比較的重視せられ、ピヤノ六臺、其他練習用オルガンの備へあり、寄宿舍の設備は完全に近く、生徒の監督頗る嚴なりと云ふ。

德國學堂
(Deutsche Schule)

本校は威海衞路にあり、獨逸政府の經營にして、主として獨逸青少年教育の爲一九〇八年に開設せるものなり、幼稚園及レアル、シユール（小中學を合併せるものに近し）制度とし、幼稚園は一九一一年十一月の設立にして、開設當時は五十名の生徒ありしも、其後減じて三十五名となり歐洲戰爭當初は四十名なりき、獨逸語教授の外兒童の心身を養成するを目的とし、課目は遊戲體操、手工等を授く、レアル、シユールは豫科三個年、本科五個年にして、豫科に於ては獨逸語算術、唱歌、書方、遊戲、上海地理等を授け、本科に於ては獨逸語、歷史、博物、佛語、算術、英語、文法、地理、習字、幾何、代數、數學、物理、化學等の普通學を授くる事とせり、校舍は

三層樓にして諸般の設備悉く獨逸式を發揮し、衞生上の注意教室、机、椅子、黒板等の構造は自ら他校と其選を異にせり、同校は獨逸本國政府の出資せるものにして、上海獨逸領事館監督の下に學校長自ら管理經營せしが、歐洲大戰の結果閉鎖せり、本校には獨逸人よりも寧ろ英佛人子弟の入學するもの多かりき。

蘇州大學法學部
(The Comparative Law School of China)

蘇州にある東呉大學の法學部にして、Quinsan Road にあり、多數の外人、支那人教師其教授に任ぜるが、學生數は三十名内外に過ぎず。

支那經營學校

交通部上海工業專門學校
(Government Institute of Technology)

本校は一八九七年創設せられ元南洋公學 Nanyang College と稱せられたるものなるが、一九一二年より交通部の直轄に屬する事となり、現名に改められたり。

校舍は徐家滙にあり、其規模設備大に整ひ、蓋し上海に於ける支那人經營學校中の第一位を占

むるものなるべし、本校は土木科及電氣機械科の二科あり、修學年限を三ヶ年とし、其教授課目は、我高等工業學校と略同一なり、同校には更に豫科一年を設けて高等普通學を教授し、又附屬として修業年限四ヶ年の中學校あり、尙ほ校外に尋常高等小學校を附屬し、以て普通教育より高等教育に至るの連絡を圖れり、生徒數は中學部、豫科、高等專門部を合して八百二十名あり、同校の設備として見る可きものは、土木科の實習室、電氣試驗室、物理試驗室、化學室等にして、其規模は之を本邦の高等工業程度の學校に比しては極めて粗雜なるものなるも、支那に於ける此種程度の學校設備としては稀に見る所なりとす、其他圖書室、養病室、新聞室、書籍販賣室等の設備は他校に比して出色あり、學校の所在地たる徐家滙は上海市中より數哩の遠距離なるを以て、生徒の多數は校外の寄宿舍に住居し、生徒の規律も稍整頓せるの觀あり、又各省官費生の入學者も近來其數少なしとせず。

私立南洋路礦學校
(Nanyang Railway & Mining College)

一九一二年の設立にして、北四川路に在り、鐵道及礦山技師を養成するの目的にして、豫科三年本科四年として、豫科は中學程度に相當し、本科は高等工業學校程度と同一なり、本科鐵路班及礦業班の二科に分ち、高等專門學の外に外國語を教授せり、同校は私立なるを以て機械標本等

の設備十分と稱すべからざるも、豫科本科共に理學、數學に關する教科書は悉く英文原書を使用し、外國教習數名の外英米留學生出身の支那人教授あり、英語の程度比較的高し、生徒數二百名にして、滬寗鐵道と特別の聯絡あり、學生は此に於て實地の練習に從ふ。

私立神州大學

西門外生々里にあり、一九一二年一月の設立にして、將來は大學に倣ひて文、理、法、商、醫、農、工科等を設く可しと標榜せるも確かならず、目下は文法商科及法政專門部、法政別科等を設け、本科は大學部三年卒業にして、其下に豫科三年を設く。教授科目は我私立大學程度にして、目下各科を通じて五百名の生徒あり、其內校內生三百名、校外生二百名とす、教員は二十餘名にして全部支那人なり、本校は袁樹勳の出資になるものにして、私立大學としては上海に於て最も整頓せるものなり。

復旦大學

教育部の認可を得て私立大學制度に準據し、卒業年限四ヶ年の中學部と、大學豫備科三ヶ年とを設く、本校は一九〇五年の設立にして、比較的古く多少其名を知られ、學生は中學部大學豫科を合して四百二名に達す校舍は徐家滙に在りしが、最近上海郊外の江灣に新築中なり。

大同學院

(La Universitas Utopia)

一九一一年の設立にして、支那人設立の專門學校程度の私立學校にして、中學上級生位に當るものに物理、化學、英語等を教授するものなり、校長以下支那人にして二十餘名の敎師あり、生徒は四百五十名に達す、停車場附近にあり。

江蘇省立第二師範學校

前清光緒三十一年(一九〇五年)の設立なり、本校は尋常師範學校制によるものにして、本科四年の外に豫科一年を設く、目下三百七十名の生徒あり、全部寄宿舍に收容す、敎員は全部支那人にして、附屬小學校の生徒四百餘名を有す、學校は城內の舊新西門內にあり。

江蘇省立第一商業學校

一九一三年の設立にして南市陸家濱にあり、江蘇省立にして、校長以下の職員は支那人なり、小學校高等科卒業生を收容して中學程度の商業敎育を施すものにして、生徒數三百五十名あり。

招商局公學

(China Merchants S. N. Public School)

招南局汽船會社が尋常科卒業程度以上の兒童敎育の爲に一九一八年設立したるものにして、校舍は Ward Road にあり、校長以下全部支那人にして、生徒數二百五十名あり、其經營は招商局

に於て負擔す。

上海第一小學校

上海縣設立の小學校にして支那街にあり、一九〇一年の設立にして、生徒數八百名に達す。

工部局經營學校

工部局華童公學
(Public School for Chinese)

本校は共同居留地工部局の公立學校支那人部にして一九〇四年の設立に係り、愛文義路にあり幼稚園、尋常科、及高等科より成り、校長は外國人にして其下に外國人及支那人の敎師あり、生徒數四百三十餘人あり、經費は工部局より支出する處に係る。

工部局西童公學
(Public School for Boys)

元虹口文路に在りしが、後北四川路終點に新築移轉せり、共同租界經營の公立學校にして、一八八六年の設立なり、幼稚園、尋常科、高等科の三部に分つ、幼稚園は滿四歲より六歲迄、尋常科は六歲より八歲迄とし、高等科八歲以上とし、孰れも三個年の課程とす、高等科のみは男女の區

別をなすも、其以下は混合教授とす、本校の科目は英、佛語、(羅典語隨意)、算術、物理、化學、博物、歷史、地理、圖畫、簿記、裁縫、唱歌等にして、其他隨意科には速記、支那官話、音樂あり、目下生徒は各科を通して約三百、教員は全部外國人にして、本校卒業生はケンブリッヂ大學に入學の連絡あり。

工部局格致公學
(Polytechnic Public School for Chinese)

工部局が一九一七年に創めたる所にして、支那人兒童に工藝を授くる爲のものにして、廣西路にあり、生徒數百五十名にして、其年齡は九歲より十九歲の間とす。

工部局女學堂
(Public School for Girls)

工部局が外國人女子教育の爲に一八八六年に設立したるものにして、幼稚園、小學部、高等科の設あり、學校は虹口文路にあり、在校生徒四百名に達す、尚 Kungping Road, Avenue Road に分校あり。

工部局育才公學
(Ellis Kadoorie Public School for Chinese)

工部局の補助を受けて支那人の教育に任ずる公認學校にして、一九一二年の設立に係る、山海關路にあり、生徒數四百名、校長は外國人にして其下に外支人の教師あり、尋常科卒業生に普通教育を施すを目的とす。

大法國華童公學
(Ecole Municipale Franco-Chinoise)

佛租界工部局が支那人兒童教育の爲に一八八六年設立したるものにして Boulevard de Montigny にあり、校長以下佛人多數を占め、生徒數は四百二十五人に達す。

佛租界西童公學
(Ecole Municipal Francaise)

佛租界工部局が界內の佛國人及米國人兒童教育の爲に、一九一一年に設立したるものにして、Avenue Joffre にあり、幼稚園、尋常科、高等科の設あり、外國人敎師十七名あり、生徒數は二百五十名とす。

日本人經營學校

上海に於ける日本人經營の學校は次の數者なり。

名稱	設立	經營者	備考
東亞同文書院	明、三十三年	東亞同文會	對支事業經營の適才を敎養するを目的とす 近年支那人の敎育をも兼ね行ふ
日本尋常高等小學校	明治三十九年	居留民團	日本人子弟に國民敎育を施す
幼稚園	明治四十三年	居留民團	
上海商業學校	大正二年	基督敎青年會	甲種程度の商業學校
上海女學校	大正二年	西本願寺	邦人子女の敎育に任ず

天文臺圖書館博物館

天文臺

徐家滙の天文臺は世界有數の天文臺にして、東洋に於て早くより氣象觀測に從事し、世に貢献するもの頗る大なりとす、故に日本の皇室にても特に其功績を嘉賞せられ、先年當事者の首班に勳章を下賜せられたり。

同臺は上海を距ること五哩にして電車の便あり、徐家滙に於ては、專ら氣象の觀測を掌り、天文に關する事業は同所より二十五哩を距つ佘山に完備せる精良の機器を据へ付け、又陸家濱に地震觀測臺あり、徐家滙に於て之等の事業を總括す、本臺は東洋各地の天文臺氣象臺等約七十個所と通信を交換し、氣象報告を司る、本臺に於ては日日氣象圖を作製し、上海に於ける四個所の要區に掲示す、又其氣象報告は日々上海の各新聞に登載せり、本臺には無線電信を据付け佛租界の信號臺に裝置しある午報器に向け無線電信を送致して正午時を報せしむ、又上海の平時を測り標準時との時差を算出す。

本臺は一五八〇年頃徐光啓が此地にカトリック教會を設け、後中絕したるを一八四〇年頃再興し、此に佛國天主敎の本部を置き、其事業の一として創めたるものにして、現に同教會の管理の

下にあり。

圖書館

洋文書院 (Shanghai Public Library)

南京路 Town Hall内にあり、當初在留英人の共同設立せし處にして、工部局より年一千兩を補助し來れるが、一九〇八年工部局の直管に移せり、藏書一萬數千冊に上り上海に於て最も完備せる圖書館の一たり。

天主堂藏書樓 (Zi-Ka-Wei Library)

徐家滙にあり、佛國天主教會の設立せる處にして、光緒元年、天主堂公學擴張の際創設せるもの、佛國天主教徒の醵金により維持せらる、藏書は洋書四萬卷漢籍五萬卷に達し、珍重すべき材料甚だ多く支那研究の爲の寶庫たり。

博物院藏書樓 (Library of the North Branch of the Royal Asiatic Society)

Royal Asiatic Society は英國に於ける東亞研究の爲の有力なる團體にして、古くより種々出版調査等の事業に力を致し、其功績甚大なるものあり、本圖書館は同會の支那支部の設置する處にして、博物院路にあり、一八八二年の創立に係り、藏書は全部洋書にして其數七千部に上り、其

外諸雜誌、新聞、報告書等の貴重なる材料多し。

尙賢堂圖書館 (Library of the International Institute of China)

佛租界寶昌路にあり、The International Institute of China (尙賢堂) の附屬事業にして、藏書約七千冊、基督敎に關せる著書を主とし、其他各種の圖書を有す。

廣元會圖書館 (Christian Literature Society for China)

各派基督敎會の聯合設立に係り北四川路にあり、創立は尙淺き爲設備全からざるが、基督敎に關する藏書多し。

博物館

亞細亞協會博物院 (Museum of the North China Branch of the Royal Asiatic Society)

亞細亞協會が一八八二年に創設せる處にして博物院路にあり、工部局より年額一千兩宛を補助す、支那に於ける動植物の標本の蒐集陳列を主とす。

徐家滙博物館 (Zi-Ka-Wei Museum)

徐家滙天主堂內にあり、前淸同治元年の創立にして、支那の動植物標本及支那歐米の動植物に

關する著書を蒐集珍藏す、設備藏品等良く整へり。

尙賢堂華品陳列場　（Museum of the International）

尙賢堂の設立する所にして、一九一三年より十萬兩の豫算を以て着手し、各國の美術工藝品、支那の骨董類、工藝品等を陳列し一般の觀覽に供するものとす。

商業會議所

上海總商會

前淸末各地に商務總會を設け支那商工業の發達を圖りしが、民國成立後總商會と改稱せり、上海總商會は在上海の支那商工業者の團體にして、斯界の有力者は悉く之を網羅し、極めて權威勢力ある支那人の團體なり、殊に近年官憲の勢力凌轢極まりなく從て失墜せるに於て、商會の勢力は益加はれり、總商會の現在役員中會董は一九二〇年八月八日選擧せられ、更に之等會董は同月二十五日互選を以て正副會長を選擧せり、其氏名左の如し。

會長	聶雲臺	副會長	秦潤卿
會董	陸維鏞	會董	田時霖
同	錢新之	同	樂振葆
同	薛文泰	同	穆藕初
同	沈潤挹	同	葉惠鈞
同	盛丕華	同	呂耀庭
同	孫梅堂	同	湯節之

會董　榮宗敬　　會董　顧子槃
同　莊得之　　同　錢貴三
同　石運乾　　同　陳文鑑
同　江湘浦　　同　方椒伯
同　黃伯平　　同　吳麟書
同　馮少山　　同　王紹坡
同　周佩箴　　同　朱子謙
同　簡寅初　　同　鄔挺生
同　潘潤波　　同　沈九成
同　孫衡甫　　同　陳炳謙
同　趙林士

是等は總商會設立後第三回の役員にして、其前期は朱葆三會長たり、沈聯芳副會長たりき、最新會長就職後は鋭意會務の整頓に從ひ、財政、陳列、圖書、出版、交際、公證、調査、筆契等の委員會を設け、會董をして分任せしめ、之等事務を經理する事とせり、總商會は支那商工業のみならず、其他の政治、外交問題についても關係し、輿論の喚起、支那の利益擁護について努め

居れるが、共成績見るべきものあり。

上海總商會章程は左の如し。

上海總商會章程

第一章　名稱、區域及所在

第一條　商會法第二章第三條に遵ひ組織を改め上海總商會と稱し上海全埠の商務を辦理す

備考　商會法第二章第三條に曰く、各地方最高行政長官所在地及商工業の中心地たる大商埠に總商會を設立することを得

第二條　事務所を上海鐵馬路天后宮後に設く

第二章　會董(役員)の數及選擧

第三條　會董の定數左の如し

一、會長　一人　　二、副會長　一人

三、會董　三三人　　四、特別會董(商會法第二章第十條に依り之を設置す)

備考　商會法第二章第十條に曰く、總商會、商會は特別會董を置くことを得但し會董全數の五分の一を越ゆることを得ず

第四條　會董の選擧

一、會董は會員より投票選擧す

二、會長は會董より投票互選す

三、特別會董は品性名望共に高く且つ經驗實力に富み本會に贊助するものにして本會々員五人以上の推選を以て常會に於て通過せるものを以てす

第三章　職員の權限及任期

第五條　會長副會長の權限

一、會　は會務を總攬し外に對して本會を代表す
二、會長は　董を支配して會務を擔任せしめ又辦事員を雇ひ入るゝことを得
三、會長は會費書籍の責に任す
四、會長は法定會期以外重要事項ある場合に臨時會議を召集することを得
五、會長は會議の時各案を公同議決す
六、副會長は會長を補佐し一切の會務を主持す

第六條　會董の權限

一、會董は會長を選擧し又會長に選擧せらるゝの權を有す
二、會董は會費を籌議し會務を監察するの權を有す
三、會董は法定會期以外に重要事項ある場合全會董三分の一以上の同意を得て臨時會議の開會を請求することを得
四、會董は會議の時各案を公議決定す

第七條　特別會董の權限

特別會董は特別の議案を提出することを得但本會之を裁定す

第八條　會長副會長會董の任期は二年とす但し再選せられし場合は一回丈け重任することを得。

第四章　辦事職員

第九條　書記、繙校、收掌、繙譯、會計、庶務等の事務員を置く、別に定員なく事務の繁簡に依り其數を增減す

第五章　會員

第十條　會員は定數なく商會法第六條に規定せる資格の一を有するものは入會して會員となることを得、任期滿了せる會長會董は會員とす

備考　商會法第六條に曰く、總商會、商會の會員は人數の制限なし但し該區域內の中華民國男子にして左記資格の一を有するものに限る

一、公司本支店の職員なれば其經理人たるもの
二、組合選出の董事なれば其業務の經理人たるもの

三、自己獨立經營の商工業なれば其商工業の經理人たるもの
第十一條　會員の權限左の如し
一、會員は選擧權及被選擧權を有す但し被選擧權者の年齡は三十歲以上たるべし
二、會　は會費を籌議し商務に就て條陳することを得
三、會員は法定會期以外重要事項ある場合に臨時會議の開會を請求することを得但全會員十分の一以上の同意あるを要す
四、會員は會議の時各案を公議決定することを得
五、會員は寃罪、債務、紛議等の事件に關し其事由を具して公斷處の評理を請願することを得
六、會員は商務に關し中外の法律上不分明なる點を商會に向て研究を請ふことを得
七、會員にして商務を視察せんとするものには本會より適當の者を紹介すへし

第六章　入會

第十二條　正當の營業者は組合たると個人たるとに論なく會員二人以上の紹介あれば本會に入會を願出づることを得但し入會信約及紹介狀を呈出し常會に於て承認を經たる後入會證書を交付す
第十三條　入會の種類左の如し
一、上海に於て營業する各商工業の組合團體は組合團體として入會することを得
二、組合を有せざる上海の營業者及個人は單獨に入會する事を得
三、上海に本店なきも支店出張所あるものは入會する事を得
第十四條　入會する能はさるもの左の如し
一、不正當營業者
二、商會法第七條規定の一を犯せるもの
備考　商會法第七條に曰く、左記各項の一に當るものは前條の資格あるものと雖も總商會商會の會員たるを得す
一、公權を褫奪せられしもの
二、破產の宣告を受け未だ取消されざるもの

三、精神病者

第七章　退會

第十五條　會員にして退會を願ふものは其理由を具し退會屆を呈出すべし但し既に徴收せる會費は之を返還せす

第十六條　會員にして左記各項の一を犯せるものは會員三人以上を以て調査の後其事實ある場合に限り本會の決議に依り該會員に退會を命ずる事を得但既に徴收せる會費は之を返還せず

一、國法違犯者

二、會則を守らず又は本會を破壞せんとするもの

三、會員を侮辱毀害せるもの

四、商會法第七條に規定せる各項の一を犯せるもの

第八章　會議

第十七條　會議を分ちて左の三種とす

一、常會　隔週一回開會し會長會董出席す。

二、特會　或は全體を召集し或は會董のみを召集して開會す

三、年會　每年第一次常會に於て全體會議を開き事務所費事業費其他の豫算決算を報告討議す

第十八條　會議事項は商事行爲を以て範圍とす然らざるものは本會に於て協議する能はす

第十九條　會議規則は別に之を定む

第九章　會計

第二十條　本會經費は會員より徴收せる會費を以て之に充て額支、活支の兩項に分つ

一、額支　會計董事に於て豫算表を作成し全體の會議々決を以て之を定む

二、活支　五十兩以上一百兩以下のものは常會會議に依りて之を定め一百兩以上なるものは全體會議の議決を以て定め共に會長の署名捺印あるに非ざれば會計係に支出することを得ず

第廿一條　每月の額支、活支は會計員に於て月報を作り之に支出傳票及領收書を添付して會長及會計會董に送り其檢査を受

くべし。

第廿二條　毎年の收支各款は次年年會の時に於て査賬員二名を選擧して之を檢査し査賬員は其報告書に署名捺印す

第廿三條　會費領收書には會長署名捺印す

第十章　附則

第廿四條　本會は商工業者の爭議を調停する爲め商業公斷處章程に遵て商事公斷處を設く、其章程細則は別に之を定む

第廿五條　本章程に規定なき事項は商會法及施行細則に依る

第廿六條　本章程は全體の議決を經政府の批准を俟ちて之れを施行す本章程中修正を要する點は大會に於て決定し政府の批准を經て初めて其効力を發生す

上海縣商會

元上海南商會と稱し南市支那商工業者の機關として、設立したるものにして、事務所を大東門外毛家弄に設けたり、後之れを上海縣商會と改稱し、役員は會長顧馨一、副會長蘇筠尙、坐辦于湘春等なり。

和明公會 (Chamber of Commerce, Shanghai General)

一八六三年組織せられたるものにして、事務所を北京路に置き、支那名を和明と稱す、本會議所は列國共同的の組織にして、上海に於ける列國共通の及上海全體の利益の增進を目的とし、決して特殊の一國の特殊の利益を圖らんとするものにあらず、現在 E. C. Pearce 之れが議長たり、其下に八名の委員と二名の書記を置き公務を處理す。

英國商業會議所（英商公會）

（British Chamber of Commerce）

一九一五年五月英國の通商上の利益增進の爲在滬英國商人により組織せられたるものにして、事務所を黄浦灘に置く、現に英國總領事 Sir Everard Fraser 其名譽議長たり、又英國總領事館の Commercial Attache たる H. H. Fox 名譽副會長たり、其下に十一名の委員あり、E.F. Mackay 其會頭たり、本會議所は一九一九年以來中心となりて支那各地に於ける英國商業會議所との聯絡をとり、其聯合會を開いて英國の對支通商上の利益の進展を策しつゝあり、最近卽一九二一年の聯合大會議事の大略次の如し。

一九二一年十一月二日より同四日迄、上海英國高等法院に於て在支英國商業會議所第三回聯合會開催せられ、上海、天津、北京、漢口、重慶、福州、汕頭、廣東、青島、大連及横濱（Tolland 及 Cooper 二名代表）に於ける各英國商業會議所の代表者、並に上海、香港、天津、漢口等の在留主要英人多數出席したるが其の情況左の如し。

議長の演說　開會當日本聯合會の議長に推されたる英國商業會議所會頭 E. F. Mackay 氏は當日開會の挨拶に次て大要左の如き演說を爲せり。

在北京英國公使、(Sir Teilby Alston) は十月十九日附を以て意外の事件發生せざる限り本聯合會に列席すべしとの書面を寄せられたるが今や遂に列席せられず、是れ華盛頓會議近く開かれんとし、且つ支那の憂ふべき現狀は同公使にとり本會以上に重大なる關係を有し其責任ある任地を去り難き事情あるが爲にして、寔に已むを得ざる次第なり、余は在上海英國商業會議所を代表して、本聯合會に一九二一年の在日本の英國商業所代表が列席せられたるに對し、特に歡迎の意を表す、蓋し支那及日本に於ける英國人の連絡を密接ならしむる上に於て、頗る必要なればなり、然るに遺憾ながら香港は其代表者を本年本會に列席せしむること能はざりき。

一九一一年始め吾人は我外務省を通じて政府より「是等の聯合會は協力を增進し、及極東に於ける英國の地位と勢力とを結合することに成功せざるべからず」との訓令に接したり

本會の成立前既に數年間支那の幣制改革問題議せられたるが、何等の見るべきものなく、本會の成立後漸く支那政府及支那銀行家をして上海に造幣局を設立し、外人專門技師を招聘すべきことに同意せしめたり、然しながら吾人は單た是丈けにては決して滿足するを得ず、一方支那政府及銀行家は着々として本計畫を進め、一九二〇年の本會に於て討議したるが如き條件の下に造幣局借款締結せられたり

商標問題も三年前に比し進歩を示し、郵便電信亦一九二〇年よりも遙に正確となり、外國船舶業に關しても支那官憲の默許に基く阿片の密輸入に對し罰金を課せらるゝこととなり、又上海、天津、漢口及香港に於ける英國綿布商は、其の取引方針に就て從來よりも更に密接なる協定をなし、京奉鐵道改良の件を議決したり

支那政府の課税制度に關しては何等言ふべきものなし、吾人は一九二〇年支那海關が國內各開港地間を運輸する貨物に課税しつゝある現行制度を、速に廢止する樣支那政府に要求せんことを主張したり、一九二一年八月在上海英國總領事は、在上海英國商業會議所に宛て「英國政府は支那目下の政治的情形に鑑み支那の關税改正に對し、差當り自ら進んで何等の提議を爲すことを差控ふることに決定し、支那政府に對しては單に本件を商議することは、大體に於て贊成せる旨通告し置けり、而して本件が若し商議せらるゝに至りては、英國政府は在支英國商業會議所の意見に相當の考慮を拂ふべし、右訓令に依り及通知候」との書翰を寄せ來れり、一九二〇年吾人は支那全國に亘る秩序紊亂に對する支那官憲の失政上の責任を支那政府に歸せしむる樣抗議せんことを、英國政府に勸告したり　然るに今日に於ては事態は更に惡化し、曩の吾人の決議は恰も孟子の格言孔子の教訓に等しく、一方列國公使館の總ての努力も何等の効果を齎さざるなり。

本件に關連し吾人はポレット少將(Rear-Admiral Rorrett)の率ゆる長江に在る英國海軍に一言せざるを得ず、長江に於ける英國海軍は上流各地に居住する英國商人にとり實に城砦たり、吾人は此の機會に於て同少將及其部下の功績を賞揚するものなることを言はんとす、吾人は英國政府に對し香港に無線電信局設置の必要を說きたるも、政府は利得なしとの理由の下に之を採用せざるが、今日兩國は大々的の宣傳をなすに無線電信を必要と認め、現に之を利用しつゝある際なるを以て、吾人は此重要なる事實を指摘して本件の實現に努めんとす。

政府をして商務書記官を增員せしむることは實行せられざりしのみならず、却て香港に駐在したるもの一名の減員を見たる

が、右は經費節減の爲にして、本會努力の足らざりしが爲にあらず、昨年問題となりたる Receives 式船荷證劵の件は、本件特別委員に於て研究の結果紐育銀行團に提議せられたるも、今日迄回答を得ず、從て本件は一九二〇年の儘なり、支那に於ける英國の會社には「英國」なる文字を附加することゝしたしとのことにて討議したる結果、本件は本會の章程を修正するに非ざれば强制し難き理由に依り、其の儘となり居れるが、新嘉坡に於ける例を聞くに、如此は法律事項として規定するに非ずして寧ろ勸告に依るべきものゝ如し從て本件は再び本會議に提出せらるべし

本聯合會の議題中政治的性質を有するもの二あり、何れも來るべき華盛頓會議に於て討議せらるべく、而して華盛頓會議本來の目的は軍備の制限にありと雖、其目的の爲には種々困難なる特別問題の解決を必要とすべし、吾人は此の點を十分知悉せるが其の支那の主權及日本當然の慾望に關しては、吾人は支那に於ける機會均等門戸開放、平和の保障及善良政府の樹立を主張せんとするものなり云々

決議事項左の如し

一、聯合會の章程に關する件

一九二一年一月二十五日及十月十九日附回章に依る聯合會章程及此に添附したる章程委員會の提出に係る修正案並に一九一九ー一九二〇、一九二〇ー一九二一年の報告は之を可決す。

二、海關稅則第一條に關する件

本聯合會の見解に據れば沖着直段、運賃保險料賣手持、卽ち稅金未拂品の陸揚原價は從價課稅の基礎たるべきものなるを以て、此の點を明確ならしむる樣海關稅則第一條の字句を改むること

三、幣制改革に關する件

本聯合會は支那政府が一九〇二年の英支通商條約及支那と諸外國との間の條約に基く、支那幣制改革の義務を履行せざるを遺憾とし、且つ本件が支那國民及之と交易を行ひ若くは支那に在りて取引を爲すものゝ利害に緊急重要なる關係ありと認む、又本會は本件の如き支那全國に亘る重大且つ複雜なる事業の確實なる計畫及完全なる遂行の爲には、外國の有効なる援助及監督を必要とすること、及計畫中の上海造幣局が若し其の着手迄に尙時日を要し、之が爲幣制改革の完成を阻害するに於ては、本件は最初より之を援助監督せざるべからずと信ずる旨を記錄す

四　支那人に對する外國の保護に關する件

本聯合會は支那に於ける外國の或る領事館が支那人に對し歸化其他の方法によりて保護を與ふる傾向の増大せんとするを甚だ遺憾とす、蓋し多くの場合に於て歸化の申請者は、其本國を去つて外國に居住せんとする何等の意思を有せず、單に之に依りて彼等の正當なる義務及責任を回避し、其本國裁判權の管轄より逃れんとするに外ならざればなり

五、山東問題に關する件

本聯合會は支那に對する膠洲灣及山東鐵道の引渡に關する政治上の重大問題に容喙する何等の意志を有せざることを明言すると同時に、山東省に於て日本人が特權ある地位に置くが如き山東問題の解決は、英國政府が公約したる支那に於ける貿易に對する門戶開放機會均等主義に背反するものなるべきを確信することを記錄に留め置かんと欲す

六、英國租借地に關する件

本聯合會はシンプソン氏の不幸なる疾病に對しては相當同情を表すと雖、而も尙英國政府が廣東、漢口、天津に在る租界地に關し借地契約を更新すべき何等の具體案をも提出することなく、遲延以て今日に及べるを遺憾とせざるを得ず、且つ本件の如き英國の通商上の利益及各居留地發展を少からず障碍する問題に對し、更に一年何等重要なる變更を加ふることなく經過せしめたるを遺憾とす

七、舊敵國居留地に關する件

本聯合會は列國が漢口及天津に於ける舊敵國居留地に關し外交部の與へたる計畫を支那政府に遂行せしむる能はざりしを甚だ遺憾とし、該居留地の區域に外人共同租界を設定し速に本件を解決することを英國政府に於て主張せんことを勸告す

八、物品及證券取引所に關する件

本聯合會は上海に於ける幾多の物品證券取引所の設立を大に不安視するものなり、蓋し是等の取引所の大部分は上海貿易に從事する外國及支那商人の適當なる要求に應ずる爲設立せられたるに非ずして、投機的賭博的性質を有する計畫に過ぎず、從つて上海に於ける財政上の安固に不斷の脅威を加ふるものなることを信ずるが故なり

本聯合會は支那政府が是等多くの取引所の登錄を拒絕したるも、其所在地が上海の租界に在るに依り、之が設立を阻止する能はざりしことを認む、故に本會議は是等取引所の許可登錄及取締に關し必要なる手段を取り得る樣、工部局に援助を與ふる爲領事團が支那政府と協力せんことを主張す

九、商務官に關する件

本聯合會が支那に於ける通商事務の價値を確認すること、玆に連續三ケ年に及びたりと雖、之が發展は或る程度迄支那に於ける英國人の通商上の利害と比例し、財政上の施設に基因することを認む、通商事務に從事すべき書記官又は補佐官を任命するの代りに、各地領事館の常務と全然關係なく、主として通商事務に從事すべき副領事を主要地に駐在せしむる制度が期せずして、各英國商業團體の要求に適應すべきことを本聯合會は提議す

一〇、芝罘海底電信に關する件

本聯合會は英國領事及公使館員より申出ありたるにも拘らず、上海芝罘間の電報通信が依然頗る不完全なる狀態にあるに對し、何等救濟の手段をも講ずることなきを遺憾と爲すものなり

一一、汕頭海底電信に關する件

汕頭に於ける現在の海底電信の設備は頗る不完全にして、之が改善を要すること切なるを以て、The Eastern Extension Australia and China Telegraph Co., Ltd. が支那政府に對し本件の熱心なる交渉を繼續せんことを要求す、更に若し支那政府が本件に關する特許權に對し過大なる要求を爲し、又は其の他の有害なる手段を執り以て本件本計畫の進歩を阻害し、更に不當なる遲延を來たすに於ては、在北京英國公使は本件全部を外交團に持出し、北京政府及地方政廳をして不當なる條件を撤回し、本件工事に着手することに同意を與ふる樣適當なる壓迫を加へられたし

一二、直隷河工委員會に關する件

本聯合會は直隷河川改良委員會の繼續的活動に對し滿足せる旨、在北京英國公使に照會することを決議し、尚本計畫に對し委員會が財的援助を得る樣公使に於て盡力せんことを要求す

一三、饑饉救濟附加税に關する件

支那政府が饑饉救濟の爲徴收したる各種の附加税の處分に關する報告を公表せず、且つ該資金は確に軍費に流用せられたりとの支那人側の頻々たる報道に鑑み、本會議は本件附加税の賦課を出來得る限り速に停止せしむる樣全力を注がんと欲す

一四、英國海軍の功勞に關する件

本聯合會は揚子港沿岸及各地の動亂區域に於て英國海軍が生命財産の保護に任じたるに對し、尊敬と感謝の念とを有することを記錄す

一五、煙酒消費税に關する件

本聯合會は支那の或る數省が北京政府の權力を認めず、其結果常規の外交的手續を經て締結したる條約を履行せざる事實に基き重大たる時局に關し注意を喚起せんとす、且つ之に關聯して最近廣東政府が酒及煙草に對し、不法の印紙稅を課稅したる事實に就き注意を促すものなり

一六、上海造幣局に關する件

本聯合會は上海造幣局當局者が該造幣局の設立に必要なる機械及材料の買入入札を行ふに當り、英國商人は假令同等の條件に於ても他の或る競爭者と對抗する能はざる樣に明細書を作成したるに對し、特に抗議を記錄し、且つ如此不公平なる處置は支那の幣制改革に關しては、實際上英國商業會議所が利害關係ありしに鑑み、僭越にして不當なりしことを記錄す

一七、英國會社の稱號に關する件

本聯合會は支那に於て現に或は將來營業せんとする總ての英國會社の社名の後に「英國」(British) 又は他の同意味の言葉を附加する規定と爲す樣法律を制定せんことを希望す

一八、物品證券取引所に關する件

本聯合會は彼の物品證券取引所の下に賭博を營み、共同租界の秩序を害する賭博場に對し、共同租界工部局が速に必要なる手段を執らんことを主張す

米國商業會議所

(American Chamber of Commerce of China)

米國の支那に於ける通商上の利益進展の爲に一九一五年八月設立せられたるものにして、廣東路に事務所を設く、現在の會頭は V. G. Lyman にして其下に十一名の委員あり、本會議所は米支兩國の接近、支那に於ける米國商權の擴張について熱心努力しつゝあり、一九一九年六月の定時總會にありては、當時歐洲大戰終熄直後にて、米國の大に支那に發展すべき時機なりとして、

次の如き之れが進展策の提案ありたり。

先づ會頭ジェー・エーチ・ドラー（J. H. Dollar）は演説して曰く、今日支那と列國との間に治外法權に關する條約締結せられ居るを以て、歐米商人の活動範圍は條約に依る開港場に限局せらる、而して此活動範圍の制限は總ての外國商人に適用せらるべきものたるに係らず、某國商人は常に此制限を犯し、支那內地に入込めり、されば今日の情勢は是れ明に門戶開放に反するものにして、米國當局は直に支那に要求し他外國商人の入るを許され居る總ての地方に、米國商人をも亦入るを許さしむるの措置を採らざるへからず、次に米國政府の召請に基き本年五月巴里に於て對支借款銀行團會議の開催を見るに至りしが、此借款銀行團の成立は、主として英米兩國銀行家並に實業家の協調に負ふものなるは疑を容れず、而して若し此兩國の協調にして支那に於ても行はるるに至らんか、數年にして當國に於ける發展著しきものあらん、次に又此支那改造計畫に於て最も喜ぶべきは、支那に於ける眞の政治上竝に經濟上の首腦者が、自由なる思想を抱懷する外人の援助を歡迎しつつあるの點なりとす、憾むらくは今日未だ政治上の統一を見るを得ずと雖も、犧牲的愛國心の今日に於ける支那の危機を救ふの日、決して遠きにあらざるへし、余は米支兩國商人間に存する友交の正に渝らざらんことを切望す、米國商人は誠實無私に取引を爲し、他に賦與せられざる特殊利益を覓むるが如きことなし云々

次いで Dollar が米國商權發展策として總會に提出し諮問せし所左の如し

（一）支那に於ける米國借款の奬勵竝に米國市場に於ける支那諸有價證券賣買の奬勵、蓋し通商は借款に從ふものなればなり

（二）太平洋及楊子江兩航路に於ける米國海運業の發達　從來日本は太平洋の航運の實權を掌握し、之に依賴せる米國の貿易に障害を與ふるを得たり、米國貨物に對し米國船舶を供給することは、是れ米國の支那に於ける貿易發展の契機たり、而して此點に於ては楊子江航運の場合亦同じ、太平洋航運に於ける米國貨物は神戶に於て積替の爲陸揚せらるゝこと稀なりとせず、以て積替に伴ふ時間尠からず、往々商機を逸することあり、且又積替に對してや多大の失費を要するは勿論なりとす、由是觀之廉價なる運賃を以て米國貨物を上海向輸送し得べき米國航運を振興し、以て米國貨物を輸送すべき日本船舶との競爭の地位に立たしむること緊要なりとす

（三）弗爲替相場を建て且支那に於ける諸種の企業を援助すべき銀行業の振起、支那に於ける產業上の諸種の企業に對する米國財政家の共助は米國商業發達の所以なりとす

（四）聯合組合制（Federal incorporation）の採用　外國商人の競爭に打勝たんと欲せば、聯合規制（Federal Charter）の下

に米國商人より組織せられたる聯合組合を設け、所得稅其他一切の內國稅を免除すべし、今日英國商人は香港政廳命令の下に聯合し本國政府に對する一切の租稅を免除せられ居れり

(五)米國新聞通信機關の存置　支那に於ける米國の特權伸張上米國通信機關の必要なるや論なし曩に設置せられたる我一通信機關は目下著々其効を奏し居れりと雖も、是れ戰時施設として起されたるものなるを以て、玆數箇月後之が廢止を見るに至るの虞あり、然れども今日現存せる右機關の効績の著大なるに顧み之が存續に對し米本國の特別の援助を切望して止まず

(六)米人教育の爲にする學校の設立　支那語及支那風俗の教養を爲す目的を以て、優に百名の米國青年を收容するに足るべき學校を北京に設立し、修業年限を二年となし、卒業後米國政府は右學生を選拔し、領事々務其他の公務に就かしめ、及び他の學生を實業界其他に就職せしむるの了解の下に修業中學生に對し年額千弗の支給を爲すべし

(七)米國に於ける支那に關する教育の獎勵　若夫れ支那に於ける米國商業の發達を期せんとせば、米國は更に深く支那を知らざるべからず、換言すれば米國に於ける大學高等學校等に於て支那の地理歷史通商に關する教育を獎勵せざるべからず

(八)在支米國軍隊の教育　米國政府は目下北京公使館に二百の軍隊を有し、天津に一步兵聯隊を有す、右軍人の中北京又は天津在勤中支那語並に支那風俗を研究するの希望あるを申出で、且之が研究に適すと認めらるゝ者に對しては、之が教養を施すこと肝要なり

(九)米國式設計の下に建築せられたる領事館の設置　米國政府は支那に於ける樞要なる商業都市に敷地を購入し、純然たる米國式設計の下に建築し、且一切米國品を以て設備せられたる領事館を設置することを要す、上海に於ては米國領事館、米國領事裁判所、郵便局、商務官並に財務官の事務室、其他米國機械其他製造品の陳列所及公會堂等を優に包容するに足るべき建物を設け、而して右建物は前陳の如く總て純米國式に設計具備せらるるを要す、惟ふに西洋の思想並に生活を歡迎しつゝある今日の支那に於ては右建築物の設置は甚大の影響あるものと謂ふべし

(一〇)支那に於ける鐵道の統一　外國の利權の設定せられたる一切の支那の鐵道を統一し經濟化し、其政治的色彩を消滅せしむべし、是れ米國企業の發達を妨げ且支那の正規の發展をも害すべき外國の勢力範圍を除去する所以なり

(一一)樞要開港場に於ける米國租界の必要　今日支那に於ける重要開港市に於て特定の國家に賦與せられたる租界、及治外法權の制度にして廢棄せられざるに於ては、米國政府は米國人の住居及營業の利便の爲同樣の利權の讓與を支那政府に對し要求せざるべからず

（一二）支那に於ける機會均等主義の實現　千九百年の條約に規定せられたるものを除くの外一切の外國軍隊を撤退せしめ、且一切の勢力範圍を撤廢し、以て門戶開放機會均等の主義の實現を達成せざるべからず、是れ米國商業が他國に對し機會均等の基調の下に競爭し得べき唯一の保障たり

（一三）米支間直通海底電線の敷設の必要　今日の太平洋横斷海底電線は極東に於ける米國通商の要求を充すに全然不充分なり、大西洋に於ては十一線あるに對し太平洋に於ては實に唯一線あるのみ、而して常に故障を生じ且料金甚だ廉ならず、故に布哇及比律賓經由米支間直通海底電線の設置せられんこと切望に堪へず、以て料金を半減し他國の競爭と對抗するを得べし

義國商會

（Camera di Commercio Italiana）

在支伊太利人商業會議所にして、一九〇四年の創立に係り、事務所を江西路に設く、會長は G. Cadicoit 副會長は G. Giachinoたり。

旅華法國商務總會

（French Chamber of Commerce of China）

在支佛國商人の組織する所にして、事務所を佛租界工部局内に設く、H. Madier 會長たり、L. Pernot副會長たり。

諾威商務會

（Norwegian Chamber of Commerce）

諾威人の商業會議所にして、事務所を廣東路に設く、F. Sem 會長 C. Blix 副會長たり。

日本人商業會議所

在上海日本人實業家は明治四十四年十一月上海日本人實業協會を設立して、相互の連絡親睦と日支兩國間の實業貿易の發展に努力せるが、後大正七年より日本人商業會議所と改稱し、益其機能を發揮しつゝあり。

會館公所

會館

會館とは主として同鄕人を以て組織し同鄕人の利益を保護增進せんとする鄕土的の團體の機關なり、其事業としては育嬰、保嬰、其他鰥寡孤獨の救濟、學校義塾の設立、施藥、施棺、棺柩の收容保管　紛議の仲裁、稅金の代納等をなす、近時會館の名を用ひず同鄕會の名を以てするものあり、又公所の名を用ふるも實際は會館と同樣の性質に屬するものあり、上海にある其主なるものの次の如し。

會館名	所在地
湖北會館	西門外高昌廟
楚北會館	同上
湖南會館	西門外斜橋南路
三山福建會館	福州路胡家宅
山東會館	呂班路
江西會館	南市
洞庭山會館	斜橋南路
蘇州會館	白爾路
紹興會館	西門外斜橋
臺州會館	高昌廟

名稱	所在地
定海會館	平濟利路
定海善長會館	徐家滙路南新橋路
潮州會館	十六舖洋行街
潮惠會館	南市外馬路久大碼頭
南海邑會館	閘北淶厰橋路
順德會館	閘北邢家木橋
揭普豐會館	南市裏馬路
泉漳會館	小東門外鹽瓜街
同上	高昌廟龍華路
徽寧會館	斜橋南路
金庭會館	小西門外斜橋東路
晋業會館	龍華路
浙寧場館	南市荷花池
常州八邑會館	瞿眞人路
潮州會館	閘北會館路
全皖公所	西門外潘家木橋
蜀商公所	閘北寶山路
平江公所	新閘路
江寧公所	同
京江公所	方斜路
江鎭公所	小北門內東馬橋西
錫金公所	海寧路
江陰公所	大南門外

四明公所	佛租界寧波路
海昌公所	新閘海昌路
廣肇公所	寧波路
皖商公所	南市外馬路如意里
淮陽公所	斜橋東路南
浙嚴公所	南市王家嘴
浙紹公所	城內穿心路
丹陽公所	新西門內吾園路
維陽公所	閘北太陽廟北安祥里
浦東公所	南市裏馬路三興里

同鄉會

崇海同鄉會	廣東路
浦東同人會	南市裏馬路三興里
旅滬江陰同鄉會	福建路曲江里
廣東嘉應五屬同鄉會	南京路永和里
福建同鄉會	福州路三山會館
洞庭東山同鄉會	平橋路
太平同鄉會	漢口路太平坊
紹興旅滬同鄉會	泗涇路
錫金旅滬同鄉會	寧波路民順里
四川旅滬同鄉會	廣東路公順里
旅滬丹陽同鄉會	山西路洋布商業會內
太倉旅滬同鄉會	南市萬豫後街

湖北旅滬同鄉會　河南路金隆街
江寧六縣旅滬同鄉會　新閘路江寧公所內
全皖旅滬評議會　江西路
平湖旅滬同鄉會　福州路又新街
旅滬湖南同鄉會　貝勒路道德里
旅滬肇慶同鄉會　天潼路新昌里
旅滬全黔維持會　褚家橋寶安里
甘肅旅滬同鄉會　新閘路
寧波旅滬同鄉會　九江路

公所

公所は同業者の組合にして、同業者相會して商業上の規約を作製し商業上の紛議ありたる場合には仲裁和解をなし、且共同の商利を增進保護するを目的とす、上海に於ける公所の主要なるものゝ次の如し。

石匠公所　蘇幇膳業公所　浙寧水木業公所　成衣公所
滬浙飯業公所　滬紹水木業公所　衣莊公所　錫金鐵業公所
紅幫裁縫公所　皮鞋公所　金陵染業公所　青藍淺批染工公所
綺霞堂染業公所　踏業公所　浙紹呢布公所　石灰公所
磚業公所　雲錦公所　女帽業公所　米業公所
米豆業公所　米業仁穀公所　糖業公所　北市糖業公所
酒業公所　西菸公所　泰興酒業公所　煙業公所
菸業公所　紙業公所　煤炭公所　藥業公所

藥業飲片公所
醬業公所
海味公所
魚業公所
東莊洋貨公所
先春公所（茶館業）
典質公所
均安水手公所
通商轉運公所
紗業公所
通海沙布公所
銅錫公所
綿業公所
星江茶業公所
馬業公所
興安公所（桂圓業）
漆商公所
漂業公所
茶食公所
花業公所
西式女成衣業公所
錢莊會館
商船會館

參業公所
麻袋公所
醃臘公所
鮮魚公所
五金木器洋貨公所
錢業公所（二ケ所あり）
押當公所
書業公所
綢業公所
紗業北公所
金業公所
南市木行公所
南貨公所
沙永公所（菜筍業）
木鑪公所
方作公所
磁業公所
齊安公所（煙葉業）
爐坊公所
輕花皮梘工業公所
骨器小行公所
絲業會館
洋貨商業會館

棉花公所
天津水果公所
火腿公所
江浙漁業總公所
洋布公所
北市錢莊公所
信業公所
絲廠繭業公所
緒綸（綢）公所
紗業南公所
金銀公所
震巽木商公所
裘業公所
祝其公所（青果業）
滬北水業公所
浙藝公所
徽寧梓業公所
麵粉公所
錢糧公所
星祖公所
韞懷公所（玉業）
錢江會館（杭州綢業）
鐵業公所

油麻公所
水果公所
腿業公所
洋貨公所（二ケ所あり）
酒館公所
滙業公所
梨園公所
南北市報關行總公所
山東河南絲綢緞公所
布業公所
銀樓業公所
麵業公所
襪業公所
茶業公所
薙髮公所
漆業公所
梳粧公所
靛業公所
肉業公所（二ケ所あり）
天然氷業公所
旅滬同志導業公所
茶業會館
鐵錨公所

工業

紡績業

三新紡織有限公司

本廠は初め李鴻章が新式工業獎勵の爲、特に指導を與へて設立せしめたる上海織布局の後身なり、同局は初め官商合辦を以て操業を開始し後株式組織となし華盛紡紗廠と稱して大に發展を期せしも、成績擧らず、一時休業せり。其後一八九五年之れを再興して資本金二百十萬兩の又新公司として業務を開始せしが又缺損相繼ぎしより遂に債權者たる三井物産會社にて一時其經營を引受けたり、其後成績次第に良好に赴き利益を見るに至りしより、一九一三年十一月より三井の手を放れ、全く支那人の事業として三新紡績有限公司の名稱を以て經營せらるゝ事となれり。

工場所在地	楊樹浦
發賣所所在地	黃浦灘
資本金	一、五〇〇、〇〇〇兩
職員	董事長　連納　總理　馬卸爾　廠長　盛玉㒸
紡機數	既設六九、〇〇〇
機械	Howard & Fullough Dobson & Barlow

織機數　既設　一、〇〇〇
機械　Lowell
原動力　電力　一、二七〇馬力　汽罐　一、四〇〇馬力
職工數　四、八八七人
棉花消費額　一四六、〇〇〇
生産高　一〇、〇〇〇包
商標　綿糸　得利、團龍、採花
綿布　双馬、馬狗、僧塔、四馬、和合、鹿鶴

恒豐紡織新局

本廠は一八九一年設立せられたる官辦紡織局の後身にして、該局は後に複泰紗廠を合辦し商辦となり、此名稱を用ふるに至れるなり、近年次第に成績良好に向へり。

工場所在地　楊樹浦華盛路
發賣所　四川路
資本金　九〇〇、〇〇〇兩
積立金　一〇、〇〇〇兩
職員　董事長　聶雲臺　總理　聶路生　廠長　聶雲臺
紡機數　既設四〇、〇〇〇
機械　Dobson & Barlow
織機數　既設　三五四
機械　Dickinson
動力　電氣　一、四〇一馬力

紡績工場

機械　Howard & Bullough

動力　電氣　三五〇馬力

職工　七〇〇人

棉花消費高　二八、〇〇〇擔

職工　二、三三〇人

棉花消費高　六七、三九四擔

生産高　一八、五一四包

商標　綿糸　金獅、富貴、雲鵲

綿布　地球、魚槍、双鷹、喂馬、三羊、牧牛

振華紡織公司

本廠は一九〇六年、王亦梅が資本四十萬兩を投じて創設したるものなるが、豫定の如く收益を見る能はず、經營困難に陥り、創立後五年にて全部の操業を停止し、後之れを他に賃貸せるが、現在は振華紡織公司の經營に係る。

工場所在地　楊樹浦蘭路

發賣所　北京路慶順里

資本金　三〇〇、〇〇〇兩

積立金　一、〇、〇〇〇兩

職員　董事長　姚頌南　總理　薛文泰

紡機數　既設一三、五四八

生産高　八、〇、〇包

商標　綿糸　双象、双龍

申新紡織廠

本廠は多年無錫に於て紡績業を營める榮宗敬の經營にして、一九一六年七月其第一工廠の工事完成し其八月より操業を開始せり。上海の外無錫、漢口にも工廠を有す。

工場所在地　第一廠　陣家渡白利南路
　　　　　　第二廠　宜昌路

發賣所　江西路

資本金　第一廠　二、四〇〇、〇〇〇元
　　　　第二廠　一、〇〇〇、〇〇〇元

職員　總理　榮宗敬
　　　廠長　第一廠　[illegible]裕昆　第二廠　丁梓仁

紡機數　第一廠　三九、七五二(既設)　第二廠　三四、九三四(既設)

織機數　第一廠　一、一〇〇

動力　電氣

職工數　第一廠　四、〇〇〇人　第二廠　一、八五〇人

棉花消費高　第一廠　八二、五〇〇擔　第二廠　四一、〇〇〇擔

生産高　第一廠　七四、三〇〇包　第二廠　三七、〇〇〇包

商標　綿絲　第一廠　人鐘　第二廠　飛馬

德大紗廠

一九一四年末前上海南市警察署長穆杼齋の息にして六年間米國に於て紡績事業を研究して、歸朝せる穆生裕の主唱の下に創設せられたるものにして、設備は悉く穆の設計に依れり。

工場所在地	楊樹浦高郎橋境
發賣所	北京路清遠里
資本金	六〇〇、〇〇〇兩
職員	董事長　穆杼齋　廠長　莊子英
紡機數	一六、一四〇(既設)
動力	電力　四七〇馬力
職工數	八三四人
棉花消費高	三〇、〇〇〇擔
生産高	一一、四〇〇包
商標	寶塔、文明、美人

鴻裕紡織公司

一九一六年廣東人鄭培之の創設せる所にして、同年二月より操業せり、翌一九一七年、外人技師を聘して工場の整理を託してより、益成績擧るに至れり。

工場所在地	麥根路
發賣所	博物院路
資本金	一、八〇〇、〇〇〇兩(株式)
積立金	一六〇、〇〇[illegible]
職員	董事長　郭鴻暉　總理　鄭培之

廠　長　[illegible]培之

紡機數　（既設）二七、六四八（未設）一〇、七五二

織機數　（既設）　二四〇

動力　電氣　一、四〇〇馬力

職工數　二、八一一人

棉花消費高　六二、八四四擔

生產高　二〇、〇四二包

商標　綿絲　寶鼎、鴻魚

綿布　人鼎、寶鼎、双鼎、三鼎、四鼎、五鼎、鴻魚

溥益紡織公司

楊州人徐靜仁等の計畫せし處にして、一九一七年より操業せり。

工場所在地　第一廠　西蘇州路　第二廠

發賣所　南京路民裕里

資本金　一、〇〇〇、〇〇〇兩

積立金　一五〇、〇〇〇兩

職員　總理　徐靜仁　廠長　王序東

紡機數　第一廠　二六、五二〇（既設）　第二廠　二四、〇〇〇（未設）

織機數　第二廠　五〇〇（未設）

厚生紡織公司

穆藕[illegible]の主唱により設立せられたるものにして、一九一八年七月より運轉を開始せり、機械及

諸設備は米國愼昌洋行の引受に係る。

工場所在地	蘭路
發賣所	江西路三和里
資本金	一、二〇〇、〇〇〇兩
積立金	八〇、〇〇〇兩
職員	董事長　薛寶潤、總理　穆藕初
紡機數	(既設)四〇、三四〇　(未設)　一〇、三六八
織機數	(既設)　三九六
動力	電氣　二、〇〇〇馬力
職工數	二、四三四人
棉花消費高	七四、三〇四擔
生產高	一五、七九九包
商標	綿糸　双喜、寶塔 綿布　雲鶴、三虎、三多、飛艇、双喜、團鳳

寶成紡織公司

寶成紡織公司は舊裕通紗廠と裕源紗廠の兩工場によりて營業しつゝあるものなり、右の内裕通紗廠は一九〇〇年朱幼鴻の設立せる處なるが、後經營其宜を得ずして、一九一六年四月操業休止を行へり、一九一七年八月劉伯森此工場を借入れて寶成紡織公司を經營するに至れり。

工場所在地	勞勃生路、(第一、第二共)
發賣所	自來水橋

資本金　第一廠（裕通）一、六〇〇、〇〇〇兩
　　　　第二廠（裕源）二、四〇〇、〇〇〇兩
積立金　第一廠　二五〇、〇〇〇兩
職　員　董事長　劉伯森　總　理　劉伯森
　　　　廠　長（第一）馬潤生（第二）馬潤生、薛士恒
紡機數　第一廠　四一、四七二（既設）第二廠　六一、四四〇（既設）
機　械　Dobson & Borlow
動　力　電氣
職工數　第一廠　二、五〇〇人　第二廠　三、七〇〇人
棉花消費高　第一廠　八六　七四六擔
生產高　第一廠　二六、六九〇包
商　標　第一廠第二廠　如意

本公司の工場中裕源工廠は日本の內外棉會社に賣渡せり。

緯通紡織有限公司

工場所在地　楊樹浦平涼路
發賣所　愛多亞路
資本金　一、〇〇〇、〇〇〇元
職　員　董事長　陳開達　廠長　陳開達
紡機數　（既設）八一、〇六四　（未設）一五、七四四
織機數　（未設）　二〇〇
動　力　電氣　六〇〇馬力
職　工　一、二〇〇人

生産高	一八、二四〇包
商標	孔雀

同昌公司

一九〇七年志朱堯の創設せる處にして同昌紗廠と稱し、粗製濫造を戒しめ優良品の製出に努めたるが收益を見る事能はざりき、現在は經營者を異にし、同昌公司之れを經營す。

工場所在地	南市機廠街
發賣所	佛租界吉祥街口
資本金	三三五、〇〇〇兩
職員	總理　沈明賢　廠長　沈慶賢
紡機數	一一、五九二(既設)
機械	古機械の混合
職工數	七六〇人
棉花消費高	二六、四九五擔
生産高	七、六八〇包
商標	電車

統益紡織有限公司

工場所在地	莫干山路
發賣所	天津路鴻仁里
資本金	一、八〇〇、〇〇〇兩
職員	總理　呉麟書　廠長　張雲春

紡機數　(既設)一六、一二八　(未設)一〇、三六八
動力　電氣　一、四〇〇馬力
職工數　一、〇七〇人
棉花消費高　三六、〇〇〇擔
生産高　一〇、〇〇〇包
商標　金雞、猫蝶、採花蝶

恒大紗廠有限公司

工場所在地　浦東楊思橋鎮
發賣所　北京路清遠里
資本金　六〇〇、〇〇〇元
職員　董事長　穆杼齋　廠長　李伯良
紡機數　(既設)一〇、三六八
動力　電氣　四〇〇馬力
職工　六一八人
商標　飛行機

永豫紗廠

工場所在地　小沙渡西北
發賣所　新閘路
資本金　四〇〇、〇〇〇兩
職員　總理　許松泰
紡機數　(既設)二、四〇〇　(未設)九、六〇〇

動力　蒸汽　二八〇馬力

職工數　二八〇人

商標　三羊

大豐紡織有限公司

工場所在地　潭子灣蘇州河邊

發賣所　江西路

資本金　一、〇〇〇、〇〇〇元

職員　董事長　陸維鏞

紡機數　（未設）二〇、〇〇〇

織機數　（未設）　二〇〇

商標　火車、帆船、汽球、

振泰紡織有限公司

工場所在地　曹家渡

發賣所　天津路長鑫里

資本金　八〇〇、〇〇〇兩

職員　董事長　朱保三　總理　王啓宇　廠長　陳暃華

紡機數　（既設）一〇、〇〇〇　（未設）一〇、〇〇〇

商標　鴻鵠、象寶、双全

鴻章紡織染廠

工場所在地　麥根路

發賣所　江西路五福里

職員	董事長 郭子彬 總理 鄭培之
紡織機	(未設)二五、八〇八
織機數	(既設) 八五〇
動力	蒸汽 一、〇〇〇馬力
商標	綿糸 寶彝、福壽、鴻廬
	綿布 鷄球、馬球、獅球、萬象、五福壽、鴻廬

永安紡織公司

工場所在地	楊樹浦引翔港
發賣所	南京路
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇元
職員	總理 郭樂 廠長 郭順
紡機數	(未設)三〇、〇〇〇

怡和紗廠

(Ewo Cotton Spinning & Weaving Co. L'd.)

本廠は英國商怡和洋行の經營する處にして、一八九五年の創設に係り、上海に於ける紡績業者中の雄なるものなり、怡和洋行は本廠の外楊樹浦、公益の兩紗廠をも經營す。

工場所在地	楊樹浦路
發賣所	怡和洋行
資本金	一、五〇〇、〇〇〇兩内拂込一、一五〇、〇〇〇兩
紡機數	七三、五一二(既設)

機械　Platt Bros. & Co.
織機數　八一二
機械　Henley Livesey
　　　Platt Bros. & Co.
動力　電氣
商標　綿糸、胭脂虎、藍龍、紅龍、　綿布　猫頭、鷹、壽、藍獅、三獅、双象、圈狗頭

楊樹浦紡績有限公司
(Yangtszepoo Cotton Mill L'd.)

怡和洋行は一九一四年三月香港紡績會社の四五、六三二錘を買收して、上海に資本金百五十萬兩の紡績會社を組織したるが、後同洋行が一九一一年香港紡績より購入したる一萬錘を以て經營中なりし楊樹浦紗廠内に移し、兩者をして楊樹浦紡績公司と稱するに至れり。

工場所在地　楊樹浦
發賣所　怡和洋行
資本金　一、五〇〇、〇〇〇兩
經營者　怡和洋行、本廠支配人　W. Shaw
紡機數　一五六、六三二
機械　Platt Bros. & Co.
織機數　五〇二
動力　電氣

公益紗廠

(Kingyik Cotton Spinning & Weaving Co. L'd.)

一九〇七年怡和洋行買辦祝氏等の組織せる處にして、當初は全然支那人の經營にして、單に營業上の關係より英國領事館に登記し、怡和洋行の名義を利用して其販路を圖りしが、現今に於ては多數外國人の株主を有し殊に怡和洋行共株式の多數を有し、名實共に英國の會社なり。

工場所在地	極司非而路
發賣所	怡和洋行
資本金	一,〇〇〇,〇〇〇兩内拂込七五〇,〇〇〇兩
紡機數	一二五,三七六
機械	Tweedales & Smaley Dobson & Barlow
織機數	五〇〇
機械	Platt Bsos. & Co.
動力	電氣
商標	綿糸 三星、綿布 三羊

東方紡織公司

(Oriental Cotton Spinning & Weaving Co. L'd.)

一八九五年の創立にして獨商瑞記洋行を總支配者とし、瑞實紡紗公司(Soychee Cotton Spinning Co. L'd.)と稱したるが、歐洲戰爭の結果一九一六年香港政廳に登記し、英國商法の下に英國人經營の會社となり、東方紡織公司と改稱したるものなり。

工場所在地	楊樹浦
發賣所	九江路
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇兩
紡機數	五〇、七六八(既設)
機械	Asa Lees & Co.
織機數	五〇〇
動力	電氣
生産高	三五、〇〇〇包

老公茂紡織公司
(Laou Kung Mow Cotton Spinning & Weaving Co. L'd.)

一八九五年英商老公茂洋行の創設せる處なり。

工場所在地	楊樹浦
發賣所	江西路老公茂洋行
資本金	八〇〇、〇〇〇兩
Manager	T. Webster
紡機數	五〇、〇九六
機械	Tweedaler & Smaley
織機數	五〇〇
動力	電氣
商標	綿糸、天官、四喜、五美、麒麟

內外棉株式會社

本社は一八九七年の創立にして、本社は大阪にあり、當初の資本は二十五萬圓に過ぎざりしが後二回に現在資本に增加せり、同社第一工場は大阪傳法に、第二工場は西の宮にありしが、一九一一年初めて上海に於ける紡績事業經營に着手し、先づ其第三工場を此に設けしが、爾來屢增設し、今や其上海に有する工場は六(內一は織布工場)に上り、此外青島に一工場を有し、又現に計畫中のもの上海に三工場、青島に二工場あり。

第三廠　二三、〇四〇錘　一九一一年竣工
機械　Platt Bros.　所在地　宜昌路
第四廠　四一、五三六　一九一三年竣工
機械　Howard　所在地　宜昌路
第五廠　六五、四二〇　一九一五年竣工
機械　Howard　所在地　宜昌路
第七廠　六〇〇(織布)
機械　Saco　所在地　澳門路
第八廠　三一、六八〇
機械　Saco　所在地　澳門路
第九廠　二六、九三六　(未設)一、〇〇〇　機械　Saco
織機數　六〇〇　所在地　叉袋角
第十二廠　二〇、八〇〇(未設)
第十三廠　二四、〇〇〇(未設)

第十四廠	二四、〇〇〇(未設)

其第九廠は支那人經營の裕源紗廠を一九一八年八月に、二〇、〇〇〇兩にて買收せるものなり、商標は水月を用ふ。

上海紡績株式會社

本廠は元支那人の經營せる興泰公司と稱する紡績工場なりしが、其營業困難にて一九〇二年露清銀行の手に歸したるを、日本人主として株式を募り引受けたるもの即ち今日の上海紡績第一工場にして、後大純紗廠を買收して經營したる三泰紡績と合併して之れを第二工場となし、斯くて上海紡績株式會社の成立を見るに至れるものなり、一九一六年より第三工場の建設に着手し程なく竣工今や三工場を有す、同社の資本金は二百萬兩なり。

第一工場	紡機	二〇、三九二	織機	二七六
	紡機製造者	Dobson	織機製造者	Platt
第二工場	紡機	二五、四八〇	同	五一〇
	紡機製造者	Tobson	織機製造者	Platt
第三工場	紡機	五〇、五九二		—
	紡機製造者	Dobson		

其製品の商標は綿糸には三星、双虎、日光、金監魚、春風得喜等なり、綿布には藍鷄、筆虎、單手頭、双馬頭、三馬頭、星鹿、五馬頭、三元寶、双虎、飛馬、五元寶、松鼠、手牌等あり。

東華紡績株式會社

本社は一九二〇年の創立にして、其第一工場は支那人の永元織布工場を買收せしものにして、資本金一千萬圓なり。

工場	所在地	紡機數	製造所	商標	備考
第一工場	華德路	一〇、〇〇〇	サコローエル	鴻禧	
第二工場	同	一五、〇〇〇	ヘザリントン	同	
第三工場	同	二五、〇〇〇	ヘザリントン	同	目下据付中

織布事業は兼營せず

同興紡績株式會社

本社は大阪合同紡績會社の姉妹會社にして、其工場設備次の如し。

第一廠

所在地　戈登路
紡機數　四萬錘內二萬五千錘目下据付中
機械　英國プラット會社及日本豐田製
商標　陽鶴
動力　電力
職工數　一千三百名

第二廠

所在地　楊樹浦路
織機數　三萬錘　目下企畫中

織　機　數　　八百臺　同

日華紡績株式會社

本社は一八九五年の創立にして、浦東に工場を有し、元鴻源紡織公司と稱し、米、獨、及支那人の出資によりて組織せられたる一百五萬兩の株式會社にて獨逸官憲に登錄せられ、其後獨逸の資本大に加はり獨逸の會社と見做されたりしが、支那が聯合側に加はりて參戰せる爲、其營業を許さゞるに至りしより、本社は一時英國官憲に登錄し、英國會社として營業し來れり、然るに其後業務不振なるより遂に之れが賣却の議を生じ、一九一八年五月邦人川崎助太郎氏に百三十萬兩にて賣渡することゝなり、同年七月一日より邦人の手によりて經營せらるゝ事となり、それが爲に富士紡績會社、伊藤忠商店、日本綿花會社等にして一千萬圓の日華紡績會社を設けて其れが經營に任ずる事となれるものなり。

工場	所在地	紡機數	製造所	織機數	製造所
第一廠	楊樹浦	四三、〇五六	Platt Bros	—	—
第二廠	同	一〇、〇〇〇	同上	五〇〇	Platt
第三廠	同	三〇、〇〇〇(未設)	Asa Len	—	—
商標	丹鳳				

其他計畫中諸社

其他日本人の會社にして上海の紡績事業經營の計畫をなしつゝあるもの次の如し。

社名	計畫織機數
豐田紡績	六〇、〇〇〇
東洋紡績	五〇、〇〇〇
鐘ヶ淵紡績	五〇、〇〇〇
大日本紡績	五〇、〇〇〇
山本紡績	二〇、〇〇〇
日清紡績	――
富士紡績	五〇、〇〇〇

製絲業

上海は廣東と併びて支那に於ける製糸業の中心地にして、附近に養蠶地多き爲古來製絲業盛行せり、舊來は土法による座繰糸を主としたるが、近年機械製絲業次第に盛となれり。

上海に於ける製絲工場は一工場二百釜乃至五六百釜を有するもの多く、其繰絲方法は伊太利式ケンネル六口取直繰法により、鐵製の堅牢なる機械を採用し、煮繭分業にして繰糸鍋二個に付煮鍋一個を其中間に備ふ、各窓の幅員は二十五吋にして前臺と枠臺との距離は二十六吋あり、前臺は高さ二十五吋、幅二十五吋四分の三あり。

繰絲鍋は歪みたる半月形をなし横幅二十三吋、縦十三吋二分の一あり、而して縦の最長徑部は中心より著しく左方に偏し、それが爲に右方線は前線に對し鋭角をなして斜行するが如き形とな

り、流し臺の右方工女の右手前に多くの餘を生ず、煮繭鍋は圓形にして內徑十一吋外徑十五吋あり、二重底とす、枠臺は高さ六十二吋二分の一、幅二十五吋四分の一あり、底部より三十五吋二分の一の高に於て橫梁を置き、それに大摺車の軸受を取付く、大摺車は十六吋、小摺車は六吋二分の一なり、大枠は長さ二十二吋、周圍一米突半にして外圍に覆箱を備へ覆箱內には大枠の前方稍下方に三吋の鐵管を備へ汽罐に直通し、高壓の蒸汽は先づ此管を通じ分岐せる二分の一吋管を以て煮繭鍋及繰絲鍋に送らる、撚掛裝置は支柱によるものにして集緒器と繰湯面との距離は三吋にして、第一鼓車及蕨手の距離は十一吋二分の一なり、絡交器は銘々振姫綾式にして、齒車の齒數は第一齒車二十九、第二齒車二十四、第三齒車十九、第四齒車三十五なり。

煮繭は分業なる爲別に煮繭工女あり、繰絲工女と相對し立ちながら煮繭を行ふものにして、索緒には紹興蕎麥根を以て製せる箒を用ひ、又時に竹製フォーク狀の杓子を用ゆ、煮繭工女は一般に十歲乃至十四五歲の年少者なり。

煮繭工女の熟煮したる繭を杓子の儘繰絲工女に於て受取り、それを繰絲するものなるが、普通六口取を行ふも特太の場合には三口取とし、一口の顆數十個なれば之れを五粒宛に針金の屈曲せるもの又は鉞力板を以て境し繰糸となす、大枠の回轉は一般に遲く一分間六十回を普通とし始業及終業の間際には二回位を減ず、凡て直繰にして綛は細絲なれば一日一回、太絲なれば二回大

枠より取外づすを普通とし、工女の技倆により甚しき大小を生ず、綛の綾は蝶綾なれども稀には太絲につき、鬼綾を試むるものあり、而して直繰なるが爲纎度の檢査には少からざる困難を感じ居れり。

上海の機械絲は品質優良なりとせられ、歐米市場に賣行多し、其品位について檢するに色澤は一般に佳良にして殊に紹興、嘉興繭を用ひたるもの優り、纎度は概して齊一に、類節は多きにあらざれどもズル類を存し、時に其一尺餘に達するものあり、一缺點なりとせらる、强力は一般に大にして十デニールに對し三十七乃至三十八グラムを普通とし、最大なるは四十三グラムに達するものあり、尙伸度に富み上絲は十一%、下絲十九%、平均二十%内外なり。

上海に於ける製糸工場數は近年次第に增加し來れるが、先づ一八九〇年(光緒十六年)以降の其數を示せば差の如し。

上海製糸工場累年比較表

年次	工場數	釜數	年次	工場數	釜數
一八九〇年	五	不詳	一八九一年	五	不詳
一八九二年	八	同	一八九三年	九	同
一八九四年	一〇	同	一八九五年	一二	同
一八九六年	一七	同	一八九七年	二五	七、五〇〇
一八九八年	二四	七、七〇〇	一八九九年	一七	五、八〇〇

一九〇〇年	一八	五、九二〇
一九〇二年	二一	七、三〇六
一九〇四年	二二	七、八二六
一九〇六年	二三	八、〇二六
一九〇八年	二九	一〇、〇〇六
一九一〇年	四六	一三、二九八
一九一二年	四八	一三、三九二
一九一四年	五六	一四、四二四
一九一六年	六一	一六、一九二
一九一八年	七一	一九、二〇〇

一九〇一年	二三	七、八三〇
一九〇三年	二四	八、五二六
一九〇五年	二二	七、六一〇
一九〇七年	二八	九、六八六
一九〇九年	三五	一一、〇五八
一九一一年	四八	一三、七三八
一九一三年	四九	一三、三九二
一九一五年	五六	一四、四二四
一九一七年	七一	一八、八〇〇

尙現在の上海の主要製絲工場及其釜數等は次の如し。

工場	釜數	所在地
瑞綸	六〇〇	密勒路
利成	二一八	東鴨綠路
慶華	四一六	梧州路
統元	二〇八	同
元寶	二四四	同
均益	八四	交通路
統益	二五六	分水廟
源興	二八〇	同
雲成	二一六	同
通大恒	一七二	同

工場	釜數	所在地
寶隆	一〇八	楊樹浦
甬順公	一九二	天通巷
華孚	三二〇	同
三星	二四〇	同
福和	二四〇	同
大綸	二〇〇	海界橋
永泰	五三二	七浦路
允餘	四〇四	唐家衙
公信	九〇	懷安里
生仁	一一六	唐家衙

廠名	數	地址
壽豐分廠	一三二	同
大成	三三八	挨拉白司脫路
振成	一六〇	文極司脫路
通緯	一六二	挨拉白司脫路
壽豐	一六〇	同
聚編	四四八	滿洲路
三元	二四〇	閘北譚家橋
振華	二四〇	光復路
協和	三七八	閘北西街
錦章	一六〇	同
豐和	一六〇	同
恒利	二六〇	同
瑞豐	二四〇	新閘路
協安	二三〇	閘北西街
慶華水	二八〇	同
元大	二四〇	恒豐路
錦成	四五〇	同
天成	二六〇	閘北長安路
元亨	二七〇	同西路
元元	四一六	同同
又成	六二四	同同
諸昌	二〇八	同同
振錩裕	三〇〇	麥根路
永孚	一三六	北浙江路
大經	二三四	甘肅路
協記	四〇八	分水廟
裕和	二〇八	天通巷
瑞昌	一九二	同
倍大	一六〇	同
裕徑豐記	二五六	北蘇州路
恒	一八四	同
永康	二四四	同
慎餘	一二八	閘北西街
振錩泰	二四〇	同
餘昌	二〇八	同
公泰	二〇〇	麥根路
豫成	二六〇	新閘路
協成	二〇〇	成都路
延德	二六四	同
利昌	二五六	同
源錩	三一二	同
久成	五一二	罷家路
新久成	二〇八	同
信昌	五三六	梵王渡
謙成	二四〇	曹家渡
怡和	五四〇	成都路

工場名	釜數	所在地
振新	二〇〇	麥根路
三豐	二〇〇	同
裕源	二五二	同
新綸	一八六	天通庵
三元	二四〇	淡家橋
合計 七〇工場	一八、八〇二釜	

綿織業

上海に於ける紡績工場の多くは織布業を兼營しつゝあり、是等紡績工場の織布は新式織機を用ふるものなるが、此外に手織綿布工業も上海を中心として盛に行はれつゝあり、支那の現狀に於ては機械織布よりも手織業の方遙に盛にして、其生產高の如きも手織の方著しく多し、上海には斯かる織布工場二百內外あり、其有する織機數三千臺に達す、小なるは二十臺內外、大なるは數百臺を有す、但し上海にも紡績工場以外の織布工場にして力織機を使用せるもの全く無きにあらず、則ち閘北の閘北織布廠、虬江橋路行家木橋附近の三星布廠の如きは之れによれり、今上海に於ける綿布工場の主なるものを列擧すれば次の如し。

工場名	所在地	織機臺數
復泰	華盛路	四〇
華新	新閘路	一〇〇
恆裕豐	開封路	一二〇
彙新	巨籟達路	七〇

名稱	所在地	數
同升	肇周路	五〇
美倫	徐家匯路	八五
匯西	徐家滙鎮西市	一七〇
華興	同　同	八〇
華倫	同　同	六〇
福成	陸家庭	一四〇
宏興廣記	閘北邢家橋路	五〇
三星	虬江橋路行家木橋附近	一〇〇
大成	海寧路天保里	一五〇
恒裕豐振記	閘北新民路	八〇
正大	同	七〇
春涵	同	五五
振興工藝廠	福州路	三〇
捷流工藝廠	成都路新閘路北	四〇
通信	北浙江路	一〇〇
裕生	鐵大橋西	一一〇
源茂	浦東洋涇鎮	七〇〇
仁記	同　同	一一〇
緒豐	同爛泥渡	六〇
華豐	同　同	八〇
源甡	同　同	二〇
大綸	同　同	四〇
統源	同　同（十八家房子附近）	二七

華昌	浦東爛泥渡	四〇
成大	同　同	八〇
信義	同　同	六〇
華成	同　同	二〇
中華貧民工業廠	廈門路德里	五〇
閘北	閘北漢中路漢中里	五二
江蘇省立第五工場	南市小南門內中華路群學會南側	八〇
榮大	北浙江路和康里	五〇
盛豐	虬江路行家木橋	四〇
聚昌	同　同	一六
振新		二四
資源花布疋頭廠	北四川路	四〇
精勤	閘北西陵路（恒豐路終點）	四〇
先辟	同　寶通路	三〇
陸正大	同　新民路	三八
裕豐恒	同　共和路	五〇
南通	新租界康腦脫路	六〇
符永昌	山東路觀音閣碼頭	三〇
鑫泰	西門外斜橋南瞿眞人路	
久昌	同　林蔭路	
祥大	同　方針路公興里	
華豐	大南門外馬路橋西	
震寰	漢口路	

恒盛　同
進步　英租界白克路（資本八〇、〇〇〇元）
維新　南京路青陽里
維昌　同　同
昭勤　同　同
理華　同　同（商標純陽祖師、九鯉、金麒麟）
勤華　同　同
厚生　（雙喜を商標とす）
玉記　佛租界巨籟達路號
華綸　西鄉徐家滙
橋興　浦東張家濱
華錦　同爛泥渡南新街
利衆益記　同　同　同
盛豐　同　同　日新里
美豐　同　同
福成　同陸家渡
大森　同　董家渡塘橋
瑞大　同洋涇鎮
大中　同　同
天增泰　佛租界白爾路
中華裕記　新租界長濱路爵德里
永興布廠　佛租界愷自邇路裕福里
民生　民國路三角里（小北門附近）

經理　梅佩玉
同　陳瑞麟
同　董祥生
同　葉佑卿
同　傅豐德
同　宣燮臣
同　張嘯虞
同　葛巨成

商號	所在地	經理
全泰祥	北浙江路	
朱源茂	徐家滙路	
利衆益記	浦東爛泥渡新街	經理　葉佑卿
協裕	南市老馬路	
長利	山西路	
茂泰	天津路	
振源	東鴨綠路	
通和	閘北西海昌路如意里	
華彰	浦東爛泥渡	
華興	同　張家濱（腿帶子を兼營）	經理　陳瑞麟
義和		
受工社盛記	山東路卽麥家圈南棋盤街附近	經理　貝愼之
德盛	佛租界打鐵濱常盛里	
錦源甡	浦東爛泥渡	

莫大小業

上海に於ける莫大小工業は近年殊に歐洲大戰による歐洲品出廻の停止後急速に發展せり、蓋し莫大小製品は都會地方及其周圍に於て需要漸く增大し、然かもそれが製法は簡易に資本を要する事多からざるより、自然其勃興を見るに至れるものとす、其製品は靴下、肌衣の兩者なるも上海に於ては靴下の製造殊に盛にして大部分は木綿製なるも、近時絹製品、毛製品をも出すに至れり、

而してそれが爲に輸入品は非常の打撃を受け、從前多量に輸入したる日本製木綿靴下の如き全く其販路を奪はるゝに至れり、上海の莫大小工場次の如し。

莫大小工場

工場名	所在地	摘要
景倫公司	狄思威爾路	號主 徐家屏
利華織襪公司	北河南路	資本 五萬兩機臺二十五臺
志成公司	新閘路	
廣利機械公司	同 福建路	
上海襪公司	天津路	
東新製襪廠	塘山路	
捷足襪廠	廣東路	
經華機器襪廠	佛租界公館馬路	
綸華機器襪廠	同 同	
滙通織襪公司	同 巨籟達路	
錦華織襪公司	南市大東門內大街	經理 錢仲
久華織襪公司	提籃橋	同 胡仁甫
田岡工廠	佛租界打鐵路	支配人 飯村清次郎
同茂織襪公司	福州路	經理 李竹風
履和上海支廠		
人餘襪廠	新北門內安仁路	
三進電機織襪廠	新租界馬霍路馬德里三街	同 李騰蛟
久和襪廠	南市裏馬路吉星里	同 倪步莊

廠名	所在地	經理
中隆昌（線絨）	九江路	經理　張開初
信華襪廠	南市徽寧碼頭三興里	同　李騰蛟
陳吟記織襪廠	佛租界敏體尼蔭路	
華隆織襪廠	三洋涇橋添慶里	
華盛織襪廠	西門外中華路	同　楊霍山
華盛恒織襪廠	西門內儀鳳路福仁里	
華新織襪廠	城山福佑路中市	同　汪田華
進步織襪廠	新租界白克路	同　劉廉讓
勤益糸襪廠	西門外斜橋徽寧會館南	同　何秋士
源昌合記織襪公司	漢壁禮路退省里	同　王寶泉
新華織襪廠	城山露香園路開明里三街	同　汪浩如
緯羅公司（線襪）	南京路	
履安織襪公司	北京路東海里	
履安織廠	南市豐記碼頭	同　陳灝泉
錦記織襪廠	中華路	同　施琴生
錦華襪廠	城內和洋里（舊縣署西）	
華興襪廠	九江路大新街東	
東新製襪廠	塘山路	
協泰	帶鉤橋南首滙成里	
松江泰和織襪廠	廣東路寶善街榮吉里	
東蕩襪廠	城內大卿坊口	
南洋織襪廠	廣東路寶善街	經理　張劭堂
安定織襪廠	城內（製品商標象球牌）	

啓昌織襪廠	同	同　雙　魚　牌
東方織襪廠	朱家木橋	同　天蟾　喜　禾　偉　人　牌
金星織襪廠	北四川路	
中發織襪廠	斜橋路婦孺醫附近	車　數　三　十　六
信華織襪廠	南市徽寧馬路三星里	
興華織襪廠	小南門	
張興記織襪廠	西門關帝廟東	
新華織襪廠	城內九畝地	
信昌織襪廠	西門外萬生橋西	
三晶織襪廠	閘北圓通巷	
三星織襪廠	泗涇路	
隆昌織襪廠		
勒益織襪廠	南陽橋	
中華第一針廠	楊樹浦龍江路	經　理　謝　消　卿
三非織襪廠	馬霍路(支那人)	
中　華　襪　廠	西門內陶沙場	商　標　三　九　牌
傑新織襪廠	南市華豐碼頭	
太和製襪公司	城內大平街	
天　偉　襪　廠	南市裏馬路外竹行街	
永安織襪廠	西門外萬生橋南	
永興，襪　廠	佛租界敏體尼蔭路裕福里	
奇昌褫　廠	同吉祥街	
明　月　襪　廠	城內九畝地春源里	

工場名	所在地	
振昌織襪工廠	西門	
純華襪廠	西門口萬生里	
馬家興襪機公司	南市裏馬路	經理　馬伯榮
華純襪廠	北河南路	
新泰和襪造公司	佛租界永安街怡和公司内	
義昌織造襪廠	民國路銀河里一衖	
源昌合記織襪公司	漢壁禮路退省里	總理　王寶泉
鼎華織襪廠	西門内儀鳳弄路品吉里	
滙利織襪廠	城内大境路[illegible]源里	
喜禾襪廠	新租界馬霍路	
粹華針織襪廠		
緯華織襪廠		
震裕襪廠		

タヲル業

タヲルも其需要多く然かも製法の簡易なる爲、支那に於ける國貨提唱の議の盛なると共に、其製造業も次第に興り來れり、江蘇省にありては嘉定に於て該工業最も發達し其他松江にても盛なるが、上海には次の如き工場あり、其生産額も相當の數に上り能く輸入品と對抗しつゝあり。

工場名	所在地
大綸毛巾廠	浦東張家濱

物華毛巾廠	同　同
慎成毛巾廠	靜安寺路壽仁里
華綸毛巾廠	藍維藹路金賢里
豐裕毛巾廠	閘北共和路餘慶里
啓豐毛巾廠	同
中華毛巾廠	閘北共和路永祥里
捷章毛巾廠	城內福佑路
三友實業社	華德路底引翔港
振藝工廠	城內九畝路春源里口
乾錩	佛租界興聖街
華麗	南市公義碼頭外灘
景倫公司	虹口狄思威爾路
隆茂毛巾廠	寶山縣西門內

絹絲紡績業

日本に於ては屑絲紡績業大に發達し來れるが、邦人にして上海が生絲産地にして從て屑物の集積も多きに着目し、此に絹絲紡績業を經營するに至りたるものなり、上海製造絹絲株式會社、小野村精練場それにして、其内容は次の如し。

一、上海製造絹絲株式會社

所在地　ヂエスフィールト路
設立　一九〇六年十一月十六日運轉開始
組織及資本　日支合辦　銀四〇〇、〇〇〇兩
錘數　絹糸五、一〇〇錘、紬糸八四〇錘
動力　電動力
製品種類　（絹糸）經糸、緯糸及縫糸、（紬糸）緯糸
製品番手　絹糸は佛蘭西二一〇番より二一二番に至り、平均佛一三七乃至一三二番なり、紬糸・佛四〇番より四一番に至る
原料使用量　一ケ月大約四〇〇擔
製品出來高　絹絲一ケ月大約八七擔
紬絲一ケ月大約二五擔
同販路　主として印度、南洋、支那
職工數　一日平均　男工五一三人　女工四八四人
原料は繭より繰絲して生絲となす際生じたる屑物なり

一、小野村精練場

所在地　浙江路貽德里
運轉開始　一九一三年四月
營業種類　屑糸、屑繭の精練
方法　和田式精練特許法
生產力　精乾綿一ケ月約六、〇〇擔
設備　コールニツシユ汽罐一臺、除水機二臺、打棉機二、壓搾機二臺、揚水喞筒四臺
消費原料　一日原料屑物約一、〇〇〇斤（約四百斤の精綿を得）
職工數　男工十五人　女工六十名

絹織物業

上海の絹織物業は長髮賊の亂に際し附近機業地より此に避難し來れるものゝ開始せる處なるが其後大なる發達なく、今日も之れが工場は次の數者に過ぎず。

工場名	所在地	經理
華豐布廠	大南門外馬路橋西	曹永清
源豐機織工廠	閘北滿洲路三畏里	陳仰卿
義成絲織廠	南京路	呂永青
喜隆和	漢口路青錦里	
榮大機織廠	西門外唐家灣	程際雲
蘇經紡織廠	九江路泰和里	
物華絲織公司	兆豐路永吉里	
大盛	南京路	
天章絲織廠	同　永和里	陶幼江

造船船渠業

上海船渠會社

(The Shanghai Dock & Engineering Co. L'd.)

本會社は一八六二年に創設せられたる Boyd & Co. と一八六五年創立にして、上海造船所を併合したる S. C. Farnham & Co. と合同して一九〇〇年出來したる資本金五百五十七萬兩の S. C. Farnham Boyd & Co. の後身なり、蓋し同社は一時上海に於ける造船業を獨占し、巨利を博しつつありしが、餘りに暴利を貪りしより顧客を失ひたる結果、一九〇六年五月一先づ同社を解散の上、現在の上海船渠會社に改組せしものにして、株金總額五百五十七萬兩、內拂込濟株金五百五十二萬兩にして、重役以下技師は全部英人にして、職工は支那人を使用す。

本社は各會社數次の合同によつて成立せし爲め工場及船渠は港內各所に散在し居れり卽ち

イ、老船澳 (Old Dock)　上海河岸
ロ、董家渡船渠 (Tundado Dock)　浦東河岸
ハ、New Dock　同
ニ、International Dock　同
ホ、Cosmopolitan Dock　同
ヘ、浦東造船機械工場　同

(イ) 老船澳

百老滙路にあり上海の中心に位し河水常に深く頗る好適の地にあり、同社の船渠中入渠船最も多きが、製品は浦東工場より之れを仰ぐ、此所に本社重役室、製圖室等あり。

木造乾船渠は全長四百呎、盤木上の長三百九十九呎あり、約三千噸迄の汽船を入渠せしむるを

得。

（ロ）董家渡船渠

上海港區浦東側に在り面積七、二二四坪、河岸長七百呎、水深く好適の地にあり、船渠の全長三百六十二呎、盤木上の長三百五十呎にして約三千五百噸迄の汽船を入渠するを得べし、此所には修繕工場を有せず、製品及修理品は皆浦東工場にて處理せざるべからず。

（ハ）New Dock

港區第九浦東側にあり面積五、四二五坪、河岸長約一、〇八四呎、船渠の全長四百七十三呎、盤木上の長四百五十呎にして、優に六千噸の汽船を入渠せしむることを得れども、本船渠は久しき以前より使用されし事なく工場も亦何等の設備なし。

（ニ）International Dock

下部港第十一區浦東側に位し、面積三三、八四五坪河岸長一、九五〇呎、船渠の全長五百四十呎盤木上の長五百二十八呎あり、上海に於ける最大なるものにして且つ最も完備せる乾船渠と稱せられ優に一萬噸近くの汽船を入渠せしむるを得。

（ホ）コスモポリタン、ドック

前者の下流にあり、面積三四、九五〇坪、河岸長二、五一五呎、船渠の全長百六十呎を有するも、

近來荒廢して使用せし事なし。

(ハ) 浦東工場

本社は船渠所在地には必要上已む可らざるもの丶外工場の設備を施さず、船舶修理品の大部分は本工場に運搬して作業を行ひ居れり、本工場は其面積一九、五八六坪にして、河岸六八〇呎に面し、浦東陸家嘴にあり、工場は木工場、原圖場、鋸木工場、鋼板工場、動力室、Frame Shed 鍛冶工場、組立工場、鑄物工場、銅管工場、亞鉛鍍鐵工場、電鍍工場、製罐工場、共通工場等あり、孰れも完備し眞に長江沿岸隨一の名に負かず、造船臺は長さ四百呎にして幅は六七隻を同時に併置建造することを得る程なり。

過去に於ける建造船

一九一〇年以來一九年迄の間に本社に於て建造したる各種船舶を擧ぐれば左の如し。

曳船	一五艘
小蒸汽船	二艘
Parge	一八艇
躉船	三艘
Pontoon	八艘
運炭船	二艘
艀船	二二艘

淺吃水河用船　一艘
小　砲　艦　三艘

右の外本社創立以來總噸數千噸以上の貨物船約二百五十隻を建造せり。

江南造船所
(The Kiangnan Dock & Engineering Works)

本造船所は一八六六年曾國藩の建議により支那政府が武器製作及小軍艦修理の爲、上海港區上部Aに面する南市高昌廟に江南製造總局を創設したるに端を發す、江南製造總局は江南機器局、江南造船所の總稱にして、支那政府に直屬し、武器の製作及び支那軍艦の修理をなしつゝありたるが、一九〇五年江南造船所は上海に於ける造船業のトラストに對抗すべく機器局より分離して北京海軍部監督の下に時のS. C. Farnham Boyd Co. の技師R. B. Mauchan を支配人に、又Thos. Robertson を造船部首腦者に聘し、海軍部より總司令一名大佐二名を派し之れを經營せしめたるが、其後革命勃發し、民國となりし以來數次の改革を經たるが、現時は尙海軍部の管理に屬し支那の官船は勿論、外國船舶の修理及新造を引受けつゝあり、歐洲大戰中の造船業の極盛時代には利益又頗る大にして、爲に工場の設備は完備し内容も亦充實したるが、一九一八年四月米國政府と造船協定成立せり。

工場の設備

本廠は近年船渠を延長し、機械工場を擴張し、又各種の大型機械を增設し、頻りに各工場の設備の改善に努力しつゝあるを以て、其内容の整備充實は正に面目を一新したる感あり、現在に於てはアングルスミス、木工場、指物工場、原圖場、木材倉庫、機械工場、鋼管工場、製圖室、動力室、木型工場　鑄物工場、亞鉛鍍工場、鍛冶工場等を有し造船場として內容外觀共に一、二流造船所に比して大なる遜色を認めず。

其船渠は全長五百四十呎(盤木上の長)あり、約八千噸の汽船の入渠に差支なく、先年一萬噸型造船臺四個を新設し尙此の外小型船の建造に充當すべき造船臺數個を有し、各造船臺には起重機其他船舶建造工事に要する各般の設備を完備し居れり。

過去に於ける建造船

本廠が機器局の手を離れ自營に移りたる一九〇五年より一九一七年迄に建造したる船舶總數大小合せ二百七十八隻にして總噸數三萬五千六百噸に達す其中一九一〇年後の分を示せば左の如し

曳船	一〇隻
小蒸汽船	三〇隻
Barge	一五隻
臺船	二隻

Pontoon	二〇隻
艀船	三〇隻
淺吃水河川船	五隻
碎氷船	七隻
燈臺船	一五隻
小軍艦	六隻

本廠にて建造したる最大船は招商局の注文に係る航河船江華號にして、本船は總噸數四千百噸價格三十五萬兩にして一九一二年に竣工せり。

米國政府との造船契約

一九一八年米國政府との間に締結せられたる造船契約内容大體次の如し。

一、支那は對獨行動を目的とする聯合國側共同造船計畫に加入し米國管船局と支那政府との間に造船契約を結ぶこと

二、第一期計畫として重量一萬四千三百噸（總噸數一萬噸）の航洋船四隻を建造し、其成績に應じて第二期計畫として同型船八隻を建造すること

三、該船の設計圖式は米國管船局送付の樣式に從ふべ事

四、造船工事は米國管船局特派の造船技師の監督を受くる事

五、右に要する約三萬五千噸の造船材料は、米國政府の規定せる、價格に從つて同國管船局援

助の下に購入する事

六、船舶の價格は一噸米貨百八十五弗とし、四隻全部の代價八百萬弗は之を七回に分ち交付す
而して其第一回は調印後二週間内外に交付す

右の契約締結の當事者は駐米公使顧維鈞と米國管船局長と Morgan & Co. にして本所は其第一回交付金米貨約百萬弗を以て造船工場の大擴張を行ひ、上流地の官有地千坪及之に隣接せる民有地四千五百坪合計五千五百坪を購入し、玆に一萬噸の造船臺四個を築造し、繫船岸を設け河面を浚渫し工場を增築し動力を增し、起重機を建て構内鐵道を敷設し、人員を增し造船能力の大增進をなせり、然れども其後未だ第一期建造船の完成をも見ざるに、講和來となり海運界の不況となり困難なる事情に陷れり。

瑞瑢機器輪船廠

(New Engineering & Shipping Works Ld.)

楊樹浦船渠と通稱せられ、黃浦江左岸第八港區にあり、一九〇〇年 John Blechynden の創立に係り、初め資本金十七萬兩を以て小型船の建造に從事し居たりしが、一九〇八年船渠を築造し同十二年 Vulcan Iron Works を併合し、漸次發達し來り、株金七十五萬兩の內三十一萬八千四百九十兩を拂込み、其外八分利付社債二十三萬五千兩を有したるも、歐洲戰爭に際し更に株數三萬

然かも其多數は英國人なり。

會にて決議して擴張工事を行へり本社の經營首腦者は前記 Bleehynden を始め全部外國人にて、を增し、舊十株に對し、三株を充て、十二兩五分を拂込ましむる事を一九一九年上半季の株主總

工場の設備

本所は本工場と分工場とに分れ分工場は舊 Vulcan 鐵工所の設備を共儘踏襲せるものにて、兩者は地域相隣接し、全然一區域となり居れり、本工場には事務所、製圖場、組立工場、亞鉛鍍鐵工場、機械工場、動力室、鋼管工場、木型工場、鑄物工場、ブレータースセッド、アングルスミス、鍜鐵工場、端艇工場、木工場あり、乾船渠及造船臺を有し居れり。

乾船渠は全長五百七十七呎を有し上海に於ける第一の大船渠にして、優に一萬二三千噸の船舶を入渠せしむるを得べし。

造船臺は長さ三百十呎位の船舶を建造し得可く、土地は硬質にて頗る好適の狀態にあるも隣接せる紡績工場の爲め此地域を擴大し難く現在の儘にては中型船舶の建造を繼續するの外なかるべし。

分工場は本工場の下流に隣接し、本造船所の主要工場は此內にあり、据木工場、木工場、木型工場、製罐工場、機械工場、發電室、モーター工場、鑄物工場、鋼管工場、鍛工場、アングルス

ミス、修繕架、構内鐵道等すべて必要なる設備は悉く整ひ居れり。

分工場に長さ四百呎の造船臺一個を有し、將來中央地域の材料置場に造船臺數個を築造する計畫ある由なり。

過去に於ける建造船

一九〇五年以後一九一七年に至る間本社に於て建造せる各種船舶を上ぐれば左の如し

船種	隻數
曳船	一五隻
小蒸汽船	二〇隻
Bergo	一〇隻
Pontoon	一五隻
艀船	二〇隻
淺吃水船	二隻
航洋船	一隻

右の内航洋船一隻は新寧紹號にして寧紹輪船公司の註文に係り總噸數三千四百噸を有す。

求新製造機器輪船廠

(Nicolas Tsu Engineering & Shipbuilding Works.)

本廠は一九〇五年頃の創立にして、東方滙理銀行買辦上海人朱子堯の個人經營にして、資本金五十萬兩、工場は滬杭甬鐵路停車場附近の黃浦江岸に位し、面積一六、一八七坪を有す、創設當

時は資本を滙理銀行より借入たるも、後に之を返還し、目下朱子堯の出資額は約三十萬兩にして、其の餘は一族其他より融通せるものなりと云ふ、朱は初め佛國の工業學校に學び後歸國して本工場を創立したるものにして、幹部以下技師職工等すべて支那人に依つて經營せられつゝあり。

本廠は設立當時の豫想に比して漸次營業不振に陷り其の結果佛國の資本と結合し、社内の根本的改革を必要とするに至れり。

工場の設備

本廠には發動機工場、機械工場、動力室、製罐工場、鋼管工場、鑄物工場、鋸木工場、木工場、原圖場、鍛工場、端艇工場、製圖室、修繕架等一應造船所としての體裁を具備し居れり、乾船渠の設備は無けれども修理船なれば滿潮に際して臨設凹地面に船を曳入れ、水を堰止め排水し、一時的の乾船渠となすことあるも、不完全にして船體に惡影響を與へ工事も又困難なるが、本廠にては乾船渠建設の計畫を有すと云ふ。

長約五百呎の造船臺を有し、稍大型の船舶の新造をなす事を得べし。

本工場内に於ては造船造機業の外陸上ガーダー、橋梁、電車、鐵道客貨車等の製造を主とす。

過去に於ける建造船

創業以來一九一七年迄の各種建造船を擧ぐれば左の如し

曳船	二隻
小蒸汽船	二九隻
浚渫船	三隻
躉船	九隻
Pontoon	五隻
艀船	一一隻
淺吃水河用船	一一隻
沿岸航路船	六隻

本廠は純支那人の經營に係るも營業成績思はしからざる爲支那人間に各種の論議を生じたるが要するに結局の解決は資金問題にある事とて、從來資金の融通に當れる滙理銀行より佛蘭西の資本を此に注入し、更に佛國人をして其經營に參與せしめ、以て窮狀を脫し、將來の發展を圖る事に先年中決定せり。

興發榮鐵廠

(Sin Fa Yung & Co., L'd.)

上海製造局路外日暉橋北首卽ち江南造船廠の上流約半哩の黄浦江左岸にあり、一九〇九年の創立に係り從來は資本金約三十萬兩株式組織にして、株主は十五六名の少數より成り、全部支那人によりて組織經營せられつゝありしが、一九一八年春頃より本廠當事者と森恪との間に握手を見日支合辦の形式に改め、事務所を漢口路九號に設け、小野梧弌支配人の位置に就き、日本人技師

三四名、同職工長三四名、事務員五六名協力して事業に努力する事となれり

工場設備

工場の敷地は約四十畝あり、河岸長亦相當に長く、河水の深さも二三千噸の船舶の棧橋横付敢て困難ならず、好適の場所なるも、惜むらくは上海市場を距る事稍遠きに失する嫌あり、工場の設備は原圖場、鍛鐵工場、製罐工場、鋼板工場、木工場、動力室、機械工場、組立工場、鑄物工場、棧橋等を有し、造船工場として一應の體裁を具備し居れり、造船臺は約六百呎位迄延長し得べく、地面硬質たるを以て多大の資本を投ずるの事なく築造し得べし。

本廠は新造船なれば約千噸位迄修理船なれば約三千噸位迄は敢て不可能ならずと云ふ、本廠は目下乾船渠を有せず、此點は修理工場としての根本的大缺點なりとす。

老公茂船廠

(Laou Kung Mow Shipbuilding Works)

資本金八十萬圓を有する老公茂紡織會社の副業として二十餘年前に開設せられ、同じく同社の副業たる內河汽船運送業と相關聯して、紡績機械の新造修理及び船舶の新造修理を營みつゝあり、二十餘年前南碼頭の工場を開業し、其後十數年にして南市南工場の一部を移して Pigan Dock を增設し、一九一六年乾船渠を建造せり、工場は、浦東白蓮涇(Pigan Dock)同南碼頭、南市南碼

頭の三より成り、經營者は英人 Ilbert なり。

工場設備

白蓮涇平安船渠には機關工場、動力室、鋸木工場、鋼板工場等有り、乾船渠は全長約二百六十呎にして、約千噸の汽船を入渠せしむるを得べし。

浦東南碼頭工場には鍛冶工場、動力室、製罐工場、鋼板工場、原圖工場、木工場、機械工場等あり。

南市南碼頭工場には機械工場、製罐工場、木工場、鍛冶工場、鑄物工場等あれども、漸次 Pigan Dock に合併するの計畫なりと云ふ。

鐵工場

上海に於ける鐵工場の主要なるもの次の如し。

一、公興銅鐵機器廠

所在地　楊樹浦路　設立　一八九三年

資本金　初め五萬兩の合資組織にして外國人の經營なりしが、近年日本人關係し二十萬圓の株式會社として經營す

工　場　機械工場、鍛冶工場、鑄物工場及木型工場等あり、造船業をも兼營す

一、大隆製造興記機器鐵廠

所在地　楊樹浦路　設立　一九〇三、四年頃
資本金　約二十萬兩にして支那人嚴裕棠の個人經營なり
工場　機械工場、鑄物工場、木型工場等あり
製品　主として紡績機械、製粉機械、水道鐵管等を製造す

一、東鐵廠

所在地　楊樹浦　設立　一九〇五年
資本金　約三萬兩にして露人 N. Kell の個人經營
工場　機械工場、鍛鐵工場、銅板工場等あり

一、森記機器廠

所在地　楊樹浦　設立　一九〇二、三年頃
資本金　約六萬兩の英支合辦經營
工場　機械工場、鑄物工場（華紀路）等あり
製品　機械は主として石油發動機を製造す

一、發興機器廠

所在地　百老滙路　設立　一九〇六年頃
資本金　八萬弗、諸永源個人經營
工場　機械工場、仕上工場、鍛冶工場等あり

一、恒昌祥機器廠

一、遠昌銅鐵機器廠

所在地　百老滙路　設立　一九〇三年頃

資本金　十二萬弗、張延鍾個人經營

事　業　製罐、造船を主とす

一、公昌泰記機器廠

所在地　狄思威路　設立　一八六〇年

資本金　三十萬兩、賈[illegible]人[illegible]忠記の出資

工　場　機械工場、銅管工場、鍛冶工場、製罐工場、鑄物工場、木型工場等あり

事　業　各種汽罐類の製造を主とす

一、協泰機器廠

所在地　東西華德路　設立　一九〇一年

資本金　約二萬兩、賀杏山個人經營

事　業　主として汽機の製造をなす

一、瑞昌祥機器廠

所在地　東西華德路　設立　一九〇二年頃

資本金　約二萬兩、蔡方元ノ個人經營

事　業　紡績機械の製作を主とす

一、瑞昌祥機器廠

所在地　東西華德路　設立　一九一二年

資本金　四萬弗、張燚祥個人經營

事　業　諸汽機の製造を主とす

一、萬昌機器廠

所在地　華記路　設立　一八九六年頃
資本金　約十萬弗、個人經營
事業　瓦斯管、室內用放熱器の製作を主とす

一、合昌機器廠

所在地　兆豐路　設立　一八七九年頃
資本金　十萬弗、蕭瀛廷の個人經營
工場　機械工場、鍛冶工場あり
事業　汽機、發動機、汽罐の製作を主とす

一、陳仁泰機器廠

所在地　兆豐路　設立　一八七六年頃
資本金　一萬弗、陳定發の個人經營
事業　製粉機械の造修を主とす

一、公益機器廠

所在地　新記濱路　設立　一九〇六年
資本金　三萬弗、董阿古個人經營
事業　各種蒸汽機の製作を主とし、工部局の仕事を引受く

一、滙豐機器鐵廠

所在地　東有恒路　設立　一九〇四年

資本金　五萬兩株式組織
工　場　機械工場、仕上工場、木型工場、鍛冶工場あり
事　業　小蒸汽船の建造修理を主とし汽機の製作をもなす、上海海關の仕事を引受く

一、新利機器廠

所在地　華記路　設立　一八七六年頃
資本金　二萬弗、廣東人黃培能個人經營
事　業　滑車、滑車輪、櫂の製造を主とす

一、協興機器廠

所在地　華記路　設立　一九〇六年
資本金　一萬弗、三興順の個人經營
事　業　小型機關、紡績機械の修理製作

一、興昌器機廠

所在地　鴨綠路　設立　一九一二年
資本金　三千兩、廣東人陳玉亭個人經營
事　業　精米機の製作を主とす

一、永茂器機廠

所在地　鴨綠路　設立　一九一六年
資本金　二千兩、王洪海個人經營
事　業　石油發動機の製作を主とす

一、公義昌製造機械廠

所在地　浙江路　設立　一八九六年

資本金　七千兩、鄔永裕個人經營

工場　機械工場、鍛冶工場あり

事業　印刷機械製作を主とす

一、俞寶昌機器廠

所在地　浙江路　設立　一九一一年

資本金　七千兩、個人經營

事業　各種機器の造修

一、明昌銅鐵機器廠

所在地　浙江路　設立　一九一〇年

資本金　三千兩、馬金山個人經營

事業　各種機器の製作

一、群記機器廠

所在地　廈門路　設立　一九〇〇年

資本金　三千弗、張筱榮個人經營

事業　小型石油發動機の製作

一、鍱昌機器廠

所在地　成都路　設立　一九〇六年

資本金　三千兩、株式會社、過半數は戴生昌の所有
事業　小蒸汽船の修理舶用汽機の製作修理を專業とす

一、恒茂鐵廠

所在地　蘇州路　設立　一八九六年
資本金　四千兩、史幼大個人經營
事業　造船造機を主とす

一、曹興昌機器廠

所在地　海寧路　設立　一九〇一年
資本金　一萬弗、浙江人曹品友個人經營
事業　製粉機械、印刷機、石油發動機、瓦斯發動機等の製作修理を專業とす

一、鈞昌機器廠

所在地　海寧路　設立　一九〇〇年
資本金　一萬弗、劉心齊個人經營
事業　絹糸紡績の機器製作を主とす

一、建昌銅鐵機器廠

所在地　七寶路　設立　一八七六年
資本金　二萬兩、林棻個人經營
事業　舶用機關の製作修理を專業とす

一、協大機器廠

所在地　新閘路　設立　一九〇八年
資本金　四萬兩、陳劉卿個人經營
事業　切斷機、平削機、採孔機、印刷機等の製作を主とす

一、宋順興漢記鐵廠
所在地　楊樹浦　設立　一九〇二年
資本金　四千弗、宋慶忠の個人經營
事業　汽罐の製作を主とす

一、宋順興漢記鐵廠
所在地　楊樹浦　設立　一九〇二年
資本金　四千弗、宋漢忠個人經營
事業　汽鑵製造を主とす

一、順昌鐵廠
所在地　楊樹浦　設立　一九一四年
資本金　三千弗、個人經營
事業　汽鑵製造

一、朱順興鐵廠
所在地　鴨綠路　設立　一八八七年頃
資本金　二千兩、朱梅卿個人經營
事業　汽鑵製作

一、徐順興鐵工廠

所在地　武昌路　設立　一八九六年
資本金　四萬兩、徐金林個人經營
事　業　汽罐製造を專業とし煙突、ガーダー、浮標等の鐵工事一切を引受く

一、源大昌翻砂廠

所在地　北兆豐路　設立　一九一二年
資本金　一萬兩、何乾棠個人經營
事　業　各種機器及水道鐵管の鑄造

一、應永順翻砂廠

所在地　東鴨綠路　設立　一九〇三年
資本金　三千兩、應金寶個人經營
事　業　鑄鐵專門

一、協順翻砂廠

所在地　東鴨綠路　設立　一九〇六年頃
資本金　一千兩、合資組織
事　業　鑄鐵專門

一、瑞昌祥翻砂廠

所在地　武昌路　設立　一九一二年
資本金　六千兩、胡瑞才個人經營

事　業　水管、暖爐、汽機の鑄造を主とす

一、邢永昌翻砂廠

所在地　狄思威路　設立　一九一三年

資本金　千兩邢阿福個人經營

事　業　家具鑄造を主とす

一、德泰機器銅鐵翻砂廠

所在地　七寶路　設立　一八九九年

資本金　二萬兩陳芝生個人經營

事　業　舶用機器の鑄造

一、鎬昌銅鐵翻砂廠

所在地　華成路　設立　一九〇一年

資本金　五千兩周餘順個人經營

事　業　汽機、發動機、紡績機械の鑄造

一、方記銅鐵機器翻砂廠

所在地　新閘南梅園　設立　一八九六年

資本金　六千兩徐炳權、顧時鳴の合資

事　業　鐵、眞鍮の外金屬各種の鑄物製作をなす

繰棉業

上海は輸出棉花の大市場にして、且支那に於ける紡績業の中心地として棉花の大消費地なり、従て此には多數の繰棉工場あり、其主要なるもの次の如し。

工場名	國籍	所在地	資本金	機械臺數
雲龍	日本	楊樹浦路		一三〇
新雲龍	支那	厦門路	二〇、〇〇〇円	八〇
益秦	同	同衍慶里	五〇、〇〇〇	一二三
晋業	同	阿拉白司脱路永康里	一〇、〇〇〇	六〇
祁和	同	北蘇州路永盛里	五〇、〇〇〇	五九
永茂	同	新閘路派克路	一五、〇〇〇	三五
集成	同	楊樹浦路	二〇、〇〇〇	四五
慶昌	同	新閘路	二〇、〇〇〇	五〇
東信	同	北蘇州路	三〇、〇〇〇	八〇
中和	同	梧州路長樂里	二〇、〇〇〇	四五
協隆	同	喜興路瓶喜路橋	一〇、〇〇〇	四〇
裕通協	同	大統路安祥里	一〇、〇〇〇	五〇
永成	同	北成都路	八、〇〇〇	三〇

製粉業

支那市場には早くより米國粉輸入せられ、大に其販路を擴張し來れるが、一八九六年上海に現在の三井製粉工場の前身たる增裕麪粉公司の創立を見、爾來上海其他各地に製粉工場出來し、今

や製粉業は支那の主要工業の一となれり、現在に於て上海は支那製粉業上に於て甚だ重要なる地位を占め、製粉の集散市場として生產地として共に大に有力なり、殊に一九一七年四月には支那多年の政策たる防穀制度の除外例を設けて上海機械製粉工場製造の麥粉に限り一袋に付銀二十仙の護照費を納付せば海外輸出を許可する事となれり、蓋し當時歐洲戰爭の爲食料品の需要急なるものありし爲、聯合國の交涉により此特例を開けるものなるが、此結果海外に仕向けられたる上海麥粉は數量は莫大に達せり、上海製粉工場の主要なるもの次の如し。

名稱	設立年度	所在地	資本金	一晝夜生產高（袋）
長豐	一九一五	戈登路	二〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇
鄭茂和	一九一三	蘇州路老閘橋附近	一〇〇、〇〇〇兩	一、〇〇〇
福新第一	一九一三	閘北光復路	一〇〇、〇〇〇	一、五〇〇
同第二	一九一四	西蘇州路	三〇〇、〇〇〇元	五、三〇〇
同第三	一九一六	閘北共和路	二〇〇、〇〇〇	四、二〇〇
同第四	一九一七	麥根路	一二〇、〇〇〇兩	一、六〇〇
同第五	一九一八	―	―	四、五七〇
同第六	一八一八	―	―	一四、〇〇〇
同第七	一九一九	―	―	一四、七一〇
阜豐	一九〇〇	蘇州河畔	三五〇、〇〇〇	六、〇〇〇
華豐	一九〇二	麥根路	二〇〇、〇〇〇	六〇〇
華興	一九〇二	北蘇州路沿濱	二六〇、〇〇〇	六、〇〇〇
朔新	一九一四	小沙渡路	八〇、〇〇〇	四〇〇

三井製粉所	一八九六	楊樹浦路	(三井經營)	二、八〇〇
立成		——	五〇、〇〇〇兩	二、四〇〇
立大	一九〇六	極司非而路	二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
申大	一九〇六	南市機廠街	一五〇、〇〇〇	二、四〇〇
大有	一九一三	南蘇州路	四五、〇〇〇	一、〇〇〇
裕豐	一九〇五	閘北叉袋路	一〇〇、〇〇〇	一、六〇〇
元豐	一九一四	閘北光復路新大橋西	一〇〇、〇〇〇	一、三〇〇
振興		浦東周浦	——	——
信餘		肇勒路	——	——
惠元		浙江路蘇州路角	——	——
長豐第一第二		——	——	一四、三〇〇
中國興華		北蘇州路	——	——
南方		同	——	——
裕順(日本)	一九一六	麥根路(内外棉經營)	六〇、〇〇〇	六〇〇
福昌		閘北光復路河岸	——	——
信昌		三板橋	三〇、〇〇〇	八〇〇
上海		南市大馬路橫街	六〇、〇〇〇	八〇〇

製紙業

上海に於ける製紙會社は日本技師指導の下に起りたるが、最初孰れも成績擧らず困難したりしが、歐洲戰爭の末期に際しては孰れも巨利を博することを得たり、然るに平和克復後生產過剩と

なると共に再び窮狀に陷りつゝあり、上海に於ける最初の製紙會社は倫章造紙廠にして一八九一年頃設立せられたるが休業の止むなきに至り、華昌紙廠之に次いで一八九九年創立せられ、日本より多數の技師職工を聘して事業を開き、最初は良好の成績を收めたりしが、其後經營困難に陷り、一九一四年遂にこれを解散して資本金三十萬兩の新會社となせしが、其後一九一五年に至り三十七萬兩を以て三菱會社の買收する處となれり、然るに歐洲戰爭の末期に於ける製紙界の好況と共に支那人のこれが買戾を希望するものありしより三菱は好價格を以てこれを賣却し、目下支那人の經營に歸せり、龍華造紙廠亦日本技師の設計指導の下に一九〇六年設立せられたるが、これ亦程なく事業不振に陷り、歐洲戰爭の末期には好況を呈したるも現時又振はず、上海の製紙場の名稱所在地は次の如し。

工場	國籍	所在地
龍華造紙廠	支那	龍華路外日暉橋
華昌造紙廠	同	浦東
寶源造紙廠	同	楊樹浦路
振餘物產廠	同	閘北寶通路
愛國卡片公司	同	白爾路打鐵濱士德里

製革業

上海に於ける製革工場は外國人の經營のものには成績見るべきものあるも、支那人經營のものは概して不良なり。

皮革工場

工場名	所在地
國華製革公司	湖北路漢口里北
振和製革廠	蘇州路(清遠里附近)
益豐皮革廠	永安街
東升製革廠	白爾路大德里
龍華製革廠(日本)	曹家渡北岸 一九〇六年、八十萬兩の資本にて創立、革命當時陸軍部の註文を受けつゝありしが其代金百三十萬弗不拂の爲停業せしが、一九二〇年日本の中華企業株式會社之れを買收し事業を再興せり
上海機器硝皮公司(英國)	覃子灣 一九〇四年英國人の創立せし處に係る
江南製革廠(日本)	閘北潭子灣 日本皮革株式會社分工場　資本　二、五〇〇、〇〇〇圓　靴底革　絨革　甲革等を製す
堀本製革所(日本)	界　路
白井製革所(日本)	吳淞路厚德里內
精益製革廠	閘北天[illegible]巷
源王硝皮廠	西華德路
東華公司皮棍廠	敏體尼蔭路厚福里

振新硝皮公司	寧東路（江西路東）
大元製革廠	狄思威路ウルガ路角

巻煙草製造業

巻煙草は支那の開發と共に益其需要を增加しつゝあり、支那の煙草界に絶大の勢力を有する英米煙草公司は早くより上海を其一根據地として、巻煙草の製造販賣に從事しつゝあり、現在上海には其外にも煙草工場あり、今後益增加せんとす、其主要なるものの狀況を略記せば次の如し。

一、英米煙草會社（英米トラスト）

設立	一九〇三年
所在地	浦東、所有敷地約二百畝
使用職工	内外人合計七、五〇〇人
所有土地建物原價	五四一、九八六磅
諸設備機械器具原價	五一〇、〇〇〇磅
組合會社に對する投資額	一一、三五六、一三二磅
資本金拂込 優先株 四、五〇〇、〇〇〇 普通株 一六、〇〇〇、〇〇〇	二〇、五〇〇、〇〇〇磅
配當	營業利益は年に依つて同一ならざれども茲數年間は約三百萬磅内外にて、三割位の配當をなし來れり

一、大英紙煙廠（British Cigarettes Co.）

事務所は博物院路に在り、工場は浦東に在り、巻煙草全部の製造をなし、前記英米煙草會社の

組合會社にて之れと同一會社なり、俗に浦東煙草會社と稱し、多數邦人就職し居れり。

一、東亞煙公司(日本)

本店及資本　東京市麴町區有樂町　資本　三、〇〇〇、〇〇〇圓
上海工場　楡林路三階煉瓦建
製品種類　ゴールデンクロツス、ピース鳳梨、ライトハウス外各紙卷煙草
開業年月　一九一七年五月

一、生生煙捲股分有限公司(支那)

所在地　設立年　資本
新閘路福康里口　一九一七年　三九、〇〇〇元

一、南洋兄弟煙草股分有限公司(支那)

東百老滙路　一九一八年　五、〇〇〇、〇〇〇　{愛國、飛艇、雙喜、三喜、四喜、馬車、喜禾、自由鐘、金馬、

一、中國興業煙草無限公司(支那)

閘北虬港路　一九一八年　二〇〇、〇〇〇

一、振勝紙煙廠

狄思威爾路　黄包車、金鼎、紅十字

一、中國貧民工藝廠製品　三砲車

一、其他

晋隆香煙公司	浦東陸家嘴	人和雪茄廠	閘北寶山路
萬利呂宋煙廠	東有恒路輔華里	公順紙煙公司	楊樹浦路
廣新泰煙廠	愛而近路同發里	啓明紙煙廠	七浦路

毛織物業

上海に於ける毛織物工業として見るべきは、一九〇八年五十萬兩の資本にて創立せられたる日暉織呢廠のみなるが、同廠は缺損相踵げる爲一九一三年より休業し、一九一五年再開せるも依然成績良好ならず、程なく停業せり。上海の毛織工場は此外一二の緞通製造者あり、次の如し。

名稱	所在地	製品	機械數
日暉織呢廠	江南製造局南方	羅紗及毛布	休業中
義昌恒	南京路	緞通	一臺
德成永花地毯廠	同孚路	同	二臺

製麻業

上海に於ける製麻業は舊來荒織と稱する蚊帳地の如き荒目をなせるものを土法により製織せらるゝに過ぎざりしが、近年日本人の企業を以て、新式製麻工場の設置を見たり。

名稱　東亞製麻株式會社

工場所在地	勞勃生路
創立	一九一六年八月十五日
運轉開始	一九一八年十月二十三日
資本金	四〇〇、〇〇〇圓（一株五十圓）
製品種類	麻布、麻袋、麻糸
設備	ドローイング六臺、スピンニング一五臺、カーディング六臺、タンク一臺
建物	工場一棟、倉庫二棟、事務所一、職工溜所一、住宅二棟、修繕工場一棟
動力	電氣　三百三十馬力

搾油業

上海地方にある搾油工場の數少からず、其生産高も相當の額に達す、其製油原料は藥種用なるものあれども、多くは棉實にして、棉實の此地方に於ける出廻は甚だ多くして原料に不足を見るが如き事なし、主要搾油工場次の如し。

工場名	設立年	所在地	資本	一晝夜生産力 製油高	一晝夜生産力 製粕高
大有（三井經營）	一九〇五	宜昌路	一、〇〇〇、〇〇〇兩	六一、〇〇〇斤	一六九、〇〇〇
恒裕	一九一五	曹家渡	一〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	四〇、〇〇〇
同昌	一九一〇	南市機廠街	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	三六、〇〇〇
大德	一八九七	楊樹浦路	一〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	四〇、〇〇〇
立德（英商祥茂經營）	一九〇五	潭子灣	二六〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	六〇、〇〇〇

和豐	宜昌路	一〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一五、〇〇〇
昇順	曹家渡	八〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
裕通	閘北嘮袋用	七〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一二、六〇〇
上海製油株式會社（舊上海搾油廠）	一九一九	二、〇〇〇、〇〇〇圓	五四、〇〇〇	一一六、〇〇〇

石鹼製造業

支那に於ける石鹼の需要盛なると共に先づ洗濯石鹼製造業上海に起り、支那人の之れを經營するもの多かりき、然かも化粧石鹼は支那人の容易に着手するものなく、一九〇八年日本人經營の瑞茂洋行、一九〇九年に日本人の美華皂廠、獨逸人の固本公司、一九一二年に日本人の倫敦洋行設立せられたるに過ぎざりしが、近年支那人續々之れが製造に從ひ、日貨排斥の風潮に乘じ日本品を驅逐して各自製品の販路を擴張せり、今主要石鹼工場を次に擧ぐべし。

工場名	所在地	資本	種類	年製産
鼎豐肥皂廠	西門外斜橋	二〇、〇〇〇元	洗濯用	四五、〇〇〇箱
滌新　同	同　唐家灣	二〇、〇〇〇	同	三五、〇〇〇
滙中　同	新閘海昌路北方		同	三五、〇〇〇
隆茂　同	小西門外大興街	不明	同	一八、〇〇〇
福茂　同	閘北水廠橋路	同	同	三〇、〇〇〇
豐泰　同	方斜路三益里附近	同	同	三五、〇〇〇

工場名	所在地	資本	種類	生産額
鴻茂　同		不明	洗濯用	二五、〇〇〇
祥興　同		同	同	一二、〇〇〇
怡茂　同	共和路	同	同	三五、〇〇〇
裕成　同		同	同	二五、〇〇〇
南洋燭皂廠	小東門外民國路	同	同	五、〇〇〇
晋龍皂廠	白爾路福昌里	同	同	一五、〇〇〇
華隆肥皂廠	西門外肇周路	同	同	二〇、〇〇〇
廣興　同	閘北冰廠橋路	同	同	一〇、〇〇〇
豐大　同	同	同	同	一二、〇〇〇
中關肥皂洋燭公司(英國)	蘇州河畔	同	洗濯化粧共	四〇、〇〇〇
大豐鹼廠	北山西路長興里	同	洗濯用	六、〇〇〇
大川製皂廠	浦東張家濱中	同	同	一五、〇〇〇
亨利肥皂廠	南市小九華	同	同	一三、〇〇〇
華豐鹼廠	提籃橋華德路	同	同	一〇、〇〇〇
鼎豐肥皂廠	前揭のもの	二〇、〇〇〇元	化粧用	三〇、〇〇〇打
中華香皂廠	陶家灣兆豐路	五〇、〇〇〇兩	同	一〇〇、〇〇〇
華豐香皂廠	佛界巨籟達路	五〇、〇〇〇	同	一五〇、〇〇〇
愛華香皂廠	寶家路徐家橋	一〇、〇〇〇元	同	五〇、〇〇〇
倫敦(日本)		三〇、〇〇〇	同	三〇、〇〇〇
瑞寶　(同)	北四川路(丁興里)	五〇〇、〇〇〇	同	六〇〇、〇〇〇
固本(和蘭)	佛租界徐家滙路	四〇〇、〇〇〇兩	同	三五〇、〇〇〇

備考　洗濯石鹼の單位は「箱」にして化粧石鹼の單位は「打」なり而して一箱は二十本入とす

洋燭製造業

洋燭工業も次第に興らんとしつゝあるが、只之れが原料たるべきパラフインの輸入が二三外國大會社の獨占に歸し、然かも彼等は自己工場製品擁護の必要上其市價を引上げて、競爭工場を苦めんとする事あり、爲に小規模經營の支那人工場は到底外國人工場と對抗する能はざる事情あるが爲に、大なる發達を見るに至らず。

上海に於ける洋燭製造業の最なるものは英國の Price's China L'd. 白禮氏洋燭有限公司にして一九一〇年近代式設備を有する工場を設け洋燭製造に從事し、好結果を收めたり、其後一九一五年には石鹼製造を兼營し、一九一七年には同系の諸會社と合同して中國肥皂洋燭有限公司(China Soap and Candle Co. L'd.)と改稱し益事業を擴張せり、上海に於ける洋燭製造工場は次の如し。

工場名	所在地	資本	摘要
華泰洋燭廠	北蘇州路	五、〇〇〇元	代表株主 徐志金
三友實業社	華德路引翔港	八、四〇〇	蠟燭芯製造
白礼氏洋燭廠	蘇州河畔		一日生産力小箱十打入二十四包入五〇〇箱
南陽燭皂廠	小東門外民國路		同 三〇〇箱
樂安洋燭公司	東有恒路合安里		

欽尭洋燭廠	威海衛路
廣興洋燭公司	閘北冰廠橋路
冠亞實業製造廠	南市薛家濱

燐寸製造業

近年支那に於ける燐寸製造工業は長足の進歩をなしたるが、上海に於ては二三の稍見るに足るべき工場あるのみにして、未だ十分の發達を示すに至らず、其原料は概ね日本よりの輸入品に俟てり。

燐寸工場

工場	所在地	資本金	摘要
熒昌火柴公司	浦東爛泥渡	一五〇、〇〇〇元	一年製産九十萬哥
同　第二工場	同二十三圖高行濱		
燧華火柴公司	狄思威路	二〇〇、〇〇〇兩	
燮昌火柴公司	塘山路	―	一年一、二〇〇、〇〇〇哥
同　浦東工場	浦東		
華昌火柴公司	閘北王家宅冰廠橋		
久恆德製桿公司	南市機廠街	二〇、〇〇〇兩	軸木製造

硝子製造業

上海に於ける硝子工場は概ね幼稚なるものにして、日本人の經營に係る寶山玻璃廠に於て稍精巧なる硝子器を製造する外、其他はランプホヤの製造をなすものに係る、而して支那人工場にてもホヤ吹は日本人を使用しつゝあり、硝子工場を列擧すれば次の如し。

工場名	國籍	所在地	資本	製品種類
寶山玻璃廠	日本	閘北寶山路顧家灣	五〇〇、〇〇〇圓	電燈及瓦斯燭笠食器其他上等硝子製品
中華鳳記玻璃廠	支那	同 寶興里	三〇、〇〇〇兩	藥瓶及洋燈ホヤ
公益同	同	同 中興路	五〇、〇〇〇元	藥瓶及食器
三公同	日本	佛租界白爾路打鐵濱	一〇、〇〇〇兩	ランプホヤ類
成華同	日本	閘北恒豐路口	七、〇〇〇元	ランプホヤ
三星同	支那	同 寶山路	一〇、〇〇〇	同
振康同	同	同 烏鎮路	七、〇〇〇	同
光華同	同	同 太陽廟	七、〇〇〇	藥瓶及ホヤ類
中華第一同	同	同 天通巷	五、〇〇〇	同
中國原料廠	同	小砂渡路	四、〇〇〇	瓦斯及ランプホヤ類
大成玻璃公司	同	閘北漢水路	二、五〇〇	ランプホヤ

電球製造業

電球の製造は外國人の經營する處にして、目下次の三工場あり。

工場	國籍	資本	所在地
上海			

中國電球公司　日本　二、〇〇〇、〇〇〇圓　狄思威爾路
GE電球工場　米國　General Erectric Co. 經營
其異電燈泡廠　同　三〇〇、〇〇〇兩　曹家渡

樟腦製造業

江西、福建內地には樟腦を產す、日本人にして上海に工場を設け樟腦の精製をなすものあり、次の如し。

一、支那樟腦株式會社

營業所　九江路
工場　楊樹浦高樓橋
從前合名會社鈴木商店上海支店に於て經營したるものなるが、大正十年三月一日其工場並に之に關聯せる動產不動產及營業權利一切を現會社に讓渡したり
資本金　二百萬圓　土地建築物機械　六十一萬圓
取締役社長　谷治之助氏

一、中日化工株式會社上海樟腦工場

所在地　北河南路(寶山路)
資本金　拾五萬圓　固定資本　六萬圓
從前神戸に本社を有し西村某氏を社長とせる五十萬圓の株式會社なりしが、年々缺損相次ぎ大正十年末資本を十五萬圓に減少せり、營業は取締役支配人鳶兵太郎氏專ら之を擔任し安徽省蕪湖には粗工場を有す

精米業

上海に於ける支那人は米を以て主要食物とし、其消費高は巨額に上る、米は上海附近にも產し其他各地より集り來るが、其精米は上海に於てなさるゝもの多く、精米業者には機械を用ふるもの數十に上れり、此外手搗臼を用ふるもの亦多し、主要精米所次の如し。

工場名	所在地
洪盛碾米廠	南京路北虹廟街
福興　同	福建路寗波路南
永竹　同	廣西路寗波路北
何順泰　同	香港路
源盛　同	白克路派克路西
黃長盛　同	北山西路
協豐仁　同	海寗路北河南路東
鎭昌米公司	蘇州路
鴻興碾米廠	蘇州路
恒豐　同	新拉圾橋北堍
致中和　同	北蘇州路大統路東
源昌　同	北蘇州路北浙江路西
恒昌　同	北蘇州路大統路東
裕通德　同	新拉圾橋北堍

振興	同	新垃圾橋北堍
源恒機器礱米廠		閘北光復路
永大昌礱米廠		閘北光復路
豐裕	同	東西華德路積善里
瞿成記	同	東漢壁禮路
和興	同	密勒路
通商	同	老北門大街
恒盛米廠		老北門外大街
信昌礱米公司		南市信昌碼頭
義大礱米廠		南市外灘油車碼頭

印刷業

上海に於ける印刷業者としては、外國文の印刷に從事するもの丶主なるは

North China Daily News 館印刷部（英國人）

Kelly & Walsh 書店印刷部（英國人）

中美出版書局印刷部（米國人）

等にして、日本文の印刷には

蘆澤印刷所（海寧路）

上海印刷株式會社（赫司克而路）

市田印畫公司　（江西路）
作　新　社　（梧州路）
上海經濟日報社印刷部　（武間路）

等あり、支那人の印刷所として有力なるは次の數者なり。

商務印書館　本社は元米國人經營の美華書館の印刷部に勤務せる支那人四名が各五百元宛を出資して創立せるものなるが、後經營困難に陷り解散せんとせるを、金港堂主原亮三郎氏出資して日支合辦として共同復を圖りたるものにして、時に一九〇六年なり、夫れより社運大に隆昌に赴き一九一三年には資本を百五十萬圓に增資し、日本人の持株を總額の四分の一とせしが、其後一九一四年には日本人の持株全部を支那人に賣渡し、純然たる支那人の經營となせり、本館は出版業をも營めるが、蓋し支那に於ける最も完備せる印刷所たり。

中國圖書公司　一九〇四年の創立にして資本金百萬元と稱するも實際は五六十萬元の拂込ありしのみ、商務印書館に對抗する目的にて設立せられたるものなるが、近年業績不振にして小規模に事業を繼續するに過ぎず。

民國第一圖書局　舊集成書局の改稱したるものにして資本金五十萬兩專ら教科書の印刷販賣をなす。

文明書局　資本金三十五萬元の合資會社にして、經營宜を得たる爲事業の成績良好なり。

中華書局　資本金百萬元と稱し、教科書出版を主とす。

其他多數の印刷工場あるも設備不完全且小規模にて多く言ふに足るものなし。

挽木業

上海に於て使用せらるゝ板材は輸入品なれども、其多くは上海の挽木工場に於て角材を挽くものにして、之れを營む挽木工場は左の三者なり。

祥泰木行公司	楊樹浦	英人經營
滙芳	Thorne R'd	同
滙廣公司	廣東路	同

製帽業

革命以來支那人の外國式帽子を用ふる事流行し、一時帽子の需要急激に起りたる爲、上海に製帽工場の設立せらるゝもの續々相つぎしが、其後次第に淘汰せられ、近來大に其數を減じたり。

三星公記草帽公司	佛租界打鐵濱常盛里
大東製帽有限公司	南京路(經理熊子銘)
鴻發草帽公司	河南路卽抛球場
米華製帽公司	威海衞路
大通草帽公司	寶山路南頤福里

上海製帽公司工場　呉淞路德康里
漢立興製帽公司　城内陳市安路

右の内米華製帽公司は一九一二年邦人奥津守次の創設せるものにして、上海の製帽工場中最も勢力あるもの、麥稈帽子の製造を主とす。

清涼飲料水製造業

上海に於ける清涼飲料水製造業者は元内外人頗る多數なりしが、工部局に於て衛生上の取締を嚴重になせる爲、支那人の製造業者は多く廢業し、目下は外國人主たり、而して外國人中にても有力なるは藥種商の兼營なり。

老德記咘囒水廠(Llewellyn & Co)　北四川路横濱橋北
屈臣氏咘囒水廠(Watson & Co.)　北四川路横濱橋北
羅綸眞廣昌咘囒水廠　狄思威路
必樂水廠　茂海路
裕昌咘囒水公司　天潼路
新新咘囒水廠　公館馬路自來火行東街西
惠司嚇囒水廠　老北門外興康里

製氷業

上海に於ける氷は全部人造氷のみにして、これが製造に從事するものに次の數者あり。

王祥記氷廠	霞飛路
新協記氷廠	寶山路
上海機器氷廠(英人)	楊樹浦

罐詰業

支那の罐詰業は二三十年前より起りたるが、多くは不成功に終れり、獨り上海の泰豐公司は創業時代の困難を忍び經營を續けたる爲、近來大に業績擧り、世界の各方面に販路を擴張するに至れり、同社は肉類、果實の罐詰の外ビスケット菓子の製造をもなし、設備整ひ支那に於ける模範的工場と稱せらる。

其他上海の罐詰工場次の如し

泰豐罐頭食物公司	小沙渡路
福利公司麵包廠	北浙江路
振華餅乾廠	愷自邇路長安里
振華蛋餅廠	城內福佑路
同茂豐蛋廠公司	江西路
上海邁羅罐頭品各種餅乾公司	福州路
利華食品公司	北四川路崇業里六衖
陸輝記惠華公司	民國路興康路
華豐餅乾糖果有限公司	佛租界華成路壽康里

倉庫業

上海に於ける倉庫は從來支那人の舊式倉庫卽ち棧、汽船會社が荷主の爲に特に其副業として設置せる倉庫、若しくは貿易商が特種の貨物に對し保管の任に當る倉庫あるのみなりしが、近來漸く新式の現代的倉庫の經營も起るに至れり。

支那式倉庫

支那固有の倉庫は中國棧と稱し、專門の倉庫業にあらず、卽ち倉庫業者として貨物保管の責に任ずるにあらずして、貨物問屋或は旅館が其營業の必要上賣捌又は買付の委托を受けたる時、又は旅客の携帶せる貨物ある時、之れに貨物の貯藏場を提供するに過ぎず、從て其倉入に際しても倉庫證劵と稱し得べき程の効力を有する證書を發行する事無きは勿論、其保管貨物の損害に際しても責任を負ふ事無く、唯貨物受入の證として棧單を交付するのみ、倉敷料(棧費規費)の如きも貨物の種類により其率を異にするも新式倉庫に於けるが如き明確なる規定無く、甚だしきは其保管期間の長短如何によらず一定棧費を徵するが如きものすらあり。

寄托貨物の受取についても別に特定の引渡手續なく、預主又は代理者此に至りて適宜引渡請求

書を出して其引渡を求むれば、倉庫にては棧總（庫入貨物元帳）に照して引渡をなすものとす、是等の棧の上海にあるものは其數甚だ多く、所在地は大抵浦東なりとす、今其主なるものを摘記すれば次の如し

義和棧	在浦東
東和棧	在浦東
東安棧	同
永泰棧	同
美記棧	同
容大棧	在浦東揚家渡
茂生棧	在浦東揚家渡中
森昌棧	在浦東
湧泰棧	在浦東東家渡

汽船會社倉庫

上海にある汽船會社は初め其本業たる運送業補助の爲に附屬倉庫を開設したるが、他に適當の倉庫なきと、支那海關が自由保稅倉庫制を採りし爲、次第に發展し來り、後に至りては專門の倉庫業發達の餘地無からしめんするに至れり。蓋し各汽船會社は孰れも江岸の貨物積卸に最便利なる地に倉庫を設け、其輸入貨物は悉く一旦此倉庫に收容し、或期間は無料保管をなすを以て荷

主に採りて甚だ便益且有利なれば、自然此に其貨物の保管を託するに至るを以てなり、是等汽船會社倉庫の主要なるもの次の如し

一、日本郵船會社倉庫

(イ)郵船碼頭　Mail Wharf　所在地　虹口

項目		數量
沿岸		六一〇呎
浮桟橋		三個
倉庫	四階建	四棟
	上屋	四棟
總建坪數		八、六一六坪
貨物收容力		三五、〇〇〇噸

(ロ)舊怡和碼頭　Hearts Wharf　所在地　虹口

項目		數量
沿岸		二〇〇呎
浮桟橋		一個
倉庫	平家建	一棟
	二階建	三棟
總建坪數		二、二五三坪
貨物收容力		九、〇一三噸

(ハ)滙山碼頭　Wayside Wharf　所在地　虹口

項目		數量
沿岸		九〇〇呎
浮桟橋		二個
倉庫	平家建	五棟
	二階建	二棟

三階建　二棟
總建坪數　六・六九〇坪
貨物收容力　二六・七六〇噸

郵船碼頭（Mail Wharf）は支那人之を三菱公司碼頭と總稱す、之れ同社の前身たる三菱合資會社が當地に汽船業を開業するに當りPacific Mail S. S. Co.より買收したるものなるより起りたるものなるが、其位置等現下上海棧橋倉庫中の冠たるものにして江面の水深は四十幾呎を有し、良く一萬噸級の大船を繋留するに足れり、去る一九一六年中、其隣接地たりし怡和碼頭を買收したるを以て、沿岸の延長八一〇尺となり三千噸級の汽船は優に二隻を繋留し得べく、且又之に附屬せる倉庫も完備せるを以て、荷客の昇降上便益極めて大なり、而して同社は其一半は之を日清汽船會社に賃貸して長江航路船の繋留に供しつゝあり。

滙山碼頭は一九〇三年五月英國麥邊公司より買收したるものにして、一九一三年より四年に亘り、江面の埋立を行ひ、鐵筋コンクリートの大埠頭を竣工したるを以て、今や大汽船二隻を繋留し得て、是亦有數の碼頭となれり、其位置虹口碼頭に比し、上海中心地を距る遠く、幾分不便の點ありと雖も、之より上流は兎角水流の關係上大汽船の航行に不便多く、該地を以て殆んど其終點となし居るの現狀なるを想へば、寧ろ最好位置を占むると稱し得べし、唯惜しむべきは泥土多き爲め浚渫を怠るべからざるの一點なるが、以て缺點として擧ぐるを要せざる程度のものなり。

二、大阪商船會社倉庫及棧橋

(イ)楊樹浦碼頭 Yanzte poo Wharf 所在地 虹口

棧橋延長	四五〇呎
倉庫	四棟
總建坪數	一、三三一坪
貨物收容力	六、六〇八噸

(ロ)商船碼頭 O. S. K. Wharf 所在地 浦東

沿岸	三〇〇呎
棧橋延長	二〇〇呎
倉庫	二階建一棟
總建坪數	一、五〇〇坪
貨物收容力	四、六〇〇噸

右の内楊樹浦碼頭は一九一五年十月 Weir London 所有のものを借受けたるものにして主として米國線天津打狗線就航船を繋留す、商船碼頭は一九〇五年支那人より買收したるものに係り、其位置浦東側なるより、荷客の出入不便多く、同碼頭と連絡の爲めには別に小蒸汽船を使用せり。

三、南滿洲鐵道會社棧橋

黃浦碼頭 S. M. R. Whangpoo Wharf 所在地 虹口

棧橋延長		九七六呎
倉庫	平家建	一棟
	上屋	三棟
	二階建	二棟

總建坪數	四、七〇五坪
貨物收容力	一八、八二〇噸

南滿洲鐵道會社は從前郵船會社を共代理店となし營業を郵船會社に一任し居りしが、愈獨立して營業開始をなすに當り一九一一年九月 Whangpoo Wharf and Godown Co. の所有なりし同所を買收したるものにして、上海市場の中心地を距る事遠きを以て不便多く、現在に於ては優秀の地と稱し得ず、又水深も深からず殊に埋泥多く一時もその浚渫を怠るべからざるの不利あり。

四、日清汽船會社棧橋倉庫

日清碼頭	N. K. K. Wharf 所在地	浦東
棧橋延長		五九四呎
倉庫	平家建	三棟
	二階建	三棟
貨物收容力		一六、〇〇〇噸

右棧橋倉庫は以前大阪商船會社の所有なりしを、日清汽船會社組織に、當り一九〇七年讓り受けたるものなり。

五、招商局所屬棧橋倉庫

(イ)金利源碼頭	Kin Lee Yuen Wharf 所在地	十六舖
沿岸		一、八〇〇呎
浮棧橋		十一個
平家建		五棟

倉庫
- 二階建　十一棟
- 三階建　十棟
- 四階建　一棟

總建坪數　一三、五四〇坪
貨物收容力　五四、一六〇噸

(ロ)中棧　C.M. Central Wharf　所在地　虹口

沿岸　四六〇呎
浮棧橋　三個
倉庫
- 平家建　三棟
- 二階建　二棟
- 三階建　二棟

總建坪數　一、九九六坪
貨物收容力　七、九八四噸

(ハ)北棧　C.M. Lawed Wharf　所在地　虹口

沿岸　八四〇呎
浮棧橋　七個
倉庫
- 平家建　十七棟
- 二階建　十六棟

總建坪數　九、六二二坪
貨物收容力　三二、四八八噸

(ニ)楊家渡碼頭　C.M. Yangkadoo Wharf　所在地　浦東

沿岸　六〇七呎
浮棧橋　三個

倉庫平家建	三棟
總建坪數	七、四七二坪
貨物收容力	二九、八八八噸

(ホ)東棧 C.M. Eastern Wharf

所在地	浦東
沿岸	一、六二五呎
浮棧橋	六個
倉庫 平家建	十九棟
倉庫 二階建	二棟
總建坪數	六、八二一坪
貨物收容力	二一、二八四噸

招商局の棧橋倉庫は優勝の地を占め、其の金利源碼頭の如き上海南市取引地に最も近く、土貨の出入に對し最上便宜を有し、其の廣大なる倉庫は常に是れ等土貨を以て充滿せられ居れり、又同公司の該倉庫は別に他人の依寄物保管の任にも當り、一般商人の爲めに貨物保管を取扱ひ居れり。

六、大達公司棧橋倉庫

大達碼頭 所在地	南市外馬路
沿岸 約	一、四〇〇呎
浮棧橋	六個
倉庫二階建	三棟
總建坪數	六七四坪

貨物收容力　二、六九六噸

大達公司は通州の富豪張謇の經營する處にして、通州崇明等に航路を有する汽船會社なれども從來は營業甚だ振はず、從て此棧橋倉庫の設備の如き見るに足るものなし。

七、太古洋行棧橋倉庫

(イ)太古碼頭 Butterfield & Swire Wharf　所在地　佛租界黃浦灘

棧橋延長	一、一七〇呎
倉庫　二階建	二棟
倉庫　上屋	一棟
倉庫　素庫	三棟
總建坪數	一四、一二五坪
貨物收容力	五六、七〇四噸

(ロ)華東碼頭 B & S. Watung Wharf　所在地　浦東

沿岸	一、一一三呎
浮棧橋	五個
倉庫　平家建	六棟
倉庫　二階建	三棟
總建坪數	七、九八六坪
貨物收容力	三一、九四四噸

(ハ)太古浦東碼頭 Pootung Wharf (B. & S.)　所在地　浦東

沿岸	六一〇呎
浮棧橋	三個

倉庫平屋建　八棟
總建坪數　六、四四九坪
貨物收容力　二五、七七六噸

(二)太古碼頭 Holt's Wharf　所在地　浦東
棧橋延長　一、一七〇呎
倉庫　二階建　二棟
　　　上屋　一棟
　　　素庫　三棟
貨物收容力　四〇、〇〇〇噸

太古洋行 Butterfield & Swire Co. は怡和洋行と對抗する一大航業會社にして、汽船業以外各種商工業をも營み、航業としては南北支那沿岸通航船以外、長江航路内河航路を有し、夫等各汽船の運來する貨物も頗ぶる巨額に達し、隨つて其附屬倉庫棧橋の如きも頗る巨大の設備をなし其位置も亦孰れも好適なり。

八、怡和洋行棧橋倉庫

(イ)董家渡上碼頭 Tunkadoo Upper Wharf　所在地　浦東
沿岸　一、四〇〇呎
倉庫平家建　六棟
總建坪數　二、四八六坪
貨物收容力　九、九四四噸

(ロ)董家渡下碼頭 Tonkadoo Lawer Wharf　所在地　浦東

棧橋延長　一、七七〇呎
倉庫なし

(ハ)華棧 S & H. Pootung Wharf　所在地　浦東

項目	數量
沿岸	一、二〇〇呎
倉庫平家建	十棟
總建坪數	六、四四九坪
貨物收容力	二五、七七六噸

(ニ)怡和浦東碼頭 Pooting Wharf (West & East S. & H. W. Co.)　所在地　浦東

項目		數量
沿岸		二、六〇〇呎
浮棧橋		三個
倉庫	平家建	一七棟
	二階建	二棟
	三階建	五棟
總建坪數		一三、三八六坪
貨物收容力		五三、五四四噸

(ホ)怡和碼頭 Hards Wharf　所在地　虹口

項目		數量
沿岸		二〇〇呎
浮棧橋		一個
倉庫	平家建	一棟
	二階建	三棟
總建坪數		二、二五三坪
貨物收容力		九、〇一二噸

怡和洋行は英商にして古くより支那に各種の業務を營み、海運業は其の一分業たり、支那南北沿

岸航路の外長江內河方面にも定期航路を有す。

九、美最時洋行棧橋倉庫

張家濱碼頭 Molchor Changkapany Wharf　所在地　浦東
棧橋延長　七五〇呎
倉庫　平家建　六棟
　　　二階建　三棟
總建坪數　六、六一四坪
貨物收容力　二六、四五六噸

美最時洋行は獨商にして是れ又一般貿易業に從事すると共に航業をも兼營するものにして、長江航路にも從事せり、獨支開戰と共に支那側に沒收せられたる美利、美大なる二汽船は卽ち彼れの所有にして上記の棧橋倉庫も亦之れが用途を主要目的となしたるものなり。

一〇、大倉洋行棧橋倉庫

益昌碼頭　所在地　浦東
沿岸　不明
浮棧橋　二個
倉庫　平家建　二棟
　　　二階建　一棟
總建坪數　一、一四三坪
貨物收容力　四、五八〇噸

右棧橋倉庫は固と支那人の所有にして、益昌碼頭と稱し、一般出入船の使用に供し、獨立營業をなし居たるものなれども兎角營業の不振なると、大倉洋行は石炭の輸入其他の必要上碼頭を要するを以て、先年之れを買收し其後大に之れに修繕を加へ、或は倉庫の增築をなし、今日あるを致せり。

一一、開灤局棧橋

開平炭礦碼頭　Chinese Eastern Railway Wharf　所在地　浦東

沿岸	四六〇呎
浮棧橋	二個
倉庫平家建	二棟
總建坪數	七七九坪
貨物收容力	三、一一六噸

一二、瑞記洋行棧橋

瑞記碼頭　Arnhold Karberg Oil Wharf　所在地　浦東

棧橋延長	六〇呎
倉庫平家建	三棟
貨物收容力	不明

一三、亞細亞煤油行棧橋

(イ)亞細亞石油會社上碼頭　East Asiatic Petroleum Co.'s Upper Wharf　所在地　浦東

沿岸	不明

浮桟橋	一個
倉庫油槽	不明

(ロ)亞細亞石油會社下碼頭 East Asiatic Petroleum Co.'s Lower Wharf

所在地	浦東
沿岸	不明
浮桟橋	二個
倉庫油槽	不明

一四、美孚洋行桟橋

一、スタンダード石油會社碼頭 Standard Oil Co.'s Wharf

所在地	浦東
桟橋延長	九五〇呎
沿岸	一、五〇〇呎
倉庫油槽	不明

以上二石油會社の桟橋倉庫は其商品が既に爆發性を有する危險物にして、海關及水上警察の取締り嚴重なるを以て、自然市場を距る遠隔の地を選び其の装置は特種のものなるや勿論にして、他種一般貿易品に對する倉庫とは異れり。

一五、Old Whangpo Wharf

所在地		上海側
沿岸		八二〇呎
浮桟橋		四個
倉庫	平家建	十四棟
	二階建	二棟

總建坪數	六、六九〇坪
貨物收容力	二五、二二〇噸

一六、楊子碼頭 Yantze Wharf (Carowitz & Co.)

所在地	浦東
沿岸	六一〇呎
浮棧橋	二個
倉庫 平家建	四棟
倉庫 二階建	一棟
總建坪數	五、二七四坪
貨物收容力	二一、〇九六噸

楊子碼頭は元獨商禮和洋行を大株主とする資本金二十五萬兩の楊子棧橋倉庫會社の經營する所にして、其實權は禮和洋行の手中にありしが、後英人の經營に移れり。

一七、Chinese Engineering & Mining Co.'s Wharf

所在地	浦東
沿岸	七六〇呎
浮棧橋	三個
倉庫 平家建	四棟
倉庫 二階建	一棟
貨物收容力	九、一二〇噸

一八、上海虹口棧橋倉庫

公和祥碼頭 Shanghai & Honkew Wharf Godown Co.'s Wharf.

所在地　虹口

倉庫
- 平家建　三十一棟
- 二階建　三棟
- 三階建　八棟
- 四階建　一棟

總建坪數　三〇、七〇四坪

貨物收容力　一二二、八一六噸

上海虹口棧橋倉庫會社は資本金四百萬兩（内三百六十萬兩拂込濟）の一大會社にして、右資本金の外一百萬兩の社債を有す、右棧橋倉庫は一般の需要に應ずるを目的とするものなれども怡和洋行之れが大株主として、其汽船の着棧するもの本會社の營業の大部分にして、怡和洋行專屬の棧橋倉庫とも稱すべきものなり。

新式倉庫

上海にては從來新式倉庫業發達するに至らざりしが、近年必要に促されて漸く之れが建設を見るに至り次第に推廣せられんとす、蓋し元支那人間の金融機關たりし錢莊にありては、主に對人信用により資金の融通をなし來れるが、新式銀行の開業せらるゝや、是等銀行は從來の對人信

用制度の危險なるを以て、對物信用に移るに至り、即ち商品を擔保とする貸出を主とするに至れり、其結果自然に必要を感ずるは完備せる倉庫なるが、上海にては銀行業者の希望に副ふべき倉庫少なかりしより銀行は其の援助の下に倉庫業を營ましむるに至れり、即ち上海に於ける新式倉庫たる上海公棧及江蘇銀行倉庫等は實に如上の關係理由より、即ち金融界の大勢に促されて其の設立を見たるものにして、從て其營業の主眼とする所は銀行業の繁榮を期するにありて、眞の倉庫業の利益の如きは寧ろ從たるなり。

之等倉庫は皆倉庫會社が相當の資本を擁し、或は倉庫を建設し、或は既設倉庫を買收して純然たる倉庫會社として成立するものに非ずして、單に其の所要倉庫に充つる爲他の既設倉庫を賃借せるもの又は倉庫所有者自ら之を經營することをなさずして、單に其の賃貸により賃貸料を收むるを以て滿足する者にして、中國銀行の如きは其適例たり、即ち其の所有倉庫は、始めより自ら倉庫經營の目的を以て建設したるものに非ず、營業上の關係より是等倉庫が自己の所有に歸したる爲と其銀行業としての上の必要よりそれを營ましむるものなり、今上海に於ける新式倉庫の主要なるものを列擧せん。

一、上海公棧

第一棧（中國銀行より借入）

長	九〇呎	巾	七七呎
高	三六呎		
貨物收容力			三、四二〇噸

第二棧（波彌文 Bornemann & Co. より借入）

長	一〇九呎	巾	八三呎
高	三六呎		
貨物收容力			四、五〇〇噸

第三棧（中國銀行より借入）

長	一三四呎	巾	五〇呎
高	三八呎		
貨物收容力			三、三〇〇噸

上海公棧は中國銀行、交通銀行、浙江銀行、浙江興業銀行、鹽業銀行及上海商業儲蓄銀行の六銀行を以て組織せる組合營業にして、其創立は一九一五年六月に係り、資本金參千兩（各銀行五〇〇兩の支出）を以て先づ蘇州河近接の中國銀行所有倉庫を賃借して開業し、次いで同年九月に至り成都路にある波彌文所有倉庫をも借定し、更に同年十二月には第一倉庫に隣接せる中國銀行所有の曩に製絲廠たりし建物を賃借して、倉庫に改造し都合合計三棟の三階建煉瓦倉庫を有し主として內地貨物の保管を業とす。

中國銀行之が總經理 General Agent たるも、固と該倉庫は全然試驗的に創立したるものにして愈其成績良好なるに於ては改めて獨立營業となさんとするものなりと云ふ、開業當時參千兩を資

本となしたるも、該資金は全然當座の經費たるに過ぎずして、多額の資金を要する場合は銀行側より隨時支出するものなり、中國銀行は總經理の任にあるも、營業上又資金の融通等の點は同行は國立銀行たる關係上、自由の行動を採り得ざるを以て實際の經營は他銀行專ら之に當り、中國銀行は唯預金の保管と同行の一部を事務所に提供するのみなり、該倉庫內には管棧又は執事と稱する一種の買辦或は倉庫管理請負人を置き、倉庫の監督、貨物出入の事務を管理す、而して其の下には一人の助手三人の棧司務、卽ち倉庫番兼事務員其の他數人の番人及苦力を使役し居れり

二、江蘇銀行倉庫

第一棧（老棧）

長　一〇五呎　巾　七五呎
高　三六呎
貨物收容力　三、九〇〇噸

第二棧（新棧——東棧）

長　九八呎　巾　七五呎
高　三六呎
貨物收容力　三、六〇〇噸

第三棧（新棧）

長　九八呎　巾　七〇呎
高　三六呎
貨物收容力　三、四二〇噸

皆蘇州河沿接地に在りて何れも三階建煉瓦造なり。

江蘇銀行倉庫は其の名の示す如く江蘇銀行が其の銀行業務の傍ら兼營する所の倉庫にして、上海及無錫に倉庫を有し主として內地貨物の保管を營めり。

然れども倉庫そのものの營業に重きを置くものに非ずして、專ら主業たる銀行業務の安全繁榮を期するを以て目的とし、倉庫は全く銀行の隷屬的關係に立ちて、主業の補助機關たるの觀あるは、支那新式倉庫何れも然りと雖も、殊に本倉庫に於て最も然るを覺ゆ、卽ち自家銀行の貸出を盛大且つ安全ならしめんが爲め倉庫を兼業するものにして、倉庫業は全く銀行の一部分を形成するものなり。

本倉庫は既に上記の如く、銀行業の補助機關たるより、其營業も銀行業の一部をなす、卽ち上海に於ける倉庫は銀行總行（總本店）に隷屬せしが、之を總行棧務所と稱して、總行之を管理し當初は蘇州河沿岸の中國銀行所有の倉庫一棟を賃借して營業し來りしが、其後營業の益々發達し押貨（抵當貨物）の較々多きを加ふるに至ると共に、蘇州河沿岸の蘇州路第四十五六號を賃借して增設を計り、從前の倉庫を老棧と稱し、之れを新棧又は東棧と稱し、今日合計三棟を有し、總行には棧務員以下の役員を配置して之を經營す、無錫に於けるものは勿論銀行業の一部として經營するは上海に於けると異ならざれども、上海に於けるものとは當初より稍々其の趣を異にし、之を無錫瑞豐棧と稱し、最初基本金六千二百弗を以て之れに當て稍々獨立したる形式の下に獨立

したる計算を立つ、一棟の倉庫を有し且完全なる設備にはあらざれども同地が原產地市場たるの關係より（Cleaning 等の諸貨物の手入れに必要なる設備を有し（主として米繭等の手入れにし保管業務以外に多大の利益あり）管理員以下の役員を配置して之れが經營に當らしむ

其組織は本倉庫は全く銀行の直營にして倉庫は銀行の一部課に過ぎざる有樣なれば、倉庫事務管理に就ても上海公棧式の執事又は管棧に一任することなく、之を銀行の直轄となし、所要の人員を配置して事務を處理せしむ。

一、其他の倉庫

中國通商銀行倉庫、豫康棧、彙康棧、安記棧の四倉庫は何れも蘇州河邊に在る、中國銀行の倉庫を賃借して經營するものにして、通商銀行倉庫は通商銀行の、豫康棧は豫源、福康の二錢莊の、彙康棧は彙康錢莊の、安記棧は安裕、安康の二錢莊の經營する所にして、所謂新式銀行の外尙在來の支那銀行たる錢莊の經營する新式倉庫なり。

其の經營の方法並に狀態は他の倉庫と大同小異なり、而して錢莊の經營するものは信用薄く、其の發行する所の倉庫證券は、外國銀行に於て之れを引き受けざるのみならず、其の經營方法に暗き故を以て、或は外國人商社に之れが總經理を委託するもの有り、現に安記棧の如きは Public Silk Inspector たる Hepper & Co.（公安）に之れを依賴せり。

新式倉庫の貨物

委寄貨物は特殊のものたらざる以上、輸出入貨物は如何なるものと雖も之を拒絶せざるも輸入貨物は殆んど全部汽船會社附屬倉庫に吸收せられ又不便なきを以て、該貨物を目的とする事は殆んど望むべからず、故に主として内地物産の保管を目的とするものにして

繭　生絲　米　麥　麥粉　豆類　菜種類　豆餠　菜種粕　油類　牛皮　羊皮　綠茶　綿花綿絲（主として内地製品）等

其主要貨物なり、尙中に就いても繭、米は其の最多なるものにして無錫地方のもの其の大部分を占め、江蘇銀行の如き繭に對する貸出し資金年額四五十萬元に達すと云ふ。

其の寄托物は上述の如く農產物なれば、倉庫として特別裝置を設くるの要なしと雖ども其の價格に於て非常の差あり、繭、生絲、棉花の如きは貴重品に比すれば、貯藏上も自ら區別するの要あり、上海公棧の如き第一棧は繭生絲等貴重品倉庫に充て、第二、第三の兩倉庫は普通倉庫となし居れり、又是等貨物たるや多く期節物なるを以て、出入極めて頻繁に、長期保管のものは少し、又各貨物に對する資金貸付方は、其顧客が多く年來の取引先なる關係上、貨物の入庫前、互に協定をなし、又資金を前貸して而して後に貨物を引取るが如き結果となる事あり。

倉庫料及倉庫證券

倉庫料即ち棧租は從來各汽船會社倉庫等に於ても、協定率を定めたりしが、其の後自然各種の競爭起ると共に、其所在地の便否、設備の如何により、貨物の吸收の爲互に著しき割引又は割戻をなし、今や激烈なる競爭を繼續しつゝあり、新式倉庫も倉庫料については一定の率を定むと雖ども其顧客の信用、貨物の多寡、其他諸種の事情により、臨機の處置を取り、割引又は割戻をなして、料金を引下げ居れり、今參考として其の協定率の一部を記すれば、米麥等俵物は、一俵に付き初月は銀三分、第二月より以後一ヶ月銀二分、繭は初月銀六分、第二月以後銀五分、輸入貨物箱物は每立方英尺銀一分の定めなるが如し。

入庫貨物に對し發行する所の倉庫證券は、上海一般の例に倣ふ單純なる貨物預證券にして、棧橋倉庫會社の發行する Landing Account と異なる所なし、而して貨物の讓渡し又は質權設定の場合は、其の預證券を倉庫に提示して、帳簿上の書替をなすを要す、質權設定等に際し、別に他證券と交換するが如き事なく、唯其の臺帳に其の意味を記入するのみなり、又之に依り資金の融通をなさんとするには、各錢莊は殆んど皆之を受付け、外國銀行に於ても中には之を引受くる者なきにあらざるも、其の倉庫の關係銀行錢莊等が主として其の需に應じ居るは勿論なり。

物價

上海の物價殊に支那土産品の價格は開港の當時極めて低廉なりしが、長髮賊の亂を避けて支那人多數此に入り込み、急激なる需要の增加を見たるより、其當時著しく騰貴し則ち一八六三年の調査によれば其十年前に比し、食料品は約四倍の騰貴を見たる由にて、當時の居留地內の物價比較次の如し

品名		一八五三年	一八六三年
魚類	一斤	六〇—八〇文	二五〇—三五〇文
鳥類	同	六〇—八〇	二八〇—三二〇
鷄卵	一個	五—六	一四—一六
キャベツ	一斤	一五—二〇	四〇—五〇
人參	同	五—六	二〇—三〇
麥粉	同	二四—二八	六〇—六五
雁	一羽	三〇〇—四〇〇	一・五〇—二・〇〇元
鴨	一番	四〇〇—五〇〇	一・五〇—一・七〇
雉	同	四〇〇—五〇〇	一、九〇〇—一、六〇〇文
米	一斤	二〇—二五	五〇—六〇
豚肉	同	六・五仙	〇・一八兩
牛肉	同	六・〇仙	〇・一二兩

其後亂平ぐや上海の地價、家賃等は著しく低下したるも、其他の物價は容易に低落せずして、爾

後年を經ると共に漸騰し來り、一八七〇年より一九一五年に至る三十五年間に或ものは七割より十割の騰貴を示せる事次の如し。

品名	單位	一八七〇年	一九一五年
牛肉	一斤	〇・〇七弗	〇・二〇弗
家禽	同	〇・一〇	〇・二〇
鷄卵	一打	〇・〇六	〇・一八
小魚	一斤	〇・一〇	〇・四五
スナイプ	一個	一・〇七	〇・一五
馬鈴薯	一擔	一・五〇	二・二〇
ミルク	一瓶	〇・一〇	〇・二〇
米	一擔	二・八五	七・三四
石炭	一噸	六・五〇	一九・三〇

更に詳細に亘り一八七〇年より一九〇五年に至る三十五年間の變動情況を見るに頗る興味あるものあり。

左に日用品相場の歷年比較表を掲ぐ。

年次	牛肉	牛乳	家禽	鷄卵	馬鈴薯	石炭	米	煉瓦	スナイプ	洗濯
一八七〇年	〇・〇七弗	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇六	一・五〇	六・五〇	二・八五	〇・一〇	〇・〇七	—
一八七五年	〇・〇七	〇・一〇	〇・一一	〇・〇七	一・六〇	九・〇〇	二・八〇	〇・一〇	〇・一〇	—
一八八〇年	〇・〇八	〇・一〇	〇・一一	〇・〇七	〇・九〇	九・二五	二・九〇	〇・一〇	〇・一一	—
一八八五年	〇・〇七	〇・一〇	〇・一三	〇・〇七	一・三〇	九・二五	三・〇〇	〇・一〇	〇・一三	—

年次										
一八九〇年	0.07	0.12	0.10	0.08	1.30	11.00	3.00	0.14	0.13	2.50
一八九五年	0.08	0.11	0.10	0.08	1.10	11.00	3.10	0.16	0.13	2.50
一九〇〇年	0.13	0.13	0.14	0.09	1.50	13.50	3.50	0.30	0.14	3.00
一九〇五年	0.17	0.14	0.16	0.13	2.00	9.00	4.30	0.40	0.17	2.00
一九〇六年	0.17	0.15	0.16	0.14	2.00	11.00	6.40	0.40	0.18	3.00
一九〇七年	0.19	0.16	0.18	0.06	2.00	10.00	8.45	0.30	0.19	3.00
一九〇八年	0.19	0.16	0.18	0.15	2.41	10.00	7.90	0.20	0.15	2.00
一九〇九年	0.19	0.16	0.17	0.16	2.50	10.25	6.10	0.45	0.19	2.00
一九一〇年	0.19	0.18	0.16	0.15	2.15	9.60	7.50	0.40	0.19	2.00
一九一一年	0.19	0.18	0.18	0.16	2.30	9.60	8.60	0.25	0.19	3.00
一九一二年	0.19	0.18	0.17	0.16	2.23	8.60	8.33	0.25	0.17	3.50
一九一三年	0.18	0.18	0.19	0.16	2.00	9.00	7.75	0.36	0.17	3.50
一九一四年	0.18	0.20	0.19	0.17	2.03	9.96	6.92	0.34	0.17	3.50
一九一五年	0.18	0.20	0.19	0.17	2.08	9.75	7.98	0.45	0.16	3.50
一九一六年	0.19	0.20	0.19	0.18	2.09	9.70	7.78	0.37	0.15	3.50
一九一七年	0.19	0.20	0.20	0.18	2.40	14.33	7.10	0.42	0.15	3.50
一九一八年	0.19	0.20	0.20	0.18	2.30	19.30	7.24	0.45	0.15	3.50

家庭用石炭相場

一噸に付兩建

年次＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一九〇八年	10、00	10、50	10、50	10、00	10、20	10、50	10、50	10、00	10、00	10、00	10、50	10、50	10、35
一九〇九年	10、50	10、50	10、50	10、50	10、50	10、50	10、50	10、50	10、00	10、00	10、00	9、75	10、35
一九一〇年	9、75	9、95	9、75	9、75	9、75	9、75	9、00	9、75	9、00	9、75	9、75	9、75	9、70

一九一一年	九、七五	九、七五	九、七五	九、七五	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、二〇	九、六〇
一九一二年	七、八〇	七、八〇	七、八〇	七、八〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、四〇
一九一三年	八、六〇	八、六〇	八、六〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、〇〇
一九一四年	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一一、〇〇	九、六六
一九一五年	一〇、〇〇	一〇、〇〇	九、七五	九、七五	九、七五	九、七五	九、七五	九、七五	九、七五	九、七五	九、五〇	九、五〇	九、七五
一九一六年	九、五〇	九、五〇	九、五〇	九、二五	九、二五	九、五〇	九、六〇	九、五〇	九、五〇	九、五〇	一〇、〇〇	一一、〇〇	九、七〇
一九一七年	一三 〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇	一四、一〇	一四、五〇	一四、五〇	一七、五〇	一九、五〇	一九、五〇	一四、八三
一九一八年	一九、五〇	一九、五〇	一九、六〇	一九、五〇	一九、五〇	一九、六〇	一九、五〇	一九、六〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇	一九、三〇

本統計の末期は歐洲戰爭の時代にして、世界を擧げて物價騰貴に苦める時にして、上海にありても其例に漏れざりき、次に一九一九年の物價と比較したる一九二一年の物價を示す。

一九二一年の物價

支那財政部駐滬調査價貨處に於ては一九一九年九月より、毎週上海に於ける物價を調査し、又毎月末物價指數表を調製して之を發表しつゝあり、今此指數表により一九二一年中物價の大勢を通覽するに、上海に於ける物價は一九二〇年七月以後逐次低落を見、一九二一年二月に至り始めて强氣配を呈し、爾後漸次昂騰して八月に至り一一一、九（一九一九年九月の物價を一〇〇とす）に達せり、卽ち一九二〇年の最高たる六月の一〇九、九を超過すること百分の二、一九一九年十二月の一〇七を超過すること百分の四、九とす、大戰後反動の餘勢尙未だ終らざる際、各國

の物價は槪して漸次低落しつゝあるに拘らず、支那は一再昻騰して特殊の趨勢を呈せるは一見甚だ奇なるものゝ如し。然れども一九一九年及二〇年の初期、銀價逐日昻騰の時に當り、世界各國に於ける物價が漸次昻騰したるに反し、支那國内に於ける物價は殆ど昻騰を見ざりし一異例を合せ考ふるときは、他の原因は暫く措き銀價の低落及之に伴ふ爲替の暴落に際しては、支那に於ける物價が是等に適應して昻騰すべきは、當然の歸結と謂はざるを得ざるべし、但し爾後上海に於ける物價は漸次低落の道程を辿り十二月に至りて又少しく昻騰の氣勢を示せり。

左に一九二一年各月の物價指數を示すべし（數字は一九一九年九月の物價を一〇〇として算出せるもの）

類別	一月	二月	三月	四月	五月	六月
糧食	九六、九	九八、五	一〇〇、六	一〇一、〇	一一〇、三	一一三、九
其他食物	一〇七、〇	一一一、九	一一五、六	一一一、四	一一一、一	一一三、五
織物及其原料	九三、一	九四、五	九七、〇	九七、二	九七、三	一〇三、〇
金屬	一〇九、六	一一三、四	一一〇、三	一一七、一	一一六、四	一一五、三
雜貨						
燃料	一〇三、一	一〇三、五	一〇二、五	[illegible]	九九、〇	九六、九
建築材料	一一八、三	一一九、七	一一七、四	一一七、九	一一七、五	一一九、八
工業用品	一一九、七	一二八、三	一三一、五	一三四、六	一二一、一	一一六、三
其他物品	一二一、四	一一三、四	一一二、九	一一四、八	一一三、五	一一二、五
雜貨平均	一一三、一	一一六、二	一一六、三	一一五、一	一一二、八	一一一、三
總平均	一〇三、九	一〇六、九	一〇七、九	一〇八、四	一〇九、六	一一一、四

類別	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
糧食	一二一、七	一一八、六	一二三、三	一二七、九	一一六、三	一一九、三
其他食物	一〇八、八	一一四、一	一一〇、八	一一三、七	一一一、二	一一三、三
織物及其原料	一〇三、三	一〇六、一	一〇七、四	一〇七、八	一〇四、八	一〇六、九
金屬	一一三、〇	一一一、一	一〇九、九	一一六、八	一〇六、五	一〇四、八
雜貨						
燃料	九四、三	九四、三	九三、三	九二、九	九四、八	九二、四
建築材料	一一九、〇	一二三、三	一二一、三	一二三、三	一一五、八	一二三、六
工業用品	一一一、三	一〇七、七	一〇一、三	九七、三	九六、一	九五、二
其他物品	一一三、二	一一三、六	一一一、四	一〇九、二	一一一、一	一一三、七
雜貨平均	一〇九、四	一〇九、五	一〇六、八	一〇五、七	一〇四、四	一〇六、二
總平均	一〇九、二	一一一、九	一一一、四	一一〇、二	一〇八、六	一〇九、九

以下各月に付簡單に記述すべし。

一月　一月の總指數は一〇三、九にして、前月に比すれば百分の〇、九の低落なれども、前年同月に比すれば百分の五、一の昂騰なり、前月に比し低廉なるを示せるは、糧食、食品及建築材料の三類にして而も糧食品最も著しく、百分の六、一の低落なり、蓋し出荷多く輸出少量にして自然調節せられたるものならん、織物市況は稍好氣配を示せり。

二月　總指數一〇六、九にして前月に比し、百分の二、九前年同月に比し、百分の四、七の昂騰なり、而して各類指數皆騰貴を示し殊に工業用品、金屬の二類最も著し、蓋し工業用品及五金

業者は爲替低落の損失により値上を實行せるによるものとす。

三月　總指數一〇七、九にして前月に比し、百分の〇、九前年同月に比し百分の一、三高なり、而して金屬、建築材料、其他雜品を除き、他は前月に比し何れも昂騰せり。

四月　總指數一〇八、四にして、前月に比し百分の四前年同月に比し、百分の一、四の增加なり、各類指數にありては金屬の增昂最も著しく、前月に比し百分の六、三の騰貴、又工業用品は百分の五、三の低落なり、其他は多少の高低ありしも大差なし。

五月　一〇九、六にして前月より百分の一、一の增昂、前年同月に比すれば百分の一、六の增加なり、然れども各類に就きて見るに大部は低落を示し其總指數が昂騰せる所以のものは、全く糧食の奔騰に係る、卽ち糧食は前月に比し百分の九、二の激增を示せり、されば糧食にして前月同樣なりとせば百分の〇、二方低落を見るべき筈なりと云ふ。

六月　總指數一一一、四にして一九一九年九月以來の最高を示し、一九二〇年中の最高なりし六月に比するも、尙百分の一、四高し、其原因全く糧食及織物の暴騰にあり、糧食は前月末に比し百分の三、二織物は百分の五、八の昂騰其他食物及建築材料も亦百分の二、〇方昂騰せるも、其他各類は何れも低落を示せり。

七月　總指數一〇九、二にして前月に比し百分の二低落、前年同月に比し百分の一、九の昂騰

なり、各類に就きて云へば織物其他雜品を除き何れも低落し、食物及工業用品を最も著しとし糧食の指數亦大に低落せり

八月　總指數一一一、九にして前月に比し百分の二、五高く前年同月に比し百分の五、三高く、從前の最高指數なる一九二一年六月の指數に比するも亦百分の〇、二高し、實に一九一九年九月以來物價の昂騰本月を以て最高となす、各類に就て見るに金屬は前月に比し百分の一、七方低落し、雜貨は僅に昂騰せり蓋し建築材料の影響ならん、燃料には騰落なく工業用品其他物品にありては百分の〇、六乃至三、三の低落を見たり、其他食物に至ては其最高(一九二〇年五月)の一一九、〇に比すれば其差尚遠きも、前月に比すれば百分の四、八高し、糧食は前月に比し百分の六、一方上り織物も亦二、七方上れり、而して此二類の昂騰率は相同じからずと雖、一九一九年九月以來の最高たるや同一なり、按ずるに糧食は悉く土貨に屬し近來內地多事のため運輸阻滯し從て來貨稍稀薄となれり、織物及其原料は內外貨相半し、輸入織物の在荷日に稀薄を告ぐ、棉花及綿糸は暴風雨の後を承けて斯業者中高値を見越すもの多きに依れり。

九月　總指數一一一、四にして前年同月に比すれば百分の五、六の昂騰なれども、前月に比すれば〇、五の低落なり、此低落は各類指數に大に消長ありし結果なり、卽ち雜貨は一〇六、八にして十ヶ月以來の最低、金屬は一〇九、九にして、一月を除き本年中の最低、食物は前月に比し

て百分の三方低し、然れども織物は逐次高騰して一〇七、四に達し、糧食は著しく奔騰して一二二、二に達せり、織物、糧食の指數は一九二〇年以來未曾有の事に屬す。

十月　總指數一一〇、二にして前月に比し、百分の一、一の低落、八月に比し一、六の低落なり而して前月に比し糧食、金屬、燃料の如きは低落せりと雖、其他食物類に至りては尚上氣配にあるもの丶如くなりき。

十一月　總指數一〇八、六前月に比し百分の一、七、八月に比し百分の三の低落なり、蓋し本年の總指數は八月を以て最高とし以後漸次低落して本月に至りては五大類の指數同一の趨勢を示すに至れり、蓋し本月中旬には中國交通兩銀行の取附兌換ありて金融異常の緊急を告げ、又投機業の膨脹過度の故を以て輸出入業閑散を示し市場頓に沈靜の象を現はせり、是れ物價の軟弱を來せる所以ならんか。

十二月　總指數一〇九、九にして八月の最高に比すれば百分の一、八の低落なれども、前月に比すれば百分の一、二の高、前年同月に比すれば四、八の高騰なりとす、蓋し近來市場稍活氣を帶び來りしに因るものならんか、内地各埠は在荷拂底の爲來春賣出の準備に著手せざるを得ず、而も外國爲替は頗る輸出に利なるあり、故に輸出入各業は近來極めて活況の狀態を呈せり、各類指數に就きて見るに、糧食、食品、織物、雜貨の四何れも上向きつ丶ありて、稍軟弱を示せるは獨

り金屬の一類あるのみ。

一九二〇年及二一年各十二月及一九二一年中最高低指數を再錄すれば左の如し。

類別	一九二〇年十二月	一九二一年十二月		一九二一年 最低		最高
糧食	一〇三、一	一二九、三	(一　月)	九六、九	(九　月)	一二二、二
其他食物	一〇八、九	一一二、八	(一　月)	一〇七、〇	(三　月)	一一五、六
織物及原料	九一、八	一〇六、九	(一　月)	九三、一	(十　月)	一〇七、八
金屬	一〇九、四	一〇四、三	(十二月)	一〇四、三	(四　月)	一一七、一
雜貨						
燃料	一〇二、〇	九二、四	(十二月)	九二、四	(二　月)	一〇三、五
建築材料	一二〇、六	一二三、六	(十一月)	一一五、八	(十二月)	一二三、六
工業用品	一一五、三	九五、二	(十二月)	九五、二	(三　月)	一三一、五
其他物品	一〇六、二	一一三、七	(十　月)	一〇九、二	(四　月)	一一四、八
雜貨平均	一一一、〇	一〇六、二	(十一月)	一〇四、四	(三　月)	一一六、三
總平均	一〇四、八	一〇九、九	(一　月)	一三〇、九	(八　月)	一一一、九

勞　者

產　地

上海に於ける勞働者は所謂苦力にして、江蘇省内崇明島、通州、楊州邊より來るもの多く、所謂江北人なり、此外山東、福建地方よりも入り來るものあり、其數は甚だ多く如何なる場合にも供給減少して不便を感ずるが如き事なし。

賃銀及雇傭條件

歐洲大戰につき西部戰場へ多數の支那人苦力雇傭に應じて輸送せられ、戰後歸國したるが、彼等は多少歐洲に於ける勞働問題の實況を目擊し來れると、戰後世界を通じて勞働問題喧しかりし爲上海に於ても幾分之れに類似せる傾向あり、賃銀の騰貴を見たるが、需要に比し供給の無限なる爲其の所謂勞働爭議の如きは之れを見るに至らず、戰後に於ける苦力の雇傭條件を見るに多少舊來より向上したるもの丶如きも、之れを其他の國に比すれば決して同日の談にあらず、今其條件の一班を示せば次の如し。

勞力の種類	賃銀(月額)	雇傭條件其他
外國人家庭使用の苦力	元 六・〇〇―一〇・〇〇 平均月八・〇〇	宿泊を許し食事を給せず

支那人家庭使用の苦力　五・〇〇　宿泊及食事を支給す

外國の會社銀行雇用の苦力　八・〇〇－一〇・〇〇　宿泊及食事を支給せず

支那人商店雇用の苦力　五・〇〇　宿泊及食事共支給せず

各工場職工勞働者　日給〇・二五

勞働時間自午前七時至午後五時、但し晝食休憩時間を與ふ

宿泊及食事を支給せず

他の苦力の監督に從事する勞働者　日給〇、四〇－〇、五〇　食事及宿泊を支給せず

襦務に從事する工場勞働者　同　〇、四〇－〇、五〇

勞働時間、自午前六時至午後六時半、多く紡績工場生絲工場等に雇備せらるゝ苦力、宿泊及食事なし

塵埃掃除夫　日當　二八〇文　宿泊及食事を支給せず

工部局其他公共團體の苦力　日當　三二〇文　同　上

外國人雇傭の人力車夫　一・二〇〇弗　食事及宿泊を支給せず

支那人雇傭の人力車夫　〇・六〇〇－〇・三〇〇　宿泊及食事支給宿泊及食事を支給せず

一般辻車人力車夫及小車夫　辻車は一日の賃借料を支拂ひ其仕事の分量によりて決す、故に好く稼ぐ者は一日八十仙を得べく、其他五〇仙老年弱年者は三〇仙

碼頭苦力及大車力　〇・五〇－一・〇〇

碼頭苦力の臨時雇は大抵八九十仙乃至一元位

建築業に從事する大工　日給　三五仙　五〇仙　食事支給　食事支給せず

木工店雇用の大工　月　六弗

同　十弗（普通）　小僧上り當時、單獨に仕上げ精巧品を工作するに至りし者は十五弗乃至二十五弗　宿泊賄何れもあり

外國人使用の大工　日給　七五仙　又は月給　十二弗　特に熟練工一日一弗又は月給二十弗

煉瓦工　日給五〇仙—七〇仙　三日間　三弗　食事を支給せず

鍛冶工　一五弗—四〇弗　食事支給

機械組立工　一二弗　外人雇用

機械組立工　一八弗—三〇弗　支那人雇傭技術により其以上を支給す

外國商館店員　二〇弗—二十五弗　二三年勤續の後二弗乃至五弗の昇給ありて月給百弗迄を給す

今上海に於ける勞働者の賃銀の一般的調査を示せば次の如し。

上海に於ける勞銀比較表

		一九一四年		一九二〇年		一九二一年		一九一四年を一〇〇とし一九二一年の指數	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
生絲	男	〇・三六元	〇・一八元	一・一〇元	〇・二〇元	一・三〇元	〇・二三元	三・六一	一・二三
	女	〇・三五	〇・一五	〇・五〇	〇・二〇	〇・六〇	〇・二二	一・七一	一・四六
製綿	男	〇・三〇	〇・一七	〇・四八	〇・二八	〇・五五	〇・二九	一・八三	一・七〇
	女	〇・二五	〇・一五	〇・三五	〇・二〇	〇・三八	〇・二〇	一・五二	一・三三
紡績	男	〇・八三	〇・二〇	一・五五	〇・二八	一・六〇	〇・三〇	一・九二	一・五〇
	女	〇・四〇	〇・一四	〇・七〇	〇・二〇	〇・八五	〇・二三	二・一二	一・六四
絹織業	男	〇・二三	〇・〇九	〇・五〇	〇・一八	〇・六五	〇・二〇	二・八二	二・二二
	女	〇・一三	〇・〇六	〇・三〇	〇・一八	〇・四二	〇・一八	三・二三	三・〇〇
綿織業	男	〇・四八	〇・一五	〇・七五	〇・一八	〇・八〇	〇・二〇	一・六六	一・三三
	女	〇・三三	〇・一〇	〇・四五	〇・一五	〇・六〇	〇・一八	一・八一	一・八〇

業種	性別								
麻織物	男	〇・三〇	〇・二〇	〇・四七	〇・二五	〇・五五	〇・二五	一・八三	一・二五
	女	〇・二八	〇・一二	〇・三八	〇・一八	〇・五〇	〇・二〇	一・七八	一・六六
毛織	男	〇・三〇	〇・一四	〇・六〇	〇・二二	〇・六五	〇・二三	二・一六	二・三五
	女	〇・二五	〇・一〇	〇・四〇	〇・一九	〇・五〇	〇・二〇	二・〇〇	二・〇〇
莫大小	男	〇・四〇	〇・一八	〇・六〇	〇・二五	〇・七〇	〇・二五	一・七五	一・三八
	女	〇・三五	〇・一八	〇・五五	〇・二三	〇・六二	〇・二三	一・七七	一・二七
染色	男	〇・四〇	〇・二〇	〇・五二	〇・二五	〇・五八	〇・二六	一・四五	一・三〇
	女	〇・二九	〇・一三	〇・四八	〇・一九	〇・五〇	〇・二〇	一・七二	一・五三
機器製造	男	一・五〇	〇・二〇	一・七〇	〇・三〇	一・八五	〇・三三	一・二三	一・六五
器具	男	〇・六〇	〇・二〇	〇・七六	〇・三〇	〇・七七	〇・三一	一・二八	一・五五
陶磁器	男	〇・六〇	〇・三〇	一・一〇	〇・三五	一・三〇	〇・三五	二・一六	一・一六
	女	〇・三二	〇・一五	〇・五六	〇・二二	〇・六〇	〇・二三	一・八七	一・五三
硝子	男	〇・六〇	〇・二七	一・一〇	〇・三〇	一・二〇	〇・三〇	二・〇〇	一・一一
煉瓦、瓦	男	〇・六〇	〇・三三	〇・七七	〇・三三	〇・八〇	〇・三四	一・三三	一・〇三
	女	〇・一八	〇・〇八	〇・四〇	〇・二〇	〇・四五	〇・二〇	二・五〇	二・五〇
製紙	男	〇・九〇	〇・二八	一・三五	〇・二三	一・四〇	〇・二五	一・五五	〇・八九
	女	〇・二〇	〇・一一	〇・四〇	〇・二〇	〇・五五	〇・二〇	二・七五	一・〇〇
製油	男	〇・二七	〇・一八	〇・四〇	〇・二四	〇・五五	〇・二五	二・〇三	一・三八
燐寸	男	〇・五〇	〇・一八	〇・七三	〇・二二	〇・八〇	〇・二三	一・六〇	一・二七
	女	〇・二八	〇・一〇	〇・三五	〇・一五	〇・四二	〇・一八	一・五〇	一・八〇
石鹸	男	〇・四八	〇・二〇	〇・七八	〇・三五	〇・八五	〇・三五	一・七七	一・七五
	女	〇・三〇	〇・一四	〇・四〇	〇・一二	〇・四五	〇・一五	一・五〇	一・〇七
製革	男	〇・三〇	〇・二〇	〇・九〇	〇・三五	一・〇〇	〇・三五	三・三三	一・七五

職業	性別								
蠟燭	男	〇・三八	〇・二二	〇・五〇	〇・二二	〇・六〇	〇・二三	一・五七	一・〇四
釀造	男	〇・三二	〇・一九	〇・四一	〇・二五	〇・五〇	〇・二五	一・五六	一・三一
卷煙草	男	〇・三五	〇・二〇	〇・五五	〇・二五	〇・六五	〇・二五	一・八五	一・二四
	女	〇・三八	〇・一五	〇・七〇	〇・二二	〇・七五	〇・二三	一・九七	一・五三
清涼飲料	男	〇・七〇	〇・三二	〇・九五	〇・三五	一・〇〇	〇・三五	一・四二	一・〇九
製菓	男	〇・三〇	〇・二〇	〇・四五	〇・二〇	〇・五五	〇・二〇	一・八三	一・〇〇
	女	〇・二五	〇・一七	〇・四〇	〇・二〇	〇・四八	〇・二〇	一・九二	一・一七
精米、製粉	男	〇・六〇	〇・二五	〇・八〇	〇・二七	〇・九〇	〇・二八	一・五〇	一・一二
	女	〇・三五	〇・二五	〇・四八	〇・二八	〇・六〇	〇・二八	一・七一	一・一二
印刷	男	〇・四五	〇・一七	〇・七〇	〇・二二	〇・八〇	〇・二五	一・七七	一・四七
	女	〇・一七	〇・一一	〇・三五	〇・二〇	〇・四五	〇・二〇	二・六四	一・八一
製帽	男	〇・三五	〇・一六	〇・五八	〇・二〇	〇・六五	〇・二〇	一・八五	一・二五
	女	〇・三〇	〇・一四	〇・四五	〇・一五	〇・五〇	〇・一八	一・六六	一・二八
電氣	男	〇・五五	〇・三〇	一・三五	〇・四五	一・五〇	〇・四五	二・七二	一・五〇
水銀	男	一・二〇	〇・二六	一・四〇	〇・三五	一・四五	〇・三五	一・二〇	一・三四
荷役、苦力	月給	九・〇〇	七・〇〇	一七・〇〇	一五・〇〇	一九・〇〇	一六・〇〇	二・一一	二・二八
	日給	〇・六〇	〇・五五	一・四〇	一・一〇	一・五〇	一・二〇	二・五〇	二・一八

是等勞働者の生活狀態を見るに、衣食住共に極めて簡易且低級なり、只外國人に雇傭せらるゝものは多少服裝に注意する事を要するも、碼頭苦力、車力の如きに至りては、毫も之等の點に注意するを要せず、其食費の如きは相當勞働するものゝ一日分の食料二百文内外に過ぎず、其他のものは百七十文位にて辨じ得ると云ふ。

碼頭苦力

上海は船舶の出入貨物の輸出入多きを以て、碼頭苦力の數甚だ多く、上海に於ける勞働者の主要なるものは碼頭苦力なり、碼頭苦力には其雇傭の方法につき三種の區別あり。

其一は親方（老爺又は頭腦と稱す）に所屬し、其設くる宿舍に居住するものにして、老爺の下に跑馬頭あり、又其の下に小工頭あり、此の小工頭は部下に苦力十數人多きは數十人を有するものにして、自らは苦力の服務狀態を監督するに過ぎず。

斯種の苦力を雇傭するについては、先づ之を老爺に通ずるものにして、然る時は老爺は跑馬頭に通じ、跑馬頭は更に各小工頭に此の旨を通じ、必要の人數を差出さしむ、若し所屬の苦力にて不足するときは、野鷄苦力を傭入れ、又は他の方面の小工頭に苦力の融通を交渉して之を調達す

是等苦力の宿舍は老爺又は小工頭の住宅の附近に在り、單に其の中に宿泊せしむるものにして食事を供せず。

第二は會社專屬の苦力にして、親方が或る會社に專屬するを以て苦力も、亦自ら其會社に屬するの形となるも、實質に於て前者と何等判然たる區別の存するにあらず。

第三は野鷄苦力卽ち浮浪苦力にして、一定の親方なく恰も我國に於ける「立ちん坊」の如く、倉庫埠頭附近を徘徊して、雇手の來るを待つものにして、宿は多くは人家の軒下等に眠る。

碼頭苦力には大體三階級あり、而して其の區別の標準は力量及熟練の程度にして、機械類の運搬等力量と多少の熟練とを要するものを第一とし、石炭の運搬等の如く肩の力強き事を要するものを第二とし、雜貨の運搬に從ひ力量經驗の前二者に及ばざるものを第三とす、此等級によりて賃銀に多少の區別あるは勿論なり。

女　工

上海の紡績工場其他に於ては、多年女工を使用する事多く、其成績も見るべきものあり。

紡　績　女　工

紡績工場新設等の場合に女工を要する時は工場附近に募集廣告を出せば、忽ち所要の應募者を得べく、別に之れが募集に苦心する必要なきが、時には口入業者たる請負人を通じて一定數の女工を供給せしむる事もあり、女工の多くは工場附近のものなるも、請負人は河南、四川等より之を募集引率し來ることもあり。

始めて紡績工場の女工となれるものを不熟練女工と云ひ、此の種のものは現在寧ろ供給過多にして、却て女工自ら請負業者に多少の手數料を出して入社し居る狀態なり。

長き間紡績工場にありて技術に熟達し、新入女工を指導し監督する者を熟練女工と云ふ、此種の女工は今日に於ても其數多からず、各工場間に奪取競爭行はれ、工場にては之等の女工よりは保信

金として、二弗乃至十弗を納入せしめ、無斷退社の際は之を沒收し、其の移動を防ぐの手段とせるも、工場に依ては右の沒收せられたる保信金を辨償し且つ保信金を減じて勸誘し去ることあり

紡績工場に於ける女工は全部通勤にして宿舍なし、但し新設の工場にては之れを有するものあるも少なし、晝食場の設備等は會社によりては非常に好成績を擧げ居るものあるも、一般には餘り利用せられず、其の他の舊工場等にては作業場にて食事する有樣なり。

既に供給過多にして、且一般的にも衞生保健の設備等無きを以て、女工に對しても別に之れが設備をなすものなし。

製絲工場女工

製絲工場に於ける女工も紡績女工と同じく、工場附近より通勤し來るものにして其作業についても一定組織と稱すべきものなく、只年長者及び熟練女工が、自然頭腦となるのみ、女工を募集せんとするときは、之等の頭領株をして其住居部落の女子を勸誘せしむれば容易に相當の數を得べく、又附近に募集廣告を出せば忽ちにして應募者を見ると云ふ、製絲業に在りては熟練女工についても、紡績業に於て見るが如き爭奪戰の行はるゝことなく、女工の供給は常に潤澤なり、製絲工場にては是等女工の爲に何等設備を爲さず、又支那人女工は寄宿を喜ばず、全部通勤すれば從つて宿舍等の設なし。

新聞雜誌

外字新聞

上海に於て外國新聞の初めて發刊せられたるは、一八五〇年八月二日 North China Herald たる刊誌の第一號の出現にあり、當時は上海在留の外國人は僅に百五十七人に過ぎざりき、該紙は其後日々の船舶出入表（The Daily Shipping and Commercial News）を發行せしが、一八六四年七月一日に至り North China Daily News なる日刊新聞發行せらるゝ事となり、船舶出入表と合併し、North China Herald は週報となりたり。

其後 Daily News 紙は久しく上海に於ける日刊新聞として獨占の地位を占めたりしが、一八七八年七月四日より The Celestial Empire の發刊あり、次いで其頃 The Morning Gazette & Advertiser, Evening Gazette, Cathay Post 等の諸紙の創刊あり、一八七九年四月十七日には The Shanghai Mercury 週刊誌として起り、次いで同年又週刊 The Temperance Union 初められたり、其後一八九四年七月二日より The China Gazette（夕刊）出で次いで、又 The Shanghai Daily Press 創められ、更に一九〇一年に至り有力なる The Shanghai Times の出現を見るに至れり、是等の新

聞紙中には途中にて廢刊せるもの、他に合併せられたるもの等あり、現存せるものについては、更に後に記述す。

英字新聞以外の外字新聞としては佛人の機關紙たる日刊 Echo de Chine あり、獨逸人の一八八六年創刊したる週刊 Der Ostasiatische Lloyd ありしが、後者は歐洲大戰の爲廢刊の止むなきに至れり。

其他週刊雜誌等多數あり、中には專問的のものもあれど今中に就きて主要なるものを擧げ簡單に說明を加へん。

The North China Daily News（字林西報）
The North China Herald

一八五〇年八月三日 Henry Shearman によりて North China Herald なる週刊誌創刊せられ、次いで一八六四年七月一日より North China Daily News なる日刊新聞の發刊を見るに至れり、本紙は支那に於ける有力なる新聞紙にして、上海にありては最も古き歷史と確實なる基礎を有す、其創刊當時の新聞は上海の古き歷史と記錄を知るが爲に缺くべからざるものにして、殊に同紙には Medhurst, W. A. H. Martin, 等の有力なる寄書家あり、是等の諸氏の記事は當時甚だ重をなせり。

本社は初め Searman 氏の個人的事業なりしが、一八五六年三月二十二日同氏の逝去するや、

Charles Spencer Compton 氏の手に移され、同氏は一八六一年迄所有主にして主筆を兼ねたり、其後 Samuel Massinon（一八六一—一八六三年）R. Alexander Jamieson（一八六三年—一八六六年）の時代を經て R. S. Gundry 氏（一八六六年—一八七九年）主筆時代に、其力により多大の發展を遂げたり、則ち先づ紙面の擴大と改良行はれ、次いで一八七〇年には The Supreme Court & Consular Gazette なる週刊紙を買收合同し、爾來本紙は英國領事館及裁判所記事につき特色を有するに至れり、之れに次いで G. W. Haden（一八七七年—一八七八年）Gundry の副主筆たりし地位より擧げられて主筆となり、更に F. H. Balfour（一八八一—一八八六年）之れを繼ぎ熟達せる支那語學の智識を應用して大いに本紙の爲に貢獻する處あり、一八八六年同氏引退するや J. W. Maclellan（一八八六—一八八九年）主筆たり、次いで W. R. Little（一八八九—一九〇六年）其多大の信用と該博の智識を提げて主筆に任じ、其指導の下に本紙は著しき發展を遂げ、大に其聲名を高めたり、一九〇六年四月二十一日氏の逝くや、H. T. Montague Bell 主筆となり、一九一一年 O. M. Green これに代れり。

本社所有主は Shearman の死後 Compton に移り、次いで Broardhurst Tootal 及 Pick Wood との組合の所有となりしが、其の後 Pick Wood の全有となり更に Balfour の編輯權を得るや、兩人の合資を以て一九〇六年 Pick Wood & Co. なる一合資會社を組織し其所有に移せり、而し

て現在は The North China Daily News & Herald, L'd. なる英國匿名會社の所有に歸しつゝあり主要株主は Pick Wood の家族、爲替仲買人 Morris, Ilbert & Co. 支配人 Pearce 等にして H. E. Morris 其社長たり。

本紙は路透電報、國際通信の外、華盛頓、倫敦、東京よりの特電を有し、北京に特派員を置き、支那全國八十個所以上に信賴し得べき通信員あり、又倫敦、巴里、香港、東京、濠洲、市俄古、印度よりの定期通信あり、世界の各方面、特に支那全土に渡れる記事豐富なりとす。

工部局と特別の關係あり、從つて其意見を代表する場合多く、特に Municipal Gazette を附錄として每週一回發行す。

週刊雜誌 Herald 誌は每土曜日の發行にて、約七十頁あり、世界の各方面に於て頗る重視せらる其信用勢力の强大なるに拘らず、發行部數は必ずしも多からず、日刊紙の如き大抵二三千枚の間に止ると云ふ。

Shanghai Mercury（文滙報）（夕刊）

Celestial Empire（週刊）

一八七九年 C. Rivington, J. D. Clark, J. R. Black 氏等により創立せられたる處にして、創刊後幾何ならずして多數の讀者を得るに至れり、主として經營の任に當りたる Clark は敏腕有爲

の材にして、嘗ては英帝國海軍々人たりし事あり、又 The Rising Sun, Nagasaki Express 紙の創設者たり、上海に於ては商人として或は仲買人としての經歷を有す、故に同紙の經營上に於ても此貴重なる智識を利用し、其結果同紙の聲價を揚ぐるに至れり、一八八九年 The Courier 紙及び The Celestial Empire の兩者の經營を始め、後者は週刊として現在尙ほ繼續發行しつゝあり、一八九〇年當時已に全所有權を有したりし Clark 氏の手より移して、Shanghai Mercury L'td. なる一獨立會社を設立し新聞紙發行以外の業務をも兼營するに至れり、されど此場合にも尙 Clark 氏は總支配人として事業を總轄せり。

同社は英米獨人の資本による總資本額十五萬兩の株式會社なるが、十數年來日本の資本家との間に特別の關係を生じ、株式の日本人の手に移れるものあり、一九一七年六月には其額既に總資本の三分の一强に達せしより佐原篤介氏同社取締役の一員に加はるに至れり。

現在の社長兼總經理は同じく J. D. Clark 氏にして R. D. Neish 氏主筆たり 議論穩健にして英國人の意見を代表する場合多し、日本に對しては從來非常の好意を有せり、其發行部數は千五百乃至二千と稱せらる。

Shanghai Times（朝刊）

（上海泰晤士報）

Shanghai Sunday Times（週刊）

本紙は一九〇一年春當時の American Trading Co. 在上海の主任者たりし F. P. Ball 氏の創刊したる處にして、氏は極東に米國の利益を代表すべき新聞紙無きを遺憾とし、英國人にして新聞紙經營に多大の經驗を有する Tom Cowen 氏及同氏の知人にしてマニラに於て The Manila Times を創刊したる事ある W. N. Swarthont 氏に諮りて刊行の運に至れるものなり、同紙は當初全く米國式編輯方法によりしが、創刊程なくして種々の訴訟事件起り、翌一九〇二年 Swarthont 氏はマニラに還り Cowen 氏は天津に去るに至り、Ball 氏主筆として專ら其經營に任ぜしが、次第に發行部數も減少し經營困難に陷れるより Ball 氏は、之を當時粤漢鐵道の敷設權を得たる米國シンジケートの首腦者 Willis P. Grey 氏に讓り、同氏之れが編輯を Marshall 氏に託せり、然るに Marshall 氏と米國領事 Goodnow 氏の間に誹毀に關する訴訟事件起り、其結果遂に本紙の根本的改革を行ふ事となり、週刊雜誌 Sport & Gossip の所有者 Frault Maitland, China Gazette の所有者 Henry O'shea 二氏と Grey 氏との合同經營とするに決し、O'shea 氏タイムスの主筆となり、之れに關する全權を統べ Maitland 氏 Sport & Gossip 誌を主幹する事となれり。

然るに此合同亦永續せず僅に數ケ月にして組合契約の解除を見たるがこれと共に Grey 氏は上海タイムスに關する權利を Maitland 氏に讓渡せり、其後一九〇五年 Shanghai Times & Sport

Gossip Co. なる株式會社の經營に移り O'shea 氏專ら經營の任に當りしが一九〇七年一月 Maitland 氏の死去と共に上海タイムスは Sport & Gossip と分離して G. C. Fergason の買收する處となり後江蘇省當局の御用紙たるに至りしが、十年前より、邦人波多博の所有名義となり、これを英人 F. A. Nottingham に賃貸して同人をして新聞紙の發行を繼續せしむる事とせり、主筆は W. Donaldson にして、發行部數は一千部以下なり。

China Press（朝刊）
（大陸報）
Evening Star（夕刊）

一九一一年八月二十三日初號を發行せる米國人の機關新聞にして、從來日本に對し種々の批難と攻擊を加へたり、其持主は米國、デラワヤ州ウキルミントン府に本社を有する China National Press Incorporated にして、米國人 Herbert Webb 其主筆兼支配人たり、發行部數千五百部に上り、支那人間に讀者多し、其資金の大部分は英美煙公司 The British American Tobacco Co の出す處なりと傳へらる。

Shanghai Gazette（夕刊）
（英文滬報）

一九一八年三月嘗て北京に於て Peking Gazette を發行し、日本に對し有らゆる誹謗を加へ、其結果日支兩國間の交渉問題と爲り遂に北京政府より其發刊を停止せられたる事ある陳友仁の創刊したる處にして、在北京の London Daily Telegraph の特派員にして、支那政府の御用記者たる B. Lenox Simpson (Putnam Weel) も、頻に其排日的論鋒を以て之れを援け、其他從來反日本態度を採れる丁抹人にして上海株式仲買人 Gordins Nielson もこれに關係し、一時社長兼主筆たりし事あり、發行部數一千と稱す。

L'Echo de Chine（日刊及週刊）
（中法新彙報）

一八九五年上海の佛國人の團體によりて、創刊せられたる佛字新聞にして極東に於ける佛國の利益を援護するを目的とするものにして、所有主は L'Echo de Chine 社なり、主筆としては佛人 A. Vandelet 支那人 C. C. Fong あり、M. Bos 支配人として營業の事を統ぶ、支那各地にある Catholic Mission 並に世界各地の公私人の間に多數の通信員を有し、之等の通信は常に同紙上に光彩を添へつゝあり、又同紙は支那記事に特に留意し、重要なるものは悉くこれを譯出して登載せり、週刊雜誌も各方面に於て重視せらる、新聞紙發行部數は一千部に達せざる事遠しと云ふ。

Die Deutsche Zeiting von China（夕刊華德日報）

Der Ostasiatische Lloyd（華德週報）

一八八六年小なる日刊紙として發行せられ、在上海の一部獨逸人の購讀する處となりしが一年後には週刊雜誌として、內容體裁を整へ獨逸人の利益を代表する有力なる刊行物たるに至れり、其持主は屢變更せるが一八九八年 Fink 氏の所有に移りてより、次第に確固たる基礎を築き一方各地に通信員を任命し、世界の各地に其代理店を設けて販路を擴張するに至れり。

其後日刊新聞華德日報をも發行するに至り、歐洲大戰の初期に際しては、支那人間に獨逸の爲の宣傳を行ひ大に活躍したりしが、後支那も參戰するに及びて遂に兩者共其發刊を停止するの止むなきに至れり。

支那新聞

申報

所在地　山東路漢口路角

創立　一八七二年（同治十一年）

沿革　申報は支那最古の漢字新聞なり、其當初の創立者は名も無き一仲買人にして、新聞の勢力も微々たるものなりしが、社會の言論機關に對する要求次第に多きと共に申報も亦一大飛躍を試み、主筆王韜（天南遯叟）を迎へて大に筆陣を張れり、氏は進士及第者にして一時清朝に忠勤を擢んでたる事あり、清末に至り創立者の永眠するや席子佩氏社長に擧げられ、印刷に編輯に着々改良を施こし名聲大に振ひしが、數年ならずして席氏は業

を他に讓じ同社は新に實業家史量材氏を迎へて社長とし、陳冷血氏を主筆とせり、滿洲朝廷倒れて民國興るや、民權報（戴天仇氏主筆）民立報等嶄然として頭角を露し申報の旗色頗る振はざるに至れり、此に於て幹部は自ら其舊套を脫するの急務なるを知り百方社運の挽回策に腐心したり、偶々故袁項城の帝制問題發生するや機を見るに敏なる陳氏は時人の帝制に不平なるを察し猛然として筆硯を磨き、袁氏を痛斥して餘力を遺さゞりき、此に於て同社が以前清室に左袒せし歷史を蟬脫して眞に輿論を代表するに至れりと社會の信用舊の如くなれり、先年漢口路山東路角に十萬の資を投じて本社の新築をなせり

資本金　約五十萬元、家屋を所有す

資本主兼社長　史量材＝實業家（資本主は梁士怡派の交通系とも云ふ）

主筆　陳景韓　字寒景、新聞署名　冷血嘗て日本に遊學せる事あり、時報の主筆なりしが、民國元年本社に招聘せらる

記者　四　名

特派員　北京邵振青（字平子）東京に一名あり

主義　中正穩健

營業部　張竹平　外九名

發行部數　二萬數千

職工數　七十名

每月經費　一萬三四千元

外人との關係　從前獨逸領事館に登記せしが、一九一六年日本人岡田有の名義を以て日本領事館に登記す、其後一九一八年排日風潮起るや、其日本人名義なる事暴露されたるより、一時に賣行高減少せるを以て、更に佛國人名義に改めて佛國領事館に登記せり

新聞報

所在地　漢口路
創立　一八九二年(光緒十八年)
沿革　新聞報は申報に次いで古き歴史を有する新聞にして、相當の信用あり
資本主　發行の始より外國人關係し、最初の持主は F. F. Ferris なりしが、後 A. W. Danforth の手に歸し、一八九九年同氏が棉花取引の失敗により破綻を見るや、米人 J. C. Fergason の經營に移る、一九〇六年資本金十萬兩の株式會社となし、香港に登錄せり
資本金　十萬兩家屋を所有す
資本主　Fergason (福開森と稱し北京總統府顧問)、英人 Clerk 支那人朱葆三等を主とす
經理　汪漢溪、副經理汪伯奇(漢溪の息)
主筆　李壽熙　號浩然
記者　四　名
特派員　北京張繼齊　外一名
主義　米國人と特別の關係あれども極端なる親米主義にあらず、比較的公平なり
營業部　十　名
職工　八十名
每月經費　一萬五六千元、多少の利益あり
發行高　三萬內外
其他　本紙は特に商界に信用あり

時報

所在地　山東路
創立　一九〇四年(光緒三十年)

沿革　社長狄楚青は康有爲の門下生にして、嘗て戊戌政變に座して日本に亡命せる事あり、本紙は保皇黨の機關として創められたるものなるが、其後或は革命に賛し、或は袁の帝制に同ずる等其の宜に從つて、主張を變更し來れり

資本金　十萬元、株式組織

資本主兼社長　狄葆賢(號楚青)時報の外宣統三年北京に於て京津時報を創刊せしが、不成功に終れり、上海に於て有正書局を經營す、近來新聞社の經營は弟狄南士をして專らこれに任ぜしむ

主筆　陳冷血は申報の外本報にも尙執筆す、包明生(天笑)其次席として、今や編輯の全權を掌握す

態度　中立

記者　三名

特派員　北京

營業部員　八名

職工　六十名

每月經費　約九千元、利益無しと

發行部數　一萬二千

外國との關係　從來久しく邦人宗方小太郎の名義を以て日本領事館に登錄せり、先年の排日運動に際し佛國人名義に書換へんとせしも、佛人側にて之れに應ぜず、沙汰止となれり、外人の間には Eastern Times と稱せられ信用あり

新申報

所在地　山東路

創立　一九一六年十一月

沿革　社長席子佩は嘗て申報社長として斯道に經驗あり、創立の始孫東吳を聘して筆政に任ぜしめしが、孫は碩學として名あり、然かも所論穩健にして、且能く民意を汲んで立言し殊に實業方面に重を置きし爲、比較的短時日の間に勢力を張る事を得たり

資本金　十五萬元

資本主　朱葆三、周金箴等の支那人の外、英人の資本もあり

社長　席子佩、副社長周金箴

主筆　孫東吳

記者　三名

特派員　北京一名

營業部　十名

職工　五十名

毎月經費　約一萬三千元、損失

發行部數　一萬二三千

外國との關係　特別の關係無きも記者王鈍根は排日親米派にして、然かも編輯に相當の勢力ある爲、此傾向の記事多し

其他　名稱の問題より申報との間に訴訟あり、伊國辯護士の力により勝訴せり、英人の投資せるものも後廢退せりと云ふ

民國日報

所在地　河南路

創立　一九一六年一月

沿革　本報は國民黨系の機關新聞として創刊されたるものなり、抑も民黨が最初上海に於て組織したる機關紙は蘇報と名づけ、彼の章太炎之が主筆たりしが清朝に反對せる爲遂に廢

刊を命ぜらるゝに至れり、光緒の末葉民呼報なるもの生れ于右任社長兼主筆として相變らず民黨の爲めに氣を吐けるが、幾ばくもなく同紙は政府の壓迫を受け廢刊せり、よつて于氏は更に民吁を起せり、民吁亦同樣の厄に遭い續いて、民立報なるもの出づ、主幹は矢張り于右任なりき、而して于の左右に葉楚傖、陳匪石、邵力子ありて堂々の陣を張り名聲嘖々として全國を風靡せんとせり、其頃同じく民黨の機關紙として民權報なるもの生れ、戴天仇之を主宰して勢侮る可からざるものありしが、民國二年秋民立報は第二革命の影響を受け經費つゞかず、停刊するの止むなきに至れり、茲に於て同紙の幹部は更に生活報を經營せしも、同じく財政窮乏の爲め未だ三ケ月ならずして中止せり

右の如き次第なるを以て、故上海都督陳其美は、大金を出し前記の葉に命じて更に一新聞を發刊せしめたり之れ即ち今日の民國日報なり、陳氏の横死後同社の財政屢々危機に瀕せしも、邵社長よく之を切り拔けて今日に及べり

資本金	三四萬元
資本主	民黨有志の捐金
社長	邵仲輝（力子）
主筆	葉楚傖
記者	二名
營業部員	五名
職工	五十名
毎月經費	五六千元　損失大なり
發行部數	三四千
外國人との關係	日本人名義を以て登錄し居れり

中華新報

所在地　佛租界三洋涇橋
創立　一九一六年十月十日
沿革　民黨議員谷鍾秀、徐傅霖、歐陽振聲諸氏の共同出資によつて創立せられ、當時は社長歐陽振聲、主筆谷鍾秀を中心として曾松喬、王顧亭、陳伯熙之を助けて大に筆陣を張れり其後谷鍾秀農商總長となるや、呉雅暉を聘して主筆とせり、呉は人格文章共に秀で反對派の論客と雖も之を敬重せるを見れば其の人となりを察すべし、其後呉去りて湖南の人曾松喬來り、之を總理す
資本金　十萬元餘
資本主　谷鍾秀、歐陽振聲、徐傅霖等を始め政學會一派の出資に係る
經理　曾松喬
主筆　孫復炎
記者　四名
營業部　八名
職工數　四十名
毎月經費　六千元　損失多し
發行部數　五六千
系統　政學會系の機關にして張耀曾之を援助す
外人との關係　佛國領事館に登錄す

時事新報

所在地　山東路
創立　一九〇九年
社長　張藹森

獨逸及日本に留學せる事あり

總經理	張烈
主筆	黄葦及張東蓀
記者	數名
特派員	北京
營業部員	七名
職工	五十名
每月經費	六千元　損失なり
發行部數	六千
系統	研究會系の機關紙にして梁啓超一派の關係あり
外人との關係	日本人名義を以て日本領事館に登錄せしが先年の排日に際し變更せり
其他	本紙は實業及教育に關する記事多く支那新聞中の出色者なり

神州日報

所在地	山東路
創立	一九〇八年
資本金	三四萬元
社長兼主筆	余穀民 日本早稲田大學の出身者なり
記者	數名
營業部員	八名
職工	五十名
每月經費	約五千元　損失なり

發行部數　二千
外國との關係　近來日本人の資本加はり其結果排日的態度を改めたり。外人の間には National Herald と稱せらる

邦字新聞

上海日報

所在地　虹口
創立　一九〇〇年
社長　井手三郎
主筆　島田數雄
發行部數　千五百

上海日々新聞

創立　一九一四年
社長　宮地貫道
發行部數　約千五百

週報

日本人商業會議所より發行する週刊紙にして、經濟上の報導豐富且精確にして有力なる刊行物

なり。

通信社

Reuter News Agency

路透社上海支社は其東洋に於ける中樞にして、支那各地よりの電報通信は一度此に集められて更に他に轉電せられ、又歐洲各地よりするものは、先づ倫敦に集められ、夫れより香港に打電せられ、更に上海に移され、此より支那及日本に再電せらるゝものとす、之れを Imperial Service と通稱す。

又北京に於ける各國公使館、上海に於ける各國領事館に來れる公電、支那各地、日本、上海地方の通信を綜合して、之れを支那各地、日本等に電報通信するものなり、之れを Pacific Service と通稱す。

其他 Commercial Shipping Service と稱するものあり、船舶の解纜、綿糸棉花の相場、銀價の高低、弗相場其他の主要商品の相場を、上海に於ける商人の爲に倫敦、桑港より打電し來れるものを依賴者に分送す。

上海に於ける代表者は通信部は A. Watts 主任たり、又商業部は T. Jones 支配人たり。

中美新聞社

米國政府は戰時中米國宣傳事務の爲Committee on Public Informationなるものを組織せるが、其紐育の主任者George Creelは、Carl Crowを上海に派して、支那に對する宣傳事務を取扱はしめたり、Crowは上海に於て東方新聞社なるものを起し、支那新聞社に米國より來る種々の通信を供給せり、其後之れを中美通信社と改めて、支那新聞社に材料の供給をなしつゝあり。

中華通信社

神州日報社內にあり、王揖唐の後援の下に創立せられたる支那人の通信社なり。

東方通信社

日本と支那との間の通信事業を營むものにして、東京に本社を置く、上海、廣東、北京等に支社を設け、特派員を配置す。

雜誌

The Far Eastern Review（遠東時報）

英米人の關係せる月刊紙にして、鐵道、鑛山等東亞に於る諸種工業上の問題を主として研究發表せるも、其本來の面目は寧ろ却つて政治經濟上の論議にあるもの丶如し、一時排日的論鋒を示

し殊に Donald の所論最も猛烈なりしが、近來同氏は退社し爾來本誌も態度を改めたり。
本誌は支那問題に留意するものは必讀すべき月刊誌として賣行も相當あり、廣告も亦頗る多數なり、所有主は米人 George Bronson Rea なり。

National Review
（中國評論）

同誌は支那政府一部の人の出資による月刊雜誌にして、編輯は凡て英人の手に成れり、主筆は Farmer 氏にして、其外部に表明せる所有主は W. Sheldon Ridge なり、發行部數は約一千と稱せらる。

Millard's Review
（密勒氏評論）

一九一七年の創刊にして米人 Thomas F. Millard の發行する週刊雜誌にして、J. B. Powell 支那人董顯光（Wellington Tong）等之れを助く、Millard は有名なる排日主義者なれば從て本誌の態度も亦然り。

漢字雜誌

上海

教育雜誌

教育を研究し學校を改良するために設くる所、學理、方法、記事、報例等均しく詳細明晰、實用に裨益する處尠からず、其提唱する處は皆教育界極要の事に係り、卷首には精巧なる銅板寫眞を掲げ、卷尾には趣味多き文藝小説を載す、商務印書館の發行する月刊雜誌なり。

東方雜誌

支那に於て甚だ古き歴史を有し最も有力なる雜誌なり、先年大に改良を加へて以來面目を新にせり、雜誌は論説、記事、調査等に分たれ、編輯に秩序あり、興味豐なり、商務印書館の發行に係る。

法政雜誌

本誌は專ら政治法律上の重要事を研究し、東西大家の學說支那本國の名著等を紹介せんとするものにして、議員政治家官吏等の方面に讀者多し、同じく商務印書館の發行に係る。

太平洋雜誌

民黨領袖李鐵星主幹の下に泰東書局より發行せらる、月刊雜誌にして自由主義、民主主義を提唱す。

在留外國商

邦商

上海は日本より最も近き支那中心市場たるが、日本人の此地に入れるは歐米人に比すれば遙かに遲く、而して日本人の此に入り來るに及びても當初は遲々として進まず、其勢力の如き微にして云ふに足らざる有樣なりき、明治二十年以前に上海に設けられたる日本人の店舗は三井物産、日本郵船の兩者の外は小雜貨店のあるに過ぎざりき、今日上海に存立する商店にして、明治二十年前の設立に係るもの僅に九家に過ぎざるの事實は蓋し此狀況を示すものと謂ふべし。

然るに日露戰爭後より上海に於ける日本人の勢力次第に加はり來り、殊に革命前後より急激なる進展を示し、今や上海に於ては外國人の人口統計の點より見ても、貿易關係より察するも、海運の點より論ずるも、其他製造工業金融の點より云ふも、日本の勢力は實に列國中第一位にありと云ふを妨げず、今上海に於て活動しつゝある本邦人商工業者の主要なるものにつき其一班の事情を記せば左の如し、但し此には前章特殊項目中に既に日本人の企業について說明を加へたるものは之を略せり。

伊藤忠商店支店（伊藤洋行）

大阪伊藤忠兵衛氏の主宰する同氏一族を以て組織せる會社にして、本支店は明治四十二年二月十一日の設立に係る、伊藤氏は大阪の大綿糸問屋なれば當地支店にても綿糸、綿布、緞子、莫大小、洋傘、タオル、帽子、燐寸、マンチエスター綿布等の輸入及土産綿布等の輸出を取扱ひ、主要商品は綿糸布、雜貨類なり。

伊　藤　商　行

東亞同文書院出身なる故伊藤源七氏の自ら經營したる處にして明治四十二年の開業なり、主として洋紙、葉煙草、マッチ、其他雜貨を取扱ひ歐洲諸國とも連絡を有し、支那內地到所に支店出張員あり、主として葉煙草の買出に從事す、伊藤氏沒後も其遺族店員によつて營業を繼續し居れり。

井　上　照　相　館

寫眞撮影專門にして古くより上海に店舖を設け、內外人間に信用あり。

一　木　洋　行

樂器類の輸入販賣を營み、獨逸製ピアノ、ヴイター蓄音器其他本邦製各種樂器類を販賣す、店は合資組織によれり。

市原合資會社

本店は横濱市にあり、支那産鷄卵の日本輸出を業とす、本店は元明治二十年頃楠孝吉が横濱鷄卵商市原の資力を以て始めて經營せしものにして、當時支那鷄卵の輸出は未だ他の着目する處とならざりしもの、率先之れに從事したる先見の明は人の服する處なりき、明治三十八年十月合名會社を現在の合資會社と改めたり。

岩井商店

大阪市株式會社岩井商店支店にして、問屋業、代理業、物品販賣業を營み一般輸出入業に從事す。

岩井洋行

大阪の株式會社岩井商店(資本金一千萬圓)の支店にして、一般輸出入業を營む。

稻垣呉服店

稻垣友治郞氏の經營にして本店を京都に有す、大正三年より上海に營業所を設け、本邦人向各種絹綿織物の販賣及染物の取次をなす。

原田建築事務所

建築士工學士原田俊雄氏の事務所にして、建築の設計、製圖、工事監督の需に應ず。

半田棉行支店

明治二十年始めて東興洋行として開業し、明治三十九年合資會社に變更し、同四十三年十一月

二十五日現在の株式合資會社となす、本店は大阪市に在り、同店は上海に於ける老舗の一にして明治二十年頃當地支那商人にして楊樹浦に綿絲工場を興すものありて、其使用する機械類を大阪に需めたるが、同行店主の先代半田氏之れに關與する所ありて、其子市太郎及虎之助右機械操縱の使命を帶びて、日本職工十名餘と共に來滬し、其後支那棉輸出の有望なる事に着目し、之れが取扱を始め、日清事件、北淸事變及日露戰爭等の事變を經て今日に至れり、同行の主なる商品は綿糸、綿布、タオル、金庫等の輸入及棉花の輸出にして、特にタオルは播州稻岡商店及大阪西尾の代理店として、當市場に於て獨占的の地位を占む。

服部洋行

東京市服部時計店の支店にして、同店にては初め當方面の販賣代理を獨商謙信洋行に托し出張員を派し居りしが、明治四十五年五月之れを廢し、出張所を開始するに至りしものにして、自家工場精工舍製造に係る時計類、美術品一切及測量諸機械等の輸入に從事し、堅實なる營業振により信用を博しつゝあり。

晩翠軒

明治三十二年五月の開業なり、水野元彥氏の個人經營にして本店は東京市芝區琴平町二番地に在り、日本人向醬油、罐詰及金鋼砂の輸入と支那陶磁器書籍、筆、墨、紙、木器、古董の輸出を營み

居れり。

日本棉花支店（日信洋行）

本店は大阪市北區中の島二丁目に在り、明治二十五年十月故佐野常樹外二十四名の發起により て、創立せる資本金額二百萬圓の株式會社なりき、當地支店は明治三十六年の開設にして、此外上海に紡績工場を有し、又漢口に豆粕工場棉花荷造工場を有す、當地支店は主として綿糸、棉花、綿製品を取扱ひ、北米合衆國及印度等との間棉花の貿易に從事す。

日華洋行

明治三十七年春日露戰爭開始の爲め京都西陣機業家が非常なる打撃を受けたる當時、京都有志家が農商務省の勸誘により て輸出に努力し救濟を講ずることゝし、當局者と共同調査の上、明治卅七年五月當地に日華洋行なるものを開設し、後西村治兵衛の個人經營に歸したるものにして、本店は京都市に在り、支店を大阪及上海に置く、取扱商品は絹綿各種織物及加工品、腿帶子、マンチエスター各種織物等の輸入並に雜穀肥料等の輸出なり。

日信大藥房

明治卅九年十月初めて佛租界公館馬路に、日信分行藥品部なる名義の下に開業したるが、同四十一年二月英租界福州路に移轉し、商號を日信大藥房と改め、大正四年一月英租界交通路に移轉

す、同店は大阪市高橋盛大堂の支店にして、賣薬、化粧品類を取扱ひ、就中清快丸を主とす。

寶山玻璃廠

大正八年三月創立せられたる資本金五十萬圓の株式會社にして、本店を上海顧家灣に置き、各種硝子類の製造販賣、機械器具の賣買、化學工業に關する事業の經營を目的となす、其各種硝子製品は北福洋行なる販賣部に於て出售しつゝあるが、品質優良にして各方面に歡迎せらる。

豊田紡織廠

豊田紡績株式會社にして第一、第二の兩紡績工場を有し第一は紡機三〇、七二〇臺を有し既に業務を開始し、第二は、一五、三一二臺の紡機を有し据付くべく目下工事中なり。

巴屋商店

合名會社組織にして醤油　味噌、清酒等の邦人向食料品の販賣を司る。

東亞煙公司

日本專賣局の援助の下に成立したる東亞煙草會社の支店にして、英米トラスト等と對抗して日本製紙卷煙草の賣込に從事しつゝあり、上海に一工場を有す。

東亞公司支店

明治三十八年十一月十四日の開業にして、時恰も日露戰爭戰捷の後を享け、日本內地の企業熱

旺なる時なりしかば、東京に於て大橋新太郎、津村重舍、其他の諸氏支那に於て日本製藥及書籍教育品を販賣する目的にて、資本金八十萬圓を以て設立したるものなるも、明治四十年減資を斷行し、四十一年漢口の支店を閉鎖し、目下は本店を東京に置き上海は支店にして、書類、文房具樂器、運動具、賣藥醫用器械、莫大小類、石鹼、紙、化粧品、印刷機械、印刷用品等を取扱ふ。

東亞興業株式會社

明治四十二年對支企業を目的として我有數資本家の共同により設立せられたる處、其後大正七年資本金を二千萬圓に增資し、大に對支投資を企てたり、上海に出張所を設く、從來支那に關係し支那の事情に精通せる人々直接業務に當れる爲着々成功しつゝあり。

東亞通商株式會社

大正二年資本金一百萬圓を以て創設されたる同社の支店にして、高木陸郎氏の主として經營する處に係る、從來漢冶萍公司に關する業務を行ひ來りしが、今日に於ても漢陽鐵廠の銑鐵、鋼材の取次販賣をなし、其他支那產鑛石類の取扱をなし、又一般機械雜貨の輸入をなす、尙安川電機製作所、南滿鑛業會社、日本ペイント會社、楊子機器製造公司、蕪湖益新麵粉公司其他の代理店たり。

東華造船鐵工會社

本社は元興發榮鐵廠と稱せられ、上海龍華路日暉橋外に於て、一九〇九年支那人印錫章の創立せる處に係り、主として貨客車及船舶の建造をなせしが、時運の進歩と共に逐年其規模を擴大し、一九一八年十一月森恪氏を代表とせる日本資本團と合辦契約成立し、日本法律に依る組合を組織して、專ら日本人に依り經營せられしが、元來工場所在地は偏僻を免れず、不便多大なりしを以て一九二〇年工場の全部を擧げて現所在地たる、上海市內楊樹浦路に移轉せり、同時に組織を變更し、日本商法に依る株式會社となし、商號を東華造船鐵工株式會社（Eastern Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.）と改めたり、營業科目としては航洋汽船、淺吃水船、小蒸汽船、自働艇鐵及木造浮棧橋躉船の建造及修理、陸用及舶用汽機、汽罐の製作及修理、貨車、客車、炭車、水槽車、鑛車、油槽車、鐵橋桁の建造、工場傳動裝置製作、工場用工具類及附屬品一式製作、鑛山紡績、製油、製粉用諸器械製作、諸鑄物製造、酸素瓦斯切斷及熔接、一般諸器械の製作並に修理五金及船具賣買を取扱ふ。

東　昌　公　司

一般輸出入業の外極東硝子工業會社の代理店として、硝子製品の輸入を取扱ひ、又明治製革會社の一手販賣店として、同社製品の販路擴張に從事す。

藤　柳　洋　行

諸種機械類工業材料の輸出入を主とし、當地を本店とす。

中　日　實　業　公　司

日支兩國の有力なる人の合辦により設立せられたる中日實業會社は本店を東京に置き、北京の外上海に支店を設け、日支間の企業に從事し居れり、從來成績の見るべきもの多し。

中　國　工　商　株　式　會　社

電氣其他一般工業用機械類、原料品の取扱をなし、又電氣に關する工事の設計、請負、資金の融通等をもなし、又土木事業を兼營す。

中　和　印　刷　會　社

大正八年七月合資組織を以て創立せられ、活版石版の印刷業を營む。

中　華　染　色　整　練　公　司

大正八年十月創立の合資會社にして、絹布及綿布の染色整練加工を業とす。

中　華　電　氣　公　司

東京に本店を有する中華電氣株式會社は上海に支店を置く、一般電氣事業を營み、工事の請負機械の賣込等をなす。

隆　記　洋　行

税田隆輔氏の經營する處にして、工業用諸器械及船具、金物類を取扱ふ。

菱華倉庫株式會社

本店を上海に置く資本金百萬兩の株式會社にして、倉庫業を營む。株主は全部三菱系の人々にして、實は三菱會社の經營に係るものとす。

小野村洋行

明治二十三年頃專ら綿布の輸入に努めたる横濱の松村商店が、四十一年閉店するに及び、舊雇人有志者相謀り匿名組合を作り、横濱は川合正夫、上海は西村五郎名義の下に專ら蠶絹及屑物の輸出に從事し、四十五年五月西村五郎、小柴宗二郎、野口榮三、伊豫圭作四名の合名組織とし小野村商店と名付け、横濱を本店、上海を支店と定めたり、目下の取扱商品は蠶絹絲、繭、屑繭屑絲、精干綿を主とす、尙同店にては大正元年銀二萬五千兩を投じて、上海談家渡に屑繭及屑絲の精練工場を設立し、和田式精干綿の製造に從事す。

大倉組支店

明治三十八年九月の開業にして、本店は東京市に在りて世界重要の都市には支店又は出張所を有す、當支店の取扱商品は石炭、綿糸布、木材、海産物、軍器、機械、雜貨類の輸入及棉花、雜穀、肥料の輸出を主とす、其の外鑛山業、保險業、棧橋倉庫業をも經營す。

岡野建築事務所

土木建築工事の請負、設計、監督等を主とす、上海に於ける土木建築事業に漸く邦人の活動し來れるは喜ぶべき現象なりとす。

和田商店

大阪の雑貨店森重號の支店にして、支那土産品。陶器等の雑貨類を輸出す。

書上洋行

明治四十年三月の開業にして、群馬縣山田郡桐生町書上文左衛門の個人經營なりしが、大正七年百萬圓の株式會社に改めたり。本店を桐生町に置き伊勢崎、足利、館林、佐野、横濱、上海等に支店を有す、目下は絹綿織物及雑貨の輸入、棉花、繭、麻及雑穀の輸出を業とし就中絹綿子、綿布の輸入及棉花、玉繭の輸出を主とす。

吉阪照相館

邦人寫眞業者中の有數なるものにして、開店以來二十年に達し信用厚し。

吉田號

明治二十年十月の設立にして、先代吉田善吉の創設に係る、同店は上海に於ける老舖の一として特に最も困難とする雑貨商を營み、漢口に支店を有す、取扱商品は棉花、雑穀、肥料、製油原

料等の輸出及時計、帽子、洋傘、化粧品、莫大小其他の雜貨輸入を業とす、帝國生命保險會社の代理店なり。

たまや吳服店

牧瀨千太郎氏の營業所にして、吳服部に於ては日本人向吳服類を洋品部にては一般洋品類を取扱ふ。

田村洋行

支那各省土產品の販賣をなす、能く各地の名產品を蒐集す。

田岡洋行

明治四十四年三月中店主田岡政六氏、革命事變商況視察として來滬し、三月間滯在調査の上歸鄉、同年九月より遂に此に支店を開設せり、本店は東京市に在りて、明治二十一年の開店なり、當支店にありては毛製品、靴下、莫大小製造に關する各種附屬品等の各種雜貨の卸賣に從事し、又大正元年より佛租界に染色工場を設立し、綿糸、シルケット糸等支那織布原料の染色に從事せり。

大棉洋行

大阪棉花株式會社支店にして、棉花の輸出、綿糸、綿布の輸入を主とし、其他雜貨をも取扱ふ、

本社は大阪にして、天津、孟買にも支店を有す。

大和洋行

横濱生絲株式會社上海支店にして、生絲、棉花、綿糸布、紡織機の輸出入をなし、其他一般輸出入業をも營む。

大東銀行

北京に本店を置く中日合辦の資本金五百萬圓の大東銀行の支店にして、一般銀行業務の外儲蓄銀行業を兼營し、割増付儲蓄券の發行をなす。

大日本麥酒株式會社出張所

東京に本社を有する同社の出張所なるが、罐詰麥酒は三井洋行にて代理店として販路擴張に從ふ、主要なる輸入品は麥酒、シトロン、タンサン、ラズベリーとし出張所にては樽詰麥酒を販賣し、本邦麥酒の販路擴張に盡力し、良好なる成績を擧ぐることを得たり。

大正製革株式會社

各種皮革類の製造販賣を主とし、其他原料の輸出をもなす。

高田商會

當地支店は明治四十年四月八日の設立にして、本店高田商會は東京に在り、當支店の取扱商品

は諸機械、軍器を主とし、外に毛織物の輸入及牛骨の輸出に從事し、神戸毛織會社、東京本平組合の代理店なり、其他獨、米、英諸國に於ける著名製造家の代理店たり。

高　木　商　店

支那各地の土產品を販賣す、邦人旅行者の爲に便益を得るもの多し。

瀧　定　洋　行

名古屋市瀧定助氏の一家にて經營する處にして、本店は名古屋市にあり、綿綿布並に一般輸出入業を營む、又帝國撚絲會社の上海代理店たり。

土　橋　號

明治三十年の開店にして日本人向雜貨商として老舖の一に數へらる、當店は初め土橋右藏氏樂善堂の印刷部員として渡來し、日清戰爭後現在の業務を開き、三十六年吳服商右渡商店と合併し又藏氏は四十年に病死し、目下は太田俊三氏主として之れを經營し、酒、麥酒、醬油等を主として取扱ふ、尙輸出入通關事務をも營みつゝあり、此方は土橋正氏主として經營の衝に當る。

S. Negami

建築技師にして建築工事の設計監督に從事す。

內外鷄卵株式會社支店

當支店は明治三十四年の開業にして、本店は東京市に在り、專ら鷄卵の對日本輸出を經營す。

中井公司

本邦洋紙界に勢力ある中井商店は嘗て明治二十三年中井洋行名義を以て其支店を上海に設けたりしが、明治四十四年之を廢止して其業務は大桊商會に引繼ぎたり、然るに其後支那に於ける製紙の需要大に興れるより又此に支店を設置し、各種洋紙類、絹物、眼帯子、肥料、油脂類、工業藥品等の取扱をなすに至れり。

中桐洋行

明治二十四年の開業にして、上海に於ける邦人老舖の一なり、本店は大阪府下に在りて中桐彦三郎氏の個人經營なり、當地支店は諸機械、金物類、雜貨、蠟燭原料、電信電話用器具の輸入、雜穀、肥料、髮毛の輸出を主とし、神戶海上運送火災保險株式會社の上海代理店なり。

長澤洋行

寫眞機、寫眞材料を販賣し、併せて寫眞の撮影をもなす、乍浦路にあり。

樂善堂樂房

上海に於ける最老舖の一なり、明治十三年中先代岸田吟香氏の創立したる所にして、藥品販賣を本業とせるも、明治十七、八年の頃支那科擧用の書類を日本にて飜刻し、輸入販賣して盛況を

呈したる事あり、明治三十八年吟香氏死亡の際一時相續人にて同店を繼承せるも、同四十一年に至り姻戚の間柄にて現營業主なる岸田太郎の手に歸し、繼續營業せるものなり、隨つて明治四十一年迄は東京岸田吟香商店を本店とせしも、今日にては本店支店の關係なし、目下の取扱商品は藥種、書籍を主とし其外賣藥、衞生材料、醫療機械等なり。

村　上　洋　行

村上豐俟氏の個人企業にして、東洋美術工藝品の販賣を主とし、此外大和屋シャツ店の代理店として、大和屋製シャツ類の販賣を司り居れり。

瀛　華　洋　行

現商店は明治四十四年の開業にして、土井伊八の個人經營なり、同氏は明治二十六年五月以降日清貿易研究所附屬の日清商品陳列所を經營し、日本美術、雜貨の販賣をなし居りたるが、明治四十四年現今の營業を開けるものにして、目下は雜穀、胡麻、豆粕、牛骨、棉花、落棉類の輸出を主とし、其他一般商品の輸出をも取扱ふ。

黑　越　公　司　支　店

各種製販業を營み且これに關する機械、附屬品の賣込をもなす、工場を有し盛に營業しつゝあり。

山口商店

京都市山口一成氏の個人經營にして、明治四十年十二月主として清酒白鶴の販賣を目的として創設せられたる處なるが、其後朝日麥酒、龜甲萬醬油、蜂印葡萄酒、玉の井酢等の特約店として之れが販賣に從事し、又三井洋行取扱の火災、海上保險の代理引受をなす。

山崎商行

和洋家具の製造販賣、支那土產品の販賣等をなす。

萬歲館

西華德路に於て多年旅館を經營す。

丸福商店

支那各省產出の美術品類を取次販賣することを主業とす。

松川屋呉服店

文路にあり、日本人向の各種呉服類の販賣をなす。

富士公司

富士製紙株式會社の派出所なり、同社は從來上海には別に營業所を設けざりしが、先年洋紙界の活躍に際し、此に出張所を設け、他の代理販賣に任せつゝありし自社製品の販路擴張に努めたり

武林洋行

明治三十八年の開業にして本店は大阪市にあり、近來小津武林起業株式會社に改組せり、上海の外漢口、沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、鄭州、大連に支店出張所を有し、肥料、雜穀、棉花獸脂、植物性油、棉實、牛皮、毛皮、麻等の對日本輸出及綿糸布の輸入を營み、其外四川、湖北、河南等の物產を上海に於て販賣せり。

古河公司

明治三十九年の開業にして、本店は東京市にあり、銅及加工品、銅鑛、電線、石炭、コークス等の獨占的貨物を取扱ひ、就中銅元局用銅塊及石炭を主とし、營業成績見るべきものあり、橫濱電線株式會社の代理店たり。

福島洋行

船舶代理仲立業にして、株式會社中村組の代理店を引受く。

コドモ屋洋裝店

小供洋服及其附屬品等を販賣す、虹口吳淞路閔行路角に店舖を有す。

古賀洋行

明治十七年の開業にして、邦人老舖の一なり、日本人向吳服太物、雜貨、食料品等の販賣を主

とす。

小　林　洋　行

ライオン齒磨の製出を以て名ある小林合資會社の出張所にして、明治四十五年より此に營業所を設けたり、自家製品の賣捌の外一般貿易をも營む、此外漢口、溫州にも支店を置く。

兒　玉　洋　行

明治十八年の創業にして、邦人老舗の一なり、兒玉團藏の個人經營に係り、主として在留外國人向美術品、花莚、皮革製品、絹綿布、屛風、陶磁器等を販賣す。

江　南　製　革　廠

日本皮革株式會社上海工場にして、潭子灣にあり、靴用革、鞄用革、革製品の製造を爲し、又調革、調革用綴革、其他紡織用革製品の製造販賣を行ふ。

公　興　鐵　廠

資本金二十萬圓の株式會社にして、第一工場を韜朋路に、第二工場を楊樹浦路に設け紡織機械煙草機械類の製作を主として、其他一般鐵工業を營む、上海に於ける紡績業の發達と共に良好なる業績を示し居れり。

合　信　洋　行

貿易商湯淺七左衞門氏商店の支店にして、各種絹綿織物、海産物、一般雜貨、金物等の輸入をなす。

近藤商店

紫檀細工、和洋家具類の製造販賣を主とし、其他支那特產品の販賣をもなす。

榎本商店

紫檀細工、支那陶器、籐椅子、椅靴類の支那土產品を取扱ふ。

帝國棉花出張所

帝國棉花株式會社の出張所にして、綿糸、綿布、棉花の輸出入を主とし、其他一般の輸出入業をも營む。

阿部市洋行

大阪又一株式會社の支店にして、綿糸綿布の輸入を主とす。

蘆澤印刷所

蘆澤多美次氏の個人經營にして、大正元年九月の創設なり、書籍諸雜誌の印刷及製本を主たる業務とし、動力としは四馬力半の瓦斯エンジンを使用し、外に据付機械としてロール三臺、フードー臺、ハンドー臺あり。

佐藤商會

株式組織にして船舶代理賣買仲立を主とし、其外帝國海上運送火災保險會社、朝日海上保險會社の代理店を兼營す。

濟生堂大藥房

明治二十八年六月の開業にして藥劑師篠田宗平氏の個人經營なり、藥劑師業務及藥種、醫療器械、硝子藥罎、賣藥、化粧品等を取扱ふ。

作新社

明治三十五年現在の所有者宮地貫道氏が個人經營として福州路五十五號に營業部を、同五十三號に工場を設置し、專ら出版、印刷、活字鑄造、字母製造、機械販賣を營み、明治四十四年現在の梧州路十號に家屋及工場を建築し、營業部も亦同所に移し、同時に石版部を新設し、今日に及べり。

榮商會

蓄音機及レコードの專業にして、主に米國ヴィクター會社の製品を輸入販賣せるが、其他獨逸及日本製の樂器類をも取扱ふ。

喜多洋行

明治十七年十月の開業にして、上海に於ける邦人老舗の一なり、店主喜多太助氏の個人經營にして、主として在留外人向吳服太物、美術品、雜貨等を販賣せり。

久孚洋行

建築材料、醫療機械、化學工業原料藥品の輸入をなし、又日本に對し木炭、雨傘等の輸出を試みて次第に成功しつゝあり。

湯淺棉行

支那產棉花の輸出を主要業務とす。

三村商店

支那產吳服類、紫檀細工品其他の支那產品の販賣をなす。

三井洋行

當地支店は明治十一年頃の開業にして、上海に於ける邦人の店舖中其取引高に於て其規模に於て、其取引範圍に於て優に一頭地を拔き、實に本邦商人の代表者たり、取扱商品は輸出入の各方面に亙り、就中石炭、綿糸、棉花、綿布、生絲、機械、金物、鐵道材料、木材、砂糖の十品は取扱高最も大なり、其外銅、紙、セメント、軍需品、麥酒、鹽魚、麥粉、鑛油、植物性油、雜穀、肥料、雜貨等各種の商品を取扱ふ、上海紡績、增裕製粉、東亞海上、明治火災、日本火災、共同

火災、東京火災等の代理店たり。

三菱洋行

明治三十九年の開業にして、本店は東京にあり、本邦內地及上海、香港、漢口の各地に支店を有し、當地支店に於ては石炭を主とし、其他銅、洋紙、硝子等を取扱ふ、尙營業の外鑛山調査及鑛物分析等をなす。

南滿洲鐵道株式會社

南滿鐵道は大連と上海との間に定期航路を經營し、其他にも種々の關係あるを以て、上海に出張所を設く。

みやげものや商店

大正八年創立の合資會社組織にして、支那書畫、骨董等の陳列販賣をなし、又支那各地の旅行案內をもなす。

淸水商店

洋食糧品、靑島肉の輸入販賣をなし、兼ねて冷藏庫業を營む。

重松大藥房

明治三十九年六月の開業にして、重松佐平の個人經營に屬す、本店は富山市にあり、賣藥、藥

種、醫療器械、雜貨等を取扱ひ、就中賣藥を主とす、其他重松藥局を經營す。

信茂洋行

橫濱に本店を有し、蠶繭絲、紡績原料、雜穀、肥料の輸出を主とし、其他一般の輸出入業を營む。

信隆洋行支店

大阪に本店を置く信隆洋行の支店にして、鐵、金物類、工業藥品、綿布、綿製品、雜貨の輸入を主とし、一般輸出入業をも營む。

申行洋行

合資組織にして一般貿易業を營み兼ねて海運業、船舶代理業をも經營す。

新利洋行

本店を大阪に置き早くより重慶、宜昌に支店を置き四川の貿易に從事せり、大正元年合資會社とし、大正八年に至り資本金百萬圓の株式會社とせり、其營業は四川產原料的商品を上海に運び來り、其大部分を上海に於て歐米印度等の外商に賣渡すにあり、目下の取扱商品は生絲、屑物、獸毛、獸皮、動植物性油、藥材、蔴、棕梠、雜穀、燐寸原料、綿絲、雜貨類等なり。

上海倉庫信託株式會社

大正九年創立せられたる資本金百萬圓の倉庫會社にして、倉庫業の外運送業、火災保險代理をもなす、東百老滙路に五棟、黄浦路に一棟の倉庫を有し、上海に於ける日本人の純然たる倉庫業として、本邦人荷主に多大の便宜を供與し居れり。

上海印刷株式會社

印刷、製本、印刷機械、洋紙、文房具の販賣を行ふ、印刷部には活版の外オフセット、石版、寫眞版等の設備あり、又紙函の製造をもなす。

上海信交興業株式會社

金融業を營む會社にして、本店を上海に置き大阪に支店を設く、一般企業、商品、有價證券等に對し資金の貸付をなす。

上海油脂工業株式會社

明治四十二年に合資會社瑞寶洋行として設立せられ、北四川路に工場を設け動力として十馬力の電動機を据付け、石鹼煮造釜八個、煉石鹼機械押出し一臺、ロール二臺、削り一臺あり、一ヶ年約四十六萬打の生産力を有し、東亞公司に於て之が販賣店を代理したるが、製品の眞價支那人間に認められ、其販路は楊子江沿岸は勿論支那各地に擴張せられたり、後株式組織として、現名に改め、只支那名を瑞寶洋行と稱し、油脂精製販賣、各種香料の販賣をも營む、奉天、營口、天

津、漢口等に支店出張所を有す。

上海運輸株式會社

上海に於ける艀船運送、曳船業、船舶代理業を營む、資本金百萬圓の株式會社とす、上海航業界に於ける日本の勢力甚大なるものあり、又日本との間の貿易關係の重要なるに見て本社の如き重大の使命を有するものと謂ふべし。

上海產業株式會社

淸酒初櫻、醬油ヤマカミの販賣を主とし、其他本邦人の日用品の供給をなす。

上海銀行

資本金貳十萬弗を以て上海在留邦人により設立せられたる銀行にして、普通銀行の業務を營む、大正十年下半期には一割二分の株主配當をなせり。

祥昌洋行

鶴岡健造氏の經營にして、紡織建築用品、紡織機械、其他一般機械、金物類の取扱をなす。

松茂綿行

棉花取扱商にして棉花、落棉の輸出をなし、又顧家灣に工場を設けて製棉をなす。

備後屋洋行

其工場は狄思威路にありて敷物類の製造に從事し、右製品は文路に小賣部を置いて之れを販售す、而して其貿易部は西華德路にあり、一般輸出入業を營む。

森村公司

故森村市左衛門男が一族を以て組織せる東京なる森村商事株式會社の出張所にして、輸出入貿易に從事す、世界の各地に支店を有し、資本雄厚なれば開店後未だ年所を經ざるもよく業績を擧げつゝあり

精乳社

邦人經營の牛乳店にして、邦人在住者の間に次第に本邦人搾取牛乳の販路を擴めつゝあり。

鈴木商店

神戸鈴木商店支店にして、明治三十八年の開設に係る、砂糖を主とし其他石炭、綿絲、綿布、雜穀、肥料、鐵材、海産物、麥酒等の輸出入、船舶業を營み、又神戸海上保險、東洋海上保險、大正生命保險、神戸製鋼所、帝國麥酒會社等の代理店たり。

鈴木洋行

鈴木順策氏の經營にして、各種旅行用トランク、柳行李、鞄、靴等の製造販賣を主とす。

上海に於ける醫院としては篠崎都香佐氏の明治三十三年に開設せる篠崎醫院、明治三十五年に開設したる佐々木金次郎氏の佐々木醫院、吉益東洞氏の吉益醫院等は多年の歴史と基礎を有し、上海に於ける邦人のみならず、支那人の爲に多大の裨益をなせり、其後此外に邦人の病院を經營するもの漸く加はれるが、其主要なる醫院次の如し。

醫院	所在
藏原醫院	海寧路
向谷醫院	乍浦路
立川醫院	昆山路
須藤醫院	閔行路
福民醫院	北四川路
里見醫院	密勒路
實費治療院	有恒路
石井醫院	北四川路
辻醫院	北蘇州路
青木醫院	北四川路

洋服業

上海に於ける洋服業は從來支那人專門の形なりしが、近來日本人亦此方面に發展し、邦人の洋服業を營むもの漸く多からんとす、現在洋服業者の主なるもの次の如し。

洋服店	所在
古賀高等洋服店	閔行路
井上洋服店	浦路

杉浦洋行	文路
草野洋服店	文路
小村高等洋服店	北四川路
廣澤洋服店	閔行路
野根洋服店	北四川路
齋藤洋服店	呉淞路

靴鞄業

本邦人の上海に於て製靴、鞄等の業を營むものの主要なるもの次の如し。

直榮商會	文路
小川製靴店	霞飛路
田島洋行	北四川路
土肥洋行	文路
坂井商會	閔行路
三川洋行	百老滙路

外商

上海に於ける主要外國商店及其の營業課目等を擧ぐれば次の如し。

英商

泰和洋行 (Reiss & Co.)　織物、雜貨、保險代理店

商号	英文名	営業種目
禿件洋行	(Hopkins, Dunn & Co. L'td.)	織物、雜貨、船舶代理業
太古洋行	(Butterfield & Swire)	雜貨、砂糖、船舶倉庫業
怡和洋行	(Jardine Matheson & Co. L'td.)	[illegible]、機械、紡績業、船舶保險代理業
元芳洋行	(Maitland & Co. L'td.)	織物、雜貨 [illegible]
亞細亞火油公司	(Asiatic Petroleum Co. L'td.)	石油、油類
泰隆洋行	(Tarlow & Co.)	織物、雜貨、保險代理業
老公茂洋行	(Ilbert & Co. Ltd.)	織物、雜貨、紡績業、保險代理
新泰洋行	(Asiatic Trading Corporation, L't.d.)	茶、一般輸出入業
福利公司	(Hall & Holtz, L'td.)	百貨店
泰興公司	(Lane, Crawford & Co.)	裝身具、食糧品、雜貨
祥茂洋行	(Barkill & Sons)	絹織物
大英煙公司	(British Cigaretto Co. L'td)	煙草
怡大洋行	(Samuel, Samuel & Co.)	機械類

米商

商号	英文名	営業種目
恒昌洋行	(Anderson, Meyer & Co.)	機械工業用品、雜貨、毛皮、毛、保險代理
茂生洋行	(American Trading Co.)	織物、雜貨、船舶代理業
協隆洋行	(Fearon Daniel & Co.)	織物、雜貨、保險代理
美孚火油行	(Standard Oil Co.)	石油、油類
晋隆洋行	(Mustard & Co.)	煙草、鐵器類
豐裕洋行	(China & Japan Trading Co.)	[illegible]物、雜貨、麵粉
美昌洋行	(Allied Machinery Co. of America)	機械類
祥泰木行	(China Import & Export Lumber Co.)	[illegible]

恒信洋行 (E. I. Dupont Nemours Export Co.) 化學製品、染料、雜貨

美興公司 (Gaston Williams & Wigmore) 織物、機械、洋紙

花旗煙公司 (Tobacco Products Corporation) 煙草

大來洋行 (Robert Dollar Co.)

佛商

立興洋行 (Racine Ackermann & Co.) 織物、雜貨

老大昌洋行 (Compagnie Commercial d' Extreme Orient) 軍器、雜貨

獨商

謙信洋行 (China Export, Import & Bank Compagnie) 織物、雜貨

瑞記洋行 (Arnhold Karberg & Co.) 織物、雜貨、軍器、紡績業、保險代理

禮和洋行 (Carlowitz & Co.) 織物、雜貨、軍器、機械

天福洋行 (Slevogt & Co.) 織物、雜貨

咪吔洋行 (Garrels Borner & Co.) 油類、保險代理業

地亞士洋行 (Schultz & Co. H. M.) 織物、軍器、雜貨

蘇州

地理

蘇州は元江蘇省の首府たりし地にして、楊子江の南に當り、省の東西隅に位置す、大運河に接し兼ねて呉江を帶び又太湖に臨み、東經百二十度四十四分、北緯三十一度二十八分に位し、市街は繞らすに城壁を以てし、其形稍長方形をなして、南北に長く東西に短し、其周圍四十七支里六門を設く、則ち東に婁門、葑門、西に閶門、胥門、北に齊門、南に盤門あり、規模宏壯街衢繁盛、實に南方の大都會たり、上海の西方約八十哩にして、又楊子江の流を南に距る事四十哩なり。

市街及人口

市街は城內、閶門外及居留地の三區に分たれ、閶門外は城西一帶の地にして、近來商業地區として繁盛し、大商店、會館、公所、茶館客棧、妓樓等櫛比す、居留地は城南に位し、日本居留地は即ち盤門外の青陽隄に在り、其東部は公共租界とす。

街路は一般に良好にして、城內は敷石あるも幅員廣からず、通行甚だ困難なりしが、一九〇三

年以來多少道路を取擴げ、道路の改良行はるゝに至り、更に警察官の設置以來街路の清潔、交通の取締りの如きも多少行はるゝに至れり、一九〇二年には居留地に於ける主要道路に聯接すべき馬路の完成をも見たり、該新造道路は停車場より居留地に達する六哩の間なるも、一般の交通に利用せらるゝ事少く、將來に於ても容易に發展し得べき見込なし。

北寺塔

支那洋務局地界は盤門外呉門橋にあり、約四百畝の面積を有し、現時戸數千戸以上、及製絲場、綿絲紡績所等あり、尚ほ漸々發達の模樣あり、界內の人口は略一萬以上にして、同地區域にて徵收する各種の稅金額は二千弗以上に達し、同地界の自治費を支ふに足ると云ふ、地價は三等に區別せられ、上等一畝五百兩、中等四百兩、下等三百兩內外にして、地均を了したる上等地區は一畝に付千弗內外に價し、城內に比しては概して二倍の價格なりと云へり、又同界內の家賃は間口

支那尺十二尺を一軒分と稱するの慣習にして、其家賃は數等の差あり、最上等即ち一ヶ月二十弗より下つて三弗に區分せられ、是又平均城內に比すれば二倍の高價なり、此區の斯る發達は全く蘇州商業の中心たる閶門に近くして、地勢の利を占むるに因るものとす、蓋し同區に於ては開港以來最も早く道路を完成し、漸次進んで遂に閶門に延長し、今や續々家屋の建設せらるゝを以て早晩閶門と連絡接軒して益々繁盛を呈するに至るべし。

蘇州市街に於て各種商店の比較的多數集合せる地點を擧ぐれば次の如し。

商店	地點	商店	地點
製茶店	後小邦弄	絨氈類店	西中市
衣類店	中市及觀前街	雜貨店	中市、胥門外、觀前街
珊瑚店	觀前街	絹織物店	中市
鐵器類店	閶門外	羊毛類店	齊門外
棉花店	臙脂河頭	雜穀類	閶門外、齊門外
生絲店	中市	扇子團扇店	觀前街

此地の人口は支那人の言に據れば五十萬と稱せらるるも、これ蓋し往昔繁榮時の推算なる可く一九一〇年支那當局の調査によれば二五六、五二四八なり、而して現今は城內十八萬、閶門外其他を合し五萬人即ち合計二十三萬內外なるべしと、此の地に於ける繁榮市街は、城外に於ては閶門中市馬路一帶及上塘街山塘街等にして、城內に在りては玄妙觀前の觀前街、之と交叉する護龍街及臨頓路、胥門に近き道前街、養育巷等とす、就中閶門中市及觀前街は露店茶館等多く行人常に

雜沓を極む。

沿　革

蘇州は禹貢楊州の域にして、春秋時代には呉の國都たり、卽ち伍子胥が呉王闔閭の爲に築造したる姑蘇城是なり、闔閭及其子夫差の都して越王と抗爭したる所として世に喧傳せらる、闔閭は越を伐ち傷き死せり、其子夫差後を承け父の讐を報ぜんと志し、朝夕薪の中に臥し出入人をして「夫差而は越人の而の父を殺したるを忘れたるか」と呼ばしめ、後遂に越を夫椒の地に敗るを得たり、越王勾踐餘兵を以て會稽山に退き百方罪を謝し臣たらん事を請ひしも、子胥之れを不可として爭ひしが、呉王は太宰伯嚭の言を容れて越を赦せり、玆に於て勾踐國に反るや膽を懸け坐臥に之れを仰ぎ嘗めて「女會稽の耻を忘れたるか」と自語して自ら勵まし國政を大夫種に委ね范蠡と共に專ら武を修めたり、其の間夫差は越より美姬西施を得て甚だ之れを寵し遂に三百丈の姑蘇臺を起し日夜宴樂に耽れり、伍子胥之れを諫めて「臣姑蘇の久しからずして麋鹿の遊ぶ處とならん事を恐る」と云ひしも聽かず、却て伯嚭の讒を信じて子胥に屬鏤の劍を與へて自刄せしめたり、子胥死に先ち其家人に告げて曰く「我眼を抉て東門に懸けよ、以て越兵の呉を滅すと見ん」と、然るに一方越は十年生聚し十年敎訓したる後呉に攻入し呉は三度戰ひて三度敗北せり、夫差姑蘇

臺に上り越に和を請へるも范蠡頑として聽かず、夫差以て子胥に見ゆる無しと幎冒を爲りて面を蔽ひて死せり、其結果越に屬するに至り、戰國時代には楚に屬せり、秦は會稽郡を置いて吳を治め、漢初には荊國たり、次いで又吳國たり、景帝三年復會稽郡となり、後漢順帝永建四年吳郡を分置せり、晉宋は之れに因り、梁亦吳郡と云ひしが、陳は吳州を置き、隋の平陳吳郡を廢して州に改め蘇州と改稱せり、大業の初又吳郡となせしが、唐武德四年蘇州を復し、爾來兩三度の變更ありしも明初以來蘇州府となし一州七縣を領して京師に直隸せしが、中華民國に至り府を廢し、縣となせり。

Marco Polo の記錄

蘇州の外國人の記錄に顯れたるは Marco Polo の旅行記に始る、Marco Polo は蘇州を稱するにシングィを以てし、次の如く之れを記述せり

シングィは宏大華麗の都府なり、周圍二十哩に及ぶ、住民は象敎徒にして元帝に臣隸し、其紙幣を通用す、生絲の產出殊に夥しく、之を製織して自己の消費に供す、彼等皆一般に絹布を纏ひ居るのみならず、他の市場へも持出して販賣す、居民の數驚くべき程多くして、中には巨萬の富を有する者も少なからず、然れども皆な卑屈怯懦の民なり、專ら商會製造を以て進取の策を講じ、

剛毅の擧動を爲せしならば、啻に蠻子の全疆を服從せしのみならず、更に他の方面に迄も其力を及ぼし居たらんも亦知るべからず、此他良醫多く輩出し、能く病性を審別して巧に對症の藥を投ず、有名の學者も亦出づ、卽ち我輩の所謂哲學者流なり、外に術士巫祝の輩も亦多し、附近の山には最良の大黃を產し全國に輸送す、生姜の產出も亦夥し、此邦の貨幣大約ヴェニスの銀貨一グロートに當るものを出せば、新鮮の物目方四十ポンドを得べし、其賣買の價格廉なること此の如し、シングイ府の治下には重要富饒なる郡縣市邑十六個所あり、何れも工藝商業の繁昌地なり、世人キンサイ（京師）と云へば直に天の都と解するが如し、シングイ（蘇州）と云へば必ず地の都と解するなり、シングイを去つて次はヴジウ府（湖州）なり、爰にも亦生絲の產出甚だ盛大にして、商賈工匠極て多し、州內最好精美の絹帛を製織して、各地に搬出す、此地に就ては其他述ぶべき要件なし。

Macartney 一行の記述

支那に對して北方諸港に於ける通商を請ふべく派遣せられたる Macartney は、北京を訪へる後大運河によりて南下し來り一七九三年十一月七日蘇州城外を通過したり、其一行中の Barrow が旅行記中に掲載せる蘇州に關する記事を要譯すれば次の如し。

蘇州府の城外に入りてより三時間を經過して、始めて市の城門に達することを得たり、城門附近には、多數の船舶舳艫相接して碇泊するを見たり、此地は極めて繁盛なる都會にして、城門の內外には多數の人民群集せるが、いづれも快濶にして、且つ滿ち足れる面地にて、其服裝の如きも他の都會に於て見たる所に比して遙に優れり、卽ち其大部分は絹製の衣服を着用せり、婦人はペティコートを着用し、北方に於て見るが如きズボンを用ゐず、婦人の一般の風俗を見るに、額に黑繻子の布を以て造れる小帶を着け。其中央に水晶の釦を飾れり、其顏面及首には厚く白粉を塗り下唇と兩頰に紅を點せり、其足は極て不自然なる小さき形に纒足せらるゝを見たり、此地方は婦人の賣買或は特殊の取引行はれ、多數の婦人人身賣買的に取引せられ、此地方に於ける主要なる商業として、盛んなる婦人の賣買を見る。

此地方に於ける主要なる生產物は米と生絲にして、米を生產する田は旅行の途中に於て到る處之を見たるが、蠶の飼育に用ゆる桑も非常に多く栽培せらる、運河の兩岸は、眼界の及ぶ限り孰づれも桑樹なり、此桑の葉を以て飼育せる蠶より繭を採り、それを紡いて生絲を製出するが此地方の重要なる產業なり。

ELGIN 一行の訪問

Arrow 號事件につき英國の使節として支那に派遣せられたる Elgin の一行は、一八五八年二月二十六日上海より蘇州に至りたるが、其旅行記に載する蘇州事情次の如し。

市街は殆んど完全なる方形を成し、各邊の長さ各々四哩に達し、其兩方面は大運河に接し、他の二方面は小運河に接す。一行は其の小運河の一と大運河との連接する地點に達したるが、其邊多數の戎克蝟集し、兩岸人家の相連なれるを見たり、一行の茲に到達するや支那官憲より派遣せられたる使節一行を待ち受けて、巡撫が一行に會見すべきを以て、暫く此の地に止まりて其時を待たん事を求めたり、然れども一行は速に城内に入らん事を希望したる爲め、其内意に應ぜずして運河に群れる小舟の間を押し分け、兩岸に雲の如く集まれる多數土人の環視を受けて、運河を進んで水門より城内に突入せり。

一行が葑門と稱せらるゝ水門に達するや、支那官憲は一行の進入を防ぐ爲に水門を鎖さんと欲したるも、時既に遲く一行は早くも進入したり、依て彼等は恰も狂氣せる者の如く、種々の手眞似表情を以て、一行に對して退去せん事を求めたるも、一行は毫も通せざる者の如き態度を裝ひて、斷然水門に進み入れり、一度城内に入るや、城内の水路は各方面に連り、恰もベニスの如く、水路縱横にして、方向を知る事困難なりしを以て、一行は敢へて無謀に進まず、靜かに城壁の下に退きて茲に碇泊せり、一行の碇泊するや外國人を見るに好奇の眼を以てする多數の土人、

運河の兩岸に集まり來り、一行の或者が各乘轎の間を來往するを見るや、驚異と好奇の聲を放てり、然れども彼等は一行に對して毫も不穩の行動を爲すの狀なく、其全體の樣子は同樣の場合に英國の群集の示す態度よりも寧ろ溫和なるものなりき。

一行の停船するや程なく巡撫は、其の下僚を豫て面識ある一行中のレーの下に派して、西門內に於て會見せん事を求めたり、レーは約二時間の後歸着し來り、巡撫が一行を其の衙門に於て接見すべき旨を傳へ、更に巡撫より直ちに一行の爲に轎を仕向くべき旨を傳へたり、依て其の日の午後一行は會見の爲に制服を着用して上陸したるが、埠頭に護衛兵の一行を待つあり、一行が仕向けられたる轎に乘つて市內に進み行くや、軍隊は其前後護衛の任に當れり、斯くて城內を行く事約二哩に及べるが、市街の兩側は窓となく、屋上となく、橋上となく外國人の一行を見物せんとする多數の群集を以て滿されたり。之等の群集は唯默々として凝視するのみにして、敢て批評の言を發する者なく、更に又不穩の行動若くは輕侮の態度を示す等の事毫も無かりき、吾人は之等の群集中に多數の婦人ある事を認めたるが、蘇州は元來支那に於ける美人の產地と聞けるが、一行も之等の群集を一見して其の評の僞ならざるを知れり、吾人は支那の他の地方に於て斯かる端麗なる、容色整へる容貌をなせる女子を見たる事なかりき、廣東に於ては婦人は全く恐ろしき者、又北方に於ては婦人は美しきも彼等を街上に於て見る事甚だ稀なり、然れども蘇州に於

ては婦人も亦外國人を見又は之に見らるゝ事を喜べるものゝ如くなり。
一行が衙門に達するや、支那に於ける普通の禮式に從つて三發の祝砲を放てり、一行は數多の門を通じて奥に進めるが軍人及び屬僚は何れも列を爲して一行を迎へたり。巡撫は極めて慇懃なる態度を以て會見室の入口に於て一行を待てり、一同着席するや通譯を通じて一應の挨拶を取換せり、其の終るや我が全權使節は英、佛、米等の四國より總理大臣に宛てたる重要なる文書を所持する者なるが、巡撫は最も速かに之を傳達せん事を求めたり、依て該書面を巡撫に交付するや、彼は直ちに之を開いて一見せるが、彼の多數の屬僚も彼の背後より同じく該書類を覗き見せり、斯くの如き事柄は吾々西洋の外交上の作法に從へば奇怪なる事柄なれども、一行は敢へて之を默認せり、其終るや巡撫は一行の爲に果實、饅頭、糖果等を出して大いに饗應せり。

髮賊亂と蘇州

長髮賊の亂は近世の蘇州に重大關係を及ぼしたる事件なりき、賊徒が蘇州を占領したるは、其滅亡に近き咸豊十年三月にして、李忠王南京より出でゝ此方面に進軍し、遂に此地をも攻略するに至れるなり。
長髮賊徒の蘇州占領後清朝の軍隊は、頻りに之が回復の計畫を爲したるが、Gordon 將軍の努

力に依り先づ蘇州に近き昆山を占領する事を得たり、昆山占領後蘇州を陷るゝが爲には大運河の南北の要點たる無錫及び呉江を占領する事緊要なる事とせられたり、蓋し無錫を占領せば以て蘇州と北部との聯絡を斷つ事を得べく、呉江を占領すれば南方諸地方との聯絡を斷ち、更に西方なる大湖より小船隊の來り助くる事を制し得べく、此の兩地にして陷落せば蘇州の陷落は單に時間の問題に歸すべし、故にGordon の軍隊は昆山より呉江の攻撃に向ひ、一八六三年七月二十五日 Firefly 及び Cricket の二外輪船に乘り込みて呉江に進みたるが、賊徒は攻

ゴルドン將軍

撃軍の來るを聞き恐れをなして蘇州に退却したる爲。Gordon は其の廿九日を以て何なく呉江城を占領する事を得たり。

呉江を占領せる結果は蘇州と杭州との聯絡は完全に遮斷せられ、其の結果杭州は南方及び東方よりする聯絡を斷たれ、殊に上海との聯絡不可能となりたる爲め、從つて武器の供給を困難なら

しめ、呉江の占領は蘇州のみならず杭州の賊徒に對しても大なる打撃を及ぼせり。
呉江占領後 Gordon と支那當局者との間に不和を生じ、Gordon は斷然其の率ゆる軍隊を捨てゝ單獨上海に引き返したるが、其の後に至り清朝軍隊の勢力振はずして、動もすれば危急に陥らんとするの風説ありしより、Gordon は再び其の忠誠なる感情に刺戟せられ、八月一日意を決して上海を發し、再び昆山に赴きて從前よりの部下を指揮する事となれり。
當時蘇州城内に籠りたる長髪賊徒の中にも外國人の指揮官ありたるが、之等の者は攻撃軍に當る爲には夾浦の奪回を必要なりとなし、數々多數の軍隊を出して之を攻略せんとしたるが、Gordon は此の地は蘇州と上海との交通を遮斷するが爲には必ず防止せざるべからずとなし、賊徒が屢々之が攻撃に來りたるに拘らず、全力を盡して之を撃退せり。
當時蘇州城内に在りし外國人は長髪賊徒の顧問 Burgevine の外二三百人に達し、彼等は軍隊の訓練及び兵器の製造に從事したり。
其の後 Gordon は更に進んで九月廿九日に於ては殆んど何等の抵抗なくして蘇州城外の寶帶橋を占領する事を得たり、斯くの如くして蘇州が次第に清軍の爲に攻め寄せらるゝや、長髪賊に於ては蘇州を奪はれんか其の勢力の消長に非常なる關係あるを以て、南京より特に忠王を派し多數の兵力を率ひて之が援助に赴かしめたり、一方賊徒は呉江を奪回せんとして非常なる努力を試み、

一時呉江に於ける清軍は極めて危急なる狀態に陷れり、十月十二日寶帶橋に在りたる Gordon の許に此の報道到着したるを以て、彼は若し呉江にして賊徒の爲に攻略せられんか、重大なる結果を惹起すべしと爲し、斷然五百八の手兵及び砲兵を率ひて之が救助に赴けり、呉江の攻撃に向ひたる賊徒の數は約二三千名に達したりしが Gordon は激戰三時間にして之を撃退する事を得たり。

其の頃李鴻章の兄弟季某江陰を陷れ多數の軍隊を率ひて蘇州の北方に迫り、蘇州は次第に危險なる狀態に陷りたるが爲に、賊徒の慕王に從ひたる外國人の間には、此の際速かに賊徒との關係を斷ちて退城するを有利なりとなす者あり、終に Gordn と Burgevine との會見行はるゝに至れり。

第一回の會見に於て兩人は蘇州開城の時期に就て協議したるが、第二回の會見に於て Burgevine は Gordon に對し其の部下の兵力を率ひて蘇州に入り、相共に其の軍隊を合體し、蘇州城を根據とし有力なる兵力を率ひて北京に進み、彼等の力を以て茲に一獨立國を組織せん事を提議したり此の計畫に對し Gordon は憤怒を以て報ひ、斯かる協議に與る事を拒絶したるが、Burgevine は更に談判の途中に於て Gordon を奪ひ取らん事を企てたるも、此の計畫は Gordon に內通する者ありて終に不成功に終りたり、斯くの如く Burgevine の計畫悉く失敗に歸したる結果、最後に餘す處は降服の外なく、終に Burgevine 及び其の部下は降參して Gordon の手中に歸する事となれ

り、此の降參に就て彼等は Gordon の率ひたる Hyson 號を攻撃するの態度を裝ひ、城より突撃し來れる數千の賊徒は此の假裝の計畫に對し何等の疑を挿まず、其の後に續きたるが、外國人の投降者は無事なりしに引替へ、之等の多數は砲火を蒙りて多大の損害を受けたり、然るに其の投降者中に Burgevine の居らざりし爲め、其の安全に就き大なる不安を生じ、Gordon は脫走者の所持せる多數の小銃を返却すると共に慕王に對し Burgevine を釋放せん事を請へるに、大膽なる彼は禮を厚ふして之を脫出せしめたり。

Burgevine の手記に據れば當時蘇州城內に於ては兵器の供給杜絕し、從つて進んで種々の策戰を爲す事困難なる狀態に陷り、殊に彼自身非常に健康を害したるものみならず、彼は忠王に對し蘇州を死守し、此の地方に戰鬪を繁くするは、附近の桑園を荒廢に歸せしめ、從つて蘇州の生絲貿易を杜絕せしむるに至り、其の結果重大なるもののあるを以て、蘇州及び南京を捨てゝ北方に於て確實なる地歩を築かん事を勸告したるに用ゆる處とならず、更に外國人に對して手當を支拂はざるに至りしが爲め、彼等は長く玆に止まる事能はざりしなりと云ふ。

Gordon は Burgevine の處置に關し、何等約束する處なかりしが、李鴻章の見解に從へば彼は支那の法律を以てするも、將又外國の法律を以てするも、當然死刑に該當すべきものなりとなしたるが、米國の領事は彼を危險人物として海外に追放すべしとの說を唱へ、其の後彼は支那官憲の

蘇州に於ける賊將の處刑

爲に逮捕せられ、上海に一時監禁せられたりしが、次いで日本に渡れり、然るに其の後一八六五年に至り再び支那に歸らん事を勸說せられ、之れに從ひて彼は再び渡支し、厦門に於て最後の長髮賊徒の中に加はりたるが、直に捕へられて福州に送られたり、米國政府は彼の保護を爲さゞる事に決定したる爲め、彼は陸路江蘇當局に引渡さるゝが爲め護送せらるゝ事となりたるが、其の途中に於て終に命を落すに至れり、支那當局者の報告に據れば、彼は途中浙江に於て洪水に會ひ終に溺死するに至りたりと云ふも、外國領事の調査に據れば、彼の死體は寧波附近の水溜中より發見せられたるが、死體は切斷せられ極めて殘酷なる最後を遂げたるものゝ如くなりしと云ふ。

賊徒の顧問たりし外國人も退去するに至りたる爲め、清軍は此の際一擧にして蘇州城を陷れんと計畫し、Gordon 部下の三千五百名の軍隊に加ふるに四百名の佛支義勇兵、程學啓の率ゆる十分の訓練ある一萬の軍隊、李鴻章の部下たる二萬五千乃至三萬の軍隊

を合して蘇州に迫れり、之に對し賊徒も種々の防禦工事を施し頻りに應戰に努め攻撃軍も容易に近づく事能はざりしが、Gordon は夜に於ける防備の稍々薄弱なるを知り、之に乘じて夜襲を企て十一月廿七日午前二時突如として城門に迫りたりしが慕王亦部下を率ひて能く戰ひ Gordon も終に得る處なくして退くに至れり。

茲に於て攻擊軍は更に砲兵の勢力を增し、廿九日に於て總攻擊を開始し、之に對して忠王亦能く防ぎたりしが、攻擊軍の勢力優れる爲、此の開戰に於て第二防禦線迄陷れり。

斯くて蘇州城が次第に危殆に瀕したりしより、忠王は退却を提議したるが、慕王頻りに之に反對し、死力を盡し蘇州城の維持に努めたるが、慕王は部下の爲に殺され東門陷り、一八六三年十二月六日に於て終に降を請ひて蘇州城を開城するの已むなきに至れり、當時忠王は逃れ、納王部雲臺、比王伍貴文、康王汪安均、寧王周文佳、天將范啓發、張大洲、汪懷武、汪有爲等は投降せり、是等投降者に對して Gordon は寬大の處置を爲すべき事を約し、李鴻章亦之を認めたるに拘らず降を乞ひたる後に於て、其の多數を斬罪に處したる爲め李鴻章と Gordon の間に一大爭議を生じたりき。

開　港

蘇州は江蘇省の首府にして、古くより有名なる市場たり、殊に外國人の重要輸出品となす生絲絹織物の主産地たるより、外國人は早くより此に着目し、英國當局者の間にも、此の開港を要求すべしとの議ありたる處なるが、日清戰爭後の下關條約の結果として、一八九六年九月二十六日列國の通商貿易の爲開放せられたり。

革命事變と蘇州

一九一一年十月武漢の地に革命亂起るや蘇州に於ても忽ち人心恟々たり、通商取引全く停止せられ一般に不安なる狀態に陷れるが十一月四日に至り、蘇州も亦革命黨に左袒すべしとの告示を見るに至り、其間多少の騷擾を見るべしとの期待ありたるに拘らず、何等障碍なく全市を擧げて革命黨に歸するに至り、巡撫たる程德全は直ちに其儘革命政府の都督たるに至り、其他の各地に於ける如く戰亂と爭鬪とを見る事なくして、極めて無事なる裡に革命黨の勢力に歸する事となれり。

氣候衞生

氣候は四時宜しきを得、冬季は三四十度、春秋は五六十度、夏は九十度前後とす、此地は比較的淸淨なりと雖も、城外の馬路を除き城內は道路尙ほ狹隘にして到る處不潔なるを免るを得ざる

も溝渠發達して惡水能く疏通するが故に、夏時炎熱の候と雖も、惡疫の流行甚しからす、獨りマラリヤは此地の風土病として始終絶へざる有様なり、城内は近來警察の取締嚴にして往來多き街區の露店を驅拂ひ、及び市街の兩側に突出せる店舗を其敷地以内に縮少せしめたる爲め、道幅殆ど舊に倍し稍面目を改めたるも、衛生上は未だ顧る處少し。

居留地

一般居留地

一般居留地 (General Foreign Settlement) は日本居留地の隣にあり、日本專管居留地設置と同時に江蘇省當局者と在上海列國領事團との交渉により、設置せらるゝに至りしものにして、租界章程に於ては土地の讓渡、租借權の更新、地税及其徴收方法、下水、道路、埠頭の建設、維持、修繕、租界内の警察權問題等を定む、其主要なる條項次の如し。

一、租界内の土地は締盟國人民に限りこれを租用することを得るものとす、(然れども外國人は多く其名義を支那人に貸し土地の租用をなし、事實上に於ては此條項は有名無實に歸せり

一、一人の租用し得る土地は六畝以下とす

一、草葺又は粗末なる木造家屋を建築するを得ず

一、租界內に爆發物を存貯し、又は許可を經ずして租界內に持運ぶべからず
一、租界內土地を三級に分ち其租用價格を每畝二百五十元、百六十元、百元の三種とす
一、地稅は最初の十年間は每畝一年三千文を納付し其後は四千文とす
一、租借權は三十年を限りとす、但し三十年の終に於ては無償にて更新する事を得るものとす、
若し更新せざる時は消滅するものとす
而して本租界は支那政府の設けたる洋務局の管理に歸し、車稅、人力車稅、家屋稅、劇場各種營業特許料等を徵して之れを以て警察道路、其他の經費に充つ
警察は外國人の顧問を雇聘し、支那警察官之を司る、警察署監獄等租界內にあり。
租界は居住するもの稀に、稅關製絲場のある外何等眼を遮るものなく荒廢に歸せり。

日本專管居留地

日本は蘇州の開港を約せしめたる後、一八九七年三月五日の取極により此に專管居留地を設定せり、其位置は盤門外の運河を隔てたる靑陽地にあり、東は各國租界に、西は洋務局界地に接し、總面積十萬坪あり、該取極によりて租界內道路警察其他の權は日本領事の管理に歸する事とし又界內土地は日本人民に限り租借する事を得る事とせり、而して是等の土地は一畝百六十元と定め希望者に一人宛二畝以上六畝以下を分賣する事とせり、地稅は一畝一ヶ年四千文とし、最初の十

年は三千文と定め、借地權は三十年を期限とし、其後は無償にて更新し得ることとせり。今是等の詳細の條項を規定せる取極書の全文を掲ぐれば次の如し

清國蘇洲日本居留地取極書

第一條　清國は蘇州盤門外相王廟對岸青陽地に於て西は商務公司地界より東は水綠涇河岸に至り北は沿河十丈官路外より南は採蓮涇河岸に至る即ち附屬圖中紅線を以て劃せる地區に於て界石を立て日本居留地を設くることを承諾す

前記沿河十丈（官路四丈此内に在り）地面に關する件は暫らく懸案と爲す但し清國は日本人民が自由に往來通行し客貨を上下し船舶を繫泊することを承諾し並に該地面に於て一切の建物を造築し得ざる事を聲明す又將來若し別國か沿河地間を其の居留地内に編入することを許す場合に於ては日本も亦た一律に辨理すべきものとす

第二條　居留地内道路橋梁及警察の權は日本領事の管理に屬す其の道路橋梁は日本領事より方法を設けて修造し清國地方官と關係なかるべし但し附屬圖中に記明せる豫定道路の外若し我人民の水利に關する場所に於て道路を開設せんとするときは必らず地方官と商議の上之を辨理すべし

第三條　居留地内地所は日本人民に限り租借することを得但し清國人にして居留地内に居住を願ふ者は家屋を借受け自ら營業することを許す尤も品行不正にして一定の職業なく若くは曾て罪科を犯し本分を守らさる清國人及居留地の治安を妨害する者と認むへき日本人は孰も居留地内に居住するを許さず違ふ者は退去を命じ猶違犯する者は所屬國當該官吏に於て之を處分す又居留地内居住の清國人民に關する訴訟事件及清國地方官の當然取扱ふべき事項は成る可く上海租界洋涇濱會審章程に依り之を辨理すべし清國は居留地内に會審公署を設立すへし

第四條　居留地内地價は一畝に付洋銀百六十弗と定め本書調印の日より十箇年間は增額することを得ず十箇年後は居留地内隣近地の公平價格に照らして租借し借地人地主雙方共何等の異議を唱ふるを許さず

第五條　居留地内地税は一箇年一畝に付銅錢四千文と定む（尤も調印の日より十箇年間は一箇年一畝に付銅錢三千文を納め十箇年後に至り永遠一箇年一畝に付税額銅錢四千文を納むるものとす）每年清曆正月十六日より同月三十日に至る十五日間に各借地人は必らず該年分税額を取揃へ上海各國人地税納入と同一の手續に據り之を納むへし但し公共用の道路橋梁溝等は地税を徵せず又一私人にて租借するを許さず

第六條　凡て借地志願者は必らず日本領事に願出つるを要す日本領事は本人姓名並に所願地面の畝數を淸國地方官に照會し地方官は官吏を派遣して領事館員と立合ひ現場に就き何等故障の有無を踏査したる上初て借地を許可すへし而して借地人より地價及地稅一箇年分を皆納するを俟ち地方官は借地券三通を作り內一通を留置き餘の二通を領事に送致し領事は之に捺印の上一通を借地本人に下渡し一通を領事館に保管して調査に供すへし借地確定したるときは借地人は自費を以て界石を立つべきものとす居留地內に於て一個人の借得べき地所は二畝以上六畝以下とす若し六畝以上を租借する必要ある時は先つ事由を具して領事に願出て領事は前項に照らし地方官に措辦方を照會すべし

第七條　凡て借地には必らず借地本人若くは代理人居住經理するを要す若し已むを得ざる事故のため他人に讓渡を必要とするときは先づ日本領事に願出て領事は事由を取調べ淸國地方官に照會の上始て借地券を書換へ讓渡することを許すべし

第八條　借地券は三十箇年を以て期限と爲すも滿期後之を書換へ引續き租借することを得其後永遠三十箇年毎に之を書換ゆるを例とす書換の時は借地人より日本領事に申出て領事は淸國地方官に照會し書換の手續を爲すべし但し地價は勿論何等の費用をも取立つることを得ず若し滿期に至り書換を申出てざる者あるときは地方官より一應領事に通知し領事は本人を召喚の上諭告すべし而して二箇月を經過するも仍ほ書換を申出てさるときは取締の爲め該借地券を取消すべきものとす

第九條　居留地內家屋を移轉するものあるときは淸國地方官は之を幫助辦理す墓所ば地方官に於て極力說諭を加へ移轉する様取計ふべし尤も墓數夥多の箇所には蹂躪を防く爲め地方官より墻壁を築き之を圍護すべし又居留地內日本人民未借の地所は淸國人の失業を免れしむる爲め從前の通り居住耕作することを許す

第十條　居留地內には火災豫防の爲め藁屋及板葺家屋等を建築することを許さず違犯するものは直に之を差止め且つ取毀たしむべし

第十一條　居留地には火藥爆裂藥其他生命財産上危害の虞ある一切の物品を收藏するを許さず違犯する者は各本國の法律規則に依り之を處分す若し工事の爲爆發藥類を用ふるの必要ある時は前以て明細に日本領事に申出て領事より先つ稅關に通知して檢査を遂け相違なければ陸揚後は一定の收藏所を設け茲に存貯し成る可く速に使了すべく擅に各所に貯藏し又は置留久しきに渉る事を許さす若し此等の事實あれば一般の安寧を謀る爲領事より本人に命し之を居留地外に轉輸せしむべし

第十二條　日本領事は淸國地方官と協議し居留地外に於て僻靜空曠にして住民に妨げなき一地を選み自ら人民より租借し日

本人墓地となすべし其の面積は十畝を度とす尤も將來不足の時は隨時地方官と妥商して之を擴充することを得

第十三條　以後蘇州別國居留地に對し若し淸國より別に利益を付與する所あらば日本居留人民も亦た一律均霑すべし

第十四條　本取極書に記載せざる他の瑣細の事項は彼此別に照會を交換し證據とすべし以上各條は兩國委員各政府の命令を奉し和衷商定するところなり乃ち日本文漢文二通を作り彼此對照せるに誤謬なきに依り玆に記名畫押の上雙方各二通を執り上憲の全く裁可あるを俟ち官印を押捺して證據とし且つ實施せらるべきことを約す

明治三十年三月初五日

光緒二十三年二月初三日

大日本帝國上海在勤蘇州兼勤鎭江外四港兼轄總領事
珍田捨己　畫押

大淸帝國欽命二品頂戴蘇州承宣布政使司
聶緝槼　畫押

大淸帝國欽命二品銜監督蘇州關江蘇督糧道
陸元鼎　畫押

本居留地は之を元字、亨字　利字　貞字の四大字區に區劃し、各區劃を數號に別ち、更に每號を數宅地（約二畝を以て一宅地の標準とす）に分割し、以て借地志願者の撰擇指定に便せり、其區分數次の如し。

地區	番號	宅地數	
元字	第一號より第八號まで	一〇〇	大運河に接す
亨字	同上	九五	元字の隣區にして第一號乃至第三號は採蓮涇に瀕す
利字	第一號より第五號まで	五三	元字の隣區にして第一號第二號は採蓮涇に沿ふ
貞字	第一號より第二號まで	一〇	利字の隣區にして皆採蓮涇に臨む

右の內本邦人民より地所借用願濟の地所は、元字區內百四十畝餘、亨區內五十一畝餘、利字區內六畝餘、貞字區內二畝、此願人四十一名なるも、既設家屋は僅に其一部分に過ぎずして餘は尚ほ宅地の儘草を鞠て空しく存するのみ、元來舊租界內に住する支那人は比較的充分なる保護に浴し得るが爲、隣區に在る支那人及び城內に在る者も好んで此に來移すへき筈にして、現に來住を希望するもの多きも、來住すへき家屋なき爲遂に之れを實現するに至らずと云ふ。

租界の運河に沿へるバンドは支那當局に於て馬路を建設し、其他界內には日本政府にて三萬餘圓を投じて縱橫の道路を建築し、又警察官も日本人の下に支那人を用ひ之れを組織せり。

現在の租界內在住邦人は戶數二七、人口八四人に過ぎず。

官公省

蘇州は前清時代江蘇省の首府にして、兩江總督は南京に駐在せしも、此地には巡撫、布政使、提學使、提法使等の重要官署あり、其他織造衙門、糧道衙門等もありしが、民國に入りては南京を主とし、督軍、省長の如き孰れも南京に置く爲、蘇州に於ける官公署は次第に減じ、目下は道臺衙門、海關、洋務局等を主なるものとす。

領事館

蘇州に於ける外國領事館としては、目下一日本領事館あるのみ、英國は此地に領事館を設けたるも遂に領事を任命するに至らずして一九〇〇年之を閉鎖せり。

海關

蘇州が正式に外國貿易の爲開放せられたるは一八九六年九月二十六日なるが之れに先つ一週間外國小蒸汽船の上海より此に到達せるものありたり、開港の初に當つては何等の設備も無く、税關の如きも同年十月一日より執務を始めたるも之れに充つべき相當の建物無く、依つて外班はハウスボート内にありて其事務を採り、貨物檢査場の如き草葺の假屋を設けて之れに充て、內班は城內の支那ノ家屋を以て一時事務所とせり。當時公布せられたる蘇州關章程次の如し。

蘇州關試辦章程

一、船隻の荷役區域は現に暫く盤門外相王墓の對岸より起り東方密渡橋に至る間に定む、船隻密渡橋に至る時は本關より停泊地位の指令あるを俟つべし

二、荷役は午前六時より午後六時に至る日中に於て行ふべく休暇の場合には特に許可を經たるものにあらざれば荷役を許さず、若し許可を經ずして私に荷役を行ふもの或は積載貨物と積荷目錄と一致せざるものある時は均しく之れを官沒すへし

三、洋船は入港後二十四時間內に船舶書類等を本國領事官に提出し關に屆出を請ふべし、若し本國領事無き場合は他國領事に代報を託し又自ら關に至り屆出をなすべし

支那船は入港後二十四時間內に船舶書類等を新關に提出すべし

以上華洋船隻は領事を經て又は自ら海關に届出たる後、更に其積荷目錄の貨物の種類數量等を認めたるもの英漢文各一通を關に差出し、荷揚許可證の交付を受け、然る上該貨を本關埠頭に廻送し關の檢査を經驗單の下附を受け銀行に至り稅銀を納入し其領收證を關に提示したる後初めて陸揚をなすべし

該積荷目錄は船主に於て過誤無き旨を證明し目錄中には總ての貨物の番號數量を詳細に記入すべし、若し虛僞の目錄を提出せるものは條約に照し該船主に五百兩の罰金を課すべし但し其誤記に因る錯誤にして目錄提出の日に訂正を申出でたるものに對しては罰金を課せず

四、輸出貨物は先づ本關埠頭に運至し其種類數量價格等を詳細に記入せる目錄英漢文各一通を關に提出し檢査を受けたる後銀行に至り納稅を了り其領收證を關に提示して積出許可證を受けたる後積込をなすべし、輸出貨物にして船腹無き爲積込むを得ずして積歸るものは該貨物を本關埠頭に運送し檢査を受け退貨證の下附を得て後陸揚入庫を行ふべし

五、船隻の貨物積込を終り各項稅鈔亦完納せる時は該商より積込貨物目錄を關に提出すべく其誤無き時は紅單を交付し出港を許可すべし

六、船鈔を完納して出港せる船隻の杭州に至るものは吳江城外三里橋を上海に至るものは黃渡及北卡等の地を過ぐる際本關發給の牌照を提出すれば卽ち其儘通過を許さるべし、其杭州上海より蘇州に至る場合亦同し、但し沿途に於ては一切貨物の積卸を行ふを得ず

七、本關は關を閉ぢ公事を取扱はざる日を除き每日午前十時に關を開き午後四時に至りて閉づ凡て各項單照を請ふものは須らく本關稅務司に申出づべし

以上章程は暫く試辦を行ふものなり、今後本關稅務に便ならざるの處あれば隨時核議增改以て妥善を期すべし

其後稅關は一般租界の東北角に運河に臨みて建築せられ、執務所、埠頭、貨檢場、倉庫等の諸設備を整へて一八九七年竣工せり。

其關稅收入の累年統計次の如し。

關稅收入累年統計　（單位海關兩）

蓋し蘇州は元此地方の重要市場たりしが、近年他の新市場開始せられたるより、其の商業區域は次第に狹隘となり從て其通商貿易亦重をなさゞるに至れり、蓋し一方に於て上海に密接し、他方に於て鎭江に接近し、且又杭州に近く、殊に上海は貿易總滙の地區にして、百貨輻湊するを以て、本港に於ける商品は殆と之を上海に仰ぐは自然の勢にして、本港の商業範圍に屬する所は、當地附近四鄉八鎭及ひ常熟、無錫、常州、丹陽地方に過ぎず、其商區は實に寬闊ならず、從て貿易額の如きも大なる發展を見ず。

蘇州港貿易額累年統計

年度	外國よりの輸入	國內諸港よりの輸入	外國へ輸出	國內輸出
一九一一	二七、四一四	三、五二五、四七二	—	三、三二九、二九三
一九一二	一五、八三八	二、六二〇、六八三	—	八、七三六、三〇七
一九一三	一九、〇三一	二、五六五、三六九	—	一三、七二六、七六六
一九一四	一九、二二二	三、三五〇、三七八	—	八、〇三四、七五九
一九一五	一五、六九三	三、四四七、七八〇	—	一二、四七一、八〇一
一九一六	一六、五六七	三、八八四、〇五〇	—	一二、八七一、三四七
一九一七	二四、一〇一	四、二八五、五九三	—	一四、六一九、〇四七
一九一八	三一、九八五	三、〇六〇、八五五	—	一四、一三四、一五四
一九一九	四九、九四五	三、二六八、九三九	—	一八、〇五五、四〇三
一九二〇	四三、〇二四	四、二八七、九〇二	—	一二、六八〇、九八七

輸入貨物（海關經由純輸入額）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國綿貨類				
原色金巾				
幅四十吋以下長四十碼以下	疋	一八、七四〇	一八、二三八	一二、一二九
同上每一吋平方の糸數百十本以上	同	—	—	三、九二六
同上每一吋平方の糸數百十本以下	同	—	—	六〇
原色シーチング				
幅四十吋以下長四十一碼以下	同	四、七二〇	四、六六三	二、四五〇
同上一吋平方の糸數百十本以上	同	—	—	五、五〇〇
同上一吋平方の糸數百十本以下	同	—	四〇	一、一四〇
白金巾及シーチング幅三十七吋以下長四十二碼以下	同	二五、三七五	二〇、七〇九	二八、〇八二
原色綾木綿				
幅三十一吋以下長三十一碼以下	同	—	—	六〇
幅三十一吋以下長四十一碼以下	同	七〇	六四〇	一、五一〇
白綾木綿				
幅三十一吋以下長四十二碼以下	同	—	—	八〇
原色ジーンス				
幅三十一吋以下長三十一碼以下	同	二五〇	三一〇	一、九八〇
幅三十一吋以下長四十一碼以下	同	一一、七四〇	七、一五一	一四、五一二
白ジーンス				
幅三十一吋以下長三十一碼以下	同			一九〇

品名	單位			
幅三十一吋以下長四十二碼以下	同	八〇	四〇	—
原色天竺布				
幅三十四吋以下長二十五碼以下	同	—	四〇	—
幅三十四吋以上三十七吋以下長二十五碼以下	同	二、一七七	二、三四五	二、一二〇
白天竺布				
幅三十二吋以下長四十一碼以下	同	五〇〇	一三〇	—
イタリアン(染模樣)				
幅三十三吋以下長三十三碼以下	同	六、五三〇	五、九三八	六、二四五
綿繻子(染模樣)				
幅三十三吋以下長三十三碼以下	同	二四〇	一六〇	一、六〇四
ヴェネシアン(染模樣)				
幅三十三吋以下長三十三碼以下	同	二、五六七	二、三九一	二、一六四
ポプリン(染模樣)				
幅三十三吋以下長三十三碼以下	同	一、二一五	五六四	一、六七八
原色フランネル				
幅三十二吋以下長三十一碼以下	同	五、五八三	一、九〇〇	三、八七八
幅三十二吋以上四十吋以下長三十一碼以下	同	二一〇	二六〇	—
フランネル(白染模樣)				
幅二十五吋以上三十吋以下長三十一碼以下	同	三、四四四	二、〇七七	三、四九一
幅三十吋以上三十六吋以下長三十一碼以下	同	三〇	一二八	一八〇
外國五金礦石類				
眞鍮**線**	**擔**	七	一	—
銅線	同	一二	—	五九二

品名	單位			
鐵、鋼（鍍金せざるもの）				
三角鐵	同	—	八	六五
條	同	—	—	一、三八二
鐵塊短線	同	六四五	三六一	六七四
釘共他	同	一二	九	二二
管	同	—	二〇	五五七
線	同	二〇〇	三七三	一九一
鐵、鋼（鍍金せるもの）				
管	同	—	一〇	一九
板	同	五五	五九	八二
線	同	二五二	二五二	二六七
鉛、塊條	同	四	四四	—
鉛線	同	二七	一九	—
竹節鉚	同	—	—	四六三
錫塊	同	—	一	—
支那五金鑛石類				
眞鍮片	同	一	—	—
鐵・線	同	—	一	—
外國雜貨類				
硼砂	同	九	一〇	一一
蠟燭	同	四五六	四二一	四五七
炭	同	二、二四五	一、一四一	—
紙卷煙草	千本	一七五、九二七	一七七、六六二	二〇四、三一〇

品名	單位			
石炭	噸	二五、七八九	一三、〇七四	一四、八九六、
染料				
人造藍	擔	五〇〇	五七九	一、四六八
天然藍	同	三六	一一二	七六
色窓硝子	箱	一八	二一	二八
普通硝子	同	一、六三八	八〇五	一、三三二
洋燈及部分品	海關兩	三、三三九	四、〇六五	二、二七八
熟牛皮	擔	五五二	二、五八五	九五七
機械及部分品	海關兩	一、七九三	三一、六五八	二一一、八七八
石油(米國)	ガロン	二、三八九、八四八	四、六二八、九八五	三、七八五、九三八
同(ボルネオ)	同	三五、七四〇	六五、〇〇〇	三九、一九五
同(スマトラ)	同	七六五、七二九	九〇八、五二九	八八三、四九二
鑛油	同	八、四八八	三四、三四五	五四、七九九
乾蝦	擔	三六六	三一〇	一〇七
籐條	同	三、三四〇	四、六二九	五、二二七
檀香	同	一、九三四	二、二六四	二、五五四
檀香末	同	一一一	一〇二	六三
曹達	同	二、五九八	四、八一三	四、〇四五
重炭酸曹達	同	五四	一二三	一八四
苛性曹達	同	一六	—	五〇七
硅酸曹達	同	—	五八	七一八
砂糖(赤)	同	三〇、九八二	二二、四五三	一〇、八〇一
同(青)	同	—	—	三、〇七二

品名	單位			
同（白）	同	六、九六四	四、六七九	一一、一四九
同（車糖）	同	二八、八七三	二一、九九四	一〇、二一八
油蠟	同	四、二七六	七、二三七	六、四五五
支那雜貨類				
明礬	同	一、二二一	一、三三四	五九六
砒素	同	—	二	一八
蠟燭	同	一〇九	五二	八三
紙卷煙草	同	二一六	九三六	八五七
石炭	噸	八七九	二、六一一	四、八一五
棗	擔	一、二三八	一、二〇八	九九三
火蔴	同	三九五	一、五二四	一、二二二
苧蔴	同	四、七七九	七、四六四	六、九〇二
生果物	同	六、六五四	四、二三一	一一、四五六
石羔	同	六、七〇〇	八、九三〇	二、七八四
玉石	同	三〇二	一七〇	二三八
瓜子	同	三、八五二	二、二四三	一、八二二
曹達	同	四六四	一四〇	—
砂糖（赤）	同	九四七	七〇二	二、二〇〇
同（白）	同	八八八	八一四	七〇八
柏油	同	三、二二一	五、七三一	六、五二六
葉煙草	同	三一六	八七二	二、〇六四
刻煙草	同	九、六六三	一二、八九四	一二、二七一
漆	同	八七三	九〇九	九五八

海關經由輸出貨物（再輸出を含まず）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
蘇州綿糸	擔	三七、三三四	六〇、三二五	六三、〇七六
眞鍮線	同	—	—	—
玉器	海關兩	五、七八一	五、一三五	五、三八七
水煙袋	個	五、五〇九	一〇、四四六	八、五四二
菜種	擔	九一、一〇〇	一二六、一一一	一〇、七四〇
菜種粕	同	六五、四二六	一二一、二六三	五六、六三三
生絲座繰	同	八八	一四六	二
生絲再繰	同	一四、六二四	一六、六八七	七、六四五
生絲機械	同	九七八	一、〇六〇	八四一
黄絲再繰	同	—	三〇	三六三
繭	同	七四一	六二一	二二三
屑繭	同	一、六〇四	一、六四九	一、三八九
出殻繭	同	二〇一	六	二四
絹織物	同	一、四〇五	二、四八〇	二、一五四
同（刺繍）	同	三六	五〇	四七
絹綿交織	同	二五	四二	四五
眼鏡	個	五八、七九八	九一、九五五	六二、一四一
紅茶	擔	一五六	一九九	二四八
緑茶	同	七、二四一	八、八二一	一〇、〇三八

鐵道

蘇州は滬寧鐵道の中間驛にして、其停車場は城の北郊閶門外約一哩の地にあり、此より外國租界に至る距離三哩餘にして、此點に於て租界は極めて不便なるを免れず、此より南京に至る間急行列車にて約五時間、上海に至る間一時間四十分を要す、本鐵道の詳細は上海の部に於て說明せり。

水運

蘇州城内には三横四直とて、城外運河等の舊水に通ずる縱横數道の河流あり、之を內河と呼ぶ、其幅孰れも三四丈深さ六七尺にして、長さ六七間以下の船艇行駛頗る自由なり、其他附近地方多少水路の便を有せざるものなく、內外貨物運搬旅客の來往一に之によれり、當地と商工業の關係を有し、交通最も頻繁なる都市は、上海、杭州を首とし鎭江、南京、安徽省各地、寧波等之に亞く、今以上諸地と取引する重要品を調査するに左の如し。

	輸入品名	輸出品名
上海	洋布、石油、外國雜貨、土布、染料、木材、藥材、砂糖、海産物、皮類	絹織物、生絲、繭、綿糸、棉花

杭州	寧綢、紹興酒、錫箔、紙類、火腿、茶、絹糸	棉花、絹糸
南京	絹織物、木材、紙類	同前
寧波	鹽魚、海產物	絹織物

蘇州附近にあり、運河其他により水運の便ある主要地點及其距離次の如し

地名	方向	距離(支里)	地名	方向	距離(支里)
角直	東	三六	唯亭	東	三六
車坊	東南	二七	周莊	東南	五四
章練塘	同	一二〇	光福	西	五〇
木瀆	西南	二七	角頭	西南	八五
滸關	西北	二五	金墅	西北	五〇
無錫	同	一〇〇	望亭	同	五〇
甘露	同	七〇	蕩口	同	八〇
吳江	同	四五	盛澤	同	一〇五
常熟	北	九〇	陸墓	北	八
蠡口	同	一八	黃埭	同	四〇

海關出入船舶累年統計

年度	小蒸汽船及曳船 隻數	小蒸汽船及曳船 噸數	民船 隻數	民船 噸數	計 隻數	計 噸數
一九一一	四、八八五	二五〇、六四八	一、九六九	四一、三四九	六、八五四	二九一、九九七
一九一二	四、五六六	二二七、七二八	一、四三〇	三〇、〇三〇	五、九九六	二五七、七五八
一九一三	四、四二六	二三五、六二四	八七一	一八、二九一	五、二九七	二五三、九一五

一九一四	四、一〇二	二一三、九二〇	一、一九九	二五、一七九	五、三〇一	二三九、〇九九
一九一五	三、三〇三	一八三、四四〇	一、四九六	三一、四一六	四、七九九	二一四、八五六
一九一六	三、三八九	一八一、七三六	一、五二三	三三、一七一	四、九一二	二一四、九〇七
一九一七	三、〇六二	一六八、九四四	一、四〇二	三〇、八〇六	四、四六四	一九九、七五〇
一九一八	二、九六六	一五九、八七六	一、三三三	二八、一九一	四、二九九	一八八、〇六七
一九一九	二、九一七	一五九、二六〇	一、三一三	二七、八一五	四、二三〇	一八七、〇七五
一九二〇	三、一四八	一七一、三一六	八八三	一八、五三四	四、〇三一	一八九、八五九

海關經由出入船舶累年統計（內河航行條例によるもの）

年度	米船		英船		佛船		獨船		伊船	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一一	—	—	—	—	四	六四	—	—	—	—
一九一二	二一	九七八	—	—	一	一六	一	一六	—	—
一九一三	四	六四	二	三二	—	—	—	—	—	—
一九一四	一	一六	—	—	二	三二	—	—	—	—
一九一五	一	一六	三	四八	二	三二	一	一六	—	—
一九一六	二二	三五二	一五	二四〇	二	三二	—	—	—	—
一九一七	三四	五四四	三九	六二四	—	—	—	—	一	一六
一九一八	二一	三三六	六六	一、〇五六	一	一六	—	—	三	四八
一九一九	三四	五四四	六一	九七六	二〇	三二〇	—	—	—	—
一九二〇	四四	七〇四	七二	一、一五二	—	—	—	—	—	—

年度	日本船		露船		支那船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數

年								
一九一一	一六八	六、六三六	—	—	一、五〇一	三六、八四〇	一、六七三	四三、五四〇
一九一二	二四三	九、七四〇	—	—	一、五四四	三四、八九六	一、八一〇	四五、六四六
一九一三	二三	四五二	三	四八	二、三一〇	四一、九二四	二、三三二	四二、五二〇
一九一四	三〇	五〇八	—	—	一、八七八	三三、四九二	一、九一一	三四、〇四八
一九一五	一三	二六四	—	—	六、一八七	一一九、二〇八	六、二〇七	一一九、五八四
一九一六	一四	二八〇	—	—	六、七六〇	一七八、三〇〇	六、八一三	一七九、二〇四
一九一七	四	一四八	—	—	四、三七三	一一七、二〇四	四、四五一	一一八、五三六
一九一八	六	九六	—	—	五、二〇二	一四八、七八〇	五、二九九	一五〇、三三二
一九一九	五	八〇	—	—	五、六五八	一五〇、〇五六	五、七七八	一五一、九七六
一九二〇	一二	三六〇	—	—	六、三五三	一八四、六一二	六、四八一	一八六、八二八

海關經由出入船隻統計（一九二〇年）（國籍別）

國籍	小蒸汽及曳船		民船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
米國	二〇五	三、九六八	—	—	二〇五	三、九六八
英國	一一〇	二、〇四〇	—	—	一一〇	二、〇四〇
日本	二三一	一〇、〇八〇	二	四二	二三三	一〇、一二二
支那	二、六〇二	一五五、二二八	八八一	一八、五〇一	三、四八三	一七三、七二九
計	三、一四八	一七一、三一六	八八三	一八、五四三	四、〇三一	一八九、八五九

小蒸汽船航路

蘇州鎭江間　約百二十哩にして、大運河によりて小蒸汽船の航行あり、途中には丹陽、常州

無錫等の都市あれば、貨物旅客多し。

蘇州上海間　約五十八哩にして蘇州河によりての航行なり多く曳船をなすものにて日々往復あり

蘇州松江上海間　蘇州より江南河により南下し、平望鎮を經て黄浦江に出で松江を經て上海に至るものにして、其距離九十哩。小蒸汽船往復す。

蘇州杭州間　蘇州より杭州に至る水路二あり。共に蘇州より江南河により南下して、平望鎮に至るも、一は此より西走して南潯鎮、湖州府を經て杭州に至るものにして、之れによる時は百二十七哩あり、他は平望鎮より南走して嘉興、石門鎮を過ぎて杭州に達するものにして、之れによる時は百十五哩なり。此二水路共に毎日小蒸汽船の往來あり。

民船の種類

蘇州に來往する民船の種類は大體左の如し

船名	造船價	乘組員數	來往地名	摘要
公司船	一、〇〇〇—一、八〇〇元	五—七	上海杭州	乘客曳船用
滿江紅	八〇〇—一、三〇〇	六—一〇	江蘇省內及楊子江	重に紳商官吏の乘用
湖廣船	八〇〇—一、二〇〇	一〇—一二	同	楊子江に於ける大貨物輸送
紅頭船	六〇〇—一、〇〇〇	五—七	上海杭州	寧波船と稱せられしものにて石炭及石材を輸送す
太湖船	二〇〇—一、〇〇〇	三—八	湖州及太湖	太湖に於ける輸送をなす
無錫快	四〇〇—九〇〇	四—七	江蘇省及楊子江南部	官紳の乘用にて曳船用

蒲錫快	二五〇－八〇〇	四－六	同	同上客室多く貨物運送に用ゆ
南灣子	四〇〇－七〇〇	五－八	江蘇省內及陰江	無錫快と同じ
烏山船	二〇〇－七〇〇	三－四	上海鎭江	寧波船の一種
牡丹頭	四〇〇－七〇〇	五－八	北部楊子江	湖廣船と同じ
沙飛船	四〇〇－七〇〇	五－七	同	同
構快子	三〇〇－六〇〇	五－八	同	滿江紅に類似す
浪船	二〇〇－六〇〇	三－六	鎭江	鎭江に於ける乘客船及貨物を積む
絲網船	三〇〇－六〇〇	四－六	內河及楊子江南部	無錫快に同じ
大網船	三〇〇－五〇〇	四－六	太湖	太湖より魚類を積み蘇州に至る
邵伯划子	三〇〇－四五〇	六－六	內河及航路及楊子江	省內北部の貨物船
石頭船	三〇〇－四〇〇	六－八	蘇州附近	石材運搬用
錫鈎子	二〇〇－四〇〇	四－六	江西	江西省生產品を運搬し來る
山上船	一五〇－四〇〇	三－五	太湖附近	太湖附近乘客用快船
常熟船	一六〇－四〇〇	三－五	楊子江南部の內河	無錫快と同じきも少しく小し
海寧船	二〇〇－三〇〇	三－五	鎭江	鎭江附近產の酒紙類を運送す
航船	一〇〇－三〇〇	三－六	蘇州附近の都邑	貨物及客を搭載し蘇州附近を來往す
雙開船	一二〇－二五〇	三－五	同	乘客舢板用の一種
吳江快	七〇－二〇〇	二－四	同	同
盧墟快	六〇－一五〇	二－四	同	同
關快	二五－五〇	二－三	蘇州附近	同
米包子	一五〇－二〇〇	二－三	同	米穀運送用
料西子	三〇－六〇	二－三	省內に於ける內河	小貨物船
南頭船	三〇－六〇	二－三	蘇州附近	舢板用

脚利船	一五―三〇	一―二	上海杭州及他市	支那官衙の文書飛脚船
涼釣子	二五―三〇	三―四	蘇州附近	漁船
尖頭船	二〇―二五	二―三	同	農民使用船

是等船舶の問屋たる船行は十數家にして、閶門及閶門外の民船輻湊の地域にあり。

金融機關

新式銀行

中國銀行

大淸銀行當時より蘇州には支店ありしが、中國銀行も引續き之れを設置す。

交通銀行

交通銀行も此地に支店を設置す。

江蘇銀行

本行は一九一二年二月舊來の江蘇官銀號を改組せるものにして、資本金百萬元内六十萬元を江蘇財政局より支出す、尙金庫事務を取扱ふ外一般銀行事務をも取扱ふ、元蘇州に本店を置きしが之れを上海に移し蘇州を支店とせり。

蘇州銀行

一九二〇年の設立にして、本店を此地に置き、支店を上海南京路及同虹口に、辦事處を上海南市に設く、資本金五十萬元にして四分の一拂込なり、一九二〇年末の營業報告によれば預金一七八、三五三元、貸付一八四、一二九元、純益三〇八元なり。

華孚商業銀行

民國六年上海に設立せられたる銀行にして、資本金百萬元にして、拂込額四五八、五〇〇元、支店を蘇州、杭州、湖州、北京等に置き、盛澤承董事長たり。

上海商業儲蓄銀行

上海商業儲蓄銀行は一九一五年六月の開業後程なく蘇州に支店を開設し、一般銀行事務の外貯蓄預金の取扱をなす。

大陸銀行

大陸銀行は一九一九年天津に設立せられたる資本金二百萬元(全額拂込)の銀行にして、支店を此地に設く。

淮海實業銀行

一九二〇年一月資本金五百萬元(内六三八、二九〇元拂込)を以て組織せられたる本行は、本店

を南通に置き、支店を上海、唐閘、楊州、鎭江、海門、東坎の外此地に設く、現に張孝若其總經理たり。

豐大商業儲蓄銀行

本店を濟南に置き、資本金百萬元內五十萬元拂込濟とす、本地の外上海、常熟にも支店を設置せり。

票號

蘇州には從來九家の票號あり、其中資本雄大に信用厚きは志誠信、協同慶、蔚斗厚、百川通、新泰厚、存義公、蔚盛長なりしが、革命事變に際し他の各地の票號と一樣に全く倒閉し、爾來爲替業務は郵便局及新式銀行の手に移るに至れり。

錢莊

錢莊には永豫、裕源仁、鼎裕、源康、裕仁昌、裕永豐、晉生、順康、鴻源、永生、保大、怡豐等あるも、其勢力は大ならず、是等は多く蘇州土着人の開設に係るものなるが、彼等は相聯合して公所を設け、共同の利益保持を旨とす。

貨幣

銀錭　蘇州にては從前銀兩多く行はれしが、近年次第に銀元行はれ、銀兩は漸次勢力を失墜しつゝあり、蘇州通用銀は補水銀又は茶規銀と稱し之れを各地の銀兩に比較すれば左の如し

蘇州銀曹平百兩	北京京平	百〇六兩
同	湖　南	一〇一兩二
同	廣　東	九八兩
同	上海規銀	一〇七兩
同	漢　口	一〇五兩

銀元　銀元は蘇州通貨の主要なるものなるが、銀元中にありては墨銀の流通最も多く江南、湖北、廣東の龍洋、圓洋之れに次ぐ、北洋銀元は打歩を附するにあらざれば通用せず。

小銀貨　一角、二角の小銀貨行はれ、鑄造地通用狀況等大體銀元に同じ。

銅元　銅元は各省鑄造のもの混用せらる、蘇州には一八九八年以來銅元廠設置せられ、一九〇六年閉鎖せらるゝに至る迄盛に銅元の鑄造をなせり。

蘇州の金融市場は全く上海の勢力範圍にありと云ふべく、一に上海の事情によりて左右せらるるを常とし、相場の如きも一に上海の夫れによれり、然るに一九一一年年末の三ヶ月に於て、當地金融市場は大に變調を來し、元の銀兩に於ける價格著しく騰貴し、遂に百元＝曹平兩八十六兩の相場を現出せり、加之此の如き高き相場を以てするも、尙僅に小額の銀元を得らるゝに過ぎざりき、玆に於て平當地金融業者は、孰れも銀元の保有に努め、預金者に對しては唯現在に於ける必

要なる額に限りて引出に應じたるのみにして、銀元の輸出は禁止せられ、從て錢業者は手形の振出を肯ぜざりき　而して當時に至るには當地の貨幣相場は全く上海相場に依りたりしも、其後各錢業者は取引の狀況に依り自ら其相場を定むる等種々の方法を講ずるに至れり

紙幣　紙幣は從來錢莊の發行せるものありしが、一九〇二年以來裕蘇官銀號紙幣を發行し、南京の裕甯官銀號發行のものと共に大に行はれたり、裕蘇官銀號は一九一〇年以來大に之れが回收に努めたりし爲、革命當時は其流通額多からざりしが、裕甯官銀號の紙幣は毫も回收せられざりし爲、革命事變の際にも流通額多く、其蘇州支店閉鎖せらるゝや全く不換紙幣となり、經濟界に多大の恐慌を及ぼせり。

其後江蘇銀行紙幣を發行し、中國銀行、交通銀行の紙幣亦行はる。

度量衡

度　此地に用ひらるゝ尺度の名稱用途及我尺度との比較を示せば左の如し。

裁尺	一尺＝我約一・一四尺	反物屋に於ける小賣用
織物尺	一尺＝我約一・五四尺	機屋より職人に賃銀を支拂ふ際之による
莊尺	一尺＝我約一・二九尺	反物屋に於て機屋より仕入の際用ふ
造營尺	一尺＝我約〇・八〇尺	造營尺

此外織物のみに用ゐらるゝ三色尺、五色尺あれども用途廣からず。

量 城内に用ゐらるゝものに九九三斛あり、城外一般に用ふるものに楓斛あり、後者は其使用範圍廣く、前者に比し一石に就き七合大なり、是等の桝は米穀其の他の小賣に使用せらるるものにして、大量取引には斤數に據ること多し。

衡 一般貨物の秤量に用ふる市平は十六兩を一斤とすれども、火腿、石炭等は十四兩四を以て一斤とす、此外生絲に用ふる絲秤あり。

會館公所

會館 蘇州に於ける會館の主要なるもの次の如し。

八旗奉直會館
山西會館
中洲會館（河南）
安徽會館
江西會館
湖南會館
兩廣會館
武安會館（河南）

新安會館（安徽）
宣州會館（同）
元寧會館（南京）
浙寧會館（浙江）
浙嘉會館（同）
浙紹會館（同）
錢江會館（同）
武林會館（同）
金華會館（同）
霞漳會館（同）
三山會館（同）
汀州會館（同）
嶺南會館（廣東）
岡州會館（同）
嘉應會館（同）
鴨蛋會館（鴨蛋業者）
白石會館（石膏業者）

公所　蘇州にある公所の主要なるもの次の如し。

錢業公所（閶門中市）
紗緞公所（祥符寺巷）
絲業公所（祥符寺巷）
布業公所（中待路）
米業公所（蒹葭巷）
玉器公所（周王廟街）
杭莊公所（桃花塢）
色紙公所（桃花塢）
綢緞公所（舒巷底）
棧捐公所（文廟前直街）
茶業公所（同）
當業公所（清嘉坊）
醬業公所（顔家巷）
飲片公所（舊學前）

商務總會

蘇州商務總會は前淸時代より設置せられ、事務所は城内に設く。

新聞紙

蘇州に於て發行せらるゝ新聞紙次の如し。

紙名	持主	主筆
蘇州日報	石爾生	吳慶
蘇醒報	陳鼎	彝陳鼎
新々報	孫聘儒	孫聘儒

生絲取引

産地及種類

蘇州に於て絹織物製織の爲に使用する生絲は年額四百萬兩以上に達すと稱せらる、其産地は主に蘇州附近並に浙江省杭州府附近なりとす、蘇州府附近に於ては無錫を第一とし、香山、塘棲、臨安、桐鄉等之に次ぐも、其他到る處多少の產出を見ざるなし。

而して蘇州に於ては右等諸種の生絲を大別して南絲、香絲、錫絲の三種とす、南絲とは浙江省の湖州附近並に其方位南方にある烏鎭、盛澤、震澤等の產々稱し、香絲とは香山附近の產、錫絲とは無錫附近の産を稱す、而して右等産地より蘇州に出售する年額は其詳細を知り難しと雖も、其

大部分は當地の織物用に供するものにして、香山に於ては其產出額七八割、無錫は其五六割、其他塘棲、臨安、桐鄉等孰れも其產額の半以上を當地に輸送すと云ふ。
今各種絲を品位により比較するに、香山絲は其色甚だ白からざれども質强くして第一に位し、臨安、桐鄉は共に外觀略前者に似て第二位に居り、無錫絲は色純白なれども質强からず第三に位す、夏蠶は各地共春蠶に劣れども、香山產のみは尙ほ上等とするに足ると云ふ。
又結束の方法により之を區別せんに、南絲は撚りたるもの又は枠より取下したる儘のものありて一定せず、麻繩（土語之を蔴純と稱して粗細二種あり、此に用ゆるものは粗なるものなり）を以て其中央部並に頭部を緊るなり、其一塊の量目は或は百六十匁なるあり、或は百二三十匁なるありて、其結束方法實に不規則極まれりと云ふ、錫絲は恰好に撚り其頭部には屑絲の塊を入れて圓くし、其外觀良し、又之を緊るに赤又は白の綿絲を用ゆ、（綿絲は頭純と稱し十匁に付三十二文にて二丈餘の長さなり）、香山絲は其結束略々無錫絲に似て其頭扁平なり、而して香山以北の地方は山北絲と稱して此地方より出づる絲は其質第二三位にあるものと雖も、其結束には充分注意しムラ、節等悉く內部に隱し麻繩を以て之を緊り、其外觀の美なること第一なり、又香山以南の地方產は山南絲と稱して內部に斯かる瑕疵を包むの患なし

蘇州輸出入の順序

各産地より蘇州に輸入するには製絲家自ら出蘇して生絲商人に賣渡すものあり、又生絲商人産地に出張して買出するものあり、或は産地の生絲商人と取引するもの等種々あり、而して當地に輸入する際に納入すべき落地捐（入市税）は當地の生絲商人によりて組織せらるゝ生絲公所より一時に納むるものたり、同公所には董事ありて毎年輸入額を豫想し、釐金局に向て一定の額を受負ひ、董事より更に生絲商人の輸入額に應じて賦課す、若し其賦課額受負額に充たざる時は不足額は勿論生絲商人の分擔すべきものにして追徴せらるゝなり。

杭州より輸入するものは一種特別にして、輸出地なる杭州に於て一百兩即ち一貫目の生絲に對して洋二元（墨銀二弗）の出口税を納め、護照（納付證）を申受くる時は蘇州に於て落地税を納むるを要せず、若し此の護照を携帯せざる時は私貨卽ち密輸入品として罰金の上沒收せらるゝなり、蘇州より生絲を輸出する順序は、生絲輸入の當時絲業公所の證明を受けて釐金局に至り認捐票なるものゝ下附を受け、而して輸出の際は此認捐票を釐局に示すのみにて輸出を許可せらる。

荷　造　法

生絲一包と稱するは當地の一千二百八十兩（重量）、即ち凡そ我十二貫八百目の生絲を一包となし、白洋布を以て之を包み、麻繩にて之を緊るなり、其費用は大抵一元以内にして内譯左の如し。

白洋布一丈　一尺の價五錢　五角(五十仙)
蘇縄　一角五分(十五仙)
計六角五分(六十五錢)

右一包は當地に於ては一袋と稱し、一袋の內把と稱するもの六七個ありて、一把は塊と稱する束子三四十乃至五六十より成る、支那に於ては右の如く生絲の荷造は全く不規則にして、一梱と稱するものも地方によりて異り、一把と稱するものも其製造人によりて同じからずして、殆んど荷造に意を注がざるものゝ如し、然れども之を外國に輸出するに當りては其荷造法整然として遠路の運送に堪へ毫も損耗の憂無からしむ。

賣買方法

當地方には生絲を取扱ふ商人に三種の區別あり、一拓戶、二長行、三短行是れなり。

拓戶とは生絲のみに限らず銀塊、米穀等に付ても亦有りて、我國の相場師の如きものなり、資產を有するとも別に店舖を開かず、時の相場を以て賣買し居るものなれば、一種の相場師に外ならず、此拓戶は絲業公所には關係せざるものにして一個獨立のものとす。

長行とは周年開店して生絲を取扱ふものにして、短行とは新絲出廻りの季節に開き、舊八月末に於て閉店するものを云ふ、今長行短行の有名なる商賈を擧ぐれば次の如し。

長絲行

老公和永　公和永　正公祥　源泰來　祥太正

短絲行

東震泰　履祥　祥順甡　順興裕

以上の如き順序を以て蘇州城に輸入し來り、右の如き商人によりて賣捌かれ、愈々需用者に渡る時は一百兩（重量）即ち我一貫目を以て建として賣買し、絲行は一百兩以下は決して賣らざるなり、而し　絲行には秤手と稱して秤方を專業とする者あり、十六兩六錢（重量）即ち我百六十六匁を一斤と立てたる、天秤稱と稱する秤を秤手自ら購買して用ゆ、代金受取には錢莊即ち銀行より發したる半月拂の手形を使用するの外、總て現金を用ゆ、而して生絲商人の收入とする所は一百元に付三元の利益にして、全然一定し恰も「コムミツシヨン、マーチヤント」の觀あり、故に通常稱する市價なるものは絲行の買價を云ふものにして、機業家の買取るには百元に付三元の割合を以て絲行に歩合を拂はざるべからず、之を用錢と云ふ、右の外絲行は尙ほ生絲輸入の際に納付すべき釐金稅（百兩に付八角即ち八十錢の割合）の支拂を求む、故に假りに香絲上等物一百兩を買はんと欲せば

銀四十二元	一百兩（一貫目）絲價
同一元二角六分	絲行用錢
同八角	釐金捐
計銀四十四元六分	

を絲行に支拂はざる可からず、然れども右は表面上のみにして、絲行は每年六月頃に於て安く仕入たるものをも絲價漸次騰貴したる後に至り、其上に更に用錢並に捐金を加へて賣るなり、且つ量目に於て幾分か上前を刎ぬるの必要あるが故に、絲行内に於ては繭行に於けると同じく秤手最も緊要なるものにして、高き給料を支拂ひて傭ひ置くをも尙ほ吝まざるなり。

此外に尙ほ一種の生絲商人あり、絲主人と稱す、卽賣買兩者の間にありて取引を周旋し、買手より三分賣手より二分の手數料を受く、之を五分用錢と云ふ、例へば百元の取引を周旋して買手より三元賣手より二元の手數料を申受くるが如し。

絲の量目は生絲の純量目を稱するものにして、之を緊束する綿繩又は麻繩の量目は之を𢭏頭と稱し、又錫絲の如く頭部に屑絲のあるものは其量目を𢭏扶と稱して各々總量目より差引くものとす。

年中相場の變動

相場の變動は固より規矩を以て測るべからずと雖も、通常舊三四月新絲出廻りの季節は低廉にして、五月末に至り變動し始め、或は騰貴し或は下落して十月十一月に至りて騰貴の極に達するを常とす、蓋し每年此期に至りて騰貴する所以のものは、在荷拂底の爲に外ならざるべし、而して上海に於ける相場に變動ある每に大小を問はず閶門にある錢莊に電報を以て報知するの法備は

り、其他絲業公所の董事にも同報告の到着するありて、生絲商人は皆此等に就きて其變動を知悉することを得べし。

稅金

城内開く所の絲行は每年六七十元の稅金を、城外に於ては每年二十四元を各公所費用の外に課せらる、現今絲行は主に閶門内にありて其數百餘軒、中には年により開店せざるものありと云ふ、若し他に開店せんと欲するものある時は、其店名を用ひて營業するを得るの便あるが故に、絲行の總數は年々左程の增減なく、公所費用は查莊と稱して互に其賣上高を檢査し、其高に依りて應分に分擔するものなりと云ふ。

製絲業

蘇州に於ける製絲工場は次の三個所にして、合計七三六釜あり、是等は既に開業以來十餘年を經たるものにして其の概要次の如し。

工場名	所在地	資本額	釜數	釜工	女工	一日の生産額	一日消費石炭	商標
蘇經	盤門外馬路	一,〇〇〇,〇〇〇兩	三三六	約五〇〇人	四〇〇人	一四〇斤	八噸	牛人
恒利	葑門外密渡橋	四〇,〇〇〇元	二〇〇	同三〇〇	二三〇	六〇	五	織女
延昌恒	同　燈草橋	一〇〇,〇〇〇兩	二〇〇	同三〇〇	二四〇	八〇	五	星光

蘇經は元官商合辦の株式會社にして、一株庫平百兩とし百萬兩の資本を以て、當地蘇綸紡績工場と同時に建設せられたるものなれども、其後官有株は全部返戻せられたり、而して其大株主は同地富豪王駕六にして、汪存志なるもの之が經理たり、恒利は前記王存志なるものより前年四萬元を以て讓受く、延昌恒は楊某なる若干萬元を投じて開設し、伊太利人を聘し營業を補佐せしめたり。

蘇經、恒利の二工場は共經理汪存志にして同人は無錫に、元記利記の繭行並に怡和なる繭行を有し、其他每年二、三家の繭行を借受け、製絲原料たる繭の買入に從事す、其額蘇州に於ては乾繭三四千擔、無錫に於ては貯藏乾繭一、二千擔とす、而して原料繭買入の際は是等二工場に關係ある王駕六の開設せる錢舖並に其他の錢舖より一箇月一、二分の利子を以て資金の融通を受く、乾繭買入方法は先づ契約と同時に現金一割の前渡をなし、餘は貨物到着後五日若くは十日の期限を附したる莊票を交附す、而して生產せる生絲の賣込先は、多く上海外國商館なり、延昌恒も亦無錫に恒益と稱する繭行を有し、其他宜興紹興に繭行を借受け、原料繭の買込をなす、其量乾繭七、八百擔にして、餘は無錫に於ける貯藏乾繭四五百擔を買入る、資金の融通及製品の賣却は前述せるものと略同一なれども、生絲賣却の際は伊太利商名義を使用し伊太利人之が監督をなせり。

各工場に於ける職工賃銀は製品操業時間技倆の如何に依り同一ならずと雖も、大體釜工は一日

二十五仙より三十五仙にして、女工は十仙より二十仙なり、而して其生産費一切を見るに、生絲百斤に對し二百七八十元(原料繭の代價を除く)見當なりと云ふ。

絹織物

沿革

蘇州は南京、杭州と相並びて支那に於ける主要なる絹織物產地にして、古來より之を產したりしが、乾隆、嘉慶の間に於て南京貢緞を模造して名づくるに累緞を以てしたり、蓋し其意味上等なるを形容するものにして、累は多絲なる意義なりとす、元來緞は其經絲の多寡は大に織物の優劣に關係あるものなれば、其經絲の密にして重量多きは、從て織物の上等なるを示すものなるより此文字を用ひたるものならん。次で杭州にて貢緞、累緞に織出すに花模樣を以てし、名付けて花緞と云ひたり、蘇州に於ては更に其織法を改良し、新に蘇線縐と稱する頗る美麗なる織物を製造したり、然し當初に於ては販路甚だ廣からざりしが、尙ほ孜々として改良發達を謀り、遂に一層改良を加へて閃緞と名づくる光澤多き織物を出し、摹本緞次で市場に現はれ、道光咸豐年間に至りては其販路も大に擴張し、南京杭州產に比して廉價なりしかば、需要續々として起り、遂に其後の盛況を呈するに至りしものにして、蘇州緞は今日尙之れを總稱して累緞と云ふ。

斯くて蘇州の絹織物業は非常の盛況に達し、一時蘇州城內外の織機數一萬數千臺に達したりしが、長髮賊の亂に際し戰亂の巷となり、住民流亡し一時全く廢絕の狀態に陷り、亂後次第に回復したるも、遂に亂前の盛況に復するに至らず、然れども近年新式織機による絹織物業漸く起り來り、舊式の家內工業によるものと相俟ちて之れが產出に任ずるに至れり。

特色と種類

蘇州に於ける絹織物の製出は殆んど紗緞の二種に限られ、中に就きても緞多く蘇州は緞の主產地と稱するも差支へなき程にて、紗の如きは僅少の產出あるのみ、織物問屋を一般に紗緞莊と稱するを見るも、其產出の此二種に限られたるを知るべきなり、而して其緞は南京產に比すれば稍劣り、南京は　地物多きに、蘇州には花緞・素緞の區別あり、花緞を以て杭州の寧綢に比するに此兩者は目下男女の衣料として廣く使用せられ　各一長一短あれども、大體に於て花緞は寧綢に比して弱く、耐久力に至りては寧綢遙に上にありと雖も　蘇州の花緞は其廉價にして其光澤潤色なるを以て、一般に歡迎せられ、從て寧綢に比して其名聲を保ちつゝありと云ふ。

緞の中に於ても花紋の有無によりて、花累緞(略して花緞)、竝に素累緞(素緞)に區別せらる、然れども此區別は極めて大體にして、其內に於ても色竝に紋の異なるに從て、其名稱同じからず例へば紅色にして雲形の紋を織出したるものを大紅雲緞と稱し、盤石色にして無地なるものは竹

素緞と稱す等、其數一々枚擧すべからず。

紗も亦其種類極めて多く、蘇州產の重なるものは官紗、紗大小芙蓉紗、局紗、淮紗、西紗、直平紗等は最も著名にして、其他容易に盡すべからず。

賬房

一名緞莊と稱せられ資本豐裕にして多數の職工を雇入れ製織せしめて、之れを賣出すものにして、所謂機業家なり、其數大小合計一百餘軒あり、其中有名なるものを擧ぐれば

李宏興戴記　　杭恒富南記
同　詳記　　同　祿記
同　星記　　徐萬泰
同　惠記　　朱儀和
馬興和　　沈常泰
永興泰　　成　裕
劉恒泰　　强瑞和
德隆半　　玉瑞盛
裕半仁泰記　　裕半仁震記

等なりとす、今賬房に於ける緞の製造順序を擧ぐれば左の如し。

原料

江蘇浙江の兩省は到る處として生絲を產出せざるなく、就中南潯、震澤及湖州等より產出する

物は優良品として知られ、蘇州に於て產出する生絲は遙に其下位にあり、經絲は多く前者を用ふ緯絲は香山、光福等より來るもの上等品にして、無錫、金匱產の生絲は中等品なりと云ふ。

經行

經行とは卽ち經絲の販賣店にして、城內葑門近傍にあり、地方より經絲卽ち二本合して撚りを掛け、直に使用し得る樣にせるものを持ち來り賣却せんとするには、必ず此經行に托して賬房卽ち機業家に賣渡すなり、經行は其間に入りて賣買を周旋し、一定の手數料を賬房より受けて其利得となす、卽ち經絲一絡に付き二分、每莊に付四角八分の手數料と定む、經行の經絲を賣却するに當りては、每絡其包紙の上に目方を記したるものあり、或は之を記さゞるものあり、蘇州人は此目方を紅目と云ふ、蓋し其記したる標紙の紅色なればなり、經行の紅目を記すは元來經絲は之を合するに蜜を用ひありて、絲の量目を非常に增加しあれば其蜜を取り去りたる後、經絲の純粹なる量目を記したるものにして、此量目を以て賣買の量目となすなり、先づ賬房は經絲を買入れたる時は、其內の二三絡を拔き取り其尺線を試驗し、每絲果して一千五百回轉、每轉其定尺あるや否やを精密に檢査し、之に滿たざるものは短尺線と稱して經行に向つて相當の割引を交涉するなり、經行に於ては又一定の割引率あり之に則り五根に付一分、十根洋錢二分等の如き割引減價をなすなり、斯くして賬房は之を練白房に送る、此練白房は則ち經絲を合したる時、之を便ならし

むる爲め用ゐたる蜜を解除する所なり、其は練白せざる前は一種の惡臭あり、到底其儘使用すべからざればなり、練白房は何を以て練白するや之を詳にせざるも、其練白料は一莊大約一元餘なりと云ふ、賬房は練白房より經絲の返送を受けたる時は、其買入當時の紅目を有したるものなれば、經行人を呼び來りて其量目を驗す、若し紅目に滿たざるものあれば、絲行は之に應じて割引せざるべからず、若し紅目を有せざるものなれば、勿論之を要せず、此經行人立合の工量目を驗するを會釋と云ふ、此練白したるものは之を染坊に送る之を發坊と云ふ。

經行は大小二十餘軒あり其重なるものは

詳記　有記　仲記　信記　和記　壽記　義記

等最も有名なり。

染坊

染坊にては支那在來の植物性の染料を用ゐたりしが、一度アニリン染料の輸入ありてより、植物性のものは爲めに壓倒せられ、現今に於ては僅に大江（珠紅又は黑紅）天青を除くの外、悉く洋染料を用ふ、從來の染坊も變して洋紅染坊、靑藍洋色經絲染坊と改稱し、大紅又は天靑を染むるものは、城內僅に七八軒、江寧府句容縣人の營む所なり、其染賃は之を上中下の三等に別つ。

染物は其受取りたる注文品を誤染したる時は、賬房に對し其辨償として、經絲なれば一莊に付

八十絡、緯絲なれば一絞毎に二十絡の割合を以て、生絲を渡さゞるべからざるの商習慣ありと云ふ。

染上りたる生絲を賬坊に送り返すを出坊と云ふ、賬坊に於ては之を籰頭に繰り取る爲め、市中へ發送す、之を散經と云ふ、散經とは經を散する義にして、則ち城内東北隅にありては各家大抵其女子をして此事業に從事せしめ、毎朝女子の各賬房の門前に群をなすは、其繰り取りたる分を持參し、以て其日の注文を受けんが爲めなり、賬房に於ては一々量目を驗して之を受取り、此れと同時に其日の注文を各々其分に應じて分與す、而して一人に付五禾乃至十禾の經絲を受け、家に歸りて籰頭に繰り取る、之を掉經と云ふ。

掉經

染め上りたる經絲を籰頭に繰りたるものにして、撁經の用意なりとす、其方法に至りては別に之を縷述するの必要なしと雖も、本邦舊來のものに比すれば稍や完全なるもの丶如し、今其概略を擧ぐれば先づ絲肚なるものを以て、絲を廣げ之を支へ置き、其絲口を挾車と稱する臺の上部に附屬しある竹の先頭の釘管に通し置き、其挾車の下部には棹柄なる小棒を以て籰頭を貫き、其兩端は恰も其臺の前後にある孔を通りて籰頭の前方に傾きて横に裝置せらる、而して棹柄の後部には絲を以て卷き付けあるを以て、女工は絲肚を前にし、挾車を右傍に置きて坐し、右手を以て其絲を

引く時は籰頭は之に從ひて廻轉し、上方の釘管を通りて來る經絲は籰頭に卷き取らるる仕組なり

棹經は女工のみに限らるるものにして、一日棹經の量は一定せざるも、上等女工にて一日十禾、下等女工にて五禾位、而して工賃は各一禾每に九文又は十五文なるも、後者を以て最も普通なりと云ふ、斯く工賃に差異あるは女工其賃錢の餘りに低廉なる爲め、其得る所の賃錢は或は生計を營むに足らずして不得止賬房より受取りたる經絲の內其幾分を盜み去り、之を賣却して生計の資に供ふ、最初に於ては隱然之を行ひたりしが、近頃は公然の秘密となり、則ち前述九文の規定を以て其注文を受取るにあたり、其幾分を盜み取るを暗默の內に之を看過する意にして、其割合は百分の內一分乃至五分なりと云ふ、故に其賃銀僅に九文とするも、五分を盜めば十四文位の割合となり、一分又は二分のものは十文乃至十三文となる、故に若し上等物にして其盜取せられん事を防がんと欲せば、自然其賃銀を高くし、以て豫め之に備へざるべからず、卽ち一禾十五文の賃錢を拂ひ、女工の盜取を許さずとの意を通し置くこと是なり、故に經絲にして大紅の如き高價なる染貨を拂ひ、其比較的高價なるものにありては、尙ほ此上に三四文を增して、十八九文の工賃を拂ひ居れりと云ふ。

斯くして棹經を終了せば賬房之を用ひて撵經と稱せらるゝ整經に取り掛るなり。

撵　經

先づ籰頭を籰杭机と稱する臺の上に配列して、各絲口を料眼（普通は十眼あり）なる者に通し次ぎに蒲梳に挿入す、蒲梳は竹製にして一尺餘方形の簾樣のものにして、之れには穴を穿てり、各竹の間隙は之を水路と稱し　絲は穴と水路とに一本宛交代に挿入するものとす、又整經臺は拧と名づけ、其裝置は本邦のものと同じ、支那に於ては普通整經には二人の人を要す、則ち匀梳と稱する木製の突輿ありて「アゼトリ」用に供するものある側に立つもの、之れを上首經と名け、之れなき方則ち左方に立つものを之れを下首經と稱するなり、此裝置整はば下方より始めて漸く上方に進み、頂點に到りて例の蒲梳を利用して「アゼトリ」をなす、支那にては之を打綾又は細綾と云ふ、經絲の打綾をなし匀梳に其回數を逐ひ、漸々下方に一本宛下りて絲を卷き付け、其經絲の再び拧の下法に來る間を一段と名づく。其段數は織物の幅によりて多寡あるは勿論にして、又籰頭の多少によりても自ら異ならざるべからざれば一定し難し、而して其長さも亦一定し難し、則ち原料たる生絲の一莊の內十六絡なるあり、二十絡なるあり、又二十四絡なるありて一定せず、又每价個の回轉竝に其經膝則ち圓形の長さも不定にして、千五百回轉にして三尺なるものあり、又千六百回轉にして三尺二寸なるものあり、故に一莊絲と雖も其長さ一定せざれば、之を整經したる時に於ても、自ら其長さ同じからざるものあるなり。

此整絲は男子の仕事にして、賬房自身男工を雇ひ置き種々其下拵に從事せしむるものと、又專

業者ありて賬房の注文に應ずるものとの二種あり。

捧經を終りたる時は機匠則ち職工に其量目を驗して渡すものにして、此時の目方は之を織物として受取る時に照し合す爲に要するものにして、蘇州には九五折九三扣と稱する事ありて、之れ賬房の經絲又は緯絲を渡し、織物として受取る時に、賬房が正當に受取るべき絲の比例を示すものにして、則ち前者は經絲に就て云ふものにして、百兩の經絲を渡して九十五兩の經絲を以て製織したる織物を受取り、又九三扣とは緯絲の場合に用ゆる言にして、其意義は前者と同じく、百兩の絲を渡して九十三兩の緯絲を以て織りたるものと均しき織物を受取るに過ぎず、換言すれば經絲は其五分緯絲は其七分は職工の得分にして、其安價なる織賃を補ひて其生計の資を助くるなり。

機匠は之を賬房より受取りたる時は、之を上機するに接頭なるものをなす。

接　頭

接頭とは其字の如く舊經絲と新に受取りたる經絲とを接合するものにして、從來は機匠自ら之をなしたれども、近來は其方の專業者出でて之をなすに至れりと云ふ、其賃銀は一定しありて每次四百文なりと云ふ、若し一人なれば一日を要し、二人なれば半日を要す、之を爲すには練達を要し、其接合點は甚だ少にして、織物に少しも差支なき樣になすものなり、支那にては此方法に

よりて一機毎に遊絲又は筬等を通ずる手數を除き、殊に紋織の如きものにありては、之れが爲大に手數を除き居れり、此は其經絲の長さ一定せずして或は端數を生じ、織物の長さに不足を生ずることあるべければ、支那に於ては止むを得ざる事に屬すと雖も、我國の如き、其一定したる經絲を用ゆる處にありても、單に其手數を除く點に於て之を行はゞ確に價値ありと信ず。

上經

則ち上機の事にして接頭終れば遊絲を掛け、又は筬を通ずるの手數を要せざるは前述の如く、職工は直ちに舊經を用ひて織始むるなり。

以上は悉く經絲に就て述べたるものにして、上經終れば其下粧全く結了したるものなれば、以下少しく緯絲に付きて記述する所あるべし。

緯（土語紆）

先に原料の部に於て述べたる如く緯絲は蘇州府下に於ても産すれども、香山、光福、無錫、金匱等より來るもの多く、光福、香山産は緯絲としては上等物にして、無錫、金匱等より來るものは寧ろ劣等品なりとす、其製絲法の一層不完全なる爲め非常に粗惡にして、光澤少く色赤く纖度不平均に類節多し。

拍絲

拍絲とは即ち全く其緯絲の粗惡なる爲めに要する手數にして、賬房は緯絲を絲行（絲行とは經行の經絲を販賣するが如く生絲を販賣する所なり）より買ひ來り、之を拍絲せざるべからず、緯絲も亦大抵百兩を以て一包となし、一包の內には塊と稱する小包六七個もありて、拍絲するには一々之を解除し、糙則ち生絲に附着する短き屑絲を取り去り、又は罩板又は材料と稱し、之を製絲する時籰頭の回轉鈍くして、生絲の釜より大籰頭に至る間に於て水分を彈き去らしむるの方なく、籰頭の下に火鉢を置きて之を乾かすに務むと雖も、籰頭本の處固く凝結して跡をなせるものを一々解き柔け、類節の大なるものは之を取り去り、又其內細くして使用に堪へざるものは之を取り去る等、專ら生絲の取捨整齊をなすなり、斯くして整齊したるものは各四五錢（錢は我一匁強）のものとして之を揀絲と名づく、而して其細くして使用に堪へざるものは、底揀又は面絲と稱して全く屑絲となるものにして、其量目決して少なからず、拍絲も亦二樣あり、則ち長的夥計拍絲と短的拍絲是なり、前者は賬房に於て萬事下拵をなさんが爲め雇入れたる雇人をしてなさしむるなり、夥計とは我國の恰も番頭の如き意味を有し、年期奉公を爲すものにして、月給は上等一ヶ月八九元、中等六七元、下等二三元なり、食料は主人持とす、此方法は又一名統年とも云ふ、一日の拍絲量は一定せず、是れ夥計は單に拍絲のみに雇入れたるものにあらざるを以てなり、後者は專業者にして賃錢を拂ひて之を爲さしむるものなり、一日上等工にして二百兩、下等工は三

十兩位なりとす、賃錢は百兩三四百文なり、生絲の粗惡なるものは大抵賬房に於て之をなし、專業者には上等にして手數の多を要せざるものを渡すと云ふ、是其賃錢の安くして生計に堪えず不得止生絲を盜み取るの必要あるを恐れてなりと云ふ。

已に撓絲を終りたるものは、更に五兩宛の量に分別して、之を先きの細絲則ち屑絲を以て束縛す、斯くするを押絲と稱し、束縛したるものは之れを一絞と稱す、於是捐絲を全く終り之を染坊へ送るなり、染坊の染賃は百兩を以て定むるものもあり、又右の一絞を以て之を定むるものもあり、例へば詳紅染坊組合の定規は每絞を以て定め

詳紅緯	每絞	洋四分（一分は我一錢四厘餘）
貢緞緯	同	同六分
桃紅緯	同	同三分六厘

となしたるが如し、染め上りたる緯絲は之を捎絲者に送る。

捎　絲

捎絲は則ち緯絲の光澤を生じ絲を軟熟せしむるの目的を以て之を打つを云ふなり、之れにも亦專業者ありて一絞の捎絲は其賃錢十四文なりと云ふ、之を終らば又賬房に返送するなり。

之にて緯絲は全く下拵を終りたるものにして、最早使用に堪ふるものとす、賬房は其分量を檢查し之を機匠に配布す、出機の場合は則ち其織物の定尺を織り上ぐるに足る緯絲を渡し置くもの

にして、機匠に緯絲を渡すを稱緯と云ふ。此稱緯は前述の如く九三控の割合を以て、其七分丈は餘計に見積り置くなり、而して之をなす出機と雇機匠とを問はざるなり。

機匠は之を受取りたる後、經絲の如く掉緯と稱して之を籰頭に繰り取らざるべからず、其方法は棹經と異なる事なく、每絞九十六文の賃銀を拂ふ、一日上等工は三百兩位を掉緯すと云ふ、最も賃銀は賬房の負擔なりとす、此掉緯の時にも尙ほ細き部分を注意して之を取り去るが故に、其全く仕上迄に生ずる屑絲は大約二割の多きに上ると云ふ、此等は全く生絲の粗惡なるが爲めに生ずるものにして、生絲の廉價なるは固よりなりと雖も、之を使用するに當りては又此等屑絲及び其下拵の賃銀を算入して其價格を見積らざる可からず。

右の如く掉緯して籰頭に繰り取りたる時は、之を支那の所謂緯筒又は蘇州の紆筒則ち管に卷く順序なり、之には專ら從事するものありて、每絞十一二文の賃銀を拂ひ渡すと云ふ。

製織

以上の如き順序を以て經絲並に緯絲の下拵を終りたる時は、機匠は製織に取掛るなり、其方法は我國と同じく何等の差異あるなし、紋織はジャツカード輸入以前は、西陣等にて使用したるものと同じく、一人機上に棚を架して之に坐し、撞絲を引く、之を撞花又は提花と云ふ。

機臺は多く松材を用ゐ、普通一切揃にて十餘元紋織機にありては同二十元位なりと云ふ、一日

の織上高は上等職工にて七八尺、下等職工にて四五尺、一ケ月平均三疋内外なりと云ふ、其時間は一定せずして製織には男子多く之に從事す。

弊頭店

弊頭店は則各色鮮明紗絲經緯なる看板を掲げて染色したる經緯絲を賣捌く所にして、製織の際若し不足を生じたるが如き場合には、之に就き買ひ入るゝ所なりとす、此弊頭店は則ち前述の掉經の際盗みたるもの又は職工の得分なる九五折九三扣等は、一切弊店と稱して凡て此等弊頭を買ひ入るゝ所なるを以て、此稱ありと云ふ。

織賃

織賃は一定せず、各賬房各共定例によりて之を定むるを以て、賬房を異にするに從ひ自ら織賃に高低ありと雖も、此點少しく疑を存す、例へば城内李廣與、杭恒富の如きは他に比して一二十文高き賃銀を拂ひ居れりと云ふ、然れ共普通は毎尺七八九十文より百文に至り、提花は毎尺二三十文位なりと云ふ、此外に前述の如く職工は九五折（一名長經）又九三扣（一名紆耗）と稱して別に定りたる得分ありて、其精粗によりて得分に多少あるは勿論なりとす、近來諸物價騰貴に連れ絨、緞、洋緞、彩緞衣料等の賃銀も亦之に伴ふて騰貴したり、尚ほ追々騰貴するの傾向ありと云ふ。

桃花

前項迄は無地物に就き其大略を記述したるものなるが、紋織に於ては尚ほ桃花なるものを説明せざるべからず、桃花とは即ち我國の「ジヤツカード」機紋紙切職工の如きものにして、是又專門家あり、非常に秘密に屬し他人をして決して見せしめず、一室に蟄居し其相續人にのみ之を傳授するなり、杭州に於ては楊某一人なるが、蘇州にては二十餘人ありと雖も、內有名なるもの五六人に過ぎず、而して其方

虎邱

法は如何と云ふに、先づ賬房人にして新意匠を織出さんと欲せば、其大體を考へ畫工をして之を畫かしむ、其時已に其方寸大小等を定め置き、次に桃花職工は一々其畫に則りて其模樣を組立つるなり、其組立料は上等則ち困難なるものは四五十元を要す、之を注文したる賬房は其專賣權を得る

ものにして、他人は決して摸擬すべからず、若し之が織出をなさんと欲するものは、其房賬に對して二三十元を拂ひて之が許可を得ざる可からず、賬房が右組立を實地に應用する、之を上花と云ふ、以前は上花の專門者ありて每次五百文を要したれども、近來にては賬房自ら之をなすもの多しと云ふ。

緞の尺幅、重量

花緞の幅は二尺三寸より二尺五寸までとす、其長さは短きものは五尺長きものは六丈に至る、素緞は其幅は二尺二寸三寸四寸五寸等花緞に同じく、其長さは短きものは三丈餘、長きものにて五丈又は六丈に至る、而して花緞は六丈もの最も多く、素緞は三丈もの多く、均しく衣料に供せらるるものにして、幅に於て此の如く差異あるは全く其衣服の形の異なるが爲めなり、其重量は織物の精粗によりて異なるは勿論にして之を一定すること能はずと雖も、花緞素緞は幅二尺二寸として一尺、輕きものは六錢半重きものは一兩二三錢もありと云ふ。

販路並に各需要地の嗜好

販路は國內到る處に之を有すと雖も、特に滿洲地方を以て最多となし、廣東、福建、江蘇、湖北等之に次ぐ、而して之を輸出するには蘇州より直接送り出すものなきにあらずと雖も、大抵は一旦上海に送り更らに之より其需要地に分配するものとす、東三省卽ち盛京省、吉林、黑龍江地

方は紗地多く用ひられ、塵埃多きが故に衣料は紋織よりも素地ものを多く使用し、從て蘇州より仕向けらるゝものも素緞大部分を占む、廣東、福建地方は花緞多くして素緞少く、其模様色合等は上海近傍と同様にして、多く上中等品を用ゆ、湖北地方及東三省は中下等品多くして、最下等は山東省冀州に多く仕向けらる、需要の量も多きは春秋二季にして婚葬多きが爲なりと云ふ。

秋冬に至れば各省より仕入客集りて、各省一定の客棧に投じて看板を掲げ以て買入をなす、賬房は其客棧に至りて取引をなすものにして蘇州にては廣東仕入客は廣東帮客人、福建仕入客は福建帮客人と呼ぶが如く、其省名を頭に冠す、其賣買をなすには各省各別の尺度を有し、又其貨幣制度の區々なるが爲に至て困難なりと云ふ、蘇州に於ける大なる問屋は皆各省に支店又は出張店を設けて、其注文を待つものあり、其注文を受くるに當りては、前金を受取るもの少なく、只至急を要するもののみ前金を受取るの習慣なりと云ふ。

税金

生絲は毎八十斤(一俵)税金二十兩、經絲は毎八十斤十八兩、機一臺毎月捐銀一兩二錢餘の税課を負擔す、此等は皆各公所の董事によりて取纏め一同に上納し、各自之を納むるの手數を避くると云ふ、而して織物は別に課税せずして、零賣するものは其端に課税濟機臺によりて製織せられたるの印を捺せば可なり、若し此印なきときは私貨と稱す、綢緞店は皆此印の有無に注意せざる

べからず、然れども他に輸出するものは別に落地捐なるものを課せらる、是れ釐金局に於て取扱ふものにして、上海等に輸出するには税關の依るべきものありて其稅率の遙に低くして之を利用する方便利なるが如くなれども、若し釐金局を措きて稅關に行かんか、或は煩累の及すなきやを恐れ又稅關に到る途中釐金局に發見せらるゝ時は、之を私貨と稱して沒收せらるる等の如き種々なる障害あれば、實際稅關に赴くもの少しと云ふ、而して課稅方法は從量にして、每觔十六文の割合にして、矢張り公所に於て一ケ年の輸出額を見積り之に對する稅額を請負ひ、公所より更に課稅せらるゝの順序なりと云ふ、而して其届出の輸出額果して正當なるや否やは釐金局に於ても深く探究せずと云ふ。

公所

經行、絲行、染坊、賬房、綢緞店等は皆各公所を設け一致團結して利益を保護す、公所設立の主旨とする所は改良發達を謀ると云ふにあらずして、價格の增減をなすが如き、其他稅金を取り纏めて上納する等、一に共利益を謀るにあるが如し、其維持費用は之を一定する事能はず、每年半季每に決算して同業者に分擔せしむるものとす、今其名を列記せんに

絲業公所　機捐公所　七襄公所　雲錦公所

等にして絲業公所は卽ち絲行の同業組合にして、若祥符寺巷內にありて、每年蘇州に輸入する糸

に對し二萬三千兩の稅金を納む、機捐公所は元妙觀內にありて其機數を取調べ脫稅を防ぐ、舒巷底の七襄公所は綢緞店（吳服太物小賣店）の組合にして、其事業として他に慈善的事業を行ふ、卽ち若し組合員中老弱事に耐へざるものある時は、均しく公所より救恤せらる、紗緞莊（賬房）の雲錦公所は春秋大會を開き價格を一定し、其半期間は各人之を守りて履行せざる可からず、然れども又事情に依りては其間と雖も價格を變更する事あり。

右の外染物公所は單に洋紅又は洋藍同業組合と稱して、其必要ある每に集會するに過ぎず。

紗

以上は悉く緞に付きて述べたるものなるが、尙ほ蘇州には紗の產出あり、紗は蘇杭州兩處に產し蘇州に於ける主なる種類は官紗、京昌紗、實地紗等にして、其名目頗る多し、蘇州產は杭州產に比して細密なるものを出し、夏は男女共に上衣に用ふれども、杭州產は下着に用ゆるもの多し蘇州に於ては婁門外に製造所ありて、右の內官紗は其質密にして、局紗は空紋なるものを稱し、西紗は浮紋、淮紗は方形の眼を有するものを云ふ、又芝地紗なるものありて斜角の角眼を有し、芙蓉紗は葛紗の變形したるものなり。

新式工場

新式織機を使用する工場は、蘇州城內七箇所にして、合計四百臺內外の織機を有す、之を舊式

織機に比すれば其數甚だ少數なるものと云ふ可く、是れ舊式機に比し新式織機は多大の資本を要すると之を使用する技師の少きによるものゝ如し。今其工場名を擧ぐれば次の如し。

	所在地			
蘇經絲織工場	蘇州城內	創立一九一五年、	資本一六〇、〇〇〇元	一二〇臺
振亞織物公司	同	同上	同　八〇、〇〇〇	六五
省立絲織模範工場	蘇州吳縣	同　一九一八年	同　一〇〇、〇〇〇	三九八
省立工業學校	蘇州城內			三〇
洽大絲織工場	同			一三

絲織模範工場は江蘇省省公署實業科の經營に係り、一九一六年十月該實業科に於て、江蘇省立絲織工場並に傳習所の設立を規劃し、省公署より省議會に提出し決定せるものにして、經費を五十萬元とし、第一年に十五萬元を支出し、第二年に二十萬元、第三年に十五萬元と定め、第一年に各工廠を、第二年に絲織廠を作り、第三年を以て完全せるものなり。

是等新式絹織物機は全部我國京都西陣製のジャガード式にて幾分は京都より直輸入したるものなりと雖も、大部分は上海の邦商出張員の手より購入せるものなり、織機は木製鐵製の兩者あるも鐵製の方比較的多し。

而して其製品に就て見るに、支那式機械は緻密なる絹織物若くは嶄新なる模樣の織出には不適當なるを以て、其製品も價安く、緞子一尺の卸賣相場銀七八十仙のもの最多きも、ジャガード式

製品は織方緻密巧妙なるのみならず、種々複雜なる模様を織出し得るを以て、支那人の嗜好に適し、其製品は上流支那人の需要頗る多く、一尺緞子卸相場一元二十仙乃至五十仙とす。

斯く工程に難易あるを以て其賃銀も亦大差あり、卽ち食事自分持にて一尺の織賃ジャガード式は銅貨八仙乃至十五仙、支那式は銅貨五仙乃至八仙内外とす、一日の織高ジャガード式は六尺乃至一丈、支那式は同じく六尺乃至一丈とす。

ジャガード式が初めて此に行はれしより十數年に過ぎざるも、其數年と共に增加し、成績亦優良なれば、機業家は益機房の賃織方法を改め、ジャガード式を採用し、組織的に會社を設立せんとするもの丶如し、省立模範工場はジャガード式を以て職工を養成し、其熟練せる職工の增加を俟つて當地機業界の革新を圖らんとし、又蘇州工業學校はジャガード式に依り學生に敎授し居れば、將來洋式織法の知識普及と共に、此種絹織物も發展するに至る可く、從て支那舊式織機は漸次衰頹すべし、然れ共支那に於ても今後は將來の如く本邦製ジャガード機一切を輸入せずして機械の主要部分を輸入し、簡單の部分若くは附屬品は上海にて作製し以て當地に輸入するに至るべし、而して當地洋式織機の採用は杭州に比し遙に幼稚なれば、前記ジャガード式のみにて更に精巧なるバサ丶ンジ若くはベルト式は未だ需要あるを見ず。

年　產　額

蘇州產絹織物の生產額は統計の依るべきものなきを以て確知する能はずと雖も、新舊織機數合計を五千臺として按ずるに、此內一年を通じ作業するは六割なりと云へば、三、〇〇〇臺にして一臺一日の織立平均支那八尺として二四、〇〇〇尺となり、之を五丈一疋として一日四八〇疋の產出あり、卽ち一年を通じ一七五、二〇〇疋を織出す、今一疋を平均四十五元とせば、其價格七、八八、四〇〇〇〇元を算す、蓋し大差なきものと認む

染坊

絹織業が蘇州の主要工藝品たる關係上、之れに當然伴ひて起るべき染色工業の狀態を見るに、尙甚だ幼稚にして輓近の進步せる染色化學の如き殆んど應用ぜらるゝ事無き有樣なり、蘇州に於ては染物店を染坊と稱す。

染坊の種類

當地に所謂染坊とは染屋にして、染坊の間に分業の行はるゝこと本邦に劣らず。

一、之を其染むる所の物によりて區別するに紬坊、布坊、絲經坊の三種あり。

紬坊は專ら絹織物を染め、布坊は主に綿布及び蔴布を染め、絲經坊は生絲を染む。

而して同種のものを染むるにも、染色の異なるに從ひて別個の染屋あるなり。

二、之を染色及び加工の仕方によりて區別すれば左の如し。
藍坊は卽ち藍染屋にして、紬、糸經、布、各專門あり、而して藍坊に於ては洋色染を兼業す。
紅坊も亦紬、糸、布の三種に分る、卽ち紅花を用ゆるものなり。
元靑坊は卽ち黑染屋にして、之は紬、布、糸を分たず、皆同一染場にて染む、但し葷、素の二樣あり、葷とは小麥の糟の糊を以て量目を增すものを云ひ、素とは糊を用ゐざるものを云ふ。
煉白坊は紬及び絲經を練る所にして、又洋色染をも兼業す。
漂白坊は專ら綿布及び蔴布を漂白する所たり。
印花坊は布と紬とを分たず、形付けをなす所なり。
踏坊は專ら綿布及び蔴布に光澤を附くる所にして、布を軸に卷き之を石にて造りたる元寶と稱する船底形の凸凹器中に置きて、之を踏磨するなり。
軸坊は煉揚げ又は染め揚の絹物を捲平する所にして、本邦の仕上屋（織物の）に相當するものなり。
胰坊は垢の付きたる絹布を色揚げする爲め豚の胰子油にて洗淨する所にして、我洗張屋に類するものなり。
右最後の三者は必ずしも染業者にあらざれども、猶ほ之と相關聯するものなるが故に茲に揭ぐ。

顔料

藍色には製靛を用ゆ、則ち藍なり、其水乾の兩種あるは我國と同じ
黄色の料は柏皮、槐角米、紅花水（之は紅花の外面の色なり）姜黄、梔子を用ふ。
紅色料は紅花、蘇木、胭脂、紫艸を用ふ。
黒色料は主として五倍子、橡料子（則ち橡碗）、花樹果なり、但し當地にては主として五倍子に青礬を加へて用ゆれども、南京にては橡料子に豚油と青礬とを加へて用ゆと云ふ。
此外自家用染料には鴉柏葉、菱殼、雞頭殼、石榴皮を用ゆれども、染坊中にては之れを用ゐずと云ふ。
糙米色一名土色料には黄泥を用ゆ、之れ當地婁門外の田の中より出で其廣さ十餘畝に過ぎずと云ふ。
酸料には烏梅を用ゆ、又形付布を洗ふには豆汁水を用ゆ、卽ち綠豆粉を水に混じたるものなり
香糟は卽ち酒滓にて靛缸内に用ゆ。
練絲料は石灰と稻草灰となり。

染色順序

顔料調製　染坊に缸を用ゆるは藍色に黒色のみ、靛缸の構造及び製靛の方法は本邦と大差なし、

地坑內に原料と水と石灰とを入れて水靛を變成せしむるなり、黑色の五倍子缸は浸すこと三年にして始めて用ゆと云ふ。

製紅の方法　は先づ紅花を洗淨して之を煮ること三回、黃水を去り石灰を加入して紅液を得、此液を水作と名づく、若し未だ紅ならざる時は酸水を加ゆ卽ち烏梅なり。

浸染　浸染の方法も我國と大差なし、藍と黑とは缸あれども、其他は盥を用ゐ、一回用ゐ了れば傾空するなり、但し色の濃きを欲するときは、搾出の液に再三渡過するなり

形付　は舊來の方法にては石灰を用ゐて紬又は布上に印し、浸染後石灰を刮去す、洋印の方法は木板に色液を塗り、其上に紬又絹は布を加へ砑出するなり。

乾場　は紬と布とには高木架上に竹竿を連ね、絲經には平地上に人の丈け位の高さの木柱上に竹竿を横へて乾場とすること本邦と異なることなし、形付をなすには「シンシ」を用ゆること亦本邦と同じ。

用水　には餘り注意せず、多くは井戸水を用ゆれど河水も亦用ゆ、浸染後洗滌するには河水にて之をなす。

燃料　には礱糠卽ち籾殼を用ひ燃す時は鞴を用ゆ、絲經及び紬絹を煉るには鐵鍋を用ひ蒸器なし、又各色料を煮るには鍋を用ゆ。

所染物貨

生紡紬、熟紡紬。生絲、熟絹、線春、花趨、紗、素趨紗、春紗、生羅、熟羅、綾、槌熟絲、緯、煉熟絲、双經、單經、緘紗經（綿織絲）、各種綿布、各種蔴布

紡績業

蘇州城盤門外二馬路に蘇綸紗廠あり、光緒十九年湖廣總督張之洞が南洋大臣を代理せし時代、工業振興の目的を以て蘇經絲廠を奏設したるが、之が動機となり光緒二十一年（一八九五年）蘇州商務局に於て、官金庫平銀二十八萬兩及一般募集株金庫平銀六十一萬二千餘兩を以て、蘇經絲廠と共通資本となし本紡績工場を建設し、祝少英なる者經營の任に當り、同二十二年七月を以て開業するに至れり。外國より資本を仰がざりしも創立當時外人六名を傭聘し、内四名は本邦人にて棉繰機の指南を掌れり、然るに其成績良好にして、殊に天官牌商標の如きは一般に歡迎せられたりしが、後經營法宜しきを得ざりしため、損失を招き閉業の止むなきに至れり、同二十九年同地人費梓治なるもの年五萬兩にて借入れ、五年間繰業せしに成績頗る良好にして、利益を得たりと云ふ次で滿期後卽ち三十四年無錫人周舜卿なるもの之を引受け開業せしが、一年ならずして停止し、後蘇州人王馮六更に開業せしも成績不振にして、爲に十餘萬兩を損失せしを以て、其大株主

張同階、王鴻六等相謀り、更に新株を募集せしに應募者少く、張、王兩氏の持株依然として多數あり、其後該廠の營業一時中止の姿なりしも、一九一二年上海人葉鴻英、印錫璋、許松春の三人合同して資本三十萬兩を以て一年の借賃四萬七千兩にて之を借受け、同年九月十六日開業し許松春專ら之が經理の任に當り來れるが、一九一五年秋來生產品の販路澁滯し在庫品の堆積多額に上り、運轉資金の缺乏を訴へ、繰業困難に陷り十二月遂に一切の職工を解雇して停業するに至りたり、然るに一九一七年初めより劉柏生六年間契約にて賃借する事となり、再び繰業を開始せり。

同廠使用機械は總て一八九六年英國の Dobson Barlow 製に係り、其種類及臺數左の如し。

機械	仕様	臺數
エキソーストオプナー 但ホッパーフイダー並にクライトンオプナー付		三臺、内一臺新
打棉機		四臺内一臺新
梳棉機		七十八臺内十八臺新
練條機	三頭六毛	十四臺
始紡機	七十六錘立	十四臺
間紡機	百二十六錘立	十六臺
練紡機	百五十六錘立	三十二臺
精紡機	三百六十四錘立	六十八臺内十二臺新
汽罐		三個
汽機	八百馬力	一臺
電氣用汽機		一臺

原料棉花は上海及內地常熟太倉等より仕入れ、一ヶ月の需用高百八十擔なり、石炭は日本產を用ひ、一晝夜約十八噸を消費す。

勞働者賃銀は二十仙乃至五十仙にして、二十五仙を以て普通となす、其數は男一千人女二千人合計三千人にして、晝夜の二組に分ち、晝勤は午前六時より午後六時迄、夜勤は午後六時より午前六時迄とす、而して一ヶ月の製產高は十二手十六箱、十四手二十五箱、十六手十二箱にして合計五十三箱、一箱四百二十封度入なり、製出綿糸の販路は常熟、江陰、梅里等を以て主なるものとし、天官を以て商標とす

電燈

一九〇七年振興電燈公司創立せられ、城內外の電燈業を營み居れり、其後同社が經營困難にして、爲に日本資本家より借款し、其權利の一部分を日本に移すや、蘇州人士中之れに慨するものあり、一九二〇年十月中新に蘇州電氣廠を起し、之れと對抗して電燈事業を營む事になれり。

燐寸

一九二〇年中資本金十二萬元を以て鴻生火柴公司創立せられ、同年十二月を以て工場設備完成

せり、右工場は胥門外運河畔にあり、毎日の生産高五十グロス入四十箱なり、右投資者は主に上海在住の商人なりと云ふ。

板紙

一九二〇年三月閶門外運河の岸に蘇州紙版公司と稱する板紙工場創設せられ、板紙の製造を開始せり、支那に於ける新しき企業にして、其成績如何は注目せらる。

外商

蘇州にある外商店舖としては亞細亞石油公司、スタンダード石油會社の支店あり、其外日本人商人としては次の三者を數ふべし。

東洋堂　平澤國衞氏の經營にして賣藥、雜貨、文房具等の取扱を主とし、日本麥酒會社、味の素の代理店を兼營す。

九三大藥房　各種賣藥、醫療機械、ゴム製品等を取扱ひ、澤本兵次郞氏の經營に係る。

繁迺家　日本租界にある旅館にして、邦人旅行者は爲に多大の便益を享けつゝあり。

學校

蘇州は古來學者の輩出したる地なるが、前清の末新學風潮起るや卒先學堂を設くるもの多く、殊に端方此地に巡撫たり、大に新學を提唱したりし爲、急速に增加し、日本其他より教習を聘して之れが指導を委ねしが、革命後次第に不振となり、現在存する學校の主要なるもの次の如し。

東呉大學堂
(Soochow Univercity)

東呉大學堂は蘇州に於ける最も設備の整へる學校にして、米國監理會教會の經營に係る、其一八七一年葑門內十全街に該教會にて存養書院と稱する一學堂を開設せるもの本大學の起源にして、後一八七九年天賜莊に移轉して博學書院と改め、一九〇一年上海中西書院及此地の中西書院と合併し、今日の名稱に改め大學の外小中學を附設す、大學部は文理科にして修業年限四ヶ年、數學、理科、文學、政治、地理、英文、支那文等を課せり、教師は米國人の外に支那人あり、上海に其法科を分設す。

附設中學校は修業年限四年にして其卒業生は大學部に入らしめ、其下に小學堂あり、校長はW. Cline にして生徒數は三百六十人あり。

景海女學堂
(Laura Haygood Normal School)

天賜莊にあり、監理會教會に屬し一九〇二年の創設に係る、女子の小學、中學の外師範科の設あり、米國人教師多く、校長は Miss. Louise Robinson にして、生徒數二百五十人あり。

英華男學堂
(Anglo-Chinese Academy)

監理會教會の附屬事業にして、中學校の教育を授く、慕家花園にあり、米人 Miss. Mary Minor Tarrant 校長にして、百數十人の生徒を收容す。

英華女塾
(Davidson Girl's School)

一九〇七年の創設にして、監理會教會に屬し慕家花園にあり、校長は Miss. V. M. Atkinson 生徒は百七十名位にして、高等女學校程度なり。

桃塢中學堂
(Soochow Academy)

聖公會に屬し一九〇二年の創設に係り桃花塢にあり、上海聖約翰大學堂と聯絡あり、本校卒業生は同大學に入學する事を得べく、學生數は二百餘名、H. A. McNulty 其校長なり。

慧靈女學堂

(Soochow Baptist Girls' Academy)

浸禮會教會に屬し謝衙前にあり、一九一一年の設立に係る、Miss Sophie S. Lanneau 其校長なり、高等女學校の外小學校幼稚園の附設あり、幼稚園は早くより校舍を別にし、小學部は一九二一年新築成りて引移れり。

江蘇省立第一師範學校

支那政府の師範學校令に從ひ一九〇四年創立せられたるものにして、三元坊に位置す、生徒數は四百名に上り江蘇省に於て經營す。

蘇州萃英中學

(Vincent Miller Academy)

長老會の經營にして一八九二年の創設とす、中學教育を授くる事を主とし、生徒數は九十名内外に過ぎず、J. N. Hayes 校長たり。

蘇州晏成中學

蘇州浸禮會の經營にして謝衙前にあり、一九〇三年の設立にて、目下生徒數百三十名内外ありCharles G. M'Daniel 校長たり。

外人布教事業

蘇州に於ける外國人の布教事業は、最初米國人によりて企てられ、一八六九年其 Northern Presbyterian Church 此地の布教事業に着手せるが、同會が一八七八年建築したる家屋は實に蘇州に於ける最初の外人家屋なりき。

蘇州にある外國敎會左の如し。

名	稱	所在地	設立年	經營者	國別
長老會	American Presbyterian Church South	齊門外	一八八五	Miss Luke A. Francais	米
	〃	葑門外	一九〇二	Rev. J. U. Hayes	同
	〃	穿珠巷	一八八七	Rev. F. H. Throop	同
	〃	上津橋	一八七一	Rev. O. C. Crawford	同
	〃	養育巷	一八七五	Rev. P. C. Dubose	同
浸禮會	Southern Baptist Mission.	萍花橋	一八八九	T. C. Britton	同
蘇州浸禮會	Soochow Baptist Church	謝衙前	一八七五	Rev. Chs. G. Mcdamel	同
使徒信心會	Abostolic Faith Mission	甫橋西街	一八七五	Nettie Mooman or Antoinetto Mooman	同
監理會	M. E. Church(South)Mission	宮巷	一九一〇	Miss. Flora Herudon	同
	〃	慕家花園	一九〇七	Miss. Mary M. Tarrant	同
	〃	天賜莊	一八八一	李仲覃	支
	〃	倉街	一八九四	蔣福如	同
聖公會	American Church Mission	寶城橋	一九〇三	初延算	米

天主教	Roman Catholic Mission	大新巷	一九〇九	時商端南克	佛
〃		婁門大街	一八六九	朱培卿	文

名勝古蹟

孔子廟　即ち文廟は盤門内に在り、境内廣く堂宇宏壯を極め江南第一と稱せらるゝも、近年荒廢に歸せり、其禮門の左側に嵌め込まれたる石板の平江圖は宋時の蘇州現形圖として有名なるものなり。

滄浪亭　孔子廟の東方に在り、昔蘇子美事によりて廢せられ南に抵り、一勝地を得て修築したるものにして、庭園幽雅に支那稀に見る古園なりと、然れども髮匪兵燹の後重修せられたるも、再び革命の變に兵舍に供せられ爲に大に荒廢せり。

怡園　城内護龍街に在り、當地に於ける名園たるを失はず。

玄妙觀　觀前街に在り、巍然たる一大伽藍にして、道教の本山として名あり、山門の内外は露店茶店興行物等多し。

虎邱　城外西北約三哩の地にあり、丘上に一禪寺あり、其背後に高塔あり、呉王闔閭の住宅の存せし處にして、沒後五郡の人十萬人を發して此に塚を治めしめたるものなり、葬つて三日白虎

其上に踞したるを以て、此名あり、此より蘇州一帶を俯瞰するを得べく形勝の地たり。

虎邱

寒山寺　城の西三哩の地に張繼の詩を以て有名なる楓橋及寒山寺あり、寺は唐代の創建なるも現在のものは、其後の建築に係る、寒山寺の東北留園は盛宣懷の修築せる處なり。

靈巖山　城を西に距る事十二哩の地にあり、一に硯石山と稱し肉瘦骨出の奇山なるが、山腹に靈巖寺あり、山顚には吳王の離宮館娃宮址あり、これ西施を住居せしめし地と云ふ。

報恩寺　城内護能街に在り、後漢の時吳の孫權の創立に係ると傳へられ、堂宇殘礎を見るに止まると雖も、後方に北寺の塔あり。

北寺の塔　報恩寺境内にあり、八簷九層、高二十五丈、孫權の創建にして明時九年を費して再建せるものなり。

寶帶橋　城を東南に距る二哩、大運河と澹臺湖と交叉する地點に架せられ、空洞五十三、長一千二百丈の大石橋たり、漢の武帝の創架に係り、唐の刺史王仲舒が其寶帶を鬻ぎそれが修繕を助けたる爲此名を生ぜりと。

天平山　范文正公の墓址にして滿山奇石併立し、麓には大木の楓あり、景大に賞すべし。

瑞光禪寺　城内盤門内にあり、七層の高塔あり、俗に盤石塔と稱し、其側に勅賜藏經閣あり。

杭州

地理

杭州は浙江省の稍北部に位し、大運河の南端にして、河口より約二十哩を遡れる錢塘江の左岸にあり、上海を距る事鐵路百二十哩、蘇州との間は運河行程百二十哩、現に浙江省の首都たり、水路による上海との交通も便利に、又錢塘江を遡つて安徽省とも通ずべく交通極めて便利なるが、只寗波とは共距離比較的近きに拘らず、錢塘江は之より下流航行困難にして舟揖の便乏しく、又鐵道未だ全通するに至らざる爲、交通自由ならず、但し程なく杭甬鐵道全通すべきを以て、其場合には杭州の地位は一段の便益を加へん。

市街人口

城内　府城は略々長方形をなし南北十支里、東西五支里あり、外城の周圍三十五支里にして、此處に次の十門を設く。

東　慶春門　清泰門　望江門

西　錢塘門　湧金門　清波門
南　鳳山門
北　艮山門
西北　武林門
東南　候潮門

城内は之を南、中、北の三區に分ち、其南なるを上城、中なるを中城、北なるを下城と云ふ、上城最も繁榮にして官衙、巨商多く此に集る、中城これに次ぎ、下城は人家少く、長髮賊の兵燹に罹りたる跡今尚存す。

城内の道路は一般に狹隘なれども清潔にして敷石暗溝の設あり、最も繁盛なる街路を擧ぐれば次の如し

直街（城隍牌樓）	水師前	鼓樓灣	清河坊
大平坊	保祐坊	羊壩頭	丞乾門壽安坊巷
杭城第一市場（卽舊行宮）	三元坊	石碑樓	城站
聯橋	忠清巷口	衆安橋	孩兒巷口
横街（鷹橋焦棋杆）	望仙樓	大井巷	河坊巷
藩司前	府前		

湖墅　武林門外約二哩、大運河の最南端に接する拱宸橋一帶の地にして、運河の東西兩岸に沿へる市街は頗る殷盛にして、上海蘇州等に往來する汽船民船等悉く此に集る。

閘口　城外錢塘江岸の地にして、滬杭鐵道の杭州驛より此に至る間に支線を布設す、蓋し閘口

は錢塘江の水運を司る處なれば、これによりて錢塘江と滬杭鐵道及大運河との連絡をなし得るものにして、爲に閘口は一段の繁榮を加ふるに至れり、多大の議論ありたるも結局玆に海關支所の設置を見たり。

人口・杭州及び其の附近の人口に就ては、確たる統計の徵すべきものなきも、一九一〇年に警察當局の調査したる處に據れば、二三一、一七一人にして、內男一四五、八五二人、女八五、三一九人なりき、然れども之等の數字は實際の人口よりも遙かに少數なるべしと稱せらる、杭州に在住する滿人の數は一九一一年十一月の統計に據れば、全部にて五、二七七人なりき、革命前は六千乃至七千人の滿人ありたるを革命後次第に減少したるものなり。

淸泰門

杭州に於ける**外國人の數は**一九一一年夏に於て約三百人に過ぎず、從來日本人は杭州城內に於

て種々の營業を營みつゝありしが、既に外國人居留地の設置あり、殊に日本の專管居留地ある以上日本人が城內に於て支那人と混在して種々の營業に從事するは、許す能はざる處なりとて、屢々抗議ありたるが、一九一二年に於て遂に日支兩當局者の間に交涉成立し、城內に於ける日本人の店舖其他の設備に就て、相當の賠償を支拂ひ、之を支那に於て買收する事とし、之と共に城內の日本人は引揚ぐる事と決定し、其結果杭州に於ける在住日本人の數は著しく減少したり。

現在の杭州城內外の總人口は先づ三十五萬內外と見れば、大差なかるべしと稱せらる。

沿革

杭州は禹貢揚州の域にして、春秋には越國の西境たり、後楚に屬し、秦漢には並に會稽郡に屬せり、後漢の順帝以後吳郡に屬し三國には吳東安郡を分置し、尋いで之れを罷め、晋には吳興及吳郡に屬し、宋齊梁は之れに因れり、陳錢唐郡を置き、隋の平陳郡を廢し杭州を置きしが、煬帝の大業三年改めて餘杭郡と云ひ、唐には復杭州となし、天寶の初は餘杭郡と稱せしが、乾元の初め復杭州と曰へり、五代の時吳越王錢鏐此に都し、元れを西府と云ひ越州を東府と云へり、宋は依然杭州となし南宋玆に都して建炎三年臨安府とせり、元には杭州路と云ひ、明に改めて杭州府となし九縣を領せしめ、爾來淸に及びしが、民國に至りて府を廢して縣となせり。

Marco Polo の視察記

杭州はMarco Polo の來游せる所にして、其旅行記に於ては此を Kinsay と稱して、其事情を說く事詳密なり、今瓜生寅氏譯の同旅行記より轉載して、十三世紀に於ける蘇州が如何に外國人の眼に映じたるやを知るの料に供すべし。

ヴジウ（湖州）を去て行くこと三日、其間許多の城市村落を過ぎたるが、何れも人煙稠密にして富饒なり、人民は象教徒にして、元帝に隷屬し、其紙幣を通貨とす、食料品豐富なり、三日の旅程を終り、貴重宏麗なる一都府に達す、之をキンサイと稱す、天の都の義なり、其宏壯華麗なる其歡樂無量なる、全世界中之と比肩すべき都會なく、居民自ら之を認めて極樂世界と爲すより出でたる名なり、著者マルコポロは屢々此地に遊び、能く注意し能く熱心に之に關する實境事態を精査したり、左の記事は其の要を摘て略說する所なり。普通の算定にては此府は周廻百哩ありといふ、其市街も運河溝も廣袤甚だ大なり。市場の設數處あり、非常に廣濶無數の市民能く茲に集合し得るやう、其比例を以て施設を濶大にせり、當府の位置たるや一方には清澄明淨の湖水あり、一方には廣大無邊の江水あり、江水は大小數十の運河に據て、府市の各部に流通し、府內の汚物は悉く湖（江）水に運び去て、終に海に入る、之に依て空氣大に清淨純潔となるのみならず

府内各部の水陸運輸交通の便甚だ大なり、街道水路共に充分の廣さあるを以て、街上には車馬絡繹し、水上には船揖往來已む時なく、市民需要の貨物を運搬して綽々餘裕あり、之を市民に問へば皆な云ふ、府内大小の橋梁概數一萬二千なりと、主要なる運河の上に架して大街公道の間を連結する橋梁は、高く穹窿形を爲し、往來の船舶帆檣を立てて、自在に其下を通過すべく、乘て街路上の車馬は其上を經過し、街路と穹窿の頂點との間斜面緩なるを以て、往來に勞せず、其構造實に絶妙なり、若し此府にして橋梁の數此の如く多からざれば、人衆日夜彼此の往來最も不便を極むるなるべし。

府外には府を圍んで一大壕渠あり、延長凡そ四十哩に達す、甚だ廣くして前に述べし大江より流れ入て水常に充滿す、是は昔此地方に王たりし者が、幾代かに鑿り開きし所なり、江水漲て岸に溢れんとする時は、其餘水を導て此壕に通じ、乘て都城防禦の用にも供せしなり、掘取りし土砂は内側に積上げたるを以て、其地を圍繞して數個所の小丘の形を存す、市内には街頭兩側一帶無數の商店あるの外、尙十個所の十字街大市場あり、四角形の廣場にして四邊各長さ半哩あり、其前面に當て大道路あり、路幅四十步にして、府の一端より一端に一直線に直通す、而して無數の低き橋ありて之を横截し、頗る便利を極む、此市場の全面積は四哩にして、互に相距ること四哩とす、大道路に並行し市場の向側に一大壕渠あり、其前岸には廣大なる石造倉庫數棟あり、印度

其他諸邦より來る商賈輩をして、市場近くに身を置くの便に供し、商品の貯藏商業の取引をして容易ならしむ、各市場に毎週三日間市を開き、會する者四五萬人あり、市に出でて所要の食料品を供給す、邦内麋鹿、野兎、家兎、鷓鴣、雉雞、鶉の如き各種の鳥獸に富み、家鴨、鵞鳥の類に至つては其數殆ど擧て算ふべからず、湖中に於て容易に孵化飼養せられ、繁殖甚だ盛にして、ヴエニス銀貨一グロートを投ずれば、鵞鳥雌雄一双と、家鴨雌雄二双を買得べし、(「と」字は「又は」の誤なるべし)、府內又屠場數所あり、牡牛、牝牛、野羔、羊仔の如き食用の家畜を屠殺し、以て富人及び大官輩の食膳用に供す、下級の人民に至ては之に指を染むることを得ず、何種を問はず如何なる不潔の肉にても厭ふことなく之を食ふて疑懼する所なし、四季を通じて各種の野菜、果實市場に出づ、殊に梨實は非常に大にして、一箇の重量十ポンドもあり、內部は白くして糊の如く、香味最も良く、桃も亦季節に至れば盛に出づ、黄白の二種あり、風味甚だ佳なり、葡萄は此地に産せざれども、乾したる儘他の地方より多く來る、釀酒にも用ふれども、土人は餘り貴ばず米と香料を以て自國にて製造せし酒を常用とす。

海より府に至る距離は十五哩にして、日々江水の便に依り魚類を送り來ること其量甚だ大なり湖水にも亦多量の魚を產し、四季之を漁するを以て專業と爲す者殊に多し、斯くも多量の魚類を市場へ送り來らば、如何にして能く賣捌くを得るやと疑ふ人もあらんが、其市に上るや日々數時を

出でずして忽ち一尾をも餘さゞるに至る、一餐毎に魚と肉とを併せ食ふ豪族の一階級のみの需要に供して猶ほ然り、府內居民の衆多なる想像するに餘あり、十個所の市場は其周圍何れも高樓を以て取圍み、其下部は店舗にて各種の製造盛に行はれ、諸品の賣買至て繁昌なり、中に就て藥種、香料、飾物、眞珠類の賣行き盛なり、自國製の酒のみを專門に販賣する店もあり、彼等は絕えず之を釀造し適當の價にて常に新鮮の物を出して顧客の需に應ず、市場に接して之に通ずる數條の道路あり、中に冷水浴場を設けし處あり、各下男下婢を置き來浴の男女に侍して澡洗の役を執らしむ、蓋し此の地の人は幼時より常に冷水に浴するを習慣とし、最も健康に益ありと爲すに因る、然れども各浴場何れも別に溫浴の一室を設け置き、外來の客にて浴水に慣れず、寒冷を懼るゝ者の用に供せり、諸人皆な日々其身體を洗ふを以て一般の習俗とす、食事前に於て殊に然りとす。

市街の他の部には娼婦の住居あり、其數擧て數ふべからず、市場近邊は最も彼等に利なるを以て、多く其邊に住するのみならず、市內各部何れを問はず、彼等の居らざる處なし、裙屐羅綺珠玉を粧ひ、粉黛衣香人を薰倒す、設備十全佳麗の家に住ひ多くの婢女に侍らる、彼等の妖姝麗姬幼より敎養心を盡し、嬌痴諛媚戲謔作要の術に長じ、如何なる人に對しても一言一動笑を獻じ媚を呈す、此地に客たる者一度此仙路に入て其魔力に引かるゝ時は、千條の繩に縛られしが如く、此媚

惑の妖術に由て魂を迷はし志を蕩かし、遂に迷境を脱すること能はざるなり、斯く淫樂に沈醉しては故鄕に歸るも、キンサイ卽ち天都に在りし時の事を夢想し、再び樂土に遊ばんことを熱望して已まざるなり、又他の街衢には醫家、占星家等の住家あり、此輩又讀書、習字其他諸般の藝術を敎授す、此徒にして市場廣街の周圍の家屋中に住する者もあり、各市廣街の一方に二大屋宇あり帝より命ぜられし官吏ありて玆に住し、外來商賈の間に起り、若くは土着商人の中に生ずる爭論の裁判を司どる、兼て其附近の諸橋梁に相當の護衞を置き、其勤惰を監視し其過失を斷じて、之を罰する任をも帶ぶるなり。

上文に述べたる府の一端より一端に迄直達する大道の兩側には、廣大なる邸宅ありて、各園苑を具へ、而して其近傍には工匠の住家あり、各自其店舖に在て種々の職業に從事す、人若し暫く街頭に立て一望し、各異諸種の職業の爲めに市民の街上を往來する者瞬間も絕ゆることなく、其數の衆多なるを見る時は、此の如き群衆庶民が生活を保つに充分なる食料の準備は如何にして爲すを得べきや、或は不能の事ならずやと思ふべれけど、若し開市の日に當て無數の商民市場に群集し、船又は車にて運搬し來りし貨物を堆積して、廣き市場の地を埋め、悉く之を賣り盡すを見れば、前の考の間違なりしを覺るに至る、僅に胡椒の一品に就きて、其數量を聞くも、五穀、肉、茶、酒、藥、雜貨等一切食物の全量を略ぼ推測することを得べし、著者曾て稅局の官吏より聞けり、

胡椒一品の日々の輸入は四十三荷にして、一荷の量は各三百四十三ポンドなりと。

府内の人民は象教宗徒にして、紙幣を以て通貨とす、男女共に顔容端正にして美なり、商賈他の諸邦より絹布を輸入し來る外、此キンサイの治下の土地にて絹布を産出する量も莫大なるを以て、人民の多くは常に絹服を用ゐ居るなり、此地方に行はるゝ手工職業の中に、他邦に勝れて巧妙にして、普く世に入用視せらるゝ者十二種あり、一種毎に工場の數大約一千に下らず、一工場毎に職工を使用すること十人、十五人或は二十人に至る、稀には四十人以上もあり、其雇主に服屬す、富豪の工場主に至ては自ら手を勞することなく、日夜優遊富家貴族の態度を爲す、其妻女をも亦優遊逸居少しも勞作に關せしむることなし、彼々前述せし如き花柳の街に徘徊し、名妓仙娃を擁して華奢柔弱の生活を送る、其衣服は絹帛珠玉より成て、價の貴きこと實に想像の外なり、古より世々の帝王法律を發して、凡そ市民たる者は必ず父の職業を守るべきことを規守せりと雖ども、其家富で能く其職業を保守して職工を使役して、父祖の事業を營み得る者には、手工を親らせざることを許さる、家屋の構造善美を盡し、之を修飾するに多く彫刻の細工を以てせり、繪畫、彫刻、建築、裝飾の意匠を凝らす、嗜好の甚しき之れが爲に彼等が年々費す所の金額を聞かば、何人も驚かざる者はなし、キンサイの土着人民の性質は極めて溫和なり、彼等が前の主君たりし前朝の諸帝が、既に自ら平和を好み、尚武の氣慨毫もなかりしを以て、之を見慣うて人民一

統平群穩和の風習と爲り、何人も兵器を操るの術を知るものなく、各家兵器の類を蓄ふる者さへなし、彼等の間には終年喧嘩口論の爭を聞きたることなし、其商業を營み工業に從事するにも最も公平正直を以て旨とし、敢て人を欺くことなし、人と相接するに互に友情濃かにして、同町に住する者を見れば、男女に論なく唯其近隣といふ迄にて、殆ど一家族かと思はるる程なり其家庭內の風を見れば、妻女に對して最も敬愛を表し、聊かも狐疑嫉妬を懷くことなく、苟くも既婚の婦人に對して、敢て猥褻無作法の言を發する者あれば、無上の破廉耻漢と見做さるゝなり、商業の爲に他方より此地に來る旅客に對しても、能く懇篤信實を盡し、招き來て自由に其家に到らしめ、歡待厚遇を爲し、商業上に關して成るべく好都合を得らるゝやう注意助力を與ふるを常とす、之に反して凡そ兵士と見れば、之を嫌ふこと殊に甚しく、帝の親衞兵と雖ども其範圍を出づることとなし、是れ其世々の同人種の主君たる帝王の朝家を滅されたるを憶ひ、記して之を忘れざるに因るなり。

湖水の邊には貴人高官の華麗廣大なる邸第あり、其數を知らず、寺院僧堂も亦多く、無數の僧侶此に住して禮佛の勤行を爲す、湖水の中心近くに二島あり、二島共何れにも宏壯なる一大屋宇ありて、無數無限の堂あり室あり、屋外には數個の亭榭あり、府內の人婚禮とか又は豪奢なる饗宴を催す時には、此一島に來る、所用の品物平生に準備ありて、一として缺くる事なく、器皿拭

布食卓布等に至る迄、府民の公費を以て嘗て買收保存しあり、屋宇の建築も亦其費金より出るなり、時として百組以上の宴會婚姻又は他の招待の爲に一時に集ふことあるも、何れも箇々別々に一堂一室、又は一亭榭を占めて衝突することなく、豫め之を知て配置せしもの丶如し、之に加へて湖上には無數の華舫遊船の設あり、長さ十五歩より二十歩に至る、廣くして平なる床板ありて、十人十五人若くは二十人を納る丶に足る、而して水上を遊行するに、左右に傾くの患なく、或は婦人同伴或は男子のみ相伴ふて、湖上に舟遊を爲し、之を樂まんとする者は、各一華舫を備ふ、華舫は斷えず整齊準備しありて時を移さず呼べば乃ち來る、花細食卓其他宴席に所要の器具一切皆な備はる、船室の上は平坦なる屋蓋を以て覆ふ、舟人此に居り長き棹を用ひ湖の底を突き、（湖の深さは一二尋に過ぎず）舫を進めて往かんと欲する處に至る、船室の內面は各色を以て彩色を施し、種々の繪畫を以て飾る、船の全體も亦彩色を施して裝飾す、兩舷共に窓の設あり、或は閉じ或は開き、衆客食卓に就きながら諸方を眺め、船の過ぐるに從ひ景色の移り變るを見て其眼を娛ましむるの用に供す、水上に在て此娛樂の法を取るは之を陸上の娛樂に比すれば勝ること萬々なり、湖は都府の一方に在て其廣さ殆んど府の全長に亘るを以て、船上に立ち遙に沿岸を望む時は宮殿去て寺院來り、急ちにして尼庵、忽にして苑囿、或は喬木或は深林、山上に立ち水涯に聳え、凡そ陸上の美觀佳景陸續として眼眸の中に入り來る、同時に我と同樣の幾多の華舫齊しく游客を載

せ嬉樂を恣にし、連綿として我を過ぎ行くを見る、之を要するに此地の居民は其日の勞を畢り、商業の取引を終るや否や、其餘閑は妻妾と共に水上を華舫に乘り、陸上を車を驅り、和樂歡娯の中に送るより他は爲すべきことなしと思へり、府内の街上に車を驅りて游ぶも、亦居民の娯樂の一なれば今聊か其梗概を述ぶべし。

先づ第一にキンサイの市街路上は悉く石又は煉瓦を敷詰め、府より蠻子地方一帶の諸州に通ずる主なる大道も、亦悉く同樣なる事と知らざるべからず、是が爲に各地に旅行する者も、泥土に由て脚を汚す患なきを得るなり、但馬背にて大急行する朝廷の飛脚の如きは、敷石の上を馳驅すべからず、故に道路の一部分は何れか一側に於て殘し置き敷石を爲さず、前述せし市の一端より一端に達する大道路は、兩側共に幅十步迄石と煉瓦にて敷詰め、中間の部分は小砂利にて埋め、中高に築きて雨水をして能く去らしめ、近傍の壕渠中に入りて、路をして常に能く乾かしむ、小砂利の部分は絶えず車の通行往來するに適せしむ、車は形長くして上は車蓋あり、絹布の帳幕座褥あり六人を入るゝに足る、男女共に車を驅るを以て娯樂と爲す、人は日々之を傭て使用するの風あり、故に市街に入て一見すれば終日許多の遊步車の市街の中央部を往來するを見るべし、中には府外囿苑管理者の催にて、遊班を集めて此車にて囿苑に赴くもあり、之が爲めに豫め園丁をして園内に幽邃の處を設け置かしむ、爰に於ては男子も縱に婦人の羣に入て終日遊び暮し日暮て後來時の路

を取て歸り去るなり。

キンサイの府民は兒を設る毎に其父母たる者直に出產の年月日時を記錄し置くを風習とす、而して後占者に就きて兒子誕生時の天象星座を問糺し、其答を聞いて之をも亦詳に記錄に留め置くなり、故に其子成長して後商業を爲すとか、旅行をするとか、又は結婚するとかの事ある時は、必す此記錄を占者に持參して可否を問ふ、占者は之を檢査し一切の情況境遇を推測し、神託的の言を申明す、居民は此を聞いて時には其結果を豫知して判斷せられし者と爲し、大に之を信用して置くなり、此輩の占者幻術者の數は甚だ多く、各市場に於て常に見る所にして、何れなり其一人の說を聞くにあらざれば、未だ曾て一回も結婚の式を擧げたる者あらず。

富豪大家の人死する時に於ては、必ず左の如き式を執り行ふを以て、又一の風習とす、凡そ其死者ある家の男女の親族は必ず身に粗服を着て死體に伴ひ、其火葬の爲に定めたる場所に迄隨ひ行き、多少の樂人又僧侶に隨て諸種の樂器を以て、行々樂を奏しながら進み、諸佛に對して高聲に祈禱を諷誦す、既に其火化の地に達する時は、會葬者は手に無數の紙片に婢僕、牛馬、錦繡、金銀貨の形を畫きし者を執て、之を火に燒くなり、是れ斯くすれば死者は他世に於て現實の婢僕、牛馬、金銀、布帛の需用を缺かざる者と信ずるに由るなり、火葬の柴燒け盡すを見て、一度に衆樂器を吹奏し、其音高く連綿として喧囂を極む、此式を行て諸佛菩薩初て火化せし死者の魂を攝

取し玉ひ、他世に轉世し、再び生人たることを得るものと豫想す。

府內各街に石造高屋あり、何の方面にても火災起る時は、(府內の人家多くは木造なれば此災のある決して稀ならず) 住民は直に家財を此に運で安全を圖るものとす、命に由て定められし規則ありて、十八人一隊の巡警衞兵主要なる諸橋上に在て、屋蓋の下に屯集し、晝間五人、夜間五人宛交替して其職を務む、各屯所每に板木一箇、銅鑼一箇、漏刻一箇宛とを備へ、漏刻に據て晝と夜との時刻を測り定め、夜の第一更終るや否や、一人の衞兵直に板木を一打す、而して又銅鑼を一打し、以て隣接せる街々の人をして、其第一更たることを知らしむ、第二更の終る時は各二打宛を打つ、其他更の進むに隨て次第に數を增して打つなり、巡警は眠ることを許されず、必ず常に油斷なく看守することを要す、天明に至り日の出んとするや、再び夕刻に於けるが如く一打宛を爲し、時の進むに隨て數を加ふ、此巡警の中に於て市街巡邏を任とするあり、燈火を消すべき時を過ぎて猶ほ燈を點し、若くは火を燃す者なきやを巡視し、若し之あるを視る時は其門戸に記號を付し、翌朝家の主人を官長の前に引き出し、罪の宥免を願ふべき償金を出す能はざる者は、相當の罰に服せざるべからず、若し又夜間時ならぬ時に屋外に在る者を發見すれば、之を逮捕して拘留し、翌朝を待て同く官長の裁斷に付するなり、晝間若し身の不具若くは病弱の爲に業を取ること能はざる者あるを見る時は、之を救育病院に送るべきものとす、此救育院は府內處々

にあり、何れも歷代の帝王の建造せし所にして、人民の自由に使用し得る所のものなり、此に於て救療せられ既に癒る時は、必ず一二の業務に就て勞作せしむることゝす、若し一家火を失するを見る時は速に木板を打て急を報ず、其方面の諸橋に在る衞兵之を聞き時を移さず馳せ集て之を消し、兼て商賈其他人家の家財を移して、前述の石塔内に運び去る、時には又其諸品を船に移して、湖中の島に運ぶこともあるなり、此の如き騷擾の際といへども、夜中の火事なれば人民は一人も自家の屋外に出でて喧鬧するを許さず、只自己の家財が實際に取出しある所に、援助運搬せし查官と共に集り監守する者は別段とす、此輩のみにても千人二千人以下の少數なること稀なりとす若し居民中に動亂若くは一揆等の起ることある時も、此巡查警官の出務鎭壓を必要とすれども、其之あるに關せず、皇帝陛下は平生に步騎兩兵の一大兵隊を市内と共附近とに常備として屯營せしめ最上有爲の士官と帝が最も信任を置く者とを置きて、之れが指揮を司らしむ、是れ此地方殊に此貴重の都府は、廣大富有の點に於て、全世界中の何れの都府にも超絕する所にして、之を守備することの最大緊要なるものあればなり、夜間警衞の爲めとて互に一哩以上の距離を隔てゝ、土堠を築き其頂上に木製の架を建てゝ木版を懸く、當直の衞兵木槌を以て之を擊てば、其聲數里の外に聞ゆ、此類の用心設備なきに於ては、一朝火を失することあらば、都府其半ばを灰燼に付するの恐なしと爲さゞるなり、或は居民の間に動搖の事變起ることある時も、其急を報ずるに之を用ふ

ること明白の事にて、一朝其警報ある時は刻を移さず、諸橋屯營の衛兵直に起て武裝し其要處々々に馳せ集るなり。

著者は曾てキンサイ府に滯在せしに、幸に貢租の數量人口の多寡を錄して政府に年報を發送する時に際せしを以て、火坑の總數卽ち戶數の統計百六十トマンなることを知れり、蓋し一トマンは一萬なるを以て、全市の戶數は實に一百六十萬あるなり、此多數人民の間に於て聶斯托爾派基督教の教會堂は僅に一宇あるのみ、每戶の主人たる者は必ず其門戶外に一家族の者男女に論なく人々の名を記して、兼て馬の頭數を載せて揭げ置くべき規定なり、若し誰にても死亡するか住家を離るゝ者ある時は、其名を取消し誕生の者あれば、直に之を人別に加ふるなり、此方法あるに由て地方の大官都府の府尹は何時にても居民の正しき員數を知ることを得るなり、乞丐と蠻子とを問はず、都て此同一規則を用ふるものとす、旅舍公館の主人も亦同法に據り一の帳簿に宿泊人ある每に其姓名を記入し、到着出立の日時を細記し置き、嚮に市場監督の事に關し細述し置きし者と同樣なる吏員へ、日々其寫を差出す者とす、蠻子地方に於ては自ら家族を養ふこと能はざる程の下級の貧民は、其兒子を富人に賣るを風俗とす、是れ自己の貧窮なる力にて養育するに比すれは却て宜きを得るを以てなり。

以上の Marco Polo の記述によれば、往々事實と符合せざる處もなきにあらず、殊に城壁の周

圍百哩に達すと云ふも、理在の城壁は僅に十三哩に過ぎず、當時の狀況と頗る異る點あるが、蓋し往時は西湖は確かに城壁内にあり、城内の一部をなしたりしものゝ如しとの說も無きにあらず。

Macartney 一行視察記

一七九三年十一月 Macartney の一行此地を通過せり、當時の彼等の所見を Barrow の記述せるものゝ要點次の如し。

多數の桑樹を栽培せる畑の間なる運河を航行し、我等一行は杭州府に到着したり、北方より通ずる大運河は、此地まで及び、此所にも運河を往復する多數の船舶集合しつゝあり、杭州府も生絲の取引を以て有名なる市場にして、我等は廣大なる生絲店及び生絲の倉庫を見て一驚を喫せざるを得ざりき、市街を通過すれば、兩側に生絲及び絹織物を取扱ふ商店の軒を並ぶるものを見たるが、街上に於て毫も婦人の通行するを見ざるは、一の不思議とせられたり、多數集り來る群衆はいづれも男にして、其容貌服裝の如きは、北京の大通りに於て見たる者よりも稍優れたる如かりき、市街の通りは大部分は狹隘なるも、孰れも石を敷いて通行に便し、ベニスの市街に髣髴たるの感あり、市街は一體に淸潔にして、店頭に飾れる各種の絹織物、綿布類、毛皮等は、孰れも美麗且つ優等の品なりき。

雷峰塔

十一月十日

杭州は人口稠密にして、廣く且つ盛んなる市街なり、此地方には多額の絹織物を產出す、予は予の船に乘れる支那人に對し「此地方にては主に如何なる種類の桑樹を栽培するや」と尋ねたるに、彼は赤き種類のものと答へたるが、更に他の者は白きものが主なりと答へたり、之に依て予は此兩種類が普通に栽培せられるものなりと判斷せり、予は更に此地方に於ける生絲の生產に關し詳細の事情を知らむと欲して、頻に之を支那人に尋ねたるも、彼等は外國人に對する反感と臆病より何人も、之に關して充分なる說明を與へざりき。

十一月十四日

本朝一行は南方への旅行を繼續するが爲に、杭州の市街を通過せり、予は轎に乘りて市街を通過したるが、其一端より他の一端に出ずる迄に、約

二時間を要したるが、市街は予の最初想像したるよりも更に一層大に、且一層人口の多きを發見せり、家屋は密接して建てられ、市街は非常に狹く、街路は何れも石を敷かれたり、路上より見たる殆ど凡ての家屋は悉く商店にして、其中には多くの毛皮類、英國製の布類等を販賣するものを見たり、城外の一帶も非常に美麗にして、風景絶佳に、秀麗なる湖水の存するあり、運河は其間を四方に相通じ、其周圍に立てる丘陵は何れも、各種の樹木を以て蔽はれ、綠滴るばかりなり湖水の一方の岸に塔の壞れかゝりたるものあり、其形八角にして石を以て築かれ、高さ大凡二百尺四階にして其名を雷峰塔と云ふ。

長髮賊徒の占領

杭州は一八六一年十二月二十九日長髮賊徒の爲に陷れられ、爾來賊徒永く此に占據し、寧波、蘇州の淸軍に囘復せられし後も、尙賊徒は獨り此地を固守し、左宗棠の富陽方面より攻め來るに對し、省城より餘杭に至る四十支里の間に堅固なる壘壁を築きて之れに備へたり、然るに蘇州陷落の結果程學啓の軍隊の松江より嘉興を經て此に迫るあり、其夾擊を受けて、同治三年二月（一八六四年）遂に淸軍の復する處となれり、長髮賊亂の爲に杭州の被りたる損害は甚大にして、城內外の住民の之れが爲に殺戮せられたるもの實に全體の七割七分に達すると稱せらるゝ程にして

亂前杭州の人口八十一萬を算せしが、其囘復の當時には七八萬に過ぎざりしと云ふ。當時蒙りたる兵燹の害は容易に恢復するに至らず、今日尚其廢墟の存するあり、爾來開港、鐵道布設等の事あるも、遂に杭州は髪賊亂前の盛を再現するに至らず。

開　港

杭州の開港については早く英國當局者の間に其議ありたる處なるが、日清戰爭の結果下關條約に於て遂に其開放の議を決し、一八九六年より開港を見たり。

第一次革命

一九一一年の第一次革命に際しては、上海の革命黨が同地の縣城を占領し、陳其美を都督としたる、其翌日に蘇州に迫りて其獨立を宣言せしむるや、杭州亦同日を以て獨立し、巡撫湯壽潜を推して浙江都督とし、別に兵亂の發生を見る事無くして止めり。

澉　浦　鎭

海鹽縣の東南十八里にあり、昔時杭州の外港、支那の海港として重要なる地位を占めたり、巡司

有り、本宋之を置き明初之に因て縣を置き、後改めて所となし司を秦駐山に移し仍て澉浦鎮と曰ふ、巡司堡を此に置き戍守の處となす、又海口巡司縣の東北十八里にあり、唐時縣東一里の地に海寗鎮を置く、元は海沙巡司を置き、明初は之れに因り縣東東門外にありしが、十九年沙腰村に移し仍て海口巡司と云ふ、則ち今の所なり、亦堡を置き兵を此に設く、志に曰く縣城の西舊海沙場鹽課司あり、本宋元の時置き明正統元年沙腰村に移置せしも舊名によると。

蓋し本地は早くより海港として開けし處にして、宋の開禧元年（一二〇五年）此に水軍を置けるが、元代に於ては此地方に於ける貿易の中心地となり、市街は廻らすに城壁を以てし殷賑を極め盛に日本、琉球、スマトラ、ジャワ、ボルネヲ等と通商せり、現にマルコポロの紀行中にも

杭州を東北東に距る事二十五哩にして、海あり、海に近き處に一市街あり、Ganfu と名く、殊に優秀なる海港にて印度より商品を積載し來る諸船舶皆此に泊集す、即ち此良港は恰も杭州を通過し流るゝ河水の海洋に入る處にあるものにして、河水を上下して貨物を沿岸地に運輸するには絶えず河流専用の船舶を用ひ、而して內地より輸出する貨物は特に印度諸邦若くは乞解の各地に航通すべき船中に積込むなり。

とあり。

斯くの如く澉浦は早く支那の外國貿易場たりしものなるが、第九世紀に於て支那を訪へる亞剌比亞人の記錄は、當時親しく此地を訪ひて記したるものにして、澉浦の事情について詳細を極めたり、蓋し當時支那との貿易には亞剌比亞人最も勢力あり、澉浦に渡來したるものも亞剌比亞人最

も多かりしなり、今其亞剌比亞人の記述を摘錄すれば次の如し。

Canfu は支那と通商するアラビヤ人の多數の船舶及び貨物に對する市場なりき、然れども此の地は市街の家居大部分木材若くは竹を以て作らるゝ結果火災多く、更らに又此の地に往來する商人船舶は、屢々掠奪を蒙り又は港內に長期間の碇泊を餘儀なくせらるゝ事ありたり、商人なるSoliman の述ぶる處によれば Canfu は商業上の重要地點にして、回教徒の居住する者多く、從つて清國皇帝は回教徒中より判官を任命し、此の地に在住し又は來往する回教徒に關する事件の裁判に當らしめたりと云ふ。

當時支那に往復するアラビヤ人の船舶は、南支那沿岸の航海に於て非常なる困難を嘗めたりしが、其の困難なる航海を終へて、支那の中部に於ける安全なる灣內に錨を投ずるを常としたるが之卽ち Canfu にして、此の地に於て、彼等は泉及び河より新鮮なる水を得る事を得たり、Canfu の市街は街區整然たり、且つ敵の來襲に對し必要なる防禦設備を備へ完全なる市街なりき、此の港に於ける退潮滿潮は廿四時間內に二回宛あるも、然かも其の干滿は其の他の地方に於けるものと異れり。

人の語る處によれば支那國內には約二百の市街あり、何れも政府の官憲其の行政に任じつゝありと云ふ、Canfu は卽ち之等の市街の一にして、且つ總ての海運の港にして二十以上の小都邑を

統轄せり。

外國商人が海路支那に入る時は、支那當局はまづ其の全部の荷物をとらへ、之を倉庫に搬入す而して最後の商船の到着するに至る迄六ヶ月の間取引を停止せしむ、然るに彼等は總ての荷物に就て十分の三をとり、其の殘餘を商人に返還し、若し皇帝に於て必要なるものある時は、官憲は他の者に優先的に之を買ひとるの權利を有す、然れども之に對しては最も高き價格を支拂ひ、且つ其の取引は直ちに行はれ、其の間毫も不公平若くは不正の事無し、彼等は普通樟腦を買ひ取りたるが、之に對し一人につき五十 falūges の率を以て支拂へり、falūge は銅錢の一千文に相當す、若し皇帝に於て其の樟腦を必要とせざる時は再び之を其の半額以上の高値を以て賣却す。

當時一官吏の有力なる者皇帝に對し叛亂を謀れり、其の名は朱玫にして彼は多數の無賴漢及び暴民を集めて、有力なる軍隊を組織し、總ての地方を攻擊し、人民に多大の損害を蒙らしめた、彼の手が次第に各地に及ぶと共に、彼は全國を平定するの計畫を立て、當時支那に於て最も重要なる都會にして、アラビア人の通商の唯一の中心點たりし、Canfu をも攻擊せんとするに至れり、此の都會は大なる河の沿岸にして、河口よりは數日間の航程を隔つる地に位せるが、市民は之が襲擊に對し悉く城門を閉ぢ反抗したるが、彼は兵を進めて長期に涉り之を包圍せり、之西紀八七七年唐の光啓三年の事なり、彼は結局市街を陷れ多數の住民を殺害したるが、支那の各種の事

情に精通せる者の吾人に語る處によれば、當時殺害せられたる者は、支那人の外に十二萬人の回教徒、猶太人、耶蘇教徒、ゾロアステル教徒ありたりと云ふ、之等は當時此の地方に於て通商に從事したる者なり、殊に此の四つの宗教の宣教師の殺されたる數は、支那人の當時の記錄に極めて明確に記載せられあるが故に、確實なる事實なり、彼は當時此の外に多數の桑樹若くは他の樹木をも伐採せり、支那人は其の葉を蠶の飼育に用ゆるが爲に、桑樹は最も丁寧に之を栽培せるものなり、此の結果生絲の生產非常に減少し、從つてアラビア人が諸國との間に營みつゝありし通商も非常なる不景氣に陷れり。

海塘

杭州は其の南西に在る海塘に依て、海水の侵入を防ぎ其の存在を安全ならしめ得るものなり、此の海塘の建設は紀元九一五年錢武繡に因て企てられ、杭州より黃浦江の河口に近き川沙迄達す、數千年前は今日浙江省及び江蘇省をなす地の大部分は、海に屬したりしが、楊子江が上流地方より次第に土沙を運びて、其の海面を埋め立て、遂に陸地を形成するに至りたるものなり、然し其地面低く海波の浸入する多きが爲に、住民は遂に多數の島嶼を基礎として、玆に堤防を築き、以て其の安全を保障せんとするに至れり、最初築かれたる堤防は、低く且つ粗雜のものにして、之を

以ては海水の浸入を十分に防ぐこと能はざる爲、遂に今日の海塘の築造を見るに至りたるものなるが、其の延長は約一六〇哩に亘り、其築造は實に偉大なる事業にして、支那に於ける大運河及び萬里の長城と相並びて三大土木事業と稱する事を得べし、海寧に於ける其高さは二九呎あり、大なる花崗岩を以て造られ、其花崗岩は鐵の鎖を以て繋き、其の底部に於ける厚さは二十尺に餘り、其の存在は此の海岸一帶の住民の生命財產の安全の爲に絕對的に必要なるものにして、今日に於ても其の効用は極めて偉大なるが、唯歷史家が之に關する正確なる事實を傳へざるが爲に、果して幾何の費用と幾何の人員を用ひ、此の大工事を完成し得たるや、今日之を明かにする能はざるは極めて遺憾なる事柄なり。

氣　候

當地方の氣候は概して四季の變化激甚ならず、冬は四十度內外にして甚だしく寒冷ならず、但し夏季は百度に達する事あり、殊に西湖畔に於て溫度特に高し、降雨一般に多く、殊に四月は最も多量なり、然れども養蠶期中は概して少しと云ふ、冬期は平均四十度なるも稀に二十五度に下る事あり。

居　留　地

杭州に於ける外國居留地は一八九六年九月二十七日日支兩國當事者間の取極により設置せられたるものにして、其の位置は武林門外にあり、門より十支里を距て大運河の東岸に沿ひ、南面は拱震橋より東方大馬路に沿ひ一直線に陸家務河に達す、其間長さ一千間あり、東面は陸家務河の西岸に沿ひ約六百七十餘間あり、北面は運河の東岸に起り長公橋河南岸に沿ひ陸家務河の西岸に及び其長さ五百十七間あり、其全面積は千八百九畝なり。

日本は居留地設置に當り外國人居留地として、此一區域を劃定し、更に之れを日本專管居留地と一般外國人居留地とに分割する事と定め、是等の土地は支那官憲に於て原所有主より買收し、更に外國側に引渡す事とせり、是等の條項は當時の取極中に協定せられたる處にして、該取極書の全文は次の如きが今其主要點を摘錄せん。

一、居留地一切の橋梁、溝渠、埠頭、道路は支那當局に於て建設す

一、居留地は三等に分ち一等は一畝二百五十圓、二等は二百圓、三等は百五十圓を以て分貸すべし

一、借主は每年每畝二圓の地稅を納付すべし

一、借地權は三十年を限度とし、但し期限到來せば書換をなし得るものとす、此の場合土地の時價に從ひ支那は地稅の增率を求むる事を得

杭州外國居留地取極書

第一條　杭州武林門外拱宸橋の北運河の東岸一帶即ち長公橋より起り拱宸橋に至るの地區を以て外國居留地と爲し此地區內の一部を分て日本居留地と定む地圖二枚を製し日本領事官清國地方官各一枚宛を收置くへし日本商民は此地圖に掲くる位置番號廣袤に隨ひ土地を借用するを得へし

第二條　日本商民の居留地內に往來住居する者を清國地方官の保護することは條約に準據すへし捕房の事は清國地方官稅務司と商議の上設立管理し仍ほ日清兩國政府の協議決定を俟つ唯日本領事官は居留地巡警規則を制定し海關道に照會すへし海關道は之を巡撫の覈核に供し巡撫より稅務司に命して施行せしむへし

第三條　居留地內道路及沿河曳船路の事は本取極書第二條捕房に關する取極の例に照し又建造修理の事は第四條に照し辦理すへし但し居留商民埠頭に於て貨物の揚卸及一時貨物を路上に置くを得へし然れとも貨物積置の時間は二日を超ゆることを得す又道路通行及曳船の者を妨くるを得す

第四條　一、居留地內一切の橋梁溝渠埠頭道路は清國地方官に於て完固に建設すへし

一、前項諸工事を施すの場處位置及建設修理の方法は日本領事官清國地方官と商議して施設すへし

一、一切の支河浚渫の工事は時々清國地方官より處辦すへし

一、橋梁溝渠道路を修理するの工事は清國地方官に於て確實に之を處理し日本領事官に通知すへし日本領事官は時々適宜に規則を制定し何國人を論せす洩れ無く公平に戶毎に費用を取立て修理費に充つへし此費用徵收の規則は其都度清國地方官に通知すへし

一、船舶は埠頭に停泊する毎に碇泊料を拂ふへし日本領事官は清國地方官と商議して取立規則を定め之を徵收して修理費に充つへし

一、前各項製造物若し非常の災變に遭ひ損壞流失を來すことあらは即時日本領事官より清國地方官に照會して速に建修せしむへし日本領事は居留民より費額を取立て其費用を補助すへし

一、公用の井戶溝渠道路に對しては居留民は納稅の義務なし

又一家一人に貸與して衆用を缺くことを得す

第五條　居留地面を分て上中下三等と爲す借用の際納むへき借地料は上等一畝貳百五拾圓中等一畝貳百圓下等一畝壹百五拾

圓と定む右に對し每年一畝每に地稅貳圓を徵する外別に借地料等を納むるには及はす地稅の徵收方は日本領事官に委託し一定の期節に於て借地人より夫々徵收し清國地方官に交附し地方官より地稅の受取書を回送すへし若し意外の事變ありし時は事定まるの後日本領事官より追徵して交付すへし

第六條　居留地內に於て日本人商業工業を爲さんとする者は皆此取極書に從ひ土地を借用し家屋棧房を建造するを得へし土地を借用せんとする者は先つ取極の借地料及一年分の地稅を添へて日本領事官に願出つへし日本領事官は之を清國地方官に照會すへし清國地方官は此照會に接し借地料地稅を收納せし後實地檢査し地券三通を發行すへし此地券には日本領事官捺印したる上一通は借地人に給し一通は日本領事官に又一通は清國地方官廳に取置くへし一度借用の手續を經たるの地面は本取極により借地人の借用に歸して孰れの人と雖も强ひて立退を命することを得す地券書式は清國地方官より日本領事官に照會して制定すへし借地の廣狹は每人十畝を超ることを得す最も會社及事業の性質上廣大の地を要する者は此制限を超て借用することを得

第七條　地券效力は三十年を以て期限となす期滿の後地券を書換へ借繼くことを得へし此の書換の時に至り商業繁盛なる時は清國地方官は日本領事官と協議の上其時に於ける借地權讓渡讓受の時價に照し地稅を加增するを得へし而して此三十年每に地券書換の例は永く施行するものとす若し期限に至り書換を請求せさる者は借地權を失ふへし然れとも書換期限に至れは直ちに地券を書換へ借繼く事を許すへし此時借地人は重て借地料を納むるに及はさるものとす右書換の際兩國官吏は制限阻碍を加へ借地人に損害を蒙らしむることを得す若し意外の事變ある時は其平定の後に於て地券書換を請求することを得

第八條　清國人の身分なき者私かに居留地內に往居し若くは商店行棧を開設するを得す違反する者は夫々處分せらるへし身元確實品行方正の者は居留地內に居住營業することを得但し本取極書を揭くる借地權利なきものとす此等居留地內の清國人民にして行跡疑ふへく身分を僞へす若くは法規に背反する者あらは清國地方官より日本領事官に通知し又は日本領事官より清國地方官に通知し雙方立會取調の上清國地方官より處罰すへし勝手に庇護縱容することを得す

第九條　身元確實なる外國人にして居留地內に居住せんと欲する者は居住することを得但し本取極に揭くる借地權利なきものとす

第十條　居留地內の地は其名前を以て土地を借用したる者に限り居住するとを得若し借地人事故ありて自ら居住する能はさ

る時は親戚朋友雇人組合員等身元確實なる者をして代て管理せしむる事を得若し已むを得さる事故により借地權を他人に讓渡すことを必要とする時は其讓渡の以前日本領事官に申立て日本領事官より清國地方官に照會して地券の書換を爲すへし

第十一條　居留地面は清國地方官に於て現今の地主より買收し此取極の規定により日本商民に貸與すへし若し地區内に墳墓家屋等ありて之を移轉せしむる時は其費用は借地料に加へ置かさるを以て別に日本領事官清國地方官と商議し其額を定め支給せしむへし將來別に地面を擇ひ若くは居留地接近の場所に於て日本人墓地を設けんとする時は日本領事官より清國地方官に照會協定すへし

第十二條　居留地内に於て草葺の屋根ある家屋は火を引き易く害を他人に及ほす憂あるを以て建造することを許さす火藥爆裂藥其他人の身體家屋財產に有害の器物は總て貯藏携帶及運送することを許さす若し此等の違反者ありて官より發見せられ或は他人より告發せらるる時は各本國の法例に據り處罰せらるへし若し工事上已むを得す爆裂藥の類を使用せんとする時は先つ日本領事官に其用途及要領を記載したる書面を差出し許可を受くへし日本領事官之を許可する時は稅關に通知し稅務司は取調の上陸揚を許すへし陸揚の後速かに使用し久く貯留することを得す

第十三條　日本人民の犯罪者及他地に於て罪を犯し居留地内に潜み居る者は日本領事官より官員を派し之を逮捕し又は捕房に通知し其巡捕を派せしめ協力して逮捕し法規に照して處分すへし

第十四條　若し現外國居留地及將來開設の外國居留地に對し取極たる事項にして本取極に優る所あらは日本居留地も亦之に均霑すへし

以上議定したる取極書日本文清文各二通を作り各自記名調印して各二通を作り置き以て信守を昭にす

大日本明治二十九年九月二十七日
杭州在勤大日本帝國二等領事　小田切萬壽之助　畫押

大清光緒二十二年八月二十一日
大清國杭州洋務總局督辦浙江按察使司　聶緝槼　畫押

然るに其後右日本專管居留地の權利につき日支兩當局者の間に意見の相違あり、日本は其專管

居留地として一切の管轄權を獲得せんとしたる爲、支那は自ら此專管居留地内の土工施設の任に當る能はずと爲し、遂に一八九七年五月十三日次の追加協定成り、相互に其主張を是認する事となれり。

居留地設定に當り、日本が豫め列國に協議する事無くして、單獨交渉をなしたるは總ての點に不利ありたるもの丶如く、外國人は一般に居留地が彼が如き杭州の支那人の中心市街を距る事遠き、毫も將來の繁盛を期待する事能はざる地に設定せられたるは、全く日本の單獨行動の結果なりと稱し居れり。

杭州日本居留地追加取極書

第一條　日本居留地は既に兩國政府に於て新約を締結し專界專管と爲す事に定められたり居留地の運河に沿ひたる道路は前洋務局督辦聶緝槼と取極書十四條を議定の際交換せし界圖内に西は運河東岸に沿ふの語あるを以て此道路は居留地内に在るものとす最も此地は清國人民往來出入の道に係り下方は官塘に連なるを以て之を公共往來の路となし清國人民の自由に通過渠船するを得る事を聽し制限を設けさる可し而して居留地内に立會裁判所を設け若し清國人民の此路上又は他の道路に於て事を惹起す者あれは上海立會裁判所規定に照し之を處分すへし私に拘禁凌虐欺侮することを得す蓋し專界とは此土地を以て專ら日本商民居住の界となし專管とは專ら日本領事官に於て界内商民の事を管理するものにして其道路土地の所有權は孰れも清國に屬するものとす此約義は固より明亮たれとも清國人民の此義を明にせす動もすれば疑惧の心を起し反て枝節を生するを慮り清國地方官は各布告を發し衆人に告知す可し

第二條　居留地内總ての道路橋梁溝渠碼頭及ひ警察の權は日本領事官の管理となす其道路橋梁溝渠碼頭は日本領事官より法を設け建築修理し清國地方官は之に關渉することなし但し界内設計道路の外若し彼此人民水利交通の關係に因り別に道路

を開設せんとする時は清國地方官と協議の上取扱ふへし

第三條　原取極書の借地料は上中下三等に分ち毎畝上等貳百五拾圓中等貳百圓下等百五拾圓と定めたり然るに原取極書は道路橋梁溝渠碼頭は清國に於て建造すべき規定なれとも今改めて日本領事官に於て自ら之を築造する事に定たるを以て此借地料を改て毎畝上等百七拾圓中等百六拾五圓下等百六拾圓と爲す其地稅は原取極書の通り徵收すへし道路橋梁溝渠碼頭等公共の用に供する土地は借地料及ひ地稅を免除す其餘土地貸借に關する事項は清國地方官に於て原取極書に照し辨理すへし

第四條　居留地　地圖境界内の總ての地面は既に日本專屬に歸したるを以て清國地方官に於て運河に沿へる道路築造に用ひたる費用洋銀貳萬參千弗及墳墓家屋を移遷したる費用洋銀壹萬壹千四百八弗合計洋銀參萬四千四百八弗は日本商人の土地を借入れ家屋を建設し商業を營む時に於て日本領事官より徵收の上辨償すへし

第五條　清國地方官は日本領事官と商議の上居留地内に立會裁判所を設くへし其規則は總て上海の例に倣ふへし

第六條　原取極書中第二第三第四第十三條は總て删除し其餘各條項は孰れも原取極書の通り施行するものとす若し未た議定を經さる事項あらは日本領事官より清國地方官と和衷協定すへし

以上追加取極書日本文清文各二通を作り各自記名調印し各一通を取り置き以て信守を昭にす

大日本明治三十年五月十三日

杭州在勤
大日本帝國二等領事　小田切萬壽之助　畫押

大清光緒二十三年四月二十三日

大清國欽命二品頂戴分巡杭嘉湖海防兵備道監督
杭州關兼辦通商事宜　王　祖　光　畫押

日本居留地

斯くて居留地域と決定せられたる地は日本專管居留地と、外國共同居留地とに分割せられ、兩者の間には運河を開鑿し之を分離し、僅に橋梁により相互の聯絡に資する事とし、該運河は一八

九七年七月を以て竣工せり。

其日本の居留地に充てられたる地は七百十八畝（十二萬五千坪）あり、西面大運河に沿ふ處延長大凡三千三百餘尺あり、東面は長公橋河より陸家務河西岸に沿ひ長さ二千百餘尺にして、南面は幅四丈の道路の中央を境界として陸家務河西岸より、運河の東岸に至る其間大凡二千九百尺あり。

日本は專管居留地として道路警察行政其他の一切の施設を自國の手を以て行ふ事とせり、其結果最初の取極より借地料を引下げて上等地一畝百七拾圓二等地百六十五圓下等地百六十圓とし、此額を支那側に支拂ふべきことゝなれるなり。

日本は租界經營に着手し、先づ之を三十八區に分ち、內に十五條の道路を築造し、運河に面する大道路は幅十丈とし、長公橋河南岸に沿ふものは幅三丈五尺とす、他は皆四丈となし、南北に通ずる道路九條東西に通ずる道路六條を造る事とせり、東西に通ずるものは最南堀割に沿ふて橫濱通とし、順次神戶、長崎、函館、新潟、下關通とし、南北に通ずるものゝ內運河に沿ふを東京通と呼び、順次廣島、西京、大阪、名古屋、金澤、仙臺、熊本、靜岡の各街となせり。

此內東京通より大阪通迄を上等地、大阪通より仙臺通迄を中等地、仙臺通より靜岡通に至る間を下等地とし、之れが貸下をなす事とせるが、取極書公布以來本邦商人の土地借用を出願するもの續出し程なく百六十七畝は貸下濟となりたり、從て尙五百六十一畝の土地未借地として存する計

算にして等級に由りて分てば、上等地に於て百五十七畝餘、中等地二百七十九畝餘、下等地百二十三畝餘あり。

目下日本居留地には日本郵便局、領事館出張所、警察署、日清汽船、戴生昌汽船會社の倉庫等の點在するに過ぎずして、既借未借の別なく大部分は草原なり、大正十一年八月末調査によれば其界内にある邦人の戸數七、人口十六に過ぎず。

一般居留地

一般居留地は日本租界の南面にあり、日本租界と拱宸橋との中間にして、其運河に面する長凡そ二千二百餘尺あり、其面積は一、〇九五畝にして、本居留地については最初杭州居留地設定につき日支兩當事者間に協定したる取極十四ヶ條を其儘に施行せり。

支那側は居留地の劃定せらるゝや、毎日五百人宛の兵士を使役し、外國人技師の監督の下に低地の埋立、護岸工事道路工事を施行せり。

而して此居留地内の土地は取極に從ひ、外國人の希望者に貸下ぐる事とせるが、一千九十五畝の内二百十四畝は、水路及び道路の用に充つる事とし、其の殘餘の八百八十一畝を三等に分ち、其の中の二四一畝を一等地とし、一畝の價格二五〇弗と定め、三〇四畝を二等地とし毎畝二〇〇弗とし、殘餘の一二〇畝を三等地とし毎畝の價格一五〇弗と定めたり、此の分配に就ては多くの

軋轢及び爭議を生じ、英米領事は自國人民を保護し、激烈なる競爭を見たり、殊に最初之等の土地の賣買が全く投機的の目的に因り行はれたりしが爲め、殊に其の競爭の激烈なるものありたるが、兎に角之等の土地が規定せられたる價格を以て、外國人に分配せらるゝや、之等の外國人は多大の利益を得て、更に之を支那人に轉賣し、其の轉賣を受けたる者は、數日ならざる內に更に高値を以て他の支那人に轉賣し、其の結果土地の價格は急激に競上げられ、一畝二百五十弗の地價數日後には一千弗に騰貴するの實狀を呈したり、法律上の手續きとしては土地の賣買の規則に據らず、抵當權を設置するの形を採り、從つて之等の土地は元の買主たる外國人の名義を以て登錄せらるゝも、事實上は支那人の所有に歸せるもの多く、今日居留地に於ける土地の大部分は、支那人の所有なり、一八九七年三月末土地の割當を了りたる當時の土地所有者の國別を見るに次の如し。

英國人	三三五畝	米國人	一二四畝
佛蘭西人	一一一畝	伊太利及瑞西人	三一畝
支那（官公署建築用地）			六六畝

之等の土地の總賣上價格は十二萬五千弗にして、其の全部は支那政府の收入に歸すべきものなるも、支那政府は更に此の中より現所有者に對し、買收價格を支拂ひ、更に道路、下水、橋梁、護

岸工事、稅關、警察署の建築費用を支辨する事を必要とせられたり。

本居留地に於ける警察事務は、外國人監督の下に、支那人巡查を以て之を行ひつゝあり、居留地に於ては未だ商店等の設置せられたるもの少數にして、之れに住居するものも少く、大部分は芝居、娛樂機關、旅館等に過ぎざる爲め、警察署の主要なる業務は之等の取締りに過ぎず。

當居留地には官設借家百軒あり、家賃約七百弗を收入し、其他は次に掲ぐる稅目に據り徵稅

劇場興行に對し	毎月	六十弗	飮食店	毎月	八弗
寄席	同	八弗	阿片屋上	同	四十仙
藝妓	同	二弗	同　中	同	三十仙
娼妓	同	一弗	同　下	同	二十仙
馬車(四輪)毎輪	同	四弗二十仙	下掃除人	同	六弗
同　(二輪)同	同	三弗七十仙	轎屋	同	六弗
人力車(自用)同	同	八弗			

毎月約二百弗の收入にして、之に家賃を合算し九百弗の收入となるを以て、之より次の經費を支出し殘餘は道路修繕費に使用すと云ふ。

理事署　百六十弗　　工程局　二百弗　　警察署　五百弗

本居留地は支那街に接せる大馬路、裡馬路等に支那人の店舖を開けるもの多く、從來南門外にありたる各種娛樂機關の此に移轉し來りたる爲稍繁昌せり。

官公署

杭州は浙江省首府の地なれば、前清時代以來種々の官公署あり、巡撫、布政使、交渉使等此に駐在せしが、現時杭州にある官公署の主なるもの次の如し。

督軍公署（梅花碑）	省長公署（蒲場巷）
錢塘道尹署（蒲場巷）	財政廳（同）
實業廳（柴木巷）	教育廳（旗營蒙古路）
高等審判廳（法院街）	鹽運使署（金衙莊）
杭關監督署（蒲場巷）	省會警察廳（太平坊）
交渉使署（馬市街）	菸酒公賣局（板兒巷）
印花税處（郭通園巷）	第六師司令部（梅花碑）
第十一旅司令部（舊水師署）	第十二旅司令部（饅頭山）
滬杭甬鐵道管理局（靈芝路）	

領事館

杭州に於ける外國領事館としては、日英兩國のもの設置せられ、英國は一九〇〇年に日本居留地と相對する運河の邊に新しく建築したるが、現在は領事を駐在せしめず、其事務は上海の同國領事館にて取扱ひ居れり、日本の領事館は西湖畔の風景絶佳の地にあり、領事駐在す。

海關

杭州は日清戰爭後の下關條約の結果一八九六年外國貿易の爲に開放せられたり、開港と共に海關の設置を見たるが、其開關式は一八九六年九月二十六日に擧行せられ、實際の海關稅徵收は同年十一月一日より開始せられたり。

尙同年十二月十五日より嘉興に杭州海關の分關を設けたるが、此に於て初めて輸出稅の徵收の行はれたるは一八九七年四月とす。

杭州關設置につき發布せられたる其試辦章程次の如し。

杭州關試辦章程

一、商船の大運河兩岸の長公橋を過ぎたるものは杭洲港内に入りたるものとす
二、商船入港せば新關より員を派して管押すべし
三、杭洲港碇泊船の荷役區域は暫く兩岸の紅旗竿の處より起り拱宸橋の北面に至る間とす、凡て商船は碇泊後は新關の許可を得ずして他處に錨地を移すを得ず
四、商船は入港後二十四時間以内に船舶書類を領事官に提出すべく、領事官無きものは自ら新關に提出すべし
五、積荷目錄には必ず船主記名調印し、且其内には一切の積荷につき番號數量等を明細に記入すべく、若し事實と一致せざる點あれば該船主條約に照し處罰せらるべし、若し訂正個處あれば、關に提出後二十四時間内に申出づべし
六、凡ての荷役及バラスト其他のものの積卸は日中にこれを行ふべく新關の許可證あるにあらざれば日出前、日沒後、日曜日休日にそれを行ふを得ず

七、商船の貨物陸揚をなさんとする場合には英文漢文各一通の目錄を認め其內に貨物番號數量價格等詳細に記入し新關に屆出で起貨單の交付を受けて後該貨物を新關埠頭に運致して査驗征稅に便すべく査驗の後驗單の發給を受け更に銀號に至り稅銀完納の上該領收證を新關に提出し放行單の下附を受けて始めて陸揚をなすべし、但し阿片は起貨單の交付を受けたる後直に新關洋藥棧房に運び檢査を受け且稅釐を納入すべし

八、商船の貨物を積込み輸出せんとする時は該貨物の名稱數量價格等を記載せる英文漢文各一通の目錄を提出し輸入の場合に倣ひて該貨物を新關埠頭に送りて檢査を受け納稅を了れる後許可證を得て其積込をなすべし

九、商人の許可證を得て貨物を積込みたる後原貨を積回せんとする時は其積回貨物を新關埠頭に運び檢査を經る事を要す

十、積込陸揚貨物及轉載貨物の新關の許可證を有せざるものは總て官沒す

十一、商船入港後四十八時間以內に貨物の積込陸揚をなす時は其時に噸稅を納入すべし。若し四十八時間を過ぐる時は積込陸揚をなさずと雖も噸稅を納入する事を要す

十二、商船は其出港前其積込貨物の詳細の目錄を新關に提出すべく若し錯誤ありたる時は船主を處罰すべし、新關に於て輸出貨物目錄に錯誤無く諸種稅鈔亦完納せられたる事を査明する時は紅單を發給して其出港を許可す

十三、商船は必ず新關指定の位置に碇泊すべく若し錨位を變更せんとする時は先づ新關の許可を經べし、總ての船隻は岸邊により一列をなし中間に船路を存留すべし

十四、商船の爆發物又は引火物を積みて入港せるものは須らく長公橋の北五十碼以外に碇泊すべく新關の許可を經ざる以前は他處に碇泊するを得ず

十五、各商船主バラスト或は灰等を水中に放棄するを得ず

十六、港內停泊の船隻は銃砲を發射するを得ず

十七、浮橋は新關の許可を得ざる以前に於て之れを架するを得ず

十八、本港水西河邊に於ては新關の許可を得ずして土工を起すを得ず

十九、以上各條若し違背するものある時は章程に照して處罰すべし

新關は每日午前十時から午後四時に至る迄執務す、但し日曜休日には事務を執らず、關上公事に關する書面は新關稅務司に宛て差出すべし

關稅收入

關稅收入累年統計（單位海關兩）

年度	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	內地子口入稅	內地子口出稅	計
一九一一	一五六、二四八・八九四	三二三、七六八・六七四	三六、五八三・五八六	一〇六・九〇〇	八、二八〇・六四八	—	五五三、九八四・六七四
一九一二	一〇三、七四〇・九一六	三八七、四九四・三八五	四三、九五七・〇四四	七九・七〇〇	一〇、五五〇・七九六	—	五四四、八二三・八四一
一九一三	一五一、二九六・一七九	三二一、五一九・九三七	四四、二六三・六七七	六七・四〇〇	一一、六一七・八〇六	—	五一八、七六四・九九九
一九一四	七五、三五三・四〇八	二七九、七九七・三四一	四六、〇八二・三五三	八六・五〇〇	一〇、二〇二・〇八九	—	四一一、五二〇・六九一
一九一五	九、五八二・二六四	二六七、六七四・四九六	二五、七二八・四六三	一〇三・九〇〇	五、八一五・〇九〇	一五・〇〇〇	三〇八、九一八・二一三
一九一六	八、七〇〇・九三四	二八八、六四〇・四〇七	一一、〇四八・六九〇	一三九・九〇〇	五、一六九・六三一	—	三一三、六九九・五六三
一九一七	五、八九八・一一一	二五四、七一八・三三六	一一、五六四・九一一	一五三・六〇〇	四、八六五・七九八	六八・二五〇	二七七、二六九・〇〇六
一九一八	九、七四八・三〇七	二二三、六九三・二一六	一三、〇七五・一七九	一六四・六〇〇	四、七四三・九一四	—	二三九、四二五・一一六
一九一九	八、五四四・九三〇	二三九、〇六二・〇七二	一四、九〇四・五七	一六四・六〇〇	四、〇七〇・九〇一	—	二六六、七四六・六一〇
一九二〇	四、八一七・四八三	一五三、〇七五・九四四	一一、六五二・〇七五	一八三・五〇〇	四、六三五・一六二	—	一七四、三六四・一六四

杭州關諸稅收入額（一九二〇年）（船籍別）

船籍	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	內地子口入稅	內地子口出稅	計
米國	〇・七八〇	—	—	五・〇〇	—	—	六・〇〇〇
英國	二五・二四五	—	四・一〇〇	七・三〇〇	—	—	三六・六四五
日本	三、三三九・七三一	二六一・九三九	六三・八七七	四・六〇〇	—	—	三、六七〇・〇四七
支那	一、四五一・七二七	一五二、六九四・〇一五	一一、五八四・〇九八	一六六・三〇〇	四、六三五・一六二	—	一七〇、五三一・三〇二
計	四、八一七・四八三	一五三、〇七五・九四四	一一、六五二・〇七五	一八三・五〇〇	四、六三五・一六二	—	一七四、三六四・一六四

貿易

杭州は浙江省首都の地なれども、上海と近く且其間の交通極めて自由且便利なるを以て、通商上は全く上海の勢力圏内に屬す、貿易額は開港以來次第に増加したりしが、然かも二千萬兩内外を限度として、夫れ以上に上る事多からず、比年此間を上下しつゝあるを見れば、杭州の貿易は大體之れを以て限度と見るべきか。

其輸出品の主要なるは生絲、絹織物、製茶にして、輸入品は綿布、綿糸を大宗とし、其他紙煙石油、砂糖の類これに次ぐ、詳細は次の貿易統計によつて明かなり。

貿易額累年統計（單位海關兩）

年度	輸入		輸出		計	再輸出	金銀		內地出入貨物	
	外國	國內諸港	外國	國內諸港			輸入	輸出	入	出
一九一一	二二五、七六七	七、八五七、九五三	—	九、六三三、〇四四	一七、六〇五、七七四	七、七四三	一、三九一、七五四	五六九、三〇二	一七五、一六〇	—
一九一二	二六九、三九七	六、四一六、七五〇	三三	一三、五四〇、一三六	二〇、二二六、三一六	二〇、三六七	二七、三一〇	—	四三一、四一六	—
一九一三	五五八、〇六〇	五、八六〇、一一八	—	一〇、八五五、三三〇	一七、二七三、五〇八	二一、九九一	三三、三三五	四九、四〇八	四八三、八一六	—
一九一四	五四一、四九一	五、八〇七、九二三	—	一〇、八二七、九一九	一七、一七七、三三三	三三、五八五	四、五八三	—	五二四、八三三	—
一九一五	二四六、三四八	六、九六六、九一六	—	一二、八二三、一六八	二〇、〇三六、四三二	四三、九五八	六九一	—	四九四、三三七	二、〇〇〇
一九一六	三二四、九五四	七、七六〇、八五四	—	一三、一九一、三〇一	二一、二七七、一〇九	一九、三六二	八三七、八九九	—	四三二、一二七	—
一九一七	一三六、五四六	九、五五二、三六〇	—	一二、三四八、四二三	二二、〇八三、三六八	一七、五五六	七九〇	—	五三四、〇三七	六、〇〇八
一九一八	一九五、六二四	九、二六九、七八五	—	九、二六九、七八一	一八、七三五、一九〇	四七、一〇八	一、一一六	—	三六三、三六九	—

一九一九	一四六、四七六	七、〇三二、四二七	—	二一、一九六、五三〇	一八、三七五、四三三	一〇、三五五	—	—	四八八、三六三
一九二〇	一六八、一七三	九、六七三、二三八	—	一〇、二四三、五一五	一九、九九三、九二六	三五、二八三	—	—	四三四、五八八

輸入貿易

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國五金及鑛石類				
黃銅錠	擔	—	—	一二七
紫銅錠、塊	同	—	二〇	—
紫銅片、板	同	五一	三〇	六三
鐵、鋼鐵（鍍金せざるもの）				
條、釘條鐵	擔	一七三	三〇四	三七二
小塊、短線	同	七〇五	五九四	九八九
箍	同	四五	二八	五〇
釘、鍋釘	同	二、〇六六	一、九五六	一、六八三
生鐵	同	三	—	—
管	同	二一	三	一七
剪口鐵	同	八三七	一、三八三	一、七一六
片板	同	九	八	一八
線	同	一六〇	一八九	七九
其他の鐵類	同	四五	一二三	四四
古鐵	同	五三三	二二五	三〇一
鐵及鋼（鍍金品）				
瓦紋片、平片	擔	五六八	五七三	一、二五六

綫	同	一六二	一六九	一三一
鉛塊條	同	一一三	二〇七	五二
鉛製料	同	六六四	一六八	—
水銀	同	—	—	一
竹節鋼	同	三四	五八	八六
銅線	同	六	—	—
錫塊	同	—	一	—
錫製料	同	—	一五	—
葉鐵	同	—	七	二六
其他五金及礦石	同	—	—	五三
支那五金及鑛石類	海關兩	一五	三六七	九五
純錦	擔	—	三	—
鋼鐵・製料	同	二、〇〇三	四四八	一、八四八
鉛	同	二〇七	—	一三四
外國雜貨類				
石棉	同	五	—	四
海參	同	二五二	二四二	三三五
硼砂、淨硼砂	同	二八	一三	一七
蠟燭	同	六七七	七、三四七	七九八
紙卷煙草	千本	六九四、三三二	六二〇、四四二	七六一、九一九
石炭	噸	六、四二二	二、四七七	一、二七七
染料				
各種染料	海關兩	九、八九七	一七、七二四	二、六四七

杭州

品名	單位			
人造藍	擔	一三四	七三四	一、七一六
天然藍	同	五二四	二三〇	七九
棕梠葉扇粗	本	一、八七九、六〇〇	一、八七六、一〇〇	二、二二〇、六〇〇
同　精	同	一八六、四〇〇	一三五、九四〇	一二二、六〇〇
織綢機	海關兩	六一、〇七四	六二、六一一	一九、四六九
其他機械	同	—	三、〇八四	一、二一二
燐寸	グロス	二二二、三〇〇	一〇〇、五一〇	六八、一七一
燐寸材料				
洋硝	擔	一、〇〇八	一、九三一	一、四二六
石油(米國)	ガロン	一、三八六、七九〇	一、五四五、五六六	一、八四〇、二〇〇
可(ボルネオ)	同	一〇七、八七〇	一〇八、二四〇	一二一、三五〇
同(スマトラ)	同	六八四、二五〇	八七九、七四〇	六二四、五七五
乾蝦	擔	一、一四二	八三四	四六四
檀香	同	一、〇一三	一、二八六	一、二二三
石鹸	同	五、一五二	三、〇六一	二、七九二
曹達	同	二、五三四	六、三四五	七、六一二
石材(大理石、花崗石等)	海關兩	四七	九八	一五四
赤糖	擔	三一、〇三六	二〇、一四六	一八、〇八七
白糖・車糖	同	二五四、二七五	一八五、〇五九	一五〇、七〇〇
氷糖	同	四、五四〇	三、五五〇	四、四七七
硫黄	同	一〇〇	—	一九〇
支那雜貨類				
紮	擔	三二一	六六三	一四四

砒素	同	一〇	一七	七
豆粕	同	三二四、四二八	三二、九九七	二〇、三九一
豆	同	三一七、二九六	八五、二三四	一二八、八八九
石炭	噸	三二六	一、三四〇	三、二七五
コークス	同	—	—	四〇二
棉花	擔	一〇、五〇三	一三、二六六	一三、九六六
黑棗	同	八、二一三	四、五三二	六、二〇一
赤棗	同	七、七〇九	四、六五四	四、七五〇
石羔	同	一二、七〇〇	九、三六二	九、八九〇
玉	海關両	—	一四四	—
豆油	擔	二、七二九	四、六六〇	六、八六六
桐油	同	一八、八一二	二七、一五七	二二、六一〇
雄黃	同	三	—	—
瓜子	同	一二、六六〇	八、七八七	一〇、四九一
曹達	同	九六四	六三四	五
石材	海關両	一五	三〇	二八七
赤糖	擔	五八、九六九	二九、四七三	三三、五〇〇
白糖	同	二、〇三三	一、八七四	一、六三四
氷糖	同	二、一五四	一、六一六	九七八
煙草（葉）	同	七四〇	四七七	九六九
同（刻）	同	六、二〇四	六、二九八	六、三九六
同（莖）	同	八、七〇九	七、五六六	六、五〇三
胡桃（殼付）	同	四、一〇三	一、六七八	二、六〇九

同	同	三、三三七	一、九四二	一、七五六

（七）輸出貿易類（再輸出を含まず）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
棉貨類				
杭洲棉糸	擔	一八、七九三	三四、六〇四	三九、六六三
五金及鑛石類				
銅鐵製料	擔	二〇〇	一	—
古葉鐵	同	—	二四九	—
雜貨類				
棉花	擔	五〇〇	—	—
紙扇	千本	六、三〇三	五、九九五	六、三五七
火蔴	擔	二三、八九二	二八、三七一	九、八八四
ハム	同	二、七三三	三、三五四	三、七七七
麻袋布	枚	一五六、四三一	一三六、九一五	七一、八〇〇
藥材	海關擔	七〇、四九六	八〇、一三六	四九、四五七
支那酒	擔	一四、九一八	一五、三六二	一四、七四二
棉實	同	四、七六〇	九、二四八	四、六三〇
菜種	同	一一〇、三〇九	九四、四四九	四、七七三
菜種粕	同	九七、一六四	一〇二、五三二	七二、六八五
生絲白座繰	同	五六六	二五六	五〇一
同白機械絲	同	五六一	四八六	二三九
同屑絲	同	九、七五六	八、五六八	六、七一四

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
繭	擔	九九四	八三六	八二二
屑繭	同	四三一	九六	一二四
綢緞	同	一、九一二	二、二五四	一、七八八
紅茶	同	七九二	四三五	七一〇
綠茶	同	六四、六六六	八一、〇四〇	六三、四七六
毛茶	同	二一、九四六	二四、九一八	三六、五六四
茶末	同	九、七九九	八、四六〇	七、一二七
葉煙草	同	一六、一九四	三七、三四二	一二、二一八

再輸出額

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國雜貨類				
紙卷煙草	千本	一、七八七	三八五	七〇六
各種染料	海關兩	―	―	七八
棡梠葉扇粗	本	―	―	三、四〇〇
機械	海關兩	二八、四九〇	―	一、一七二
米國石油	ガロン	―	―	一五、五二〇
支那雜貨類				
瓜子	擔	―	―	三
赤糖	同	―	五七	一〇一
氷糖	同	三	―	五
葉煙草	同	―	四七	二
刻煙草	同	三九	二一〇	一五

鐵道

滬杭甬鐵道

滬杭甬鐵道の本線は艮山門外艮山停車場に至りて分岐し、一方は拱震橋の外國租界に至り、一は錢塘江岸の閘口に達す、此後者を本線とす、元滬杭鐵道の建設に際し、英國借款を排斥して江蘇省段は同省々民にて、浙江省段は又其商民にて資を集め布設せんとし、浙江省にては浙省鐵路公司を起し、借款問題につき英國との交渉中に、先づ拱震橋より閘口に至る十二哩の鐵道工事を起し、一九〇七年に竣工せり。

上海より大運河によつて來る貨物旅客は拱震橋に到達し、一方錢塘江による交通運輸は閘口を以て杭州との連絡口とする爲に、此兩者を鐵道によりて連接する事は、大運河と錢塘江との水運を連絡するものにして、其利便甚大なり。

一九一〇年清泰門驛を城内に移し、杭州驛と改稱し、鐵道線路は清泰門附近より城内に入り、野望江門附近より再び城外に出で閘口に至る事とせる爲、旅各に一層の便利を加へたり。

本鐵道は杭州より寗波に達すべきものなるが、其連絡は閘口より錢塘江に鐵橋を架設して對岸に渡り紹興に至りて、曹娥口を經て寗波に達するものとす、杭州方面よりの工事は進行せず、目下

中止の姿なり、閘口の對岸より紹興を經て曹娥口に至る間は五十哩にして、現在に於ては民船の連絡あり。

贛浙鐵道

本鐵道は杭州より起り南昌に達せしめんとする豫定線にして、浙江鐵路總局と江西鐵路總局とと協力して布設せんとせしものなり、而して浙江に於ては杭州より錢塘江に沿ひて溯り、常山より江西省界の朝會關（曹會關）に至り、江西省に於ては是より玉山を過ぎ錦江に沿ひて下り、安仁に於て寧湘鐵道に接續せんとするものにして、此間玉山より常山に至る約八十支里の所謂常玉鐵道に就きては、第一次革命後浙江に於ては湯壽潜代表者となり、江西は都督李烈鈞代表者として契約成り出資を約し、常玉鐵道公司を設立し、殆ど布設に着手せんとし、外國資本家に對し借款交渉をも開始し、大體成立せんとせしが、偶第二次革命あり、本計畫擧げて中止となれり、然れ共今日に於ても尚浙江側よりは商辦を以て該計畫を進めんと希望しつゝあり、之れに對し中央交通部は自ら官辦を以て、贛浙鐵道若くは寧湘鐵道の支線として經營せんとする一方針なるが如し。

杭州の水運は其北門外湖墅より北方上海蘇州等に通ずべき大運河と、其南方を貫通する錢塘江の二者による。

大運河

大運河による水運は從來大に盛なりしが、滬杭鐵道の開通せる以來、旅客貨物の之れに奪はれたるもの甚だ多く、從て之れによる船隻の出入は次第に減少し來り之れを統計に徵すれば次の如き趨勢を示す、尙大運河より來る小蒸航船は居留地の南端なる拱震橋以上に進む事を許されず、大運河は更に此より新碼頭迄達し、居留地より此運河の兩側に沿ひ、西北門迄の間二條の馬路をなせるなり。

出入船舶累年統計

年度	小蒸汽船及曳船 隻數	小蒸汽船及曳船 噸數	民船 隻數	民船 噸數	合計 隻數	合計 噸數
一九一一	四、四九六	三三八、〇九七	八、八二二	二三三、五二〇	一三、三一八	五七一、六一七
一九一二	四、二七七	二八八、八七四	五、六三五	一四五、九五〇	九、九一二	四三四、八二四
一九一三	四、〇二五	三〇二、三一一	四、四五一	一一九、五〇五	八、四七六	四二一、八一六
一九一四	三、一七二	二二七、八九七	四、三六七	一一八、三八五	七、五三九	三四六、二八二
一九一五	二、一三七	一九六、七一一	六、四五九	一七五、一五五	八、六九六	三六一、八六六
一九一六	二、三一二	一九五、一四一	四、九七〇	一三八、八一五	七、二八二	三三三、九五六
一九一七	二、一二〇	一六九、二八六	五、三一七	一五一、四二〇	七、四三七	三二〇、七〇六

一九一八	二、一六五	一五〇、六七一	三、八四二	一一七、五三〇	六、〇〇七	二六八、〇二一
一九一九	二、二〇二	一六二、一三〇	一、七〇八	四九、三三五	三、九一〇	二一一、四六五
一九二〇	二、三八七	一六二、三三二	二、二四一	六五、六九五	四、六二八	二二八、〇二七

尚一九二〇年に於ける出入船舶國籍別統計を擧ぐれば次の如し

出入船舶國籍別表（一九二〇年）

船籍	小蒸汽船及曳船 隻數	小蒸汽船及曳船 噸數	民船 隻數	民船 噸數	計 隻數	計 噸數
米國	一四四	三、〇七四	—	—	一四四	三、〇七四
英國	一四九	三、一九〇	—	—	一四九	三、一九〇
日本	二六二	二一、三一四	—	—	二六二	二一、三一四
支那	一、八三二	一三四、七五四	二、二四一	六五、六九五	四、〇七三	二〇〇、四四九
計	二、三八七	一六二、三三二	二、二四一	六五、六九五	四、六二八	二二八、〇二七

元來上海と杭州間の航運は當初外輪船を以て支那人の經營によつて行はれしが、其後戴生昌公司上海との間に一週二回の小蒸汽船の航運を開き、其後各會社の汽船續々此間の航行に從事するに至りしものなり。

大運河の水量を杭州に於て測定したるもの次の如し。

年度	最高	最低
一九〇二	一一・九 呎吋	七・三 呎吋
一九〇三	一二・七	六・八

一九〇四	一〇・七	六・六
一九〇五	一一・五	七・二
一九〇六	一三・一	八・一
一九〇七	一一・七	六・六
一九〇八	一二・一	七・二
一九〇九	一五・〇	七・六
一九一〇	一三・三	七・九
一九一一	一四・九	六・一

錢塘江（衢州附近）

錢塘江

錢塘江は其全長三百二十餘哩に達し、其水源は安徽省徽州府に發する新安江（徽江）、浙江省金華府に發する東陽江（婺江）、同衢州府に發する瀫溪江（衢江）の三者より成り、東陽、瀫溪の二流は蘭溪に於て合流し、更に嚴州に於て新安江と合し、杭州

を經て海寧に至りて海に注ぐ、本江は交通上重要なる地位にあるも、水流は淺くして急灘多く、舟揖の便多き區間は比較的短し、其杭州より舟運の便ある地點を擧ぐれば次の如し。

地名	距離	地名	距離
杭州—富陽	九〇支里	富陽—桐盧	一〇〇支里
桐盧—嚴州	九〇	嚴州—蘭溪	一二〇
蘭溪—金華	五〇	蘭溪—龍游	六〇
龍游—衢州	七〇		

本江は急灘あり汽船の航行は危險多き爲從來官憲に於て之れを許可せざりしが、一九〇八年に至り漸く之れを許可するに至りし爲、錢江輪船公司組織せられて、杭州桐盧間の小汽船航行を開始せり。

安徽省の茶は古來本江によりて杭州に出で、更に上海に運致せらるゝを常とせり、卽ち安徽茶は先づ屯溪に集り（爲に屯溪茶の名を生ぜり）此より江山船、義烏船により桐盧に運ばれ、此より更に杭州市街を去る五十支里なる聞家堰に陸揚せられ、他船に積替へて杭州に運ばるゝを常とす、其屯溪より桐盧に至る間には大小七十二の急灘ありと云ふ、以て其困難の狀察すべきなり。

民船種類

杭州に出入する民船は大體次の諸種あり。

船名	積載量	往來地點	主要積載品	乘組員數	船價
江山船	三〇〇—六〇〇擔	鎭化處州嚴州	一般貨物	六—一一	三〇〇—七〇〇元
義烏船	四〇〇—八〇〇	同	同	五—一〇	四〇〇—七〇〇
蘆烏船	一〇〇—四〇〇	同	同	四—六	二〇〇—四〇〇
交白船	二〇〇—五〇〇	同	同	八—一三	一、〇〇〇—一、三〇〇
海船	二〇〇—五〇〇	福建寧波	石油	四—九	七〇〇—一、〇〇〇
開梢船	五〇〇—八〇〇	嚴州	木炭	五—六	五〇〇—八〇〇
明塘船	七〇〇—一、〇〇〇	同	同	五—八	六〇〇—九〇〇
烏山船	三〇〇—八〇〇	寧波及上海	一般貨物	三—六	三〇〇—一、二〇〇
百官船	三〇〇—九〇〇	同	同	三—六	三〇〇—一、二〇〇
烏篷船	一〇〇—四〇〇	同	同	五—七	一五〇—二五〇
菱湖船	一〇〇—二〇〇	嘉興湖州	糙米	二—四	三〇〇—五〇〇
無錫西庄船	三〇〇—七〇〇	蘇州上海	一般貨物	六—七	一、〇〇〇—一、四〇〇
常州船	一〇〇—四〇〇	同	同	四—六	五〇〇—九〇〇
常熟船	一〇〇—二〇〇	同	同	三—五	四〇〇—八〇〇
江北船	六〇—一〇〇	同	同	二—三	七〇—二〇〇
蘆墟船	七〇—二〇〇	同	同	三—四	二〇〇—四〇〇
蔣村船	四〇〇—一、〇〇〇	同	同	四—六	五〇〇—一、三〇〇
長安船	五〇〇—八〇〇	同	同	五—六	六〇〇—九〇〇
湖遢子船	五〇—一〇〇	同	同	二—三	一二〇—二〇〇
滿江紅	三〇〇—六〇〇	同	同及旅客	八—一二	一、〇〇〇—三、〇〇〇
蒲鞋頭	二〇〇—四〇〇	同	同	五—九	六〇〇—一、二〇〇
南灣子	二〇〇—六〇〇	同	同	五—九	六〇〇—一、二〇〇

無錫快	二〇〇—三〇〇	同	同	四—七	七〇〇—一、一〇〇
呉江快	七〇—二〇〇	同	一般貨物	三—六	四〇〇—九〇〇
絲綢快	五〇—一〇〇	同	同	三—五	五〇〇—八〇〇
駁船	一〇〇—三〇〇	同	同	二—四	二〇〇—六〇〇
航船	五〇—一〇〇	内河諸港	同	四—五	二〇〇—三〇〇
小搖船	一〇位	港内	旅客	一—二	七〇—九〇
脚划船	一〇位	浙江各地	旅客郵便	一—二	三〇—四〇

道路

杭州城內の道路は鋪石せるも狹隘にして且不潔なるが、近年稍道路の改修に意を用ふるに至れり、然れども道路の取擴げは到底困難なるを以て、其の改修の程度も知り得べきのみ、一九一一年人力車會社を興したるものあり、當局は之れに對し人力車營業の特許權を與へ、其代償として一定の税金を納付せしめ、之れを以て城內の道路橋梁の修繕費に充つる事とせり。

郵便電信電話

支那政府郵便局は一八九七年三月より設置せられ、今其本局は杭州停車場附近にあり、城內大井巷、外國租界碼頭附近に分局を設く、外國郵便局は日本租界內に設けらる。

電信は支那政府の電信局城内金芝蔴巷にあり、拱宸橋碼頭附近に分局を置く。電話公司あり、城内外の電話事務を取扱ふ、本局は城内華光巷にあり。

金融機關

新式銀行

浙江地方實業銀行

一九〇九年（宣統元年）の設立にして本店を杭州に支店を上海、海門、蘭溪に設く、舊浙江官錢局を改組せるものなり、其初めは浙江銀行と稱せしが民國四年現在の名稱に變更せり。

資本金百萬元にして内拂込濟二八九、七〇〇元たり、開業以來成績良好にして信用亦確實なり、營業としては特に倉庫證券に對する貸付に力を用ひ、杭州に於ては倉庫業をも兼營せり、又一九一七より儲蓄處を設け儲蓄銀行業務をも取扱ふ、一九二〇年下半期營業報告によれば其預金額定期一、七八六、七一五元、當座四、四五八、六九五元、一時預金三六二、八四九元、貸付定期五一一、三七四元、當座六三六、三八〇元、定期抵當二、五一八、五五三元、當座抵當貸越六六八、三九七元、利益金一七〇、九四〇元なりき、銀行券の發行をもなし來り、現在は中國銀行に準備金を入れて、其紙幣を代理發行しつゝあるが一九二〇年下半期營業報告によれば兌換券發行額一、七二二、四二六元

にして、中國銀行へは一、一八九、五〇〇元の準備金を差入れ居れり。

儲蓄處は十萬元の資本を別口として營業し居れるものにして、一九二〇年下半期成績によれば預金額定期七一、四九二元、當座一三七、三七三元にして、三、七六〇元の純益を擧げ居れり。

浙江興業銀行

浙江興業銀行は光緒三十二年の創立にして、當時設立の趣旨は全浙鐵路の金融機關となさんとするにあり、元全浙鐵路に鐵路銀行を附設せんとせしも、後銀行を鐵路に屬せしめば、資金自ら混雜し、損益金額彼是牽連するの虞あり、且銀行の資金を單に鐵道株主にのみ求むる時は、恐らく不足なるべく、若し鐵路公司より資金を立替する時は、路款は元造路の用に充つるものなれば、一時は急に應ずるを得るも、將來返還する能はざる時は困難すべしとの意見あり、遂に本銀行を以て株式組織となすことゝし、目的も亦實業振興に資せんとするに改め、遂に浙江興業銀行と定めたり、資本金は暫く鐵路公司より其一半を負擔し其他は一般より株を募集して之れに充てたるが後鐵路公司資金を要するが爲めに、其持株の五分の二を賣出せり、民國成立後鐵路は政府に於て回收して、國有となせしより、該株主は更に鐵路公司所有株式を悉く買戻し、其組織を新にし浙江鐵路との取引勘定を淸算し、遂に完全の民有株式による實業銀行となせり。

該銀行の資金は一百萬元にして、これを每株一百元一萬株に分ち、開業の初四分の一の拂込を

なし、翌年第二回拂込をなし、其後民國に至り、四年、六年の二回に殘額の未拂株金の拂込を了し、今や全額の拂込を終れり。

該行本店は元杭州にあり、光緒三十四年漢口上海に支店を設けたり、然るに杭州は交通不便なるより、民國四年本店を上海に移し、杭州は支店に改め、次いで北京、天津に支店を、奉天、哈爾賓に出張所を設けたり。

一九二〇年末の營業報告によれば定期預金七、五七四、二四二元、貯蓄預金四二〇、五二三元、當座及臨時預金八、一六三、七四九元、抵當貸付七、六五八、三〇五元、當座貸越一、八六三、二七六元、定期貸付及手形割引貸付一、二五一、八三七元を有し、二六二、二五六元の純益を擧げたり、從來紙幣を發行せしが民國四年中國銀行と特約し同行紙幣を代理發行して自行紙幣は回收せり、一九二〇年末の發行額三、六五〇、〇〇〇元にして、之れに對し同額の準備金を提供せり。

浙江儲蓄銀行

民國十年資本金五十萬元を以て設立されたるものにして、本店を杭州に置く外未だ支店を設置するに至らず、現に資本金の半額の拂込を終り、黃厚齊總理たり。

道一銀行

民國八年四月の設立にして本店を杭州に置き支店無し、資本金總額三十萬元內拂込二十七萬六

千五百元にして、約二十萬元の預金と四十萬元の貸出を有す、總辦核總理、揚奎候副總理たり。

中國銀行支店

中國銀行は其前清の大清銀行時代より此地に支店を設けたり、現中國銀行支店は民國二年より開設せられ紙幣を發行す。

交通銀行支店

交通銀行亦民國四年より此地に支店を置けり、初めは上海支店の分店として、單に兌換券の引換爲替業務のみを行ひしが、民國六年支店に改め、交通部關係の國庫事務を取扱はしむ、紙幣の發行を行へり。

鹽業銀行支店

財政部の特設せる鹽業銀行は一九一九年より此地に出張所を設置せり、蓋し其浙江製鹽地に近きが爲にして、鹽稅其他の鹽務關係の預金送金等を取扱ふ。

殖邊銀行支店

殖邊銀行は民國三年より此に分店を設けたるが、其後本行の失敗の爲目下休業中なり。

華孚商業銀行

上海に本店を置く華孚商業銀行は此地に支店を設く。

錢莊及錢舖

杭州城内に於て錢莊の大なるもの約十軒、中なるもの約二十軒、小錢舖百餘軒あり、今錢業公所加入店即ち滙劃莊なるものを列記すれば左の如し。

裕　源（清河坊）　開　泰（大井巷）　義　昌（清河坊）　鼎　記（清河坊）
啓　源（薦橋直街）　同　興（珠寶巷）　衢　源（珠寶巷）　惟　康（珠寶巷）
阜　生（廣興街）　惠　興（長慶街）　生　昌　崙　源（湖墅）
泰　生　安　孚　慶　和（清河坊）　晋　義
徵　源　豫　知　寅　源（清河坊）　元　泰
謙　豫　寶　華　瑞　寶　謹　記
延　泰　裕　寶　賡　和　同　和
晋　泰（太平坊）　廣大裕　信　昌　怡　潦
志　成　源　泰　德　昌　交　泰

以上は錢莊と稱すべきものにして、資本金一萬元乃至五、六萬元を有す、就中開泰、惟康、廣大裕等を大とす、錢舖の資本は概ね五六千元に過ぎず、其營業は兩替を主とす、即ち左の如し。

恒　盛　鼎　泰　盈　豐　信　恒　怡　和　壽　康
廣　記　泰　源　道　生　德　生　永　裕　鼎　裕
濟　康　靜　源　德　潤　祥　豐　裕　康　久　餘
同慶祥　鎮　康　義　孚　衡　康　永　豐　福　康

錢業公所

城内翠井巷にあり、宣統三年開泰、裕源、生昌、晋義の四家發起して之を創設す、所屬錢莊二十四戶、錢舖二十五戶あり、每日一定時に集合して相場を定む。

每月三、六、九の日を掉期と稱して、其期間に取引したるものゝ決算を爲す、即ち會館内に於て之を行ふなり、又每年三、五、八、十二月の四期を以て銀行業者と商人間との決算時期と爲し、總勘定を爲すことは、各種商業と異なることなし。

貨幣

杭州に於ける通用貨幣の主要なるもの次の如し。

銀兩 銀兩即銀塊は錢業店間又は商人間の大取引の計算に用ひらるゝに過ぎず。

銀元 銀元は一般取引其他に最も普く使用せらる、其中流通多きは次の數種なり。

英洋 市上一般に通用し、絲茶上場の際は、他幣に較べて高値を示す。

龍洋 平時は英洋と併用せらる。

新幣 民國新造の銀元にしてこれ亦頗る通用す、目下の通用額は英龍に較べて多となす。

紙幣 紙幣は支那銀行發行のものは大體中國交通兩銀行發行のものに統一せられたるが、其外外國銀行のものあり。

中銀紙幣　流通甚だ廣し。
交銀紙幣　流通亦廣し、現貨と同一に使用せらる。
外銀紙幣　上海外國銀行發行の紙幣は此地に於て現貨と等しく通用せらるゝが他地支店發行の者は概ね通用せず。

小　洋　專ら補助貨の作用をなすものにして、河南、湖北、安徽鑄造のもの多く本省鑄造のものは流通少し。

銅　元　唯小賣買に使用さるゝに過ぎざるが、市場に流通するは重に浙江鑄造のものなりしが、嘗て蘇州造幣廠がこれを濫造したる爲一九〇五年には其相場非常に暴落せしが其後鑄造を停止せる爲稍回復せり。

通用平法　本市通用の平は次の三種あり。
司庫平　九九秤　官衙用
市庫平　九九秤　生絲、茶の取引に用ふ
杭　平

其相互間の比較表次の如し。

平砝名稱	比較數目	平砝名稱	比較數目

司庫平	一、〇〇〇、〇〇	市庫平	九九〇、〇〇
杭平	一、〇〇〇、〇〇	市庫平	九四〇、〇〇
漕平	一、〇〇〇、〇〇	市庫平	九七〇、〇〇

尙本地平砝と他處平砝との比較表次の如し。

本地平砝	比較數目	他處平砝	比較數目
司庫平	一、〇〇〇、〇〇	京公砝平(北京)	一、〇三六、〇〇
同	一、〇〇〇、〇〇	九八規元(上海)	一、〇、九六〇〇
同	一、〇〇〇、〇〇	蘇漕平(蘇州)	一、〇二〇、四〇
同	一、〇〇〇、〇〇	行平(天津)	一、〇三四、〇〇
同	一、〇〇〇、〇〇	估平估寶(漢口)	一、〇三八、〇七
同	一、〇〇〇、〇〇	營平營寶(營口)	一、〇三五、五〇
同	一、〇〇〇、〇〇	渝平(重慶)	一、〇四二、二二

造幣廠

杭州にては從前三個の造幣廠ありしが、今や孰れも閉鎖せられたり、卽ち銀元廠は一八九七年に設けられ、銀元、小銀貨の鑄造をなせしが、一九〇三年閉鎖せられ、銅元廠は一九〇三年に一個所、一九〇五年に一個所設立せられ、盛に銅元を鑄造せしが、兩者共に一九〇六年に停鑄閉鎖せり。

金融

杭州に於ける金融は毎年生絲製茶の出廻期と春秋二期の納税期には繁忙を極め、四月以降生絲上市の時に至れば、各地の商賈來集し、取引繁劇なるを以て金融逼迫するを常とす、其他四五月の製茶上市期四月、九月の納税期も同様なるが、又九月より十二月に至る歳末期間に於ても然り。

金利

掉期　杭州に於ける毎月の金利は、掉期を根據として定めらるゝものとす、革命以前にありては、毎月三、六、九等の日を以て掉期となし、其利率は最高率を毎月三角（百元の預金に對し三角の利息）とせり、掉期は一箇月九回なるを以て、月利二元七角、即ち二分七厘の利率なり、革命後に至り奇數の日を以て掉期となすに改め、其最大利率を百元に付毎期一角五分とす、月十五回の掉期なるを以て、最高率の月利息二分二厘五毛となりたり、前記は即ち最高率を示したるものにして、實際に於ては特別の事情なき限り容易に此の如き高率を見ることなし、利率は錢業公所に於て各掉期と按照して毎月々末に於て之れを議定す。

毫頭　存款、缺款の利率を毫頭と云ふ、毫頭は錢莊同業者以外との取引に付之を用ゐ、同業者間に於ては總て各掉期毎に結算をなすものとす。

貨幣相場

各種貨幣間の相場亦錢業公所に於て公定する處なるが、現銀欠乏せるを以て、稍大口の取引に

ついては現銀を交付せず錢莊に於ける帳簿上の振替を以て決濟するを常とす。

現水　現水とは銀元と英洋の相場差額にして、從來此の名目存せしが、革命事變に際し現銀極度に欠乏し、然かも一方頻りに之れを需要するものあり、錢莊に向つて之れが引出を求め、爲に錢莊大に困難せるより、當業者協議の結果從來一切の取引銀鋪を本位とせしを劃洋（銀元）本位に改め、毎日各錢莊は英洋（洋銀百元を標準として）の相場を定めこれによりて取引をなすことゝせり、卽ち假に英洋五百元を錢莊に預入せんとするに其日の現水五角なる時は錢莊は其預金を五百二元五角と記帳し、更に其翌日此中より英洋二百元を引出すとせば其日の現水により計算し則ち現水四角半ならば其拂出額を二百元九角と記帳するの類にして、貨幣相場變動の危險を預金者に轉稼するの制度を採れるなり。

龍水　龍洋（支那銀元）對英洋の相場差額にして、現水と同一の性質のものとす。

洋厘　銀元と銀鋪との相場にして、洋厘六四二とあれば、大洋一元が市庫平六錢四分二厘に當るの意味なり。

規元　千兩を以て標準とせる銀兩の銀元に對する相場にして、規元一三七八五とあれば、規元一千兩が劃洋一千三百七十八元五角に相當するものとす。

角洋　小銀貨の銀元に對する相場にして角洋八九〇七五とあれば、角洋十枚が大洋の八角九分

○七五に相當するものとす。

銅元　大洋一元の銅元に對する相場にして銅元一四三二とあるは、大洋一元が銅元百四十三枚二に當るものなり。

爲　替

杭州より直接爲替を組み得るは蘇州、上海、南京、紹興、寗波等に過ぎず、之れ等の地への爲替相場は日々立つものにして、其相場表は次の如き方式による。

紹滙去水二四六二五　紹滙とは紹興との間の爲替にして、其相場は一千元を單位とす、去水二四六二五とせば杭洋九百十五元三角七分半にて、紹興にて一千元を受取るべき爲替を組み得るものとす。

甬滙去水三〇　寗波との爲替にして一千元は杭洋九百九十七元とす。

蘇滙去水二二五　蘇州との爲替にして其一千元は杭洋九百九十七元七角五分なるものとす。

次に爲替相場計算法を例を擧げて說明すれば次の如し。

今杭洋五千元を以て上海に爲替を組む場合、規元若干を得べきやを計算すれば次の如し。

計算法　杭洋五千元を規元相場にて除せば算出し得べく今其相場一千三百七十八元五角とせば

之を除せば規元三千六百二十七兩一錢三分を得べし。

$$5000\div\frac{1378.50}{1000}=3627.13$$

蘇州　一千二百元の爲替を組む場合蘇州爲替去水二二五とせば杭洋若干を要するや。

計算法　杭洋一千元を本位とし蘇州爲替相場二元二角五分を減除して杭洋九百九十七元七角五分を得再び一二を以て之を乘せば、杭洋一千一百九十七元三角を得べし。

$$(1000-2.25)\times\frac{1200}{1000}=1197.30$$

度　量　衡

度　杭州に用ゐらるゝ尺度の重なるものに三種あり、裁尺、莊尺、魯班尺是なり、裁尺とは專ら織物の賣買に使用し、或は衣服の裁縫用に用ひらるゝものにして、莊尺は反物問屋、織物屋並に呉服小賣店等の取引に用ひられ、魯班尺は大工、左官、石工等所用の尺なり、今此等の一尺を我が尺度に比較すれば次の如し。

裁尺	一尺＝我が一•一六尺
莊尺	一尺＝我が一•二一尺
魯班尺	一尺＝我が〇•九三尺

量　杭州に於て用ゐらるゝ斛子に數種あり、其量法は斗升合勺抄撮橫圭粟の名稱を用ひ、十進法なるを原則とすれども、桝に依りて多少の增減あり、尙五斗を一斛と稱し。二斛を一石と稱す、六斗四升を一釜と稱し、一石六斗を一瘦と謂ひ、十六斛卽ち八石を一秉と謂ふ、米穀の取引は斛を以てし、小賣店に於ては斗を用ゆ、共に米業會館規定の檢査を經たるものにして、之を官斗又は定斗と稱し、若くは單に斛と稱することあり、官斗三斗を豎斗一斛となせども、白米一石は官斗にて量る時は其目方百四十斤(庫平十六兩一斤)にして、豎斛を用ゆる時は百三十四。五斤なり。

今我斗量との比較を見るに次の如し。

自家用	一石＝我が五斗六升
收租用	一石＝我が六斗
豎斛	一石＝我が六斗
同	一斛＝我が三斗
官斗	一石＝我が五斗八升

衡　杭州に於て用ゐらるゝ衡器は種々ありて其標準となるものは、納稅、漕米の銀錢を秤量する庫平、卽ち官定の衡器なり、今庫平十六兩(卽ち一片)と各秤及我が衡器との比較を示せば左の如し。

名稱	庫平十六兩を各秤にて計りし兩數	各秤(十六兩)を庫平にて計りたる兩數	我百六十匁に對する比較
染業工秤	一六、〇〇兩	一六、〇〇兩	一五[illegible]匁

中勾秤	一六、〇五	一五、九五	一五三
細絲秤(絲行用)	一七、〇〇	一五、〇六	一四四
肥茶秤(同)	一六、〇〇	一六、〇〇	一五八
買業秤	一八、〇〇	一四、二二	一四〇
天秤	一五、十五	一六、二五	一六〇
漕秤	一五、三七	一六、六六	一六四

外國商人は生絲及び絹織物等貴重品の賣買には、墨銀百元を秤量して相互衡器の比較を取り、始めて賣買をなすと云ふ、各同業組合若くは會館にては該同業者間に行はるゝ衡器を比較檢査し其器に錢業公所或は會館公秤なる文字を刻み、其正確なるを示し、萬一不正の衡器を用ゆる者ある時は、嚴重に處罰する方法を採れり、此等組合規約なるものは由來久しく商業上の德義制裁の根源となり、當業者間に最も有力なる强制力を有するを以て、比較的に不正の衡器を使用するもの少しと云ふ。

會館公所

杭州に於ける會館、公所の數は頗る多く。今其名稱及所在地を擧ぐれば次の如し。

江寧會館（木場巷）　山陝甘會館（呉山）
常州會館（呉山趙公祠）　安徽會館（柴垜橋）

奉直會館（鷹橋路）
湖南會館（三元坊）
館姚會館（方谷園）
湖北會館（金剛子巷）
兩廣會館（十五奎巷）
會華會館（候湖門外）
四明會館（方谷園）
絲業公所（艮山門內）
錢業公所（柳翠井巷）
布業公所（布市巷）
肉業公所（枝頭巷）
紙業公所（祖廟巷）
酒業公所（板　巷）
洋貨公所（撫　橋）
藥業公所（望仙橋）

奉化會館（大東門）
山東會館（新　開）
江西會館（西大街）
紹興會館（許衙巷）
福建會館（羊子街）
楊州會館（吳山阮公祠）
雲貴會館（羊市街）
衣業公所（柳翠井巷）
米業公所（湖　墅）
箔業公所（湖　墅）
機業公所（艮山門外）
木業公所（江　干）
柴業公所（江　干）
茶業公所（江　干）
扇業公所（下興忠巷）

綢業公所（銀洞橋）　　烟業公所（望仙橋河下）

典業公所（忠孝巷）

商會

杭州總商會は保祐坊に在り、此外拱宸橋に商會を有す、其組織及經費等に關しては民國四年十二月十四日發布の改正商會法に據る、正副會長各一名、會董二十五人、會員（各業の代表者）百五十人を有し、事業の主なるものは、商務調査、商業智識の向上に對する施設、會合、商事裁斷、印花紙發賣等他地と異なる所なく、經費は收入八、五三二元、支出七、一二〇元とす、未だ特殊事業の見るべきものなし。

倉庫業

杭州に於て倉庫業の發達を見るに至らざるが、之れ蓋し水運極めて便にして貨客の速急を要せざるものは、概ね民船及小蒸汽便に依り各地に輸送せられ、鐵道の利用大ならざるが爲なり。

元來鐵道及水運と倉庫とは重大の關係を有するものにして、鐵道の終點及水運の要衝には、必ず倉庫の存在を見るものなるに、本省に於て之を見ざる所以は、蓋し次の諸原因に依るものなら

んか。

一、多量貨物の運出先は上海なること　浙江省に於て多量貨物と見る可きは輸入品にあらずして輸出品なり、而して其仕向地は上海を第一とするが故に、中繼地たる浙江省各地に於ては買手を見出すの時間を要せず、從つて運送途中に在りと云ふ可く、爲に倉庫に儲存するの必要なし。

二、民船を以て倉庫に代用すること　水運の便多き浙江省に在りて、貨物の運送は多く民船に由るものにして、目的地まで回送して、尚顧客を見出さゞるか、或は其取引の關係により、一時入庫を要する場合に於ても、敢て陸揚せず、民船を以て倉庫に代ふ。

是等の理由により倉庫業は發達するに至らざりしが、汽船の航運盛なると共に汽船積貨物に在りては、必要の場合には陸揚して入庫せざるべからずして、倉庫の必要あるを以て、日清汽船會社、招商局、戴生昌汽船會社は合同して、日本租界に所屬倉庫を設立せり、建築は洋風にして間口三十三呎、奥行九十八呎(內側)あり。

倉入倉出手續は荷主と汽船會社と談合の上之を行ひ、此際は倉番に於て記帳するのみにて、別に庫荷證劵等の發行なく、從て金融機關と特別關係を有せず。

倉庫料の如きは十日以內は之を徵せず、都合上十日以上庫入の場合は、月一包十二仙の割合にて、倉敷料を徵する事あるも、元より標準となし難し。

當地に於て庫入する荷物は上海より汽船にて來るものにして、事情ありて直接自家倉庫へ引取らざるものを庫入するに止まるを以て、庫入數量甚だ少しと云ふ。

又浙江地方實業銀行も擔保貸付の便宜の爲倉庫業を經營し、東棧に於ては主に生絲を保管し、北棧は米穀入庫を主とし、南棧は雜貨を主とす、此外近年開口に一洋式倉庫を建築し一般貨物の庫入保管を取扱ひつゝあり。

新聞紙

杭州に於て發行せらるゝ新聞紙は漢字新聞四種あり、其持主主筆等次の如し。

紙名	所在地	持主	主筆
浙江公報	省長公署	省長公署	辛鏡齊
全浙公報	保祐坊	株式組織	程先甫
之江日報	保祐坊	陳勉三	徐晃伯
浙江潮	上珠寶巷	王卓夫	王彝錦

製糸業

杭州附近は支那に於ける重要なる生絲産地にして、而して是等の生絲は一旦杭州に集り更に上

海に轉輸せらる、其產地として最も名あるは菱湖鎮にして湖州之れに次ぎ杭州府下の峽石鎮、南潯等又亦之れに亞ぎ其他嘉興、紹興兩府下よりも多額の產出あり。

是等の生絲は全部座繰にして、湖州府下の菱湖鎮等は有名なる七里絲の產地にして、其絲質良好に類節少く光澤佳良なり、杭州府下の產品は稍品質劣り、產額も亦湖州に及ばず、嘉興府下に於ては南堰、平湖、新篁、海塘等其主產地にして、品質佳良なり。

是等の座繰製絲は養蠶家自ら行ふものにして、其機械の如き甚だ粗造の踏轉式のものにして其繰絲の方法も亂暴粗雜なれども、價格の低廉なるを厭はざれば賣行あり。

機械製絲は近年上海、廣東諸地方に起り來れるも、杭州に於ては其經營を見る事少く、此地に於ては一八九六年大綸絲繅廠の創立を見たるのみ、同社は塘棲鎮にあり湖州南潯鎮人龐華臣の經營にして、其規模等次の如し。

釜　數　二七六
職工監督　十五名　女工四百五十名乃至五百名
開業費　（建築費、機械等）八〇、〇〇〇元
製糸年額　三百五十擔內外

同社は開業後成績不良にして、繰業僅に一年にして、一八九八年春以來數年間休業せるが、其後再開せるものゝ如し。

最近省當局者も機械製絲の奨勵を必要となし、海寧縣、崇德縣、吳興縣、德清縣、嵊縣下に模範繰絲場を設け、各工場二三十臺宛の足踏式機械を備へ、機械製絲の利を一般に知らしむると共に、之れが工女養生の事に努め居れり、尙此外杭州には省立甲種蠶業學校女子蠶業講習所等あり養蠶、製絲の奨勵發展の策を講じ居れり。

杭州附近に於ける他の機械製絲場には次の如きものあり。

一、合義和絲廠

所在地　紹興府下蕭山縣尊塲頭
資本金　二十四萬元
責任者　朱榮璪　樓景暉　平福堂　陳均等
設立　一九〇六年十月　民國五年二月登記
工女　三百名乃至三百五十名

一、公益絲廠

所在地　湖州北門外
經營者　株式組織名義人王子塔
設立　一九一一年
女工　二百名內外

杭州に集り來る生絲には座繰絲と機械絲とあるも、其大部分は座繰絲なり、而して杭州に於て是等生絲を取扱ふ商人の主要なるものは、

周　泰　與（艮山門內）　　蔡　恒　德（艮山門內）
趙　九　如（艮山門頭）　　沈　同　豐（梅東高橋）
褒　　昶（新橋大樹巷口）　　殷　德　源（落浮橋）
陳　勝　和（艮山門頭）　　錢　祥　豐（同）
王　東　明（梅東高橋）　　戴　隆　昌（新橋大樹巷）
彙　　源（新橋關帝廟前）　　張　保　昌（東街）

にして、是等は所謂絲行と稱するものなり。

絲行は內地生絲產地にある絲行を通じ、又は自ら店員を派して生絲の買入をなす、其方法は自己の店舖又は出張員の詰所に於て同地方の農民が持ち來れる生絲を評價買入るゝにあり、其買入時期は概ね舊曆四五月の頃最も盛にして、七八月に至れば出貨大に減少す、蓋し地方農民は新繭を殺蛹する事無く、直に繰絲するを以て、其出廻期も大體繭の出廻期と同一なる所以なり。

絲行は共同の機關として絲業公所を設立して此に同業者相會して、上海市場の市況等により相場を公定し、皆其公議に從つて買付に從事するものとす。

杭州に於ける絲行は其買付生絲を更に精練して、輸移出をなすものにして、其精練の方法により三種に分類せらる、則ち其一は捻絲と稱し木碓を以て生絲を粗石面にて打敲き柔軟にせるのみ

にて、別に精練を行はず直に染色するもの他は□絲及絨絲と稱し、二本撚合せたるものを精練したるものにして、精練は料房の仕事にして、其方法は釜中の水を沸騰せしめ中に鹻と稱する精練劑百六十匁を入れ、撚絲を竹棒に通して此中に投入し、回轉しつゝ精練を行ふにあり、其他庚子(豚の脂肪分)、灰等を用ひて精練する事あり、又近來新式精練法を行ふものをも生ぜり。

斯くて絲行は絲によりて經絲緯絲とに區別し、更に細粗の選別をなし、水路上海に輸送し此に於て賣捌くものとす。

杭州生絲の輸出額は貿易の部に掲ぐ。

絹織物業

概説

杭州は古來南京、蘇州と相並びて支那に於ける主要絹織物產地の一にして、其城内外にある機臺三萬餘臺、之れが製造に從事するもの五萬人に達すと稱せられたるが、一度外國繻子の輸入せらるゝや、杭州の機業は大打擊を蒙り、爲に之れが生產に從事するもの遂に二萬人に減じたりと稱せられたり、其後又革命の事變あり、其結果支那人の服裝にも革命を來し、舊來の支那服は廢れて洋服を用ふるもの多きに至りし爲、此地の機業は重ねて打擊を蒙り、今や再び昔時の盛を

見る能はざるも、然かも重要なる工業たるを失はず。

原　料

本地の絹織物に用ふる原料生絲は大概ね省内の生產にして、其經絲は海寧產最も多く用ひられ緯絲には海寧、湖州、杭州、塈諸餘姚等の產品を混用す、此等の生絲は凡て座繰絲にして機械絲を用ふることなし、是機械絲は細大なく、品質上等なるも、之を用ひて絹織物を製造すれば、經絲とする外なく、例へ經絲のみに之を用ゆるも、織上たる織物は品質上等に過ぎ販賣に適せず、寧ろ座繰絲を以て織上げたるものは、品質は幾分劣るとも其賣行良好なるによればなり。

支那の座繰絲は籰の一千五百轉を以て一价とす、此一价を計る籰の一回轉は、我國の約三尺なるを以て、一价は大凡四千五百尺となる、而して四价合せるものを一禾と稱し、二禾を以て一絡とし、十六絡より十八絡時としては二十四絡を以て一莊となす、一莊の重量は百兩より百三十兩內外なり、之を一束とす、生絲の賣買は凡て重量百兩を以て單位とし、從前は二十五元なりしも今や三十元以上に騰貴せり、品質の良否光澤纖度は勿論なるが、其外撚の良否をも充分に吟味するものとす。

經絲を買入るゝには經行なるものあり、是生絲仲買をなすものにして、經行に於て生絲を賣ーには、每絡其包に目方を記す、こは經絲は撚合のときに糖蜜を用ふるが故に、絲量增加せるを以

て、其糖蜜を除ける純目方を示せるものなり、故に機業者は此目方によりて買入るゝものとす、而して生絲を買入れんとする場合は先其中の一、二を採りて、果して毎二千五百回轉ありや否やを檢し。萬一不足のもの又は短きものありたる時は、經行に對して短尺線と稱して一定の率によりて割引をなさしむるものとす、而して是が純量を見るには買入れたる經絲を練白房に送り、撚合せの際用ひたる糖蜜を除去せしむ、其練白料は一莊に就て大凡一元內外なり、斯くて練白の上にて先に經行の記し置きたる目方と秤量對照し。若し差ありたる時は經行と立合の上にて之を檢し、減少の分に對しては割引をなさしむるものとす。

既に練白を終りたる時は之を染坊に送る、之を發坊と云ふ、染坊に於ては從來は支那固有の染料に依りしも、亞仁林色素の輸入せらるゝに至りてより、全然從來の植物性染料を捨てゝ、亞仁林色素を用ゆるに至れり、然れども獨り紅、天青にのみ支那染料を用ふ、而して染坊に於て若し誤染したる時は、生絲を以て賠償せざる可からざるものとす。

染上りたる生絲は機業者の手に渡さる、之を出坊と云ふ、而して機業者は更に之を籰に繰り取る、之を散經と云ふ、散經は城內外の民家の婦女の內職として爲す所にして、毎朝機房に來り一人に五禾乃至十禾の絲を渡され、翌日之を持參し秤量の上之を機房に渡し工錢を受く。

籰に繰り取られたる絲は、更に摚經とて絲肚と稱する器具を用ひて絲を廣く之に支へ置き、共

絲口を挾串と稱する臺の上部に付着しある所の先頭の鐵管に通し、其串の下部の掉柄なる小棒を以て、籰を貫く。其兩端は恰も其臺の前後にある孔を通りて、籰の前頭に傾きて横に裝置せらる而して掉柄の後部には絲を卷き付あるを以て、女工は絲肚を前にし、挾串を右側に置きて座し、右手を以て其絲を引く時は、籰頭は之に從ひて廻轉し、上方の鐵管を通りて來る、經絲は籰に卷き取らるるの仕組なり、之に從事するものは主として女工にして、一日に多きは十禾少きは五禾を掉經とす、其工賃は一禾に付五文より十五文なりこは女工の受取りたる絲の中より幾分を盜み取る習慣あるより、或一定の度迄は之を暗默の中に許可するより、斯く賃金僅少なるものなり、尤も場合によりては一禾に就き十五文より十八、九文を與へて絲を盜み取らざることを豫め契約することあり。

掉經を終れば撑經を始む、卽ち先づ籰を籰經板と稱する臺の上に配列して、各絲口を料眼なるものに通し置き、蒲梳（竹製の長さ一尺餘方形なる簾樣のものにして竹には小穴を穿てり）の穴及各竹の間（水路と稱す）に、是等の絲穴と水路とに一本宛交替に挿入し、以て「アゼトリ」に便ならしむ、蓋し「アゼトリ」は最も大切なると同時に最も困難なれば之が錯誤を防ぐ爲めなり其他整經より上機に至る工程は蘇州の夫れと同一なり。

次に緯絲には海寧湖州其他の諸地方のものを混用すれども、緯絲に用ふる生絲は大體に於て絲質

悪粗なり、其製織に用ふる迄の工程亦蘇州の夫れと相同じ。

舊式機業者

是等絹織物を製織するものには、舊式の機臺を用ひ家内工業として行ふものと、新式織機を使用して工場式經營をなすものとの二あり。

杭州城内外に於ける舊式機臺の數は一萬五六千臺にして、之れに從事するもの三千餘戸二萬餘人に達すと稱せらる、而して一家の有する機臺は普通二三臺乃至四五臺にして、これに料機房と賣貨機房の二種あり、前者は大呉服店約十軒、小呉服店十軒が元織屋として、彼等に機業品一切を貸與し、且つ原料を與へて製織せしむるものにして、其數數百戸に及ぶ、後者は自ら織機を備へ、且つ原料を買入れて製織をなし、呉服店に賣渡すものにして、其數亦多く、杭州城内下城と稱する市街の東半部は、實に戸々機杼の音を聞かざるなき有樣にて、舊湖州府一帶舊寧波府及舊紹興府地方を合する時は其數約三萬三千臺と稱せらる。

新式機業者

新式織機を使用して織物に從事するものは、近年次第に多きを加へ一九一五年二月に於ける新式織機臺數は杭州四百二十臺、紹興及湖州各二十臺内外に過ぎざりしが、同年九月末には杭州一千臺、紹興三十五臺、湖州六十臺となり、更に十二月末には杭州千四百臺、紹興六十臺、湖州三百

臺と云ふ激烈なる增加をなせるの事實あり、次第に新式機械を利用して工場式經營をなすもの多からんとす。

今杭州に於ける重なる新式工場及据付織機臺數を示せば左の如し。

會社名		織機種類	臺數
緯成公司		チヤツカード	一二〇
		パンサンヂー	三三〇
日新織綢公司		チヤツカード	五〇
振新織綢公司	杭州烏龍巷　宣統三年六月設立（出資者）金溶熙　王思儀　王成燧　資本金四〇、〇〇〇元	チヤツカード	六〇
又新織綢公司		チヤツカード	三〇
虎林絲織公司		同	五〇
天章織綢公司		同	三〇
		パンサンヂー	一〇〇
蔣廣昌織綢公司		チヤツカード	二〇
		パンサンヂー	一〇
九成織成綢公司		チヤツカード	三〇
袁震和織綢公司		同	二〇
		パンサンヂー	一〇
大經絲織公司		チヤツカード	五
西冷絲織公司		同	五
文記織綢廠			
慶記[illegible]綢公司			
揚華織綢公司	光緒三十二年設立　資本二萬元（出資　）呂恩元外二名	チヤツカード	三〇

合計	チヤツカード	四五〇
	バンサンチー	六〇

備考　前表中チヤツカード紋織機は九百口最も多く、六百口、四百口、二百口及ドビー機も少數を含む。

之等新式絹織工場は何れも良好なる成績を擧げつゝあるが、就中緯成公司は組織最も大にして非常なる好成績を擧げ、本邦工業學校出身者を中心となし、且つ本邦紋樣師を招聘する等設立以來專ら絹織業の改良に努め、其新柄製品は頗る一般の嗜好に投じ、殆んど舶來品と同樣なりとて賣行甚だ盛なり。

製品及取扱業者

杭州に於ける絹織物には熟貨、生貨の區別あり、熟貨とは緞、縐綢、宮綢、實地紗、芝地紗、亮地紗を云ひ、生貨とは紡、羅、大綢、春紗を云ふ、前者は糸を染め又は澤付をなしたる上織上の儘使用し得るもの、後者は織上げたる後更に彩色又はアク拔等の加工を要するものにして、中に就き縐綢の產出最も多し。

次に杭州に於ける重なる絹織物商を示せば左の如し。

悅昌文記　宋春源馥記　崔震記　袁甯和　金源泰　恒豐　瑞雲公記　吉祥恒　正祥盛

稅　課

是等の絹織物は之れを他地方に移出する場合には釐金稅を納付する事を要するものとす、然れ

ども手數を省き且收税額を確實ならしむるが爲に、當局と織物業者の組合たる綢業公所との協議の上、其年額を大體に於て定め之れを綢業公所より一括納入するの制を採る、依つて當業者にして之れが移出をなさんとする時は、先づ綢業公所より各綢莊に配付せる報單に其織物の種類、疋數、丈尺、仕向地等の必要事項を記入し、公所に提出し此に規定の釐捐を納むるものとす、然る時は公所の司事は聯單（移出許可書）を發す、尤も此際本來は報單と共に移出せんとする貨物を公所に運搬し、司事、荷主又は其代理人立會の上報單に照して品質數量を檢査し、相違なきを認め始めて聯單を交付すべき規定なるも、實際は其手續を省き直に聯單を發し、之を貨物に貼付し移出する事を得せしむ、而して是等貨物の運送も、均しく公所の管理に屬し　公所より稍大なる民船四五隻を常備して之に充つ、各綢莊より隨時貨物を積込まんとする際に、公所より司事出張し帳簿を携帶し、報單記載の數量と照合して、形式的の檢査をなすものとす、檢査後は各船に必ず押貨友なる貨物監守人一名を乘込ましめ、決して他客の上船を許さず、該船には部貼と稱する掛額ありて卡關通過の際特別の取扱をなすべき旨を明記せり、故に浙西頭卡（浙西とは浙江省中の西部に當る杭州湖州嘉興三府の總稱にして上海及蘇州に至る航路の最初の釐金局を意味す）に於て檢査する外他の分卡に於て干渉する事なしと、以上移出に際し納付すべき税捐は、政府に上納すべきもの、慈善事業に義捐するもの及び本公所の經費に充つるものとの三項目にして、今其割

合を各絹織物の種類に從て揭ぐれば大凡次の如し。

	釐捐	善堂捐	經費	合計
二尺八寸寧綢	每尺 六文四分	每尺 二文	每丈 二文五分	每尺 八文六分半
二尺六寸寧綢	同 五文三分	同 一文六分	同 二文五分	同 七文一分半
二七寸緞子	同 八文	同 二文四分	同 二文五分	同 十文六分半
線緞	同 四文二分	同 一文三分	同 二文五分	同 五文七分半
上紗	同 五文三分	同 一文六分	同 二文五分	同 七文一分半
紗	同 三文一文五分	同 九分四厘五	每疋同十文	每疋同百九十文、六十五文半
蟒紗	每領 二百八十文	每領 八十四文	—	每領 三百六十四文
朝絛	每條 二百四十文	每條 七十二文	—	每條 三百十二文
羅紡綢	每疋 一百文	每疋 三十文	每疋 十文	每疋 一百四十文

税捐は紋樣の有無に拘はらず、地合の同一なるものは均一の税率を以てし、又公所に加入すると否とに論なく、何人の手を經ると雖も、此地方に於て製出の絹織物を他に移出する場合には、必ず綢業公所に報捐するを要すとせり、會員に對しては賦課の税率一般と同一なるも、尺度に付手心をなす、例へば寧綢一疋は五丈にして、一般には課税三百五十餘文を徵し、會員には特に四丈五尺と見做し、三百十五文を徵するが如し。

機房機工規約

尙當地に於ける絹織物業者及之に從事する職工組合の規約次の如し。

機房（織物屋）及び機工（織物職）組合規約

一、凡て料戶（一に料機とも稱す織屋の下請負とも云ふべきものにして、原料を受取り織上たる後之を織屋に返還する業なり）を織物屋に媒介するものは、誠實に其身元經歷を明かにし、苟も私意を挾み、無責任の推薦をなし、後日紛議を釀し組合員の信用を害ふことあるべからず

一、織物屋より預りたる機及び原料を質入又は轉賣して逃亡したる料戶ある時は、織物屋は媒介人をして之を辨濟せしめ、更に料戶の姓名を祖廟（機神廟）組合店頭に掲示し公衆をして汎く該料戶の不德義なる事を知らしむ可し、又此種背德者は營業上障害を與ふること少からざるに由り以來永く原料取扱を許さず、但し終身職工として働くものは此限にあらず

一、料戶にして實際不正の意志なく、故障の爲め業務を維持し難き場合は、織物屋に向ひ事情を述べ、器具原料等の返還の猶豫を請ひ得べし、後日に至り復業せんとする時は、先づ其負擔を辨償せしむ、若し辨償未濟にして姓名を變じ、復業せるを發見したる時は、該額整理迄原料取扱を中止すべし

一、徒弟を置き業を授くる時は皆先例に則る可し、若し半途にして廢業するも、既納の保證金は還付せず、但し師家に在りて修業し、期滿ちて後他業に就くは隨意たる可し、師家廢業する時は其徒弟は原師の他に推薦するを俟ちて、從前の賃銀を領收するを得るものとす

一、職工、挽花、番頭等を雇入るゝには必ず前雇主との關係を明かにし、若し前借未濟ならば雇傭すべからざるものとす、之を顧慮せずして雇入れたるものは、從前の債務に對して自ら責任を負ふ可し、番頭にして得意先より支拂を受け、金額消費等の爲め逃亡したるものは、後日之を償還するにあらざれば、復業を許さず、且雇主の商品原料を詐取する等の證跡ある時は、其姓名を公示し組合員中に知らしめ永遠に雇入をなさざるものとす。

紡績業

鼎新紗廠

杭州城外拱宸橋東岸に一八九六年(光緒二十二年)を以て通益紡績公司工場設立せられたり、最初の資本金八十萬兩、一萬五千錘の紡機を有し、一八九七年を以て工場竣工し事業を開始せり、原料棉花は紹興府蕭山縣產を主として用ひ、此外孟買棉をも混用し、製品は十手、十二手、十四手、十六手等にして、其生產高一八九八年には二百萬斤、一八九九年には二百三十萬斤、一九〇〇年には百八十萬斤にして、其後も年々二百萬斤內外の生產を續けつゝありしが、一九一四年十月に至り、新に鼎新紡織股分有限公司を組織し、資本金四十萬元を以て通益紗廠の資產營業全部を引繼ぎ、爾來事業を繼續せり、新會社は一九一六年十月農商部に登記を了せるが當時の重役は

次の如くなりき。

董事 夏玉峰 劉伴橋 李厚甫 樊稼田 劉晦之 龔慶徐 高復泰

監察人 李瑞記 李木公

尚本社の現在の設備狀況次の如し。

資本金	四十萬元
積立金	二十萬元
製品發賣所	上海老閘橋永成坊
總理	高懿臣
廠長	高幹卿
紡機數	一八、八六四
同製造所	Hetherington
織機數	一二五 外二五〇未設
原動力	電氣 百馬力 蒸汽五百馬力
職工數	一、八三〇人
棉花消費量	三八、五〇〇擔
出來高	一〇、〇〇〇包
商標	綿糸 麒麟、海潮、海月、 綿布 鹿象、獅子、麒麟

舊會社の創立の際も現總理高懿臣同じ 總辦たり、日本人技師を聘して諸事其指導に待てり。

綿布工場

杭州に於ける綿布製織業は未だ盛なるに至らず、革命後當局の新式工業奬勵により、多少之れに從事する工場の創設を見たり、今綿布工場の主なるもの及各工場に於ける製品の重なる種別を示さん。

工場名	機臺數	種類別
華利	四二	絲光布
廣生	三〇	同
平民工廠	五〇	同
六和	四〇	各種
華新	二〇	平光布
義記	一〇	平絲布(軍服用)
愛工布廠	六〇	同
大豐	二〇	平絲布
元豐	一〇	雙綿布
貧民工廠	五〇	同
瑞利	一〇	廣紗布
廣和	一〇	同
振豐	一〇	同
開源	一〇	綿機布

右は各工場に於ける主たる種別を示したるものにして、何れも各種の製作をなしつゝあり、而して其の綿布は一疋四元半乃至六元半内外のものにして、主として中流以下の需要に供せられ、上等品は依然として江蘇及直隸物の移入に俟てり。

扇子製造

扇子は杭州の重なる工藝品の一にして、城内に之を業とするもの數千戸あり、而して油紙扇子の製造業者尤も多く九百餘戸に及ぶ、扇子の製造は分業法に依り行はる、而して扇骨を作るに用

ふる竹木、其他材料は種類多くして、毛竹と稱するは主として安徽より出で臨安縣より出づるあり、湘妃竹、梅綠竹等は廣東より來り、假湘妃竹は紹興より出づ、此外雞糸木と稱するは外國より輸入し、檀香木は廣東より、烏木は寗波より、棕竹は安南廣西より、假象牙は北京より、眞象牙は暹羅より玳瑁は廣東より來る。

次に摺紙面なる扇子を作るに用ふる紙は、多く白色生礬紙にして、通常白礬面と稱せらる、主に南京地方より出づ、其他浙江省湖州府盛澤より出づる白絹を用ふるものあり、或は芭蕉鵰毛等を以て製する扇子もあり。

燐寸

光華燐寸製造公司

一九一一年七月開口に光華燐寸公司創設せられたり、其資本金一萬五千兩にして、日本より輸入の軸木を用ひ其他の鹽酸加里等の原料も外國の品を用ひ、一日八十五本入のもの三萬七千箱宛を製造せり、然れども氣候が濕氣多き爲燐寸製造には不向なるものゝ如く、其製品も外國の品より遙に劣れり。

外商

杭州に於ける日本人の店舗は大東藥局、丸三藥局等に過ぎず、其他外人の經營するものには英商亞細亞石油公司、英美煙公司、米商スタンダード石油公司等あり。

學　校

杭州に於ける學校には他の地と同じく、支那の官立のものと外國宣教師敎會の經營するものとあり、外國傳導師の敎育事業は、一八七四年英國聖公會が城内に初めて小學程度の信一學堂を設け、支那人子弟の敎育を開始せしが、一八九八年に蕙蘭中小學堂（Wayland Academy）の眞神堂附設として設けられ、一九〇〇年には米國浸禮會及長老會の合辦を以て弘道女學校開設せられ、一九〇九年には之江學堂の設立を見たり。

之江大學（Hongchow Christian College）

之江大學は一八六七年寧波に設立せられたるものなるが、一九一一年杭州江干二龍頭に移轉せられたり、現在 Central China Mission of Presbyterian Church, U.S.A. 及 Mid-China Mission of the Presbyterian Church, U. S. A. の管理の下にあり、中學卒業以上の學生を收容し、現在は在校生百六十名 W. H. Stuart 校長たり、其敷地は六百畝以上を有し、校舍寄宿舍等の設備整へり。

浙江省立第一中學校

浙江省立の中學校にして大方伯に位置し生徒數二百四十人あり。

浙江省立第一師範學校

貢院前にあり、一九〇三年の創立にして、生徒三百八十名に上り、浙江省内に於ける有力なる師範學校なり。

浙江省立甲種農業學校

城外寬橋にあり、生徒二百名内外。

浙江省立甲種商業學校

一九一〇年の設立にして、平安橋にあり、生徒百八十名内外にして各種の設備整へり。

浙江省立女子師範學校

横河橋にあり、一九〇二年の創設にして現在生徒數二百五十餘名なりとす。

浙江省立甲種養蠶學校

杭州地方が有數なる養蠶地なる關係上それが改良發展の爲に、此に本校を設立したるものにして、一八九八年の創立に係り、西湖金沙巷に位置し、現在生徒數百餘名。

浙江省公立工業專門學校

報國寺にあり、一九一一年の創立にして工業專門敎育を授く、現在生徒數五百五十名に達し學

生は常に各種の製作品を作り之れを賣出しつゝあり。

私立安定中學校

支那人の設立する私立中學校にして葵巷にあり、生徒三百六十名、有力なる中學なり。

宗文中學校

私立中學校にして中官市巷にあり、一九一四年の創立にして現在生徒數二百八十名を有す。

浙江公立法制專門學校

官立法政學校にして中學卒業程度のものを入學せしむ、馬坡巷にあり、生徒數二百五十名内外なり。

杭州弘道女學 (Hangchow Union Girls' High School)

舊旗營學士路にあり、一八六七年の創立にして、聖公會傳導師の經營に係る、幼稚園、小學校及女學校を併設し、生徒數三百人に上る。

傳導事業

杭州に於ては早く康熙皇帝の時代に既に羅馬舊敎に屬する敎會堂の建設を見、其の當時に於て一萬五千人の信者を得たりと謂ふ、康熙皇帝は屢杭州に來りたるが其の際には耶蘇敎徒の行動を

賞讃したる事もあり、從て之が傳道を禁止せざりしが、其の後を繼げる雍正皇帝の時代に於ては基督教徒に對し大なる迫害を加ふるに至れり、其結果此の地方に於ける舊教の傳導は、一時中絶するの止むなかりしが、其後 Mgr. Rameaux 浙江及び江蘇兩省の傳導監督に任ぜられ、再び其の布教に從事せり、彼の死せる一八四三年頃に於ては從來の失はれたる地盤の大部分を恢復したりき、其後 La Vaissière 浙江省のみの監督に任ぜられ、Danicourt, Delaplace 等順次其後を承け繼ぎたるが、一八五六年デ氏はかつて雍正帝が舊教徒を迫害し、之れに屬したりし財産及び土地を支那僧侶に與ふる旨の文を刻したる碑石を發見せり、其の文章次の如し。

天主堂改爲天后宮碑記

古昔聖人之言天者與理數二者而已太極生兩儀五氣順布四時行焉此言理也日月星辰纏度次舍此言數也至於蒼蒼者則積氣爲之地之上卽天一言盡之矣易曰雲行雨施品物流形言天之功用如此其盛非謂天之上復有施行此雲雨者書曰天視自我民視天聽自我民聽言天無視聽就羣黎百姓而寄此善惡是非之理非謂天之上眞有具耳目之質而司此視聽者雖齊東之野人鄒衍蒙莊之怪誕不經亦未有指天所生之人以爲能踞乎天之上操之縱之於淸虛廣漠之中使天亦退處於無權而爲之主者自明季葛歷年間大西洋利瑪竇入中國造爲天主之名而其教遂蔓延於愚夫愚婦之口其徒之入中國者遂大興土木營建居室於通都大國之中我

朝定鼎以來

聖祖仁皇帝念其人生長海外遠來就化雖其說不經然亦具心思知識未必不可教遂居之京師使沐浴

聖朝德化之盛久而幡然改悟時以教其國中之人咸知天經地義之正此乾坤覆載之

深恩不遺一物之義也豈知荒誕狂悖之見固結而不可解我

皇上御極之初洞燭其奸黠其人皆歸南澳不得盤居內地而直省之所為天主堂者將以而改矣顧其制皆崇

隆巍煥非編戶之所可居容之又日就傾圮去荒誕狂悖之教而移以奉有功德於蒼生之明神不勞力而

功成不煩費而事集此余今日改武林天主堂為天后宮之舉也雖然自利瑪竇之入中國迄今幾二百年

浸淫沉溺惑其教者未必一旦有豁然之悟卽悟矣視如今日二氏之說雖無當於聖賢道德之旨不妨存

而不論以見天地之大無所不有此其得罪於天而為害於人心風俗者卒未大白於天下也余旣深知而

熟悉焉不申其罪無以服附和之心不誅其心無以破奸詭之胆教稱天主是風雨露雷陰陽寒暑彼皆得

而主持之也不知未有天主之前竟將無有陰陽寒暑風雨露雷乎抑別有主持之者俟天主出而授之柄

乎此其謬一也入其教者必先將本人祖宗父母神牌送與燬棄以示歸教之誠不知天主生於空桑乎抑

亦由祖宗父母而生也彼縱生空桑亦不得率天下之人而盡棄其水源木本之誼況人之所以敬天奉天

者以天實能生人生物耳今以生我之父母祖宗而棄絕之不知尙何取於生人生物之天而敬之奉之比

其謬二也棄絕父母祖宗者欲專其敬於天主也然聞西洋之俗亦有君臣有兄弟朋友且生生而不絕則

何不盡舉而廢之而所以事天主者尤專且篤而獨父母祖宗棄若敝屣此其謬三也西洋之教一技一能務竭思力窮精其藝而後出設所得止及於半而年不我與則舉而授之其子其卽子就所授之半而接續以續其思積有未逮則復舉其所得而授諸其孫或一傳或三四傳其藝始精則羣然推而奉之以爲此可以行教之人矣今之入中國者悉此類也夫一技一能原無當於生人日用之重至於奇技淫巧尤爲王法之所不容今旣不知有祖宗父母則爲其祖宗父母者當以不復以子孫視之獨至奇技淫巧之事父忽念其爲子而不啻箕裘之授子忽念其爲父而不啻堂構之承此其謬四也藝旣精矣遂可出而設教行道夫旣祖宗父母之盡棄其他漠不相識之人復何關痛癢而必竭數世之精力以利他人之用此其謬五也然此雖足爲人心風俗之害弊止及於惑其教之人其罪猶小至其居心之險則尤有大不可問者西洋去中國數千萬里而遠非經歲不得達又有大海波濤之險去故鄉離妻子跋涉而來以人情論必有所利而爲之攜帶土物造作器用誑中國之金錢誠不可數計然吾聞入其教者必有所資給人有定數歲有定額營心焦思取中國之財仍給之中國地方之人圖利者恐不若是之拙也或云每年紅毛船到必廣載其國中之銀錢以濟此在中國行教之人或又云從來中國者皆善黃白之術以彼國之金而用之中國且以此數人之行教而國中居守之人肯傾其貲以佐之用所圖者非利也彼旣以天主之教教人而復借黃白之術以收拾人心則以幻術與人以貨財結人其所設心殆有在矣或又爲之說曰彼其志欲行教耳好名之人能讓千乘之國何難去故鄉離妻子蹈不測之大海以博後世之名夫好名之人誠有捨其身以徇人者然

一人好名何爲而國中之人亦皆好名而傾貲以佐之也且絡繹而來其居天主堂者所在而有是何好名者之多也嗚呼此蓋非無所爲而爲之者一見其技於暹羅巴矣再見其技於呂宋矣又幾肆其技於日本矣爲行教計耶抑不止爲行教計耶愚夫愚婦未有不以禍福動其心者今日本給海口收港登陸之處鑄銅爲天主跪像抵其國者不蹈天主像即罪至不赦既爲天之主而受海外一小國如此蹂踐毀蔑卒亦無可如何其不能禍福人明矣所精者儀器璿璣玉衡見之唐虞矣所重者日表指南車周公曾爲之矣所奇者自鳴鐘銅壺滴漏漢晉有矣所驚人者奇巧木牛流馬諸葛武侯行之鬼工之奇五代時有之至今猶有傳流之者其說不經其所製造亦中國之所素有其爲術又不能禍福人吾不知何爲而人惑其說也西洋人之居武林者

聖祖仁皇帝曾有白金二百兩之賜此不過念其遠來而撫恤之彼遂建堂於省城之東北隅顏其額曰敕建夫曰敕建必奉

特旨建造而後可今以曾受賜金遂冒稱敕建之名內外臣工受

國家白金之賜者多矣因之寒室遂可稱爲賜第乎干國憲而冒王章至矣盡矣他復何可勝道耶誣罔不經者宜去則有功德於人者宜祠也冒稱敕建之名者宜毀列在祀典向無專建之廟宇者宜增也

天后之神姓氏顛末見之於書雖亦未可盡信然我朝

歷聖相傳海外諸國輸琛受賜者重譯而至魚鹽商賈出入驚濤駭浪之中計日而去刻期而還如行江河港汊

天后之神實司其任神之靈爀呼吸可通德功之及民何其盛哉荒誕不經者去而崇德報功之典興毀其居室之遂制者改爲廟貌徹其像塑之詭秘者設門莊嚴其而使武林之人日不見天主之居耳　聞天主之名二百年來深沉詭秘之術將無所施其技異端奇說久自漸息其有關於風化豈淺鮮哉　時

雍正八年歳次庚戌九月　日

太子少保兵部尙書兼都察院右副都御史總督浙江等處地方軍務兼理糧餉　巡撫鹽政節制江南江蘇松常鎭淮揚七府　倉海郡通余五州督捕事務加六級紀錄一次又軍功紀錄一次在任守制李衛題

デ氏は之れによりて其財産を原所有者たる舊教徒に返還せん事を要求し、遂に其目的を遂し、往年康熙帝時代に建築せられたる由緒ある舊教の會堂は再び舊教徒の手に歸し今日尙存在す、斯く舊教は古くより此地方に布教せられたれば、今日に於ても大なる勢力を有す。

新教の杭州に於ける最初の教會は一八六九年米國浸禮教會（Baptist Missionary Society）の耶蘇眞神堂の設置せられたるにあるが、一八七一年以後各派宣教師續々此地に入込み來り、次第に附近各地の傳導に從事せり、最初の米國教會を建設したる Moule 僧正は爾來引つゞき此地に留り、傳導其他に從ひ、此派は新教中にて最も勢力大なり。

病　院

廣濟醫院

廣濟醫院（C.M.S. Hospital, Hangchow）は一八八〇年英人醫師 D. D. Mane（梅滕更）により て創設せられたる處にして、大英教會の附屬事業たり。Mane は爾來引續き院長の任にあり、支那人間に信頼を博せり。

病院の傍專門醫學校を經營し多數の卒業生を出す、一九一四年産科婦人科を開設し、其他慈善救濟事業として肺病院及癲狂院（癩病院）を經營す。

其經費は大英教會より支出するも、前清時代には當地の主なる官憲紳商よりも定額の補助をなせり、現在に於ても支那人の之れが爲に醵金するもの多し。

Hospital de St. Vincent

彼の古き羅馬舊教會堂に隣りて St. Vincent病院あり、一八六九年に創められたるものにして、最初は極めて規模の小なるものなりしが、一八七〇年孤兒院を設け其後次第に規模を擴張し、今日に於ては病院及び孤兒院とも十分の設備を有するに至りたり、之等の病院及び孤兒院は其の資金をリオン及び巴里の Societé de ste. Enfun 及 Societé de la Propagation de la Foi より受け居れり。

名所古蹟

西湖　杭州城の西背面にあり、周圍三十支里、面積十六支里、四周連巒を繞らし、湖中には白沙隄、蘇隄、趙隄ありて、更に湖面を小分し、風景最も可なるに加へ湖上湖畔史蹟名勝に富めり、西湖の景は古來或は十景を賦し、三十六名蹟を擧げ、又七十二勝を數へつゝあるが、先づ其十景と稱せらるゝものを擧ぐれば次の如し。

一、蘇隄春曉　湖の西邊に當り湖面を横り、南北に連亘する長隄にして、宋の元祐年間蘇軾の築造せるを以て此名あり、途中斷絶して六橋を架し、夾道柳を植ゆ、淸の聖祖之を十景の首となす、春の曉霞未だ晴れざるの景最も賞すべし

二、双峯挿雲　湖中より西方を望めば南高峰、北高峯の二峯竝立す、双峯相距る十支里餘、時に双峯の間白雲來り懸り、山峯高く雲表に出づる所、奇雲多く風景雄大を以て著はる

三、柳浪聞鶯　元淸波門外に柳浪橋あり、春時柳絲翠浪の如く空に翻り、黄鳥其間を轉吟し、畫舫の笙歌と相應し景趣甚だ佳なりしを以て此稱あり、現時は橋無し

四、花港觀魚　望山橋下の水を花港と云ふ、花家山に通じ山下に元盧園あり、宋の内侍盧升允の別墅たり、池に湖の水を引き異魚數十種を飼へりと、園久しく荒廢し今は唯康熙年間の建碑を

遺すのみ

岳飛の墓

五、曲院風荷　曲院は蘇隄の北端にあり、宋時の麯院にして蓮花を以て著名なり、夏時の風光絶勝なりしも今は殘址を存するのみにして、蓮花亦多からず

六、平湖秋月　康煕三十八年亭を孤山路に建て全湖の勝を集む、三面水に臨み聖祖の宸筆「平湖秋月」の額を掲ぐ、中秋の觀月最も趣あり

七、南屏晩鐘　南屏山は蘇隄に正對し淨慈寺の右に在り、湖面の展望によく晩鐘の響く時殊に妙なり

八、三潭印月　蘇隄の稍中央望山橋の正東に一小島あり、附近湖中に三小塔を置く、形瓶の如く恰も水中に浮漾するに似たり、當初蘇軾の創立する處にして萬暦年間之を再建す、島中亦

三潭あり、月光潭に映ずれば景を分つとなす、依て此名あり、島中御碑亭あり、平橋を渡り三折して入る

九、雷峰西照　南岸長橋橋畔より湖中に突出したる處に夕照山あり、山上に雷峰塔立てり、呉の越王妃黃氏築く所にして、塔磚赤色なるに今や壞廢して薜羅纏綿却つて趣あり

一〇、斷橋殘雪　白沙隄の第一橋を斷橋と云ふ、淸の聖祖亭を橋上に設け、題して斷橋殘雪と云ふ、蓋し春雪未だ消へざるの候附近の風光優秀なるを以てなり

其他湖畔の名勝として數ふべきもの多々あり、今其數四を揭げん。

放鶴亭　孤山の北麓にあり、宋の林和靖が鶴を飼つて閑居したる處、附近に古梅樹多し

岳飛廟　宋の忠臣岳飛の廟は湖畔にあり、四時香煙の絕ゆる事なし、蓋し崇德の末年奸臣秦檜威を恣まにし、岳飛遂に此に殺されたるなり

文瀾閣　孤山の南岸にあり、嘗て乾隆帝の行宮たりし所にして、其書庫は支那に於ける有數のものたり

聖因寺　文瀾閣の傍にあり、康熙帝の蹕を駐められたる處にして、西湖四大寺の一なり

西湖を離れても杭州には多くの名勝古蹟あり、

吳山　吳山は城內の上城中央部にあり、一名城隍山と稱し、嘗て「提岳百萬西湖上、立馬吳山第

一峰一と賦したる處にして杭州附近の鳥瞰觀をなすに最も適せり

靈隱寺　一名雲林山と稱し靈隱山にあり、咸和年中僧慧理の建立に係りしが、後荒廢に歸せるを順治年間僧宏禮重修せり、杭州に於ける四大寺の一たり

其他杭州及其附近には寺院甚だ多く上中下天竺、理安寺等あり、是等寺院の僧侶は多數の參拜者の賽錢を得るを以て極めて有福に、杭州及其附近の寺院の一年間の收入の總計は五萬弗以上に達すべしと稱せらる、之等の寺院の參詣人の最も多きは陰曆の二月及び三月の候にして、各地より集り來る參詣人の數は十萬乃至三十萬に達すと云ふ、其の多くは比較的下層階級に屬する者にして、七割以上は女子なり、而して此大部分は浙江省の各地より來る者なれども、附近の各省より來る者も少なからず、何れも二十人乃至三十人の團體を組みて、參拜する者なるが、時には團體にて民船を雇ひて、故鄕を發し之等の寺院參拜の爲の杭州旅行に來る者亦少なからず

錢塘潮嘯　錢塘の潮嘯は其現象極めて顯著なるを以て地理學上有名なり、蓋し滿潮時海より來る海水は漏斗狀をなす錢塘江の入口に來り、其面積を狹めらるる爲に水深を加ふるに、錢塘江の急流の反對の方向より來りて其進路を遮るが爲に、此に益水深を加へ遂に河流との間に差を生ずるものにして其高さ八呎乃至十一呎あり、速力は一時間十二、三浬に及び、其餘勢上流五十哩の桐廬に及ぶ、一年中にありて舊曆八月の十五日以後三日間最も大に、これに次いては舊曆三月の

十五日以後三日間最大なり、これ蓋し潮と風向の關係によるものにして、潮嘯に際しては船舶の航行不可能なれば、江岸には其時に備ふる爲民船の避難所を設く、潮嘯見物の爲に特別の裝置をなしたる舟あり、滬杭鐵道會社は大潮嘯に際して特に觀客の爲に特別列車を運轉す。

寧　波

地理市街人口

寧波は浙江省の東北部甬江の河口より約十三哩を溯れる餘姚江と奉化江との會流點にあり、此以下を甬江と稱するなり、杭州を去る事約百哩、上海との間は水路百三十哩あり。

城內　市街は城內を中心とし、江北、江東、西鄕の三方面に發展す、城は甬江の左岸にあり、城壁は北東の半面は甬江に限られ、西は運河に圍まれ、其周圍十五支里あり、規模廣大に東西南門の間四支里、南北兩門の間五支里に達す、城壁の高二丈五尺乃至三丈、幅一丈乃至一丈五尺にして構造堅牢なり、之れに次の六門を設く。

東　東渡門（大東門）　靈橋門（小東門）
西　望京門（西門）
南　長春門（南門）
北　永豐門（北門）　和義門（小北門）

城內は街衢莊麗にして商況亦殷盛に、其最も繁榮なるを東大街、西大街とし紫微街、船行街これに次ぐ。

城內西南部に月湖あり、之れを中心として水路縱横に走れるが、城外とは東門、西門、南門の側に各水門ありて相通ず。

城內は殆んど空地を餘さゞる程に人家稠密せり。

東渡門外河岸の地も繁盛にして、糖行街、雙街、半邊街其中心にして、糖行街、雙街は魚間屋、金融の中心市場にして、殊に新江橋と老江橋とを聯絡する街路なるが爲に最も繁盛なり。

江東　奉化江の右岸にあり、廣大なる市街を形成し奉化江に沿ふ長さ七支里にして、更に其岸より東四支里の地に及ぶ、靈橋門より一直に老江橋ありて、奉化江に架せられ以て城內其他と相通ず、百丈街、後塘街、樹行街等最も繁榮す。

西鄉　望京門外運河を隔てたる一帶の地にして東街、西街等其中心たり、人口は江東に比し少し。

江北　東渡門外餘姚江を隔てたる地にして、外國人居留地として選定せられたる一區にして、新江橋を以て城內と聯絡す。

人口　一九一一年警察當局の調査によれば共總人口四、六五一、六六七人にして、內男二、六五〇、〇一五、女二、〇〇一、六五二、鄞縣の人口二、六四二、〇七五人內男一、五三四、一五六、女一、一〇七、九一九なり、卽ち鄞縣は寧波府の附郭なるを以て、其全人口は寧波市街中に含まるゝものと

見るべきが、其全市の人口は四十五萬と稱せられ三十五萬と云はるゝも、先づ三十萬位と見ば大差なかるべしと云ふ、此地在留の外人數は約三百人なり。

沿革

寗波は禹域揚州の域にして春秋の時は越の地たり、秦には會稽郡に屬し漢以後之れに因る、隋の平陳には呉州に屬せしめ、大業の初には越州に屬せしめたり、秦には會稽郡に屬し唐の武德四年鄞州を置き八年州を廢し開元二十六年復明州を置く、天寶の初には餘姚郡と云ひ乾元の初に明州を復し五代の時は之れに因れり、宋は依然明州と云ひ、慶元三年慶元府となし、元は至元中改めて慶元路と爲し、明に入りては初め明州府と云ひしが、洪武十四年寗波府と改め五縣を領せしめ清に及べり、民國に至り府を廢せり。

寗波は支那に於ける最も古き海港にして、其國内各地との交通ありしは勿論、支那の初期に於ける海外との交通は此地を中心として行はれたり、現に我國より往時遣唐使の往來するや、多く途を此地に採り、其他の我國との交通も此地を經由して行はれたり、當時は明州と稱せられ、後元代に至り市舶市を置き通商事務を取扱はしめ、又其の我國に入寇せんとするや范文虎の率ゆる十萬の軍は此地に於て艤裝して東航せり。

葡萄牙人の在住

其後海路歐洲人の支那渡來開始せられ、一五一四年頃より葡萄牙人 Malacca を經て支那に渡來し、更に一五一七年には Peres d'Andrade の率ゆる葡國使節一行廣東に入れり、これ蓋し歐洲船舶の支那沿岸に到着したるものの嚆矢なるが、其一行中の George Mascarenhas は支那の沿岸を北航して、浙江省漳州迄達したる事ありき、其後程なく葡萄人は寧波に進み、此に其居留地を形勢するに至りたり、其果して何人により如何にして建設せられたるやは明かならざるも、其起源は一五二二年にして、葡萄牙人が廣東より驅逐せられたる後なるべしと云ふ。

而して寧波に於ける支那當局は別に特にそれが許可を與へしにあらざりしも、然かも其居住通商の禁止をもなさず、默々の裡に其在住を認許し、遂に葡萄牙人は甬口河口に其居留地を建設するに至りたるものの如し、葡萄牙人は此地を Liampo と稱したるが、恐らくは寧波 (Ningpo) の N の音を L と聞き誤りたるものなるべし、但し其居留地は現時の寧波其ものにあらず、Mandenze Pinto の旅行記等にもリアンプーに程遠からぬ地とあり、寧波附近なる事については疑無し。

葡萄牙人の此地によりし後此と日本との間の通商開始せられ、從て寧波は益々重要なる海港となるに至れるが、葡萄牙人の此地に建てたる家屋一五四二年頃には既に一千餘に達し、堅實なる

商人の居住するもの多く、一の立法院、二個の教會堂、二個の病院等の設備を有したりと云ふ、斯くて葡萄牙人は此を本據として通商に從事しつゝあり、支那も之を默許せしに偶此地に於ける葡萄牙の官憲 Lancerote Pereira が其附近の村落に對して、極めて不法且つ亂暴の行動を敢てし、各方面民家より恣に家產を奪ひ去るのみならず、甚だしきは妻女をすら强奪するに至れる結果、該居留地を亡より苦情を訴へ出る者頻出したる爲、一五四九年（明嘉靖二十八年）に省當局者は該居留地を亡ぼし住民を處罰すべき事を命じ、その命令は極めて嚴格に遵奉せられたり、當時居留地に在りたる人口は婦人小兒を除き三千人の成年男子を有し、その內の一千二百人は葡萄牙人なりしが、省當局者は六萬の軍隊と三百隻の戎克とを以て居留地を包圍し、五時間の間に全然之を破壞し終れり、爲に葡萄牙人の殺さるゝ者八百人に上り、二十五隻の葡萄牙船、四十二隻の戎克亦これと共に破却擊沈せられたり、而して現在に於ても當時の遺跡たる二個の堡壘の廢墟は甬江の河口鎮海の附近に存せりと。

英國人の通商

斯くして葡萄牙人は此地より驅逐せられたるも、寧波の外國貿易は依然盛行し、殊に康熙年間に入りては歐洲諸國南洋各地より、此に入港する船舶絕ゆる事無かりし有樣にして、其通商に從

ふ外人には白人と黒人とあり、支那は其輸入品に對しては特に課税を少くして貿易を奬勵せん、康熙三十八年には此地にありたる戸部の出張員より、貿易港としては寧波よりも寧ろ舟山列島の方優れりと報告する處ありしが、其儘寧波に於ける通商繼續せられたり。

而して此頃印度より廣東に入り來れる英國亦此方面に其通商を擴張せんとして之れに着手せり、蓋し廣東に於ては葡萄牙人は一六八四年頃に至る迄、頻りに英國人が支那人と通商する事を妨害したりしが、英國人は毫も之を意とせず、鋭意支那との通商を開けり、而して一六九四年頃には英國よりその支那通商の監督官として Catchpool を派遣したり、彼は支那及びその附近の島嶼に於ける英國通商の監督官としィ、非常なる權力を有したりしが、一七〇一年には更に支那の北方各地との通商を開かん事を計畫し、舟山及び寧波に船舶を送る事の許可を得たり、依て彼は三隻の汽船を仕立て、之に一一、三〇〇磅の商品を積み込み、此の地に派遣したるが、支那政府の意外の重税を課したると、貿易の獨占に就き多大の反對ありたる爲、商人は賣殘り貨物を其儘に廣東に歸航するの止むなかりしが、Catchpool は舟山列島に公行を開き自ら一七〇二年に至る迄此に駐在せり。

其の當時に於ける寧波の貿易は、支那各地との間も極めて盛にして、南北支那の各港との間に頻繁なる通商上の往復ありたり、蘇州、杭州とは運河に依て通じ、福建、山東及び臺灣とは海路

通商したり、山東及び滿洲よりは、一年間に六百乃至七百隻の戎克到來し、是等の船舶は生絲、米、果實、鹿角、豆油、毛製及び布製帽子、各種綱、植物類、肉類、藥品、麥粉、鹽肉等を輸入し來れり、福建よりは年に三百二十隻位の戎克入港し、主として紅茶、明礬、砂糖、砂糖菓子、鐵、藍、鹽魚、果物、染木等を運來せり、而して寧波と廣東との間の通商は未だ盛ならず、僅に二十隻位の戎克の往來あるに過ぎずして、其の通商品は概ね上記福建のそれと同一なりき。

寧波と其內地地方とは多數の運河及び河流に依て、各方面に對し自由なる交通あるを以て、從つて夫等の各地との間の通商取引亦盛んにして、凡そ三四千隻の船舶是等の諸地方との間の交通に從ひ內地の生產品を此の地に搬び、更に又此の地より內地に於ける使用品を運送せり、其の內地より運び來る商品の主なるものは木炭及び木材にして、其の大部分は此の地より更に北部諸港に仕向けられたり。

其歐洲、南洋、日本に對する貿易の盛行したりし際の遺蹟は今日も尙存す、則ち最初葡萄牙人の此地に來れる年を去る六年なる一五二八年に外國貿易貨物の積込場として建てたる客賓館の遺趾は東渡門附近にあり、其名は現に街名となりて存せり。

東印度會社は Catchpool の失敗により、北部諸港に對する通商は一時斷念し、獨り厦門との通商をつゞけたりしも、Alexander Hamilton は一七二三年各地の貿易を廣東に集中するの方針を採

り、厦門との通商をも廢し、望を北部支那に斷てり。

然るに其後廣東に於ける當局が頻に外國品に重税を課し、外國人の不利益少からざるより、又々北部との通商開始を企つるものあり、卽ち一七三六年には英國の Normanton 號は寧波に來り此地と通商を開かんと欲し種々計畫する處あり、支那當局との間に妥當なる條件により其許諾を得んと二ケ月の間努力したりしが、遂に不成功に終り空しく廣東に引還せり、其後東印度會社は一七四四年には Hardwicke 號を厦門に仕向けたるも、失敗に歸せり、然れども東印度會社は之れに屈せず一七五三年寧波に於ける通商貿易を開始すべき旨の命令を發し、其れが爲一七五五年に於て、當時會社より語學練習の爲めに廣東に派遣せられたりし青年 Flint は其命を受けて、Harrison と共に寧波に於ける通商開始の交渉の爲めに北上出發せり、彼等が到達するや、寧波及び舟山の兩地に於ける支那當局者はいづれも歡んで之を迎へ、寧波の知府は彼れに對し、此兩地に於て通商に從事することを許したり、而して其通商に就ての條件を示したるも、其條件なるものは、廣東に於けるよりも遙に輕微且つ自由なるものにして、税金の如きも著しく低率なりき、然るに巡撫は、彼等の乘船し來りし Holderness 號が、此條件の下に貿易を開始せんとするを聞き、先づ其積載せる兵器及び火藥を全部陸揚し、更に其通商に就ては、廣東に於けると同一の税を課すべきことを命じたり、是に於て知府は皇帝に向つて事情を訴へて上奏する所あり、更に一方巡撫と

の間には、皇帝の勅諭を奉ずるまでの間は、Holderness 號は其積込める兵器及び火藥の半分を引渡し、且つ其積荷を陸揚することを許さるべきことを以て協定を遂げたり、然るに此上奏に對し乾隆帝は上諭を發し、支那の諸港に於て、外國人と支那人との間に紛擾を起すことを避け、平和なる通商を爲し得るが爲めに、支那と外國との通商は、單一なる港に集中せらるべく、其港としては最初に外國人の選定し、通商を開きたる處を以て充つべく、卽ち露西亞を除く外の外國人の貿易は、一に廣東に於てのみ行はるべきことを命令せり、更に皇帝は廣東に於ける通商條例を制定すると共に、其他の諸港に於て通商に從事する者あらば、之を處罰すべき旨を令し、且又皇帝は、特に寧波及び舟山に於ける外國人の通商を禁止することを命じ、是等の諸港に入港したる外國船舶ありたるときは、其積載する總ての銃器、兵器、彈藥等を引渡さしめ、更に其輸入品には二倍の課税を爲すべきことを命令せり、此上諭の發せらるゝや、寧波に於ては巡撫は直ちに Flint 以下の英國人に退去を命令し、Flint は當時の時季が航海に不便なる事情を述べて、其命令に反抗したるも、支那當局は斷然退去を要求し、Flint も如何ともする能はずして、遂に其汽船に乘じて北上し、直接皇帝に訴ふべきの決意を爲して此地を去れり、其後 Flint は北上して白河の河口に達し、天津に進みて以て皇帝に意見を上奏せんことを地方官憲に依賴せり。

然れども此 Flint の希望は遂に達するに至らずして止めるが、彼は寧波に於ける外國貿易の禁

止せられたる後に於ても、更に再び此を訪ひ一七五九年の年末に廣東に歸着したり、然るに其十二月六日に於て彼れは同地の總督より召喚を受けたり、之に就き廣東に於ける荷物上乘人は、其會見の結果、何等か不利益を及ぼさんことを惧れて、Flint が單獨にて會見を爲すことに反對し、之と同行せんことを求めたり、彼等が總督衙門に達したるとき、行商は彼等が個々に會見すべきことを提議したり、此提議は拒絶せられ、荷物上乘人と Flint とは共に衙門に進み入れり、斯くて彼等が總督に會見せんとするに至るや、總督の從者は Flint に對し、支那人民が官憲に對して執るの禮式たる磕頭の禮を執らんことを要求したるも、Flint は頑として之に應ぜざりしが、其應ぜざるを見るや、總督は其下僚に此くの如き要求を爲すことを止めしめ、Flint に對し、皇帝の命令として、彼を三年間澳門に拘禁し、其後英國に送還すべき旨を傳へたり、總督は此宣告は彼れが寧波に於て北京朝廷の命令に反して、通商を開かんとしたるに對する處罰なりと述べ、其結果 Flint は澳門より三里を隔てたる所の牢獄に繫がれ、三年間廣東に於ける自國人民其他と、何等の交通通信をも爲すの自由を有せざる、牢獄生活を送らざるを得ざるに至れり。

蓋し此頃は支那は外國貿易制限の方針を採りしが爲に、寧波に於ける外國との貿易も全く禁絶せられたる有樣にて約一世紀を經過し、此間寧波と外國との交渉は一時中絶し、僅に二三隻の外國船の此を訪へるものありしのみなりしが、東印度會社の Lindsay は Gutzlaff と共に Amherst

號に乘じ、北方に於ける開港要求の爲一八三二年二月二十七日廣東を發し、厦門、福州を經て此地に來り更に上海、威海衞、朝鮮、琉球、臺灣等を視察し一八三二年九月五日澳門に歸還せり。

阿片戰爭と寗波

一八三九年阿片事件に關し英國が支那と戰端を開くに決するや、印度總督ハージン卿は廣東駐在領事エリオットの要求に應じて、清國に軍艦を派遣したりしが、其後本國議會に於て軍費の豫算案通過したるを以て、更に大兵を送つて清國を征討するに決し、印度及び喜望峰駐在の陸海兩軍一萬五千人を召集し、海軍は當時印度に駐在せる水師提督ジョン、エリオット之を率ゐ、陸軍はフレーメル之を統率し、軍艦二十六隻に大砲百四十門を乘せ、新嘉坡より發して一八四〇年六月十二日澳門に到着し、同地に止まること一週間にして、同月十八日より北上の途につき、先づ舟山列島の定海に到着せり、七月一日十三隻の軍艦より成る英國艦隊が突如として定海に現はるゝや、官憲始め住民其何の故たるやを知らず、其地の知縣兆公鎭は英艦に對して其來意を尋ねたるに、司令官ハーバックは左の一書を與へて其來意を說明したり。

大英國特命水師將帥爵子伯麥敬んで定海縣主老爺に啓す、知悉せよ、現に大英國主の命を奉じて大に權勢ある水陸軍師を率領して前往此に到り特意岸に登り、若しくは定海並に所屬各海島に

依據する事あらん、該島の居民若し本國將軍に抗拒せざるに於ては大英國亦害を彼等の自家產業に加ふる事を欲せざるなり、夫れ粤東の上憲林鄧等舊年に於て無道を行爲し大英國より特命正領事義律(エリオット)暨び英國の人民を凌辱す、故に然く占據辦法せざるを得ず、現に今本國の船隻弁兵を保護して妥當なるを要す、是を以て老爺必ず須く卽便に定海所屬の各海島其堡壘　將　一律に投降すべし、此の本將帥老爺を招きて安全ならしめんとす、投降せば戮を免るべし、但し投降を肯んぜざる時は本將帥統領自ら將に戰法を用ひて以て之れを奪據すべし、且書を委員に遞し惟だ半個の時辰內に答覆するを俟つ、此時完了するも老爺に降せず又答覆なき時は本將帥統領卽ち砲を開きて島地と共堡壘を攻擊し及び兵丁を率いて岸に登らん、特に茲に啓す

鎮海砲臺

一八四〇年七月四日即道光二十年六月五日

茲に於て知縣は鎮臺張朝發と謀り、砲臺に命じて英艦に對し發砲せしめたるが、英艦が數十門の砲門を開いて、是と一戰するや、砲臺は忽こして沈默に歸し、清軍は悉く逃走せり、英軍はそれより轉じて浙江省岸に到り乍浦を征め、更に八月に至りて寧波の攻擊に着手したり、英艦が寧波の攻擊に向ふや、錢塘河口にありたる清國軍艦直ちに邀へ擊ち、又鎮海砲臺には五千人の清兵あり、之に對抗し之を退けんとしたりしが元より英軍に敵する能はず、忽ち大に破れて逃走せり依て英軍は河を溯つて寧波城を圍み之を攻めたり、當時上陸せる英兵二千二百名にして、砲十二門を從へり、之れに對し清兵は固く城門を閉ぢて出でて戰ふの勇氣なかりしが、英軍指令官フレーメルは支那人に對し、我が軍の敵とする所は單に清朝の官吏のみにして、決して人民に害を加ふるの意なき旨を告げ、それにより先づ人民に安堵を與へて、遂に七月十日を以て之を攻陷せり

常時英兵が占領したる頃の寧波の狀況につき Henry Charles Sirr は左の如く記述せり。

寧波の市街は支那の夫れとしては美しく且廣く人口も稠密なり全市の人口については五十萬以上に達すべしと推算せらる

英軍占領後道臺は市內には清廷に對し納稅する商店及人家十萬以上ありと云へるが若し此陳述にして事實なりとせば、寧波より徵集せらるゝ稅額は相當の巨額に達すべし

市内の人民は各種の生業に從事しつゝあるが女子の多くは織布及製蓆に從ふ、其外毛氈類も此地にて製造せらるゝが、寗波の絹織物は甚だ有名なり、又花模樣付家具類も極めて精巧なるものを出し、貝、象牙、木材の彫刻にも美事なるものあり、城内及城外にある貧民階級は農夫漁夫船頭職工等にして、概して寗波の人氣は惡しく賭博竊盜等多し

其際英國軍隊は官庫より多額の分捕品を奪ひたるも、個人の財產は尊重して私する事なかりき只官公署及び寺院等は悉く軍隊に於て占領し、其の宿舍に當てたり、翌一八四一年三月十日に至り、支那軍隊は窃かに之を恢復せんとして夜襲を試みたれども、成功するに至らずして、却つて多大の損害を蒙りて止めり、然れども同年五月七日に至り英國は更に北進の計畫を爲し、その結果軍隊を率ひて北上し、支那兵之に代つて再び寗波をその掌中に收むる事を得たり。

開港

此阿片戰爭の結末に際し、英國は從來寗波が支那の海外貿易上に重要の地位を占め、且英國當業者も屢其開港を希望計畫したりし關係に見て、南京條約の締結につき其開放を要求し、支那亦それを容れ遂に一八四三年十二月より正式に開港せられたり。

Elgin 一行の入港

一八五八年アーロー號事件に關して、Elgin が天津に至るに際し此地に立寄りたり、當時上海に先着したる一行中の或ものは、Elgin を此地に迄出迎へ共に上海に至り、更に天津に航せり、エルヂン旅行記の著書 Laurence Oliphant は其際 Elgin 出迎の爲に來れる一人なるが、當時の寗波に關する見聞を同書中に次の如く記せり

其頃エルヂン卿が寗波に到着する筈なりしを以て、余は砲艦サープライズに便乘して、彼に會見する爲に同地に赴けり、三月十四日正午頃一行は寗波の河口に達したるが、上海より此間の航海に約二十四時間を要したり、楊子江谷より此地方に達する間は風景極めて絶佳なる地多し、河口の右岸に高さ約二百呎の險しき海角あり、其項上には砲臺ありて其壘壁は一方は河岸に接し、一方は海岸に至る、河の兩岸には多數の戎克蝟集し、殆ど河流を遮ぎり、其間を航行するには非常なる技術を要す、是等の戎克の多くは福建より來る材木を積めるものにして、材木は船の兩側に突出し、益々河流の航行を困難ならしむ。

一行は河を溯つて寗波に進めるが、兩岸は大なる平地にして其間に多數の枯草の𪈶の點在するを見たるが、是魚類貯藏の爲に要する氷を貯蓄する爲のものにして政府の命令に從ひ是等の氷は三箇年間に需要する分を常に貯藏せざるべからざるものなりと云ふ、河口より寗波に至る間は約十二哩にして、一行は薄暮茲に到着せり、翌日一行は市内を視察したるが、寗波は現在歐洲人の

爲に開かれたる支那の都會中、第一流に位するものなりと云ふ、其市街は二つの河流の相會する地點に在り、人口約二十五萬にして、市街の周圍は五哩に亘る、約二百碼の長さの舟橋ありて、寗波より對岸の市街に通ず、玆に居住する外國人は極めて少數にして、僅に數人に過ぎざるが、彼等は寗波の對岸の江北に住めり、寗波は從來支那に於ける大學者の多數を輩出したることに於て有名なる地なるが、其を記念する牌樓の市街の各地に存在するを見たり、又寗波は書籍店の多きを以て支那に於て名高きが、其外各種の商店何れも支那の其他の地方に於けるよりも優れたるを認め得たり、商店の稍々大なるものにありては表の店舗と是と境せられたる他の室とあり、其處には多數の商品積込まれ、美麗なる絹織物等の店頭を飾れるを見たり、寗波は木彫、家具類、絹織物、石細工品等の産出を以て有名なり。

海賊と寗波

寗波地方は從來海賊の横行したる處にして、日本の倭寇も屢々此地に侵入し來りたるの歴史を有するが、其後に於ても支那人の海賊此地方に出沒せる者甚だ多かりき、一八九〇年十二月に於ても一隊の海賊寗波港外に於て支那軍艦を普通の汽船と誤り、之を襲擊したる結果捕へられて寗波に運ばれ、此地にて死刑に處せられたる事實ありたるが、此海賊は臺州地方の海賊團なりき、

是等の海賊は自ら船舶を有し、沿岸地方の村落都會を襲擊し、住民の財物を掠め家屋に放火し、更に航行中の船舶を襲ふものにして、之れが爲に蒙る損害甚大なるものありき。

斯く南支那一帶の海岸に於て、海賊の横行甚しかりしが爲めに、自然的に海賊防禦の方法講ぜらるゝに至り、終には海賊防禦なる一職業を生ずるの形となれり、其海賊防禦の任に當る者には各種の船舶あり、支那人の從事する者あり、外國國旗の下に其業を營む者ありしが、特に澳門に於ける葡萄牙人の之に從事する者最も多くして、大多數は是等葡萄牙人の掌中に歸せり、然るに葡萄牙人が海賊防禦の任に當り次第に成功し來るや、動もすれば專横なる處置あり、現に一八五二年九月に於て、葡萄牙人の海賊防禦の任に當れる小汽船寧波沖に於て砂糖を積める支那戎克を海賊船なりとして拿捕し、之を寧波に曳き來れり、之に對し支那當局は調査の結果、普通の通商に從事するものにして、其武器を携帶するは自己防禦の爲めに過ぎず、隨て之を以て海賊船と做すこと能はずと宣言したるも、葡萄牙領事事務取扱は自ら調査を爲したる後ち、之を以て海賊船なりと宣告し、此捕獲物は卽ち拿捕者たる葡萄船に、當然の賞與として與へらるべきものにして、其戎克及び積荷は拿捕者に於て分配すべきものなりと判決せり。

此くの如く葡萄牙人は海賊防禦に名を藉りて、往々正當なる通商業者を苦むることありしが、然も海賊防禦の任が次第に葡萄牙人の手に移りたる結果、彼等は寧波に於ける支那人全部の通商に

對する、海賊防禦の全部の責任を葡萄牙人の手中に獨占せんと企つるに至れり、而して彼等は寗波に出入する總ての戎克、及び其近海を航行するものに對し保護證を發し、之に對し保護税を課するに至れり、當時彼等が寗波に於ける是等の船舶より徵收したる保護税は、相當の巨額に達し漁船より徵するもの總額年額五萬元、福州との間の通商に從事する材木運搬船、其他の商船に課するもの年額二十萬元に上り、それ以外の各種の船舶より徵收するもの、亦年額五十萬兩以上に達したりと謂ふ、當時葡萄牙は支那と未だ通商條約を締結するに至らざりしも、寗波に於ける葡萄牙の領事と稱する者は此地方に於ける葡萄牙人に對し治外法權的の管轄を行ひ、此くの如き巨額の收入を葡萄牙人の手に收むると共に、一方葡萄牙人の當然の犯罪に對して毫も之を處罰するが如きことなかりき、是に於て寗波に於ける支那官憲及び通商業者は、葡萄牙人の專橫に苦しみ、遂に寗波近海に於て支那の船舶に對し掠奪を恣まゝにしつゝありし、廣東人の有力なる海賊と妥協し之に一定の賠償金を交附するの約束を結び、是等の廣東人をして、從來と態度を全く別にして、葡萄牙人に代つて保護の任務に當らしむることゝせり、それより葡萄牙人と廣東人との間に、海上保護の事業に關し大なる競爭を生じ、一八五七年六月二十五日に於て、遂に兩者の間に一大危機を發生するに至りたり、則ち廣東人は多數の同志を糾合し、突如として寗波河口に現れ此に於て葡萄牙人の護衛船を襲擊し、葡萄牙人は遂に敗北し、乘組員は陸に脫れたるが廣東人はそれを

追ひて三四十人を殺し、葡萄牙領事館を封鎖し、彼等は僅に舊教會堂に身を寄せて襲撃を免れたり、此兩者の爭闘に就ては寧波に於ける支那人及び其他の外國人は、全く傍觀的態度を執り、嚴重に中立を守れり、折柄葡萄牙人が佛蘭西の汽船を奪ひたる事件あり、爲に佛蘭西軍艦Capricieuse號、上海より領事を乘せて之れが交渉の爲め此爭闘中に到着したるが、佛國軍艦は止むなく調停の任に當り、廣東人をして葡萄牙の領事館に對する襲撃を中止せしめ、一方葡萄牙人の生存者を受取り、澳門に帶同して、海賊として審問處罰を加ふる事とし、漸く時局を收拾したり、此海賊防禦を名として、近海航行の船舶より一種の徴税を爲すの事業は、其後も繼續せられたるが、一八五九年に至り、英米佛三國の當局者、いづれも自國人民の此くの如き護衛事業に從事することを禁止し、各自國の船舶をして舟山より退去せしめたるが爲めに、其後遂に此くの如き事業は廢せらるゝに至れり。

髮亂と寧波

次いで起れる寧波の歷史上重要なる事件は、一八六一年十二月に於ける長髮賊徒による市街の占領なり、本省の北半は早く賊徒の占領する處となりつゝありしが、同年十一月九日には寧波を去る九十哩なる紹興府賊徒の爲に占領せられ、次いでその中間各地續々として占領せられ、遂に

賊徒は寧波に攻め寄せ來れり。是等賊徒は寧波を攻むるに先立つて、玆に駐在せる外國領事に使節を送り、外國人に對しては決して危害を加へざるべきを以て、本市の攻擊には絶對的中立を守らん事を要求したり。當時賊徒は玆を占領し、海上との交通を便利にし、以て兵器軍需品の供給を潤澤ならしめんと欲したるものにして、其の結果は外國商人は大なる利益を占むべき望みありたるより、居留外國人の如きは、寧ろ賊徒が速かに本市を占領せん事を希望するものゝ如くなりき、其の交涉に對しては外國領事は勿論中立を守るべき事を約し、夫れより賊徒はこれが攻擊に着手し、寧波市街は長髮賊徒の手に歸せり、當時の事情を英國領事Parkerの報告したる處に曰く

寧波は十二月九日朝に於て賊徒の占領に歸せり、當地に賊徒の攻め來るべき事は早くより豫期せられたる處にして、支那官憲は外國人の援助を得て十分なる防禦の設備を整へ、殊に其の城壁の二方は大河の流るゝあり、其の他の二方も廣く且つ深き濠を以つて備てられ、僅かに東門同び西門の二ヶ所の外、城內に進むべき道なき形勢に在るが爲に、賊徒が之を攻略し得べしとは豫想せられざる處なりき、殊に六門の外國製大砲は之等の通路に向つて砲門を開き、其の防禦に當る支那兵の數は三千人乃至四千人に達するに於て、容易に之が陷落を見るべしとは豫想する能はざる處なりき

賊徒も斯くの如き準備の良く行き屆けるを見て、之が攻略に就て稍々躊躇の狀あり、殊に外國

人の援助に就て恐れを爲しつゝあり、十二月二日十哩を隔つる地迄進軍し來りたるも、外國人の要求に依て一週間の攻擊を延期したり。而して其の八日に於て賊徒は城壁の近くまで進軍し、翌九日に於て遂に難なく全市を占領するに至りたるは寧ろ驚嘆すべき結果と云ふべし

と、蓋し賊徒の强かりしにあらず、防禦に任ぜし清兵の弱かりし爲に斯く陷落したる事情十分に知り得べきなり、賊徒は全市街を占領し茲に入城したるも、其の當初より彼等は茲に居住せる外國人の保護に就て特に留意し、外國人の宣教師等に迷惑を及ぼす事無からん事に甚だ努むる處ありたり、賊徒の入城の結果兵器、糧食等に關する通商一時に盛んとなり、生絲其他の商品を之等の必要品に換へ、商況甚だ活潑を呈したり、然れども賊徒の首領が市内の秩序の維持に就て、十分部下を戒めたるに拘らず、兵士はその命を奉ぜず、略奪暴行を爲す事多く、その結果住民の續々として上海の外國人居留地に逃るゝ者、若しくは寧波の河を隔てたる北岸の外國人の居留地に隱るゝ者ありたり

英佛の海軍當局者は、其の軍艦に命を傳へて、賊徒が此の外國人居住區域に侵入する事を防止せしめたるが、それと共に英國官憲は自國民が賊徒に對し、兵器糧食等を供給する事を能ふ限り禁止するの方針を採れり、一八六二年の初めに於て、外國船の多數の銃器及び兵器を積み込みたるもの、賊徒の爲に掠奪せらるゝに至り、これが爲賊徒の寧波占領以來其の首領と外國當局との

間に保たれたる協調は終に破壊せらるゝ事となれり。殊に賊徒が外國人居留地及び外國軍艦に對して無謀なる砲撃を爲したる爲め、英佛當局者は共同して河流に臨める賊徒の軍隊の武裝解除、及び外國人の生命財産の安全保障に就て要求を提出する處ありたり、之に對する賊徒の回答は滿足すべきものに非ざりしに加へて、一八六二年五月十日には、城内の賊徒より英國軍艦に對し射撃を爲したるより、英國軍艦司令官ロデリックは直ちに賊徒に對する開戰を命じ、英佛兩國の軍艦は一齊に城内に向つて砲撃を加へたり、五時間の砲撃の結果、長髮賊徒は遂に寧波より逃れて退却し去り、其の結果を待ち望みつゝありし淸國當局者は、直ちに玆に入つて寧波市街を回復せり、其後遂に寧波には重大なる事變の起る事なく、一度び玆より逃れたる住民も次第に歸還するに至れり、その後官軍が浙江省を回復せんとするに際しては、寧波はこれ等官軍の根據地となれり。

水兵の暴動

本省民の外國人に對する態度は、一體に友誼的にして別に排外の風潮を見ざりしが、一八八一年六月に於て、支那兵船の水夫たる廣東人が、米國船舶の乘組員に依て非常なる暴行を加へられたることあり、其衝突の原因に就ては、廣東人に責任あるものの如くなりしも、之に對する處罰の不

當に苛酷なりしが爲めに、港內に在りし兵船乘組員約五百人は、一齊に起つて一般外國に對し反抗運動を起したり、其結果事態重大に陷らんとしたるが、道臺は直ちに之が防禦の手段を講しWatsonの配下に在りたる警官隊をして、十分に外國人の保護を爲さしめ、一方暴徒に向つて交涉をなし遂に外國人に對しては、何等の被害を及ぼすことなくして、無事事件を解決することを得たり。

佛清戰爭と寧波

一八八四年佛蘭西と支那との間に戰爭開始せらるゝや、寧波に於ても佛蘭西軍の攻擊あるべしとの恐怖より、同年夏に於ては非常なる恐慌を惹起し、甬江の河口には防材を以て軍艦の入港を防止する設備を爲し、僅に一小水路を他の船舶の航行の爲めに殘存し、更に其小水路に就ても、寧波に於ける山東人の團體より提供したる汽船寶山號に石材を積込み、命令一下直ちに沈沒せしめて之を閉鎖するの方法を講したり、其八月よりは支那の汽船會社たる招商局の船舶の寧波に出入するものは、佛國軍艦の拿捕を免るゝが爲めに、米國會社たるRussel會社に移轉し、米國の國旗の下に航行したり、此月の中頃に至り、佛國軍艦舟山沖に現れたりとの報道は、寧波に於ける住民の間に非常なる動搖を生し、多數の人民は此地より逃れて內地に向つて其安全なる避難所を求めた

り、尙ほ道臺は外國居留地を特に防護するが爲めに、五十人の兵隊を派し、從來ありたる巡捕配下の警官と力を戮せて、其防禦に從事せしめたり、十月に至り道臺は、現在居住する以外の佛蘭西人が此地に上陸することを禁止せんとの告示を出し、佛蘭西人の此地に入込み來ることを防けり、一八八五年二月十三日に至り、寧波より七十哩を隔つる海上に於て、五隻の支那艦隊佛國艦隊の包圍する所となりたりとの報道ありたるが、佛國艦隊は次いで寧波を攻撃するに至るべしとの豫想より燈臺の點火を滅し種々の防禦工事を施して準備する所ありたり、越へて三日にして、三隻の支那船舶佛國艦隊の手より逃れて鎭海に入港したり、是等の軍艦に對しては、支那當局より上海に赴くべき旨の命令ありたるも、彼等は佛蘭西艦隊の襲擊を恐れて其命に從はず、寧波の港內に依然碇泊したり、其結果寧波の河口は何時閉塞さるべきや期し難かりしを以て、寧波と他との汽船の交通は全然停止せられたりき、三月一日に至り四隻の佛國軍艦寧波の河口に碇泊し、其後二日にして是等の軍艦は鎭海に向つて進擊し、港內の支那軍艦及び砲臺と之れと應戰して砲火を交換したり。斯く佛國艦隊は港口に攻寄せたるも、河口は未だ閉塞せらるゝに至らず。寶山號は命令と共に何時にても爆沈し得べき用意を整へて之を待てり、佛國艦隊は三月二日に鎭海港に向つて水雷を發射したるも、何等の被害なくして止めり、斯くて港內は佛國艦隊の封鎖する所となりたるも、河流戎克の航行は尙ほ絕ゆるに至らず、佛國艦隊も別に封鎖を宣言せず、商船の通行

に對しては關與せざるの態度を執れり、斯くて佛國艦隊と港内の支那軍艦と徒らに對峙しつゝありしが、四月六日に至り、佛支兩國の間に講和成立せる旨の報道あり、六月二十八日に及び佛國艦隊は全部引揚げたるが、三月一日より其日に及ぶまで、汽船の此地に入港するもの無かりき、其結果寧波に於ては物資の缺乏を來たし、佛國艦隊の退去と共に、汽船の此地に來るもの陸續として相踵きしが、港口に於ける閉塞工事に妨げられて、汽船は容易に港内に達することを得ず、四月十日第一に鎭海に入港せる宜昌號は此地に於て荷物を卸し、貨物は曳船に依りて之を寧波に運べり、其後に到達せる船舶も總て同一の方法に依れるが、六月二十六日に至り、小汽船の港口を通じて辛うじて寧波に達したるものありしも、港口開鑿の必要は各方面より絶叫せられ、其結果支那官憲に於ては、急速に閉塞材料たる石材を積める戎克の引揚工事に從事し、一八八五年十月二十七日に至り、大體其工事を竣れり、然れども北岸に於ける閉塞材料は尙ほ充分に引揚ぐることを得ず、翌八六年の秋に至り全く其工を竣り、戰爭中に港内に逃れたる三隻の支那軍艦は、十月十五日に至り漸く此地を出でて上海に向へり、八月一日より招商局汽船は米國會社の下より脫して、再び支那國旗の下に此地に出入するに至れり。

日清戰爭と寧波

一八九四年支那と日本との間に戰爭の開かるゝに至るや、寧波の貿易交通等に關して又多大動搖を惹起するに至りたり、此の地方に何等戰爭の餘波を及ぼしたるに非ざるも、かくて佛國との間に戰端の開かれたる際の事實に鑑み、此の地の支那當局者は鎭海に於て甬江に防禦工事を施し、砲臺の兵力を增加し、河口に水雷を沈設し、更に江口に防材を沈めて、僅かに小船の航行のみに堪へ得る小水路を存せり、其後戰況の漸く進むと共に七月三十日以來港口に於ける燈臺の火を滅し、港內のブイを除き、夫より本港と上海其他との間の汽船の交通は絕へ、鎭海よりは民船によりて僅かに連絡を保てり、汽船の碇泊地は港より二哩乃至三哩を隔てる地に選ばれたるが、此にありては荷揚に何等の設備なき爲め、貨物の積卸しに非常なる困難を見たり、斯くの如き事は十二月の初めまで繼續したるも、それよりは汽船に對し一定の條件の下に鎭海より上流に遡る事を許し、一八九五年六月以降は總ての制限を撤去し、汽船の自由に入港するを得せしめたり、當時港口に沈設したる水雷は一八九五年七月之れを引き揚げたるが、防材は其後臺灣に於ける事件の解決するに至る迄存置せられたり、而して同月より燈臺に於ける點火も舊に復し、ブイも再び設置せらるゝに至れり、要するに支那當局は種々の防禦と準備とをなしたりしが、日本軍は遂に此沿岸に進む事なくして、結局無事に戰爭期間を經過するを得たりしなり。

第一次革命と獨立

淸季の第一次革命に際しては、一九一一年十一月四日杭州の獨立を宣言するや、當地も翌五日を以て獨立を宣し、浙江都督湯壽潛の支配下に屬する事とし、別に騷擾を見ず、平穩の裡に革命軍に歸せり。

江北居留地

多年の間寗波に於ける外國人居留地と言ひ馴され來りし地域は、寗波の市街より餘姚江を隔てたる北岸に在り、所謂江北の一區劃なり、外國船舶は此地に於て荷物の積卸しを行ひ、外國人の多くは此所に居住せるが、支那人の此所に住居を有する者亦尠からずして數千に達せり。

但し此居留地區は他の支那諸港に於ける如く最初より確然たる區域を限りたるにあらず、又租界章程を制定したるにあらず、開港後一八四三年十二月着任したる英國領事支那當局の諒解を得て、大體此地を選定し、爾來外國人此地に居住し而して支那當局亦其自由に撰擇居住するに任せたるなり、一八六四年英國領事 Fittock の報告に曰く

江に面する部分を除きては地價は高からず、居住地の中央區域の大部分は外國人に依て所有せ

らる、玆を中心として幅四十尺にして、一哩の長さに亙る道路建設せらる、市街の其の他の道路は舊來の支那式にして敷石あるも極めて不良なる狀態にして、道路は良好と云ふ事を得ずと。

此地方は長髮賊徒が寧波を攻略せる以前には、少數の外國人の居住するのみにして、支那人の住民甚だ少なく、江面は多く材木商に依て占領せられたりき、然るに長髮賊の寧波城に迫るや、城内より多數の避難民此居留地に集まり來り、外國官憲の保護の下に其の安全を保たんとせり、其の結果此の地に於ける支那人の市街は非常なる發展をなすに至れり。

然れども外國貿易は豫期の如き發展をなし得ざる爲、各國人の來住者は甚だ少なく、一八六年に於ては各國人の商館の存するもの英國四三、獨逸五、米國二、佛國一に過ぎず、外國人の居住者は宣敎師を除けば六十人に上らざりき。

寧波城が長髮賊の爲に占領せられ、支那の從來の官憲はいづれも逃走し、政治を行ふべき當者なきに至りたるより、此地に居住せる外國人は、自ら其居住區域たる江北については治安維持の策を講ぜんとするに至れり、卽ち一八六一年十二月寧波が長髮賊の亂徒に依て奪取せられたる直後に、當時此地に在任したる英米兩國の領事は、正式に協議を遂けて、寧波に於ける支那當局の不在期間中は、此江北の一地域を全く之と分離して、外國人の居住通商の區域と爲し、總ての

支那官吏及び支那人の干渉を除き、外國の力に依て保護すべきことを協定したり、其後一八六二年五月三十一日寧波市街が、Dew大尉に依りて回復せられたる後の第二回の會議に於て、更に此決定の趣旨を明かにしたり、斯くて寧波の市街が長髮賊の占領に歸しつゝありし間も、此區域に於ける、外國の通商貿易は毫も阻碍せらるゝことなく、在住外人は孰れも平穩に生活することを得、更に七萬の支那人亦此所に避難地を求むることを得たり、同年八月餘姚及び奉化地方に於て賊徒と清軍の間に戰爭の行はれつゝありし最中に、寧波を其管轄區域内と稱しつゝありし上海の佛國領事は、此地に自國の居留地を設置せんことを要求したるが、其要求したる地域は、大部分從來中立地帶として、一般外國人の居住地に充てられたる處なりき、依て之に對し北京駐紮の米國公使Birlingame は、「支那が其地域の如何なる部分を他國に讓ると雖も　之が爲めに我が米國は、其當然有する條約上の權利を毫も削減せらるゝものに非ず、蓋し如何なる通商港に於ても、我が米國人民は賣買及び居住の權利を有するは當然の事にして、此權利は如何なる特權許與に依ても害せらるゝものに非ず」との理由に依て、之に抗議を提出したり、然るに支那當局者も亦全く之と意見を一にし、英國及び露西亞の公使も齊しく之に反對したるが爲に、其計畫は實現し得べき望なかりしが、折柄着任したる佛國の新公使亦列國と共所見を一にし、其要求を撤回したるが爲めに寧波に於ける佛國の居留地は、遂に實現することなくして止めり。

斯く居留地の發達し來ると共に、之が治安及び衛生の爲めに警察制度を必要とするに至り、早くより外國人と支那當局との協同の下に、一の特別なる警察組織を生ずるに至りたり、最初是等の警察官は、道臺の協力を得たりとは云へ、制度の上より云へば、通商國の領事官の管轄の下に屬したりしが、一八八〇年八月常勝軍の司令たりし T. C. Watson の新たにそれが長官となるに際し、道臺より任命せらるゝの形式を採りたるが爲めに、爾來道臺の管轄の下に屬することとなれり、其以前の警官は Cooke 之れが統率の任に當り其部下としては一外人部長、二外人警部、十二人の支那人巡査より成れり。

此經費は道臺よりも一部分を支出し、又其收納する各種罰金等をも之れに充てたりしが、之れのみにては其經費に足らざるを以て、居住者よりも一定の寄附金を爲して之に充つるを從來の例としたり、是等の警察官は、此地域內に居住する支那人、及び無條約國の人民に對しても管轄權を及ぼすことゝせるが、居留地內に於て犯人を逮捕するに就ては、道臺知縣等より發せられたる拘引狀に此警察署長の奥書を得て、此警官に依て執行せらるゝことゝなり居れり、警官は居留地內に於ける秩序の維持、衛生淸潔の施行に就ての責任を有し、更に外國軍艦の發着を道臺に報告するの義務を有せり、一八八四年佛國艦隊の河口を封鎖せる期間に於て、道臺は居留地內に於て騷擾の起らんことを憂慮し、五十人の兵士を派遣して　警官と協同して秩序の維持に任ぜしめた

るが事件の終熄すると共に軍隊の引揚を爲したり。

居留地內に於ては、一般に道路委員會と稱せらるゝ公共事業委員會の設置あり、五人の外國人及び四人の支那人を以て組織し、警察署長は其名譽書記長としての事務を執れり、是等の公共事業は警察署長の管理の下に屬し、其指揮の下に施行せらるゝを例とし、其費用は此地域內に居住する外國人、及び支那人より義捐的に支出せらるゝものにして、街路に於ける點燈、敷石、道路の修繕、清潔、消毒等を其主要なる任務とす。

江北バンド

一八八四年の終り頃に、Kopsch の盡力に依りて、居留地の河岸埠頭に沿うて、船橋より外國人墓地に到る間の護岸工事を爲すことの計畫ありたるが、其計畫に從へば、之が爲めの費用は、此地に於て積込又は積卸をせらるる阿片に僅

少の附加税を課して、之に充てんとするに在りたり、此計畫は道臺の非常に賛する所となり、更に一般の支那人及び外國人も共に之に賛同し、いづれも其達成を希望したる結果、先づ設計に着手し、工事の計畫も成り、支那當局及び稅關に於ても異議なく、將に工事に着手せられんとするに至れり、然るに此計畫に對しては、寧波に於ける外國領事は賛成し居るも、各國の在北京の外交當局者中之に賛成せざる者あり、其理由とする所は、之を全く支那の管轄の下に置くことを不可なりとし、外國人に依て市政制度を組織し、其管轄の下に置くに非ざれば、之に同意する能はずと謂ふに在りたり、然るに支那の道臺首め其他の官吏は、此くの如き制度に反對し、各國の外交當局者は、之が建設費の支出に就ても、阿片に對する附加税に依ることを不可なりと做したるに就ては、其費用は此地に於ける輸出入貨物の孰れかの物に多少の附加税を加へて、之を調達する外に其方法なしとなせり、然れども其徵稅の方法に就ては、阿片に對し强制的に課稅するの方法を廢し、阿片、茶、布類等に就き、之が取扱を爲す商人より自發的に幾分づゝの寄付を爲さしめ、其費用を以て工事を爲し、更に其管轄に就ては、外國人二人支那人二人及び支那官憲を加へたる一委員會を組織し、稅關長を以て之が委員長と爲し其監督の下に爲すことを提議したり此地に於ける英米の居留民は、北京に於ける各自國の公使に對し、此提議に賛成せんことを要求し、遂に外國公使も之に賛同するに至りたるが、課稅の方法に依らずして、自發的に商人をして

取扱貨物に應じて寄附を爲さしむることは、或は困難ならずやとせられたり、然るに其際省内の支那人側より有力なる反對起り。此計畫は再び停頓するの已むなきに至れり。

是等の計畫の失敗したる結果、新たに河岸に店舗を有し、若くは土地を有する者が、個々に自己の所有地積に對し、護岸工事を實行せんとすること計畫せられたるも、斯くては徒らに時日を損し、更に種々の障礙もあるべきを以て、一八八七年に於て稅關長 Kleinwaechter の提唱の下に警察署の監督の下に、道臺及び內外商人より集めたる基金に依り、各個人の有する地積に對し、個々に護岸工事を施すの方法を執り、一八八八年四月に於ては、外國居留地に面する河岸約半哩の間に亘り、完全なる護岸工事の竣工を見、其結果外國居留地の衛生交通其他に、多大なる利益を及ぼすに至りたり。

其後此護岸工事の延長及取擴げ計畫せられ、遂に一九〇一年四月に於て美事に完成せられたり、而も其の工事は一八九八年より一九〇一年に至る間に於て稅務司モーレンを委員長とする寧波公共事業委員會の手に依て爲されたるものにして同稅務司は一八九八年に於て從來前任者が屢々企てゝ遂に成功する能はざりしバンドに陸揚げせられたる多數の貨物に對し、一個に付三文づゝの埠頭稅を課して之れを以て護岸工事の費用に充つる事の交渉に成功し、之れによりて集め得たる稅金を以て工事費に供し、更に一方內外人の間より寄附金を募集し、以て此の工事を完成せり、

公共事業委員會は六名の外國人、六名の支那人を以て組織し、稅務司は道臺の代表者として之が委員長たるの制度たり、此の護岸工事も從來長く懸案とせられ、屢々委員會の議に上りたる問題なるも、遂に此の時に至る迄其の完成を見るに至らざりしものなるも、モ氏の努力に依て遂に十分なる成功を齎す事を得たり。

居留地域內の道路、點燈、下水、衞生、其他に關する費用は、此區內に居住する者より徵收し公共委員會にて主として此設備に任ずるの制度を採りつゝあるが、是等の納稅者の會議は每年一回之を開き其際に於て一年間の費用の收支、其他の事柄を報告すること〻なり居れり。

一九〇〇年の義和團事變に際し、此地方にも動もすれば不穩の徵候ありしが、居留地の警察は能く住民保護の任に當り、更に多數の避難者をも收容し能く其任務を全うせり。

居留地に於ては水源に欠乏し住民一般に用水に苦しめる爲め、先年海關稅務司は主として日本人技師を雇ひ、居留地內に堀拔井戶を設けん事を計畫したり、卽ち其の一は稅關構內に他の一は英國領事館內に之を設置せんとしたるものにして、井戶は一七五呎の深さに堀られ、水を得るに至りたるより、之を上海の衞生局に送り試驗を請ひたるに、不幸にして飮料に適せざる事を發見せり、斯くて堀拔井戶に依て用水を得るの計畫は失敗に歸し、現在に於ても支那人は雨水及び河水を以て用水に充てつゝあり、又外國人は多大の費用を投じて甬江の上流より水を運べり。

領事館

寧波開港の事決するや英國は一八四三年十二月先づ此地に領事を派駐し、次いで各國續々領事を置き、一八七五年頃には英、米の外、獨逸、丁抹、澳洪國、瑞典諾威及和蘭の諸國此地に館事館を設置せり、然るに其後此地の外國貿易毫も發展せず、外國との關係少きを以て各國次第にこれを撤退し、現今に於ては僅に英米兩國の領事館を存するのみとなれり、而して其中米國領事館には領事の駐在なく上海總領事これを兼轄せり。

官公署

寧波にある官衙公署の主なるもの及其所在地次の如し。

鄞縣知事公署（城内）　浙海關（江北）
會稽道尹衙門（城内）　交渉使署（城内）
第四十九旅司令部（城内）　鹽務稽核所

郵便電信

支那郵便局は城内にあり、租界地域には英國郵便局及佛國郵便局の設置あり、支那電政局は城

內に位置す。

海關

寗波港は一八四三年十二月より正式に開放せられたるが、現今の海關たる浙海關開設章程は一八六一年(咸豊十一年)を以て公布せられ、次いで翌六二年稅務司 Lay によりて其開關を見たり、該章程次の如し。

浙海關章程

第一條　凡そ商船の寗波に至るものは招寶山頂上と金鷄山との間に一直線に引ける線を過ぐれば則ち寗波港に入港したるものとなす

第二條　凡そ商船の入港せるものに對しては本關より吏員を派し管押せしむ

第三條　寗波港に入港せる船舶の貨物積卸地は外國墓地と浮橋及垣倉門の間とす、商船の停舶の後更に錨地を變ぜんとするものは先づ其旨屆出で許可を經るを要す

第四條　商船は本港限界に入れる時刻より四十八時間以內に船舶書類及積荷目錄を領事官に提出すべく若し該國領事駐在せざる時は自ら海關に赴き屆出づべし

第五條　積荷目錄には必ず船主署名調印し且其內には該船內の積荷の番號數量を明細に記入し隱漏するを得ず

第六條　商船が貨物の積卸限界地內にて其積卸をなすに當りては必ず日間に於て之れを行ひ日出前日沒後又は日曜日休暇日に於てなすを得ず

第七條　商船積荷目錄を差出したる後其れを陸揚せんとする時は先づ自ら陸揚貨物の番號數量價格を明細に記入せる英文漢文の目錄各一通を作製し本關に提出すべく之れに對し本關に於て關章を押捺し許可の指令をなしたる時は該目錄に照し貨

物を積卸し艀船に積載して本關埠頭に運來すべし、然る上は本關より人を派して査檢せしめたる上檢査證を下附す、該商は之れを持して銀號に至り輸入稅を完納し其領收證を受取り關に差出せば放行單を下附すべく然る上は陸揚入庫するを得

第八條　商船の貨物の積込をなさんとする時は該商より關卡査單及荷揚の際と同一の積込貨物目錄英文漢文各一通を提出したる上貨物を海關埠頭に運び檢査を受け更に輸出稅を納入したる後本關より放行單を下附すべく其上にて積込をなすべし

第九條　商人荷物積込の許可を受くるも船の積荷滿腹にして積込む能はずして持ち歸らんとするものは須く荷物を本關埠頭に回航し檢査を受けたる上陸揚すべし

第十條　商船の荷物積込を了りたる時は出口單に其積込める一切貨物の番號數量を明細に記入し海關に屆出で査檢に供ふべし

第十一條　兩船の互に貨物の積換を行はんとするものは先づ本關に屆出で其許可を得べく若し許可を得ずして無斷之れをなすものは該積換貨物を官沒し該兩船舶は各處罰す

第十二條　外國貨物を再輸出せんとする場合には其外國に仕向けらるる場合には票存を支那の他の通商港に仕向けらるゝ場合には免照を發す、但し該商は先づ該貨物を海關碼頭に送り檢査を經たる後存票或は免照及旅行單の下附を受け然る後積込を行ふべし若し輸入貨物已に他港に於て稅を完納し免照を帶有するものは積卸を行はざる前に該照を本關に提出して査檢に供すべし

第十三條　外國船はバラストを水中に投入するを得ず違ふものは罰金五十兩を課す

第十四條　銃砲の類を許可なくして發射するを得ず違ふものは五十兩の罰金を課す

第十五條　以上各項に違背するものは條約に照して處罰す、本關は每日午前十時より午後四時迄執務し日曜日及給暇日には執務せず

第十六條　凡ての入港船舶は總扦手指定の地に停泊すべし、該船は頭衝頭外衝二物を船內に收入し別船出港の後を俟ち一舊の如く安置すべし、該船は最下の橫擔を轉移向上すべし、該船は須く江の東西兩邊に順次碇泊し且此地方の船舶の行駛する餘地を存留すべし、商船の後部に小舢板船を曳有するもの若し損壞等の事あれば該船自理すべし、商船碇泊の場合其中間に行船の餘地を存留すべし、商船碇泊の場合には、凡て海關事務に關するものあれば稅務司に屆出づべし

尙近來の寧波海關諸說收納額及其管轄下にある常關の收稅額次の如し。

税關收入累年統計

年度	輸入税	輸出税	沿岸貿易税	内地河片各税	噸税	内地子口税	外國阿片釐金	合計
一九一一	七五、一四九兩	二七四、二一八	三七、五三二	九、三〇八	九、九五一	二二、四二三	二三、四九七	四五二、〇八〇
一九一二	六八、五〇六	三一一、八四四	三五、六六九	二〇〇	二、七〇三	二〇、五六八	五〇一	四四九、九九三
一九一三	一一四、八五一	二九六、五六一	三六、七〇七	—	一〇、三四七	二四、九八五	—	四八三、四五四
一九一四	一一九、五九五	三二四、六〇二	四九、七一一	—	一二、九三七	三〇、一二九	—	五三六、九七六
一九一五	一〇一、八九一	三二二、五九二	三一、六九七	—	一一、七九二	一七、五〇一	—	四八五、四七六
一九一六	一一六、五二六	三〇六、二七三	二九、九九〇	—	一〇、一六三	一六、八八一	—	四七九、八三五
一九一七	八七、五九五	二五三、九八一	二六、七三九	—	一〇、六五四	一一、九九二	—	三九〇、九六三
一九一八	一一一、七〇六	二四三、九二七	二五、一五八	—	八、二七八	一六、四七三	—	四〇五、五四四
一九一九	一一三、四八二	二四七、九五八	二七、五一一	—	七、三六六	一六、二九二	—	四一二、六一〇
一九二〇	一一三、一〇二	一七四、〇〇八	二八、九四八	—	八、四五四	一二、八九四	—	三三七、四〇八

寧波港諸税收入額(一九二〇年)(國籍別)

國籍	輸入税	輸出税	沿岸貿易税	噸税	内地子口税 入	内地子口税 出	計
米國	四・二五五兩	〇・二六七兩	三三四・三七〇兩	—兩	—兩	—	三三八・八九二兩
英國	七八、四五〇・七一〇	四八、九八八・三五五	九、二六九・八八七	二、五六六・〇〇〇	—	—	一三九、二七四・九五二
諸威	一、三八六・〇〇〇	—	—	—	—	—	一、三八六・〇〇〇
支那	三三、二六一・六三二	一二五、〇三〇・二〇〇	一九、四四三・九八八	五、八八八・六〇〇	一三、八九四・一八三	—	一九六、五〇八・五九三
計	一一三、一〇二・五八七	一七四、〇〇八・八二二	二八、九四八・二四五	八、四五四・六〇〇	一三、八九四・一八三	—	三三七、四〇八・四三七

常關收入累年統計 (單位海關兩)

年度	輸入税	輸出税	茶税	樑頭税	補税	罰金	計
一九一一	三九、五〇六	二九、〇〇二	一、四〇〇	二、〇一一	三二、〇三三	七七九	一〇四、七三三
一九一二	三五、五四九	二八、一一三	九、三三三	二、三八三	二九、九四四	一、四八一	一〇六、八〇五
一九一三	三五、〇八九	二六、七〇八	三、五〇〇	二、三八四	三〇、〇八六	一、四六四	九九、二三三
一九一四	三四、七九七	二八、二八九	四、六三三	二、二八五	三一、三一二	三二四	一〇一、七四二
一九一五	五四、二七三	三九、一四九	一、〇二八	五、四六七	四、三九一	二四二	一〇四、五五三
一九一六	八八、〇六六	四二、五三六	—	五、六四六	—	九二七	一三七、一七六
一九一七	八二、〇〇五	三七、三六六	—	五、四九六	—	二九〇	一二五、一五九
一九一八	八二、五五七	三一、二六二	—	五、一八九	—	二、〇〇七	一二一、〇一六
一九一九	六八、五二八	三三、四二九	—	四、七七三	—	四、四六〇	一一一、一九一
一九二〇	七六、二六六	三三、〇三〇	—	四、八三三	—	二、一二四	一一六、二五五

貿易

寧波は從來外國との貿易市場たり、東印度會社の如き早くより之れが開放を希望しつゝありし關係上一八四二年南京條約の締結に際し、英國は上海其他と共に此地の開港を要求して、支那の容るゝ處となり、翌一八四三年十二月英國領事 Robert Thom の着任によりて、正式に開放せられたり、抑寧波は古き支那の海港にして、外國貿易繁盛を極めたるの歴史あるを以て、英國は其開港を求めたるものなりしが、其第一年たる一八四四年には、全貿易額五十萬弗以上に達したるも、其後五年にして其五分の一に下り、人をして豫期に反するを思はしめ、現に開港後程なく此

地に入れる米國宣教師 Lowrie は、一八四六年に於て次の如き通信を故國に送れり。

寗波の外國貿易は今や其往時に於けるが如く盛ならず、寗波は嘗てはマニラ、支那各地との貿易の中心地として繁盛なりしが近年上海の開港せられて以來、貿易は次第に同地に移り、上海は遂に寗波を凌駕するに至れり、一八四二年の五港開港條約を締結せる當時にありては、Henry Pottinger, Morrison 等を初め其他何人も皆寗波は五港中の最も重要なる開港場たるべしと豫期したりしが、事實に於て上海獨り繁榮を極むるに至れり、惟ふに寗波の盛時は既に過去の夢に屬したるもの丶如く、今日其衰徴はこれを各處に認むるを得、然れども今日にありても其福建各地及北方諸省との貿易は尙盛にして、多數の戎克は常に甬江岸に帆檣林立の狀を呈しつ丶あり、本地は米國向綠茶の集散地なるが爲に通商上は英國よりも寧ろ米國と密接の關係を持し、米國品の好市場たり

其後髮賊亂の末期に際しては、長江沿岸諸港の閉塞其他の事由よりして、寗波の貿易額は次の如き數字を示すに至れり。

品名	一八六四年	一八六五年
輸入		
綿織物	三九九、一七六兩	二〇四、八六九兩
毛織物	七九、二七七	一〇三、七六九

阿片	一、六〇四、九九一兩	一、七五五、七四〇兩
米	三、七四二、三〇七	八六九、八二四
其他	四、四三八、八六五	三、五五〇、二九七
計	一〇、二六四、六一六	六、四八四、五九九
輸出		
茶	一、六六六、一五七	二、三三一、八五三
生絲	二四八、八二四	六二二、〇五〇
棉花	二、〇六四、〇三八	六五七、九二九
制錢	八八八、八五〇	二七七、〇四九
其他	一、三八二、四三七	一、一九六、三七四
計	六、二五〇、三〇六	五、〇八五、二五五

然し寧波に於ける外國貿易の發展の狀況は、全く英國當局者の豫期に反する結果を見たるがこれ蓋し二の理由に歸すべきものゝ如し、則ち一は上海が比較的近距離の地にありて、雄大なる資本、勞力、交通等の便益を占めて、玆に外國貿易を吸收する爲にして、他の一は寧波が運河河流其の他に依る內地との交通の便が比較的不良にして、本省內に產したる生絲其の他の生產品は寧波に出づるよりも寧ろ上海に出づるを利便とせるが爲なり。

卽ち本省內に產する生絲は比較的便利なる水路によりて上海に仕向けられ、又安徽地方より山越して來る茶は、全く支那人の商人の手中にあり、其手によりて上海に出で、此に於て初めて外國人に賣渡さるゝの狀況なりき、從て英人中には寧波を拋棄して、これに代ふるに他の要港を以てす

べしとの議を唱ふるものあり、現に Bonham の如き一八五〇年に於て Palmerston に對し、福州寗波の兩港を拋棄し、其代償として、蘇州、杭州、鎭江三港の開放を求むべしとの意見を提出し其容るゝ處となりしが、時の英國商務監督 J. F. Davis が種々の點より考慮して寗波を拋棄するは不可なりとして、これに反對したるが爲に僅に此事無くして止める事實あり。

事情の斯くの如くなるを以て、此地に於ける外國人の數も增加せず、一八五〇年に於ける在留外人十九人、一八五五年には二十二人(内十四人は宣敎師英人四名、米人十名、五人商人、三人英國領事館員)に過ぎず、一八八二年頃に至ても、外國商店の數は僅に六戶に過ぎず、一方各國競ひて設立したる領事館をも續々閉鎖するに至り、此地の貿易は漸次外國人より離れて支那人の手に移るに至れり。

而して一八九六年より杭州が外國貿易の爲に開放せらるゝに至りたるは、更に寗波の外國貿易に一大打擊を與ふるに至れり、蓋し寗波は從來久しく此の地方に於ける唯一の外國貿易市場として、浙江省内の各都市は勿論、附近の省に至る迄、其の通商上の勢力を及ぼしつゝありしが、杭州の開港の結果は、浙江省内の市場の杭州に奪はるゝもの多く、貿易額は爲に減少し、寗波の通商上に於ける從來の地位は著しく失墜するに至れり、卽ち杭州開港後直ちに從來寗波の勢力範圍に屬したる、安徽茶の貿易は殆んど全部茲に移り、又外國阿片の取引も寗波より杭州に移るに至

れり、寧波に於ては斯くの如く貿易が次第に杭州の爲に奪はれ、衰退に赴かんとするの狀あるを見て、其の頽勢囘復の策として、先づ往時の如く紹興との間の小蒸汽の曳航を再開せん事を企圖し之が計畫を進めりたしが、紹興府當局は危險多きを理由として、之れに反對し爲に實現するを得ず、遂に寧波の貿易は浙江省南部一半の地に局限せらるゝに至れり。

次に近年の寧波港貿易額統計を揭げん。

海關經由貿易額累年統計（單位海關兩）

年度	輸入 外國	輸入 國內諸港	輸出 外國	輸出 國內諸港	計	再輸出	金銀 輸入	金銀 輸出	內地出入貨物 入	內地出入貨物 出
一九一一	一、七〇九、三三二	一三、九七五、三三一	二、七〇七	七、八六〇、四三四	一三、五四七、六八四	三二七、一二三	七六八、九五五	一、七二七、五六〇	一、四六四、三四三	—
一九一二	一、五七四、八七四	一三、一九五、二二六	一、一八二	八、九一四、二八八	二三、六八五、五五九	三八三、三四九	九三三、四一七	一、〇七七、九八一	一、四五六、七〇三	—
一九一三	二、八九〇、一九五	一四、四八五、九六六	六九〇	八、七八六、八一九	二六、一六三、六七〇	三四九、六六九	三一九、五二一	六五七、一五三	二、〇〇五、四五〇	—
一九一四	二、六四九、二二三	一五、五二八、一六六	一、八二四	九、四三五、〇一三	二七、六一四、二二六	四三六、七三四	七八三、一五〇	五五五、六六六	二、〇三九、七〇六	—
一九一五	二、九二八、八七〇	一三、八三五、三八七	三、〇六五	一〇、六〇六、四八六	二七、三七三、八二六	三六四、〇五九	五三二、〇六八	九八、三五七	一、六七四、二四〇	—
一九一六	三、四六四、四五四	一五、六三三、〇一二	二、九一八	一一、一五〇、八六六	三〇、二五二、二五〇	五八八、六八六	七七九、九三三	八六、六六七	九七八、七九九	—
一九一七	二、一一〇、一一六	一一、[illegible]	一、一一〇	一〇、六八三、一七六	一五、八三三、一二三	五一四、五九九	六九、六〇〇	八五、九九九	八七四、〇一〇	—
一九一八	三、〇一三、〇七二	一三、二三四、〇四	七、一三七	一四、三四四、六七六	三〇、四八三、九七九	五二〇、二〇九	四七九、〇〇〇	二四三、六六七	一、一七三、九八三	—
一九一九	三、一三六、四三一	一三、八四四、六五五	一、六五〇	一一、八〇一、七〇七	二八、七八二、六四一	四四八、三八一	二五三、〇〇〇	六六三、六六七	一、一七二、〇五三	—
一九二〇	三、一二一、三三五	一五、八二〇、二三五	二、〇一八	九、九〇三、九六二	二八、八三六、五三〇	四二八、六四六	四二〇、三三四	八四、六六七	一、一四一、九八九	—

海關經由輸入貨物

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國綿花類				
生金巾	疋	三〇九、八二五	一九九、四六七	一六四、九一〇
シーチング(米)	同	四〇〇	一四、〇二〇	一〇、〇四七
同(英)	同	六〇	四〇	三、五六〇
同(日)	同	二五、〇三九	一、八二〇	—
晒金巾	同	七五、一九七	五三、五九〇	五七、八一七
白布	同	四、七五〇	一、五六七	三、九〇〇
綾木綿(米)	同	—	九、三三〇	一二、〇二五
同(英)	同	九〇	六〇	—
同(日)	同	一四、五五〇	二、六一〇	—
細綾(英)	同	八、二八〇	九、七九〇	一八、〇一五
印花布	同	五、三三一	三、七五一	八、七八三
染色布				
綿イタリアン(平織黒染)	同	二二、二六一	一四、八三七	一五、八二三
同(同色染)	同	二、五七七	四、二五〇	二、二九二
同(模樣物)	同	一、四六四	六九〇	五三四
ラスチング	同	三、四六六	五、九六三	一、七七一
フランネル	同	二〇、六八六	一〇、四四六	七、五四九
天鵞絨	碼	二〇、一二〇	一二、三八七	一七、〇九九
ハンカチーフ	打	二一、九九四	一二、〇四一	四、七三四
綿糸(英國)	擔	—	二七	八八六
同(印度)	同	六五七	一、四一六	一、二八二

同（日本）	同	五、八一一	二、二一三	—
支那綿貨類（機械製洋式貨物）				
湖北本色市布	疋	二一、〇四〇	三二、七八九	二五、八〇〇
上海　同	同	八八〇	二、五六七	一、二四八
シーチング	同	一四六、〇〇〇	一二五、二〇六	一四五、二二〇
綾木綿	同	二五、七九〇	二二、〇九七	一八、九九〇
綿糸	擔	九、二三五	七、八六二	一三、四七七
外國五金及鑛石類				
純銻	擔	五	—	一五
黄銅製料、銅製料	同	三四〇	二九二	八四八
鐵				
條釘條鐵	同	七五一	六、三七五	二、六二四
剪鐵	同	一、七四三	五、五四七	一一、八六五
其他の鐵	同	五二五	九九三	三、六六三
古鐵	同	二三〇	一、二六五	四、八八九
鋼鐵製料	同	五、六一七	八、一八一	九、五二三
鉛塊	同	三、三四一	一一、四二九	三、一五〇
鉛製料	同	五七八	三四四	二四
満俺	同	—	三五	一〇一
ニッケル	同	一四	五〇	三七
水銀	同	一	三	一
鋼鐵	同	二三	三五〇	五九六
錫塊	同	一二、八九三	五四、二三二	二九、〇八九

錫製料	擔	―	五六	―
亞鉛片	同	一七二	五三	四五
支那五金乃鑛石類				
純銻	同	二九	三二六	一五一
生鐵	同	六八	七三六	一、二五四
銅鐵製料	同	二六一	一五五	二五〇
鉛	同	一、二九五	四、五四〇	四、〇九九
鉛製料	同	一五	五	―
水銀	同	八	二二	二八
錫	同	二八五	一九四	四七八
外國雜貨類				
石棉	海關兩	三五	六〇	一六〇
黑白海參	擔	七六六	六四二	六〇〇
硼砂	同	四四	五九	三七
紙卷煙草	千本	二六六、九三五	一八九、一〇五	三〇三、五一四
石炭	噸	一六、〇四一	二、九六三	―
染料				
栲皮	擔	三一、四四〇	六七、五〇一	五二、九八三
硃	同	五	六	三
人造藍	同	一二五	四七六	二、四八二
蘇木	同	一、五二二	二、〇七〇	三、七九三
棕櫚葉扇(粗)	本	一、七五五、六〇〇	一、二七八、七六〇	一、四三四、九〇〇
同(精)	同	一四四、〇〇〇	一三六、五七五	九六、一〇〇

麥粉	擔	七四八	一、四三五	四、四八一
燐寸	グロス	三七、四五〇	一四、六五〇	五〇〇
藥材	海關兩	二四、九七五	二五、七二八	二三、六五四
石油(米)	ガロン	一、六〇六、五二四	二、四〇〇、四〇九	二、二三〇、四五〇
同(ボルネオ)	同	五六、九〇〇	五三、四〇〇	四四、二五〇
同(スマトラ)	同	三七四、一九〇	六三七、三二〇	四九三、一〇五
胡椒	擔	二三八	二七四	三〇七
籐	同	六、五九七	七、三五八	六、三〇五
昆布	同	二、四〇二	四二〇	—
石材	海關兩	—	—	八一五
赤糖	擔	二二八、八二〇	九一、七五五	七二、八五八
白糖	同	一、五二四	一、九九一	二、三二二
車糖	同	二〇八、三一〇	一〇二、九七七	一〇五、一二二
氷糖	同	三、九一三	三、二四一	二、〇五〇
硫黄	同	四一	一二九	一七七
輕木材	平方尺	四三二、三五九	八二六、二五四	七三二、四四一
油蠟	擔	二、〇九四	三、三四九	四、七六六
支那雜貨類				
明礬	擔	—	—	三九
砒素	同	三八	二三	四七
豆粕	同	一四、二七七	二七、二五二	二一、〇七四
大豆	同	六三、一六三	五四、六六五	七一、四三三
蠟燭	同	二、三〇二	一、五二六	一、二二二

セメント	擔	八、三八七	二二、〇八五	一五、四七五
米	同	一二〇、九五八	二一、三六三	七七三、六七八
紙巻煙草	同	七、七一八	一〇、〇八〇	八、八五三
硃砂	同	三五	四八	八八
石炭	噸	七、〇二〇	一六、三四七	三六、八四五
コークス	同	六〇	二九	八五
棗	擔	九、〇四七	一五、一九〇	二二、四〇八
火蔴	同	四、一九二	三、四三三	七、五〇一
苧蔴	同	七、〇五三	八、〇八六	九、〇五八
麥粉	同	一一八、一三九	一四八、六一七	一一〇、一三一
木耳	同	九一二	七八四	八五一
落花生	同	二一、二一一	一一、二九五	一二、三五一
石羔	同	一五、四五〇	九、八七〇	一一、三四二
桂圓	同	一、四〇八	一、二九九	二、四五六
薬材	海關兩	二九七、三二九	三五一、八六二	三〇一、九二四
蔴油	擔	二、四〇一	四、二四四	二二四
桐油	同	四、三八七	六、九六二	四、八〇七
苛性加里	同	六八	一三一	二六
雄黃	同	―	三三	―
蓮子	同	四、二一七	五、四九五	三、八七五
瓜子	同	一〇、三六一	一〇、六〇二	八、八六七
胡蔴	同	七、〇一六	五、〇一二	五、七二七
曹達	同	一〇六	一六四	―

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
石材	海關兩	二三五	九四四	四三四
赤糖	擔	四五七	六三四	三〇、九九一
白糖	同	二、七六五	一、五八七	二九七
氷糖	同	六、二二九	五、九四五	四一三
柏油	同	四、八八三	七、一五八	一〇、〇五八
葉煙草	同	五六七	三六	三九
刻煙草	同	二、五六七	二、五一七	三、四五五
漆	同	九九〇	一、一四七	一、二九七
胡桃(殻付)	同	二、六七六	二、八〇八	三、七四五

常關經由輸入貨物

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
明礬	擔	二四、三三〇	四六、九四五	五八、一三七
豚	頭	四三、八九八	六二、七五三	七九、九七七
豆粕	擔	一四七、二七二	七一、〇七〇	六五、〇七〇
大豆	同	七七、四五一	九八、二九七	六一、六六〇
氈帽	個	八一九、一二六	五九一、七三三	一八八、五九〇
米	擔	七一、七〇一	八、九五一	一一、六九七
炭	同	二〇、二五五	三〇、六七一	一六、五三九
磁器	同	一〇、四五二	一〇、〇四八	六、五九六
石炭	噸	七、五八一	六、五〇七	二、六四四
瓦器	擔	二、三二四	三、八九三	三、一三二
烏賊	同	一九、九九二	三、六八九	一八、八九三

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
棗	擔	三三、一九一	二四、一三四	二四、〇九〇
火蔴	同	一〇、六四一	一二、四八二	二〇、六七四
乾魚鹽魚	同	九八、八八七	八八、五二三	一一〇、八〇〇
鮮魚	同	一七三、一三一	一七二、〇六五	一六五、七九四
落花生	同	一二、二二五	一〇、九五一	一二、二四八
石灰	同	六八、〇四六	五五、四三七	七三、四三八
桂圓	同	二三、九五六	七、八五二	二〇、七五二
藥材	海關兩	三五、五二〇	四三、二九〇	三四、三五〇
油	擔	四九、六〇八	四八、七二八	六一、一八〇
山薯	同	三七、四八〇	四〇、六二八	五七、六七八
水母	同	四五、五一二	二三、六七六	一一、三二〇
瓜子	同	二四、二一〇	二三、六二六	三〇、三七三
蝦皮	同	一一、四九八	一一、五九五	一八、五二三
鹽蝦	同	八、八八〇	九、二七七	七、一〇六
甘蔗	梱	二一三、九二三	二一〇、〇〇七	一五七、八九六
輕木板	丈	三〇、四八〇	三五、四六五	二五、四三一
豆素麵	擔	三四、七二五	二九、三八八	二〇、二三八
胡桃	同	一二、七四四	一〇、〇二〇	三、五六七
木桿	本	一、〇〇六、〇九二	九八三、〇九七	一、〇四九、五三四

海關經由輸出貨物（再輸出を含まず）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
綿貨				

品名	單位			
寧波綿糸	擔	三一、四〇四	六一、八七六	七一、二六八
五金及鑛石類				
黄銅製料銅製料	件	二四、三〇二	三〇、九四七	二六、七六二
生鐵	擔	三九一	二七	一九
鋼鐵製料	同	二五	六	二二
錫	同	—	一七	二三
雜貨類				
明礬	擔	一六、五三六	一一、五九五	五、五八七
筍	同	八、六九一	一〇、七九三	一八、八七八
豆腐	同	二七、五九一	二〇、六七五	二四、六五九
豆	同	二五、〇三八	四五、九九五	七六、二六一
棉花	同	一五八、七四八	四四、二六六	二八、九〇一
烏賊	同	三〇、一七二	六、三八一	二五、二〇五
扇	本	一、一六三、七一七	四四七、一八〇	二四一、七五四
魚膠	擔	一、四四一	一、〇三〇	一、九三七
魚肚	同	八九三	六四〇	六五九
家具	海關兩	一三、〇四七	一四、二九七	一六、六一九
麥稈帽子	個	一、一六二、三七七	四、四九一、九四二	五、二一六、一五六
經木帽子	同	七五、一五七	一三二、四二〇	一一九、四八六
生牛皮	擔	二、四三八	四、四六六	三、九六〇
蓆	枚	二、三〇三、二四九	二、〇八三、九九九	三、〇七九、〇〇二
地蓆	卷	三三〇	九〇九	三、〇九九
藥材	海關兩	五九二、二九四	五九七、五七三	五八六、三四〇

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
棉實油	擔	一、六二九	三、八二六	一、五一七
錫箔	同	一一、二四二	一七、三五〇	一九、三八〇
支那酒	同	一六、一九九	一七、九六九	一八、二一九
棉實粕	同	三九、二〇〇	四六、一九六	三八、二九四
曹達	同	五	—	二二〇
石材	海關兩	一五、八一二	三、五〇二	三、一二一
平水綠茶	擔	七五、二五四	八八、九五五	七四、一九〇
毛茶	同	七六四	四、二七〇	六三二
茶末	同	五、六九七	九、八〇七	一〇、七三二
紙傘	本	七六、二〇〇	五四、〇六〇	五八、八六〇

常關經由輸出貨物

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
竹竿	本	四一四、九九五	七〇九、九二八	五四四、九五八
豆腐	擔	八、〇〇二	九、一〇六	六、四五九
大豆	同	一五、二三二	二二、三八八	一九、六八三
棉花	同	五、一〇〇	一七、〇一三	三五、四九八
寧波棉糸	同	六、五九五	七、九一四	四、六三七
蓆	枚	二、三六三、六五五	二、二九三、一九一	二、三五九、九六一
藥材	海關兩	一二七、三〇〇	一二〇、〇三〇	七〇、九四二
土布	擔	三、六八六	五、二五八	五、七四六
豆油	同	二、五〇〇	五、〇五三	六、六〇九
落花生	同	二、一〇八	二、〇七一	三、二五三

上等紙	擔	八二九	一、三四三	六八四
次等紙	同	四九、三三〇	三四、六三一	二〇、二四七
下等紙	同	九四、七八二	七七、四六八	三二、五〇四
錫箔	同	一〇、五八九	九、〇五四	一〇、四三五
支那酒	同	一七、二四〇	一七、〇三〇	三一、〇一二

再輸出品

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國雜貨類				
紙卷煙草	千本	九、四七九	一三、四七三	五、三六三
藥材	海關兩	一、三一四	一、七〇一	六六〇
車白糖	擔	五、九三七	四、八四六	六、九三〇
支那雜貨類				
紙卷煙草	擔	二二六	三八五	三〇〇
火蔴	同	一七六	三七九	六五四
苧蔴	同	一、八〇九	一、四〇三	一、一一一
木耳	同	一〇三	四二	九四、七[illegible]八
葉材	海關兩	九二、三六八	八〇、一八〇	一五
刻煙草	擔	七〇	四〇	

商　人

寧波商人は擧措活潑、思慮周密、質朴にして外觀を飾らず、商機に敏なる他に卓越するものあり、故に所謂寧商は支那各市場に雄飛し、上海の如き有力商人の過半は此地の商賈にして、其他各要市にも寧波幇を組織し、山西幇、廣東幇と拮抗して其勢力洵に侮る可からざるものあり、其風尙を山西廣東商人に比すれば、思慮緻密にして質朴なるは山西商賈に類似し、而も山西商人の如く吝慳ならず、商機に敏活なるは廣東商に似たるも、尙豪勇果斷なるは廣東人に如く能はず、勤勉忍耐なる點は山西商より劣り、廣東商より勝れるが如し、されど團結心の强固なる資本の富裕にして涸渇せざる等は、山西廣東商に劣らざる可し、故に此地の商業は土着の商家悉く之を壟斷し、外來の商賈にして一指を著くるの餘地無しと云ふ。

海外移民

南支沿岸地方殊に福建廣東各地よりは海外に出稼に行く移民甚だ多きも、寧波に於ては從來之れが輸出を爲したることなかりしが、一九〇〇年厦門に於て苦力輸出に關し事端を生じたる結果、初めて寧波より海峽植民地に對し、苦力の輸出を爲すに至れり、支那人の移民取扱業者の此の地に至りて募集に着手するや、當時冬季にして勞働者の休業時季なりし爲め、應募者甚だ多く、僅かの期間に豫定の數を集め得たり、當局者は英國領事と協議の上移民取扱ひに關し告示を出し、以

て募集事務の圓滿に進捗せん事を援けたるが、五百人の移民は寧波及び鎮海より乘船し、無事海峽植民地に向つて出發する事を得たり、寧波に於ける移民募集事業が果して成功すべきや否やは其の着手の初めに於て多少の疑問を存せられたる處なりしが、結果に於て見るに、多く附近漁村より十分なる勞働に耐ゆる希望者を得、殊に其の大部分は從來海外に輸出せられたる南方各地の移民よりも一層制御し易く、且つ能く規則を遵奉する者にして、募集の成績より見るも、亦募集し得たる移民其のものより見るも、良好なる結果を呈したり、浙江省は他省に比し一般に富裕にして、從つて海外に出稼する者も少かりしが、近年次第に生活費の騰貴と共に海外に出稼する事を希望する者多きに至りたるものにして、移民の輸出は將來に於ける有望なる一事業とせられたりき。

然るに是等の移民は、其出稼地たる海峽殖民地に於て十分なる取扱を受くる事を得ず、極めて不幸なる狀態に陷りしが爲め、鎮海附近の某富豪は、特に船を仕立て新嘉坡に派して、之等の寧波より送られたる全部の移民を集めて連れ歸りたり、斯くて當初有望なりとせられたる寧波よりの外國移民輸出は、此の第一回の計畫が失敗に終りたる爲め、其後再び行はるゝに至らず。

水運

沿岸航路

寧波を經由する沿岸航路線次の如し

一、香港牛莊線

怡和洋行は香港より寧波、大連を經て牛莊に往復する航路を營む、就航船二隻あるも不定期なり、又太古洋行は香港より寧波、青島、芝罘、大連を經て寧波に往復する二週一回の定期航路を營む

二、上海寧波及上海寧波溫州航路

太古洋行を代理店とする英國の支那航業會社は通州、奉天、順天、新北京の四汽船を用ひ、一週三回の上海寧波間の航行を爲す

招商局は江天號を以て上海寧波間を一週三回航行し、又普濟、廣濟、豐順三隻を以て上海寧波溫州間を毎週一回航行せり

又寧紹輪船公司は寧紹、甬興、新寧紹の三隻を用ひ、上海寧波間に毎日一回宛の定期航路を營む

三、寧波厦門線

中國實業公司は其所屬船建昌を以て寧波厦門間を不定期に航行し、途中溫州、興化、泉州、福州に寄港す

四、寧波溫州線

老公茂、外寧輪船局、永寧輪船局の共同計算にて十日目一回宛各船交替に此間を航行す

小蒸汽船

寧波附近の小蒸汽船の航路ある地方次の如し

寧波象山間　寧海商輪公司、寧象輪船局之れに當る
寧波岱山間　永川公司之れに當る
寧波石浦間　永川公司の經營する處なり
寧波普陀山間　永川公司の經營なり
寧波鎭海間　寧波鎭海間は密接の關係あり、此間を航行する小蒸汽船多し
寧波西塢間　通濟公司、鴻[illegible]公司、順安公司等共間の航行に從ふ
寧波餘姚間　永安、利運、美益等の汽船會社の所屬船此間を航行す

出入船舶統計

出入船舶國籍別（一九二〇年）

國籍	外洋航行汽船 隻數	外洋航行汽船 噸數	洋式篷船 隻數	洋式篷船 噸數	計 隻數	計 噸數
米國	五二	七、九五六	—	—	五二	七、九五六
英國	三三八	五六〇、三八八	—	—	三三八	五六〇、三八八
日本	二	三八	—	—	二	三八
諸威	二	一、三八六	—	—	二	一、三八六
支那	六六八	一、一〇五、一八四	一一七	一五、二六四	七八五	一、一二〇、四四八

計	一、〇六二	一、六七四、九五二	一一七	一五、二六四	一、一七九	一、六九〇、三一六

寧波出入船舶累年統計

一、海關經由

年度	外洋航行汽船 隻數	外洋航行汽船 噸數	洋式篷船 隻數	洋式篷船 噸數	計 隻數	計 噸數
一九一一	一、五三二	一、八七九、八〇六	一五八	二〇、五六七	一、六九〇	一、九〇〇、三七三
一九一二	一、四七八	一、八四三、三七六	一四八	一八、一九九	一、六二六	一、八六一、五七五
一九一三	一、五八九	一、九一八、八七二	一七一	二三、九二九	一、七六〇	一、九四二、八〇一
一九一四	一、六二六	一、九四一、五六五	一三六	一九、六六一	一、七六二	一、九六一、二二六
一九一五	一、五六八	二、〇五〇、五八七	一五七	二〇、三八二	一、七二五	二、〇七〇、九六九
一九一六	一、四一六	一、八三六、二一五	一五四	一九、四八七	一、五七〇	一、八五五、七〇二
一九一七	一、四一二	一、八四七、八〇七	一四〇	一八、四四七	一、五五二	一、八六六、二五四
一九一八	一、三二六	一、七七七、五四三	一五九	一九、七一二	一、四八五	一、七九七、二五五
一九一九	一、二九六	一、六九七、〇一〇	一〇二	一三、二七一	一、三九八	一、七二〇、二八一
一九二〇	一、〇六二	一、六七四、九五二	一一七	一五、二六四	一、一七九	一、六九〇、三一六

二、海關經由(內地航行章程によるもの)

年度	日本船 隻數	日本船 噸數	支那船 隻數	支那船 噸數	計 隻數	計 噸數
一九一一	—	—	三、九一四	三九七、〇一二	三、九一四	三九七、〇一二
一九一二	—	—	五、二四一	四三六、三八六	五、二四一	四三六、三八六
一九一三	—	—	四、六二八	三六〇、〇〇五	四、六二八	三六〇、〇〇五
一九一四	—	—	五、九八七	四九四、三〇五	五、九八七	四九四、三〇五

一九一五	—	—	六、三八六	五一〇、一四〇	六、三八六	五一〇、一四〇
一九一六	—	—	五、二一二	五〇四、四一三	五、二一二	五〇四、四一三
一九一七	—	—	六、四二二	六〇二、六一六	六、四二二	六〇二、六一六
一九一八	—	—	六、三九四	五二五、二二八	六、三九四	五二五、二二八
一九一九	—	—	六、六九七	五四八、八〇三	六、六九七	五四八、八〇三
一九二〇	六	一一四	六、七二五	五五八、八一三	六、七三一	五五八、九二七

三、常關經由民船

年度	臺灣 隻	臺灣 擔	北方 隻	北方 擔	江西 隻	江西 擔	福建 隻	福建 擔	浙江 隻	浙江 擔	計 隻	計 擔
一九一一	一〇四	九一、四〇〇	五九三	一、八九七、五三〇	一、九三七	一、〇四三、七五〇	一、四〇七	二、二〇八、六五〇	三、八四三	二、三〇六、四五〇	七、九二四	七、四四七、七五〇
一九一二	五三	五五、六〇〇	六二七	二、〇八八、五八〇	二、五三四	一、三八〇、一〇〇	八六八	一、三六一、八〇〇	三、三四一	一、七五九、五三〇	七、四一三	六、五七五、六一〇
一九一三	二四	三三、六〇〇	五八一	一、八三三、七一〇	二、七六三	一、五一七、一九〇	九七五	一、四九六、七七〇	三、八六八	二、五七七、三三〇	八、二三一	七、四四七、四八〇
一九一四	三六	二四、五〇〇	五四〇	一、七二四、九八〇	二、六五六	一、四六七、八五〇	九四一	一、四二五、九一〇	四、〇〇七	二、二七七、四〇	八、一七〇	六、九一〇、三八〇
一九一五	三三	三〇、〇〇〇	五五一	一、七四二、六五〇	二、五一三	一、三九四、一五〇	八六四	一、四六八、六七〇	四、四五七	二、六三三、三三〇	八、五〇八	七、二五八、八〇〇
一九一六	三一	一七、四〇〇	四二〇	一、五〇八、〇〇〇	二、五四三	一、三四八、五五〇	九二九	一、三〇〇、五九〇	三、七一四	二、一五八、二四〇	七、六四七	六、三三四、八四〇
一九一七	二九	二八、六〇〇	四三八	一、三八九、六四〇	二、一五八	一、一八一、七五〇	九五九	一、四七三、五四〇	三、四七一	一、九二五、一三〇	七、〇九五	五、九九七、六六〇
一九一八	八七	七五、〇〇〇	四五〇	一、四五六、一七〇	一、八六一	一、一〇二、七〇〇	一、一四五	一、七七五、一三〇	四、三三四	一、八〇三、四三〇	七、七七七	六、三〇八、五三〇
一九一九	三四	二九、六〇〇	四〇六	一、三三四、四一〇	二、二〇八	一、一八三、八三〇	一、一二六	一、六九一、六一〇	三、六六一	一、六八九、〇一〇	七、四三三	五、九一八、四六〇
一九二〇	二一	一九、六〇〇	二九七	一、〇五九、七六〇	二、五三一	一、四一五、一五〇	一、一九七	一、七九一、一六〇	四、二七七	一、六三七、〇五〇	八、三一三	五、九一二、七三〇

民船

寧波に出入する民船の種類中主なるもの次の如し。

寧波民船

彈船　北方諸港との間を航行する舊式型の民船なり

三不像　北方各地に航す、船首狭くして角の如き高き舷檣を有す

四不像　同上、但前者より大型なり
此船名は從來有觸れたる三叉內種類の民船に類せざる新型なるの故を以て附したるものなりと

烏船　福州等の附近諸港との間を航行す、乘組員八人乃至十二人

白鱉殼　同　上

白銅載　河流航行に用ふ

百官船　同　上

烏篷船　旅客船

信班船　郵便船

烏山船　奉化地方に來往する貨物船

航船　旅客船

脚划船　極めて小なる通船

民船の寧波に來るものは北は山東より、南は福建よりするもの多く、又奉化江、餘姚江の上流地方より來るもの多し、海路よりする戎克につき、一九〇一年の夏以來の一年間に鎮海に於て調査せる結果によれば、是等戎克の入港數は約一萬隻に達する事を知り得たり、共の分類左の如

し。

北方戎克	（山東）	三〇〇
南方戎克	（福建）	一〇〇
同	（臺灣）	四〇〇
同	（木材）	八〇〇
臺州戎克		二〇〇
舟山戎克		八、〇〇〇

鐵道

寧波は滬杭甬鐵道の南端驛にして、同鐵道工事は此方面よりも着手し、曩に寧波、曹娥口間四十八哩の開通を見たり、其寧波驛は江北居留地の背面にあり、此より大體運河の流域に浴ふて慈谿、餘姚を經て曹娥に達す、曹娥より北方の工事は久しく停頓し、毫も進捗を見ず、一九二〇年中に於ける寧波曹娥口間乘客總數一、二七九、六七二名、貨物總計七五、八六六噸なりき。

金融機關

新式銀行

中國銀行

中國銀行は寗波に支店を設置し關稅其他の公金取扱竝に普通銀行業務を行ふ、從來寗波に於ける海關稅は二十七年の久しきに亘り源豐銀號之れが取扱に任じ來りしが、一九一〇年十月同號閉店し、之れと共に大淸銀行支店の設置を見、以て海關銀行たれり、右大淸銀行支店は一九一一年十一月五日寗波の獨立と共に閉鎖し、後中國銀行支店として再開せられたり。

交通銀行

民國同年より此地に支店を設け鐵道公金の取扱をなし、又紙幣の發行をもなせり。

四明銀行

寗波商人によりて光緖三十四年上海に設立せられたる銀行にして、公稱資本金百五十萬兩、内拂込濟資本金六四九、八二五兩なるが、寗波は其故鄕たる關係より早くより支店を設置し一般銀行業務を取扱へり。

中國通商銀行

上海の中國通商銀行は此地に支店を設置す。

民新銀行

一九二〇年上海に設立せられたる資本金百五十萬元(内三七五、〇〇〇元拂込)の民新銀行は寗波に代理處を設く。

錢　莊

寧波に於ける錢莊の比較的大なるもの二十四家あり、其大部分は城外雙街、賓客廟趾、錢行街一帶にあり、其主要なるもの次の如し。

鉅康	瑞餘	恒源	裕源	晉恒
成豐	泰源	泰涵	鉅豐	升源
恒竹	愼豐	源康	瑞康	泰深
益康	泰巽	鼎恒	雲恒	元益
敦裕	愼康	益豐	元亨	

本地に於ても支那の他の地方と同じく現銀缺乏せるが爲に、商人間の取引は錢莊帳簿上の振替によりて決濟せらるゝ場合多く、之れを過帳と稱す。

錢莊の機關たる錢業行所は錢行街にあり、毎日午前九時に各店の代理者集合し、金利、爲替相場を協定す、此地に於ては直接外國宛爲替の取組行はれず、此より主として爲替の取組まるゝは、上海、福州、杭州、紹興、溫州等とす。

通　貨

寧波に於ける通貨は硬貨に銀錁、銀元、小銀貨、銅元、制錢あり、紙幣に銀元票錢票あり。

銀錁　寧波は通商貿易上全く上海の勢力下にある關係上、其通用の銀錁も上海と同じく紋銀を

以て標準銀とし、其九八兌を通用銀とす。

然れども從來寗波の標準銀たりしもの無きにあらず、卽ち從前は二九寶紋銀を江平(寗波曹平)を以て秤量したるものを標準とせり、其上海規元、海關兩等との比較を示せば次の如し。

海　關　兩一〇〇兩＝上海規元一一一・四兩＝寗波江平銀一〇五・八三兩
上海規元一〇〇兩＝寗波江平銀九五・二三兩
寗波江平銀一〇〇兩＝上海規元一〇五・二五兩

然れども寗波と上海との關係が密接なるに至ると共に、此寗波の標準銀は次第に行はれず、上海規元を標準とする事益盛となり來れり、而して實際の取引に際しては、上海規元を更に墨銀に換算して、銀元を以て取引決濟せらるゝを常とす。

銀元　銀元中此地方の最も多く通用するは墨銀(英洋)にして、此地方に於ける取引其他の單位をなすものとす。

それに次いでは龍洋の通用多きが、龍洋中には江南造幣廠鑄造のもの多く、墨銀に對し打歩を附せらるゝを常とす。

小銀貨　一角二角の小銀貨は江南、江北、廣東、安徽等の鑄造に係るもの行はる。

銅元　銅元は一九〇四年初めて此市場に顯はれ、爾來幾何もなくして制錢を殆んど驅逐し、一般に通用するに至れり、此地方に行はる　銅元には浙江、安徽、江南、江西、福建等の銅元局鑄造

のもの多し。

紙幣　紙幣は四明銀行のもの從來最も勢力ありしが、現今は中國銀行發行のもの盛に行はる全部銀元票なり。

寗波人は商人に適し、各地に出でゝ買辦其他支那人の商店の重要地位を占むるもの、又自ら金融業、商業等を經營するもの多し、而して是等のものより送り來る金額相當の額に達し、從て寗波港に於ける金銀の出入は移入常に移出に超過するを例とす。

寗波の金融は茶、棉花の出廻期に最も繁忙を極め、舊暦年初三ヶ月間最も緩漫なり。

度量衡

度　寗波の尺度は多く竹製のものにして、一尺二尺の兩種を用ゆ、其一尺は平均我國の一尺一寸五分内外にして、其の八寸を以て一尺とせるものは、地積の丈量に用ゐらる。

裁尺　一尺＝我が一・一五尺内外
土尺　一尺＝我が〇・九二尺内外

然れども各商店に就きて之を實査するに更に一致することなく、同じ裁尺にしても或は一尺一寸に當り或は一尺一寸三分四分五分六分甚しきは八分迄のものもあり、標準と見るべきものなし

と雖も、一尺一寸五分內外と見るを可とすべし。

而して其の地積の單位は一尺(十寸平方)一歩、又は一弓(五尺平方)、一丈(十尺平方)の規定なり。

量　量器を見るに穀類を量るには多く竹製又は木製の桝を使用す、其形狀は方形、圓筒形、壺形、上邊小なる方形等にして、四分の一升桝、半升桝、一升桝、一斗桝等あり、我國のそれとの比較次の如し。

寧　波　　一升＝我が六合六勺

液體の量器は普通眞鍮又は亞鉛製の盤狀又は圓筒狀のものに把手を附したるものにして、一斤(十五兩)入、八兩入、二兩入等あり、各量器を實査するに其割合符合せざること次の如し。

二　兩　入　　我が九　勺
四　兩　入　　我が一合五勺
一　斤　入(十六兩)　　我が四合九勺

衡　寧波に於て普達用ゐらるるは曹平及び天秤にして、五斤、八斤、十六斤、五十斤、六十斤及百斤等大小種々あり、而して同一秤に曹平、天平等通常二種以上を秤量すべき度盛を有す、我が國との比較を見るに一兩(十六兩を一斤とす)は我が九匁三厘餘に該當す、此外特殊の秤を擧ぐれば次の如し。

官秤	十五兩三錢——一斤	官廳用
藥砝秤	十五兩七錢——一斤	藥店にて使用す
尺秤	十三兩六錢——一斤	果物の賣買に用ゆ
廣司馬秤	十六兩——一斤	棉花商の使用に係る

倉庫

寗波に其船舶を出入せしむる汽船會社は概ね江北岸に碼頭を有し、而して此に倉庫を建設し、其取扱貨物の庫入をなす、其主なるものを招商局、怡和洋行、太古洋行、寗紹輪船公司とす、其棟數坪數等を示せば次の如し。

營業者	所在地	建方	坪數
怡和洋行	江北岸	平屋	七〇
同	同	同	五〇
禮和洋行	同	二階建	五〇
太古洋行	同	同	六〇
同	同	平屋	七〇
同	同	同	五〇
招商局	同	同	五〇
同	同	同	六〇
同	同	二階建	七〇

寗紹公司	同	平屋	八〇
同	同	三階建	三〇
裕興棧	城外新江橋	平屋	三〇
同	同	同	三〇
同	同	同	三〇
同	同	同	三〇

此外新式倉庫として裕興棧あり、支那人の經營にして純然たる倉庫業を營む。

尚支那舊來の所謂行棧としては永誼公、寗安、中和、永義公、森和棧あり、共に江西岸に位置し、客と貨物とを共に收容す。

新聞紙

寗波に於て發行せらるゝ新聞紙としては、一の四明日報あるのみ、江北洋船衙口に本社を有す、共發行數も少く微々として振はざる有樣なり。

棉花

寗波附近は所謂寗波棉花の產地にして、支那に於ける主要なる棉產地の一とす、是等棉產地は

舊寧波府下各縣及紹興府下各縣を主とし、寧波府屬にては慈溪縣下路駄橋、驛松浦、硯海衞、大亭鎭、白龍溪及び紹興府屬にては、餘姚縣下小路鎭、三山、平王廟、廟山等は皆産額の最も多き地方とす、右兩府の合計產額三十五萬擔內外に達し、其一部は杭州、寧波の紡績工場に於て原料棉として使用せられ、一部分は上海に仕向けらる、其品質は通例常熟產に比すれば遙に劣るも、然かも劣等を以て稱すべきにあらず。

是等寧波棉花を取扱ふ花行（棉花問屋）の主なるもの次の如し。

寧波――茂昌　乾大有　元德　裕興　協和　元華　老泰　廣大　鼎大　成餘　宜永　老乾大　廣泰和　泰和東　來順　陳發源　錦春

餘姚――鄭鼎源　德昌源　晉豐

西昭――順興　源記　岑新太

蕭山――生太　裕泰　昇大　源昌　順大　老華昌

漁業

浙江省沿岸は海產に富み漁業盛にして、南支一帶の需要する魚類は多く此より供給せられつゝあるが、寧波は舟山列島を控へて此中心たり、沿岸に於て最も漁獲の多きは舟山列島及臺州沖にして、寧波には魚團局と稱する漁業者組合あり、其使用する漁具及漁船等下の如し。

漁獲方法は多く網を用ふる爲主要なる漁具は網にして、これに數種あり、(一)對漁船用網　袋形にして網口の大さ上下約五十尺、長さ四十尺を有し一端に浮子を附し下端には重を附し、二船にて兩端を曳き兩船相合して曳上ぐるものとす、(二)張網　形狀前者と大差なきも一隻の船にて用ひ網の兩端に木錨を附し、それを水網に投じて其網口を開かしめ、暫時にして曳上ぐるものとす、(三)溜網　長さ五十尺高さ二十尺位のもの四五張をつぎ合せ、上端には長さ一尺位の丸竹を多數に附して浮子となし、下部に重りを附し、以て網を垂直ならしめ、之れを曳上げ魚を獲るものにして、網目は三寸位の大さとす、(四)打樁繫網　四十尺内外の方形にて其四端に木竿を附し之れを縱に水中に立て魚頭の之れに突入せるを捕ふる事前者に同じ。

其他釣獲の方法もあれど、是等漁具の模型は之れを一八八〇年の伯林に於ける水產博覽會にも更に一八八三年の倫敦に於ける同樣の博覽會にも出品し、世界の注目を惹けるが、殊に倫敦の博覽會に於ては各種の漁船、漁網、其他の漁具の模型を提出し、漁業に必要なる寧波に於ける氷廠の模型設備をも出陳したり。

漁船は其使用する種類により其構造等を異にせるが、又出漁時期によりても別あり、其主なるもの次の如し。

大對漁船　二隻の漁船組合ひ、對漁船用網を用ひて漁業に從ふものにして、一隻十噸內外にし

て乘組員は十四五人なり。

墨魚小對漁船　主として烏賊の漁獲に從ふものにして、前者より小型なり、舟山列島より臺州沖に於て漁業に從ふ。

張網船　打樁繫網を用ひ鰛魚、鰕、勒魚等の漁獵に從事す。

溜網船　十餘擔の釣舟形にして每年三月より六月頃迄は溜網を用ひて舟山列島間にありて漁業をなし、九月頃になれば遠く大洋に出づ。

大捕船　前者に似たる構造にして張網を用ふ。

福建釣魚船　一隻の親船あり、十餘隻の小舟これに附屬して漁場に至りこれを下して釣魚を主とするものなり。

照船　夜間篝火を用ひて烏賊を集め網を用ひて漁獲するものなり。

施船　袋狀の麻の網を用ひ、それに重を附して海底に沈め魚類を掬ひ取るものとす。

板罾　漁船にあらず、海岸に足場を設け、夜間篝火を焚き、魚を集め轆轤仕掛の四手網を用ひて漁獲するものなり。

是等漁船の獲たる魚類は寗波に於ける魚行の手を經て、更に各地に仕向け又は地方に於て賣出さるゝものにして、魚行の主なるものは次の數者なり。

鴻順　信生　順泰　惠昇　公義　恒順　萬成　宏源　正大

魚類の貯藏輸送に必要なる氷については、古來氷廠なるものあり、甬江の兩岸に點在し、冬期水田に出來たる氷を採取しそれを貯へ置き使用するものとす、其方法土を以て氷を蔽ひ上に藁を覆ひ、日光を遮るものにして、其大さ大抵方四五間なり。

花莚

寧波附近は藺草の産地にして、殊に此を距る二十五支里なる、萬古林は最も名あり、其産額は寧波附近を總計して一ヶ年約十二三萬把より十五六萬把に達すべしと稱せらる、（一把は我二貫四百匁とす）、其耕作は皆水田に於てし、栽培は根分法により、即ち舊曆五月頃藺草を刈取りたる根株を九月に至り根分をなし、一尺位の間隔を以て一株宛植付け灌漑したる上肥料を施し、翌年五月頃收穫す、收穫量は地味により相違あるも、普通一反歩につき約百五十貫目なり。

其種類は丸藺にして寧波附近は其栽培に適す、而して之れを用ひて花莚の製造をなす事行はれ農家は大概ね自家栽培の藺草を行ひて副業にこれが製造をなせるが、此外花莚問屋に於て原料を購入し職工を傭ひて之れが製織をなさしむるものあり、又問屋より原料を渡し自家に於てそれが製織をなさしむるものあり。

其製品には外國輸出向の模樣入花莚と、國內向の無地ものとあり、海外に於ける需要先は米國最も多きが、一旦上海に送られ此より更に外國に仕向けらるゝを常とす。

其他藺草は製帽の原料にも供せらるゝも、眞に其一小部分に過ぎず。

茶

茶は寧波に於ける主要物產にして、杭州の開港せられざる以前は、徽州茶、平水茶及び寧波東方地方より出る寧波茶は、孰れも本港より輸出せられ、其額每年三十萬擔內外に達したるが、杭州の開港以後は、徽州茶は悉く杭州の爲に奪はれ、近年に至りては平水茶の幾分も該港の爲に蠶食せられ、寧波の茶問屋は大恐慌を來すの有樣となれり。

寧波茶は我國に輸出せらるれども、其質徽州、平水茶等に比し劣等なり、而して米國向としては平水茶獨占の姿にして、寧波茶は大に衰況を呈せり、然れども尚上海を經て外國に輸出するもの四百五十萬兩內外ありと云ふ、平水茶は綠茶にして一年二十萬箱內外を出し、其質佳良徽州茶に優る。

平水茶

紹興府下山陰會稽上虞嵊新昌蕭山諸曁餘姚の八縣より產出する茶の總稱にして、安徽徽州產が

屯溪に集り、他に移出せらるるを以て、屯溪茶とも稱せらる、元來此等の地方に產出する茶は、多く府城の南二十支里なる平水に集るを以て此名あるに至れるものにして、今日にありては假令平水に集る事なく、直接他地方に移出するものと雖も尙此名を以てす。

其產額大約十五萬擔と稱す、元より年に由り小異あるを免れずと雖も、產地に於ける小量の消費額を除きては、全部寗波より上海に移出せられたりしが、近年杭州を經由するものあり。

種類は小珠大珠に屬し、最上品は一擔に付四十兩より普通品三十兩乃至二十兩の間にあるものとす。

平水茶の輸出先は米國を主とし、上海に散集するものの二十萬箱の中約七割は米國に向けられ米國は平水茶の唯一の需要地なり、然れども一九〇一年米國に於て着色茶輸入禁止令を發布してより、當局者は銳意着色茶の製造を禁止したるも、容易に實行せられず、一九一〇年上海に集りたる平水茶約二十三萬箱につき、其內着色の有無を調査したるに、着色茶十三萬箱に對し、無色茶十萬箱なりしと云ふ、斯の如く着色茶禁止の容易に行はれざる理由は、平水茶は一番茶は着色せざるも差して色合不良ならずと雖も、品質粗惡なるものに至りては着色することに由り、其販路を保ち得るものなるを以て、勢ひ製造者は着色に由り利益を收めんとし、而も平水茶の輸出先は米國なるを知らざるを以て敢て着色をなしたり、然れ共最近に於ては其量を減ずるに至れり。

是等は其大部分生產地に於て精製を終り、然る後寧波を經て上海に移出せらるゝものにして、其荷造は約一尺二寸の正方形木製箱中に錫箔を以て作りたる同大の正方形錫箱に詰めたるものを入れ、此の箱二個を合して竹籠にて包み、之を百斤入卽ち一擔の荷送となす、但し實量は粗茶にて七十斤細茶にて五十五斤なりと云ふ。

其取引方法に就ては寧波は唯僅に箱茶の通過地たるに止るを以て、從て茶棧茶號等の見るべきものなく、江北に周垣生周瑞生の二家あるも、資本金一二千元に過ぎずして　恰も小賣商の大なるものゝ如く、茶貿易に從事し居らざるが如し、多く上海の茶問屋が生產地たる紹興府下に人を派し、生產地附近の集散地に茶製造所を設立し、牙戶が自ら製造して持ち來るものを買集め、之を精製し輸出向の荷送をなし、鐵道便にて寧波に出だし、更に汽船に由り上海に運到するものとす、尙寧波には甬北柴橋の二箇所に茶捐局なるものあり、寧波に散集する茶葉を檢査徵稅する所にして、茶商が政府に對しての茶の釐金の見積高（年額）を以て釐金徵收を請負ひ、此茶捐局を設置して通過茶に對して課稅するものなり。

寧波茶

奉化縣　此地は茶葉の產出多からず、鄉下の農家にて副業として栽培するに過ぎずして、年額約六七千萬元なりと云ふ、縣城を距る西北二十餘支里の溪口地方を主產地とし、總て綠茶にして

品質は比較的良好なり、輸出は寧波を經由して上海に集る、茶棧は縣城內に三家ありしも一九一五年に至り合併して一棧となれり、尙縣城を距る西方三十支里の亭下に一棧ありと云ふ、何れも小規模のものなり。

寧海縣　當地も亦茶の產多からず、南鄕なる桑州（縣城を距る約六十支里）に多少の綠茶あり年額約六七千串文と稱し全部當地の消費に當てらる。品質亦良好ならず、上等品は天臺縣產の物にして、一斤三、四角土產品は一角五分乃至二角の小賣相場なり。

紡績業

和豐紡績有限公司

和豐紡績有限公司は光緒三十年（一九〇四年）支那人戴瑞卿、顧元探、及周能甫（歸化日本人）邦人堀又三郎等により發起せられ、日支合同の株式組織とし、日本の法律により設立し上海日本領事館に登記せり、當時資金六十萬元にして、之を百株に分ち、而して一九〇六年より經營を開始せり。

工場は甬江の東岸海關と相對する處に設置せしが後日本人を排斥して支那人のみの經營とし、民國五年九十萬元に增資を行へり、工場敷地百八十畝、紡機數は二三、六〇〇錘にして、Brooks

Doxey の製造に係る、董事長は戴瑞卿、總理は盧志清、積立金一九、〇〇〇元を有す。

動力は八〇〇馬力の蒸汽機關により、職工數二千五百名、棉花消費量八六、四〇〇擔、綿糸出來高二四、〇〇〇包、商標は荷蜂を用ふ、職工の工賃次の如し。

職工別	最低工賃	最高工賃
男工頭	三角五分	六角
女工頭	三角	五角
男工	三角	五角
女工	二角	三角
男兒十五歲位	二角	三角
女兒十五歲位	一角	二角
男兒十歲位	一角	二角
女兒十歲位	七分	一角

晝夜の繰業にして日勤のものは午前五時半より午後五時半に及び、夜勤のものは午後五時半より午前五時半に至る。

其使用する棉花は本地方産出のものを主とし、毎月綿糸七千擔を出す、全部太糸にして十手もの多し。

通惠公紗織局

一八九二年通久源紡紗廠創業せられ當初主として綿繰業を營みしが、後一九〇六年六月より紡績業を經營するに至り、當時の職工數七百五十人とし一ヶ月の生産高二五〇、〇〇〇斤にして其資本金は四十萬兩、紡機二萬錘を有し後二百餘臺の織機も据付け、織布業をも兼營し來りしが、一九一七年六月火災に罹り燒失せり、依つて同社は解散し其後を重役の一人主としてそれを讓受け新に通惠公紗織局として經營するに至れり、工場は東門外にあり、本社の要項次の如し。

資本金	四五〇、〇〇〇元
積立金	二四、〇〇〇元
製品販賣所	上海河南路如意里
總理	樓映齋
廠長	朱邁基
紡機數	一〇、九二〇　外未設三、六四〇
動力	蒸汽三二〇馬力
職工	七三八人
棉花消費量	二四、〇〇〇擔
出來高	六、〇〇〇包
商標	孩童、魚慶、愛國、九泰、榮歸

土布

寧波地方に於ては從來土布の製織行はれ、甬布の名を以て各地に知られたりき、其製造は多く農

家の副業なりしが、近年工場組織を以て之れが織造をなすものあり。

寧波の富豪林氏は織布局を設けて、之れが織造をなしつゝあるが此外鎭海縣に機器織布廠二處あり、公益廠鎭益廠之れにして公益廠は十數年前の設立に係り、手織木綿機二百五十臺を有す、鎭益廠は民國五年の創設にして織機二百臺を有す、共に最初資本金三萬元を以て業務を創めたるもの、現に兩廠にて六百人の職工を使用す、多くは婦人女兒なり。

帽子

寧波に於ける製帽に三種類あり、即ち藺草製、經木眞田製及麥稈眞田製是なり、而して之が製造の最盛なるは寧波附近とす、其原料たる藺草及麥稈眞田は當地の產に係り、藺草の如きは花莚を製造する際生ぜる屑草を以つて之れに充つるものなるも、經木眞田は日本よりの輸入品によれり

是等帽子の製造に從事するものは主として婦女にして、藺草帽は農家にして自ら其收穫せる藺草を原料として製作するものなり、江北岸なる佛商立興洋行及永興洋行の二商は、上海より經木を輸入し之を職工に渡して其家內工業として製作せしむ、故に別に工場と稱すべきものなし。

是等の帽子は價格低廉なるを以て當地方に於ても夏期用として、勞働者等の間に大に需要せられつゝあるが、一度上海に仕向けられたる上更に佛國、日本等に輸出せらるゝものあり、又上海

に於ても需要せらる。

搾油業

寧波通利源搾油公司

靈橋門外杭沙巷に在り一九〇五年の創立にして、資本金六萬元、一株六十元、一千株より成る株式組織成りしも當時機器買入に付故障を生じ、爲に開業期後れたるのみならず損失多かりしを以て、一九〇七年更に一千株四萬元を增加して十萬元となし、同年七月開業せり、其後事業の發展に伴ひ一千株四萬元を募集し、先の六萬元の內二萬元を創業當時の缺損として控除し、新に資本總額を十二萬元總計三千株一株四十元と改めたり。

而して本廠は綿實より油を搾出するを目的とするものにして、一箇年中八箇月間作業し、舊一、二、三、四の四箇月は原料に乏しきを以て休業するを例とす、職工は目下百五十八人にして、就業時間は十二時間とし、一箇月工賃十元前後を給す、本廠にて用ゆる原料は一擔に付三元餘にして、之より八斤の油を得、一斤の價は十二兩內外なり、搾殼は燃料に供す、其生產高は八箇月に原料十六萬擔を使用し、棉實油一萬二千擔、油粕九萬枚を得、此の製品は從來上海に輸送し、更に歐洲其他へ仕向けられたり。

資本の大部分は通久源の出資にして、經營不成功なる爲一九一一年通久源紗廠の一時休業すると共に、本工場も閉鎖せしが、後作業を再開し現に繼續するものとす。

電燈

一九〇一年中寧波城内及び江北の外國人居留地等に電力を供給し電燈を點ずる爲、電燈會社設立せられたるが、僅かに數ケ月にて失敗して業を廢せり、其後一九〇九年に至り、前會社の後を承けて、新たなる電燈會社設立せられ、能く營業を續け來りたるが、其後需要者増加すると共に電力の不足を告げたる結果、新たに機械を入れ電力の供給を豐かにし今日盛んに營業しつゝあり。

蠟燭燐寸

光明燭皂公司

一九〇六年資本金二萬元を以て創立せられ、蠟燭石鹼の製造をなす、蠟燭の原料たるパラフイン油はスタンダード石油會社より供給を受け、製品は外國品に比し劣れるも價格の低廉なるを以て賣行よく、創業當時は年四割の配當をなすことを得たりき、石鹼の原料は當地方産の牛油、相油等を用ひ、曹達も省内に産出ありと。

正大燐寸公司

一九〇七年資本金四萬元を以て正大燐寸公司設立せられ、安全燐寸の製造に從事す、製品外國品に對し價格低廉なるを以て、各方面に販路を開拓する事を得たり、目今一日の生産高二十箱内外職工數七十餘人なり、但し其原料品は大部分外國品に俟てり。

外商

寗波に於ける外人の店舖としては亞細亞石油公司、太古洋行、印度支那汽船會社代理店、Olivier & Co. 中村旅館等を主とす。

學校

寗波に於ける學校の主なるもの次の如し。

寗波甲種工業學校

一九一二年設立の官立學校なるが、未だ設備も全からず、生徒は三四十名に過ぎず。

浙江省立第四中學校

浙江省の設立にして寗波に於ける最も有力なる中學校とす。

浙江省立第四師範學校

省立の師範學校とす。

浸會中學校（Baptist Academy）

一八八〇年浸禮敎會によりて創立せられたる處にして、百五十名の生徒を有し、現に N. M. Draper 校長事務を取扱へり。

斐迪學校（English Methodist College）

一九〇〇年 United Methodist Mission により設立せられたるものにして、現に生徒百五十名あり、Herbert S. Redfern 校長たり。

寗波崇信中學校（Ningpo Presbyterian Boys' Academy）

Presbyterian Mission の手にて一八五〇年創立せらる、現に百餘名の生徒あり。

崇德女中學校（Presbyterian Girls' School）

同一敎會が女子敎育の爲に一八四六年に設立せるものにして、百二十餘名の生徒あり。

Sarah Batchelor Memorial School

米國浸禮敎會の一八六〇年創立せる女學校にして、生敎數百餘名あり。

圖　書　館

南門内に范家の圖書館あり、天乙閣と稱し支那の舊書を所藏する事甚だ多く支那に於ける圖書館中第四位にあるものなりと稱せらる、長髮賊の亂に際し、其藏書中販出せられたるものありしが亂後舊に復せりと云ふ。

外人布教

寧波に於ける外國人敎會は早くより存在し、殊に米國人早く此地に於ける布敎に着手し、開港後最初に此地に來れる外人は實に米國宣敎師 W. C. Milne なりしが、次いで Way, Culbertson, Lowrie 等の米國宣敎師此に來り、新敎の布敎に從事せり、此外英國敎會、ローマ舊敎等も早くより此地に於ける布敎を開始せり。

Walter M. Lowrie は澳門より一八四五年四月十一日寧波に到着し居る事兩三年にして一八四七年同地に客死したるが、其到着の頃の寧波の狀況に就いて次の如く記せり。

寧波市の城壁は周圍六哩に及び、其高さ十五尺内外にして、更に高六尺の胸壁あり、胸壁内の城壁は厚四五尺あり、十分に步行するに足る、城壁の兩側は石を以てたゝみ、頂上は舖石せり
城壁内は西方及北方に相當の空地あれども、其他は人家を以て埋められ、城門外にありても東門、西門外は人家稠密せり、寧波の市街は甬江と運河の間に位し、寧波市は宛ら水を以て圍まれたる狀態にあり、市中に二個の湖と一の運河とあり、外界の水路とは南門及西門に近き水門によりて通ぜり

一八四三年此地に於ける外國宣敎師は、當地方の支那士民の最も多く惱みつゝある眼炎救治の爲、特に病院を設立したるが、支那人の此に醫療を受くるもの多く、支那人の間に甚大の信用と好感を博せり。

温州

地理市街人口

温州市街（南門外）

温州は浙江省東南部甌江の南岸河口より約二十哩の地にあり、上海を距る事海路三百四十哩甌江流域の呑吐口たり、其東西南の三面は甌江の下流にして、平野開け、飛雲江の上流瑞安平陽諸地方と共に沃野をなすも、北方は甌江岸に至る迄山派迫りて平地無し。

温州の市街は平地の間にあるも城内には海壇山、慈山、積穀山、松臺山、郭公山等の丘陵起伏し城壁は是等諸山の間を連ねて市街を繞り、其高さ二丈乃至二丈五尺、幅一丈を有し、次の五門を開く。

鎮海門（東門）　迎恩門（西門）
瑞安門（南門）　望江門（北門）
永清門（小北門）

尙河流と城內の水路との間には二個の水門ありて、以て通行に便す、城內の大さ東門より西門に至る五支里、南門より北門に至る三支里、城壁の周圍は十八支里に及び略圓形をなす。

市街の中繁盛を以て稱すべきは南門大街、北門直街、府前街、五馬街等なり、但し市街は城壁內の一部をなすに過ぎずして、城內に尙廣大の耕地を有するを見る。

北門外の河中に一小島あり、上に二個の寶塔あるが爲に、二塔島の名あり、英國領事館、稅關監視所は此上に設置せらる。

外國人居住の爲に特別の地域の劃定されたるものなく、外人は城內其他城外に支那人の間に伍して住居せり。

溫州の人口は八萬七千と稱せられ、戶數は一萬五六千位にして、開港後と雖も繁榮を加ふる事少く、今後も多く望を囑するに足らず、殊に年々人口減少の傾向ありと云ふ、外人の居住するものも多からず、僅に三十名內外なるべし。

沿革

溫州は古の禹貢揚州の地にして、春秋戰國には越に屬し、秦には閩中郡に屬し、漢初には東甌國たり、後會稽郡に屬し、後漢にはこれに因る、三國時代には吳の臨海郡に屬し、東晋大寧元年

永嘉郡を置き、宋齊以後之れによれり、隋初郡を廢し煬帝の初に至り、復永嘉郡を置き、唐の武德五年嘉州を置き、貞觀の初州廢さる、上元元年始めて溫州を置き天寶の初には永嘉郡と云ひ、乾元の初溫州に復す、五代の初には吳越に屬し、宋には溫州により其咸淳の初瑞安府に屬す、元は溫州路と云ひ明に至りて溫州府に改め、爾來清朝に及べり、今や府を廢さる。

開港

溫州は英支間芝罘條約の結果一八七七年四月より、外國貿易の爲めに開放せられたり、然れども溫州と外國との交涉は、此時まで存在せざりしにあらず、開港前長髮賊の臺州に入るに先だち外國船舶の此地を訪問したるもの尠からざりき、一八五九年には十七隻の外國船の入港せる事實あり、更に一八六二年には、四隻の外國船此地に於て、英國砲艦の爲めに拿捕せられたるの事實あり、其後も開港に至るまで外國汽船の此地に入港したるもの多かりしが、長髮賊の亂徒が此地にも侵入せるが爲めに、通商全く攪亂せられ、爾來開港に至るまで一時中絕せるの狀態なりき。

其開港に際しては、一たび外國貿易の爲めに開かるゝに至らんか、外國人の來住する者多く、又外國船舶も續々入港し、大に商業の繁盛を期し得べしとせられたりしか、開港後の事實は斯くの如き期待を裏切りて、通商貿易は遲々として進歩せざりき、其結果開港後直ちに此地に支店を

設置したりし外國人の商人も、二年間の經驗に依て、何等の活潑なる通商を期待し得べからざることを知り、一八七八年四月に遂に此地を退去せり、而して開港後屢々此地に寄航したる外國汽船も次第に寄港せざるに至り、一八七八年以來本港に於ける外國貿易は、全く支那汽船會社の小汽船に依てのみ營まるゝに至れり。

開港後の重大事件

反外國人暴動

一八八四年十月四日溫州に一の暴徒起りしが、一夜にして終熄せり、事の起因は數人の暴漢が耶蘇敎會堂の前に抵り、祈禱會の妨害を試み門扉を破壞し、巨石を投入したるに始まり、其暴行甚しき爲め、外國人宣敎師は該暴徒を敎會内に引入れ、支那當局に引渡し、其處罰を求めたり、然るに之に激したる一般民衆は、遂に全部の外國人に對して反抗運動を起すに至り、城内に於ける外國人の家屋は燒かれ、財產は掠奪せられ、其餘憤は更に稅關の襲擊となれり、遂に暴徒は川を渡りて二塔島に抵り、此地に在る英國領事館及び稅關監視所を襲はんとしたるが、當局が全力を擧げて之が鎭撫に從ひたる結果、幸うじて鎭定することを得たり、外國宣敎師は暴徒の起るを見るや、悉く支那官署に避難し、當局者の周到なる保護の下に其安全を保つことを得たり、其損

害に對しては、支那當局者より直ちに辨償したるが、爾後暴徒に對する處罰を行ふことなく、寛大なる處置に出て、程なく事件は解決したり。

米　騷　動

其後一八八六年十二月九日夜に、更に重大なる騷擾發生せり、當時支那汽船會社の商船、溫州より三千擔の米を輸出せんとしたるに依り、一般住民が米價の奔騰と食糧の缺乏を憂へて、之に反抗したるが爲めなり、蓋し溫州附近は繞らすに丘陵を以てし、米を產する地域は必ずしも多からず、隨て產米の額も多からざるに拘らず、强て之が輸出を爲さんとしたるが爲めに、住民は大に憤りて、此の如き騷擾を起すに至りたるものにして、彼等は汽船會社の事務所を襲ひ、其倉庫內に貯藏せる米穀を奪ひ去れり、之に對し道臺は早くより不穩の形勢あるを看て、十一月三十日に告諭を發して、本港より米穀を輸出することを禁止したるも、然も越えて數日十二月二日に於て、既に輸出稅を支拂ひたる米の積出しを許し、單に米穀の不正の取引を禁するのみなりとの訂正の意味の告諭を發し、それに從つて米穀の積出しを許したるが爲めに、此くの如き騷擾を激發したるものにして、騷擾の起ると共に、當局は斷然其輸出を禁止し、其後の積出しを爲さしめざりし爲に、騷擾も間もなく終熄したり。

阿片稅反對暴動

一八九八年春に於て米の不足及び米價の騰貴、並びに之と同時に起りたる內地產阿片に對する厘金稅增徵の計畫等の爲に、遂に暴動の惹起を促すに至れり、何人も斯くの如き事件を豫想する者なかりしが、五月十九日朝に於て不意に多數の群集相集りて、形勢不穩に陷り、商店は一齊に戶を鎖し、群集は衙門に向つて新稅の廢止を要求し、米の供給を求め、遂に暴徒と化して道臺、知府、知縣衙門及び阿片局を襲ひて略奪を恣にするに至れり、然れども之等の暴徒は個人の財產に就ては、敢へて害を及ぼす事なく、從て一般市民及び外國人は何等の被害を蒙らざりしが、道臺が新稅廢止の告示を出したる爲、程なく沈靜に歸せり。

洪水颱風

一九一二年甌江に大洪水あり、上流地方に於ては六十尺以上の增水にて、爲に人命財寶の被害夥しく、處州、瑞安其他各地に於て三萬人の溺死者を生じたり。

又一九二〇年夏颱風あり、海門、溫州諸地方は七月十五日これに伴へる海嘯の爲大なる損害を受けたり。

氣候

雨天勝にして濕氣に富むも海に近く且周圍に丘陵起伏するが爲に、空氣は淸淨に附近の諸港よ

りも健康に適す。

官　公　署

溫州は前淸時代より引つゞき府衙門の置かれたる所なるが、今や府は廢され、現に此地にある官公署の主要なるものは次の數者に過ぎず。

縣知事衙門　交渉使衙門　海關監督署

領　事　館

溫州には英國領事館及米國領事館あるも、專任領事の駐在するものなく、英國領事は同國の寧波駐在領事これを兼管し、又米國領事は同國上海領事の兼轄とす。

海　關

溫州海關は北門外に江に臨みて設置せられ、其近年の收稅額及同海關の管轄に歸しつゝある常關の收入次の如し。

海關諸稅收入額統計　（單位海關兩）

年度	輸入税	輸出税	沿岸貿易税	阿片税	噸税	内地子口税	外國阿片厘金	計
一九一一	一、三六〇	四四、四三七	四、二八五	五〇四	一、一七五	一、三六〇	一、三四四	五四、四六六
一九一二	四二五	四六、五三二	五、二六〇	―	一、二四八	六七八	―	五四、一四五
一九一三	一、〇八七	三七、九二七	五、八〇〇	―	二、〇七四	七五〇	―	四七、六四〇
一九一四	七六八	四三、五九一	六、七〇二	―	一、四五一	七〇八	―	五三、二二一
一九一五	九四三	五六、八七三	四、〇三四	―	一、〇七六	一、二三二	―	六四、一五九
一九一六	九一八	五六、〇五〇	一、八七八	―	一、三九五	一、一〇一	―	六一、三四三
一九一七	一、〇八〇	五四、六七九	一、九九三	―	一、一三七	一、一八四	―	六〇、〇七五
一九一八	二、一四三	四四、四八七	二、三六九	―	九六六	一、六四一	―	五一、六〇八
一九一九	一、九〇二	五七、九四三	二、七三九	―	一、六八九	一、九六四	―	六六、二三九
一九二〇	一、六八九	五三、〇八四	四、三一二	―	一、〇〇一	二、二四六	―	六二、三三四

常關收入累年統計

年度	輸入税	輸出税	魚税	渡税	計
一九一一	二、三一一	二〇、五七六	一、一五〇	二三八	二四、二七六
一九一二	一、七八四	一三、四五八	六九四	二三八	一六、一七六
一九一三	一、八一四	二二、〇四四	一、五三六	三四八	二五、七四三
一九一四	一、七二五	二八、三八五	二、〇一九	二二五	三二、三五七
一九一五	一、三三三	三二、一七〇	四、四九七	八〇一	三八、八〇二
一九一六	二、三〇五	三一、二七〇	四、六六〇	七八四	三九、〇二〇
一九一七	三、九七六	四〇、〇四五	三、八五三	七〇八	四八、五八三
一九一八	二、八二九	四四、八一〇	三、一七〇	七六七	五一、五七七
一九一九	一、〇五四	四五、五七二	二、七一四	六七四	五〇、〇一五
一九二〇	一、九五七	四二、八一二	二、七六二	五八〇	四八、一一三

海關諸稅收入（國籍別）（一九二〇年）

國籍	輸入稅	輸出稅	沿岸貿易稅	噸稅	內地子口稅 入	內地子口稅 出	計
米國	—	一一六	—	六一	—	—	一七七
日本	—	〇二五	—	一	—	—	一、二五
支那	一、六八九	五二、九六七	四、三一二	九三九	二、二四六	—	六二、一五五
計	一、六八九	五三、〇八四	四、三一二	一、〇〇一	二、二四六	—	六二、二三四

貿易

本港は福州、寗波の中間に介在し、甌江の流域を扼するも、其貿易圈内は僅に舊溫州、處州、二府の管下に過ぎず、然かも是等の地方は面積狹く且山地多く、人民富裕ならざるを以て外國貿易の發展を期する事困難なり、殊に福州、上海、寗波の如き有力なる開港場附近にあるあり、其港灣は大船を泊するに足らず、外國及支那諸港と直接輸出入貿易を營む能はざるに於て、其將來に就いても望を懸くるに足らざるなり、只沿岸貿易を振興し從來寗波又は福州を經て、甌江流域地方に供給せられたる貿易品を、上海より直接此地に移入するに於ては、稍其繁榮を將來し得べけんも、上海と此地間の航運が依然不便にして、且運賃の高率なるに於て此事亦望む能はざるなり。

溫州の開港が、附近の他の通商港の貿易に、如何なる影響を與へたるやに就て、附近各港の報告を摘錄すれば次の如し。

寧波　一八七八年の報告に曰く、溫州の開港は、疑もなく寧波に於ける綿布及び毛織物の輸入額に影響を及ぼしたり、溫州が開港せられたる結果、從來通過貿易の形式に依て、本港を通過して溫州に仕向けられたるものが廢止せられ、皆な直接溫州に輸入せらるゝに至り、更に其上に從來寧波より商品を供給しつゝありし福建省の或る地域が、溫州の貿易範圍に歸屬するに至れり、今一例を白金巾に取つて之を說明せんに、一八七八年に溫州に輸入せられたる額は二萬四千二百十反にして、從前一八七七年には一萬五百五十二反、一八六七年には三萬九千六百五十七反を、本港より通過貿易の形式に依て同地に回送したるに拘らず、同年に於ては本港より此地に再輸出したるものは絕無なる有樣なり、其他の綿布綿糸等に就ても蓋し同一なり、惟ふに溫州は從來寧波の貿易範圍に屬したる諸地方を奪ひ、寧波の外國貿易に大なる影響を及ぼすに至るべし。

海關

福州　一八七八年の福州港の貿易報告に曰く、一八七

七年の福州港の貿易報告書を草するに方り、吾人は溫州の新開港が、果して如何なる影響を本港に及ぼすべきやに就て責任ある意見を記載するに至らずとの旨を附言したり、其後吾人が種々研究したる結果溫州港の現在の狀態を以てしては、福州の茶の貿易に就ては、何等有力なる影響を及ぼすべきものに非ずとの結論に到達したり、然れども本港に來る優等なる茶の或る部分が、溫州港の勢力圈內より產するの事實に見て、若し溫州にて有力なる資本家が茶の貿易商を開始し、是等の製茶を同地に吸收するに於ては、福州の茶の貿易は相當なる打擊を被むるに至るべし。

溫州の開港當時にありては、福州、寧波諸港に於て斯かる觀測をなしつゝありしが、其後溫州の貿易は何等の進展をなさず、兩港に對し大なる影響を及ぼしたる事無し、近年の其の貿易統計次の如し。

海關經由貿易額累年統計(單位海關兩)

年度	輸入		輸出		計	再輸出	金銀		內地出入の貨物	
	外國	國內諸港	外國	國內諸港			入	出	入	出
一九一一	三、六一七	一、六三三、三六一	四、五七一	九六三、七九九	二、六五四、三四八	六、三五一	三三、〇五四	六三四、五〇九	六四、九八一	四、五五〇
一九一二	三、四三三	二、六六七、四八〇	一四	一、〇八三、七一四	三、七五三、六三〇	三、七四七	二〇、一九七	一、一一五、二四七	一三八、一七一	—
一九一三	二、八五七	二、六六六、五六三	—	一、〇四〇、七〇五	三、七一〇、一二四	一九、三三三	—	八四一、六六一	一〇九、一七一	—
一九一四	一、〇一八	二、四七六、五三三	—	一、一四三、三三六	三、六二〇、八七七	三、八九七	五八二	一、〇一六、八四六	三四七、七五七	—
一九一五	二一、四五三	二、一三四、六四八	—	一、二九一、二六三	三、四三七、三六二	四〇、三七四	二一、八七六	六〇三、一三九	三〇三、三一四	—
一九一六	七、四七五	二、〇四四、八九五	—	一、四九〇、一五七	三、五五三、五二七	四七、二二四	一九、七九三	四八七、一四八	一九一、三一六	三一、三三三

一九一七	二、八四六	三、〇四三、三六六	—	一、二五〇、〇二九	三、三〇五、一一一	七三、八八九	一五、八三五	一五四、三六六	二三六、五二六	—
一九一八	三、三二三	三、四六七、一六五	二九二	一、〇三〇、八三八	三、五一〇、五一七	一三、七五六	—	二〇四、九九五	四三一、二八四	—
一九一九	二、一六三	三、六二一、一五四	六、九八四	一、四九五、六六五	四、一三四、九六五	七三、八四八	三、二九九	二七八、五六七	三一三、一四二	—
一九二〇	七、六四七	三、四四一、〇三八	八	一、四八四、〇一〇	四、九三二、七八三	七三、五三七	一一、五四六	一六四、七四八	三四一、七六五	—

海關經由重要輸入品

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國綿貨類				
金巾及シーチング(原色)	疋	四九、三七一	三三、六八五	四三、六六七
綾木綿(原色)	同	二一、六〇四	一三、四五〇	一一、九五〇
天竺布	同	三、一〇〇	二、五八〇	一、四二〇
綿フランネル	疋	一、八二五	七二八	一、六二〇
金巾及シーチング(白)	同	一三、〇九二	一〇、三六〇	一八、五〇一
綾木綿(白)	同	—	—	二、七九〇
カンブリックモスリン等	同	一、三九五	二、〇九三	三、九八二
天竺布(染色)	同	四、二〇一	一、三〇八	二、三七一
綿繻	同	二四五	八〇	四一〇
ラスチング、イリアンス等	同	一四、九三五	七、一五七	一〇、八一三
ポプリン、ヴェネシアン	同	四、一〇一	四、八三九	三、七九九
印花金巾	同	六、九四〇	二、二九四	八、二九〇
綿糸	擔	四三八	三四一	四〇〇
支那綿貨類				
原色金巾	疋	八、八八〇	一、八六〇	三、〇二〇

シーチング	同	一、七二〇	五、二〇〇	二、一四〇
綾木綿	同	九、〇六〇	六、四〇〇	四、二七〇
土布	擔	二二八	四四	九一
土布模様付	疋	四、二七六	四四二	六三
綿糸	擔	五、九七八	二、六三一	六、二四一
毛織類				
呉羅	疋	二一一	二七一	一五〇
ラスチング	同	一八三	一二三	一八〇
ベル・リンウール	擔	二九	一二	五
外國五金及礦石類				
眞鍮、片板	擔	五	―	八
眞鍮線	同	一一	七	四
銅錠、塊	同	二四	一八二	一一七
銅片、板	同	八	一七	三二
鐵、鋼鐵(鍍金せざるもの)				
條釘條鐵	擔	一四五	五九二	七八〇
鎖及部分品	同	三	―	五七
圓鐵、短線	同	三、一九八	三、三九一	五、六四七
箍	同	一〇八	三三七	四九二
釘、線	同	四六五	五九九	四五七
古鐵	同	一、九〇六	三、二一八	四、七一五
剪口鐵	同	一一二	五七二	二、一七二
片板	同	二二	二五	八六

品名	單位			
其他鐵製料	同	三五六	三三	―
鐵、鋼鐵（鍍金せるもの）				
片	擔	七七	三八〇	三三一
線	同	一一五	四六三	四七九
鉛、塊、條	同	二一〇	七三九	三三四
水銀	同	―	一	―
水節銅	同	一三	五〇	一八二
錫錠、塊	同	―	五七	四二
葉鐵	同	一	一五六	二〇二
支那五金及鑛石類				
純銻	擔	二	五	二
鐵製料	擔	五七九	三三二	一一五
鉛	同	二三二	二六一	四七五
水銀	同	四	―	二
爐底銀	同	八	一九	―
錫	同	二	八	五
外國雜貨類				
石花菜	擔	三九二	二七〇	七六四
海參	同	二四三	二八三	三五九
硼砂	同	六	七	一二
紙卷煙草	千本	一九、八一一	一九、五五七	二二、二二四
染料				
アニリン染料	擔	二、四〇〇	三、〇九九	四、八三〇

品名	單位			
栲皮	同	五、八四六	九、二五三	五、〇八三
硃砂	同	一	三	一
人造藍	同	三	二一	二六八
銀硃	同	三三	三六	三七
琺瑯鐵器	打	一、〇二一	一、一八九	五三三
棕櫚葉扇	千本	四四八	四六九	三五一
鹽魚	擔	二、〇四九	五一二	三、六五一
人參	斤	七、五八七	四、二七四	三、一六〇
板硝子	平方尺	一〇五、一〇〇	七六、〇〇〇	一八七、一四〇
洋燈	海關兩	三、〇九九	二、九八六	二、七八九
熟牛皮	擔	二二一	二五七	六四
藥材	海關兩	二〇、〇〇五	一七、〇六五	一五、九六八
石油(米)	ガロン	三四〇、〇二五	六五〇、八二〇	七七一、六九〇
同(ボルネオ)	同	九三、〇〇〇	一二八、〇〇〇	五五、四四〇
同(スマトラ)	同	二三六、九六〇	三二九、〇〇〇	二八九、三二〇
紙	擔	一、五八九	一、三四八	一、三二四
籐	同	一、八六四	一、九二九	一、五四八
昆布	同	一三、五三一	五、四七八	八、一六五
石鹼	擔	一、二四五	一、三六七	一、一一九
靴下	打	六、九〇九	三、四一三	一、一八六
	擔	｜	｜	三三
赤糖	同	一、三二〇	一五、二二九	五、五四六
白糖	同	三二、八八九	二四、五六三	二〇、〇二二
氷糖	同	一、八一〇	一、三六八	一、三〇七

品名	單位			
硫黃	海關兩	ー	七七	六九三
洋傘	本	三三、〇八二	二四、八九五	一三、七三六
支那雜貨類				
豆粕	擔	一〇、四七〇	二五、一二九	一六、五〇四
大豆	同	一六、九二五	一八、三八五	三一、五三五
眞鍮箔	同	八	四	一三
眞鍮器	同	七	一〇	二六
小麥	同	一二二	一二二	三〇〇
石炭	噸	二五二	五六五	三六六
コークス	同	ー	二	一
黒棗	擔	一、五九七	三、四五九	三、六五四
紅棗	擔	三、五二九	三、四六六	四、〇九六
紅土	同	三二二	五五〇	一六七
火蔴	同	二二四	二、五七三	八九六
苧蔴	同	二、二〇六	二、〇五五	二、五七〇
蛤蜊	同	三、三二二	一、一二四	二、〇二九
麥粉	同	四、四五一	八、四三一	六、七七七
木耳	同	七九六	七〇〇	五三六
石羔	同	五、四一二	四、〇〇八	八、七八五
生牛皮	同	三八六	五四〇	三五五
茶鉛箱	同	五八	五三	四九
熟皮	同	五〇七	五四〇	八二〇
乾茘枝	同	一五	八	八二七

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
金針菜	同	二、九三三	二、七九〇	二、五二七
燐寸	グロス	九二、二〇〇	六六、七〇〇	一〇六、五〇〇
藥材	海關兩	三一、三一四	三二、六九三	五五、一一四
硝石	擔	六四三	二四〇	五〇九
瓜子	同	一、〇四二	二、四八六	四、三六一
胡麻	同	五〇一	一〇五	一、二五五
黃蠶絲	同	一六	五一	四一
綢緞	同	一六	一五	九
石材	海關兩	二一	七	四
赤糖	擔	二二二	一六七	一、六二六
タール	同	—	八〇	一五四
錫箔	同	三	五	一一
刻煙草	同	三四八	六一五	五三八
漆	同	二六四	二一三	二一五
胡桃	同	五七四	六一九	七一五
白蠟	同	六五	九〇	四七

常關經由輸入貨物（五十里界內稅金完納者）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
明礬	擔	六、三二五	三一三	二、九〇二
豆粕	同	二、八六一	一、〇一三	一八三
大豆	石	一、五二三	五、七三四	一、三八〇
石炭	擔	三二、一六〇	九、四〇四	一、二四〇

魚類	同	二九、〇三二	二四、六一〇	二四、二八六
古鐵	同	二、五〇〇	一、三六三	一、七七八
乾茘枝	同	五七二	四六七	八一七
桂圓	同	一、六五三	七二〇	八一一
燐寸	同	二一九	二〇八	一三三
赤糖	同	一〇、九一六	二、二三五	六、七七八
白糖	同	一、〇一一	三二	四二

常關經由輸入貨物（五十里界外迄金完納者）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
明礬	擔	二九、二八二	三六、二六二	五五、二三一
大豆	石	三、八三五	二、八九八	三、九六九
機製土布	疋	五、四八八	一七、九〇一	一四、四六〇
棉花	擔	五、四七六	一六、八二〇	一六、九六九
寧波綿糸	同	五、三五〇	七、〇二五	三、一九四
黒棗	同	四、四〇七	三、〇七八	三、六七六
紅棗	同	二、一七五	一、八五三	二、一八三
魚類	同	六、二七〇	三、九四一	六、七六一
藥材	海關兩	三九、一三九	二四、六八二	一一、〇九五
土布	疋	八四、〇二七	五四八、九六六	七二四、九〇一
	擔	—	—	九三七
瓜子	擔	三六一	六二八	三、二九五
絹織物	卷	四、八一一	四、〇〇四	二、〇二二

赤糖	擔	七、三四八	五、五七一	一六五
葉煙草	同	一、五三一	二、二九九	一、七四三

海關經由輸出貨物（再輸出を含まず）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
五金及鑛石類				
舊鐵板	擔	一五〇	—	—
生鐵	同	二、八五五	六二四	—
鐵製料	同	三	二五	二
鐵鑛石	同	八一三	—	—
鉛鑛石	同	一	三	—
古葉鐵	同	四一	六一	—
其他鑛石類	同	—	一二八	一六
雜貨類				
明礬	擔	三七、三四二	三六、〇一一	六一、七九二
樟腦	同	八	八六	一二一
米	同	九八〇	—	三、七六八
小麥	同	一、三六五	—	—
炭	同	三五、七二一	三九、九七三	五二、五二八
石炭	噸	八〇	六五	七〇
生卵	個	八四九、九六〇	二、三〇一、二〇〇	二、九五九、八五〇
椰子纖維	擔	二、九六二	二、一六八	一、五〇一
魚肚	同	一〇〇	一七三	一〇五

生牛皮	同	四四三	一、六八六	一、五七五
ラード	同	一〇、六七八	二一、九六一	一八、九二〇
藥材	海關兩	二一、八六四	四一、二二三	二八、六八四
樟腦油	擔	―	三七	九二
茶油	同	七四九	二四六	四、九四六
オレンヂ	同	三五、八三五	三八、九五〇	三七、五〇一
下等紙	同	一三、〇〇九	九、二三四	七、四〇〇
錫器	同	二〇	一四	三八
綢緞	同	一	四	一
獺皮	枚	一、五三〇	八六一	五三五
滑石器	擔	三九九	五五〇	一、〇二八
石材	海關兩	二三	―	二三
柏油	擔	一、四八〇	四五七	三六〇
紅茶	同	一、三八八	七一六	七六一
綠茶	同	四、七〇五	五、六三四	一、九〇五
毛茶	同	一〇、九〇八	一三、九二五	一二、九四九
茶片	同	六七九	七五四	六一九
茶梗	同	一、〇二五	一、二四〇	九九二
輕木板	平方尺	二、三四三、八四〇	五、〇五五、二五三	五、四九二、〇九一
葉煙草	擔	一四、五二六	一五、一九七	一七、八一一
刻煙草	同	一、二四四	一、五六九	一、八四四
紙傘	本	三五一、一五〇	四五七、九五九	四七〇、九〇八
木桿	同	三七	三、五三〇	四、四〇八

常關經由輸出貨物

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
明礬	擔	四、五四一	三、二六二	二、四〇四
筍	同	九、〇九一	一〇、七二〇	一二、〇二一
竹竿	本	一九五、三七〇	二三九、二〇〇	一九八、九七二
乾筍	擔	六、五九七	一〇、六四六	七、一七八
大豆	石	五、一四八	六、八四〇	八、六九二
土碗	個	一、七八二、六九〇	一、三一七、七〇〇	一、五〇六、六七〇
樟腦	擔	—	七五	二三四
炭	同	五六、四四八	五七、八六三	四七、五九六
椰子纖維	同	一、九五四	一、五五二	一、七四一
生卵	個	四、五三〇、九一〇	五、三一五、六七〇	一、五〇六、六七〇
蓆	枚	四九、一八〇	一三八、九一三	二〇二、〇七五
藥材	海關兩	一七、九五〇	八、八九二	八、一三七
樟腦油	擔	—	一一二	二九七
其他油	同	一〇、五一七	七、二九五	一四、五五六
オレンヂ	同	二、五七八	一、〇一七	四〇〇
下等紙	同	九八、一一一	一三一、四三〇	一三五、四三二
色紙	同	七九二	六八五	八九七
乾蝦	同	七五三	一、二〇四	八六二
茶實粕	同	一四、五七九	一四、四〇八	二〇、二八四
茶	同	四、六七六	一、九二一	一、七六〇

樫木板	丈	一五七、八八六	一三二、四二八	一七四、八七〇
葉煙草	擔	三、〇五一	二、九五九	三、〇三八
莖煙草	同	三、〇三三	三、一一八	三、一五〇
紙傘	本	一四六、九六五	一三三、九一〇	一八三、五四五
木桿	本	一、五五三、四三一	一、八三〇、三五六	一、五三四、四四一

再輸出（海關經由）

貨名	單位	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
外國綿貨類				
原色天竺布	疋	—	—	六〇
イタリアン	同	六〇	四〇	六〇
支那五金及鑛石類				
製鐵料	擔	—	—	八
外國雜貨類				
海參	擔	二	—	三
各種染料	海關兩	—	—	一六一
石油（ボルネオ）	ガロン	—	—	一、五六〇
同（スマトラ）	同	—	—	一八〇
赤糖	擔	—	—	四七
白糖	同	—	—	二六
支那雜貨類				
茶鉛箱	擔	—	—	五
熟皮	同	—	—	一五

乾荔枝	同	一	一	八八
藥材	海關兩	一	二六四	三三二
胡桃	擔	一	一	二

金融機關

新式銀行

中國銀行

中國銀行は溫州に支店を設置す、民國四年五月以來海關稅の取扱は本行の管轄に屬せり。

四明銀行

上海に本店を置く四明銀行は此地に支店を設け銀行業務を取扱ふ。

錢莊

溫州に於ける錢莊は二十餘家あり。其大なるもの及所在地を示せば次の如し

恒康（東門）	厚康（南門）	滙祿（同）
公壹（同）	盈源（同）	徽信（同）
彙康（同）	頤壹（同）	華通（同）
鎭康（同）	志大（同）	通益（同）
震康（同）	恒生（同）	怡生（南門）
恒升（北門）	沅元（同）	元康（同）

公　濟（南　門）　沅　華（南　門）

右の内公壹は元福建に於て道臺たりし呂文起の經營にして、中國銀行支店に於て關稅を取扱ふに至る以前は海關銀號たりき。

錢莊の同業機關たる錢業公所は城内にあり、組合員は毎日此に會合して、貨幣を賣買し又其爲替手數料利率其他の事を定む、商人が此等組合内の錢業店と取引を開始せんとする時は、先以て錢業店に預金を爲すを要せず、只確實なる保證人を立て該店より引出すべき額を豫め定むれば可なるのみ、而して實際借受けたる額に對しては、三ヶ月に付八%内外の利子を支拂ふべく取引は凡て三ヶ月目毎に計算し、年末には借受金額全部を返濟すべきものとす。

若し商人にして上述の保證されたる豫定額以上に貸出を請はんと欲するときは、豫め錢業店に通知すべく、此貸越に對しては百元に付六角の日歩を支拂はざるべからず、若市場金融逼迫の時ならば、貸越日歩六分乃至七分なることあり、而して當座預金に對しては三ヶ月に六分の利子を付せらる。

錢業店は多く上海又は其他各省重要都市に於ける錢業店と取引を爲し、若此等の地にて金融逼迫するときは、直ちに其處に現銀を輸送し以て利益を博するを常とす。

送金の場合には當地錢業店は支拂額に對する手形を振出し、一覽拂なる時は手形面に卽兌の文

字を書し、一百元につき六角の手數料を要す、又一覽後一定の期間經過後の拂なるときは、手形面に見票遲〇天兌と書し、一百元に付四角の手數料を徵す。

當地よりは直接外國爲替を取扱ふ事なく、上海、寧波、杭州、福州との間の爲替取組をなすのみ

通貨

銀兩　銀兩は實際上の取引に用ひらるゝ事少きも、尙取引の單位として使用せられ實際の金錢授受に際しては、それを墨銀に換算して用ふ、溫州に於ては上海と同じく紋銀を標準銀となし其九八兌を以て通用銀となす、其他の銀兩との比較次の如し。

海關兩　一〇〇兩　＝溫州兩　一〇三兩　＝上海規元　一一一•四兩
溫州兩　一〇〇兩　＝上海規元＝一〇八•一五五兩
上海規元　一〇〇兩　＝溫州兩　九二•四五八兩

銀元　墨銀卽ち英洋は此地方に於ける銀元中最も勢力あり、多く之れを標準とせらる。

溫州、臺州に於てはかつて墨銀を模して、銀元の製造をなしたる事あり　其溫州鑄造のものは現今殆んど市場に其形を見ざるも、臺州鑄造のものは往々にして存す　然し巧に模造しあるを以て當業者にあらざれば、之を識別し能はざる程なり、之れを坤洋と稱し英洋に對し、多少の打步を要す。

其外銀元を截切せるものあり、之を糙洋と稱し三乃至四半%の割引を以て通用せらる、又削刮せる銀元は之を刮洋と稱し、計數を以て流通せず、秤量して通用せらる、以上二個の銀元は何れも故意に磨損せしめたるものにして福鼎、福寧、桐山及福建省境に近き地方の商人にして、福州及本港と明礬棉花等の取引をなすものは、此等商品の代金として完全なる銀元を受取り、而して此等銀元の兩面より小量の銀屑を削取し、削取したる銀屑を純銀として地方に賣却し、其磨損せしめたる銀元を溫州に持ち來り商品を購ふ、此場合に於ける銀元の價格は曹平百兩の磨損銀元が百三十二乃至百三十四個の完全なる銀元に當る割合なり、而して本港の商人は此等磨損銀元一定量を得たるときは、之を上海に輸送し、磨損銀元曹平百兩に對し、完全なる銀元百三十四個乃至百三十八個を受取り、斯くして約三%の利得を得るものとす、但此場合に輸出者は磨損銀元一千兩に付き秤水（磨損、用紙代等に對する割引）三兩八錢、運賃五兩、保險料一兩六錢六分合計十兩四錢六分を支拂ひ、更に上海に於ける艀舟賃車力賃を差引くときは其利得の半を失ひ、而して時として相場なき時は却て損失を來す事さへありと云ふ、此の如くして上海に輸送されたる磨損銀元は、之を熔解して馬蹄銀と要す、此場合に凡四%の銅其他の不純物を析出す、而して此馬蹄銀の價格は一百兩に付銀元百四十四個乃至百四十六個の割合なりと云ふ、則ち此糙洋、刮洋は全く地方商人の不正利得の計として故意に生じたるものなり。

其他支那製の銀元龍洋（湖北省鑄造多し）、新袁洋等も通用し、又日本圓銀の流通もあり。

小銀貨 一角二角の小銀貨は湖北、廣東、江南、福建のものあれども、江南福建兩省のものは流通額少く、又多少の割引を以て通用す。

銅元制錢 銅元制錢も通用するも、銅元は其他の地方に見る如く多からず、稀に其通用を見るに過ぎず、尙制錢中市錢と稱し、官錢に私錢を混じて流通するものあり、例へば沖頭とて百分中五乃至六の私錢を混入するもの、又は一九錢と稱し、制錢九十に對し私錢十の割合なるあり、斯の如くして五五となれば對開と稱す、次に私錢の割合多くなれば倒なる語を冠し、倒四六等と呼べば則ち官錢四分私錢六分の割合なり、私錢を混ずる數多きに從ひ相場下落し、一元の値制錢千五百個に至ることあり、更に甚だしきは沙賣（沙を混じて鑄造したるもの）風波（甚だ薄きもの）、魚眼（極めて小さきもの）等にして、最下層民間にのみ通用せらる、此等は何れも小錢と稱せらるゝものなり、物價は大錢建なるを規定とす。

但し大錢中少量の小錢を含有するも、之を許容して流通する慣習あり、其の割合は大百文中に小十文位迄を限度とす、此地附近一帶に於ては制錢一千箇を一束とするも、一束の價必ずしも一千文ならざるを以て、一串文等と呼ぶこと少し、英洋一に對する大錢相場を定め取引するものとす。

紙幣 此地に行はるゝ紙幣は近時中國交通兩銀行發行の銀元票に限らるゝ有様なり。

度量衡

温州に於ける度量衡も、其種類極めて多く、各種の關係複雜にして、且製法粗雜なるを以て、一定の標準を發見すること頗る困難なり。

度　當地に於て用ゐらるる尺度に三種あり、魯班尺、裁縫尺、布尺是なり、裁尺を標準とし魯班尺を七五尺、布尺を九五尺とす、蓋し裁尺の七五掛或は九五掛を以て各一尺となすを以てなるも、必ずしも其比例確實なりと斷ずべからず、今本邦との比較を示せば次の如し。

裁尺	一尺＝我が一・二〇尺	
魯班尺	一尺＝我が〇・九〇尺	
布尺	一尺＝我が一・一四尺	

里程　歩里舖を以て計算す其關係次の如し

五魯班尺＝一歩	＝我が四・五尺
三六〇歩＝一里	＝我が四・五町
一〇里＝一舖	＝我が一里九町

地積

一歩＝一弓	＝（一歩平方）
一畝＝二四〇弓	
一頃＝百畝	

一弓は五魯班尺にして一魯班尺は、我九寸なるを以て一歩は二〇・二五平方尺即ち〇・五六二五坪なり。

量　石斗升の十進法を用ゐ、桝には一斗、一升、五合の三種あり、一斗桝は木造他は木竹の二様にして、容量は寧波に於けるものと同樣なり。

衡　當地通用秤を別ちて次の各種となす。

名稱	一斤の兩數	用途
天秤	一六兩	一般
對子秤	一四兩〇二六	米穀
司馬秤	一六兩八	茶葉
北貨秤	一五兩五	海味 山東棗

名稱	一斤の兩數	用途
同安公秤	一六兩三	白糖
藥行秤	一六兩八	藥材
尺秤	一六兩	茶

以上の中主として用ゐらるゝは天秤にして、其一兩は我が約七・七匁に相當す。

會館公所

温州には四つの有力なる會館あり、即ち臺州會館、江西會館、福建會館、及び寧波會館是れなり、本港の貿易は大部分寧波商人の手中に在るが爲めに、寧波會館は此地方に於て最も大なる勢力を有す、是等會館の業務目的等は大體同一にして、會員中より役員を選擧して、會內の事務を取扱はしむるを常とするが、時には會員輪番に其事務を執ることあり、會館に於て最も重要なる事務を執る者は有給の書記長にして、彼れは會館に屬する商人間の係爭事件に就て仲裁の任に當り、一般よりは公務に從事しつゝあるものゝ如く認めらる、支那當局に於ても之を以て會館の代表者と認め、當局と會館との交涉事務等に就ては、書記長をして其衝に當らしむるを常とす、會館の費用はいづれも會員より徵收するを常とするが、今寧波會館に於ける例を見るに、同會館に於て

は、之に所屬する商人の戎克の貨物に就き、一般の物に就ては價格千元に付二元々、棉花に就ては一俵に付て二十錢を、乾魚に就ては一包に付て四十四文づゝを徵收して、會館の費用に充てつゝあり、更に之に屬する有力なる商人、及び店舖を預かる者は、其地位に從つて每月一千文乃至三百文の醵金を爲すを常とす、福建會館は其戎克の輸送する貨物に就き一千元に付二元の稅を徵し、臺州會館は臺州戎克に依て輸送せらるゝ丸太材一本に付三文、木炭一擔に付六文、木板一枚に付六文を徵收す、江西會館に屬する商人は、多くは陶磁器の營業に從事する者にして、是等の陶磁器は大部分江西省より陸路輸入せらるゝものなるが、其陸路輸入せらるゝ物に就ては、一籠に付四十文の稅を課し、更に戎克に依て海路より輸入せらるゝ物に就ては、價格一元に付四文を徵收す。

商　會

溫州總商會は光緖三十二年一月開設せられ、當初商務總會と稱したりしが、革命後現名に改めたり、會董四十餘名、會員三百六十餘名あり、商會としての種々の任務を盡し居れり。

水　運

甌江は一に永嘉江とも稱し、處州府下龍泉縣の西南臺湖山に發する龍泉大溪と、遂昌松陽二縣を經て來る西北溪と保定舖に於て會し、更に處州附近に於て他の小河流を合して來るものにして、土沙を齎す事多く、爲に河口は逐年埋沒し今や其河口は滿潮時十六呎の深を保つに過ぎず、殊に淺瀨の移動激しき爲に航海困難なり、尙江流は江心寺島の爲に二分せらるゝが、其南峽は北峽に比し河身深く、航行便なれば汽船は此を通過す。

浙江省道家橋

溫州を通過する沿岸航路には先づ上海寧波、溫州線あり招商局之れを經營し、次に寧紹輪船公司の溫州厦門線あり、月二回の定期航海をなす、尙其外老公茂其他二社協定の寧波海門溫州航路あり。

其他小蒸汽船は此地と臺州間、玉環間、瑞安間等を航行す。

民船の此に出入するもの少なからず、其種類航行地等大體次の如し。

沙船　溫州、寧波、乍浦、漳州等の間を航行す
閩船　溫州、福州、興化、泉州、漳州の間を航行す
烏艚、白底、尖頭　魚類運送の爲に使用せられ溫州、玉環、坎門、蒲州の間を往來す
航船　旅客船にして瑞安との間を航行す
梭船　旅客船にして青田、處州との間を航行す

尚溫州港出入汽船民船の統計表は下の如し。

海關出入船舶累年統計（一般章程によるもの）

年度	外洋航行船		洋式篷船		計	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
一九一一	一四四	八八、六八二	四八	六、九一四	一九二	九五、五九六
一九一二	一七二	一一〇、五六六	四八	六、六四〇	二二〇	一一七、二〇六
一九一三	一八二	一〇九、三六二	四二	四、八〇六	二二四	一一四、一六八
一九一四	二五六	一一二、四二六	五五	五、七五九	三一一	一一八、一八五
一九一五	三八七	一四九、五九三	七四	六、九二四	四六一	一五六、五一七
一九一六	四四三	一七〇、八四九	八五	六、五〇二	五二八	一七七、三五一
一九一七	三五八	一三一、〇七四	一〇八	一〇、四八四	四六六	一四一、五五八
一九一八	三八二	一二四、八二二	一三五	一四、〇七五	五一七	一三八、八九七
一九一九	四〇八	一五〇、〇二六	一九七	一九、三〇三	六〇五	一六九、三二九
一九二〇	一一七	七七、七五五	二四〇	二四、五七九	三五七	一〇二、三三四

海關出入船舶累年統計（內港行輪章程によるもの）

年度	和蘭船 隻数	和蘭船 噸数	支那船 隻数	支那船 噸数	計 隻数	計 噸数
一九一一	—	—	一、二四二	六五、四二〇	一、二四二	六五、四二〇
一九一二	—	—	一、四九四	六七、三七〇	一、四九四	七六七〇三、
一九一三	—	—	二、二四四	五三、七五六	二、二四四	五三、七五六
一九一四	—	—	一、九六四	四九、五一四	一、九六四	四九、五一四
一九一五	—	—	一、六八四	九〇、五四八	一、六八四	九〇、五四八
一九一六	—	—	一、六九一	一一二、五七四	一、六九一	一一二、五七四
一九一七	—	—	一、七一二	八九、〇五〇	一、七一二	八九、〇五〇
一九一八	—	—	一、七二二	九一、二三四	一、七二二	九一、二三四
一九一九	—	—	一、七五六	九九、五五四	一、七五六	九九、五五四
一九二〇	二	六二	一、九〇二	一〇六、三八八	一、九〇四	一〇六、四五〇

海關經由出入船舶國籍別（一九二〇年）

國籍	外洋航行船 隻数	外洋航行船 噸数	洋式蒸汽船 隻数	洋式蒸汽船 噸数	計 隻数	計 噸数
米國	四	六一二	—	—	四	六一二
日本	二	二〇	—	—	二	二〇
支那	一一一	七七、一二三	二四〇	二四、五七九	三五一	一〇一、七〇二
計	一一七	七七、七五五	二四〇	二四、五七九	三五七	一〇二、三三四

常關出入民船累年總計

年度	香港 隻	香港 擔	上海 隻	上海 擔	山東 隻	山東 擔	江蘇 隻	江蘇 擔	福建 隻	福建 擔

年度	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔
一九一一	—	—	一三七	二五、四〇〇	—	—	五一九	二八一、八〇〇	五五九	三三〇、三〇〇
一九一二	—	—	一三一	五三、[illegible]〇〇	—	—	四三九	二三五、一〇〇	五二七	三三四、六〇〇
一九一三	—	—	一四四	六七、三〇〇	—	—	六九八	三三八、五〇〇	六四二	二八〇、一〇〇
一九一四	—	—	一三六	六一、四〇〇	—	—	九〇二	四三三、六〇〇	六七二	三三四、五〇〇
一九一五	—	—	一五〇	六六、〇〇〇	—	—	八九四	四四四、五〇〇	八五三	二八五、七〇〇
一九一六	—	—	一四〇	八四、八〇〇	二	二、〇〇〇	六九九	三六五、〇〇〇	九七六	四八四、三〇〇
一九一七	二	一、四〇〇	五	二一七、八〇〇	六	七、五〇〇	七九五	四七七、三〇〇	九八五	六三七、一〇〇
一九一八	四	二、四〇〇	二〇〇	一八八、五〇〇	八	九、七〇〇	一、三六八	九一四、四〇〇	八九九	六九九、三〇〇
一九一九	五	二、八〇〇	六八	六六、〇〇〇	六	九、〇〇〇	一、四一九	九七八、三〇〇	八四五	七七四、〇〇〇
一九二〇	五	五、五〇〇	二一	一九、九〇〇	六	八、七〇〇	一、七七九	九八二、五〇〇	一、五一六	一、一七五、〇〇〇

同上

年度	廣東		寧波		乍浦		紹興		臺州	
	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔
一九一一	—	—	三四九	一九一、三〇〇	一七八	九六、三〇〇	—	—	—	—
一九一二	—	—	三三九	三八、〇〇〇	四三	三一、四〇〇	—	—	—	—
一九一三	—	—	三〇〇	一二四、二〇〇	九七	四五、〇〇〇	—	—	四三	三一、七〇〇
一九一四	—	—	三九九	一八一、五〇〇	一二五	五八、二〇〇	—	—	六三	三七、〇〇〇
一九一五	—	—	二五五	三三一、〇〇〇	一一三	六〇、八〇〇	—	—	八六	五三、七〇〇
一九一六	—	—	一三七	七七、八〇〇	一一四	七〇、二〇〇	—	—	一一四	八一、八〇〇
一九一七	—	—	一七四	九四、二〇〇	一〇七	六四、九〇〇	—	—	一三五	六七、五〇〇
一九一八	四	一〇、五〇〇	二九〇	一七三、四〇〇	九八	六六、七〇〇	—	—	一三一	六九、五〇〇
一九一九	三	一七、三〇〇	二八五	一八七、三〇〇	一一九	七八、三〇〇	六	四、五〇〇	一四四	九六、〇〇〇

一九二〇	一九	一八、三〇〇	三三五	一五〇、七〇〇	一六〇	七三、九〇〇	三	二、六〇〇	七九	五〇、七〇〇

同上

年度	玉環		平陽		樂清		滬嶠		計	
	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔	隻	擔
一九一一	—	—	—	—	—	—	四、二七四	四二七、七〇〇	六、〇〇六	一、二七二、六〇〇
一九一二	—	—	—	—	—	—	三、〇九四	三〇九、四〇〇	四、四七二	九六四、三〇〇
一九一三	三	一、一〇〇	八七	四五、七〇〇	—	—	一〇、四七〇	一、〇四七、〇〇〇	一二、四八五	一、九五〇、九〇〇
一九一四	—	—	一三五	六八、〇〇〇	六八	一九、一〇〇	一三、一九二	一、三一九、二〇〇	一四、六八〇	二、三一一、五〇〇
一九一五	七	三、四〇〇	三三三	一一五、四〇〇	三四	三八、〇〇〇	一〇、七九〇	一、〇七九、〇〇〇	一三、五〇二	三、二六六、〇〇〇
一九一六	一〇	四、三〇〇	二七六	一八四、三〇〇	二九九	一三四、三〇〇	一一、九六〇	一、一九六、〇〇〇	一四、七二四	二、六八四、三〇〇
一九一七	三	三、八〇〇	三〇七	二一三、〇〇〇	四二三	一九一、三〇〇	四、八六二	四八六、二〇〇	七、九五〇	二、三五二、〇〇〇
一九一八	一五	六、三〇〇	四二四	二三四、〇〇〇	五一八	二六五、〇〇〇	四、四六〇	四四六、〇〇〇	八、四一九	三、〇七四、六〇〇
一九一九	二三	七、五〇〇	五三二	二三五、四〇〇	六七二	四七〇、五〇〇	四、三七二	五九六、一〇〇	八、五〇一	三、六二三、一〇〇
一九二〇	三	二、一〇〇	二九四	一三五、九〇〇	九一	九三、七〇〇	三、五七〇	三三一、五八〇	七、八二七	二、九四八、九八〇

茶

溫州より輸移出せらるゝ茶は、海關及常關を合し二萬擔内外にして大なるものに非ずと雖も其輸出品の大宗たり、而も紅茶に於ては浙江省唯一の輸出港とす、而して當初開港の際は茶輸出に於て發展の見るべきものあらんと期待せられたれども、事實は之れに符せず、其産品は從來紅茶

綠茶相伯仲し居りしが、近來紅茶は漢口茶に壓倒せられ、漸次其生產額を減じたり、綠茶も亦一九〇一年米國に於ける着色茶輸入禁止の影響を受け、着色茶禁止を嚴命するも、生產者は容易に着色の風を改めざるを以て近來米國に仕向けらるゝもの漸く減じ、露國及英國に仕向けらるゝものの多きを加ふるに至れり。

溫州縣下の茶產地は次の如し。

瑞安縣　聖井　會同　潘排　永嘉縣　茶山　烏牛

平陽縣　南港　北港　樂淸縣　雁陽

以上の中平陽縣下の南港北港は、溫州府下の茶の主產地と稱することを得べく、府下總產額の約五割は此地方より產出せらる。

當港より輸出せらるゝ茶は殆ど溫州府下の大部分を占むるが故に、少くも海關報告の示す輸茶二萬乃至二萬五千擔の產ありと見るべく、尚此外約二割の消費額を加算せば、二萬五千擔乃三萬擔と算するを得べし。

其大部分は綠茶にして約一萬二、三千擔を占め、紅茶は漸減の傾向あり、蓋し之れを製造方法より區別する時は、紅茶綠茶の二種あり、紅茶は普通白毫に屬するものにして、茶葉に柔軟綿の如き白色の細毛あり、而して紅茶は其荷造の方法より更に箱紅茶簍紅茶に區別せらる、箱紅茶は上

等品にして精製茶に屬し、海外に輸出せられ、簍紅茶は罐詰として內地の需要に充つ故に品質劣等なり。

綠茶は概して小珠大珠に屬し、小珠には麻珠貢珠等の種類あれども、品質良好なるは麻珠にして最多し、大珠には蚕目、蟻目、蝦目、蝶目、蝦目及蛾目等の種類ありて、普通品たる蝦目最も多し、陰曆穀雨前に摘葉したるものは雨前と稱し鳳眉、珍眉、秀眉等の種類あり。

其他精茶卽ち輸出向のものは箱茶又は洋莊茶と云ひ、精製せざるものは、毛茶又は店莊茶と稱す、箱茶には長圓二種の區別あり、圓茶に屬するものにして蝦目、麻珠、珍珠、貢珠等あり、長茶に屬するものに斜眉、鳳眉、蛾眉、秀眉、茅雨、眉雨等あり、尙長茶に屬するものに特に印度向の品に貢熙、眉熙の二種あり茅雨、眉雨の二種は當地茶の品質上製造甚だ困難なるを以て之を製造せず、此種の茶は徽州茶にして始めて精く製造するを得るものとす。

當地方の茶商に四種あり、山內に於ける生產人、牙戶、茶行及特許商卽ち是なり、牙戶は茶行に代り山內に於て隨時毛茶買入に從事するものにして、茶行は總て溫州に在り、牙戶より買入れたる毛茶を以て、箱茶を製し、之を直接上海に輸出し、若し上海に取引先なき時は特許商を經て上海に送る、特許商は農工商部の特許を得、上海茶商の委託を受け、茶行若くは山內に於て常に適當の取引先を有せざる生產人より毛茶若くは箱茶の仕入をなす、此種の特許商は上海の茶商に對

し貨價百分の二の口錢を收む、而して是等の商人は未だ取引先を有せざる生產者、及び溫州の茶

溫州市街（西門外）

行に對し利益を壟斷し得る有利なる營業なるを以て、特許を受くる際も少からざる特許料を納むるを要す、目下溫州に於ける特許商は李永茂、裕泰隆、信昌公の三家なり。

茶行は牙戶に對し貨價百分の二の口錢を支拂ふものにして、此種の商人は隨時開業するを得、故に安徽商人が茶季節にのみ態々當地に來り營業するもの多し、是溫州人は進取の氣象に乏しく自ら茶葉を買入れ、上海に輸出せるが如き、大膽なる取引をなすものなきが爲なりと云ふ。

溫州の茶の取引盛なるは大南門內外にして、其取引に從事する茶商の主なるもの次の如し。

永泰祥　謙順隆　公愼和（英國商）　公茂昌　廣試昌

公和隆　宜春　同孚　同泰

此等は茶の精製を行ふものにして、何れも女工約三百人男工有人をす百。
山内より牙戸の仕入來りたる茶を良否二種に區分し、之を直徑一尺二三寸深さ八九寸の鍋に入れ、炭火を以て乾燥し、篩に掛けて茶葉を整頓し、輸出向箱茶となす、近來着色茶米國に於て禁止せられ居るを以て、工程は如上の如く簡單なり。
茶棧は多く安徽人にして、茶季節に至れば相當の資金を携帶し來り茶棧を開始し、茶行（特許商）の周旋に由り數人の牙戸を傭入れ、山内に至り茶の買入に從事せしむ、牙戸は買入れたる茶を籠詰となし、運河にて溫州に送致し、之を集めて精製し牙行の手を通じて、上海に輸出するものとす、茶行の收むる手數料は百分の二を原則とす。
主產地たる平陽より運河を通じて溫州に運搬せらるる此距離約百二十支里にして、荷造は竹皮にて作製したる裝簍と稱する特殊の籠にして、百斤入及び六十斤入の二種あり、而して茶棧にて再製せられたる茶は、先づ鉛錫合金製の薄袋に入れ更に彩色せる箱に納め、其上を簍倣と稱する籠にて包裝するものにして、一個五十斤を普通とす、二個を以て一擔となす。

木材

木材は當地物產中の一にして、原產地は上流處州府下一帶とす、其種類は杉材、杉板、松材、

松板を主とす、就中杉材最も多し、當地に輸入せらるゝもの一年約四十萬元に達し、處州より筏を組み來り、西門外材木問屋に賣渡すものとす、而して當地に於て消費せらるゝもの甚だ少く、多くは更に他に移出せらる、其移出先は鎭江最も多く、上海乍浦臺州之れに次ぐ、當地木材商は陳裕生、同春恒、豊貿林等主なるものにして、是等材木商は多く西門外に居を占め、此には材木の貯藏場あり、巨多の材木及竹材存貯せらる。

招商局支店

油業

甌江上流地方は茶油桐油の産出多く、殊に處州地方産額多きが、是等油類は一度溫州に集り、更に他に輸出せらるゝが爲に、油業は此地の重要なる營業なり、其内の桐油は主として建幫（福建客商）の取扱にして、彼等は之れを本省に送り、同省産の髹漆用に用ふ。

煙草

溫州に於ける煙草は重要なる特產品にして、其產地は處州府下松陽遂昌各縣を主とす。

溫州葉煙草は白葉若くは溫州白葉又は瑞安葉或は松陽葉等と稱し、年生產額一萬擔內外なりと雖も、處州溫州府下各地より當港を經て輸出せらるゝものは、新舊兩關を合し約二萬擔にして、內臺灣に輸出せらるゝもの三四千擔なり、葉質は粗大にして其特質とも稱すべきは、葉肉薄く光澤あり、薄黃色にして彈力無く香味薄く脂少し、故に單獨刻莨の材料として不適當にして他葉と混じ和色調味料たるに適す。

當地に於ける煙草問屋には東美、正記、洽記、怡和、謙記、合記、新昌及び深順等あり、是等各店は松陽及び溫州白葉の委託販賣及び輸送等を業とし、稀には自ら買出等をなすものあり、上海向出廻り品は多く是等委託販賣品なり、委託販賣の口錢は賣上高の二%にして、彼等は厦門汕頭等の煙商の註文に由り內地に入り買付に從事することあり

當地葉煙草は從來其一部臺灣に輸出せられ　りしが、臺灣の我が版圖に入りてより、此に於て煙草專賣の制度設けられ、支那方面に對する原料煙草の買付は、三井物產會社に於て一手に取扱ひ居たりしも、大正元年より上海伊藤商行亦之に從事し大に起色あり、從前溫州地方にては彼の

三聯單章程協定せられざりしを以て日本商人は三聯單使用の權利なく、支那人と同種なる釐金を課せられしが、明治四十二年八月中上海日本總領事と浙江巡撫との間に三聯單章程協定せられ爾來日商は三聯單に依り子口半税を以て隨時輸出するを得るに至り、葉煙草出廻期には臺灣より之れが積取の爲に汽船の入港するを常とす。

工　業

溫州に於ける新式工業としては、未だ何等見るべき發達をなすに至らず、家內工業を營めるのみ。

雨傘製造業

紙製雨傘は當地手工品の主要なるものにして、此附近一帶竹材豊富なると、桐油の產多きが爲其製造盛なるに至りしものにして、一年約四十萬本の輸移出あり、之に溫州にて使用するもの及び他省向のものを加ふる時は、約六十萬本に達すべし、而して其仕向地に依り多少製法を異にす。

絹　織　物

當地よりは甌綢と稱せらるゝ絹織物を出す、品質丈夫にして、能く洗濯に堪ゆと云ふ、然れども未だよく他に移出するに至らず、一戶約七、八臺の織機を備へて製織に從事せり、織工は殆ど全

部男工なり、而絹製織を業とする主なる屋號を擧ぐれば次の如し。

店名	織機數	店名	織機數	店名	織機數	店名	織機數
慶日順	一二	丁順發	五	葉永泰	一〇	協源盛	七
陳恒隆	一二	怡業盛	七	翁春生	五		

外商

溫州に於ける邦人商としては小林ライオンの出張所あり、其他英商亞細亞石油公司支店英米煙公司支店等あり。

傳道

ローマ舊教は早く此地に會堂を設け、布教に從事したるが、城内にある其教會は甚だ廣大なるものなり。

英國メソヂスト教會も多年此地の傳導に從事し、其教會は千人を容るゝに足る大建築なり、本教會にては一九〇三年に支那人學生の爲に一 College を建設せり、學生二百人を收容し得べく、內百名は寄宿せしめ得、又其後一九〇六年には規模雄大なる一病院を建設せり、本館の外左右兩翼の二棟あり、二百人の患者を收容し得べく、設備能く整へり。

城內にある Foundling Hospital は一七四八年の創立にして、百以上の寢臺を有し、當地方に最も信用あり、施療をなし大に人民より信賴せらる。

學校

C. I. M. Girls' School

支那內地敎會の設立にして女子の小學校及中等學校なり、一八七五年の設立にして生徒數十名を有す。

崇眞兩等學堂 (Revere Truth Upper & Lower Primary School)

一八六九年支那內地敎會の設立せる處にして、男子に小學程度及中學程度の敎育を施す、在校生四十餘名なり。

浙江省立第十中學校

浙江省立中學校にして、生徒五百名を有す

藝文學校 (United Methodist College)

メソヂスト敎會の經營にして、一九〇二年の設立なり、現在生徒百三十名を有す、尚本敎會は別に女學校をも經營す。

大正十一年十月二十日印刷
大正十一年十月二十三日發行

定價金五圓

東京市赤坂區溜池町二番地
著作兼發行者　財團法人　東亞同文會調査編纂部
右代表者　一宮房治郎

東京市麴町區紀尾井町三番地
印刷者　金澤求也

東京市麴町區紀尾井町三番地
印刷所　元眞社

東京市赤坂區溜池町二番地
發行所　財團法人　東亞同文會調査編纂部
電話：芝一二一四番　一二二五番
振替口座東京九七三〇番

建築

設計
製圖
監督

上海四川路五十二號

設樂(シダラ)原田建築事務所

電話中央二三六三番

建築士
工學士　原田俊雄

S. NEGAMI.

CONSULTING ARCHITECTS
AND CIVIL ENGINEERS

No. 7 MAGNOLIA TERRECE
NORTH SZECHUEN ROAD EXT'
SHANGHAI.
TEL NORTH 2632

土木建築
設計監督
測量製圖

上海乍浦路一一九號

岡野建築事務所

電話北二八七

滋養豊富

牛乳

精乳社

上海韜朋路廿號
電話「東」三六〇

輸出入及
製造販買

紫檀細工
各種工藝品
和洋家具
工場用品
各種木材

◇91◇

山崎商行販賣部

上海瑪禮遜路十、十一、十二號
電話北三三二四番

紫檀細工類
其他 販賣
支那珍品各種

上海文路百貳拾壹號

高木商店

上海閔行路五十五號（豊陽館横）

宜興焼江西焼
紫檀物卸小賣

和田商店

電話北三五〇九

本店雜貨商

大阪市東區心齋橋瓦町東入北側

森重號

電本局二九四四番
振替口座大阪一七八一三番

紫檀細工
支那陶器
籐椅子類
楠鞄

商◇RE◇

榎本商店

上海楊樹浦路千三百十二號

外見と實質とを備へ驚く程安い